令和６年度
食料・農業・農村の動向

令和６年度
食料・農業・農村施策

第217回国会（常会）提出

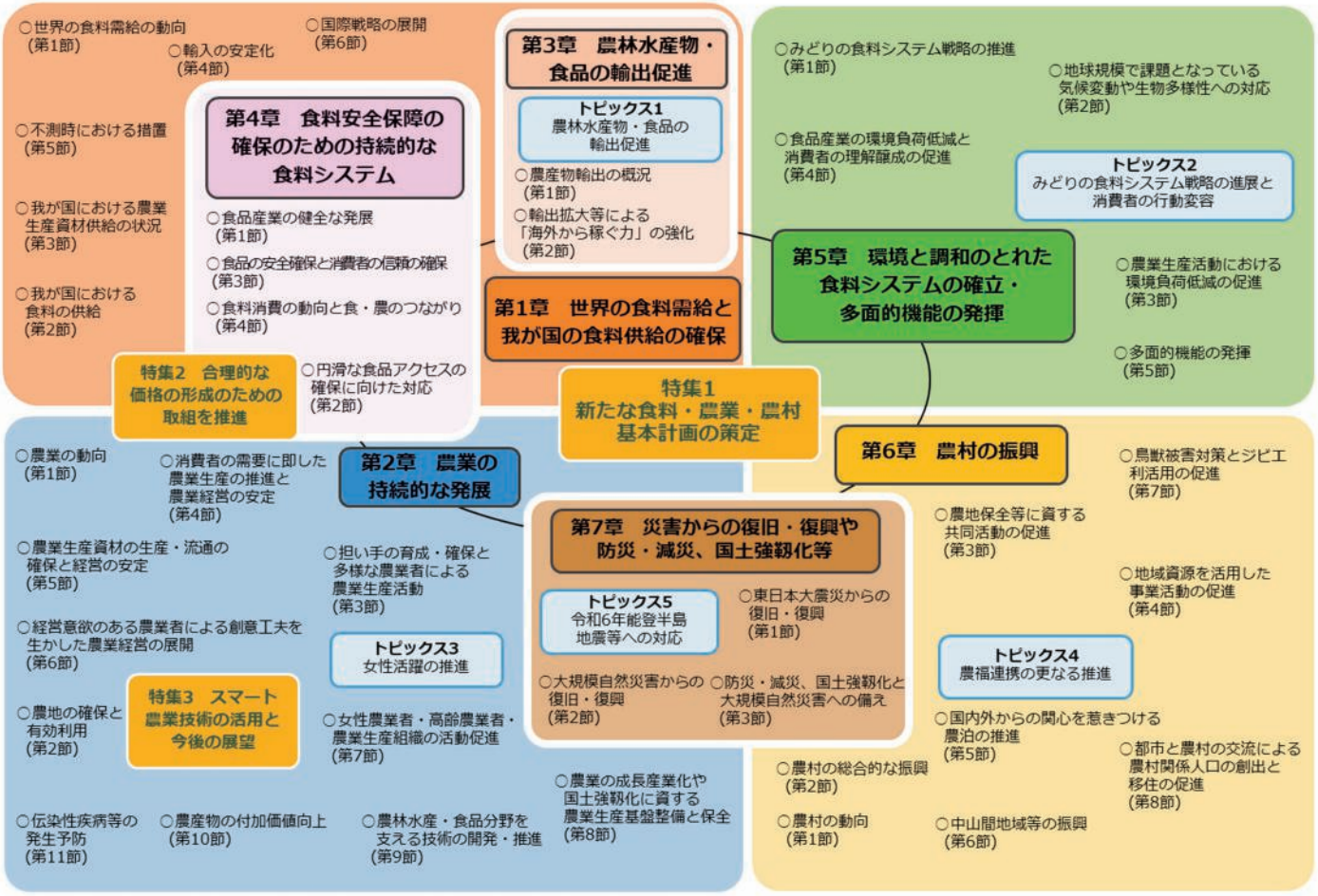
この文書は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第16条の規定に基づく令和6年度の食料・農業・農村の動向及び講じた施策について報告を行うものである。

令和６年度
食料・農業・農村の動向

令和６年度
食料・農業・農村施策

第217回国会（常会）提出

令和６年度食料・農業・農村白書の記載項目に係る俯瞰図



○　本資料については、特に断りがない限り、令和7(2025)年3月末時点で把握可能な情報を基に記載しています。
○　本資料に記載した数値は、原則として四捨五入しており、合計等とは一致しない場合があります。
○　本資料に記載した地図は、必ずしも、我が国の領土を包括的に示すものではありません。

目次

第1部 食料・農業・農村の動向

はじめに …… 1

特集1 新たな食料・農業・農村基本計画の策定 …… 4
（1）新たな食料・農業・農村基本計画の策定の経緯 …… 4
（2）新たな食料・農業・農村基本計画の概要 …… 5

特集2 合理的な価格の形成のための取組を推進 …… 18
（1）農産物と農業生産資材の価格動向と課題 …… 18
（2）合理的な価格の形成に向けた取組が進展 …… 19
（3）消費者の理解醸成に向けて …… 22

特集3 スマート農業技術の活用と今後の展望 …… 24
（1）スマート農業技術の活用の推進 …… 24
（2）スマート農業技術活用促進法に基づく取組 …… 28
（3）スマート農業技術の活用の促進に係る現場での取組 …… 30
（4）今後の展望 …… 34

トピックス1 農林水産物・食品の輸出促進 …… 36
トピックス2 みどりの食料システム戦略の進展と消費者の行動変容 …… 38
トピックス3 女性活躍の推進 …… 41
トピックス4 農福連携の更なる推進 …… 45
トピックス5 令和６年能登半島地震等への対応 …… 49

第1章 世界の食料需給と我が国の食料供給の確保 53

第1節 世界の食料需給の動向 54

(1) 国際的な食料需給の動向 54
(2) 国際的な食料価格の動向 62

第2節 我が国における食料の供給 66

(1) 我が国における食料供給の状況 66
(2) 食料自給率の動向 67
(3) 米の生産動向 70
(4) 麦・大豆の生産動向 72
(5) 油糧作物・甘味資源作物の生産動向 75
(6) 園芸作物の生産動向 76
(7) 主要畜産物の生産動向 79

第3節 我が国における農業生産資材供給の状況 83

第4節 輸入の安定化 90

(1) 我が国における食料輸入等の状況 90
(2) 食料・農業生産資材の安定的な輸入の確保 93

第5節 不測時における措置 95

(1) 不測時における食料安全保障の対応の強化 95
(2) 不測時に備えた備蓄の実施 100

第6節 国際戦略の展開 101

(1) 交渉への対応 101
(2) 国際協力の推進 104

第2章 農業の持続的な発展 107

第1節 農業の動向 108

(1) 農業総産出額の動向 108
(2) 農業経営の動向 112

第2節 農地の確保と有効利用 116

(1) 農地の動向 116
(2) 農地の集積・集約化の推進 119
(3) 地域計画の策定の推進 122
(4) 農業振興地域制度による農用地の確保 124

第３節　担い手の育成・確保と多様な農業者による農業生産活動 …… 126

(1) 農業経営体の動向等 …… 126
(2) 経営継承や新規就農、人材育成・確保等 …… 129
(3) 多様な農業者による農業生産活動等を通じた農地の確保 …… 132

第４節　消費者の需要に即した農業生産の推進と農業経営の安定 …… 134

(1) 需要に応じた生産の推進と流通・加工の合理化 …… 134
(2) 畜産・酪農の経営安定を通じた生産基盤の強化 …… 137
(3) 新たな需要に応える園芸作物等の生産体制の強化 …… 140
(4) 米政策の着実な推進 …… 142
(5) 麦・大豆の需要に応じた生産の更なる拡大 …… 147
(6) GAP(農業生産工程管理)の推進 …… 148
(7) 効果的な農作業安全対策の展開 …… 149
(8) 農業経営の安定化に向けた取組の推進 …… 152

第５節　農業生産資材の生産・流通の確保と経営の安定 …… 154

(1) 肥料価格高騰への対応と肥料原料の安定確保 …… 154
(2) 国産飼料の生産・利用の拡大への対応 …… 156
(3) 燃料価格高騰への対応 …… 158
(4) 重点支援地方交付金で地域の実情に応じた取組を支援 …… 158

第６節　経営意欲のある農業者による創意工夫を生かした農業経営の展開 …… 161

(1) 認定農業者制度を通じた経営発展の後押し …… 161
(2) 農業経営の法人化の進展と経営基盤の強化 …… 161
(3) 労働環境の整備と労働力の確保 …… 164
(4) 外国人材の労働力確保 …… 167
(5) 農業金融 …… 168

第７節　女性農業者・高齢農業者・農業生産組織の活動促進 …… 170

(1) 女性農業者の活動促進 …… 170
(2) 高齢農業者の活動促進 …… 174
(3) 農業生産組織の活動促進 …… 176

第８節　農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備と保全 …… 177

(1) 農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備 …… 177
(2) 農業水利施設の戦略的な保全管理 …… 181
(3) 農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策 …… 184
(4) 農業生産基盤の整備・保全に向けた施策の推進 …… 185

第９節　農林水産・食品分野を支える技術の開発・推進 …… 187
（1）イノベーションの創出・技術開発の推進 …… 187
（2）農業の展開におけるデジタル化の推進 …… 191
第10節　農産物の付加価値向上 …… 193
（1）知的財産の保護・活用の推進 …… 193
（2）新たな品種の導入促進 …… 202
第11節　伝染性疾病等の発生予防 …… 204
（1）家畜防疫の推進 …… 204
（2）植物防疫の推進 …… 207
第3章　農林水産物・食品の輸出促進 …… 209
第1節　農産物輸出の概況 …… 210
（1）農林水産物・食品の輸出額 …… 210
（2）主な輸出重点品目の取組状況 …… 212
第2節　輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化 …… 215
（1）実行戦略の基本的な考え方 …… 215
（2）我が国の強みを最大限に発揮するための取組 …… 215
（3）マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者を後押し …… 219
（4）省庁の垣根を超え政府一体として輸出の障害を克服 …… 222
（5）食品産業の海外展開とインバウンドによる食関連消費の拡大 …… 224
第4章　食料安全保障の確保のための持続的な食料システム …… 227
第1節　食品産業の健全な発展 …… 228
（1）食品産業の競争力の強化 …… 228
（2）食品流通の合理化 …… 232
（3）規格・認証の活用 …… 235
第2節　円滑な食品アクセスの確保に向けた対応 …… 236
（1）食品アクセスの状況 …… 236
（2）円滑な食品アクセスの確保に向けた対応 …… 237
第3節　食品の安全確保と消費者の信頼の確保 …… 242
（1）科学的知見等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化 …… 242
（2）食品に対する消費者の信頼の確保 …… 246

第４節　食料消費の動向と食・農のつながり …… 249

（1）食料消費の動向 …… 249
（2）農産物・食品価格の動向 …… 255
（3）国産農産物の消費拡大に向けた対応 …… 257
（4）食育の推進 …… 262
（5）地産地消の推進 …… 264
（6）和食文化の保護・継承 …… 265
（7）消費者と生産者の関係強化 …… 266

第5章　環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮 …… 271

第１節　みどりの食料システム戦略の推進 …… 272

（1）食料・農林水産業を取り巻く環境の動向 …… 272
（2）みどり戦略の実現に向けた施策の展開 …… 273
（3）みどり戦略に基づく取組の世界への発信 …… 277

第２節　地球規模で課題となっている気候変動や生物多様性への対応 …… 278

（1）地球温暖化対策の推進 …… 278
（2）カーボン・クレジットの取組拡大の促進 …… 282
（3）生物多様性の保全と利用の推進 …… 284

第３節　農業生産活動における環境負荷低減の促進 …… 287

（1）化学肥料・化学農薬の使用低減の推進 …… 287
（2）有機農業の推進 …… 289
（3）環境保全型農業直接支払制度の推進 …… 293
（4）土づくりや廃プラスチック対策の推進 …… 295

第４節　食品産業の環境負荷低減と消費者の理解醸成の促進 …… 297

（1）持続可能な食品産業への転換 …… 297
（2）ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立 …… 298
（3）食品ロスの削減、リサイクルの推進 …… 299
（4）消費者の環境や持続可能性への理解醸成 …… 302

第５節　多面的機能の発揮 …… 304

（1）農業・農村の多面的機能 …… 304
（2）多面的機能に関する国民の理解の促進 …… 307

第6章 農村の振興 309

第1節 農村の動向 310

(1) 農村人口の動向 310
(2) 農業集落の動向 312

第2節 農村の総合的な振興 314

(1) 農村の活性化に向けた取組の推進 314
(2) 生活インフラ等の確保 316
(3) 地域コミュニティ機能の維持・強化 318
(4) 多様な人材の活躍による地域課題の解決 320
(5) 地域を支える体制・人材づくり 322

第3節 農地保全等に資する共同活動の促進 324

(1) 地域資源の保全管理の状況 324
(2) 末端農業インフラの保全管理 327

第4節 地域資源を活用した事業活動の促進 329

(1) 地域資源活用価値創出の取組の推進 329
(2) バイオマスや再生可能エネルギーの利活用の推進 332

第5節 国内外からの関心を惹きつける農泊の推進 337

第6節 中山間地域等の振興 340

(1) 中山間地域農業の振興 340
(2) 中山間地域等直接支払制度の現状と課題 343

第7節 鳥獣被害対策とジビエ利活用の促進 345

(1) 鳥獣被害対策の推進 345
(2) ジビエ利活用の拡大 348

第8節 都市と農村の交流による農村関係人口の創出と移住の促進 351

(1) 農村関係人口の創出・拡大 351
(2) 移住・定住、二地域居住の促進 355
(3) 農村の魅力の発信 357
(4) 都市農業の推進 360

第7章 災害からの復旧・復興や防災・減災、国土強靱化等 …… 363

第１節　東日本大震災からの復旧・復興 …… 364

（1）地震・津波災害からの復旧・復興の状況 …… 364
（2）原子力災害からの復旧・復興の状況 …… 365

第２節　大規模自然災害からの復旧・復興 …… 370

（1）近年の大規模自然災害からの復旧・復興の状況 …… 370
（2）令和6(2024)年における自然災害からの復旧 …… 372

第３節　防災・減災、国土強靱化と大規模自然災害への備え …… 374

（1）防災・減災、国土強靱化対策の推進 …… 374
（2）災害等への備えと損失の補塡 …… 376

農業・農村の活性化を目指して
－令和6(2024)年度農林水産祭天皇杯等受賞者事例紹介－ …… 378

利用者のために …… 381

第2部　令和6年度　食料・農業・農村施策

概説 …… 385

1　施策の重点 …… 385
2　財政措置 …… 385
3　立法措置等 …… 385
4　税制上の措置 …… 385
5　金融措置 …… 386

Ⅰ　食料自給率の向上等に向けた施策 …… 386

1　食料自給率の向上等に向けた取組 …… 386
2　主要品目ごとの生産努力目標の実現に向けた施策 …… 387

Ⅱ　食料安全保障の確保に関する施策 …… 389

1　新たな価値の創出による需要の開拓 …… 389
2　グローバルマーケットの戦略的な開拓 …… 391
3　消費者と食・農とのつながりの深化 …… 393
4　国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保 …… 394
5　食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立 …… 396
6　円滑な食品アクセスの確保と合理的な価格の形成に向けた対応 …… 399
7　TPP等新たな国際環境への対応、今後の交渉への戦略的な対応 …… 399

Ⅲ　環境と調和のとれた食料システムの確立に関する施策 …… 399

1　みどりの食料システム戦略の推進 …… 399
2　気候変動への対応等環境政策の推進 …… 400

Ⅳ　農業の持続的な発展に関する施策 …… 401

1　力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保 …… 401
2　農業現場を支える多様な人材や主体の活躍 …… 403
3　担い手等への農地集積・集約化と農地の確保 …… 403
4　農業経営の安定化に向けた取組の推進 …… 404
5　農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備 …… 404
6　需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化 …… 405
7　情報通信技術等の活用による農業生産・流通現場のイノベーションの促進 …… 409

Ⅴ　農村の振興に関する施策 …… 411

1　地域資源を活用した所得と雇用機会の確保 …… 411
2　中山間地域等を始めとする農村に人が住み続けるための条件整備 …… 413
3　農村を支える新たな動きや活力の創出 …… 416
4　農村振興施策を継続的に進めるための関係府省で連携した仕組みづくり …… 417
5　地方創生2.0に基づいた農山漁村の地方創生の推進 …… 417

Ⅵ　東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応に関する施策 …… 417

1　東日本大震災からの復旧・復興 …… 417
2　大規模自然災害への備え …… 419
3　大規模自然災害からの復旧 …… 420

Ⅶ　団体に関する施策 …… 420

Ⅷ　食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成に関する施策 …… 421

Ⅸ　食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 …… 421

1　国民視点や地域の実態に即した施策の展開 …… 421
2　EBPMと施策の進捗管理及び評価の推進 …… 421
3　効果的かつ効率的な施策の推進体制 …… 421
4　行政のデジタルトランスフォーメーションの推進 …… 422
5　幅広い関係者の参画と関係府省の連携による施策の推進 …… 422
6　SDGsに貢献する環境に配慮した施策の展開 …… 422
7　財政措置の効率的かつ重点的な運用 …… 422

第1部

食料・農業・農村の動向

はじめに

「令和6年度食料・農業・農村の動向」（以下「本報告書」という。）は、食料、農業及び農村の動向並びに食料、農業及び農村に関して講じた施策に関する報告として、食料・農業・農村基本法に基づき、毎年、国会に提出しているものです。

我が国の食料・農業・農村をめぐる情勢は、国際情勢の不安定化や気候変動による異常気象の頻発化、人口減少や高齢化により大きく変化しています。このような中、令和6(2024)年6月に農政の憲法とも言われる食料・農業・農村基本法が改正されました。そして、同法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるべく、新たな食料・農業・農村基本計画の策定が進められました。

このような背景を踏まえ、本報告書では、「新たな食料・農業・農村基本計画の策定」のほか、持続的な食料供給の実現に向け、コストを考慮した価格形成に係る環境整備等を内容とする「合理的な価格の形成のための取組を推進」、令和6(2024)年10月に施行されたスマート農業技術活用促進法に基づく取組等を内容とする「スマート農業技術の活用と今後の展望」の三つを特集として記述しています。

また、トピックスでは、令和6(2024)年度における特徴的な動きとして、「農林水産物・食品の輸出促進」のほか、「みどりの食料システム戦略の進展と消費者の行動変容」、「女性活躍の推進」、「農福連携の更なる推進」、「令和6年能登半島地震等への対応」の五つのテーマを取り上げています。

特集、トピックスに続いては、世界の食料需給の動向や我が国における食料供給の動向等を内容とする「世界の食料需給と我が国の食料供給の確保」、担い手の育成・確保や農地の動向、地域計画の策定等を内容とする「農業の持続的な発展」を記述しています。また、新たに「農林水産物・食品の輸出促進」や、食品産業や食品アクセスの確保等を内容とする「食料安全保障の確保のための持続的な食料システム」を章立てするとともに、みどりの食料システム戦略の推進等を内容とする「環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮」や、農村人口の動向や農村における活力の創出等を内容とする「農村の振興」を記述しています。さらに、これらに続けて、「災害からの復旧・復興や防災・減災、国土強靱化等」の章を設け、合計で七つの章立てとしています。

本報告書の記述分野は多岐にわたりますが、統計データの分析や解説だけでなく、全国各地で展開されている取組事例等を可能な限り紹介し、写真も交えて分かりやすい内容とすることを目指しました。また、QRコードも活用し、関連する農林水産省ウェブサイト等を参照できるようにしています。本報告書を通じて、我が国の食料・農業・農村に対する国民の関心と理解が一層深まることを期待します。

特集

1　新たな食料・農業・農村基本計画の策定
2　合理的な価格の形成のための取組を推進
3　スマート農業技術の活用と今後の展望

特集1　新たな食料・農業・農村基本計画の策定

世界及び我が国の食料をめぐる情勢が大きく変化していることを受け、令和6(2024)年6月に食料・農業・農村基本法が改正されました。

本特集では、改正食料・農業・農村基本法(以下「改正基本法」という。)に基づく新たな食料・農業・農村基本計画(以下「基本計画」という。)の概要について、議論の経過にも触れつつ紹介します。

(1) 新たな食料・農業・農村基本計画の策定の経緯

(新たな食料・農業・農村基本計画)

従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証や評価、今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、令和6(2024)年6月に食料・農業・農村基本法が改正されました。この改正基本法の基本理念の実現に向けて具体的な施策を集中的に実施していくために、基本的な施策の方向性を示すのが、基本計画です。

新たな基本計画では、改正基本法の基本理念として掲げた「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」の実現に向けて、食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針、食料安全保障の動向に関する事項、食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標、食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めています。

新たな基本計画は、激動する国際情勢や人口減少等の国内状況の変化等の中にあっても、平時からの食料安全保障を実現する観点から、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるため、その計画期間を5年間としています。

また、新たな基本計画の実効性を高めるため、国内外の情勢を含めた現状の把握、その分析による課題の明確化、食料安全保障の確保に関する目標、課題解決のための具体的施策及びその施策の有効性を示すKPI[1]の設定を行うこととし、少なくとも年1回、その目標の達成状況の調査・公表、KPIの検証によりPDCAサイクルによる施策の見直しを行うこととしています。

(議論の経過)

新たな基本計画の策定に当たっては、食料・農業・農村をめぐる情勢等を踏まえ、令和6(2024)年8月に、農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会会長(大橋(おおはし)東京大学副学長)に諮問されました(**図表 特1-1**)。以降、同審議会企画部会において、計12回にわたり審議が行われ、まず、現状分析、課題の分析、検討の視点の整理を行った上で、これを踏まえて、食料安全保障の確保に関する目標、施策の方向性、施策の有効性を示すKPIについて議論が進められました。

また、幅広く国民の意見を聴くため、令和7(2025)年2月に地方意見交換会や意見・要望

[1] Key Performance Indicatorの略で、重要業績評価指標のこと

の募集が行われました。地方意見交換会については全国11か所で実施され、地域の農業者、食品事業者、消費者等の有識者が参加しました。これと並行して、農林水産省のウェブサイト等で国民の皆様から意見・要望を募集し、総計446件の意見・要望が寄せられました。その内訳を見ると、「我が国の食料供給」が134件で最も多く、「全般」(112件)、「環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮」(82件)の順となりました。

その後、新たな基本計画は、同年3月27日に同審議会会長から農林水産大臣に答申されました。

図表 特1-1 食料・農業・農村政策審議会等の開催実績

令和6(2024)年

8月29日	(第1回本審議会、第1回企画部会合同会議)	：諮問、新たな食料・農業・農村基本計画の策定について
10月 2日	(第2回企画部会)	：国民一人一人の食料安全保障・持続可能な食料システム
10月16日	(第3回企画部会)	：環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮、農村の振興
11月 6日	(第4回企画部会)	：我が国の食料供給(農地、人、技術)
11月20日	(第5回企画部会)	：我が国の食料供給(品目、動植物防疫)
12月 4日	(第6回企画部会)	：我が国の食料供給(生産資材の供給、輸入の安定化)、輸出の促進(海外からの収益の拡大)、国際戦略、分野横断的事項(国民理解の醸成、団体間の相互連携等、DXの推進)
12月18日	(第7回企画部会)	：これまでの議論を踏まえた検討の視点の整理

令和7(2025)年

1月22日	(第8回企画部会)	：基本計画骨子(案)
2月 5日	(第9回企画部会)	：基本計画骨子(案)
2月 7日～21日		：意見・要望の募集
2月17日～21日		：地方意見交換会(北海道(札幌、帯広)、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄の計11ブロックで開催)
3月14日	(第10回企画部会)	：基本計画本文(案)
3月21日	(第11回企画部会)	：基本計画本文(案)
3月27日	(第2回本審議会、第12回企画部会合同会議)	：基本計画　答申

資料：農林水産省作成

(2) 新たな食料・農業・農村基本計画の概要

(食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針)

新たな基本計画においては、改正基本法の基本理念の実現を図るのに基本となる食料・農業・農村のそれぞれの分野において講ずべき施策を体系的に整理し、テーマ毎に基本的な方針を示しています。

「我が国の食料供給」は、国内の農業生産の増大を基本とし、これと併せて、国内生産だけでは賄えない食料の安定的な輸入の確保、不測の事態に備えた備蓄を図ることにより行われます。農地、人や農業生産資材等の資源を確保し、それらと、農業生産基盤の整備・保全、先端的技術の開発・普及とが効率的に組み合わされた農業構造へ転換し、土地生産性及び労働生産性を向上させることにより、食料自給力を確保します。この農業の生産性向上と農産物の付加価値向上を通じ、農業経営の収益力を高め、農業者の所得の確保・向上を図ることにより、農業の持続的発展を図ります。

国内への食料供給に加え、今後成長する海外の食市場を取り込み、農林水産物・食品の「輸出の促進」等により、海外から稼ぐ力を強化することで、農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料供給能力を確保します。

「国民一人一人の食料安全保障」を確保するためには、食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携した「持続的な食料システム」を構築して、食料を生産・加工

し、消費者まで供給する必要があり、食料システムの中で重要な役割を担っている食品産業の持続的発展を図るとともに、食料の持続的な供給に要する費用が考慮された合理的な価格形成を推進します。また、物理的アクセスや経済的アクセスの問題に対応した平時からの食品アクセスに加え、不測時の食品アクセスを確保します。

食料システムを持続可能なものとするために、食料供給に携わる事業者の活動の各段階において環境に与える負の側面にも着目し、食料システムで環境への負荷の低減を図り、「環境との調和」を図ります。農村で農業生産活動が適切に行われることにより発揮される「多面的機能」について、環境への負荷低減を図りつつ、適切かつ十分に発揮します。

農村人口の減少下においても、地域社会が維持され、農業の有する食料その他の農産物の供給機能及び多面的機能が発揮されるよう、農業生産基盤の整備・保全、農地の保全に資する共同活動の促進、農村との関わりを持つ者の増加に資する所得の向上や雇用の創出を図る経済面の取組、生活利便性を確保する生活面の取組等を総合的に推進し、「農村の振興」を図ります。

こうした地域政策を、産業政策との車の両輪として実施していくことが重要です。

これらの施策の推進のためには、消費者、国民の理解を得て、共に歩んでいくということが重要であるため、食料・農業・農村に対する理解を深めるだけでなく、食料の持続的な供給に寄与する行動変容につなげるよう、国民理解の醸成を図ります。

自然災害が激甚化・頻発化する中、農業・農村の強靱化等により、安定した農業経営や農村での安全・安心な暮らしを実現します。

また、政府を始めとして、食料の生産から消費に至る各段階の関係者がそれぞれの役割を果たすとともに、関係者が有機的に連携した食料システムをDXの活用等により効率的に機能させることが重要です。

（食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する目標）

新たな基本計画においては、平時からの食料安全保障を実現する観点から、食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保に関する事項の改善が図られるよう、食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する具体的な目標を設定しています（**図表 特1-2**）。

食料自給率については、これまでの供給熱量ベース及び生産額ベースの目標に加え、平時において、国民の日常生活に必要な摂取熱量のどの程度が国産で賄われているかを示すため、国民に供給される食料から食品ロス等を除いた熱量である摂取熱量を分母とし、国内で生産される食料の熱量を分子とする摂取熱量ベースの食料自給率を新たな目標として設定しています。これにより、消費者の食品ロスの削減等への関心が高まり、ひいては食料安全保障にも資すると考えられます。

図表 特1-2 新たな基本計画における目標・KPI

(1)我が国の食料供給

	目標(2030年(年度))		KPI(2030年(年度))	
国内の食料供給	○食料自給率 ・供給熱量ベースの総合食料自給率※1	38%(2023年度)→45%	・品目(青刈りとうもろこし等飼料作物を含む)ごとの生産量・輸出量、単収、作付面積、国内消費仕向量	別表1(省略)
	・生産額ベースの総合食料自給率※2	61%(2023年度)→69%	・麦、大豆、加工・業務用野菜の国産切替量	麦275,000t、大豆125,000t、加工・業務用野菜320,000t
	・摂取熱量ベース食料自給率※3	45%(2023年度)→53%	・国産小麦・大豆の保管数量	国産小麦：28,774t(2023年度)→90,000t 国産大豆：6,258t(2023年度)→25,500t
			・飼料自給率	27%(2023年度)→28%
			・供給熱量ベースの食料国産率※4	47%(2023年度)→54%
			・生産額ベースの食料国産率※5	67%(2023年度)→76%
	○食料の備蓄の確保 (米・麦)		・国産小麦・大豆の保管数量【再掲】	国産小麦：28,774t(2023年度)→90,000t 国産大豆：6,258t(2023年度)→25,500t
食料自給力の確保				
人・農地・技術	サステイナブルな農業構造			
	○49歳以下の担い手※6数	現在の水準(4.8万(2023年))を維持	・農業分野における生産年齢人口(15～64歳)のうち49歳以下のシェア	全産業並に引上げ 農　業：54.3%(2024年) 全産業：64.0%(2024年)
			・地域の方針策定に参画する女性農業者の割合	農業委員：14%(2023年)→30% 農協役員：9.6%(2022年)→20% 土地改良区理事：1.4%(2023年)→10%
			・販売金額に占める主業経営体＋法人等団体経営体シェア	84%(2023年)→9割
			・担い手への農地集積率	60.4%(2023年度)→7割
			(参考指標)農業法人の主要経営指標	損益分岐点比率、売上高営業利益率、売上高経常利益率、自己資本比率、借入金依存度、総資本回転率
	農地の確保			
	○農地面積※7	427万ha(2024年)→412万ha	・農用地区域内の農地面積目標の達成状況	農用地等の確保等に関する基本指針に即して設定
			・農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合※8	100%を維持
			(参考指標)水土里ビジョンを策定した土地改良区の受益面積の割合	0割(2024年度)→8割以上
			・防災対策を講じる優先度が高い防災重点農業用ため池における防災工事の着手割合	約5割(2023年度)→9割以上
	生産性の向上(労働生産性・土地生産性)			
	○1経営体当たりの生産量(生産量/経営体数) ○生産コストの低減※9	47t/経営体(2023年)→86t/経営体(1.8倍) 米：(15ha以上の経営体)11,350円/60kg(2023年)→9,500円/60kg 小麦、大豆：2割減(現状比)	・生産コストの低減※9 米　：(全体)15,944円/60kg(2023年)→13,000円/60kg 小麦：(田)10,400円/60kg(2023年)→9,300円/60kg (畑)7,700円/60kg(2023年)→6,200円/60kg 大豆：(田)22,800円/60kg(2023年)→18,000円/60kg (畑)16,700円/60kg(2023年)→14,600円/60kg	
			・水稲作付面積15ha以上の経営体の面積シェア	約3割(2020年)→5割
			・大区画化等の農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減割合	6割削減(現状比)
			・スマート農業技術を活用した面積の割合	約20%(参考値)(2024年)→50%
			・スマート農業技術活用促進法の開発供給事業の促進の目標に掲げる技術の実用化割合	100%
			・スマート農機の出荷台数割合	25%(2023年)→50%
			・サービス事業者の経営体数	5,701経営体(2020年)→7,900経営体
			・支援対象スタートアップの売上額	3,600億円
			・品目ごとの単収	別表1(省略)
			・多収化や高温耐性などに資する品種の育成	35品種(純増)
			(参考指標)農家のデータ活用割合	58.5%(2024年2月現在)

図表 特1-2 新たな基本計画における目標・KPI(続き)

	生産資材	肥料の安定供給の確保			
		○肥料の国内資源利用拡大と化学肥料原料の備蓄の確保		・リンの国内資源利用割合	25%(2021年度)→40%
				(参考指標)窒素、カリの国内資源利用割合	窒素16%(2021年度)→25% カリ25%(2021年度)→44%
				・りん安、塩化加里の備蓄状況	年間需要量の3か月分
		農薬の安定供給の確保			
		○防除ニーズに対応した農薬の確保		・防除ニーズに対応した新規農薬の登録数	31件(直近5年間(2019年～2023年)累計) →30件(5年間累計)
				(参考指標)農薬の再評価実施数	43件(2021年度～2023年度累計)
				(参考指標)農薬の安定供給に係る数値	207,621t(国内需要量)、218,353t(国内製造量)(令和4年10月～令和5年9月)
		種苗の安定供給の確保			
		○主な穀物の国産種子の完全自給の継続		・稲、麦、大豆の国産種子需要に対する供給率	100%(現状維持)
				(参考指標)野菜種子の安定供給に係る数値(地域別輸入割合) ※輸入元不明の種子は除く。	アジア：19.0%、欧州：29.2%、北米：20.2%、中南米：17.1%、アフリカ：6.0%、オセアニア：8.5%(2023年)
		飼料の備蓄の確保			
		○一時的な輸入停滞等にも対応可能な備蓄の継続		・飼料穀物の備蓄量	約100万t(現状維持)
				(参考指標)飼料作物種子の安定供給に係る数値(地域別輸入割合)	アジア：4.3%、欧州：10.7%、北米：50.2%、中南米：2.2%、アフリカ：0.4%、オセアニア：32.1%(2023年)
				(参考指標)その他の資材(農業機械、青果物用段ボール、農業用フィルム)の安定供給に係る数値	農業機械(製品ベース) ：3,552億円(国内需要量)、 4,720億円(国内製造量)(2023年) 青果物用段ボール ：993,000千m²(国内需要量)、 992,008千m²(国内製造量)(2023年) 農業用フィルム ：73,926t(国内需要量)、 69,085t(国内製造量)(2023年)
	付加価値の向上	○農産物の付加価値の向上		・多収化や高温耐性などに資する品種の育成【再掲】	35品種(純増)
				・地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合	68%(2023年度)→78%
				・食品等の持続的な供給を実現するための食品事業者による取組数	0件(2023年) →1,000件(2030年までの累計)
				・「みえるらべる」のついた商品が通年購入可能な店舗等がある都道府県数	6都府県(2024年度)→47都道府県
				・知的財産を保護・活用し、農産物等の付加価値向上等に取り組んだ優良事例の数	0件(2025年度より実施)→100件
				・GIの登録件数	148件(2024年)→212件
	動植物防疫	○動植物防疫の確実な実施		・農場における飼養衛生管理の自己点検結果	家きん98%(2023年)→100% 豚等96%(2023年)→100%
				・総合防除実践指標(仮称)策定数	0件(2023年度)→470件
	安定的な輸入の確保	○輸入の安定化		・輸入相手国の多様化状況(主要穀物別ウェイト付ハーフィンダール指数※10)	小麦：0.37、大豆：0.47、とうもろこし：0.51(2023年)
				・輸入相手国において我が国輸入事業者が有する調達網への投資実行件数	年約15件(2023年) →年約20件(5年間累計100件)
				・二国間の政府間対話等の枠組数	3(2023年)

※1　品目ごとの国内消費仕向量から見込んだ供給熱量2,190kcalを分母、品目ごとの生産量から見込んだ国産熱量975kcalを分子として計算

※2　品目ごとの国内消費仕向量から見込んだ国内消費仕向額17兆4,277億円を分母、品目ごとの生産額から見込んだ国内生産額12兆968億円を分子として計算

※3　分子は2030年度の国産熱量見込値である975kcalとし、分母を摂取熱量1,850kcalに固定して計算。1,850kcalという数値については、①日本人の成人男性の基礎代謝量が、1,300kcalから1,600kcal程度であり、それを上回る水準であること、②平時における1人1日当たりの平均摂取熱量(国民健康・栄養調査(厚生労働省))の最低値が1,849kcal(2010年)であること、を参考に設定

※4　2030年度の供給熱量見込値である2,190kcalを分母、2030年度の飼料自給率を反映しない国産熱量見込値である1,178kcalを分子として計算

※5　2030年度の国内消費仕向額見込値である17兆4,277億円を分母、2030年度の飼料輸入額を反映しない国内生産額見込値である13兆1,810億円を分子として計算

※6　担い手：認定農業者、認定新規就農者(法人等を除く)

※7　2030年の延べ作付面積の見通しは414万haであり、その場合、耕地利用率は101%となる。

※8　対象となる農地面積は、農業水利施設により農業用水が供給されている水田と畑地(かんがい施設が整備されている畑)の面積の合計であり、2023年時点で284万haである。

※9　基準年(2023年)の資材価格、労賃等に基づき設定。評価にあたっては、その時点の資材価格等の状況を踏まえて検証

※10　資源調達の安定性を定量的に表現する統計手法の一つ。独占状態を1とした場合に0から1の間の数値となり、調達先が分散しているほど0に近づく。

図表 特1-2 新たな基本計画における目標・KPI(続き)

(2)輸出の促進(輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化)

	目標(2030年(年度))		KPI(2030年(年度))	
輸出の促進(輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化)	○農林水産物・食品の輸出額	1.5兆円(2024年)→5兆円(内訳は、農産物(加工食品を含む。)3.6兆円、林産物0.2兆円、水産物1.1兆円のほか、少額貨物0.2兆円。)	・輸出重点品目ごとの輸出額	別表2(省略)
			・大規模に農畜産物の輸出に取り組む産地数	65産地(2024年)→259産地
			・公的機関における海外への品種登録出願に係る判断基準の整備	100%
			・育成者権管理機関の法人化とライセンス先による商業栽培の開始	1件以上(法人化及び商業栽培開始)
	○食品産業の海外展開による収益額	1.6兆円(2022年)→3兆円	・食料品製造業の現地法人の売上高	6.9兆円(2022年度)→9兆円
			・食料品製造業の現地法人から支払われるロイヤリティ	280億円(2022年度)→411億円
			・グローバル・フードバリューチェーン(GFVC)推進官民協議会会員企業のうち現地法人を有している企業数	187社(2023年)→230社
	○インバウンド(訪日外国人旅行者)による食関連消費額	1.6兆円(2023年)→4.5兆円	・インバウンドによる一人当たり食関連消費額(訪日外国人旅行消費額のうち①飲食費、②食関連の買物代の合計)	6.4万円/人(2023年)→7.5万円/人
			・訪日外国人旅行者数	2,507万人(2023年)→6,000万人

(3)国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム

	目標(2030年(年度))		KPI(2030年(年度))	
食品アクセス	○食品アクセスの確保		(物理的アクセス) ・高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦労を感じる者(いわゆる買物困難者)への対策の取組が行われている市町村割合	89%(2024年度)→90%
			(経済的アクセス) ・経済的な食品アクセスの確保に取り組む市町村割合	55%(2024年度)→80%
			・フードバンク活動を行う団体の食品取扱量	15,755t(2023年度)→28,000t
食品産業	○食料システムの持続性の確保		・食品等の持続的な供給を実現するための食品事業者による取組数【再掲】	0件(2023年)→1,000件(2030年までの累計)
			・生鮮食料品等の中継共同物流拠点数	8か所(官1、民7)(2023年度)→30か所(官8、民22)
			・船舶、鉄道等による農水産品・食品の輸送の割合	3%(2022年度)→6%
			・フードテック官民連携協議会に参加する企業、団体等数	705件(2023年度)→1,100件
			・食品産業における環境・社会への配慮に取り組む事業者数の割合	40%(参考値)(2023年度)→50%
合理的な価格形成			・農業・食料関連産業の国内生産額(名目)	114.2兆円(2022年)→150兆円
食品安全・消費者の信頼確保	○食品の安全性の向上		・食品の安全性の向上のための指針等の新規策定又は改定件数(累計値)	35件(2023年)→40件以上
	○食品表示の適正化		・食品表示法の違反件数	186件(2023年度)→133件

図表 特1-2 新たな基本計画における目標・KPI(続き)

(4)環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮

	目標(2030年(年度))		KPI(2030年(年度))	
環境と調和のとれた食料システムの確立	○温室効果ガス削減量(2013年度比)	808万t-CO_2(2022年度)→1,176万t-CO_2	・分野別の温室効果ガス排出削減量・吸収量	燃料燃焼による削減量：95万t-CO_2(2022年度)→156万t-CO_2 農地土壌からの削減量：52万t-CO_2(2022年度)→141万t-CO_2 畜産分野における削減量：29万t-CO_2 農地土壌における吸収量：660万t-CO_2(2022年度)→850万t-CO_2
			・「みえるらべる」のついた商品が通年購入可能な店舗等がある都道府県数【再掲】	6都府県(2024年度)→47都道府県
			・農業分野のJ-クレジットの認証量(累積)	1.9万t-CO_2(2023年度)→60万t-CO_2
	○生物多様性の保全		・化学農薬使用量(リスク換算)の低減(2019農薬年度比※1)	15%低減※2(2023農薬年度)→10%低減
			・化学肥料使用量の低減(2016肥料年度比※3)	11%低減(2022肥料年度)→20%低減
			・有機農業の取組面積	3.0万ha(2022年度)→6.3万ha
			・有機農業の産地づくりに取り組む市町村数	137市町村(2024年度)→250市町村
			・有機農業の技術指導体制が構築されている都道府県の割合	38%(2023年度)→80%
	○農山漁村における循環型社会の形成		・バイオマス利用率	76%(2021年度)→80%
			・農林漁業循環経済の構築に取り組む地域数	100件創出
	○食品産業の環境負荷低減		・食品産業における環境・社会への配慮に取り組む事業者数の割合【再掲】	40%(参考値)(2023年度)→50%
			・事業系食品ロスの削減率(2000年度比)	56%減(2022年度)→60%減
多面的機能の発揮	○農業生産活動の継続を通じた多面的機能の発揮		・農地・水路等の保全管理により農業生産活動が維持される農用地面積	233.1万ha(2023年度)→237.8万ha
			・中山間地域等における条件不利補正により農業生産活動が維持される農用地面積	65.9万ha(2023年度)→66.4万ha

※1　2019農薬年度は、2018年10月～2019年9月とする。

※2　化学農薬使用量(リスク換算)の低減について、2022農薬年度は4.7%低減であるが、2023農薬年度は資材費上昇による農薬の買控え等により15%低減となっている。

※3　2016肥料年度は、2016年7月～2017年6月とする。

(5)農村の振興

	目標(2030年(年度))		KPI(2030年(年度))	
多様な人材が農村に関わる機会の創出	○計画期間中に農村関係人口の拡大が見られた市町村数	356市町村(2024年度)→630市町村	・農村関係人口の増加に向けた取組が行われている市町村数	675市町村(2024年度)→1,190市町村
経済面の取組(所得と雇用機会の創出)	○農村地域において創出された付加価値額	18兆円(2022年度)→22兆円	・地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合【再掲】	68%(2023年度)→78%
			・農泊地域での年間延べ宿泊者数	794万人泊(2023年度)→1,200万人泊
			・農泊地域における宿泊等の売上額	1,223億円(2023年度)→2,200億円
			・農福連携等の取組主体数	7,179件(2023年度)→12,000件
生活面の取組(人が住み続けるための条件整備)	○計画期間中に農村関係人口の拡大の取組が移住・定住につながった事例のある市町村数	314市町村(2024年度)→540市町村	・中山間地域で9戸以下の集落を有する市町村のうち、農村RMOが活動している市町村の割合	7%(2024年度)→25%
地域の共同活動の促進	○地域の共同活動の促進による農業生産活動の継続		・農地・水路等の保全管理の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合	0%(2023年度)→50%
			・中山間地域等における農業生産活動に係る地域の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合	0%(2023年度)→50%
中山間地域等の振興	○中山間地域等の振興		・中山間地域等における農業生産活動に係る地域の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合【再掲】	0%(2023年度)→50%
鳥獣被害対策	○鳥獣被害の防止		・野生鳥獣による農作物被害額の総産出額に対する割合	0.28%(被害額：164億円)(2023年度)→0.24%(被害額：140億円)
			・捕獲鳥獣のジビエ利用量	2,729t(2023年度)→4,000t

資料：農林水産省作成

（食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策）

新たな基本計画では、食料、農業及び農村に関する基本的な施策の方向性について、次のように記述しています（**図表 特1-3**）。

図表 特1-3 新たな食料・農業・農村基本計画のポイント



資料：農林水産省作成

①我が国の食料供給

我が国においては、農地が現在の人口1億2千万人分の需要全体を賄うために必要な面積

の3分の1程度しかなく、更に農業者の急速な減少や高齢化が見込まれる中、食料安全保障を確保し、農業の持続的な発展を図るためには、人・農地等の資源をフル活用し、食料自給力を確保することが必要です。

農業生産の基盤となる、効率的かつ安定的な農業経営である担い手の育成・確保、多様な農業者による適正な農地の保全・管理を図ります。また、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水の確保並びにスマート農業技術や多収品種等の先端的技術の開発・普及等による土地生産性の向上及び労働生産性の向上を図るとともに、農産物の付加価値の向上や輸出の拡大を図ります。

農業生産において必要不可欠な農業生産資材については、輸入依存度の高い肥料成分の国内資源の利用拡大や飼料作物の生産拡大を図るとともに、農業生産資材の価格の著しい変動が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講じます。

くわえて、世界的な気候リスクや地政学的リスクが高まる中、国内生産では国内需要を満たすことができない一部の食料・農業生産資材については安定的な輸入の確保が必要です。また、不測の事態の発生初期における対策として、備蓄の確保が必要となります。

（フォーカス）水田政策の見直し

(1) 殻を破った水田政策の見直しへ

農業を取り巻く環境は、国内外ともに大きく変化しており、今まさに、我が国の農政は大転換が求められています。このため、農林水産省は、新たな基本計画において、水田政策を、以下の方向で令和9(2027)年度から根本的に見直す旨を位置付けています。

(2) 水田政策の見直しの方向性

水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を、以下のとおり、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換することとしています。このため、令和9(2027)年度以降、「5年水張りの要件」は求めないこととし、現行の同交付金の令和7(2025)～8(2026)年の対応として、水稲を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とすることとしています。

米については、国内外の需要拡大策、農地の大区画化、スマート農業技術の活用、品種改良等の生産性向上策等を強力に推進するとともに、輸出を含めた米需要拡大を目指し、新市場開拓用米、米粉用米等を支援することとしています。

国産飼料の生産性向上を図るため、飼料用米中心の生産体系を見直し、水管理の手間が不要で、大幅な労働時間の縮減や、高い単収が期待される青刈りとうもろこし等の生産振興を図ることとしています。

麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討することとしています。

有機農業や減化学農薬・減化学肥料等について、主食用米も対象に支援することとしています。

農業者が急減する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴いながらより多くの離農農地の引受けを進めていけるよう、農地の集約化等への支援制度について、既存制度を見直し、強化することとしています。

地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援する産地交付金について、現場の実態を調査・検証した上で、水田・畑に関わらず、中山間地域等の条件不利地域も含め、地域の事情に応じた産地形成が促進される仕組みとする見直しを検討することとしています。

また、多面的機能の発揮の促進を図るための地域の共同活動等を支援する日本型直接支払制度のうち、中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大するとともに、多面的機能支払について、活動組織の体制を強化することとしています。

②輸出の促進(輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化)

農業生産基盤や食品産業の事業基盤の維持・強化を図るためには、農業者及び食品産業の事業者の収益性の向上に資するよう、今後成長する海外の食市場を取り込み、農林水産物・食品の輸出の促進を図ることが重要です。

輸出の促進に当たっては、生産から流通・販売に至るサプライチェーンの関係者が一体となり、マーケットイン、マーケットメイクの観点から現地ニーズ等に対応することにより、付加価値の向上等を通じた収益性の向上を図り、農林水産業・食品産業を魅力ある産業とすることで、輸出に積極的に取り組む農業者や事業者を増やし、意欲ある人材を育成・確保していくことが重要です。

海外からの収益を得る手段としては、輸出に加えて、食品産業の海外展開やインバウンドによる食関連消費も重要であり、食品産業の海外展開については、食品産業の発展のみならず、原材料となる日本産食材の使用や日本食・食文化の理解促進等を通じて輸出拡大に貢献します。また、インバウンドによる食関連消費の拡大は、農林水産業・食品産業に裨益(ひえき)するとともに、日本食・食文化の魅力の発信を通じて、輸出拡大につながります。

このような「海外から稼ぐ力」を強化するため、輸出促進施策と併せて、食品産業の海外展開及びインバウンドによる食関連消費の拡大に向けた施策を強化し、輸出拡大との相乗効果の発揮を図ります。

③国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム

自動車等の移動手段を持たない高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦労を感じる者(いわゆる買物困難者)が発生しているとともに、経済的理由により十分な食料を入手できない者が増加していると考えられる中、平時からの食品アクセスの確保を図ることが必要です。これに加え、大規模な自然災害の発生等の不測時においても、必要な熱量や栄養面も考慮した食品アクセスが確保されるよう対策を講ずることにより、国民一人一人の食料安全保障を図ることが必要です。

食料を生産・加工し、供給するためには、持続的な食料システムを構築する必要があり、この中で食品産業は生産と消費をつなぐ重要な役割を担っていることから、その持続的発展を図ることが必要です。

また、これまで食品等の取引において、コストが上昇しても、消費者の値頃感から、コストが考慮されない取引が行われるケースがあり、持続的な食料システムを構築するために、生産のみならず、加工・流通・小売等を含めた食料システム全体で持続的な供給に要する費用を考慮した価格形成を推進していくことが重要です。

さらに、消費者への安全・安心な食料の安定供給のために、食品安全に関するリスク管理の確実な実施等を推進することが必要です。

④環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮

食料システムを持続可能なものとするためには、食料供給が環境に負荷を与える側面にも着目し、農業者、食品産業、消費者等の関係者・団体の理解と相互連携の下、温室効果ガスの排出削減や生物多様性の保全、地域資源の有効利用等に配慮した食料生産や、それら食料の流通・消費等を通じた、環境と調和のとれた食料システムの確立を推進する必要があります。

農村で農業生産活動が適切に行われることにより発揮される、国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能は、国民生活と国民経済の安定に重要な役割を担っています。これらの機能が、環境への負荷の低減を図りながら発揮されるよう、全国レベル、地域レベル等の様々な視点からの情報発信を通じて、国民理解を促進する必要があります。

⑤農村の振興

農村の地域社会を維持していくためには、農村内部の人口の維持及び農業・農村に継続的に関わる農村外部の多様な人材(農村関係人口)の拡大が重要です。

そのため、所得の向上と雇用の創出を図る「経済面」の取組、生活の利便性の確保を図る「生活面」の取組を、民間企業、農村を含めた地域振興に係る関係省庁と連携して推進する必要があります。

地域の共同活動については、農業者その他の農村との関わりを持つ者の参画促進等を通じて組織の弱体化を防ぎ、農用地の保全を図ることが必要です。

鳥獣被害は、農作物への被害に加え、営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加、さらには、希少植物の食害等の被害をもたらしており、広域的で効果的・効率的な対策、ジビエ利用に係る捕獲から消費までの各段階の課題に応じた対策が必要です。

⑥国民理解の醸成

食料の持続的な供給を確保するためには、消費者、国民が、生産等の実態を理解し、日々の購買行動によって、支えることが重要です。

食育の推進、食文化の保護・継承等を通じて、食料・農業・農村に関する国民の理解を深めるだけでなく、食料の持続的な供給に寄与する「行動変容」につなげるよう、様々な施策間の連携を図りながら、効果的な消費者施策を推進します。

⑦自然災害への対応

東日本大震災からの復旧・復興や、令和6年能登半島地震と豪雨災害からの復旧・復興等に向けた取組を引き続き推進します。

過去の教訓を踏まえた災害対応の体制強化や、農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策といった自然災害への備えや、支援策の周知・活用、災害復旧事業の効率的実施といった自然災害からの復旧・復興の取組を推進します。

（食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項）

新たな基本計画では、食料、農業及び農村に関する施策を推進するために必要な事項について、次のように記述しています。

食料システムのあらゆる場面でのDXの推進やデジタル化による行政手続の効率化、行政データ等の利活用の高度化といったDXの推進に向けた取組を推進します。

食料・農業・農村に関する課題を解決するためには、それぞれの関係者・団体が、生産から消費までの活動全体を食料システムとして捉えた上で取り組む必要があり、食料システムの観点から、団体間の相互連携による業種を超えた垂直的な取組が不可欠です。また、食品アクセスの確保、食育の推進、官民共創、農福連携、農村RMOの形成、地域計画の実現といった食料・農業・農村の課題解決等に向けては、農業者や農業者団体とNPO等各種団体といったステークホルダーとの協働や、それら団体間の相互連携を図ることが重要です。さらに、農業協同組合系統組織、農業委員会系統組織、農業共済団体や土地改良区の役割・取組の強化を推進します。

（主な耕種農業に関する農業構造の見通し）

農業者の減少や高齢化が見込まれる中、食料自給力を確保するには、地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約化を通じ、農地の適正利用を推進していくことが不可欠です。

離農農地を引き受ける担い手を始め、様々な農業関係者が、将来に向けて一定の見通しを持って農地の集積・集約化に取り組めるように、主な耕種農業について、令和2(2020)年の実績値と比較する形で令和12(2030)年における営農部門ごとの経営形態別経営体数や平均経営規模の見通しを示しています(**図表 特1-4**)。

図表 特1-4 主な耕種農業に関する農業構造の見通し

（経営体数）

（単位：万経営体）

	土地利用型農業		稲作		稲作以外	
	令和2(2020)年	12(2030)	2(2020)	12(2030)	2(2020)	12(2030)
農業経営体計	59.8	27.4	54.3	23.6	5.5	3.8
法人等団体経営体	1.6	2.1	1.2	1.6	0.4	0.5
主業経営体	8.2	3.6	6.2	2.7	2.0	0.9
準主業・副業的経営体	50.0	21.7	46.9	19.2	3.1	2.5

（単位：万経営体）

	露地野菜		施設野菜		果樹	
	令和2(2020)年	12(2030)	2(2020)	12(2030)	2(2020)	12(2030)
農業経営体計	10.4	6.2	6.1	4.6	12.9	6.5
法人等団体経営体	0.3	0.4	0.2	0.3	0.2	0.2
主業経営体	3.7	1.8	3.5	1.7	3.9	1.9
準主業・副業的経営体	6.4	4.0	2.4	2.5	8.8	4.3

※　農林業センサスの「販売金額1位の部門別」データを用い、2030年値については、2010年から2020年までの10年間のすう勢(法人等団体経営体の増加、個人経営体の減少や基幹的農業従事者の減少など)に基づき推計

注　土地利用型農業は、稲作、麦類作、雑穀・いも類・豆類、工芸農作物の合計

図表 特1-4 主な耕種農業に関する農業構造の見通し(続き)

(平均経営規模(1経営体当たりの経営耕地面積))　（単位：ha/経営体）

	土地利用型農業		稲作		稲作以外	
	令和2(2020)年	12(2030)	2(2020)	12(2030)	2(2020)	12(2030)
農業経営体計	3.2	5.6	2.8	4.9	7.5	9.6
法人等団体経営体	27.7	32.8	28.9	33.2	24.1	31.1
主業経営体	8.5	12.4	7.2	10.4	12.7	18.7
準主業・副業的経営体	1.5	1.8	1.5	1.8	2.2	2.5

（単位：ha/経営体）

	露地野菜		施設野菜		果樹	
	令和2(2020)年	12(2030)	2(2020)	12(2030)	2(2020)	12(2030)
農業経営体計	2.5	3.3	1.7	1.8	1.2	1.4
法人等団体経営体	15.6	16.2	4.3	4.7	4.8	5.9
主業経営体	4.0	5.0	1.9	2.0	1.8	2.0
準主業・副業的経営体	1.1	1.2	1.1	1.2	0.8	0.9

※　農林業センサスの「販売金額1位の部門別」データを用い、2030年値については、2010年から2020年までの10年間の平均経営規模(1経営体当たり経営耕地面積)のすう勢、地域計画を核とする取組を通じた農地の集積・集約化の加速化を考慮し推計

資料：農林水産省作成

(技術体系の将来像と経営モデル)

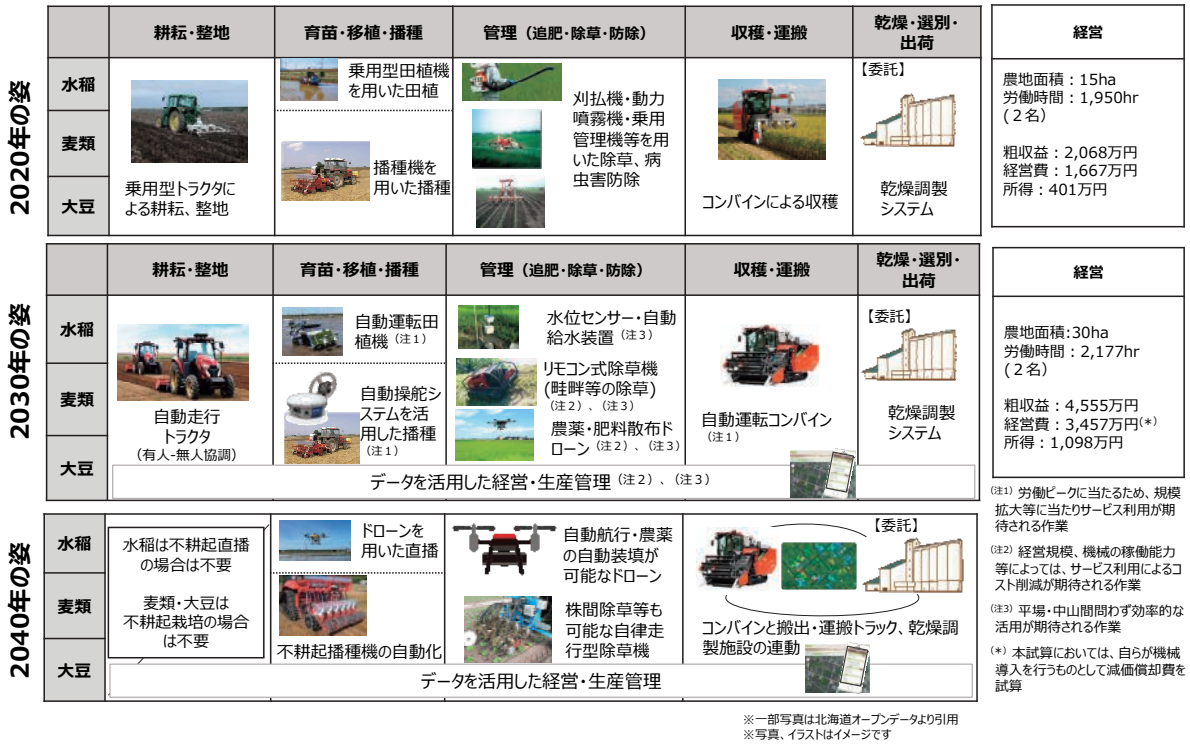
農業者の減少や高齢化が見込まれる中、食料自給力を確保するには、スマート農業技術の開発・普及、スマート農業技術に適した新たな生産方式への転換やデータの活用等による生産性の向上を通じて、農業経営の収益力を高め、農業者の所得の向上を図ることが必要です。

そのため、今後開発・普及されるスマート農業技術等の活用を前提として実現し得る、営農類型ごとの省力的な技術体系の見通しとその際の経営の姿として、「技術体系の将来像と経営モデル」を示しています(**図表 特1-5**)。

これらのモデルを参考として、農業者が、活用が可能となる具体的な技術の見通しをもって、将来に向けて経営の改善・発展に取り組むことが期待されます。

図表 特1-5 「技術体系の将来像と経営モデル」(抜粋)

水田作（水稲・麦・大豆の２年３作）の技術体系の将来像と経営モデル



(注1) 労働ピークに当たるため、規模拡大等に当たりサービス利用が期待される作業

(注2) 経営規模、機械の稼働能力等によっては、サービス利用によるコスト削減が期待される作業

(注3) 平場・中山間問わず効率的な活用が期待される作業

(*) 本試算においては、自らが機械導入を行うものとして減価償却費を試算

※一部写真は北海道オープンデータより引用
※写真、イラストはイメージです

(1)2020年の姿
技術体系：意欲的な経営体の現行の技術体系
経　　営：意欲的な経営体をモデルとして、経営規模、労働時間、所得(粗収益－経営費)を試算

(2)2030年の姿
技術体系：スマート農業技術等の普及を前提として実現し得る省力的な技術体系
経　　営：2020年の姿の経営モデルが、2030年の技術体系を導入することで実現可能な規模拡大を行う経営体のモデルとして、経営規模、労働時間、所得(粗収益－経営費)を試算※
※ 技術導入に関し、自ら機械導入を行うものとして減価償却費を試算
また、農業支援サービス事業者を通じた農業機械の共同利用等によりスマート農業技術の導入コストの削減を図るため、農業支援サービス事業者を通じたスマート農業技術の活用が期待できる作業(防除等の管理作業、データを活用した経営・生産管理等)についても明示

(3)2040年の姿
技術体系：スマート農業技術等の開発を前提として実現し得る省力的な技術体系

資料：農林水産省作成

食料・農業・農村基本計画
URL：https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/

特集２　合理的な価格の形成のための取組を推進

食料の持続的な供給を実現するためには、生産だけでなく、加工、流通、小売等の各段階の持続性が確保される必要があり、また、このことを実現することは消費者の利益にもかなうものです。

生産や流通に係るコストが上昇する中、我が国の農業・食品産業において、そのコストを適切に価格へ転嫁し、食料の持続的な供給を実現するためには、食料システムの各段階でのコストを把握・明確化し、生産から消費に至る食料システム全体で合理的な費用が考慮される仕組みの構築が必要です。また、改正基本法においても、食料の価格形成に当たり持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう必要な施策を講ずること等が明記されています。

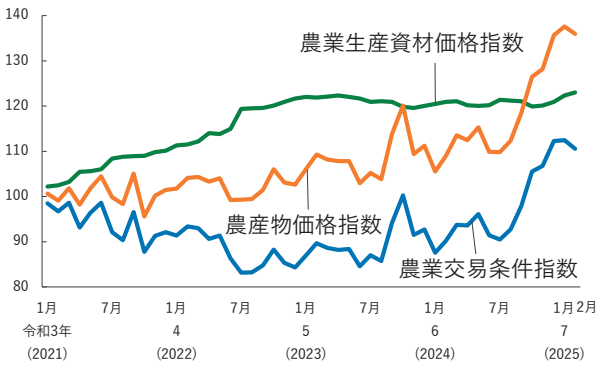
以下では、価格転嫁等の動向や、国民の理解と納得が得られる合理的な価格の形成のための取組について紹介します。

(1) 農産物と農業生産資材の価格動向と課題

(令和6(2024)年度下半期の農業交易条件指数は基準年を上回る水準で推移)

農業経営体が購入する農業生産資材価格に関する指数である農業生産資材価格指数については、令和3(2021)年以降、肥料や飼料等の価格高騰により上昇し、令和5(2023)年4月以降は横ばい傾向で推移しており、令和7(2025)年2月時点で123.0となっています(**図表 特2-1**)。一方、農業経営体が販売する農産物の生産者価格に関する指数である農産物価格指数については、令和3(2021)年以降、ほぼ横ばいで推移していましたが、令和6(2024)年8月以降、米や野菜等の価格が大きく上昇したことを受け、上昇基調で推移しており、令和7(2025)年2月時点では136.0となっています。また、農産物価格と農業生産資材価格の相対的な関係の変化を示す農業交易条件指数については、令和2(2020)年の平均値である100を下回る水準で推移していましたが、令和5(2023)年10月及び令和6(2024)年10月以降は100を上回る水準で推移しています。

図表 特2-1　農業生産資材及び農産物の価格指数と農業交易条件指数



資料：農林水産省「農業物価統計調査」
注：1) 令和2(2020)年の平均価格を100とした各年各月の数値
2) 令和6(2024)、7(2025)年は概数値
3) 農業交易条件指数=農産物価格指数÷農業生産資材価格指数×100
4) 農業交易条件指数は令和2(2020)年の平均値を100とした各年各月の数値から算出

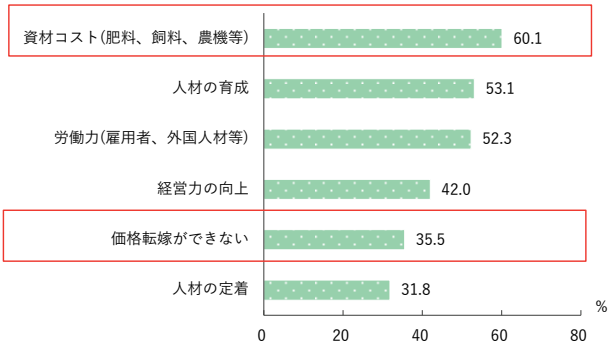
(コスト高騰に伴う農産物・食品への価格転嫁が課題)

公益社団法人日本農業法人協会(にほんのうぎょうほうじんきょうかい)が令和5(2023)年9月～6(2024)年2月に実施した調査によると、農業法人の経営課題について、「資材コスト(肥料、飼料、農機等)」や「価格転嫁ができない」等のコストに係る項目が上位を占める結果となりました(**図表 特2-2**)。

また、中小企業庁が令和6(2024)年9～11月に実施した調査によると、食品製造業(中小企業)における発注企業から見たコスト増に対する価格転嫁の割合は55.3%となっています[1]。

農業生産資材や原材料の価格高騰は、農業者や食品企業の経営コストの増加に直結し、最終商品の販売価格まで適切に転嫁できなければ、食料安定供給の基盤自体を弱体化させかねません。このため、農業者や製造事業者を始めとする売り手がコスト構造を把握し、買い手に説明できるようにすることで、コストの実態について消費者等の理解を得て、食料システム全体で合理的な費用を考慮した価格形成が行われるよう環境整備を進めていくことが必要です。

図表 特2-2 農業法人の経営課題(上位6位まで)



資料：公益社団法人日本農業法人協会「2023年版 農業法人白書」を基に農林水産省作成
注：令和5(2023)年9月～6(2024)年2月に実施した調査で、有効回答数は1,325者(複数回答)

(円滑な価格転嫁や取引の適正化に係る取組を推進)

政府は、令和3(2021)年に決定した「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を価格に適切に転嫁できる環境整備に取り組んできました。

農林水産省では、食品製造業者と小売業者や、卸売市場の仲卸業者等と小売業者との取引関係において、問題となり得る事例等を示した「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」及び「卸売市場の仲卸業者等と小売業者との間における生鮮食料品等の取引の適正化に関するガイドライン」をそれぞれ策定し、これらを普及させることで、取引上の法令違反の未然防止に努めるとともに、事業者の経営努力が報われる適正な取引の推進を図っています。

(2) 合理的な価格の形成に向けた取組が進展

(合理的な価格の形成に向けた仕組みづくり)

合理的な費用を考慮した価格形成の仕組みづくりに当たっては、まず品目ごとにコスト構造の実態を把握し、コストを明確化することが必要です。その上で、当事者間でコストについて協議を行い、価格を決定し、生産から消費に至る食料システム全体で費用を考慮した取引を行うことが重要です。さらに、政府全体として物価上昇を上回る賃金上昇の普及や定着を目指した取組を推進し、消費者の購買力を確保していくことが必要です。

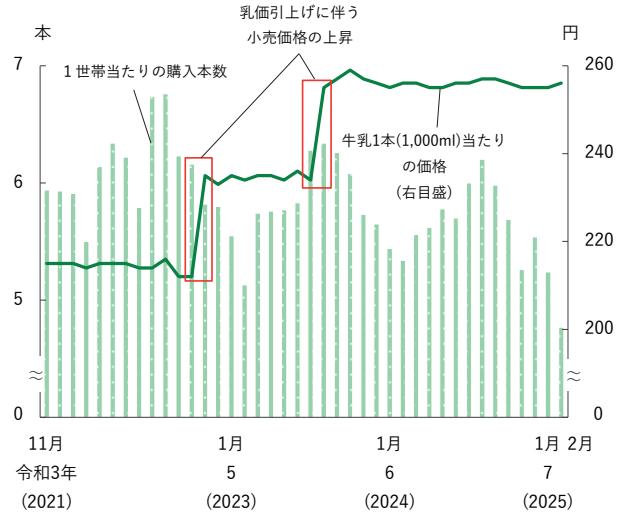
農林水産省では、食料の持続的な供給の実現に向けて、食料システムの各段階でのコスト把握や、生産から消費に至る食料システム全体で合理的な費用が考慮される仕組みを検討することを目的として、令和5(2023)年8月に食料システムの各段階の関係者を構成員とする「適正な価格形成に関する協議会」を設立しました。

[1] 中小企業庁「価格交渉促進月間(2024年9月)フォローアップ調査」(令和6(2024)年11月公表)

また、協議会の下に「飲用牛乳」、「豆腐・納豆」、「米」及び「野菜」の四つのワーキンググループを立ち上げ、実務に精通した取引担当者等による課題の分析等を行いました。

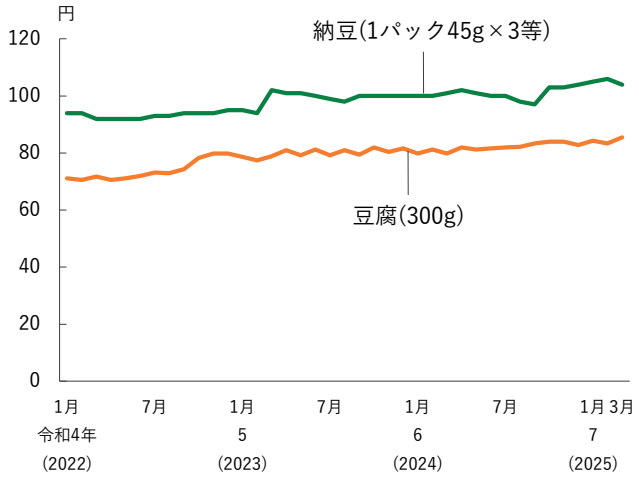
飲用牛乳の小売価格等の状況を見ると、令和4(2022)年春以降の生乳の生産コスト急増に伴う乳価の引上げを除き、小売価格はほぼ横ばいになっています(**図表 特2-3**)。また、納豆や豆腐については、製造コストが増加しているものの、小売価格は大幅な上昇はなくおおむね横ばいの状態が続いています(**図表 特2-4**)。

図表 特2-3 飲用牛乳の小売価格



資料：総務省「小売物価統計調査」(東京都区部)、「家計調査」(全国・品目分類・二人以上の世帯)を基に農林水産省作成

図表 特2-4 納豆・豆腐の小売価格



資料：総務省「小売物価統計調査」(東京都区部)を基に農林水産省作成
注：豆腐の小売価格は、1kg当たりの価格を300g当たりの価格に換算

これらの状況等を踏まえて、「飲用牛乳」及び「豆腐・納豆」のワーキンググループでは、価格形成や取引における課題として、消費者の値頃感から納入価格が決定されやすいこと、原材料費や製造コストが上がっても価格交渉を機動的に行うことができないこと、取引上において生ずるリスク等を売り手側が負担していること等を挙げるとともに、消費者の値上げに対する理解醸成のため、各段階のコストの明確化や付加価値の向上を図っていくことが必要であることについて議論しました。

また、「米」及び「野菜」のワーキンググループでは、取引やコストの実態等についての議論を行いました。

同協議会では、生産者や製造事業者の立場から、コストデータの収集・提供方法については検討が必要であること、売り手側の取引上の立場が弱くなるという意見が出されました。他方、流通業者、小売業者及び消費者の立場からは、資材費上昇等の事情は理解しており、コストを指標化し、明確化することが必要であるという意見や、所得が増加しなければ消費行動の変容が困難であるといった意見が出されました。

農林水産省では、このような関係者からの意見を踏まえ、品目ごとのコスト構造や特徴を検証しながら、実効性のある制度を構築していくことになりました。

(持続的な食料システムの確立に向け、付加価値向上の取組を促進)

持続的な食料システムを確立するためには、費用を考慮した価格形成を促すだけでなく、生産と消費をつなぐ重要な役割を果たしている食品事業者による付加価値向上の取組を促

進していくことが重要です。また、合理的な費用を考慮した価格形成の取組を消費者等に理解してもらう上でも、これらの取組を促進することが求められます。

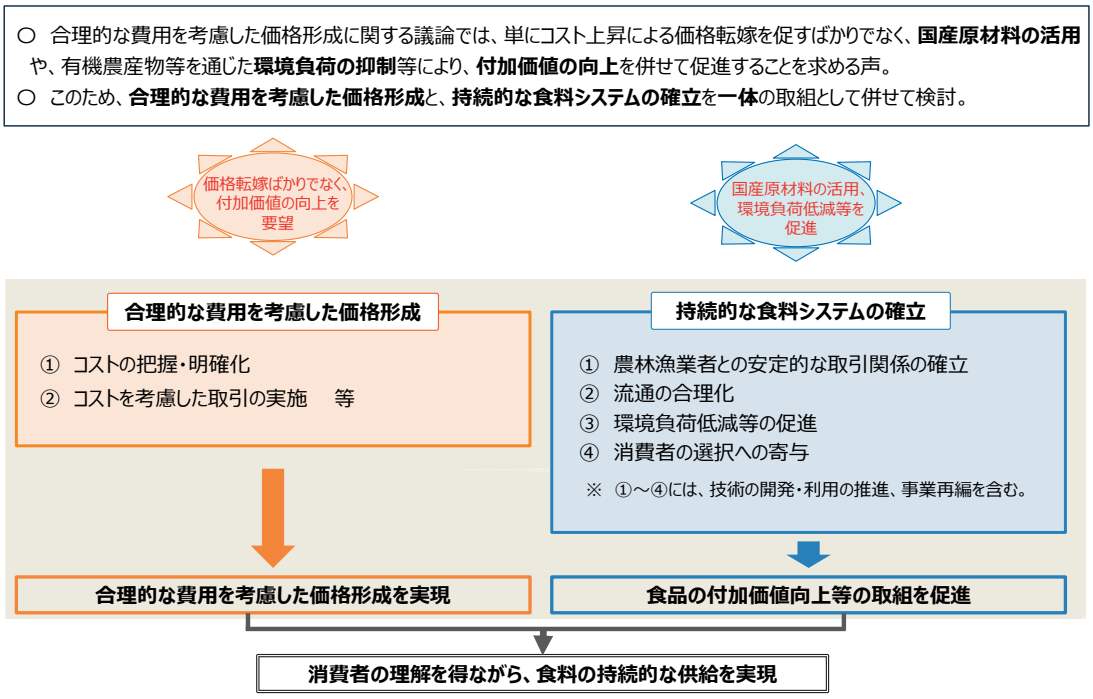
農林水産省では、令和5(2023)年8月から、食料システムを構成する幅広い関係者が参加して議論し、将来にわたって持続的な食料システムの実現に向けた施策を検討することを目的として、「食品産業の持続的な発展に向けた検討会」を開催しています。

同検討会では、食品産業の持続的な発展を図るため、環境、人権、健康・栄養への配慮等の世界の潮流となっている取組、世界の食市場の確保、新たな需要の開拓、原材料の安定調達、食品産業の生産性向上、食品産業の事業継続・労働力確保、食品分野の物流効率化等について検討してきました。これまでの検討を踏まえ、令和6(2024)年8月に公表された「食品産業の持続的な発展に向けた対応方向(案)」では、農業と食品産業の連携強化、環境負荷低減等の促進、技術の開発・利用の推進等による食品の付加価値向上等の取組について、合理的な費用を考慮した価格形成の取組と一体として進めることとされました。

(食品産業の持続的な発展と合理的な費用を考慮した価格形成のための法案を国会提出)

農林水産省では、同協議会や同検討会での議論を踏まえ、合理的な費用を考慮した価格形成と持続的な食料システムの確立を一体の取組として検討しました(**図表 特2-5**)。

図表 特2-5 合理的な費用を考慮した価格形成と持続的な食料システムの確立の一体的な検討



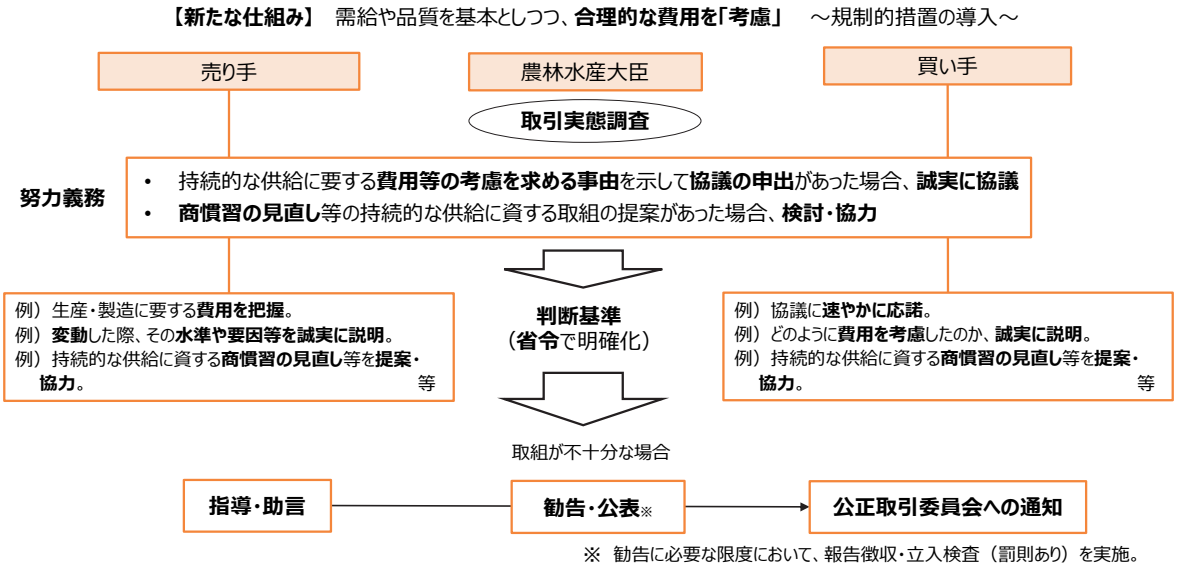
資料:農林水産省作成

これを受けて、政府は食品等の持続的な供給を実現するため、食品産業の持続的な発展と合理的な費用を考慮した価格形成を内容とする「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案」(食料システム法案)を第217回通常国会に提出しました。

同法案では、目的規定に食料システムにおける食品等事業者の役割等を明記するとともに、食品産業の持続的な発展を促すため、農林水産業と食品産業との連携強化、流通の合理化、環境負荷の低減、消費者の選択支援等に計画的に取り組む食品等事業者の認定制度

を創設し、認定を受けた計画に対して、株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)による長期低利融資等の支援措置、中小企業等経営強化法等との連携による税制特例の措置を講ずることとしています。また、食品等の取引の適正化の強化を図るため、売り手と買い手双方に対する努力義務の措置と努力義務についての判断基準(行動規範)の策定を行い、取組が不十分な場合は農林水産大臣による指導・助言、勧告・公表、公正取引委員会への通知等の措置を講ずることとしています(**図表 特2-6**)。また、取引において、消費者の値頃感から、通常、費用について認識しにくい品目の指定や費用の指標を作成する団体の認定、卸売市場における指標の公表等の措置も講ずることとしています。

図表 特2-6　持続的な供給に要する費用を考慮した取引の適正化のための具体的措置



資料：農林水産省作成

(3) 消費者の理解醸成に向けて

(フェアプライスプロジェクトを引き続き展開)

持続的な食料システムの確立のためには、生産者等の売り手と小売業者等の買い手との間でコストを考慮した取引が行われることに加え、消費者からコストの実態への理解や支持を得ることが不可欠です。

このため農林水産省では、令和 5(2023)年度に引き続き、令和 6(2024)年度においても、農林水産業の現状や今後の我が国の未来について考え、生産等の現場の実情やコスト高騰の背景等を分かりやすく伝えるための情報発信を行う広報活動「フェアプライスプロジェクト」を継続して実施しています。同プロジェクトのウェブサイトでは、生産者のインタビューのほか、生産者と消費者の間をつなぐ食品スーパーで価格を決めることの難しさを描いた動画等を紹介しています。

フェアプライスプロジェクト
URL： https://www.maff.go.jp/j/shokusan/fair-price-project/

（コラム）消費者の値上げに対する理解を得るため、付加価値の向上を促進（佐賀県）

合理的な費用を考慮した食品の価格形成に当たっては、コスト上昇による価格転嫁を促すとともに、消費者の値上げに対する理解を得るため、付加価値の向上も促進していく必要があります。

佐賀県鹿島市の合資会社光武酒造場では、地域資源の活用や、他社との差別化を図った独創的な商品の提供を行うことで、付加価値の向上に取り組んでいます。例えば令和6(2024)年9月から販売を開始した商品では、購入者が熟成前のジンを樽ごと購入し、熟成度合いを楽しみながら消費できるといった商品自体の魅力に加え、町屋を活用した宿泊施設、酒蔵ツアーやジン製造プロセス体験ができる蔵ツーリズム等の地域の魅力を活かした商品展開を行っています。また、幅広い世代に人気のある様々なゲームやアニメ等とのコラボ商品も定期的に販売しており、消費後も装飾品として楽しめるようボトルにも工夫を凝らすことで、商品の新たな価値の創出につながっています。

同社は、原材料である米、かんしょや人件費の上昇を受け、令和4(2022)年に約8割の商品について値上げを行いましたが、独自のブランディングが奏功し、値上げの影響を受けることなく、販売量は順調に増加しています。



町屋を利用した宿泊施設
資料：合資会社光武酒造場



人気コンテンツとのコラボ商品
資料：© Cygames, Inc.

特集3　スマート農業技術の活用と今後の展望

スマート農業技術の活用は農作業の効率化、農作業における身体の負担軽減、農業の経営管理の合理化等の効果が期待されるとともに化学肥料や化学農薬の使用低減等の環境負荷低減にも役立つものです。

農林水産省は、平成25(2013)年に「スマート農業の実現に向けた研究会」を設置し、スマート農業の将来像と実現に向けたロードマップを取りまとめ、これら技術の農業現場への速やかな導入に必要な施策を推進してきました。この十数年間で我が国のスマート農業は着実に進展しています。

一方、農業者の減少下においても生産水準が維持できる生産性の高い食料供給を確立するためには、スマート農業技術に適した生産方式への転換を図りながら、その現場導入の加速化と開発速度の引上げを図ることで生産性の向上を促進する必要があります。

本特集では、令和6(2024)年10月に施行された「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」(以下「スマート農業技術活用促進法」という。)に基づく取組やスマート農業技術の将来の展望等について紹介します。

(1) スマート農業技術の活用の推進

(スマート農業の現状)

ロボット・AI[1]・IoT[2]等の情報通信技術を活用した「スマート農業技術」により、農業の生産性向上等を図る取組が農業の現場で広がりを見せています。例えばドローンによる農薬等の散布面積は、近年急速に拡大傾向で推移しており、令和5(2023)年度には、109万7千haとなっています。

また、圃場(ほじょう)内を自動走行するロボットトラクタやスマートフォンで遠隔地から水田の水管理を行うことが可能なシステム、位置情報と連動することで作付情報や営農計画等を電子化することが可能な営農管理システム等の農作業を自動化・省力化する取組や、ドローン等から得られたセンシングデータに基づき農作物の生育・病虫害予測を行い、可変施肥や防除、出荷管理等に活かすなど高度な農業経営を行う取組が各地で展開されています。これらの技術を活用することで、農業者が作業に取り組みやすく生産活動の主体になることも容易になります。

農業新技術_製品・サービス集
URL：https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/products.html

[1] Artificial Intelligenceの略
[2] Internet of Thingsの略で、モノのインターネットのこと

(事例) 土壌消毒剤の使用低減に向け、AIを活用(香川県)

(1) 環境にやさしい農業の推進のため土壌消毒剤の使用低減に向けた実証に挑戦

香川県高松市の香川県グリーン農業コンソーシアムでは、ブロッコリー等のアブラナ科野菜の土壌病害である根こぶ病に対し、AIを活用して発病リスクの評価を行うアプリ等の実証を令和4(2022)年から行っています。アプリは、同年4月から販売されており、全国での普及を目指しています。

(2) AIを活用し発病リスク評価を実施

根こぶ病の防除については、一般的に防除暦に基づく土壌消毒剤の使用等が行われていますが、同コンソーシアムでは環境への負荷低減や安定的な生産のために、土壌の実態に応じた効率的かつ、効果的な防除が必要な状況にありました。

土壌消毒剤の使用低減には、圃場単位で病害の発生のしやすさを診断し、対策手段を講ずる土壌病害管理法「HeSoDiM*(ヘソディム)」が有効です。一方、熟練指導者の下でないと取組が難しいなどの課題があったことから、同管理法の考え方に基づき、AIを活用してリスク評価を行う専用アプリ「HeSo+(ヘソプラス)」が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「農研機構」という。)を代表研究機関とし、香川県等も参画する研究プロジェクトにおいて開発されました。

同アプリは、生産者が根こぶ病の菌密度、土壌pH、水中沈底容積等の診断項目を入力するだけで、圃場ごとの発病リスクを判断し、発病リスクに応じた対策を提案することから、発病リスクが低い場合は防除対策のレベルを下げるなどの経営判断が可能となります。

(3) 今後も適切な防除を推進

令和4(2022)年度の実証結果では、過剰防除が行われている圃場数が全体の13%程度あることが分かりました。また、令和5(2023)年度には発病リスクが高いと判断された圃場に対し、あらかじめ土壌改良等の対策を行い、収量に影響が生じない程度にまで根こぶ病の発生を抑えることに成功しています。

同コンソーシアムでは、適切な防除対策を選択する考え方を広めていくため、実証終了後も栽培体系マニュアルや講習会等を通じて生産者に対し「ヘソプラス」等を活用したヘソディムの普及啓発を行うこととしています。

＊ Health checkup based Soil-borne Disease Managementの略で、健康診断に基づく土壌病害管理のこと





ブロッコリー根こぶ病
資料：香川県グリーン農業コンソーシアム



HeSo+(ヘソプラス)の画面
資料：農研機構

(事例) ICTを活用したきゅうりのデータ駆動一貫体系の実現(愛知県)

(1) 環境・生育データを用いた高度な栽培を実施

きゅうり栽培では、日によって生産量が大きく変動するため、産地においては生産性や品質の向上に加え、安定した出荷量の確保が販売面における重要な課題となっています。

愛知県西尾市(にしおし)の西三河(にしみかわ)農業協同組合では、令和元(2019)年度から、関係機関と連携し、スマート農業実証プロジェクトに取り組み、環境データや植物生体データの収集・分析によるハウス環境の最適化、養液栽培データの土耕栽培への活用、きゅうりの生育予測に基づく栽培管理作業の効率化に向けた取組を実施しています。



(2) 様々な取組を通じた生育の最適化・販売の強化

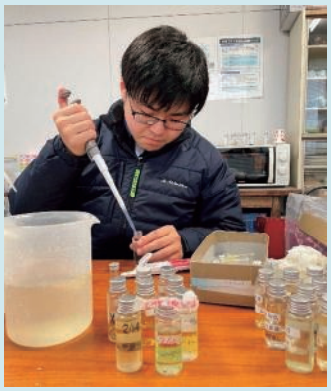
同組合では、ハウス内の温度や湿度、二酸化炭素濃度といった環境データを収集し、カーテンによる保温や遮光等を自動で制御することで生育とエネルギー使用量の最適化を図っています。

また、高騰する肥料価格に対応して土壌溶液の分析を行っています。以前は土壌分析に2～3週間を要していましたが、令和5(2023)年作から土壌溶液採取器と簡易分析器を導入し、土壌中の肥料濃度を短時間で確認できるようにしました。

さらに、個々の生産者の生育データを基に、同組合全体の合計出荷量を予測するモデルの構築にも取り組んでいます。産地として出荷量を予測することで納品に向けた出荷量の調整や新規の取引先の確保といった販売面での強化につながることが期待されます。



きゅうりの土耕栽培
資料：西三河農業協同組合



土壌溶液の分析
資料：西三河農業協同組合

(3) データを活用して連携し、安定した産地として維持

データを利用した産地の維持・発展には、生産者と関係機関との勉強会も重要です。オンラインや対面での意見交換を繰り返すことで、栽培技術の向上や環境制御機器の高度利用を目指しています。また、生育状況が数値で可視化されることで、生産者同士や従業員との間でデータを使ったコミュニケーションが可能となり、生育状況等の詳細な認識や的確な栽培指導につながっています。

同組合では、これまで蓄積されたデータを更に活用して効率的な栽培体系を確立し、規模拡大を支援することで、安定した産地を維持していくこととしています。

(スマート農業実証プロジェクトにおいて、作業の省力化や負担軽減の効果を確認)

農林水産省は、実際の生産現場におけるスマート農業技術の効果を明らかにするため、令和元(2019)年度以降、全国217地区で生産性や経営改善に関する実証を行う「スマート農業実証プロジェクト」(以下「実証プロジェクト」という。)を展開してきました。

実証プロジェクトでは、水田作、畑作、露地野菜、施設園芸、花き、果樹、茶、畜産等の様々な品目でスマート農業の普及状況や政策課題に合わせた実証を行い、その結果、農業機械の自動運転や遠隔操作による労働時間の削減、栽培管理への環境・生産データの活用による収量・品質の向上、化学農薬・化学肥料の使用低減、スマート農業機械のシェアリングや農業支援サービス事業体の活用による導入コストの低減等の効果が様々な品目で確認されました。

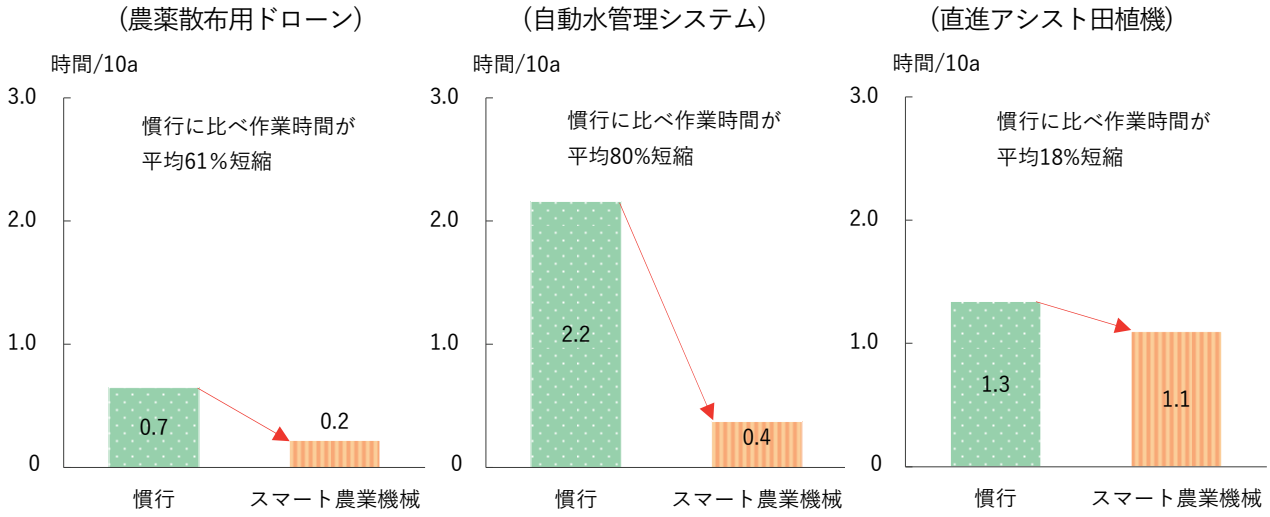
また、スマート農業技術の活用により、重労働が軽減され、熟練農業者並みの速度・精度での作業が可能となることで農作業のハードルが下がり、活躍できる機会をもたらすことから、経営面積の拡大や女性、高齢者、新規就農者、学生アルバイトも含めた多様な人材が関わる経営の実現にもつながりました。

実証プロジェクトにおいて確認されたスマート農業技術の導入効果については、例えば水田作では総労働時間が平均で9%削減、単収が平均で9%増加したほか、慣行区との正確な比較が可能な実証地区の約3割において、10%以上の労働時間の削減効果が確認され、20%以上の削減効果が得られた事例も見られました。

また、技術別に見ると、平均作業時間が農薬散布用ドローンで61%、自動水管理システムで80%、直進アシスト田植機で18%、それぞれ短縮されたこと等が明らかになっています(**図表 特3-1**)。

スマート農業実証プロジェクト
URL：https://www.affrc.maff.go.jp/docs/smart_agri_pro/smart_agri_pro.htm

図表 特3-1 スマート農業技術の導入効果



資料：農林水産省作成
注：令和元(2019)～2(2020)年度にスマート農業実証プロジェクトで採択した実証課題の取組における数値

(スマート農業の実装に当たって生産方式の転換等も必要)

実証プロジェクト等を通じて、スマート農業技術の導入による効果が確認された一方、様々な課題も明らかになっています。

例えば果樹や野菜では、収穫等の人手に頼る作業が多くスマート農業技術の開発が不十分な領域があるため、開発の促進を図る必要があります。また、従来の栽培方式の下では、例えば狭い畝間(うねま)に機械が入らない、手作業の収穫を前提とした果樹の樹形にしているなど、このままではスマート農業技術の導入効果が十分に発揮されないことから、スマート農業技術に適した生産方式への転換を図ることも必要です。さらに、スマート農業機械等の導入にはコストが高いことやスマート農業機械等を扱える人材が不足していること等の課題も判明しました。

このような課題の解決には、技術開発・供給側と生産現場側の両方の歩み寄りが求められており、スマート農業技術に適した生産方式への転換を図りながら、開発ハードルを下

げつつ、開発が特に必要な分野を明確化して多様なプレイヤーの参画を進めることが重要です。また、スマート農業技術を普及させるための環境整備を併せて進めていく必要があります。

（事例）スマート農業技術に適した生産方式への転換（静岡県）

(1) 人手不足や輸入品に対抗するためスマート農業に取り組む

静岡県静岡市の株式会社鈴生は、加工・業務用ブロッコリーの生産拡大を目指し、輸入品との競争や人手不足に対応するため、令和2(2020)年度からスマート農業機械を導入する実証プロジェクトに取り組みました。同プロジェクトでは、自動操舵トラクタやブロッコリー収穫機等の導入を通じ、全体の作業時間が55%削減されるなど大幅な省力化に成功しましたが、新たな課題に直面しました。

(2) スマート農業技術に適した品種の導入と作業の見直しにより収穫量向上へ

同プロジェクトで明らかとなった課題の一つが、従来の生産方式との適合性です。プロジェクトで導入した自動収穫機は、手作業で行っていた収穫作業の労働時間を50%以上削減することに成功しましたが、カット時に花蕾*を傷つけてしまうことや、大きさにばらつきのあるブロッコリーも収穫されることから、歩留りが低下しました。

同社では、この課題に対応するため、軸の部分が長く機械収穫に適した品種を選定するなどの工夫に取り組むとともに、生育が早い株については先に手作業で収穫するなど、作業方式の見直しも行い、令和4(2022)年度の10a当たりの収穫量は令和2(2020)年度と比較し大幅に改善しています。このほかにも、花蕾の切り分け方法を変えることで新たなニーズに応えるなど、スマート農業技術に適した生産方式への転換と販路の拡大を続けることとしています。

＊ ブロッコリーの大きなドーム状の部分





ブロッコリー収穫機
資料：株式会社鈴生



スマート農業機械をフル活用するために砕石作業を請け負うコントラクター事業も開始
資料：株式会社鈴生

(2) スマート農業技術活用促進法に基づく取組

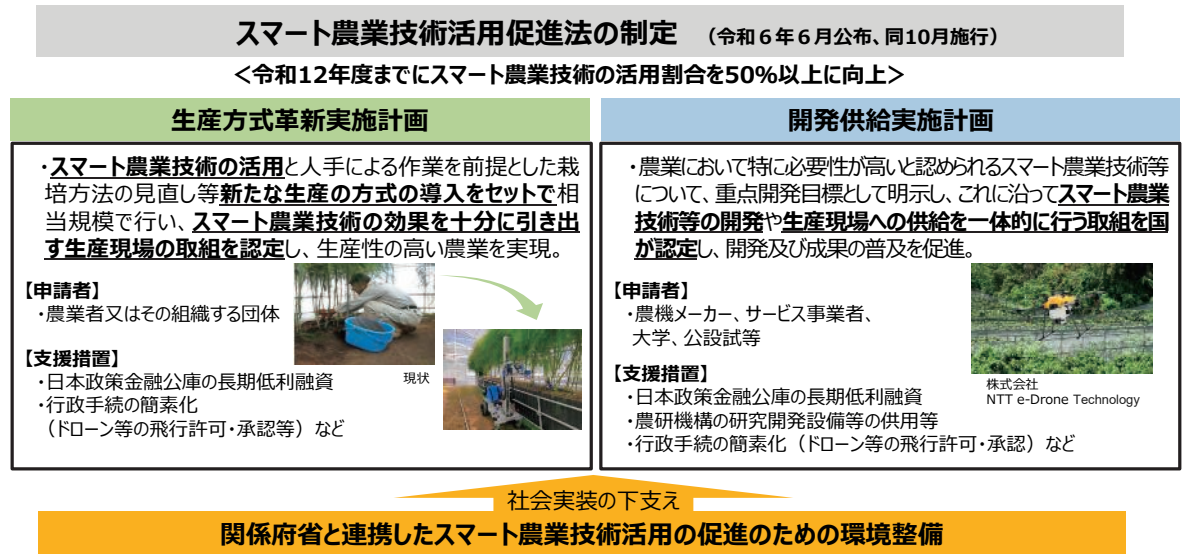
(スマート農業技術活用促進法が施行)

政府は、「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律案」を第213回通常国会に提出し、同法案は令和6(2024)年6月14日に成立、同年10月1日に施行されました。スマート農業技術活用促進法は農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業の生産性の向上を図るため、「生産方式革新実施計画」と「開発供給実施計画」の二つの計画認定制度を設けており、これらの認定を受けた農業者や事業者は

スマート農業技術活用促進法について
URL：https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/houritsu.html

税制特例措置や金融等の支援措置を受けることができます(**図表 特3-2**)。

図表 特3-2 スマート農業技術活用促進法の概要



資料：農林水産省作成

(スマート農業技術に適した生産方式の転換を推進)

従来の生産方式のまま単にスマート農業技術を導入するだけでは、スマート農業技術の効果が十分に発揮されないという課題に対応するため、生産方式革新実施計画ではスマート農業技術の活用と新たな生産の方式の導入を併せて行う農業者の取組を後押しすることとしています。例えば野菜の自動収穫機の導入に併せて機械収穫の適性が高い野菜品種の導入や枕地(まくらじ)・畝間の確保を行うなどのスマート農業技術の効果を十分に引き出す生産現場の取組を認定することで、農業者の減少下でも生産水準が維持できる生産性の高い農業の実現を図っていくこととしています。

(スマート農業技術の重点開発目標を設定)

スマート農業技術活用促進法に基づき、農林水産省は、令和6(2024)年9月に「基本方針[1]」を定め、この中で、水田作や畑作、野菜作、果樹・茶作、畜産・酪農等の営農類型ごとに省力化又は高度化の必要性が特に高いと認められるスマート農業技術等について「開発供給事業の促進の目標」(以下「重点開発目標」という。)として明示し、これらを令和12(2030)年度までに実用化することを目指しています。例えば「果樹・茶作」においては、自動収穫機や台車ロボット等により収穫及び運搬作業の労働時間を60%削減するという目標が掲げられています。また、重点開発目標の達成に資するスマート農業技術等の開発から供給までを行う事業者等の取組を、スマート農業技術活用促進法の計画認定制度を通じた税制特例措置や金融等の支援措置により後押しすることとしています。

[1] 正式名称は「生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針」

（スマート農業技術の活用の促進に向けた関係者との連携強化）

スマート農業技術の開発及び普及の好循環を形成していくため、農業者、農業支援サービス事業者、スマート農業技術の開発を行う事業者、地方公共団体、農業関係団体、大学等が参加する、「スマート農業イノベーション推進会議(IPCSA[1])」を設置し、農業者とスタートアップやサービス事業者等のマッチング支援、国内外のスマート農業技術に係る研究開発や実用化の動向等の情報の収集・発信・共有、技術指導の研修等の活動を実施することとしています。

また、スマート農業技術の活用の促進に向けては、農村における情報通信環境の整備やスマート農業技術を使いこなせる人材の育成、サイバーセキュリティ対策等の関係府省庁との連携が重要です。令和6(2024)年6月に設置された「スマート農業技術の活用の促進に関する関係府省庁連絡会議」では、関係府省庁連携の下、スマート農業技術の活用の促進に関する取組を一体的に進める活動を行っており、例えば高度情報通信ネットワークの整備においては、総務省が中心となり運営する通信基盤整備推進のための地域協議会に農林水産省が参加し、地域におけるニーズを通信事業者等に伝えるなどの取組を行っています。

(3) スマート農業技術の活用の促進に係る現場での取組

（スマート農業の普及）

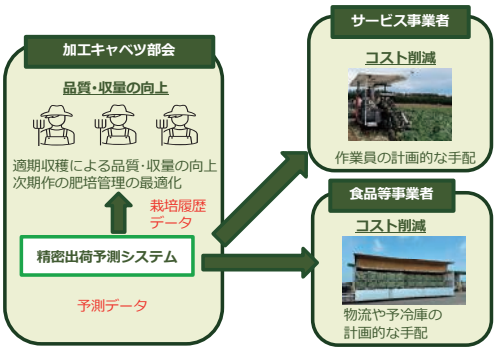
令和6(2024)年度にスマート農業技術活用促進法の認定を受けた取組については、生産方式革新実施計画が22件、開発供給実施計画が8件となりました。例えば生産方式革新実施計画の認定を受けた「しかりべつ高原野菜出荷組合加工キャベツ部会」では、加工・業務用キャベツの栽培において、「精密出荷予測システム」を通じて得られた収穫時期・収穫量等のデータを、サービス事業者や食品等事業者と共有することで、作業員の計画的な手配や集出荷における予冷庫等の計画的な手配に活用し、コストを削減するとともに、栽培履歴データの分析結果を産地全体の品質・収量の向上に向けた肥培管理に活用し、収益性の向上を図ることとしています(**図表　特3-3**)。

また、開発供給実施計画の認定を受けた株式会社NTT e-Drone Technologyは、傾斜地のかんきつ防除における労働時間の削減や、衛星やドローンで取得したセンシング結果に連動した可変施肥等による作業の効率化及び環境負荷低減に係る国産大型ドローンの供給を目指しており、計画認定の支援措置として、農研機構の施設等の供用を受け、令和7(2025)年1月から農研機構が供用する圃場においてドローンの飛行試験を開始しています。スマート農業技術の活用は、農業の生産性向上と化学肥料・化学農薬の使用低減の両立によりみどりの食料システム戦略(以下「みどり戦略」という。)の推進にも貢献します。例えば「第11回　ロボット大賞」において農林水産大臣賞を受賞した株式会社NEWGREEN、井関農機株式会社等によるアイガモロボットは、ブラシ型のパドルで自動で水田の泥をかき混ぜることにより、化学農薬を使わずに雑草の生長を抑制することができ、水稲の有機農業に役立ちます。ほかにも、障害者の作業をサポートする観点から農福連携の推進等の様々な取組に貢献しています。

[1] Innovation Promotion Conference for Smart Agricultureの略

図表 特3-3 スマート農業技術活用促進法の認定を受けた取組の事例

生産方式革新実施計画の認定を受けた取組
(収穫時期等のデータの有効な活用方法を示した概念図)



＊写真の出典は、鹿追町農業協同組合
資料：農林水産省作成

開発供給実施計画の認定を受けた事業者が
ドローン飛行試験を行う様子(農研機構供用圃場)



＊写真の出典は、農研機構

(農業支援サービス事業体の育成を推進)

スマート農業技術を活用するには、スマート農業機械の導入コストの高さやスマート農業機械を扱える人材の不足等が課題となるため、専門作業の受注等を行う農業支援サービスの活用を通じて農業機械の「所有」から「利用」への転換を進めることにより、コスト低減を図りつつ、速やかに高度な技術導入を行うことが可能となります。近年、ドローンやIoT等の最新技術を活用して農薬散布作業を代行するサービス、スマート農業機械のレンタル・シェアリングやデータを駆使したコンサルティングといったスマート農業を支える農業支援サービスの取組が生産現場で広がっています(**図表 特3-4**)。

図表 特3-4 農業支援サービス事業体の事例

株式会社レグミン(埼玉県深谷市)
農薬散布ロボットによる農薬散布サービスを実施



＊写真の出典は、株式会社レグミン
資料：農林水産省作成

株式会社オヤマ・アグリサービス(青森県弘前市)
ロボットトラクタ、収量コンバインを活用した作業代行サービスを実施



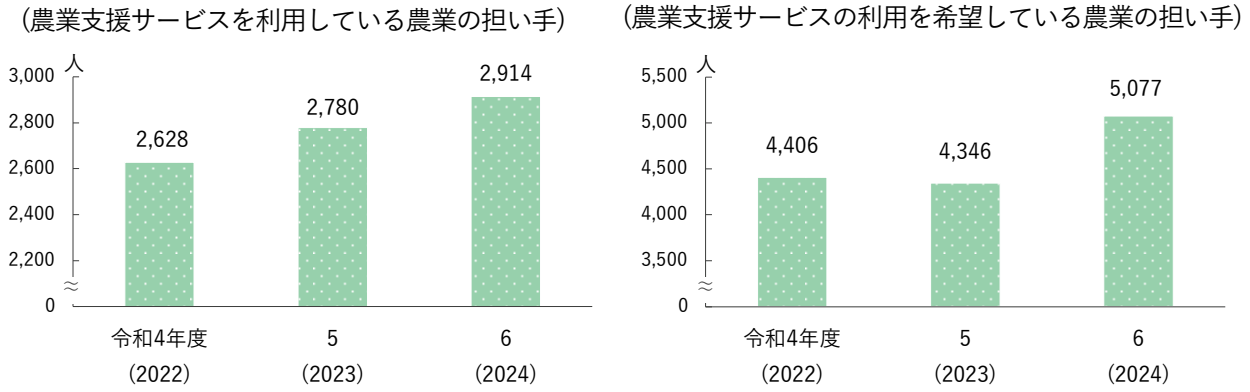
＊写真の出典は、株式会社オヤマ・アグリサービス

令和6(2024)年度に実施した調査によると、農業支援サービスを利用している農業の担い手が2,914人、農業支援サービスの利用を希望している農業の担い手が5,077人となっており、どちらも前年度より増加しています(**図表 特3-5**)。

より多くの農業者が農業支援サービスを利用できる環境を作るためには、事業参入者の更なる拡大に向けて、事業の立上げに当たって作業に必要な農業機械の導入や専門的な人材の育成を推進していく必要があります。また、農業支援サービスが地域で持続的に事業を継続できるものであることも重要です。このため、単一の産地や単一品目でのサービスを、作業時期の異なる複数産地や複数品目に拡大し、通年での需要を確保するなど、サービス事業の事業性の向上等への対応も進めていく必要があります。

このため、農林水産省では、農業支援サービス事業体が請け負う作業に必要な機械導入や機械の操作技術の習得といった人材育成等への支援に加え、事業ニーズの通年確保に向けて産地や品目間をまたいだサービスを展開するモデル的な取組への支援等を行っています。また、農業支援サービス事業体に対する農業者の認知度の向上、農業支援サービス事業体と農業者のマッチング機会の創出を図るため、「農業支援サービス提供事業者が提供する情報の表示の共通化に関するガイドライン」を示し、これに沿って情報表示を行う事業者のサービス内容等を農林水産省のウェブサイト上で公開しています。

図表 特3-5 農業支援サービスの利用状況



資料：農林水産省「農業支援サービスに関する意識・意向調査結果」を基に作成
注：1）各年度の数値は、「2020年農林業センサス」の結果を基に、令和4(2022)年8～9月、令和5(2023)年8～9月、令和6(2024)年10～11月に実施した調査で、有効回答数はそれぞれ1万793人、1万351人、1万383人
2）農業支援サービスの利用を希望している農業の担い手は、農業支援サービスを利用している農業の担い手と調査時点では農業支援サービスを利用していないものの、今後利用する意向がある農業の担い手の合計

（事例）デジタル技術を駆使したデータ分析サービスを展開（宮崎県）

(1) 経営判断をサポートする農業データ分析サービスを展開

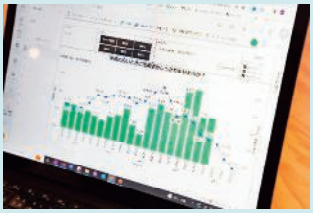
宮崎県宮崎市（みやざきし）のスタートアップであるテラスマイル株式会社は、「アジアに競争力のある地域をたくさん創る」を志に、農業生産の盛んな宮崎県で創業しました。同社は、農業経営者の「右腕」になることを目指して自社で開発した農業経営管理クラウドを活用し、各種営農管理システムや各種センサー、農機機械等の点在する営農関連データを一元化・分析し、経営の意思決定に必要な情報を大規模農業法人等に提供しています。



(2) インプットで終わらない、重要なのはデータのアウトプット

同社のサービスの強みは、単にデータを集めるだけではなく、見える化できることです。見える化されたデータは、農業経営の的確な判断材料になります。同社のサービスを導入したあるピーマンの産地では、可視化した熟練生産者のノウハウを基にした生産の推進により、生産量が増加したほか、基本的な栽培に関してはパート従業員に任せられるようになったことで、平均単収が20%向上しました。

今後同社は、農業者と小売業者が出荷先・調達先を確保するために必要な互いの情報を提供し、物量・価格の最適化に資することで、両者がwin-winの関係になる仕組みを目指すこととしています。



農業経営管理クラウド
資料：テラスマイル株式会社

（食品等事業者との連携による新たな流通・販売等方式の導入）

スマート農業技術による生産性向上には、新たな流通・販売等の方式を導入する食品等事業者との連携も重要です。例えば、農業者が自動収穫機等を用いて一斉収穫・収穫した農産物の圃場からの搬出と加工場までの輸送を一貫して行える鉄コンテナでの出荷を行い、連携する食品事業者が人手を要する選別・調製作業を代替する取組や、農業者が導入する出荷予測システムに併せて、食品事業者が消費者の需要予測システムを導入し、需給マッチングを図る取組等のスマート農業技術を契機に産地と食品事業者が連携する動きが広がっており、今後、フードチェーン全体での連携も期待されています。

生産方式革新実施計画では、新たな流通・販売等の方式を導入する食品等事業者の取組を計画認定とそれに伴う支援措置の対象とすることで、食品等事業者との連携を通じた生産性の向上を推進することとしています。

（スマート農業技術の研究開発の推進）

農林水産省では、実証プロジェクト等によって明らかになった課題を踏まえ、開発が必ずしも十分ではない品目や分野を対象に、生産現場で求められるスマート農業技術の研究開発を推進しており、令和6(2024)年度は、「戦略的スマート農業技術の開発・改良」において新たに13課題を採択しました。

さらに、スマート農業技術活用促進法に基づいて定めた重点開発目標の達成に向け、スマート農業技術活用促進法の開発供給実施計画の認定を受けた事業者等が取り組むスマート農業技術の研究開発等を推進するため、特に重要かつ高度な研究開発については、農研機構と民間事業者の役割分担の下、開発・供給期間の短縮とともにユーザー目線での技術改良を促進することとしています。くわえて、現場における生産性の高い農業を実現するため、スマート農業技術の導入効果を発揮させる栽培方式の確立や転換に向けた取組や、中山間地域等に対応したスマート農業技術の開発・実用化等について推進することとしています。

（スマート農業教育の充実）

農業現場においてスマート農業技術の活用が進む中、今後の我が国の農業の担い手を育成する農業大学校[1]や農業高校等においても、スマート農業を学ぶ機会を充実させることが重要です。

農林水産省では、農業大学校や農業高校等におけるスマート農業の実践的な教育が行われるよう、無人田植機等を利用した栽培実証の実施やドローンの飛行訓練を通じた操作・活用方法の習得等のスマート農業のカリキュラム強化、GPSアシスト機能付きトラクタや自走式草刈機、ハウス内の環境測定機器等の、研修用農業機械・農業設備の導入、農場における無線LAN環境の整備、現場実習や出前授業の実施等に対する支援を行っています。また、授業や学生・生徒の自習等に活用できるオンラ

農業大学校等におけるスマート農業教育について
URL：https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou_jinzaiikusei_kakuho/smart_kyoiku.html

[1] 第2章第3節を参照

イン教材や指導用の補助教材を作成し、教員等がスマート農業に関する知識や技術を習得できる研修を実施しています。

これらのスマート農業教育の取組を通じ、例えば「全国農業高校・農業大学校デジタルコンテスト」スマート農業部門で農林水産技術会議会長賞を受賞した大分県立大分東高等学校では、いちごの品質をAIにより判定するシステムを開発するなど、学生によるスマート農業技術の活用に向けた取組が活発に展開されています。また、このような教育や研修を受けた人材が、スマート農業の現場で活躍するケースも見られています。

さらに、文部科学省と連携し、農業高校や大学農学部、高等専門学校等において、スマート農業技術に係る教育・実習等を推進することとしています。

(4) 今後の展望

(スマート農業の更なる進展・普及に向けて)

農業は、食料を安定供給する「国の基」ですが、我が国の農業を取り巻く環境は大きく変化しています。人口減少や高齢者の引退により農業者の急激な減少が避けられない中で、持続的な食料供給を図るためには、スマート農業技術の活用の促進による、生産性向上の加速化が不可欠です。

農林水産省では、スマート農業技術活用促進法に基づく計画認定に加え、同時にスタートアップも含めた多様なプレイヤーによる研究開発・実用化やスマート農業技術の効果を十分に引き出すことのできる生産・流通・販売方式への変革を後押ししています。また、経営、技術等で農業者をサポートする農業支援サービス事業体の育成・活動を促進し、スマート農業機械の導入コスト抑制を図るとともに、スマート農業技術の導入に資する農地の大区画化や、関係府省庁とも連携した情報通信環境の整備、スマート農業技術を活用する人材の育成、サイバーセキュリティ対策を図ることとしています。

さらに、農業者や研究者等の多様なプレイヤーが参画するIPCSAにおいて、経営に与える効果の分析や技術の客観的な評価手法の検討、成功・失敗事例の共有等の活動を推進し、スマート農業技術の開発及び普及の好循環を形成することとしています。

農業の生産性向上には、農業者がデータを活用し、自ら栽培管理や農業経営の簡易化・高度化に取り組むとともに、長年農業に従事されてきた方々の知識や経験、ノウハウを形式知化して継承していくことも不可欠です。農研機構が運用する農業データ連携基盤「WAGRI[1]」を通じて多くのAPI[2]が民間事業者に提供され、農業者向けサービスの開発が進んでいますが、今後、農業者がそれぞれの経営形態に応じてこれらのサービスを選択できるよう、スタートアップ等によるサービスの拡大・強化を図るとともに、生成AIを用いたサービスの開発も推進することとしています。

このような取組を通じ、農業の関係者が、スマート農業技術を活用した、経営規模の拡大や後継者の確保・育成、環境負荷の低減といった、未来に向けた新たな農業のやり方に取り組んでみようと思える環境づくりを進めることとしています。

---

[1] 農業データプラットフォームが、様々なデータやサービスを連環させる「輪」となり、様々なコミュニティの更なる調和を促す「和」となることで、農業分野にイノベーションを引き起こすことへの期待から生まれた言葉(WA+AGRI)

[2] Application Programming Interfaceの略。複数のアプリ等を接続(連携)するために必要な仕組みのこと

トピックス

1　農林水産物・食品の輸出促進
2　みどりの食料システム戦略の進展と
　　消費者の行動変容
3　女性活躍の推進
4　農福連携の更なる推進
5　令和６年能登半島地震等への対応

トピックス1 農林水産物・食品の輸出促進

農林水産物・食品の輸出について、令和6(2024)年には初の1.5兆円超えとなる、1兆5,071億円となりました。農林水産省では、令和12(2030)年までに5兆円とする輸出額目標を設定し、農林水産物・食品の輸出促進に向け、より幅広い品目で、これまで以上に多くの生産者・事業者が海外市場を獲得できるよう、海外需要拡大と供給力向上の取組を車の両輪として推進していくこととしています。

以下では、特に「供給力向上」を図るための輸出産地形成に向けた取組や、輸出による生産者の所得向上への寄与について紹介します。

(生産・流通体系の転換による輸出産地の形成を推進)

農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、残留農薬や動植物検疫といった規制の問題に対応することが求められるため、輸出先国・地域ごとや品目ごとに、産地が一体となって生産方式を転換していく必要があります。

そのため、農林水産省では、都道府県や農業協同組合(以下「農協」という。)、地域商社等の地域の関係者が一体となり、遊休農地等の活用、海外での需要や付加価値が高い有機農産物等の生産の拡大等による生産の転換、鮮度保持のためのコールドチェーンを確保した産地直送型集荷方法の確立や、混載を前提とした集荷から船積みまでの流通体系の構築等による流通の転換を図るなど、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換に取り組む大規模輸出産地の育成を目指しています。

さらに、農林水産省では、農林水産物・食品を輸出している産地のうち、(1)輸出先国・地域の規制やニーズに対応した輸出を行っていること、(2)一定の量又は金額の輸出実績があること、(3)サプライチェーンを構築し、継続的・安定的な輸出を行っていることを全て満たし、輸出取組の手本となる産地を「フラッグシップ輸出産地」として認定・公表しており、令和6(2024)年12月時点で、全国で80産地を認定しました(**図表　トピ1-1**)。

図表　トピ1-1　令和6(2024)年度に認定されたフラッグシップ輸出産地



資料：農林水産省作成

注：上記事業者等を中心とした産地を「フラッグシップ輸出産地」として認定している。

(事例) コンソーシアムで一体となり、うんしゅうみかんの輸出拡大を展開(宮崎県)

(1) 輸出に取り組む企業がみかん輸出コンソーシアムを設立

宮崎県のみかん輸出(ゆしゅつ)コンソーシアムは、同県宮崎市(みやざきし)でうんしゅうみかんの生産等を行う株式会社ネイバーフッドを中心に生産、鮮度保持及び流通に関する企業等で構成され、令和5(2023)年に設立されました。同コンソーシアムでは輸出に向けた規制やニーズに対応した生産・流通に一体となって取り組んでいます。



(2) 輸出先の規制やニーズに対応した生産・流通により、輸出を拡大

同コンソーシアムは、輸出先の残留農薬規制に対応するため、独自の防除暦の作成や残留農薬検査を実施し、令和5(2023)年にうんしゅうみかんを台湾やシンガポール等に輸出しました。また、他県の生産者と連携することで産地リレー体制を構築し、出荷可能期間を延ばしているほか、AIカメラ付き光センサーや光殺菌機等を導入した選別等を行い、廃棄ロスを削減することで価格を抑え、現地の家庭消費のニーズに対応した出荷を行っています。このような取組の結果、同年の輸出実績は3千万円となりました。



輸出先の店頭で販売されるうんしゅうみかん
資料：みかん輸出コンソーシアム

今後、同コンソーシアムでは、海外での新たな販路拡大を図るとともに、うんしゅうみかんの広域連携輸出モデルの確立や生産保管流通モデルの構築に取り組んでいくこととしています。



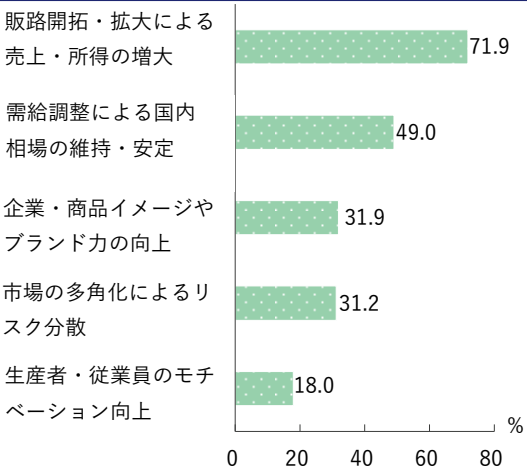
海外バイヤー招聘
資料：株式会社大石茶園

フラッグシップ輸出産地について
URL：https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/flagship_yusyutsu.html

(生産者の所得向上に寄与)

公庫が実施した調査によると、海外展開している者の「輸出に取り組むメリット」について、「販路開拓・拡大による売上・所得の増大」と回答した生産者の割合は71.9%となっています(**図表 トピ1-2**)。このうち、肉用牛や果樹等において高い水準となっています。また、「需給調整による国内相場の維持・安定」と回答した生産者の割合は49.0%となっており、個々の生産者の稼ぎにつながるほか、輸出事業者だけでなくマーケット全体にもメリットが生じるなど、輸出の取組は国内の生産基盤の維持にも貢献しています。

図表 トピ1-2 輸出に取り組むメリット(上位5位まで)



資料：株式会社日本政策金融公庫「農業者の海外展開の状況に係る調査」を基に農林水産省作成
注：令和5(2023)年3月に実施した調査で、有効回答数は4,803融資先(複数回答)

トピックス2 みどりの食料システム戦略の進展と消費者の行動変容

農林水産省では、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立に向けて、令和3(2021)年5月にみどり戦略を策定し、調達から生産、加工・流通、消費に至る食料システムの各段階で環境負荷低減の取組を推進しています。環境と調和のとれた食料システムの確立に向けては、食料システムに関わる全ての事業者及び消費者の理解と行動変容が不可欠です。

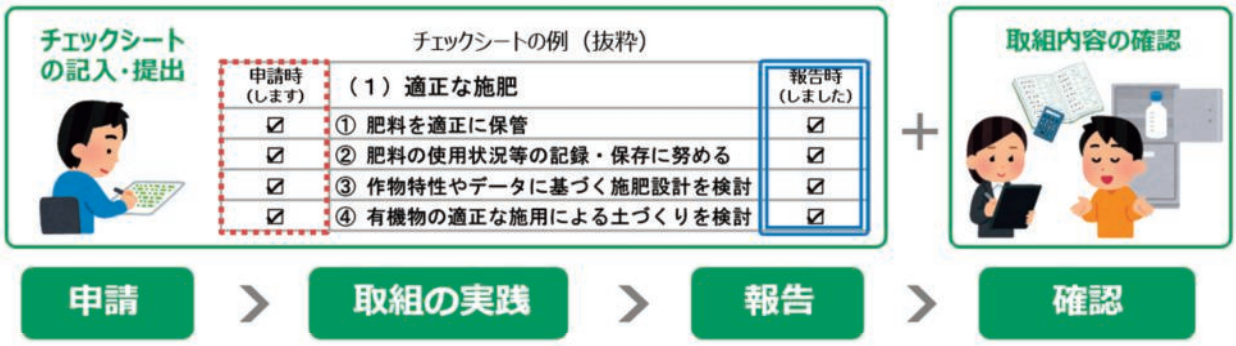
以下では、食料システムに関わる事業者、消費者の理解と行動変容を促す施策として、「クロスコンプライアンス」の取組や、環境負荷低減の取組の「見える化」、学生によるみどり戦略に基づいた活動を表彰する「みどり戦略学生チャレンジ」について紹介します。

(農林水産省の全補助事業等において環境負荷低減の「クロスコンプライアンス」を導入)

みどり戦略においては、令和12(2030)年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者へ集中していくことを目指し、農林水産省の補助事業等について、環境負荷低減メニューの充実と併せて、各事業の実施要件に加え、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化する「クロスコンプライアンス」の充実を図ることとされました。

農林水産省では、全ての補助事業等において、チェックシート方式により、事業を活用した者が最低限行うべき環境負荷低減の取組を行っているか確認する「クロスコンプライアンス」(愛称「みどりチェック」という。)を導入することとし、令和9(2027)年度からの本格実施を目標に、令和6(2024)年度から試行実施しています(**図表　トピ2-1**)。

図表　トピ2-1　クロスコンプライアンス(みどりチェック)の実施手続



資料：農林水産省作成

(環境負荷低減の取組の「見える化」を推進)

環境と調和のとれた食料システムを確立するためには、食料システム全体で環境負荷低減を推進するとともに、その取組を可視化して、そのような環境に配慮した農産物を消費者が選択できる環境づくりを通じて、消費につなげていく活動も重要です。

農林水産省では、生産者による環境負荷低減の努力を可視化するため、農産物の生産段階における温室効果ガス排出量・吸収量を簡易に算定できる「農産物の温室効果ガス簡易算定シート」を作成しました。また、算定結果に基づき、地域の慣行栽培と比べた温室効果ガスの削減貢献の度合いを星の数で表示する「見える化」の取組を推進しています。算定の対象は米や野菜を始めとする23品目で、畜産物(牛肉、生乳)を対象品目に追加するため、評価手法の検討や算定実証を行っています。また、米については、生物多様性保全の

取組についても、その取組数に応じて評価し、温室効果ガス削減への貢献と合わせて表示することが可能です。令和6(2024)年3月に新たなラベルデザインでガイドラインに則った運用を開始し、同年6月にはラベルの愛称を「みえるらべる」に決定しました。また、インバウンドへの対応や輸出展開を見据え、英語版のラベルを作成し、令和7(2025)年3月にラベルの愛称を「ChoiSTAR(チョイスター)」に決定しました。



「みえるらべる」と「ChoiSTAR」

政府は、環境に配慮した調達も推進しています。令和7(2025)年1月には、グリーン購入法[1]に基づく、国、独立行政法人及び特殊法人が環境物品等の調達を総合的かつ、計画的に推進するための基本的事項を定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」が閣議決定し、「見える化」された農産物やこれを原材料とする加工品の取扱いが新たに食堂での調達基準に位置付けられました。

(事例)「みえるらべる」を活用した環境負荷低減の取組の可視化が進展(大阪府)

(1)「みえるらべる」の活用による購買行動に訴求した取組を実施

大阪府南部でスーパーマーケットを展開する株式会社サンプラザ(本部：大阪府堺市(さかいし))では、取引先の生産者の環境負荷低減の取組について、「みえるらべる」を活用して、消費者の購買行動に訴求した取組を行っています。



(2) 消費者により分かりやすく伝わるための工夫

同社は20年以上にわたって、環境に配慮した農産物を多く取り扱ってきました。小売業として、生産者の努力がより分かりやすく消費者に伝わるように、「みえるらべる」を貼付した野菜、果物の販売や、同ラベルを取得した農産物を原料とする総菜等の販売を行っています。また、「みえるらべる」を活用した情報発信も行っており、無加温栽培や有機肥料の活用等の環境負荷低減の取組を店内のポスター等で宣伝するほか、駅のデジタルサイネージでの広告の展開等に取り組んでいます。

消費者からも好評を得ていることから、「みえるらべる」の表示品目を拡大するなど、環境負荷低減に貢献する取組を今後も展開していくこととしています。


大阪駅のデジタルサイネージでの情報発信
資料：株式会社サンプラザ



「みえるらべる」を表示したみかん
資料：株式会社サンプラザ

このほか、食品産業における加工食品の温室効果ガス排出削減に関する取組が国内消費者の選択につながるよう、令和5(2023)年12月に策定された加工食品共通カーボンフットプリント(CFP[2])算定ガイド案を用いて、米みそ、小麦粉、清涼飲料水等の計5品目で算定実証を行い、令和7(2025)年3月に加工食品共通CFP算定ガイドを取りまとめました。

[1] 正式名称は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」
[2] Carbon Footprint of Productの略で、製品・サービスのライフサイクルを通じた温室効果ガス排出量のこと

（みどり戦略学生チャレンジにより、若い世代の環境に配慮した取組を推進）

環境と調和のとれた食料システムに対する理解と関心を深めるには、将来を担う若い世代に対する広報活動の充実を図ることも必要です。農林水産省では、令和6(2024)年度から、将来を担う若い世代の環境に配慮した取組を促すため、大学生や高校生等による、みどり戦略に基づいた活動を表彰する「みどり戦略学生チャレンジ(全国版)」を実施しています。第1回大会には、高校の部で221件、大学・専門学校の部で181件の参加登録があり、各部門の最も優れた取組として、高校の部では、宮城県農業高等学校、大学・専門学校の部では、独立行政法人国立高等専門学校機構沖縄工業高等専門学校が農林水産大臣賞を受賞しました。

農林水産大臣賞(高校の部)
宮城県農業高等学校
取組名：Re：温故知新



農林水産大臣賞(大学・専門学校の部)
独立行政法人国立高等専門学校機構沖縄工業高等専門学校
取組名：データと発酵をフル活用する循環型農業の実践







トピックス3 女性活躍の推進

女性は農業と地域の活性化において重要な役割を果たしています。農業の発展と、誰もが自分らしく活躍できる農業の実現に向けて、女性が働きやすく、農業経営等に参画しやすい環境を整備していくことが重要です。

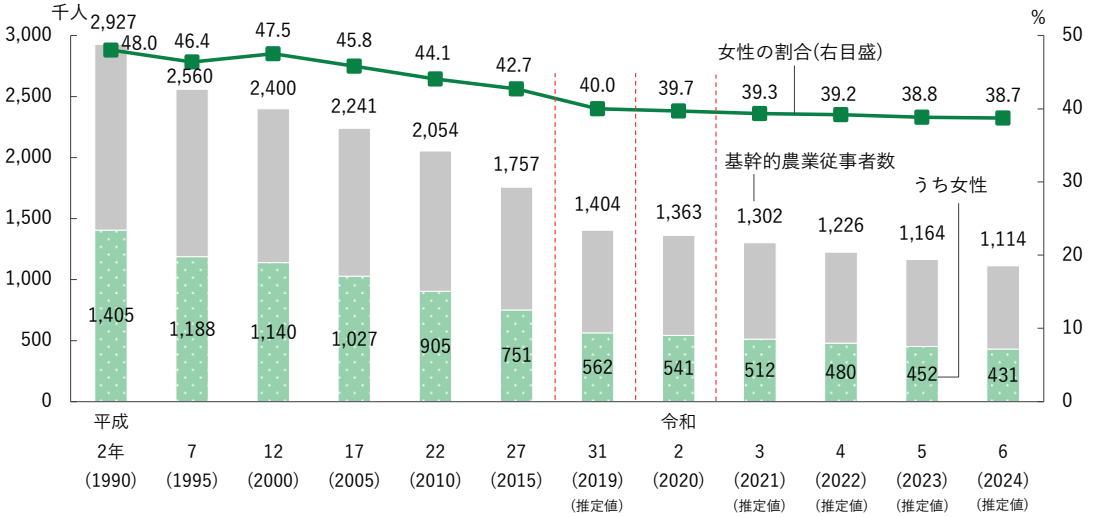
令和元(2019)年度食料・農業・農村白書では、自ら経営に参画し、ビジネスチャンスを見出しながら、輝きを増す女性農業者の姿を初めて特集として取り上げました。また、令和2(2020)年度には「女性の農業における活躍推進に向けた検討会」において更なる女性の活躍に向けた具体的方策について検討を行いました。

以下では、最近5年間の動きを中心に、女性農業者の動向等について紹介します。

(女性の基幹的農業従事者数は減少傾向であるものの、若い世代には明るい兆し)

令和6(2024)年における女性の基幹的農業従事者[1]数は、前年に比べ4.5%減少し43万1千人となりました(**図表 トピ3-1**)。女性の基幹的農業従事者は全体の38.7%を占めており、引き続き重要な担い手であることに変わりはありませんが、女性の占める割合は、減少傾向にあります。ただし、平成12(2000)年からの20年間では年平均で0.39ポイント低下していましたが、令和2(2020)年以降は年平均で0.24ポイントの低下となっています。

図表 トピ3-1 女性の基幹的農業従事者数



資料:農林水産省「1990年世界農林業センサス」、「1995年農林業センサス」、「2000年世界農林業センサス」、「2005年農林業センサス」、「2010年世界農林業センサス」(組替集計)、「2015年農林業センサス」(組替集計)、「2020年農林業センサス」、「農業構造動態調査」を基に作成

注:1) 各年2月1日時点の数値。ただし、平成2(1990)~17(2005)年の沖縄県については前年12月1日時点の数値

2) 平成2(1990)~17(2005)、31(2019)年は販売農家の数値。平成22(2010)、27(2015)、令和2(2020)~6(2024)年は個人経営体の数値

3) 平成31(2019)、令和3(2021)~6(2024)年の数値は、農業構造動態調査の結果であり、標本調査により把握した推定値

一方、農林業センサスを活用した分析結果から農業に年間150日以上従事している女性農業者数を見ると、平成27(2015)年に15~59歳であった従事者数に対し、5歳加えた令和2(2020)年の20~64歳の従事者数は約1万人増加しています(**図表 トピ3-2**)。全体の増減に占める割合は低いものの、比較的若い世代の女性の活躍には明るい兆しが見え始めています。

[1] 15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

図表　トピ3-2　年間で農業に従事した日数と年齢階層別に見た女性農業従事者の増減数

（単位：人）

	20～24歳	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65歳以上
計	-3,345	-8,240	-10,655	-8,741	-9,708	-13,724	-16,750	-21,297	-26,624	-332,007
60日未満	-4,199	-9,252	-12,093	-10,277	-10,440	-12,791	-14,826	-18,267	-22,384	-111,230
60～149	160	-110	-256	-838	-1,541	-2,287	-2,258	-3,096	-4,582	-100,901
150日以上	694	1,122	1,694	2,374	2,273	1,354	334	66	342	-119,876

65歳未満の農業に150日以上従事している女性農業者数は10,253人増加

資料：農林水産政策研究所「激動する日本農業・農村構造-2020年農業センサスの総合分析-」（令和5(2023)年12月公表）を基に作成
注：1）「2015年農林業センサス」、「2020年農林業センサス」の個票を組替集計した結果を基に作成
2）平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけて年齢階層別のコーホートで見た女性農業従事者の増減数
3）年間で農業に従事した日数及び年齢は、令和2(2020)年における区分

また、令和6(2024)年の農業経営体における女性の常雇い[1]数は、7万3千人となっており、全体の46.1%を占めています。

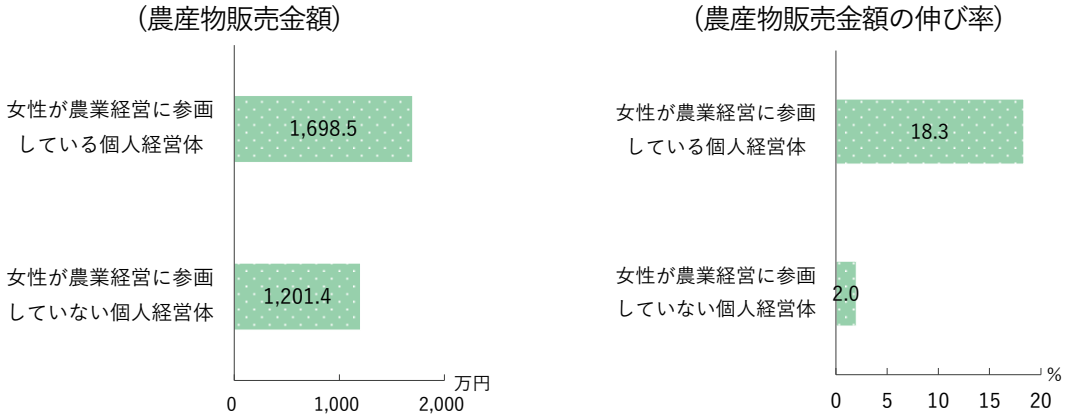
（女性が経営参画している個人経営体は農産物販売金額の伸び率が高い）

農林業センサスを活用した分析結果によると、女性が農業経営に参画している個人経営体は、参画していない個人経営体に比べ、農産物販売金額が高く、平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけて、農産物販売金額の伸び率が高くなっています(**図表　トピ3-3**)。

女性の経営参画は、経営に新たな視点を取り込むことにつながり、消費に関する意思決定の中心を担う女性のニーズを的確に捉え、より効果的な対応ができるといった効果があると考えられています。

今後の農業の発展、地域経済の活性化のためには、多彩な能力を持つ女性農業者が力を発揮していけるようにすることが必要です。

図表　トピ3-3　女性の経営参画の有無で見た農産物販売金額と伸び率



資料：農林水産省「農業における女性活躍に関する特徴把握分析レポート」（令和5(2023)年12月公表）を基に作成
注：1）「2015年農林業センサス」、「2020年農林業センサス」を基に分析した結果
2）女性が農業経営に参画している個人経営体とは、65歳未満で150日以上農業に従事していて、経営主である女性または経営方針の決定に参画している女性がいる個人経営体を指す。
3）農産物販売金額は、令和2(2020)年における1経営体当たりの平均値
4）農産物販売金額の伸び率は、平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけた1経営体当たりの平均値

[1] あらかじめ、年間7か月以上の契約(口頭での契約も含む。)で主に農業経営のために雇った人(期間を定めずに雇った人を含む。)をいう。

（事例）さつまいもを通じて様々な事業を展開し、農業界の発展を後押し（新潟県）

(1) 農業界全体を発展させたいという想いから、農産物の生産・加工・販売のプロデュースに挑戦

新潟県小千谷市の「株式会社農プロデュース リッツ」では、農産物の生産・加工・販売までをプロデュースする様々な事業を展開しています。同社の代表取締役である新谷梨恵子さんは、さつまいもを通じて農業界全体を発展させていきたいと考えており、農家レストランの経営や6次産業化プランナーとして農業者に対する助言等を行っています。

(2) 農家レストランを経営しながら6次産業化プランナーとして活動するなど様々な事業を展開

新谷さんは、農家レストランである「さつまいも農カフェきらら」を経営しており、さつまいもを活用した料理等を提供しています。さつまいもの上にソフトクリームを乗せた同社の代表商品は、各種メディアに取り上げられ、累計で3万個以上販売されました。また、店内のイベントスペースを貸し出して、主な利用客である子育て中の女性を対象としたイベント等の開催にも協力しています。

このような実体験に基づき、6次産業化プランナーとして農業者からの相談を受けており、商品開発や販路拡大等について相談者が実践できる内容となるよう配慮しながら助言を行っています。さらに、規格外野菜の受託加工や農家への研修生の派遣を行うなど様々な方面から事業を展開しており、これらの活動を通じて地域の活性化に取り組んでいます。

(3) 学生を始めとした研修生の積極的な受入れや女性の活躍を推進し、農業界の発展を後押し

新谷さんは、「次世代の子供の夢が未来の現実になる」との考えから、学生を始めとした研修生の積極的な受入れを進めています。また、女性が働きやすい職場環境の整備にも取り組んでおり、今後とも、様々な事業の展開を通じて農業界の発展を後押ししていくこととしています。





「株式会社農プロデュース リッツ」
代表取締役の新谷梨恵子さん
資料：株式会社農プロデュース リッツ



農家レストランで開催された
ベビーマッサージの会
資料：株式会社農プロデュース リッツ

（「農業女子プロジェクト」の更なる活性化）

「農業女子プロジェクト」は、社会全体での女性農業者の存在感を高め、女性農業者自らの意識改革や経営力発展を促すとともに、職業としての農業を選択する若手女性の増加を図ることを目指し、多様な活動を展開しています。平成25(2013)年に設立された同プロジェクトは、令和6(2024)年には、1千人を超えるメンバーによる地域・世代を超えた全国ネットワークに成長し、企業との協同による商品・サービスの開発や未来の農業女子を育む活動といった多彩な取組[1]を実施しています。

企業との協同により開発された女性が使い

「農業女子プロジェクト」推進会議
URL：https://www.maff.go.jp/j/keiei/jyosei/noujopj.html

[1] 各期の農業女子プロジェクト推進会議資料を参照

やすい農業機械等は、「ジェンダード・イノベーション[1]」の観点からも注目を浴びており、女性に限らず、新規就農者や高齢農業者といった多くの方が使いやすいものとなっています。

令和6(2024)年度は、農業に関する実践的な知識や技術等を学べるオンラインセミナー「NEXTラボ2024」を農業女子メンバーと協同して企画・運営しました。このうち、輸出セミナーを契機として、「GFP[2]×農業女子PJ輸出伴走支援プログラム」がスタートし、輸出実績のある農業女子メンバーがメンターとなり、チームで輸出の実践に取り組みました。

また、新たに、就農に向けて教育機関等に在学中又は研修中の女性も「プレメンバー」として共に活動できるようにすることで、本プロジェクト活動の更なる活性化を図っています。さらに、様々な知見・経験を有し活躍するメンバーが参加しているという強みを活かし、知見・経験を後輩に伝える場を積極的に設けるなど、メンバーの成長と新たな取組の実践につなげていくこととしています。



NEXTラボ2024に参加する農業女子メンバー



「GFP×農業女子PJ輸出伴走支援プログラム」キックオフ会議

農業女子プロジェクト
URL：https://nougyoujoshi.maff.go.jp/

女性の基幹的農業従事者の割合が減少傾向にある中、女性が活躍できる農業や、女性が暮らしやすい農村を実現することは、女性農業者のためだけではなく、農業・農村に新たな視点や活力をもたらし、農業・農村の持続的な発展にとってますます重要になってきています。このような認識を関係者間で共有していくことが必要です。

農林水産省では、農業女子プロジェクトのほか、農村地域における意識改革、女性が働きやすい環境整備、女性グループ活動の活性化、地域をリードする女性農業経営者の育成等を進めており、引き続き地方公共団体や関係団体と連携し、女性の活躍推進に向け取り組むこととしています。

[1] 科学や技術に性差の視点を取り込むことによって創出されるイノベーションのこと
[2] 第3章第2節を参照

トピックス4 農福連携の更なる推進

「農福連携」は、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな担い手の確保にもつながる取組であり、農業分野での労働力の確保が喫緊の課題となる中で、地域の実情に応じた特徴のある取組も盛んになっています。改正基本法においても、基本的な施策として、障害者等の農業に関する活動の環境整備が新たに位置付けられました。

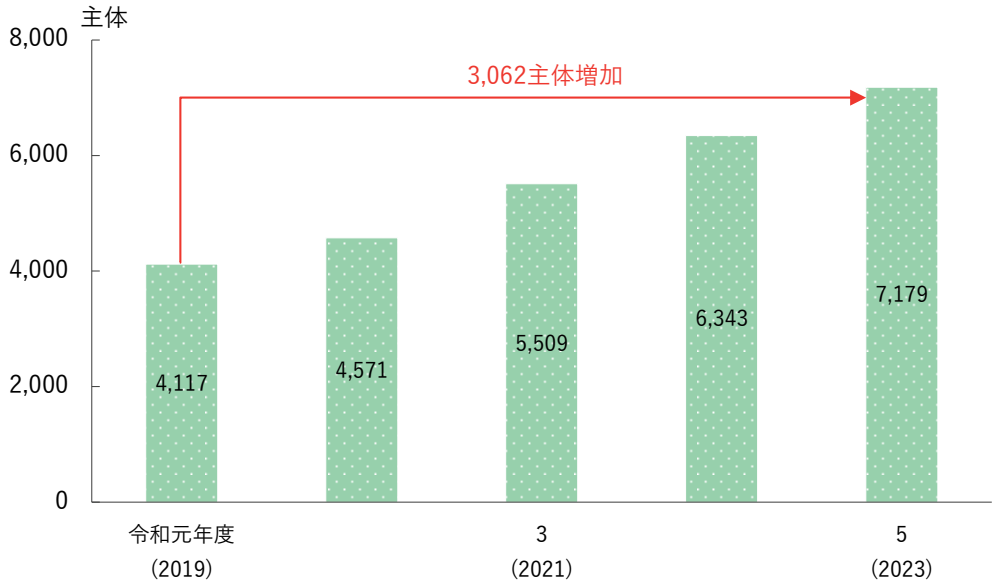
以下では、令和6(2024)年6月に決定された「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」を中心に農福連携の推進に係る新たな動きを紹介します。

(農福連携に取り組む主体数は大きく増加)

「農福連携」は、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組です。農福連携に取り組む障害者就労施設の中には、認定農業者として地域農業の担い手となっているものや、農業生産に加えて農産物の加工・販売、レストランの運営等を行うものもあり、地域農業の維持や農村の活性化の観点から重要な取組となっています。また、障害者の賃金や工賃の引上げの観点からも農福連携への期待が高まっています。

令和5(2023)年度の調査によると、農福連携に取り組む主体数は、前年度に比べ836主体増加し7,179主体となりました(**図表 トピ4-1**)。令和元(2019)年度からの4年間で3,062主体増加し、令和元(2019)年6月に決定された「農福連携等推進ビジョン」の令和6(2024)年度までに新たに3千主体創出するという目標を1年前倒しで達成しました。

図表 トピ4-1 農福連携の取組主体数



資料：農林水産省作成
注：各年度末時点の数値

(事例) 農福連携の多角的な取組により、地域活性化に貢献(奈良県)

(1) 障害者の成長や経済的自立に向け、農福連携を推進

奈良県奈良市の社会福祉法人青葉仁会では、障害者が地域社会の中で自信と役割を持って生きていける仕組みを作るため、昭和60(1985)年に農福連携の取組を開始し、加工や販売も含めた多角的な事業に取り組んでいます。



(2) 地域との関わりを持ちつつ、多角的に事業を展開

同法人では、耕作放棄地となっていた約10.7haの農地で米やさつまいも、季節ごとの野菜、ブルーベリーやくり等の果樹を栽培しています。また、収穫時期にはブルーベリー園とさつまいも畑を観光農園として開放しており、障害者が運営にも携わることで、地域住民との交流が図られています。

さらに、生産された農産物は、同法人内の飲食店での提供に加え、障害者が主力として働く加工部門の事業所で給食の材料として活用するほか、ジャムや干し芋等に加工し、販売しています。さらに、廃校を活用した食品加工場では、生産した野菜を使用したレトルト食品や冷凍食品を製造しており、障害者が活躍する場の創出や工賃向上、地域の雇用拡大等に貢献しています。

このような取組を通じ、令和6(2024)年12月時点の同法人において農福連携の関連業務に携わる障害者は、平成30(2018)年から122人増加し428人となり、これまでに40人を超える障害者が一般就労に移行しています。



肥料散布作業
資料：社会福祉法人青葉仁会



干し芋のこん包作業
資料：社会福祉法人青葉仁会

(3) 障害者の活躍を通じて、地域の活性化を推進

同法人の活動は、地域において理解され、受け入れられており、農地を貸し出す農業者も増えていることから、今後は、耕作放棄地を活用した生産規模の拡大や収量の増加に取り組んでいく方針です。また、障害者が主体となったマルシェ、レストラン、農産物販売、農業体験等の場の提供を通じて、過疎化の進む地域の活性化とコミュニティの維持・発展にも貢献していくこととしています。

(新たな農福連携等推進ビジョンの決定)

令和6(2024)年6月には、「農福連携等推進会議」が5年ぶりに開催され、農福連携等を通じた地域共生社会の実現を目指して、「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」(以下「新たなビジョン」という。)を決定しました。

新たなビジョンでは、「地域で広げる」「未来に広げる」「絆を広げる」を新たなスローガンに、市町村、農業や福祉の関係者等が参画する地域協議会の拡大を推進するとともに、ノウフクの日(11月29日)等による企業・消費者も巻き込んだ取組の意義や効果の理解促進、世代や障害の有無を超えた多様な者が農業体験を通じて社会参画を図るユニバーサル農園の普及・拡大等を推進することとしています。また、農業経営体等や障害者就労施設のみならず、高齢者施設、矯正施設、更生保護施設、特別支援学校、ユニバーサル農園等において、農福連携等に取り組む主体数を令和12(2030)年度末までに1万2千以上とし、地域協議会に参加する市町村数を200以上とする新たな目標を設定しました。今後、地域協議会が中心となり、地域内の農業と福祉の関係者のネットワークづくりや地域内の農福連携の取組のルールづくり、地域の営農の特性等を踏まえたマッチング等により、農福連携の取組を地域で広げていくことが期待されます(**図表　トピ4-2**)。

図表 トピ4-2 地域協議会の取組例

恵庭市農福連携による障がい者等就労促進ネットワーク(北海道恵庭市)

行政機関、農業関係者、福祉関係者が一体となって農福連携を推進



大隅半島ノウフクコンソーシアム(鹿児島県南大隅町)

大隅地域で農福連携を実践・推進している団体を結びつけるプラットフォームとなり農福連携を推進



資料：農林水産省作成

(農福連携等応援コンソーシアムによる普及・啓発を推進)

農林水産省では、厚生労働省等の関係省庁と連携して、国・地方公共団体、関係団体等のほか、経済界や消費者等の様々な関係者が参画する「農福連携等応援コンソーシアム」による取組の輪の拡大に取り組んでいます。

同コンソーシアムにおいては、令和2(2020)年度より毎年、「ノウフク・アワード」の選定による優良事例の表彰を行っており、令和7(2025)年1月には、農福連携等に取り組む団体、企業等の優良事例22団体を「ノウフク・アワード2024」において表彰しました(**図表 トピ4-3**)。これまでの5年間で延べ110団体(44都道府県)の優良事例を表彰し、各地に横展開すること等を通じて農福連携等の認知度の向上に努めています。同コンソーシアムに参画する団体・企業等の数は年々増加し、令和7(2025)年3月末時点で601となっており、今後は、同コンソーシアムの会員間の連携等により、農福連携等の商品の共同販売や現場の課題解決等に向けた取組が期待されます。

図表 トピ4-3 「ノウフク・アワード2024」におけるグランプリ受賞団体

株式会社菜々屋(徳島県徳島市)

農業法人4社で障害者就労施設を立ち上げ、県内全域の農家で施設外就労を行い、農業経営の効率化や規模拡大に貢献



一般社団法人STEP UP(宮崎県宮崎市)

障害者・矯正施設出所者の就労や生活の安定に向けた支援を行い、認定農業者として地域の農業にも貢献



資料：農林水産省作成

(ノウフクの日を制定)

農福連携等の取組が全国に広がり、各地で定着していくよう、新たなビジョンでは、11月29日を「ノウフクの日」とし、農福連携等の更なる展開や普及に取り組むこととされました。

初めてのノウフクの日となる令和6(2024)年11月29日には、内閣総理大臣官邸で「ノウ

フクの日」制定記念交流会が開催され、先進的な事業者や障害者との交流会が行われるなど、全国43か所でノウフクの日の関連イベントが開催されました。

これまでも、農福連携の認知度向上に向け、47都道府県が参画する「農福連携全国都道府県ネットワーク」による農福連携マルシェの開催、食品企業等を対象としたノウフクJAS[1]商品等の商談会を始めとする各界が連携した取組を行ってきたところであり、ノウフクの日の制定を契機として、今後も消費者や企業を巻き込みながら、国民的運動として農福連携等を推進していくことが重要となっています。



「ノウフクの日」制定記念交流会



「ノウフクの日」の周知ポスター

（農福連携の裾野を広げ、地域共生社会を実現）

農福連携が普及していく中で、農福連携の取組の裾野も広がっており、ノウフク・アワードの受賞団体では、農業者や障害者就労施設に加えて、企業、地方公共団体、農協、特別支援学校等の様々な主体が見られます。また、障害者の丁寧な手作業を活かして、有機農業や高品質な商品の製造を行うなど、農業の高付加価値化を実現している事例や、地域の商工業や観光業等との連携や地域の未利用資源の活用等により、農福連携を中心とした地域づくりに取り組む事例も見られます。

さらに、障害者のみならず、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の就労・社会参画支援、犯罪をした者等の立ち直り支援等にも対象が広がっています。世代や障害の有無を超えた多様な者が農業体験を通じて社会参画を図る「ユニバーサル農園」において、健康増進や生きがいづくり、働きづらさや生きづらさを感じている者への職業訓練、生涯にわたる学びの場としての活用等の取組も見られるようになっており、このような取組を通じた農地の利用の維持・拡大効果も期待されます（**図表　トピ4-4**）。

新たなビジョンに掲げられた取組を官民を挙げて実践することにより、我が国の食や地域を支える農業の発展や障害者等の一層の社会参画等が促進されるとともに、多様な分野に取組の幅が広がり、全ての人々がその生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会の実現につながっていくことが期待されます。

図表　トピ4-4　ユニバーサル農園の取組例

杉並区農福連携農園「すぎのこ農園」（東京都杉並区）

杉並区では区民に対する農業への理解促進や
障害者・高齢者等の生きがい創出につながる農福連携を推進



資料：農林水産省作成

[1] 正式名称は「障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物の日本農林規格」

トピックス5 令和６年能登半島地震等への対応

令和6(2024)年1月に石川県能登地方で発生した地震は、石川県を中心に、人的被害のほか、農地・農業用施設や林地・林道施設、漁港等に大きな被害をもたらしました。その後、同年9月20日からの奥能登地域における豪雨(以下「奥能登豪雨」という。)が、同地域において更なる被害をもたらしました。

以下では、「令和6年能登半島地震[1]」と奥能登豪雨による、被害の状況と復旧に向けた取組について紹介します。

(令和6年能登半島地震により、石川県を中心に北陸各県等に大きな被害が発生)

令和6(2024)年1月に石川県能登地方で発生した最大震度7の地震による被害は、市街地ばかりでなく、農山漁村等にも広がり、石川県を始めとする北陸各県等の農林水産業にも甚大な被害をもたらしました(**図表　トピ5-1**)。

図表　トピ5-1　農林水産関係の主な被害状況(令和6年能登半島地震・大雨災害)

	農地(箇所)	農業用施設等(箇所)	農業・畜産用機械(件)	農業用ハウス等(件)	畜産用施設(件)	共同利用施設(件)	林野関係(件)	漁船(隻)	漁港(漁港)	水産業共同利用施設(件)	被害額(億円)
令和6年能登半島地震(6県)	4,208	9,879	1,119	1,945	82	257	2,769	366	73	94	3,764.3
令和6年9月20日からの大雨(15県)	1,865	1,966	220	103	1	6	837	3	3	-	627.3
計	6,073	11,845	1,339	2,048	83	263	3,606	369	76	94	4,391.6

資料：農林水産省作成

被災した農地・農業用施設等は、多数、大規模かつ広範囲にわたり、くわえて、道路の寸断や積雪もあり、被害把握等に困難をきたしました。農林水産省は、発災直後から全国の地方農政局等から国の職員をMAFF-SAT(農林水産省・サポート・アドバイスチーム)として現地に派遣し、被災した地方公共団体や関係団体等と連携し、農地・農業用施設等の被害状況の把握を迅速に行うとともに、できるだけ多くの農地で営農の再開がされるよう、応急復旧を全力で進めました。また、農村地域のライフラインである農業集落排水施設、営農飲雑用水施設についても、土地改良事業団体連合会等の関係団体の協力を得て、全国から派遣された技術者により点検・応急復旧が迅速に行われました。

さらに、政府は、発災直後から「食料・物資支援チーム」を設置し、被災地の要望を踏まえ、業界団体の協力の下、約514万点の飲食料、約1万8千kgの無洗米等を供給しました。食料支援に対するニーズの多様化を見越し、調達可能な品目のリストを被災各県に提示し、温かい状態で食べることができるレトルト食品、アレルギー対応食品、炊き出し用の無洗米、野菜ジュース等を発送しました。さらに、外食事業者の協力を得て、キッチンカーを活用した食事提供の取組を実施しました。

[1] 気象庁が定めた名称で、令和2(2020)年12月以降、能登地方周辺で発生している一連の地震活動のことを指す。

（「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ」に基づく取組を推進）

政府は、緊急に取り組むべき施策について、令和6(2024)年1月に「被災者の生活と生業(なりわい)支援のためのパッケージ」(以下「支援パッケージ」という。)として取りまとめました。農林水産省でも、支援パッケージにおける農林水産関係の支援策に基づき、①農地、農業用施設、漁港等の生産インフラの復旧、②農業用機械、畜舎、漁船等の復旧、③金融支援や農業共済加入者への共済金の早期支払、収入保険に係る無利子のつなぎ融資等による各種支援を重層的に講ずることとしました。また、これらの支援策が被災地の農業者に活用されることを促進するため、国、県、農協が連携して設置した現地相談窓口(石川県下の農協等に6か所設置)において、農業者の個別の相談を受けつつ、事業申請手続の伴走支援を行ってきました。

（農林水産分野の生業再開が進展）

能登半島地震からの復旧・復興の状況として、農業については農地・農業用施設等の応急復旧等を進め、奥能登地域での令和6(2024)年の営農再開面積は令和5(2023)年の水稲作付面積の約8割となりました。林業については、被災した木材加工流通施設等について、再整備等の支援をしてきた結果、再開を望む60施設(石川県内)のうち49施設で営業を再開しました。また、漁業については、能登の北部地域の令和6(2024)年の漁獲金額は、前年同期比(1～12月)で約7割となっているほか、輪島(わじま)地区では、同年10月までに刺し網漁、底びき網漁が再開し、同年11月には、ずわいがに漁の操業開始となりました。

被災した農業用ダムや農業用水路等の国営造成施設(4地区)については、直轄災害復旧事業により復旧を進めており、うち、石川県内の3地区においては、農業用ダムや干拓堤防等の復旧に取り組み、富山県内の1地区においては、国、県、土地改良事業団体連合会等が協力し、被災した農業用水路等の被害調査や応急対策を迅速に行った結果、令和6(2024)年の田植えが例年通り行われました。

また、七尾(ななおし)市、輪島(わじま)市等で甚大な被害を受けた農地海岸(1地区、7海岸)、農地地すべり(1地区)については、大規模災害復興法に基づく国の代行工事により、復旧に取り組んでおり、直轄代行工事等を推進するための現地拠点を同年4月に設置し、早期復旧に努めているところです。

（奥能登豪雨の発生と、地震・豪雨からの復旧・復興を一体的に推進）

奥能登地域においては、能登半島地震からの復旧・復興の途上で、奥能登地域において、令和6(2024)年9月の奥能登豪雨が発生し、河川の氾濫等により、約400haの農地で土砂・流木等が堆積するなど、甚大な被害がもたらされました。

農林水産省では、地震・豪雨からの一体的な復旧・復興を図る観点から、奥能登豪雨による被害についても、支援パッケージにおける農林水産関係の支援策と同様の支援(ほじょう)を講ずることとしました。奥能登豪雨が収穫期であったことを踏まえ、浸水があった圃場における農作物残さの処理等についても、支援を行っています。

また、奥能登地域の農業の復旧・復興に当たっては、地域の農業の将来の姿について、関係機関と地域の農業者が共通の認識をもって進めることが重要であるため、同年11月に「奥能登営農復旧・復興センター」を石川県穴水町(あなみずまち)の能登(のと)農業協同組合本店に、国、県、市町、農協が連携して設置しました。このセンターを拠点として、4者が一体となって、奥能登地域の各集落を巡回しながら、地域の担い手の参画も得つつ、農地等の復旧方針等

について調整を進めています。地域での議論を受け、豪雨で被災した農地約400haのうち約170ha(約4割)が令和7(2025)年の作付けに間に合うよう、まずは、被害が小規模な農地を中心に復旧工事を行うこととし、調整を終えたところから、順次復旧工事を進めています。

さらに、土砂・流木・瓦礫(がれき)等が宅地・道路・農地等にまたがって堆積している場合には、市町が一括発注により、撤去を行い、その費用を事後的に事業間で精算することを可能とする農林水産省・国土交通省・環境省が連携した新たなスキームを構築し、迅速な復旧を支援しています。農林水産省では、地震の発災直後からこれまで、延べ約1万3千人以上の職員をMAFF-SATとして派遣しており、引き続き、県や市町、農協等と緊密に連携し、再び奥能登地域で営農したいという農業者の気持ちに寄り添い、地域の農業の将来を見据えた、地震と豪雨からの復旧・復興を一体的に推進するため、切れ目なく支援していきます。



農地の流木撤去の状況(輪島市)



流木撤去完了後の農地(輪島市)

(事例) 地震・豪雨による災害からの棚田の復旧へ(石川県)

(1) 棚田の保全活動を展開

石川県輪島市(わじまし)の公益財団法人白米千枚田景勝保存協議会(しろよねせんまいだけいしょうほぞんきょうぎかい)は、棚田オーナー制度を通じて、棚田を後世に残す活動に取り組んでおり、オーナー数は年々増加しています。また、白米千枚田を含む能登の伝統的な農村景観や農村文化等は、平成23(2011)年に我が国初の世界農業遺産に認定されました。



(2) 令和6年能登半島地震による棚田の被害からの営農再開に向けた取組

令和6年能登半島地震では、棚田の田面の亀裂、畦畔法面(けいはんのりめん)の亀裂・崩落に加えて、用水路の一部が崩壊や目地の開き等により通水困難となるなど、大きな被害を受けました。

輪島市から復旧工事の委託を受けた石川県は、令和6(2024)年産の作付け再開を目指して、同協議会の会員である白米千枚田愛耕会(しろよねせんまいだあいこうかい)と連携し、昔ながらの工法で復旧作業を実施しました。同愛耕会は、同年5月に、損傷が軽微な棚田の一部で、棚田のオーナーや地元の高校生、ボランティア等とともに田植えを行い、同年9月には稲刈りにこぎ着けました。



白米千枚田での田植えの様子

(3) 豪雨による被害からの営農再開に向けた取組

稲刈り後も引き続き棚田の復旧作業を進めようとしていた矢先、同年9月20日からの奥能登豪雨により、複数箇所で畦畔法面の崩落や用水路の損壊等が発生しました。

今後、同協議会は、同県及び同愛耕会と連携し、令和7(2025)年春の作付けに向けて、棚田や用水路等の復旧作業を行うこととしています。

第1章

世界の食料需給と我が国の食料供給の確保

第１節　世界の食料需給の動向

世界の食料需給は、途上国を中心とした世界人口の急増による食料需要の増加、気候変動による異常気象の頻発化、地政学的リスクの高まり等により不安定化しています。また、食料の国際価格は、新興国の経済発展による需要の増大やエネルギー向け需要の拡大、地球規模の気候変動の影響等により、上昇と下落を繰り返しています。

本節では、国際的な食料需給や食料価格の動向等について紹介します。

(1) 国際的な食料需給の動向

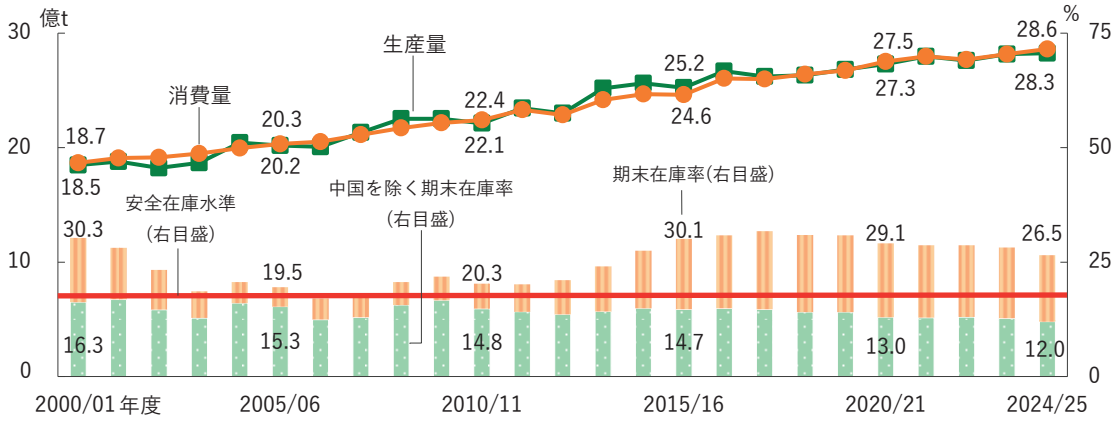
(2024/25年度における穀物の生産量、消費量は前年度に比べ増加)

令和7(2025)年3月に米国農務省が発表した資料によると、2024/25年度における世界の穀物消費量は、途上国の人口増加、所得水準の向上等に伴い、前年度に比べ4.3千万t(1.5%)増加し28億6千万tとなる見込みです(**図表1-1-1**)。

また、生産量は、主に単収の伸びにより消費量の増加に対応しており、2024/25年度は前年度に比べ0.8千万t(0.3%)増加し28億3千万tとなる見込みです。

2024/25年度の期末在庫率は、前年度に比べ1.7ポイント低下し26.5%となる見込みです。FAO[1](国際連合食糧農業機関)が安全在庫水準としている17～18%を上回っていますが、中国を除いた場合の期末在庫率は12.0%にとどまっており、世界的な不作が発生した場合には、食料不足や価格高騰が起こりやすい状況にあります。

図表1-1-1　世界の穀物生産量、消費量、期末在庫率



資料：米国農務省「Production, Supply and Distribution Online」、「World Agricultural Supply and Demand Estimates」を基に農林水産省作成
注：1) 穀物は、小麦、粗粒穀物(とうもろこし、大麦等)、米(精米)の合計
2) FAOが昭和49(1974)年に試算した結果によると、安全在庫水準は穀物全体で17~18%とされている。
3) 令和7(2025)年3月時点の見通し

2024/25年度における世界の穀物等の生産量を品目別に見ると、小麦は前年度からEU及びロシアの収穫面積及び単収の減少等があるものの、豪州等の収穫面積及び単収の増加等

[1] Food and Agriculture Organization of the United Nationsの略

により、前年度に比べ0.8%増加し8億tとなる見込みです(**図表1-1-2**)。

とうもろこしは、ブラジルや中国の収穫面積及び単収の増加等があるものの、ウクライナの収穫面積及び単収の減少や米国の収穫面積の減少等により、前年度に比べ1.1%減少し12億1千万tとなる見込みです。

米は、インドの収穫面積及び単収の増加等により、前年度に比べ2.0%増加し5億3千万tとなる見込みです。

大豆は、ブラジルや米国の収穫面積及び単収の増加等により、前年度に比べ6.5%増加し4億2千万tとなる見込みです。

期末在庫率については、小麦、とうもろこし、米は前年度に比べ低下する一方、大豆は前年度に比べ上昇する見込みです。

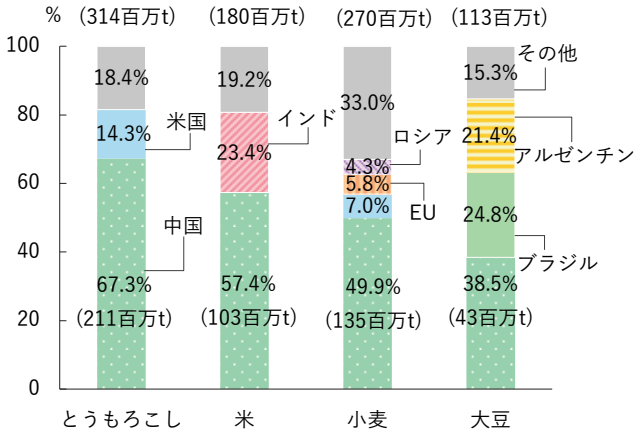
図表1-1-2 2024/25年度における穀物等の生産量、消費量、期末在庫率

品目	生産量(百万t)	対前年度増減率(%)	消費量(百万t)	対前年度増減率(%)	期末在庫量(百万t)	対前年度増減率(%)	期末在庫率(%)	対前年度差(ポイント)
小麦	797.23	0.8	806.65	1.1	260.08	-3.5	32.2	-1.5
とうもろこし	1,214.17	-1.1	1,239.19	1.7	288.94	-8.0	23.3	-2.4
米	532.66	2.0	530.71	1.4	181.51	1.1	34.2	-0.1
大豆	420.76	6.5	409.16	6.4	121.41	7.9	29.7	0.4

資料：米国農務省「World Agricultural Supply and Demand Estimates」、「Oilseeds：World Markets and Trade」を基に農林水産省作成
注：1) 期末在庫率(%)＝期末在庫量÷消費量×100
2) 令和7(2025)年3月時点の数値

また、2023/24年度における世界の穀物等の期末在庫に占める中国の割合を見ると、とうもろこし67.3%、米57.4%、小麦49.9%、大豆38.5%となっており、突出して高い水準となっています(**図表1-1-3**)。

図表1-1-3 主な穀物等の国・地域別の期末在庫(2023/24年度)



資料：米国農務省「Production, Supply and Distribution Online」を基に農林水産省作成
注：令和7(2025)年3月時点の数値

(世界経済の鈍化等により、中期的には穀物等の需要の伸びは鈍化の見込み)

世界経済は、中期的には、中国の成長の鈍化や人口減少が見込まれる一方、インド等の新興国・途上国において相対的に高い経済成長率が維持されると見られています。将来的に先進国だけでなく途上国の多くの国で、経済成長はコロナ禍以前より鈍化すると見られ、世界経済はこれまでより緩やかな成長となる見込みです。

このような中、令和14(2032)年における世界の穀物等の需給について、需要面においては、途上国の総人口の増加、新興国・途上国を中心とした相対的に高い所得水準の向上等に伴って食用・飼料用需要の増加が中期的に続くものの、先進国だけでなく新興国・途上

国においても今後の経済成長の弱含みを反映して、穀物等の需要の伸びは鈍化してコロナ禍以前より緩やかとなる見通しとなっています。供給面では、今後、全ての穀物の収穫面積が僅かに減少する一方、穀物等の生産量は、主に生産性の上昇によって増加する見通し[1]となっています。

世界の食料需給は、農業生産が地域や年ごとに異なる自然条件の影響を強く受け、生産量が変動しやすいこと、世界全体の生産量に比べ貿易量が少なく輸出国の動向に影響受けやすいこと等から、不安定な要素を有しています。

また、気候変動や大規模自然災害、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病、感染症の流行、ロシアによるウクライナ侵略といった多様化するリスクを踏まえると、食料の安定供給の確保に万全を期す必要があります。

（コラム）令和42(2060)年にかけての世界の超長期食料需給の見通し

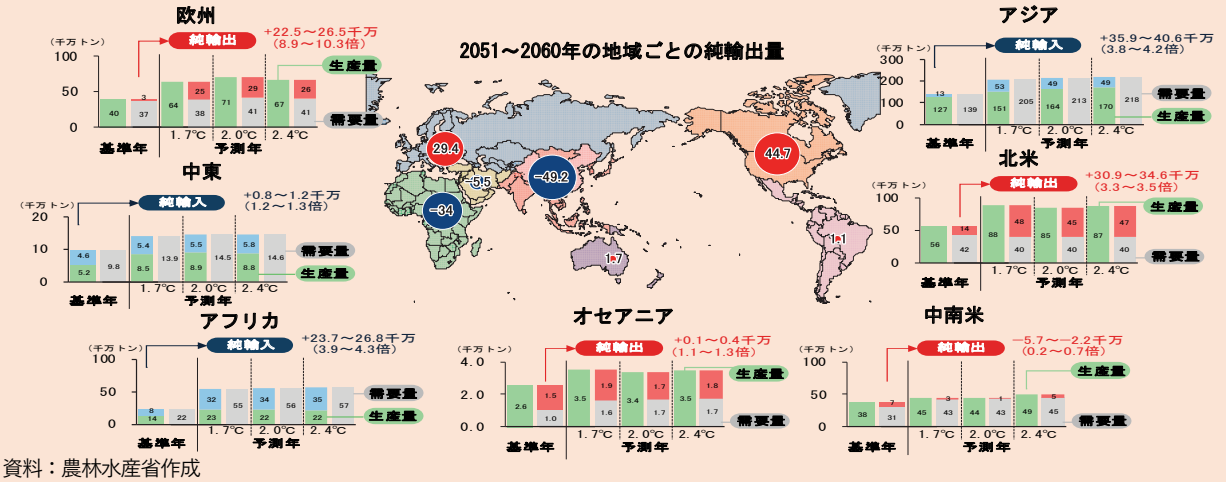
農林水産省では、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター(以下「国際農研」という。)と農研機構等と連携し、食料関係の予測モデルを用いた世界の超長期食料需給予測を公表しました。このモデルでは、平成23(2011)～令和2(2020)年の平均である基準年から令和33(2051)～令和42(2060)年の平均である予測年にかけ、世界の人口は74億人から95億人へと1.3倍に、世界の1人当たり実質GDPは0.6万ドルから1.7万ドルへと2.8倍に増加し、いずれの主要作物・畜産物についても、実質価格は長期的に上昇する可能性が示されました。

また、世界の農地面積は、基準年では9.8億haとなっていますが、世界の平均気温が1.7℃、2.0℃、2.4℃上昇するシナリオ*を採用した場合は、予測年にかけ、1.7℃上昇するシナリオでは0.6億ha減少、2.0℃、2.4℃上昇するシナリオでは1億～1.4億ha増加し、さらに、世界の農地面積を上限として求められる収穫面積は、基準年から予測年にかけて1.0～1.5倍、単収は気候変動や技術進歩等の影響を受け1.0～1.3倍となる可能性が示されました。

くわえて、人口増加と経済発展による需要の増加に対応して、世界の小麦、米、とうもろこし、大豆の生産量は、予測年には基準年に比べ1.4倍、牛肉、豚肉、鶏肉の生産量は1.5倍に増加となる可能性が示されました。

＊ シナリオとは、全球平均の嘉永3(1850)～明治33(1900)年平均気温に対する、令和23(2041)～令和42(2060)年平均気温の1.7℃、2.0℃、2.4℃の上昇をもたらす気候変数を用いてシミュレーションを行い、気候変動が食料需給に与える影響を捉えたもの。

主要作物(小麦・米・とうもろこし・大豆)の生産、需要、輸出量の変化



資料：農林水産省作成

注：地図中の数値は、2.0℃上昇するシナリオの下での令和33(2051)～令和42(2060)年の純輸出量(赤円は輸出超過、青円は輸入超過)

[1] 農林水産政策研究所「2032年における世界の食料需給見通し」(令和5(2023)年3月公表)

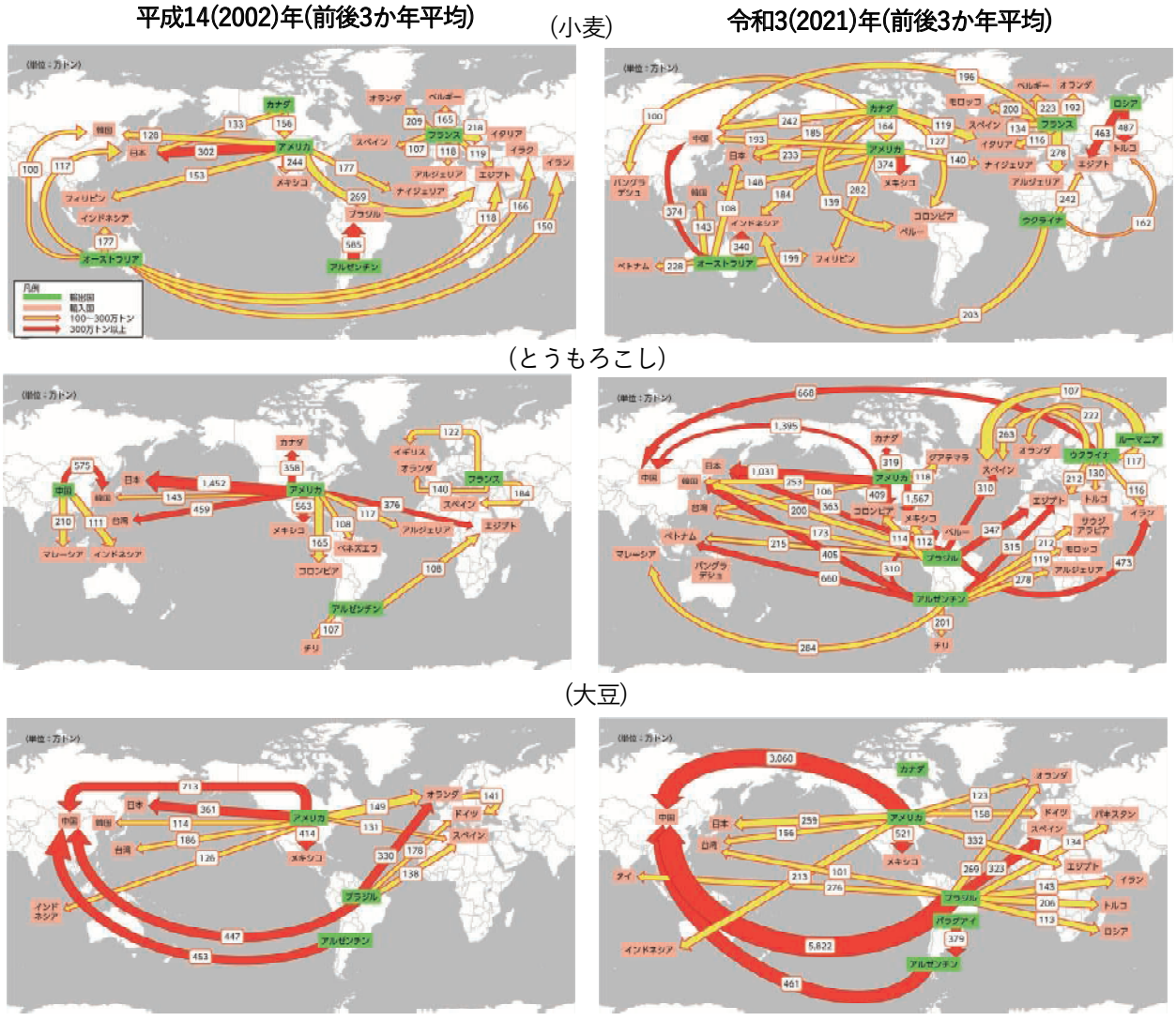
（世界の食料貿易フローは大きく変化）

世界の食料貿易の状況は、この20年で大きく変化しました。約20年前は、我が国は小麦及びとうもろこしの世界有数の輸入国でしたが、特にアジア地域では人口増や経済成長に伴い食料の輸入量が増加しており、主要輸出国における輸出先が多角化していることがうかがわれます（**図表1-1-4**）。

食料需給見通し
（農林水産政策研究所）
URL：https://www.maff.go.jp/primaff/seika/jyukyu.html

輸入量に占める我が国のシェアは低下しており、平成14(2002)年度(前後3か年度平均)と令和3(2021)年度(同平均)を比較すると、小麦は6%から3%へ、とうもろこしは22%から9%へ、大豆は9%から2%へとそれぞれ低下しました。これとともに、中国の輸入量の増加は顕著であり、輸入量に占めるシェアは、小麦は4%、とうもろこしは11%、大豆は59%へと上昇しました。

図表1-1-4 世界の食料貿易フロー図



資料：農林水産政策研究所「世界の食料需給の動向」(令和6(2024)年3月公表)
注：1) レイアウトの関係から実際の国の地理上位置とは異なる場合がある。
2) S&P Global Market Intelligence「Global Trade Atlas」のデータ(2020.01及び2024.01)を基に各品目の輸出上位5か国から100万t以上輸出している貿易フロー図を作図

（フォーカス）世界の穀物等調達は約20年で変化

食料貿易の状況を見ると、中国のほか、インドネシア、ベトナム、メキシコ等も今後輸入国としての地位が高まる可能性があります(**図表1-1-4**)。これらの3か国は人口増加率及び経済成長率の両方で我が国を上回っており、小麦、とうもろこし、大豆の生産量と輸入量を2001/02年度と2023/24年度で我が国と比較しました。

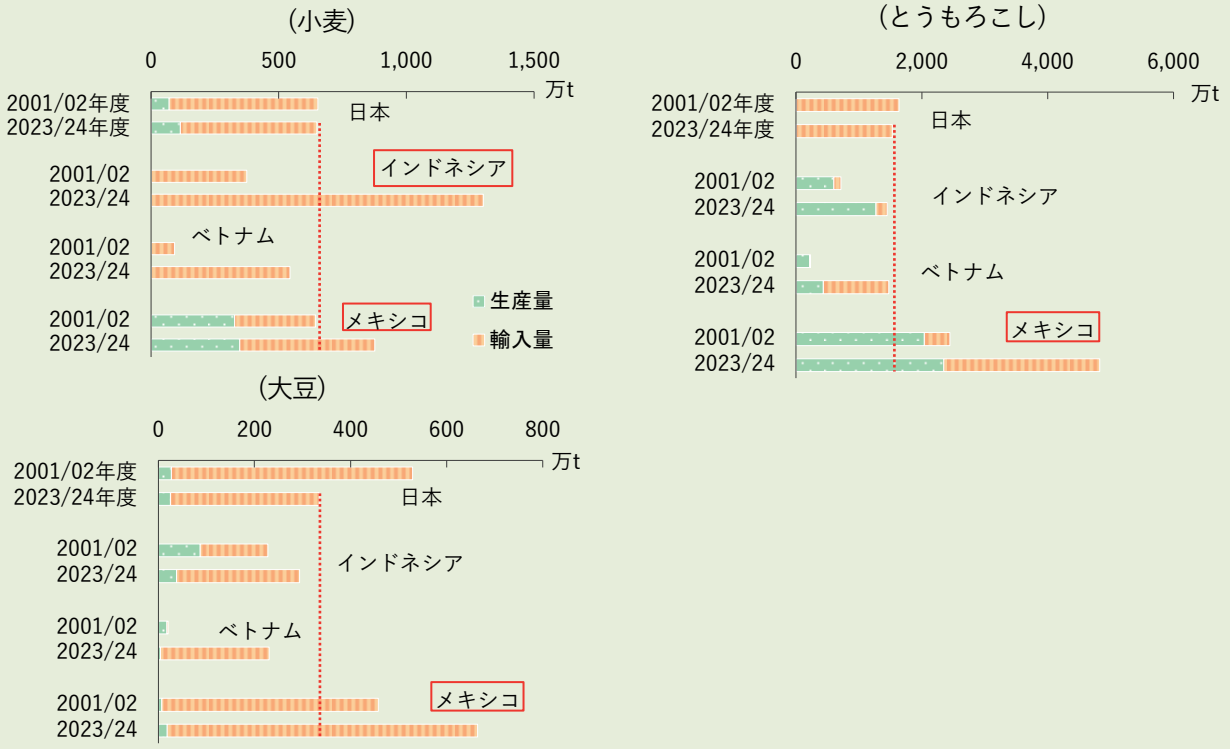
まず、小麦については、インドネシアの2023/24年度における輸入量は我が国の約2.4倍となっています。同国の小麦の輸入量は2001/02年度と比べ約3.5倍に増加しており、さらに、我が国の主要な調達先である豪州からも輸入しています。また、メキシコについては、小麦を国内で生産しているものの、2023/24年度の輸入量は我が国とほぼ同水準であり、かつ、隣国であって経済的な関係も深い米国から輸入しています。ベトナムについては国内生産を行っておらず、2023/24年度の輸入量では我が国とほぼ同水準であり、我が国の主要な調達先である豪州から輸入しています。

次に、とうもろこしについては、2023/24年度に生産量と輸入量の合計が我が国を上回っているのはメキシコで、その輸入量は2001/02年度に比べ約6.1倍に増加しています。ベトナムは、2023/24年度は我が国を下回っており、国内生産量は約2倍に増加しているものの、輸入量は約85倍に増加しています。

そして、大豆については、2023/24年度のメキシコにおける生産量と輸入量の合計は我が国を上回り、その輸入量は我が国の輸入量の約2.1倍に相当し、かつ、我が国の重要な調達先である米国から輸入しています。

このように穀物等に係る世界の調達状況は過去20年間で大きく変化してきました。今後、引き続き動向を注視するとともに、我が国は穀物等の調達先である貿易パートナーとの友好な関係の継続に努め、我が国内においても生産性の向上を図り、これら穀物等の生産を増加させることが必要と考えられます。

輸入国としての地位が高まる可能性がある国の主要穀物等生産量及び輸入量



資料：米国農務省「Production, Supply and Distribution Online」を基に農林水産省作成

注：1）令和7(2025)年3月時点の数値

2）各国において、3作物とも生産量及び輸入量の合計に占める輸出量の割合はいずれも10%以下であることから、輸出量については考慮していない。

3）図表中の赤線は我が国の2023/24年度における生産量及び輸入量の合計を示したもの

(世界の穀物等の生産量・輸出量のシェア)

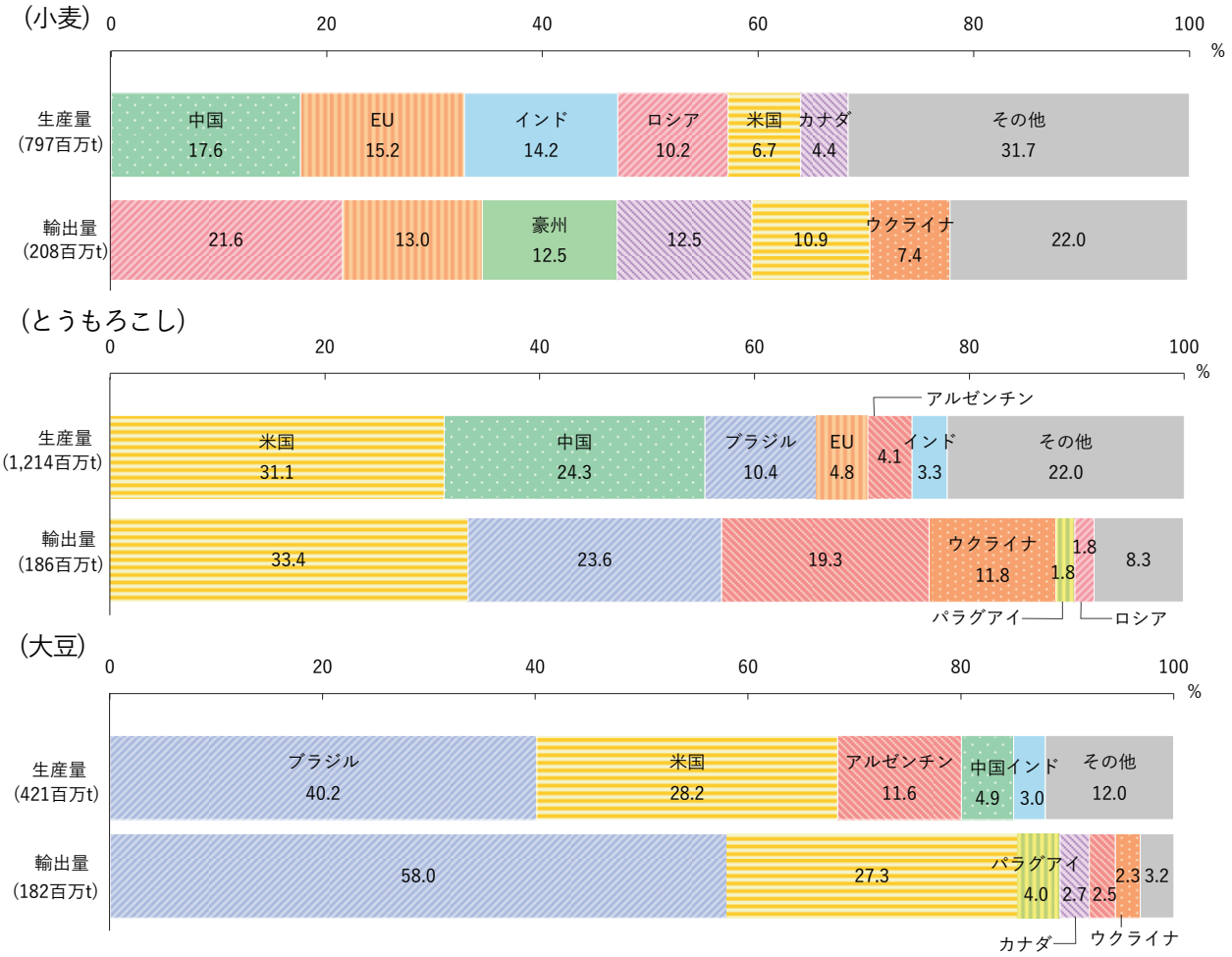
米国農務省では2024/25年度における世界の穀物等の生産量、輸出量の見込みを示しています。小麦の主要生産国は、中国、EU、インド、ロシア、米国で、世界全体の64%のシェアを占めています(**図表1-1-5**)。約20年前の伝統的な輸出国は米国、カナダでしたが、2024/25年度の上位輸出国は、ロシア、EU、豪州、カナダ、米国、ウクライナであり、ロシアやウクライナのシェアが高まっています。

とうもろこしの主要生産国は、米国、中国、ブラジル、EU、アルゼンチンで世界全体の75%のシェアを占めています。他方、上位輸出国は米国、ブラジル、アルゼンチン、ウクライナ、パラグアイ、ロシアです。輸出量に占めるブラジルやウクライナのシェアの伸びが顕著であり、また、パラグアイとロシアの輸出量はほぼ同水準となっています。

大豆の主要生産国は、ブラジル、米国、アルゼンチン、中国、インドであり、世界全体の88%を占めています。上位輸出国は、ブラジル、米国、パラグアイ、カナダ、アルゼンチンであり、ブラジルのシェアが高まっています。

我が国において、小麦は主に米国、カナダ、豪州から、とうもろこしは主に米国、ブラジルから、大豆は主に米国、ブラジル、カナダから輸入しています。

図表1-1-5 世界の穀物等生産量、輸出量のシェア(2024/25年度)



資料:米国農務省「Production, Supply and Distribution Online」、「World Agricultural Supply and Demand Estimates」を基に農林水産省作成
注:令和7(2025)年3月時点の数値

(世界の輸送の状況)

食料輸送の際の安全確保は、食料安全保障上、非常に重要です。海運による物資の輸送に関して、世界各地にはチョークポイントと呼ばれる運河や海峡等の海運の要衝が存在します。このチョークポイントのうち、パナマ運河では、令和5(2023)年11月から降雨不足に伴う通航制限が実施されていましたが、雨季の到来による水位の回復を受け順次通航制限を緩和し、令和6(2024)年9月には通航制限前の状態まで回復しました。一方、スエズ運河では、令和5(2023)年12月中旬から中東での戦闘が継続する中、スエズ運河経由で地中海とインド洋を結ぶ紅海を巡行する商船が攻撃されるといった影響があることから、依然として通航が回避されています。

我が国の港湾の位置付けを見るために、世界の主要港におけるコンテナ取扱量の推移を見ると、昭和55(1980)年には我が国の3港が20位以内に入っていました。東京港の取扱量は、昭和55(1980)年に比べ、平成13(2001)年には約4.4倍、令和5(2023)年には約7.2倍に増加しましたが、令和5(2023)年時点で世界では46位にとどまっています(**図表1-1-6**)。世界の他港での取扱量が大幅に増加しており、相対的に我が国の位置付けが低下しています。世界でコンテナ取扱量が多い港湾は、上海・シンガポールといったアジア地域のハブ港湾で、特に中国港湾が上位10港のうち7港を占めています。

図表1-1-6　世界の主要港及び東京港のコンテナ取扱量

(令和5(2023)年の世界の主要港のコンテナ取扱量)

(単位：千TEU)

順位	港	国	取扱量
1	上海	中国	49,158
2	シンガポール	シンガポール	39,010
3	寧波	中国	35,301
4	深圳	中国	29,880
5	青島	中国	28,770
6	広州	中国	25,414
7	釜山	韓国	23,036
8	天津	中国	22,187
9	ドバイ	アラブ首長国連邦	14,472
10	香港	中国	14,401

資料：Lloyd's List Intelligence「ONE HUNDRED PORTS 2024」を基に農林水産省作成

注：1) TEUは Twenty-foot Equivalent Units の略で、20フィートで換算したコンテナ個数を表す単位

2) 深圳は、赤湾、蛇口、塩田の3港の合計

(東京港のコンテナ取扱量)

(単位：千TEU)

	順位	取扱量
昭和55(1980)年	18	632
平成13(2001)年	18	2,770
令和5(2023)年	46	4,570

資料：Informa group「Containerisation International」及びLloyd's List Intelligence「ONE HUNDRED PORTS 2024」を基に農林水産省作成

(海外農業の持続可能性)

世界の農業・土地利用等由来の温室効果ガス(GHG)排出量については、令和元(2019)年は排出量全体の22%を占めており、また、世界の水使用量の約70%は農業用水であること等から、気候変動や生物多様性へ大きな影響を与えており、温室効果ガスの排出削減や土壌・水資源の保全や適切な利用等が求められています(**図表1-1-7**)。

また、持続可能な食料生産のためには、地球環境の保全に加え、強制労働や児童労働といった人権への配慮等の持続的な社会・経済の形成への取組も重要です。国際的には、例えばEUでは令和2(2020)年5月に持続可能な食料システムへの包括的なアプローチを示した「Farm to Fork(農場から食卓まで)戦略」を公表し、令和12(2030)年を目標年とする具体的な数値目標が設定されているほか、二国間貿易協定にサステナブル条項を入れるなど、国際交渉を通じたEUのフードシステムをグローバル・スタンダードにしようという動きが見られます。

くわえて、ビジネスにおいても持続可能性を確保する取組が企業評価やサステナブルファイナンス[1]における重要な判断基準となりつつあります。

図表1-1-7 地球環境問題リスクとして指摘されている事項

主な項目	気候変動・生物多様性への影響
施肥(肥料)	・過剰施肥による一酸化二窒素の発生、水質悪化 ・肥料の生産・調達に伴う化石燃料の使用
防除(農薬)	・不適正な農薬の使用による生物多様性の損失
農業機械・加温施設等	・化石燃料の使用による二酸化炭素の発生 ・農業機械作業による土壌の鎮圧
プラスチック資材等	・廃棄段階での処理 ・製造段階における燃料燃焼 ・マイクロプラスチックによる海洋生物等への影響 ・不適切な処理等による生態系の攪乱
家畜飼養	・牛等反すう動物の消化管内発酵によるメタンの発生 ・家畜排せつ物処理に伴うメタン、一酸化二窒素の発生 ・硝酸態窒素等による水質汚染
圃場管理	・水田土壌等からのメタンの発生 ・土壌粒子の流亡等による水質汚濁、富栄養化

資料：農林水産省作成

[1] 新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融

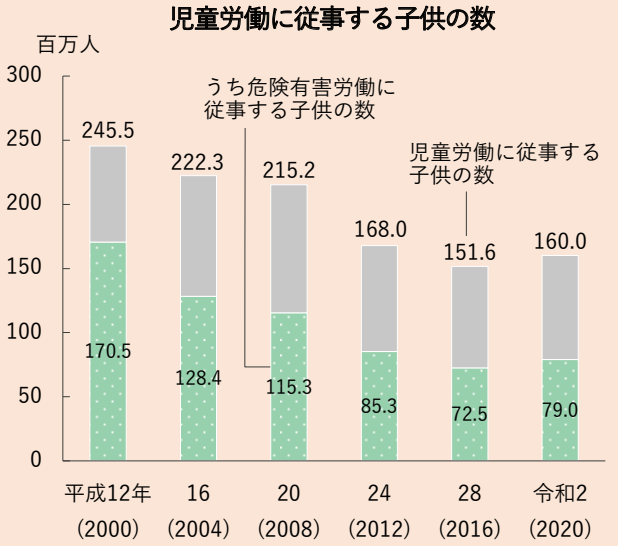
（コラム）児童労働に従事する子供の数が平成12(2000)年以降初の増加

児童労働は、子供を肉体的・精神的に搾取することであり、また、教育の機会を奪い、子供の身体的・知的・社会的・道徳的発達を阻害すると同時に、その子供の次の世代にも悪影響を及ぼし、貧富の差を拡大させ、その国の発展を阻害します。

令和3(2021)年にILO*1(国際労働機関)とUNICEF*2(国連児童基金)が公表した報告書によると、令和2(2020)年の児童労働に従事する子供の数は4年前より840万人増加し、世界全体で推定1億6千万人となりました。また、そのうちの5歳から17歳の子供の約7割が農業部門で働いています。米国労働省によると、さとうきび、コーヒー、畜産物、米、魚介類、カカオを中心とした農林水産物が児童労働を伴って生産されているとしています*3。

児童労働に従事する子供の数は、平成12(2000)年以降減少傾向にあり、平成28(2016)年までに9,390万人減少していましたが、令和2(2020)年に初めて増加に転じました。児童労働の原因には、貧困、差別、慣習、武力紛争、自然災害、教育機会の欠如等の様々なものがあり、新型コロナウイルス感染症によって収入が減ったことや学校が閉鎖されたことにより更に増加しました。

児童労働は食品の原材料となる農産物を生産する開発途上国等で多く発生しています。我が国においてもサプライチェーンや取引先で児童労働が発生していないかモニタリング等を行い、人権への負の影響を特定し防止・軽減する、人権デュー・ディリジェンスの実施が求められており、政府が公表した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」に沿って取組を促進させることが求められています。



資料：ILO,UNICEF「Child Labour: Global Estimate 2020, Trends and the Road Forward」を基に農林水産省作成

*1 International Labour Organizationの略

*2 United Nations Children's Fundの略

*3 米国労働省「List of Goods Produced by Child Labor or Forced Labor」(参考文献一覧を参照)

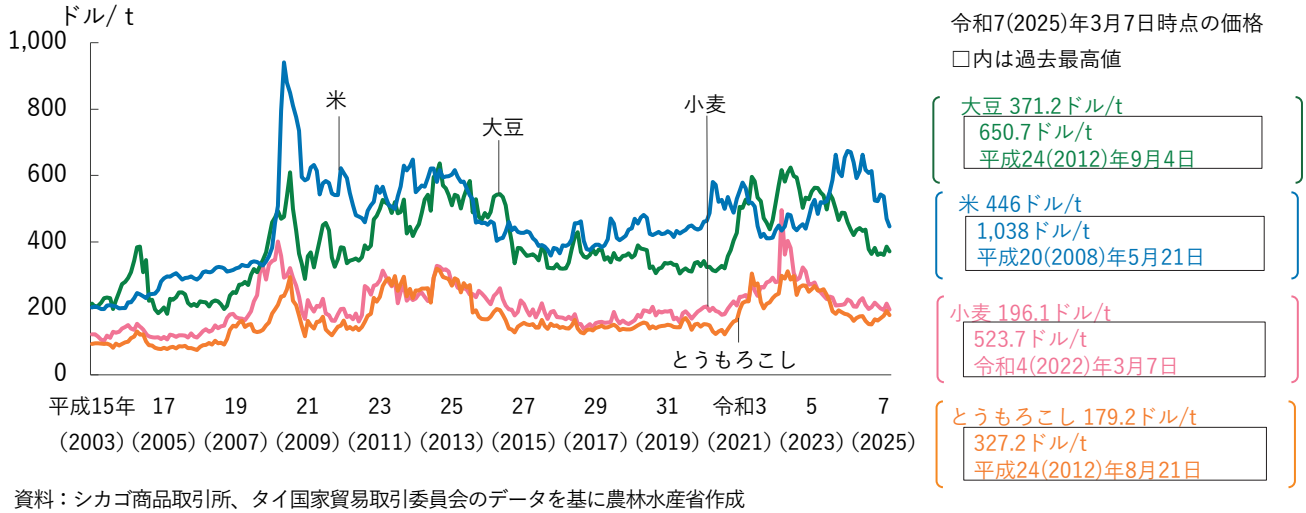
(2) 国際的な食料価格の動向

(穀物等の国際価格は、おおむねロシアによるウクライナ侵略前の水準まで低下)

穀物等の国際価格は、新興国の畜産物消費の増加等を背景とした需要やバイオ燃料等のエネルギー向け需要の増大、地球規模の気候変動の影響等のほか、令和4(2022)年のロシアによるウクライナ侵略が重なったこともあり、上昇傾向で推移していましたが、その後おおむねロシアによるウクライナ侵略前の水準まで低下しました。

小麦の国際価格は、ロシアによるウクライナ侵略等により、令和4(2022)年3月に過去最高値を更新し、523.7ドル/tとなったものの、ウクライナからの臨時回廊による輸出再開等により、おおむねロシアによるウクライナ侵略前の水準まで低下しています(**図表1-1-8**)。また、とうもろこし、大豆の国際価格についても、ロシアによるウクライナ侵略時に高騰したものの、令和7(2025)年3月時点では、ブラジル等における豊作等により、おおむねロシアによるウクライナ侵略前の水準まで低下しています。

図表1-1-8 穀物等の国際価格



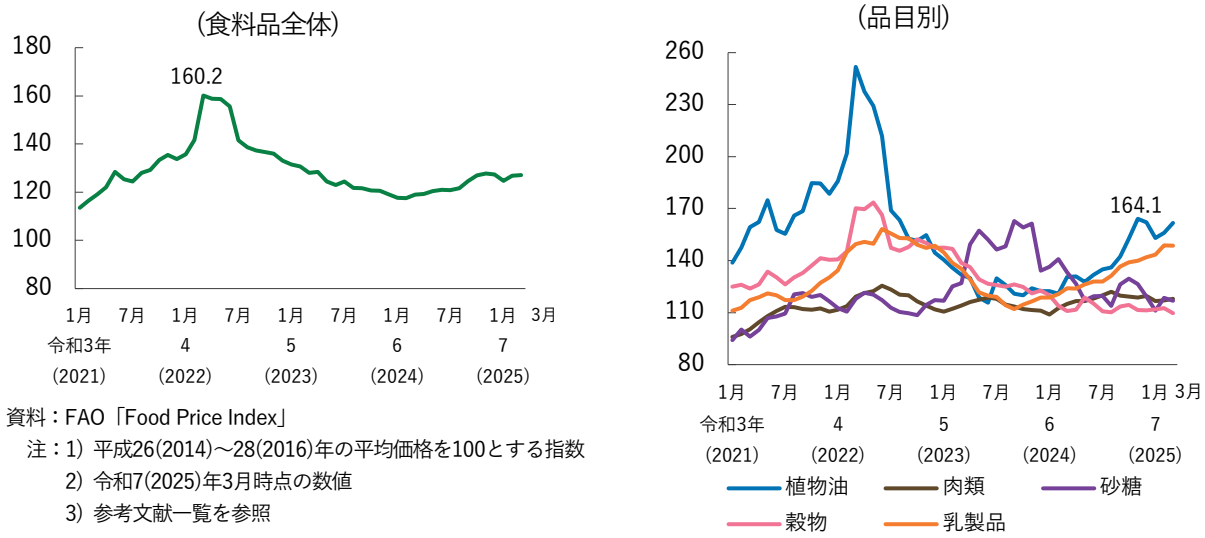
資料：シカゴ商品取引所、タイ国家貿易取引委員会のデータを基に農林水産省作成
注：令和7(2025)年3月時点の数値

(食料価格指数は安定しているものの、植物油と乳製品は上昇傾向)

FAOが公表している食料価格指数[1]については、食料品全体で見ると令和4(2022)年3月に160.2をピークに下落しており、令和6(2024)年も120前後で安定して推移しています(**図表1-1-9**)。

品目別では、植物油は世界的な需給逼迫(ひっぱく)を受け、令和6(2024)年11月に164.1と前年同月比で32.2%上昇しました。また、乳製品は若干上昇傾向にありますが、穀物や肉類といったその他の品目はほぼ横ばいで推移しています。

図表1-1-9 FAOの食料価格指数



資料：FAO「Food Price Index」
注：1) 平成26(2014)～28(2016)年の平均価格を100とする指数
2) 令和7(2025)年3月時点の数値
3) 参考文献一覧を参照

(世界のバイオ燃料用農産物の需要は増加の見通し)

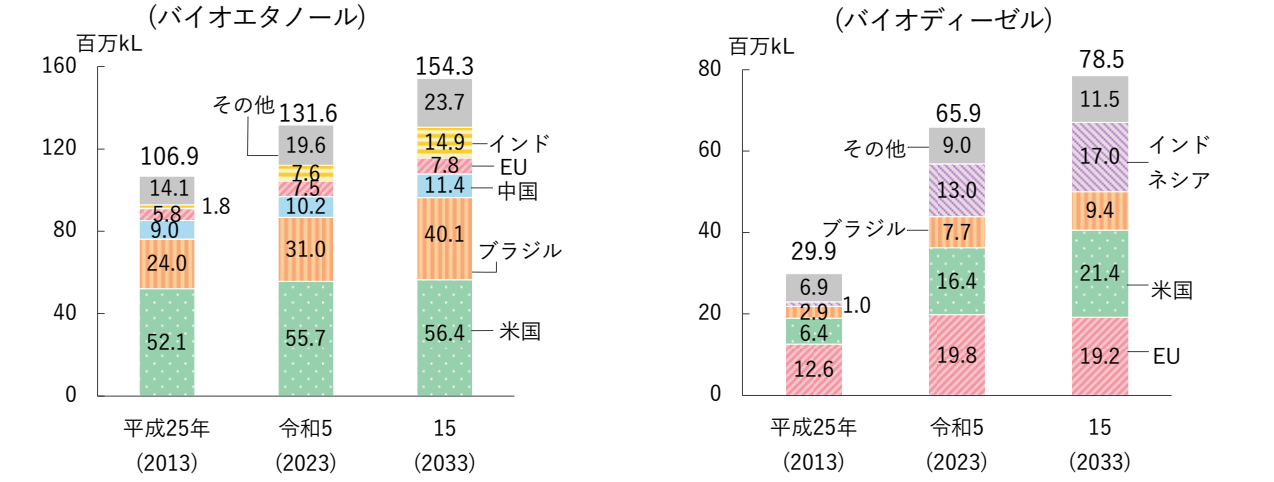
近年、米国、EU等の国・地域において、化石燃料への依存の改善や温室効果ガス排出量の削減、農業・農村開発等の目的から、バイオ燃料の導入・普及が進展しており、とうも

[1] 国際市場における五つの主要食料(穀物、肉類、乳製品、植物油及び砂糖)の国際価格から計算される世界の食料価格の指標

ろこしやさとうきび、大豆等のバイオ燃料用に供される農産物の需要が増大しています。

令和6(2024)年7月にOECD[1](経済協力開発機構)及びFAOが公表した予測によると、令和5(2023)年から令和15(2033)年までに、バイオエタノールの消費量は1億3,161万kLから1億5,427万kLへ、バイオディーゼルの消費量は6,586万kLから7,853万kLへとそれぞれ増加する見通しとなっています(**図表1-1-10**)。

図表1-1-10 世界のバイオ燃料の消費量と見通し



資料：OECD、FAO「OECD-FAO Agricultural Outlook 2024-2033」を基に農林水産省作成
注：参考文献一覧を参照

(とうもろこしは買越しに転換、大豆もやや買越しへ)

商品先物取引とは、農林水産物や鉱物、電力等の一定の商品を、将来の一定期日に売買することを約束し、その価格を現時点で決める取引です。商品先物市場では、明確に定められたルールに基づいて取引が成立し、成立した価格が直ちに公表されるため、透明性の高い価格形成が行われます。形成された価格は将来の価格の方向性を示すため、計画的な生産及び流通に利用できる価格発見機能を担っています。また、価格変動を伴う商品を扱う事業者等は、商品先物取引を活用することにより、価格変動のリスクを回避でき、産業インフラとしての重要な経済的機能も担っています。

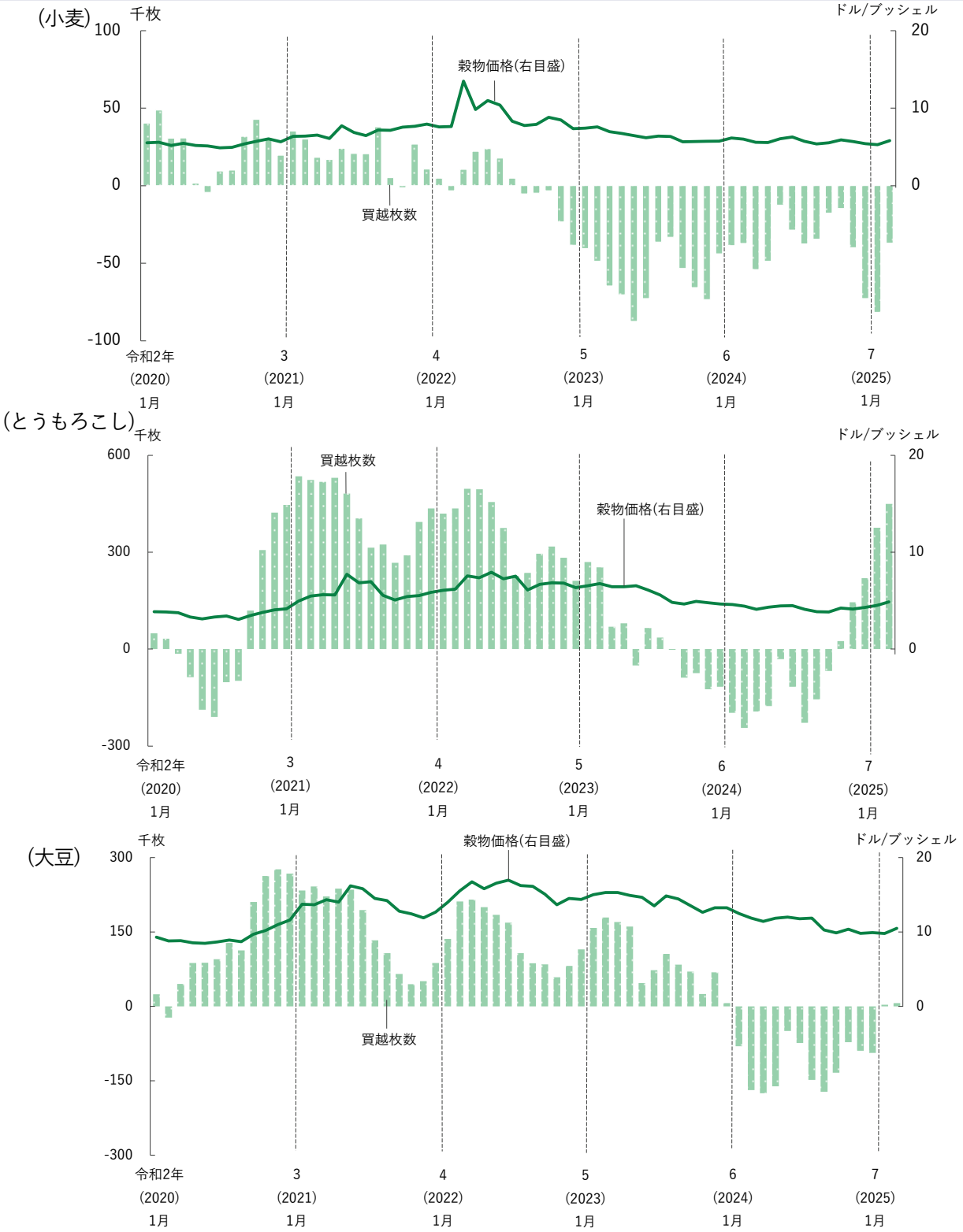
一方、穀物や原油等の商品市場の規模は、株式市場や債券市場と比較して極めて小さく、まとまった金額の買いによって相場が上がりやすいという特徴を有しています。

有利な投資先を求める投機資金の穀物市場への流入は、令和2(2020)年後半以降、需給が引き締まり価格上昇が見込まれてからより一層顕著になり、投機筋の買越枚数[2]については、とうもろこしでは令和3(2021)年1月に53万5千枚となり、小麦や大豆でも高水準となりました(**図表1-1-11**)。その後、小麦は令和4(2022)年8月以降は売越しの状況となっています。とうもろこしは令和5(2023)年8月以降は売越しの状況でしたが、令和6(2024)年10月以降買越しとなりました。大豆は令和6(2024)年1月以降は売越しですが、令和7(2025)年1月及び2月は買越しとなりました。

巨額の運用資金を有するヘッジファンド等からの投機資金の穀物市場への流入は商品価格が大きく変動するリスクとなり得ることから、引き続き注視していく必要があります。

[1] Organisation for Economic Co-operation and Developmentの略
[2] 1枚は5,000ブッシェル。1ブッシェルは小麦、大豆においては約27.2kg、とうもろこしにおいては約25.4kg

図表1-1-11 穀物価格と投機筋の買越枚数



資料：米国商品先物取引委員会「Futures Only Reports」、シカゴ商品取引所のデータを基に農林水産省作成

注：1）買越枚数は、シカゴ商品取引所における投機筋(Non-Commercial)の小麦、とうもろこし、大豆の数値。1枚は5,000ブッシェル

2）穀物価格は、シカゴ商品取引所の各月第1金曜日の期近終値の価格

第2節 我が国における食料の供給

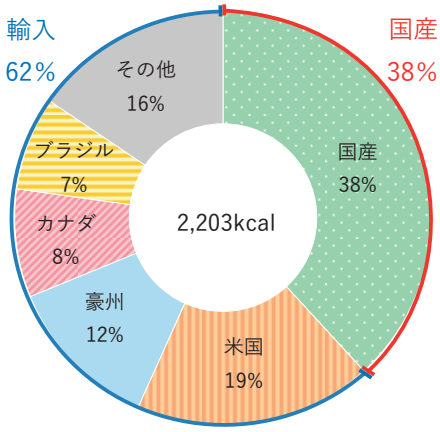
我が国において農業者の急速な減少や高齢化が見込まれる中、食料安全保障を確保し、農業の持続的な発展を図るためには、人・農地等の資源をフル活用し、食料自給力を確保することが必要であり、この旨が新たな基本計画において盛り込まれました。こうしたことから農地の確保[1]、サスティナブルな農業構造の構築[2]や、生産性の向上[3]を図っていくことが必要です。本節では、我が国における食料供給の状況、農業生産の動向等に加え、食料自給率について紹介します。

(1) 我が国における食料供給の状況

(国産と輸入先上位4か国による食料供給の割合は約8割)

我が国の食料供給は、国産と輸入先上位4か国(米国、豪州、カナダ、ブラジル)で、供給熱量の約8割を占めています(**図表1-2-1**)。今後の食料供給の安定性を維持していくためには、国内の農業生産の増大を図るとともに、主要輸入先国との安定的な関係を維持していくことも必要となっています。

図表1-2-1 供給熱量の国・地域別構成(試算)



資料：農林水産省作成
注：1) 令和5(2023)年度の数値
2) 輸入熱量は供給熱量と国産熱量の差とし、輸出、在庫分を除く。
3) 主要品目の国・地域別の輸入熱量を、農林水産省「令和5年農林水産物輸出入概況」の各品目の国・地域ごとの輸入量で按分して試算
4) 輸入飼料による畜産物の生産分は輸入熱量としており、この輸入熱量については、主な輸入飼料の国・地域ごとの輸入量(可消化養分総量(TDN)換算)で按分

(食料安全保障の確保に向けた構造転換対策を推進)

農林水産物・食品の過度な輸入依存は、原産国の不作等による穀物価格の急騰のほか、化学肥料の原料産出国の輸出規制による調達量の減少が生じた場合等には、思うような条件での輸入が困難となること等から、平時でも食料の安定供給を脅かすリスクを高めることとなります。

このため、食料安全保障の確保に向けた国民に対する食料の安定的な供給については、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと併せて安定的な輸入や備蓄の確保を

[1] 第2章第2節で記載
[2] 第2章第3節で記載
[3] 第2章第4節で記載

図ることが必要です。

また、農地、人や生産資材等の資源を確保し、それらと、農業生産基盤の整備・保全、先端的技術の開発・普及が効率的に組み合わされた農業構造へ転換し、土地生産性及び労働生産性を向上させることにより、食料自給力を確保することとしています。この農業の生産性向上と農産物の付加価値向上を通じ、農業経営の収益力を高め、農業者の所得の確保・向上を図ることにより、農業の持続的発展を図っていく必要があります。

(2) 食料自給率の動向

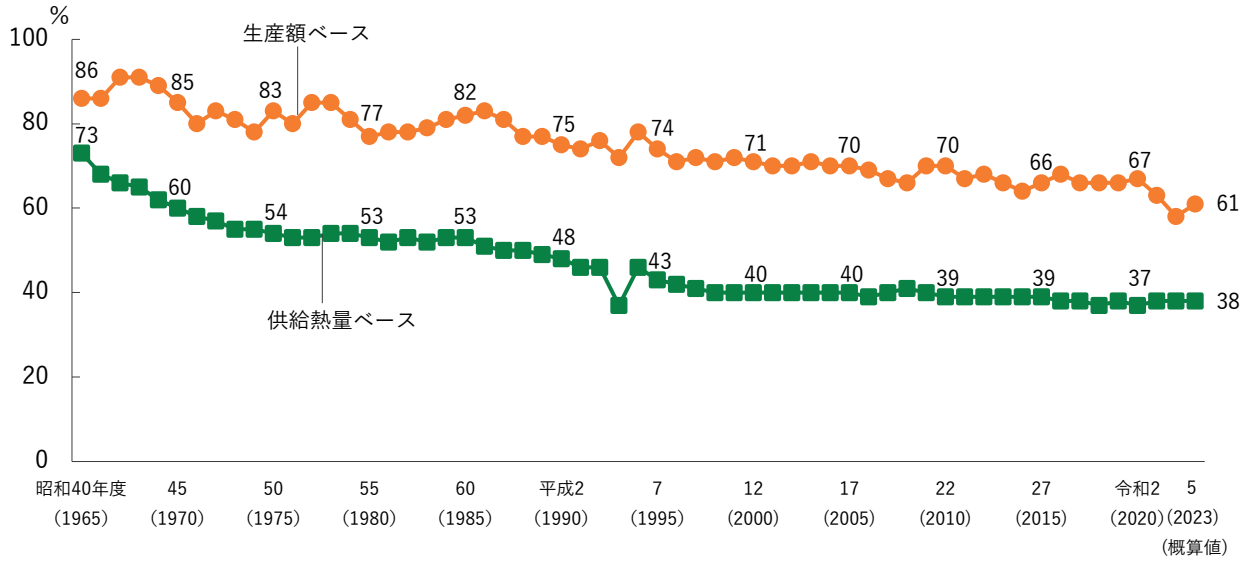
(供給熱量ベースの総合食料自給率は38%、生産額ベースの総合食料自給率は61%)

食料自給率は、国内の食料消費が国内生産によってどれくらい賄えているかを示す指標です。新たな基本計画においては、総合食料自給率の目標は、令和12(2030)年度を目標年度として、供給熱量ベースで45%、生産額ベースで69%とし、また、摂取熱量ベースの食料自給率の目標は、53%としています。

供給熱量ベースの総合食料自給率は、生命と健康の維持に不可欠な基礎的栄養価であるエネルギー(カロリー)に着目したものであり、消費者が自らの食料消費に当てはめてイメージを持つことができるなどの特徴があります。

令和5(2023)年度の供給熱量ベースの総合食料自給率は、小麦の生産量増加や油脂類の消費量減少がプラス要因となる一方、てんさいの糖度低下による国産原料の製糖量の減少がマイナス要因となり、前年度並みの38%となりました(**図表1-2-2**)。

図表1-2-2 総合食料自給率



資料:農林水産省「食料需給表」

注:平成30(2018)年度以降の総合食料自給率は、イン(アウト)バウンドによる食料消費増減分を補正した数値

一方、生産額ベースの総合食料自給率は、食料の経済的価値に着目したものであり、畜産物、野菜、果実等のエネルギーが比較的少ないものの高い付加価値を有する品目の生産活動をより適切に反映させることができます。令和5(2023)年度の生産額ベースの総合食料自給率は、輸入された食料の量は前年度と同程度でしたが、国際的な穀物価格や農業生産資材価格の水準が前年度と比較して落ち着いたこと等を背景として、前年度に比べ輸入

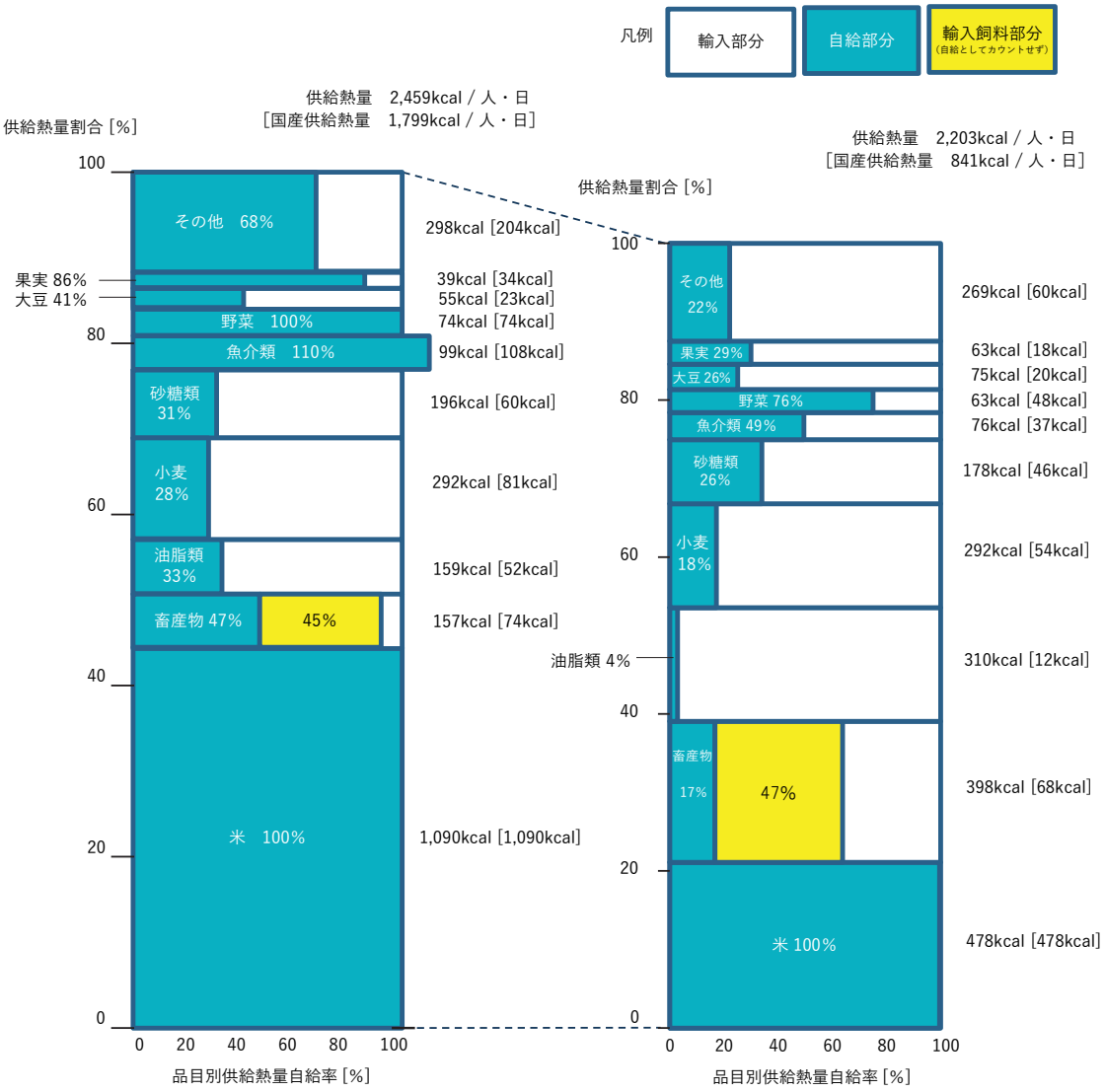
総額が減少したことにより、前年度に比べ3ポイント上昇し61%となりました。

供給熱量ベースの総合食料自給率は長期的には低下傾向にあり、平成10(1998)年度に40%まで低下し、近年はおおむね40%程度で推移しています。長期的に食料自給率が低下してきた主な要因としては、米の消費が減少する一方、畜産物や油脂類の消費が増大するなどの食生活の変化が考えられます(**図表1-2-3**)。畜産物は、その消費拡大に伴い輸入の割合が増加するとともに、飼料の海外への依存度が高まっている状況です。

食料自給率とは

URL：https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/011.html

図表1-2-3　昭和40(1965)年度と令和5(2023)年度の食料消費構造の比較



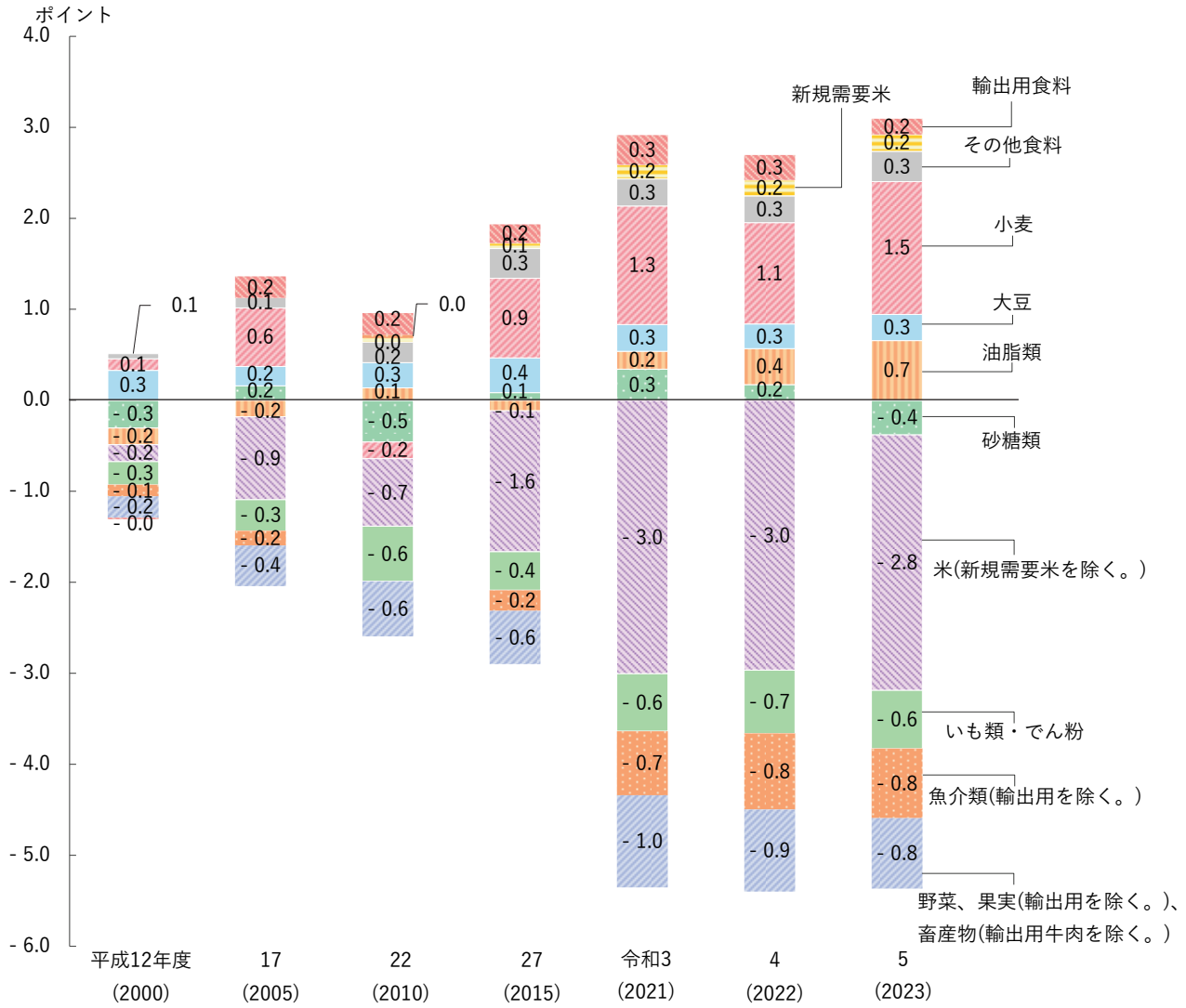
【昭和40(1965)年度】
(供給熱量ベースの総合食料自給率　73%)

【令和5(2023)年度】
(供給熱量ベースの総合食料自給率　38%)

資料：農林水産省作成

また、品目ごとの消費・生産について、供給熱量ベースの総合食料自給率の影響を見ると、輸入に依存している小麦や大豆の国内生産の拡大が総合食料自給率を押し上げる方向に作用する一方、食料自給率の高い米等の消費量が減少したこと等が総合食料自給率を引き下げる方向に作用しています(**図表1-2-4**)。今後、食料安全保障の確保のため、輸入依存度の高い麦・大豆等の国内の農業生産の増大を図ることが重要です。

図表1-2-4 供給熱量ベースの総合食料自給率の変動要因(主な品目別の影響)



資料：農林水産省作成

注：1) 供給熱量ベースの総合食料自給率の変動要因を品目別に分け、各年度における寄与度は平成10(1998)年度を基準として算出

2) 輸出用食料は輸出用魚介類、輸出用果実、輸出用牛肉の合計値

3) 新規需要米とは、米粉用米及び新市場開拓用米のこと

（コラム）英国政府が新たな「英国食料安全保障指数」を公表

英国政府は令和6(2024)年2月に、英国の食料安全保障の状況を評価するため、新たな食料安全保障指数を導入することを発表しました。

この指数は、英国政府が3年ごとに公表している「英国食料安全保障報告書」を補完するように設計されており、①主要な食料安全保障テーマの広範な傾向を反映すること、②毎年変化する興味深い短期的なトレンドを捉えること、③公的統計の基準を満たしており英国全土の毎年更新されるデータによるものであること、を満たすものとして、下図の九つの指標が示されました。

このように食料安全保障は単一の指標やテーマに置き換えられるのではなく、様々な相互作用する要因によって形成されています。同年7月に公表された総合評価によると、英国の食料安全保障は全体的におおむね安定した状況であると評価されています。

また、英国エコノミスト誌の調査部門であるエコノミスト・インパクトが令和4(2022)年に公表した「Global Food Security Index 2022*」によると、我が国は、調査対象の113か国の中で6位となり前年の8位から順位を上げました。同調査は食料安全保障を国内生産だけではなく、「システム」として位置付け、各国の状況を「手頃な価格」「入手のしやすさ」「品質と安全性」「持続可能性・適応」の4項目で数値化し、100点満点で評価するもので、平成24(2012)年から公表されており、我が国は「手頃な価格」と「入手のしやすさ」の項目で高く評価されています。

＊ 参考文献一覧を参照

英国の食料安全保障の総合評価

指標	評価
世界の消費に対する食料供給量	おおむね安定
世界の穀物・大豆の国際貿易率	おおむね安定
生産/供給率	おおむね安定
農業の全要素生産性	リスクの軽減
農地利用	おおむね安定
エネルギー・肥料価格	リスクの軽減
ビジネス投資	おおむね安定
生物防疫リスク	おおむね安定
食品サプライチェーン関係者に対する消費者の信頼感	おおむね安定

資料：「UK Food Security Index 2024」を基に農林水産省作成

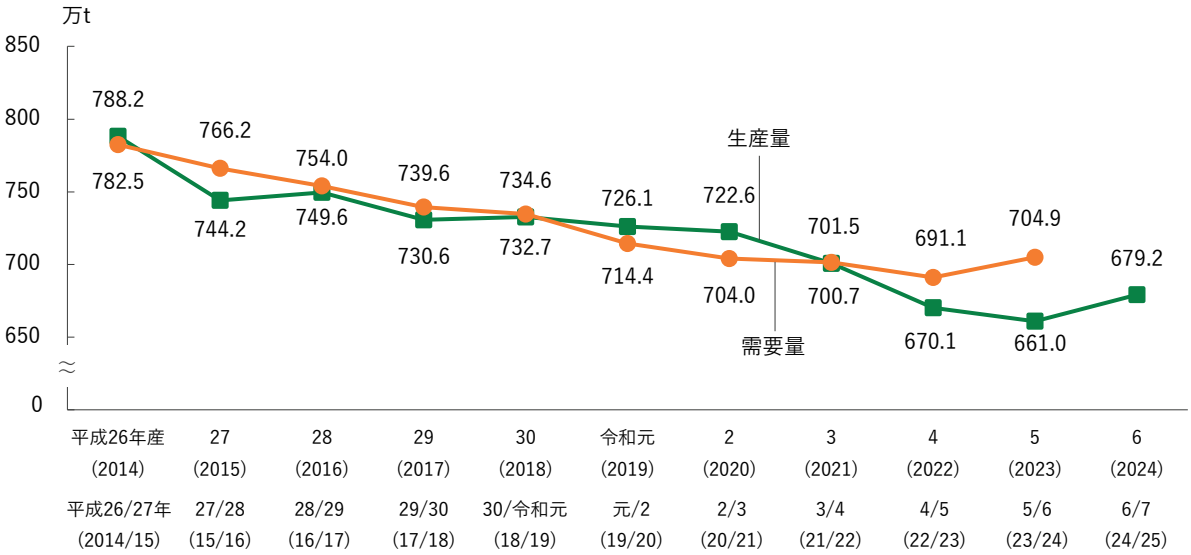
(3) 米の生産動向

(主食用米の生産量は前年産に比べ増加)

令和6(2024)年産の主食用米の生産量[1]は、北日本・東日本を中心に飼料用米からの転換により作付面積が増加したこと、全国的におおむね天候に恵まれたこと等から、前年産に比べ2.8%増加し679万2千tとなりました(**図表1-2-5**)。

[1] 農林水産省「作物統計」における主食用米の収穫量の数値

図表1-2-5 主食用米の生産量と需要量



資料：農林水産省作成

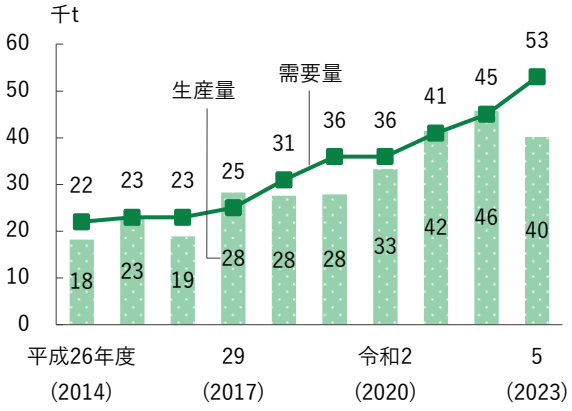
注：1) 生産量は農林水産省「作物統計」、需要量は農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の数値

2) 需要量は、前年7月～当年6月の1年間の実績値。「平成26/27年(2014/15)」の場合は、平成26(2014)年7月～27(2015)年6月までの需要量を指す。

(米粉用米の生産量は前年度に比べ減少)

令和5(2023)年度の米粉用米の生産量は、前年度に比べ12.2%減少し4万tとなりました(**図表1-2-6**)。一方、需要量は、グルテンフリーの食スタイルといった健康志向の高まり等を背景として、前年度に比べ17.8%増加し5万3千tとなりました。

図表1-2-6 米粉用米の生産量と需要量



資料：農林水産省作成

広がる！米粉の世界

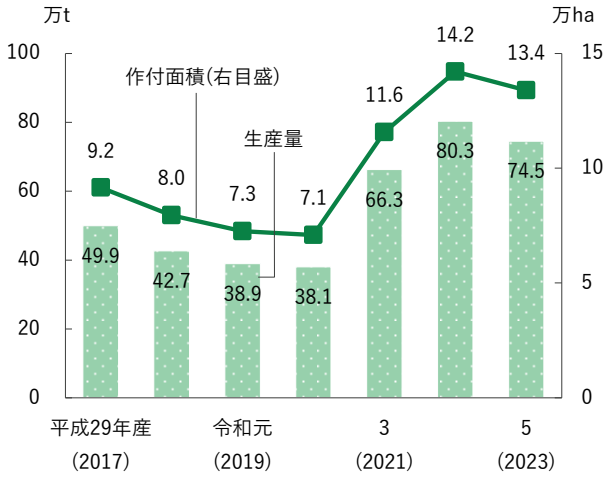
URL：https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/komeko/

(飼料用米の作付面積は前年産に比べ減少)

令和5(2023)年産の飼料用米の作付面積は、前年産に比べ5.7%減少し13万4千haとなりました(**図表1-2-7**)。また、生産量についても、前年産に比べ7.3%減少し74万5千tとなりました。

今後は、より定着性が高く、安定した供給につながる多収品種への切替えを進めていく観点から、令和6(2024)年産以降、水田活用の直接支払交付金における一般品種に対する飼料用米の支援単価を段階的に引き下げていくこととしています。

図表1-2-7 飼料用米の作付面積と生産量



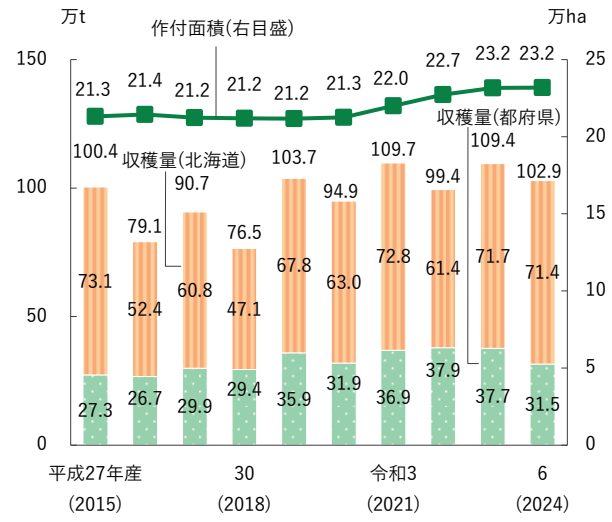
資料:農林水産省作成

(4) 麦・大豆の生産動向

(小麦の作付面積は前年産並み)

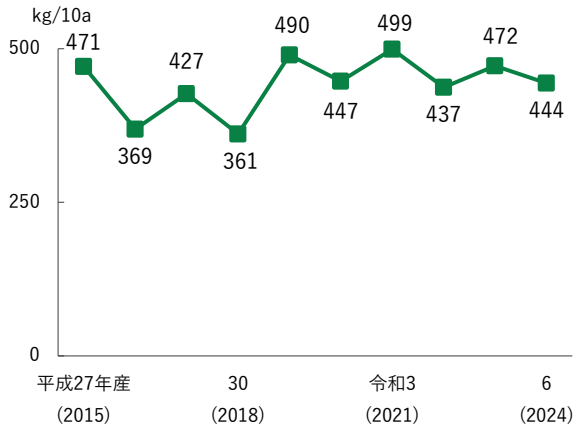
令和6(2024)年産の小麦の作付面積は、前年産並みの23万2千haとなりました(**図表1-2-8**)。また、収穫量は、主に九州において、2月から4月まで多雨傾向で推移したことから湿害や病害の発生が見られたことに加え、4月以降の日照不足や高温により、登熟が不良であったことから、前年産に比べ5.9%減少し102万9千tとなりました。このほか、単収は前年産に比べ5.9%減少し444kg/10aとなりました(**図表1-2-9**)。

図表1-2-8 小麦の作付面積と収穫量



資料:農林水産省「作物統計」

図表1-2-9 小麦の単収



資料:農林水産省「作物統計」

(事例) 独自の輪作体系により多収量・高品質の小麦生産を実践(北海道)

(1) 道内でもトップクラスの多収量・高品質の小麦を生産

北海道中札内村の中札内村農業協同組合「麦豆事業部会」では、小麦と豆類の生産から調製・出荷に関する事業を行っています。

同部会の構成員は、令和6(2024)年度時点で84戸であり、約925haの小麦生産においては、大型コンバインによる一斉収穫や可能な限り低水分収穫に努め、乾燥・調製施設の効率稼働による経費の低減に取り組んでいます。えだまめ等を組み込んだバランスの取れた輪作体系を構築することにより、小麦の適期に安定した播種が可能となり小麦の連作を抑え、安定生産を実現しています。また、縞萎縮病を始めとする土壌病害対策、安定多収に向けた取組を進めており、道内でもトップクラスの多収量・高品質の小麦を生産している地域へと発展しました。なお、品種は「きたほなみ」を作付けし、主な用途はうどん等の日本めんに利用されています。





小麦収穫の様子
資料：中札内村農業協同組合「麦豆事業部会」

(2) 生産拡大に向けたICTの積極的な導入と施設の増強

同部会は、同村内のRTK基地局による高い精度の測位データを活用し、ほぼ全生産者がGPSガイダンスと自動操舵システムを導入しています。十勝管内の中でも大規模経営であることから、作業精度の確保と営農補完、播種から収穫までの労働生産性の向上に寄与しています。

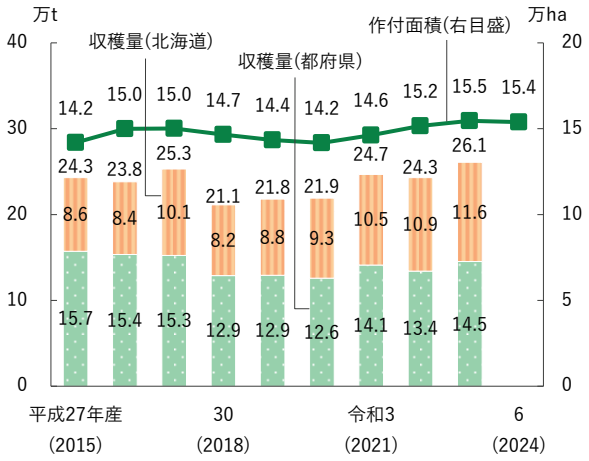
さらに、高品質な小麦生産に向けては、各種情報収集と高度な栽培技術体系に取り組むことにより、生産者の作付意欲を高め、受入・乾燥調製施設をフル稼働してきました。しかしながら、施設の老朽化が課題となってきたため、持続的な小麦生産に向けては、令和6(2024)年度に、貯蔵サイロの増設及び乾燥能力と収容能力を増強しているところです。今後は、「十勝地域組合員総合支援システム(TAF*)」を活用した、圃場単位での土壌マップによるきめ細やかな可変施肥技術の導入やドローン等による生育センシング及び適期収穫判定を普及推進して、生産量の向上及び高品質な国産小麦の安定供給を目指すこととしています。

＊ Tokachi total Assistance system for Farmersの略

(大豆の作付面積は前年産並み)

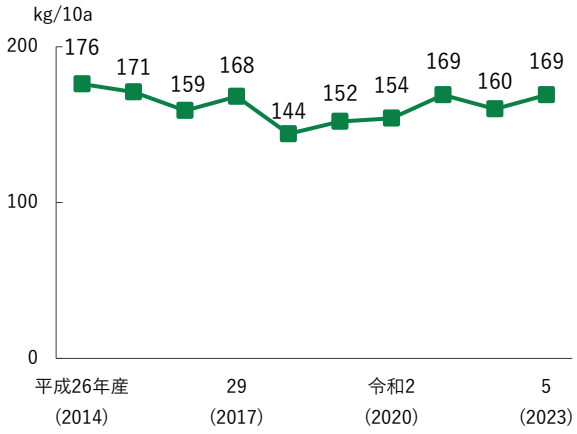
令和6(2024)年産の大豆の作付面積は前年産並みの15万4千haとなりました(**図表1-2-10**)。また、令和5(2023)年産の大豆の収穫量は生育期間中において北海道や九州でおおむね天候に恵まれ、着さや数が多かったことから、前年産に比べ7.4%増加し26万1千tとなりました。このほか、単収は前年産に比べ5.6%増加し169kg/10aとなりました(**図表1-2-11**)。

図表1-2-10 大豆の作付面積と収穫量



資料：農林水産省「作物統計」

図表1-2-11 大豆の単収



資料：農林水産省「作物統計」

(事例) 「播種半作」を念頭にした大豆栽培(岐阜県)

(1)地域の担い手としての役割を担う農業法人

岐阜県本巣市(もとすし)の農業法人であるアグリード株式会社は、平成25(2013)年に法人化し、農地中間管理機構を通じた農地集積を積極的に進め、地域の担い手としての役割を担っています。同社は水稲を中心に小麦や大豆等の生産も行っています。大豆については加工適性に優れ、実需者からのニーズが高い「フクユタカ」、農研機構が育成した収量が高い「そらみのり」、高オレイン酸大豆「SKT01」の3品種全てにおいて、株間を狭めることにより雑草の発生を抑制し、中耕除草を省略できる狭畦密植栽培(きょうけいみっしょくさいばい)を行っています。

(2)「播種半作」を念頭にした大豆栽培

水稲の生産においては、良い苗を作ることができるかどうかでその年の作柄・収量を左右するくらい苗づくりが重要であるということを表した「苗半作」という表現があります。同社は、大豆の生産においても、水稲と同じように準備の段階が最も重要であると考え、土壌診断に基づく土づくりや弾丸暗渠(だんがんあんきょ)の施工等の圃場内の排水対策等の作付け前の作業を重点的に行い、梅雨時期の播種に備えています。これにより、単収は162kg/10aと、同県の平均を約3割上回る単収を実現しています。

今後同社は、ドローン等のスマート農業機械の活用による低コスト化を行いながら、多収量品種「そらみのり」の作付けを中心に単収増加と作付面積を拡大することを目標としています。





アグリード株式会社の社員

資料：アグリード株式会社



大豆栽培圃場

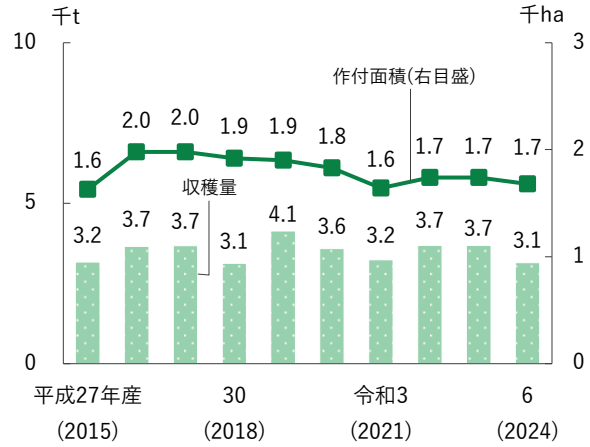
資料：アグリード株式会社

(5) 油糧作物・甘味資源作物の生産動向

(なたねの収穫量は前年産に比べ減少)

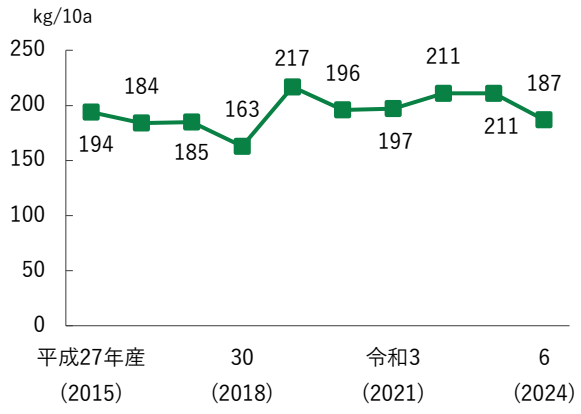
令和6(2024)年産のなたねの作付面積は前年産に比べ3.4%減少し1.7千haとなりました(**図表1-2-12**)。また、収穫量は前年産に比べ14.7%減少し3.1千tとなりました。このほか、単収は前年産に比べ11.4%減少し187kg/10aとなりました(**図表1-2-13**)。

図表1-2-12 なたねの作付面積と収穫量



資料：農林水産省「作物統計」

図表1-2-13 なたねの単収



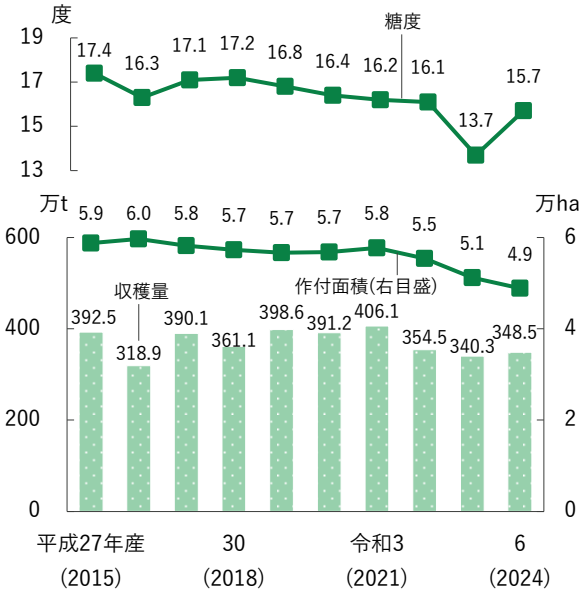
資料：農林水産省「作物統計」

(てんさいの収穫量は前年産に比べ増加)

令和6(2024)年産のてんさいの作付面積は、前年産に比べ4.5%減少し4万9千haとなりました(**図表1-2-14**)。また、収穫量は前年産に比べ2.4%増加し348万5千tとなりました。このほか、糖度は褐斑病(かっぱんびょう)が多発した前年産に比べ2.0ポイント上昇し15.7度となりました。

農林水産省では、直播(ちょくはん)栽培の拡大を始め、省力化や生産コスト低減等の取組を推進しています。

図表1-2-14 てんさいの作付面積、収穫量、糖度



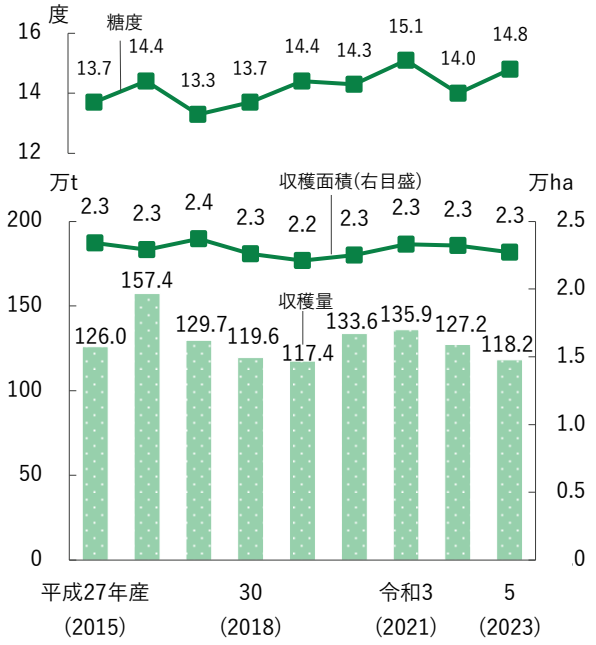
資料：農林水産省作成
注：作付面積及び収穫量は農林水産省「作物統計」、糖度は北海道「てん菜生産実績」の数値

（さとうきびの収穫量は前年産に比べ減少）

令和5(2023)年産のさとうきびの収穫面積は、前年産に比べ2.2%減少し2万3千haとなりました(**図表1-2-15**)。また、収穫量は前年産に比べ7.1%減少し118万2千tとなりました。このほか、糖度は前年産に比べ0.8ポイント上昇し14.8度となりました。

農林水産省では、持続的なさとうきび生産に向けて、人手不足に対応した機械化一貫体系の導入や担い手、作業受託組織の育成・強化等を推進しています。

図表1-2-15　さとうきびの収穫面積、収穫量、糖度



資料：農林水産省作成

注：1) 収穫面積及び収穫量は農林水産省「作物統計」の数値

2) 糖度は鹿児島県・沖縄県「さとうきび及び甘しゃ糖生産実績」を基に算定した数値

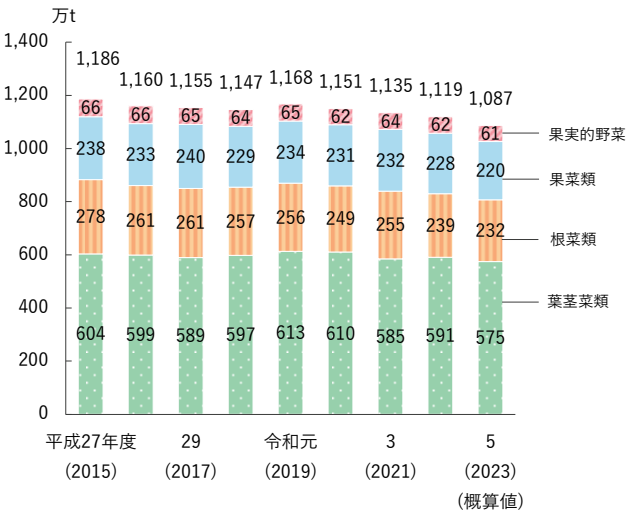
(6) 園芸作物の生産動向

（野菜・果実の生産量は前年度に比べ減少）

令和5(2023)年度の野菜の生産量は、夏季の記録的な高温や干ばつによる生育不良等により一部の品目で減少したことから、前年度に比べ2.9%減少し1,087万tとなりました(**図表1-2-16**)。

令和5(2023)年度の果実の生産量は、生産者の減少・高齢化等により栽培面積が減少したことに加え、りんごの春先の凍霜害による着果数の減少や夏の極端な高温による日焼け等の影響により生産量が減少したことから、前年度に比べ7.3%減少し244万7千tとなりました(**図表1-2-17**)。

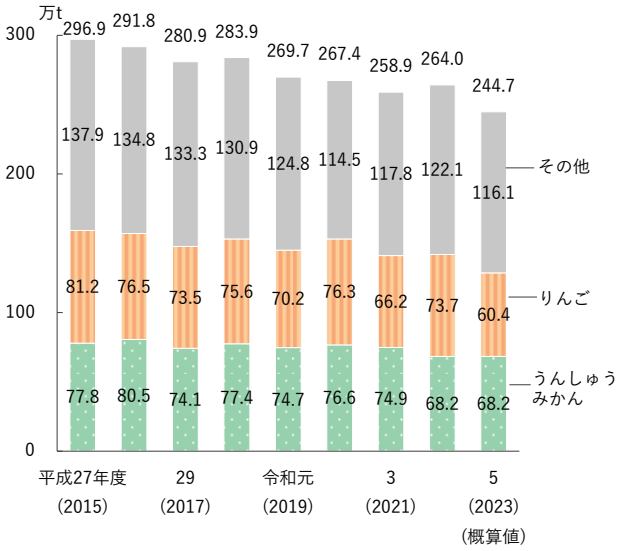
図表1-2-16 野菜の生産量



資料：農林水産省「食料需給表」を基に作成

注：1) 葉茎菜類は、葉茎を食用に供するもので、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ等
2) 根菜類は、根部又は地下茎を食用に供するもので、だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、れんこん、さといも、やまのいも等
3) 果菜類は、果実を食用に供するもので、なす、トマト、きゅうり、かぼちゃ、ピーマン等
4) 果実的野菜は、市場等で果実として扱われているもので、いちご、すいか、メロン

図表1-2-17 果実の生産量



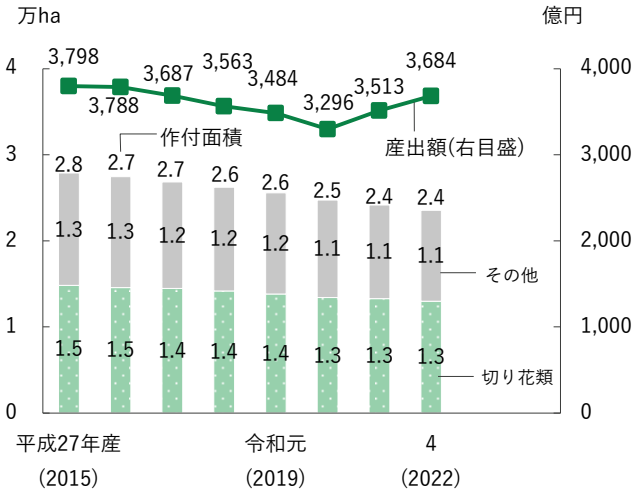
資料：農林水産省「食料需給表」

(花きの産出額は前年産に比べ増加)

令和4(2022)年産の花きの産出額は、前年産に比べ4.9%増加し3,684億円となりました(**図表1-2-18**)。一方、作付面積は前年産に比べ2.5%減少し2万4千haとなりました。

農林水産省では、「物流の2024年問題」に対応した花き流通の効率化、病害虫被害の軽減や需要期に合わせた生産・出荷等の課題解決に必要な技術導入、需要のある品目への転換や導入を支援するとともに、花き需要の拡大に向けて、新たな需要開拓、花き利用の拡大に向けたPR活動等の前向きな取組を支援しています。

図表1-2-18 花きの産出額と作付面積



資料：作付面積は農林水産省「花き生産出荷統計」、「花木等生産状況調査」、産出額は農林水産省「花木等生産状況調査参考資料」を基に作成

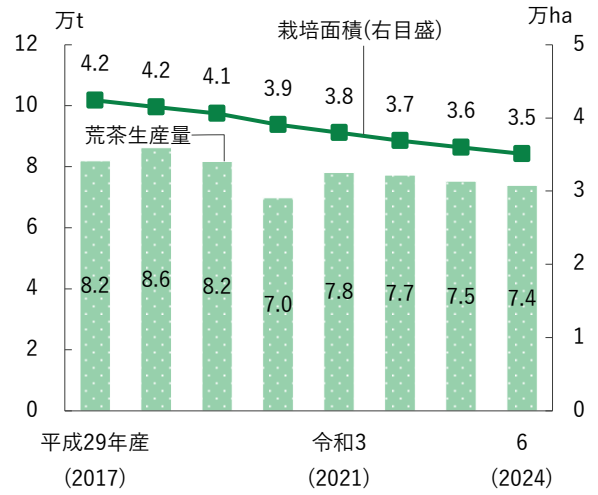
注：「その他」は、球根類、鉢もの類、花壇用苗もの類、花木類、芝、地被植物類の合計

(茶の栽培面積は前年産に比べ減少)

令和6(2024)年産の茶の栽培面積は、前年産に比べ2.5%減少し3万5千haとなりました(**図表1-2-19**)。また、荒茶の生産量は、前年産に比べ1.7%減少し7万4千tとなりました。

農林水産省では、消費者ニーズへの対応や輸出の拡大等に向け、茶の改植や新植、有機栽培や輸出向け栽培体系への転換、需要創出に向けた情報発信の取組を支援しています。

図表1-2-19 茶の栽培面積と荒茶生産量



資料:農林水産省「作物統計」

注:1) 平成29(2017)~令和元(2019)年産、令和3(2021)~6(2024)年産の荒茶生産量は、主産県を対象とした調査結果から推計した数値。令和2(2020)年産の荒茶生産量は、全国を対象とした調査結果の数値

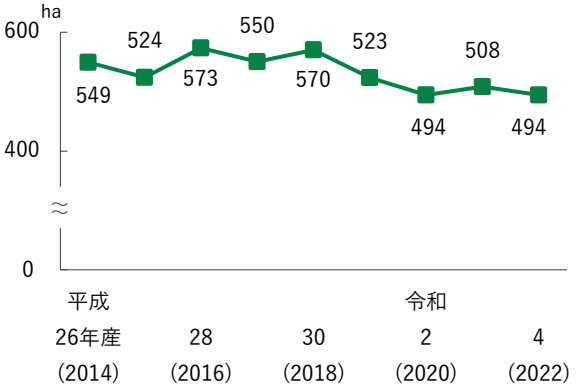
2) 令和6(2024)年産の荒茶生産量は概数値

(薬用作物の栽培面積は前年産に比べ減少)

漢方製剤等の原料となるミシマサイコやセンキュウ等の薬用作物の栽培面積については、令和4(2022)年産は、前年産に比べ2.8%減少し494haとなりました(**図表1-2-20**)。

農林水産省では、産地と実需者等が連携した栽培技術の確立のための実証圃(じっしょうほ)の設置等の取組や、販路の確保・拡大に向けた地域相談会の開催等の取組を支援しています。

図表1-2-20 薬用作物の栽培面積



資料:公益財団法人日本特産農産物協会「地域特産作物(工芸作物、薬用作物及び和紙原料等)に関する資料」を基に農林水産省作成

注:専ら医薬品(生薬)に用いられる薬用作物の数値

(かんしょの収穫量は前年産並み)

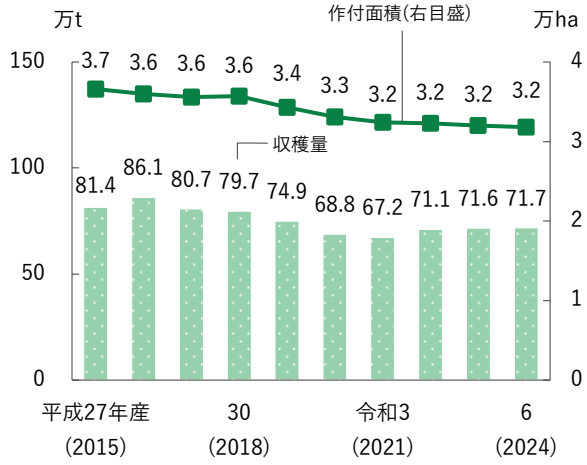
令和6(2024)年産のかんしょの作付面積は、前年産に比べ0.6%減少し3万2千haとなりました(**図表1-2-21**)。一方、収穫量は前年産並みの71万7千tとなりました。

農林水産省では、共同利用施設の整備や省力化のための機械化体系確立等の取組を支援しています。また、サツマイモ基腐病(もとぐされびょう)の発生・まん延の防止を図るため、土壌消毒、健全な苗の調達等を支援するとともに、苗や種イモの高感度スクリーニング技術、圃場の発

病リスク診断技術、発病リスクに応じた対策技術等に対する研究開発を進め、得られた成果を踏まえつつ、防除技術の確立・普及に向けた取組を推進しています。

なお、令和5(2023)年産のかんしょ生産において、一部の圃場でサツマイモ基腐病と異なる腐敗症状を呈するかんしょが確認されたことから、オープンイノベーション研究・実用化推進事業の緊急対応課題において、令和6(2024)年度は腐敗症状の主たる原因菌を特定し、効果的な防除対策の提案を行うため、農研機構が鹿児島県、宮崎県、鹿児島県経済農業協同組合連合会と連携して研究を行っています。

図表1-2-21 かんしょの作付面積と収穫量



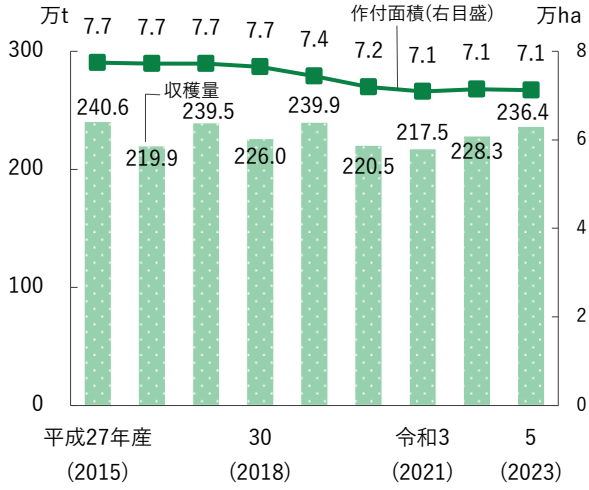
資料：農林水産省「作物統計」
注：令和6(2024)年産の収穫量は概数値

(ばれいしょの収穫量は前年産に比べ増加)

令和5(2023)年産のばれいしょの作付面積は、前年産並みの7万1千haとなりました(**図表1-2-22**)。一方、収穫量は前年産に比べ3.5%増加し236万4千tとなりました。

農林水産省では、省力化のための機械導入や収穫時の機上選別を倉庫前集中選別等に移行する取組を支援しています。また、ばれいしょ生産に必要な種ばれいしょの確保に向けた取組を支援するとともに、ジャガイモシストセンチュウやジャガイモシロシストセンチュウの発生・まん延の防止を図るため、共同施設の整備等の推進や抵抗性品種への転換を推進しています。

図表1-2-22 ばれいしょの作付面積と収穫量



資料：農林水産省「野菜生産出荷統計」

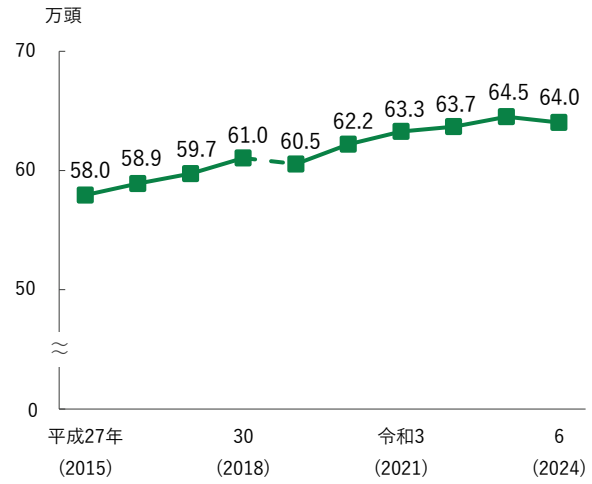
(7) 主要畜産物の生産動向

(肥育牛の飼養頭数は前年に比べ減少、牛肉の生産量は前年度に比べ増加)

令和6(2024)年の繁殖雌牛の飼養頭数は、前年に比べ0.7%減少し64万頭となりました(**図表1-2-23**)。

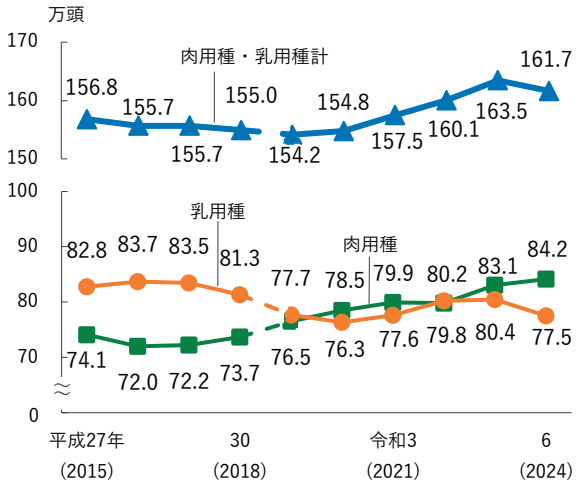
また、令和6(2024)年の肥育牛(肉用種・乳用種)の飼養頭数は、前年に比べ1.1%減少し161万7千頭となりました(**図表1-2-24**)。

図表1-2-23 繁殖雌牛の飼養頭数



資料：農林水産省「畜産統計調査」
注：1) 各年2月1日時点の数値
2) 平成31(2019)年以降の数値は、牛個体識別全国データベース等の行政記録情報等により集計した数値
3) 平成30(2018)年以前と平成31(2019)年以降では、算出方法が異なるため、破線でつなげている。

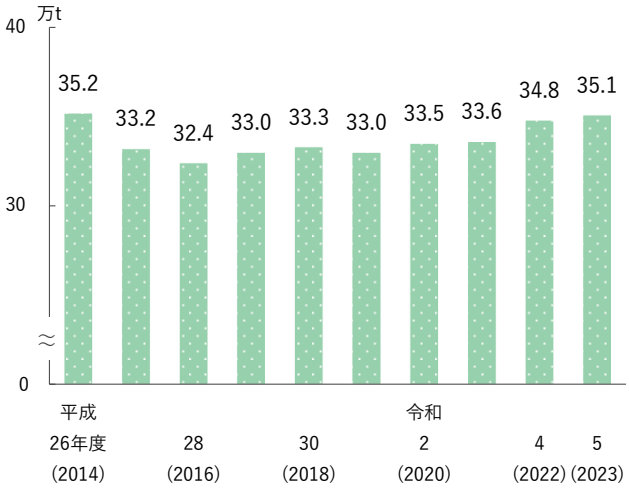
図表1-2-24 肥育牛の飼養頭数



資料：農林水産省「畜産統計調査」
注：1) 各年2月1日時点の数値
2) 平成31(2019)年以降の数値は、牛個体識別全国データベース等の行政記録情報等により集計した数値
3) 平成30(2018)年以前と平成31(2019)年以降では、算出方法が異なるため、破線でつなげている。

令和5(2023)年度の牛肉の生産量は、和牛や交雑種が増加したことから、前年度に比べ1.1%増加し35万1千tとなりました(**図表1-2-25**)。

図表1-2-25 牛肉の生産量



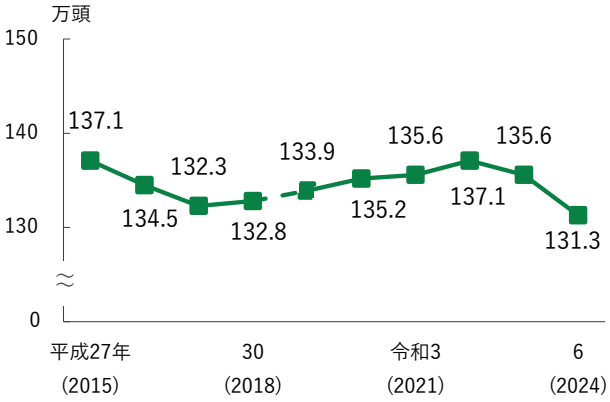
資料：農林水産省「畜産物流通調査」を基に作成
注：部分肉ベースの数値

(乳用牛の飼養頭数は前年に比べ減少、生乳の生産量は前年度に比べ減少)

令和6(2024)年の乳用牛の飼養頭数は、前年に比べ3.2%減少し131万3千頭となりました(**図表1-2-26**)。

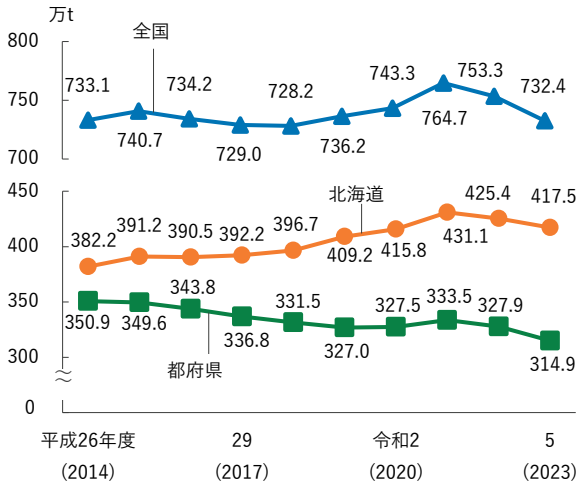
また、令和5(2023)年度の生乳の生産量は、飼養頭数の減少と記録的な猛暑の影響等により、都府県では前年度に比べ4.0%減少し314万9千t、北海道では前年度に比べ1.9%減少し417万5千tとなりました(**図表1-2-27**)。その結果、全国では前年度に比べ2.8%減少し732万4千tとなりました。

図表1-2-26 乳用牛の飼養頭数



資料：農林水産省「畜産統計調査」
注：1) 各年2月1日時点の数値
2) 平成31(2019)年以降の数値は、牛個体識別全国データベース等の行政記録情報等により集計した数値
3) 平成30(2018)年以前と平成31(2019)年以降では、算出方法が異なるため、破線でつなげている。

図表1-2-27 生乳の生産量



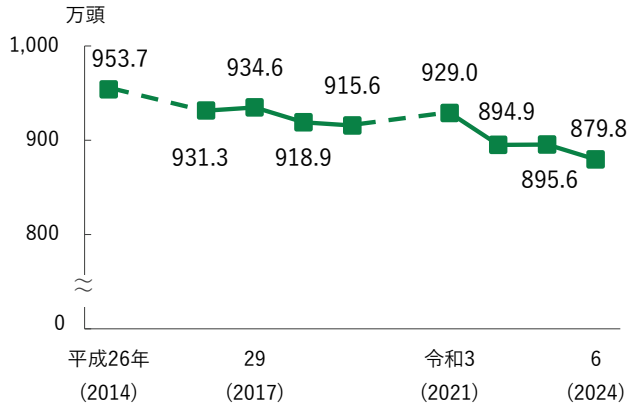
資料：農林水産省「牛乳乳製品統計調査」

(豚の飼養頭数は前年に比べ減少、豚肉の生産量は前年度に比べ増加)

令和6(2024)年の豚の飼養頭数は、前年に比べ1.8%減少し879万8千頭となりました(**図表1-2-28**)。

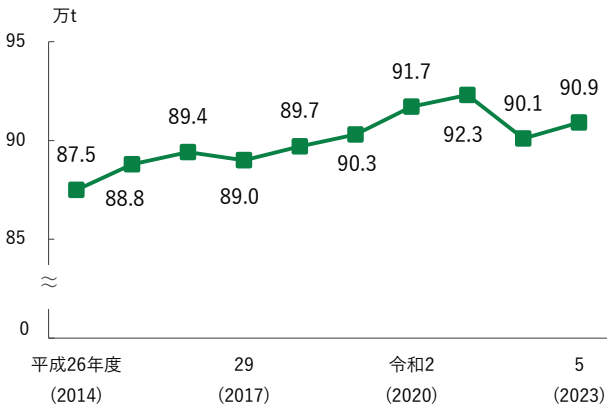
一方、令和5(2023)年度の豚肉の生産量は、1頭当たりの枝肉重量が増加したことから、前年度に比べ0.9%増加し90万9千tとなりました(**図表1-2-29**)。

図表1-2-28 豚の飼養頭数



資料：農林水産省「畜産統計調査」
注：1) 各年2月1日時点の数値
2) 平成27(2015)年及び令和2(2020)年は、調査を実施していないため、破線でつなげている。

図表1-2-29 豚肉の生産量



資料：農林水産省「畜産物流通調査」を基に作成
注：部分肉ベースの数値

(事例)養豚一貫経営により美味しさを追求(茨城県)

(1)育種から肥育までこだわった養豚一貫経営

茨城県下妻市の倉持ピッグファウム株式会社は、創業当初は種豚の生産・販売を行っていましたが、倉持勝さんが社長として経営を受け継ぎ、平成17(2005)年から種豚の生産・販売から、肉豚の繁殖、肥育、そして、最終的な豚肉の加工まで自社で一貫して行えるよう経営の多角化を図りました。

繁殖から加工まで一貫して行うことで、自社ブランドを構築できる可能性を見いだし、肉質の研究と改良を重ね、3か月齢時から出荷するまで地元の飼料用米を中心とした独自の植物性の飼料を用いることで、赤身にはアミノ酸が、脂肪の部分にはオレイン酸が多く含まれるさっぱりとした味わいが特徴の自社ブランドの豚肉を作り上げました。





地域と連携したブランド豚
資料：倉持ピッグファウム株式会社

(2)直売所「ぶぅーぶー～豚職人工房～」をオープン

お客様に直接おいしさを届けたいという思いから、同社は、加工部門として平成28(2016)年に直売所「ぶぅーぶー～豚職人工房～」をオープンしました。食肉学校で加工技術を学んだ二男の暁成さんが製造を担当しており、モモ等の余りやすい部位の肉は、ハンバーグやウインナー等の加工品にして販売するなど工夫しています。また、近年は商品ラインナップを増やすことにより、ECサイトでの販売に力を入れており、ECサイトの売上げが直売所の売上げを上回る月もあるとのことです。

今後同社は、更なる母豚の増頭や直売所・ECサイトの売上向上を目指しており、地域と連携したブランド豚や6次産業化による経営多角化の取組は、全国の養豚場の規範になることが期待されています。



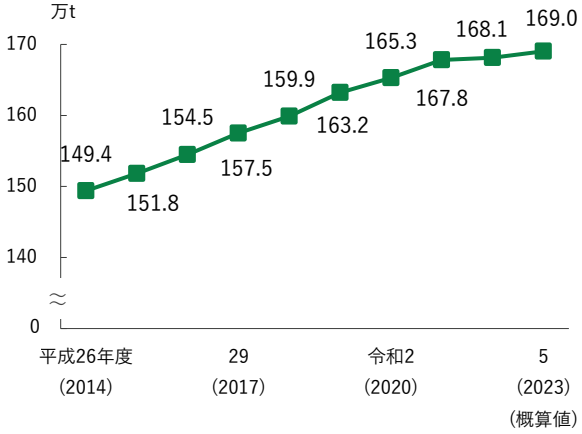
直売所で販売している加工品
資料：倉持ピッグファウム株式会社

(鶏肉の生産量は前年度に比べ増加、鶏卵の生産量は前年度に比べ減少)

令和5(2023)年度の鶏肉の生産量は、安定した需要が継続していることを背景として、前年度に比べ0.5%増加し169万tとなりました(**図表1-2-30**)。

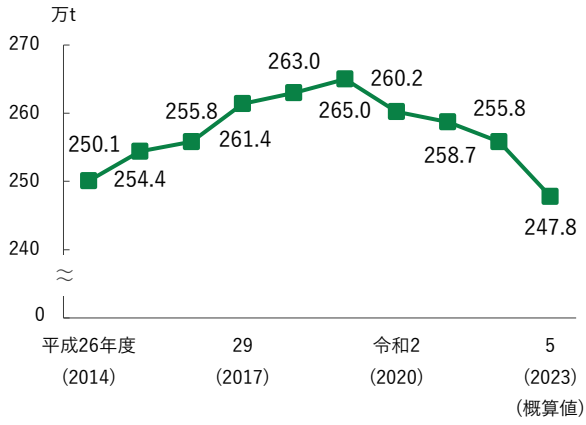
一方、令和5(2023)年度の鶏卵の生産量は、令和4(2022)年シーズンの高病原性鳥インフルエンザの大規模発生の影響により、前年度に比べ3.1%減少し247万8千tとなりました(**図表1-2-31**)。

図表1-2-30 鶏肉の生産量



資料：農林水産省「食料需給表」

図表1-2-31 鶏卵の生産量



資料：農林水産省「食料需給表」

第3節 我が国における農業生産資材供給の状況

農業生産に必要な肥料や飼料等の農業生産資材については、輸入価格の高騰や原料供給国からの輸出の停滞等の安定供給を脅かす事態が生じるなど、食料安全保障上のリスクが増大しています。このため、輸入依存度の高い農業生産資材について、未利用資源の活用を始め、国内で生産できる代替物へ転換していくことが重要となっています。

本節では、農業生産資材の安定確保に向けた取組や価格高騰への対応について紹介します。

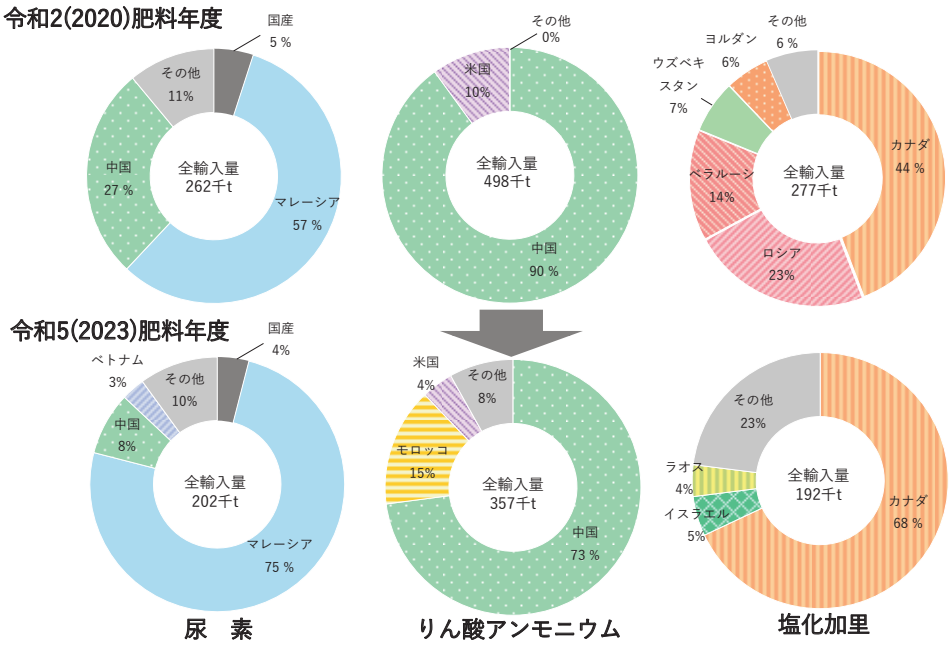
(肥料の供給状況)

主要な肥料の原料となる資源は、世界に偏在しており、りん酸アンモニウムの主な原料であるりん鉱石はモロッコ、中国、エジプト等が、塩化加里の主な原料である加里鉱石はカナダ、ベラルーシ等が世界の経済可採埋蔵量の大半を占めています。

このような中、我が国は主要な肥料原料である尿素、りん酸アンモニウム及び塩化加里のほとんどを輸入に依存しています。

令和3(2021)年秋以降、中国による肥料原料の輸出検査の厳格化やロシアによるウクライナ侵略の影響により、これらの国から我が国への肥料原料の輸入が円滑に進まなくなりました。これを受け、我が国においても、輸入業者が調達国を転換する取組を進めており、その結果、例えばりん酸アンモニウムでは、中国からの輸入割合が90%から73%まで減り、代わって、モロッコ等からの輸入が増えています(**図表1-3-1**)。

図表1-3-1 我が国の主な肥料原料の輸入相手国



資料：農林水産省作成

注：1) 肥料年度は、当該年の7月から翌年6月までの期間

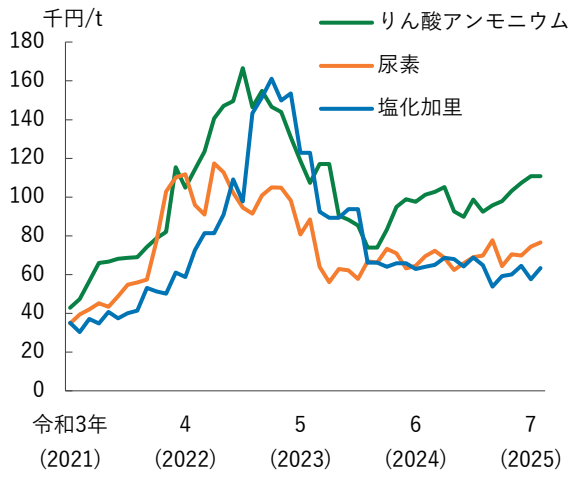
2) 全輸入量には、国産は含まれない。

3) 工業用仕向けのものを除く。

(肥料原料の輸入通関価格は令和5(2023)年1月以降、おおむね下落基調)

肥料原料の輸入通関価格は、令和3(2021)年以降、上昇傾向にある中で、ロシアによるウクライナ侵略等の要因も重なり、尿素は令和4(2022)年4月に過去最高値となる11万7千円/t、りん酸アンモニウムは令和4(2022)年7月に過去最高値となる16万7千円/t、塩化加里は令和4(2022)年10月に過去最高値となる16万1千円/tとなるなど価格が急騰しました(**図表1-3-2**)。その後、国際的な需要の落ち着き等を背景として、令和5(2023)年1月以降はおおむね下落基調となりましたが、今後も需給動向を注視する必要があります。

図表1-3-2　肥料原料の輸入通関価格

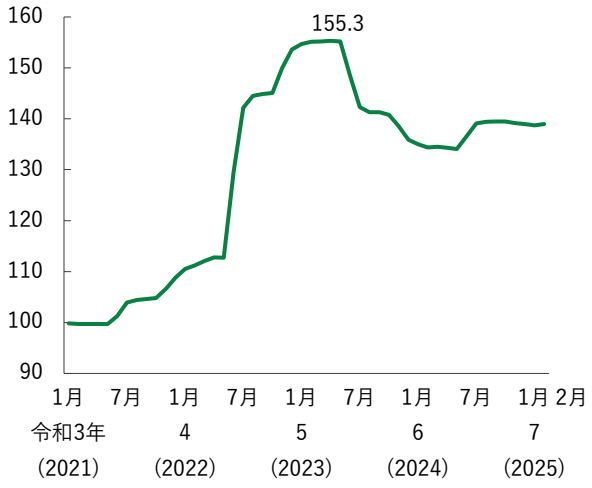


資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
注：月当たりの輸入量が5千t台以下の月は前月の価格を表記

また、我が国の農業生産資材価格指数(肥料)は、令和3(2021)年以降、上昇傾向で推移し、令和5(2023)年4月には155.3まで急騰しましたが、その後はやや落ち着いてきています(**図表1-3-3**)。

肥料価格は、農業経営に影響を及ぼすことから、今後も国際情勢等を含め、価格動向を注視していく必要があります。

図表1-3-3　農業生産資材価格指数(肥料)



資料：農林水産省「農業物価統計調査」
注：1) 令和2(2020)年の平均価格を100とした各年各月の数値
2) 令和6(2024)、7(2025)年は概数値

(肥料原料の備蓄の取組を支援)

肥料は原料の大部分を輸入に依存していることから、世界的な穀物需要の増加や紛争の発生等の国際情勢の変化により、供給途絶リスクが顕在化しています。

このため、令和4(2022)年5月に成立した経済安全保障推進法[1]に基づく特定重要物資として肥料を指定し、特に供給途絶リスクの高い肥料原料であるりん酸アンモニウムと塩化加里を対象に、令和9(2027)年度までに年間需要量の3か月分の備蓄体制を構築することを目標に、肥料関係事業者における原料保管に係る取組を支援しています。令和6(2024)年11

[1] 正式名称は「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」

月末時点で、りん酸アンモニウムは2.4か月分、塩化加里は3か月分の備蓄体制を構築しました。

(農薬の供給状況)

我が国では、農薬製剤の大部分、農薬原体の相当量を国内生産し、双方とも輸出を行っており、比較的供給途絶リスクの小さい農業生産資材と言えます(**図表1-3-4**)。農薬原体の輸入先国については、インド、ドイツ、米国等が上位を占めていますが、全体で30近い国・地域から輸入されており、輸入先は分散しています。

図表1-3-4 令和5(2023)農薬年度における農薬の需給状況

形態	国内生産量	輸出量	輸入量	主要輸入先国	概要
農薬原体	5.4万t	2.6万t	1.7万t	インド 22% ドイツ 21% 米国 20%	・製剤は大部分、原体も相当量を国内生産し、輸出も実施 ・輸入先国は複数に分散 ・代替剤も存在 ・供給減少リスクに対して一定の対応が図られている。
農薬製剤	20.8万t	1.4万t	3.0万t	ベルギー 23% マレーシア 18% フランス 11%	

資料：一般社団法人日本植物防疫協会「農薬要覧2024」を基に農林水産省作成
注：1) 令和5(2023)農薬年度とは、令和4(2022)年10月～5(2023)年9月までの期間
2) 農薬製剤の20.8万tは、国内出荷量の数値

(種苗の安定供給)

穀物、果樹の種苗は、ほぼ全量国内で生産されている一方、野菜種子については、国内流通の約9割が国外で生産されています。これは、我が国の種苗会社が、良質な種子を安定的に供給するため、種子生産に適した北半球・南半球の複数国でリスクを分散して生産を行っていることによるものです。くわえて、種苗会社が約1年分を国内で備蓄することにより、安定供給体制は十分に確保されています。

農林水産省では、このような安定供給体制をより盤石なものとするため、近年の気候変動による採種適地の変化等に備えた採種地の開拓を推進するとともに、国内の採種農家の高齢化等を踏まえた効率的な採種技術の開発・実証を進めることとしています。

（コラム）国内種苗会社が野菜種子の安定供給に向けて取組を展開

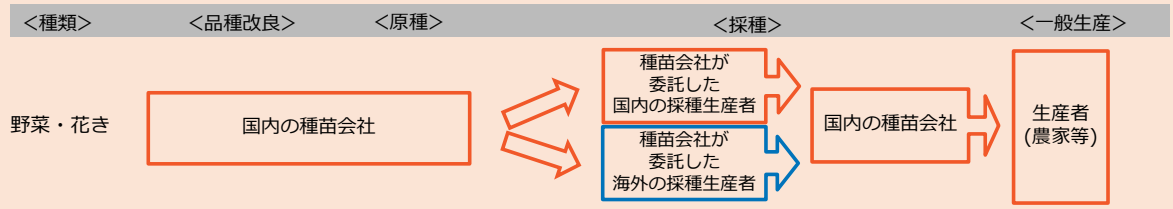
我が国の種苗会社には、グローバル企業も多く、170か国以上に向けて野菜種子を販売している会社もあります。

野菜種子の品質として、特に発芽力が収穫の出来具合に大きく影響しますが、このような種子の能力の確保は、採種地選びが命運を握っていると言っても過言ではありません。種苗会社が野菜種子の新たな採種地の候補を検討する際は、まずはその野菜の原産地やその時点で野生種が存在する場所を考慮します。例えば、にんじんの原産地は、アフガニスタン周辺です。また、令和6(2024)年時点で野生にんじんが存在する場所は世界に幾つかあり、いずれも極端な冬の寒さがなく、春から夏にかけて穏やかな天候で乾燥している地域です。

種苗会社は、このような場所の中から、他品種と交雑しない立地条件か、生産に適した日照・気温・雨量・土壌条件か、周囲に病害の発生要因となる植物等がいないか、農業者の採種技術等の栽培インフラや輸送インフラが適切かどうかなどの環境条件を確認しながら候補地を選んでいます。候補地では、実際に栽培試験を行い、計画どおりに開花・交配が可能か、混入や交雑をしないか、必要な量や品質を確保できるかなどについて確認を行います。このような行程を経て、採種地が適切と確認できたら、種苗会社は我が国から原種を持って行き、本格的に栽培を開始します。

このように、我が国の種苗会社は、世界各地に野菜種子の採種地を分散し、発芽が良く、病原菌の付着や異物の混入がなく、目的とした形質や性質を発揮できる高品質な野菜種子を安定的に供給することを目指した活動を行っています。

種苗生産の流れ



資料：農林水産省作成

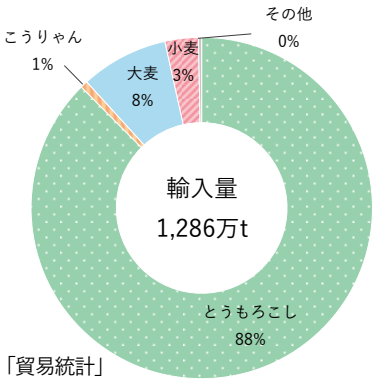
(飼料の供給状況)

令和5(2023)年度の畜産における飼料供給量は、概算で2,369万3千TDN[1]tとなっており、自給率が高い粗飼料が20%、自給率が低い濃厚飼料が80%となっています。飼料穀物の輸入量は1,286万tで、そのうちとうもろこしが約9割となっています(**図表1-3-5**)。とうもろこしの輸入については、米国とブラジルで約9割を占めている状況です。飼料穀物の不測の事態に備え、配合飼料メーカー等が、飼料穀物の需要量の約1か月分に相当する100万tを備蓄しています。

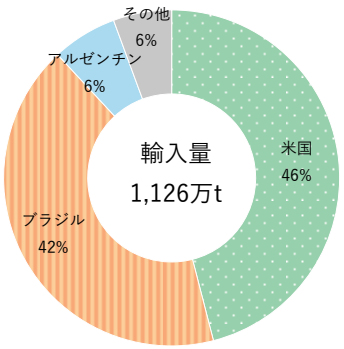
[1] Total Digestible Nutrientsの略で、家畜が消化できる養分の総量

図表1-3-5 飼料穀物の品目別輸入量の割合、とうもろこしの国別の輸入割合

（飼料穀物の品目別輸入量の割合）



（とうもろこしの国別の輸入割合）



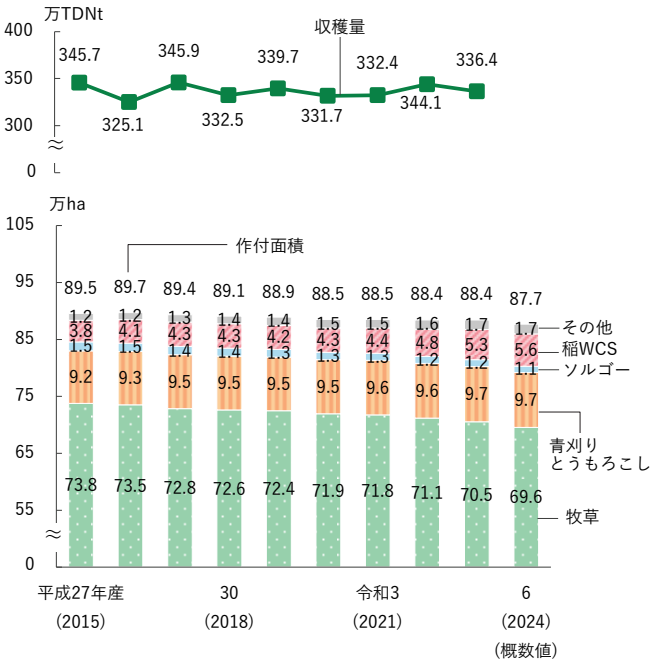
資料：財務省「貿易統計」
注：令和5(2023)年度の数値

(飼料作物の収穫量は前年産に比べ減少)

飼料作物のTDNベースの収穫量については、令和5(2023)年産は水田において牧草から稲発酵粗飼料用稲(稲WCS[1])や食用の麦への転換が進められたこと等から、前年産に比べ2.2%減少し336万4千TDNtとなりました(**図表1-3-6**)。

また、令和6(2024)年産の飼料作物の作付面積は、前年産に比べ0.8%減少し87万7千haとなりました。

図表1-3-6 飼料作物の作付面積と収穫量



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「作物統計」、「新規需要米の取組計画認定状況」を基に作成
注：1) 収穫量は農林水産省「作物統計」等を基にした推計値
2) 稲WCSの作付面積は、農林水産省「新規需要米の取組計画認定状況」の稲発酵粗飼料用稲の数値

青刈りとうもろこし生産の推進
URL：https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/lin/l_siryo/aogari_corn.html

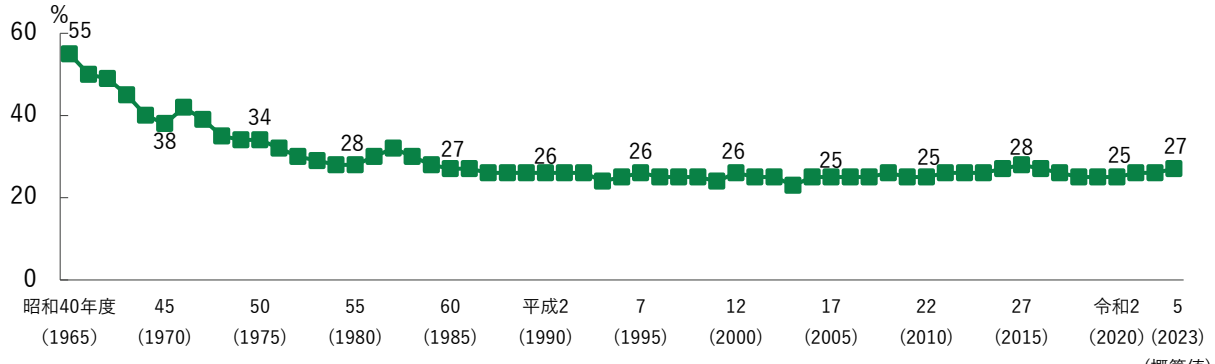
[1] Whole Crop Silageの略で、実と茎葉を一体的に収穫し、乳酸発酵させた飼料のこと

(飼料自給率は前年度と同水準で推移)

令和5(2023)年度の飼料自給率は、前年度に比べ1ポイント上昇し27%となりました(**図表1-3-7**)。その内訳を見ると、粗飼料自給率は前年度に比べ2ポイント上昇し80%へ、濃厚飼料自給率は前年度と同じ13%となりました。国際情勢に左右される輸入飼料への過度な依存から脱却するためには、限られた農地や労働力を有効に活用し、国内飼料生産基盤に立脚した生産へ転換する必要があります。

このため、農林水産省では、畜産農家と耕種農家の連携、コントラクター[1]等の飼料生産組織の運営強化、品質表示による販売拡大、国産粗飼料の広域流通、草地整備による生産性向上等を支援するとともに、飼料生産も含めた地域計画の策定や実現に向けた取組の促進により、国産飼料の生産・利用拡大を推進しています。

図表1-3-7 飼料自給率

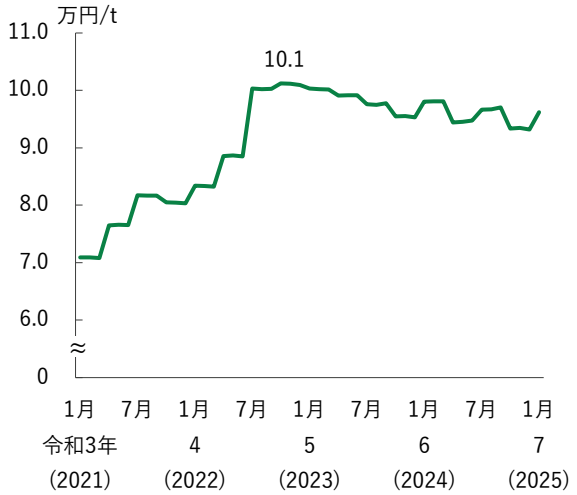


資料:農林水産省「食料需給表」
注:粗飼料及び濃厚飼料を可消化養分総量(TDN)に換算して算出

(配合飼料価格は低下傾向で推移するも高止まり)

家畜の餌となる配合飼料は、その原料使用量のうち約5割がとうもろこし、約1割が大豆油かすとなっています。我が国は原料の大部分を輸入に依存していることから、穀物等の国際相場の変動に価格が左右されます。令和3(2021)年以降、とうもろこしの国際相場がロシアによるウクライナ侵略等を背景に高騰し、配合飼料の工場渡価格は、令和4(2022)年10月に過去最高となる10万1千円/tとなりました(**図表1-3-8**)。令和5(2023)年以降は、主産国である米国及びブラジルの豊作等により、とうもろこしの国際相場が下落したこと等を受け、低下傾向で推移しつつあります。一方で、円安基調の継続により、依然として高止まりしていることから、今後も価格動向を注視していく必要があります。

図表1-3-8 配合飼料価格



資料:公益社団法人配合飼料供給安定機構「飼料月報」を基に農林水産省作成
注:配合飼料価格は、工場渡しの全畜種の加重平均価格

[1] 畜産農家から、播種や収穫等の自給飼料の生産のための作業を受託する外部支援組織

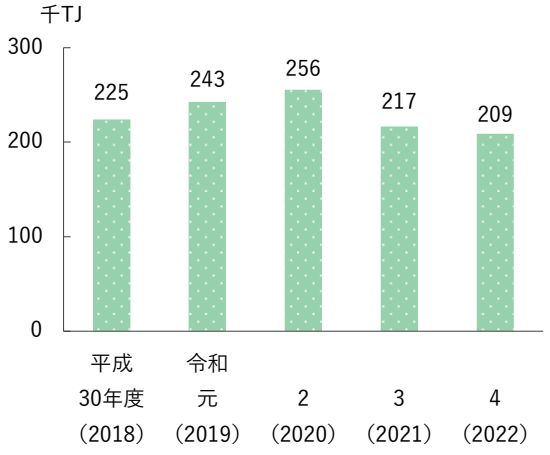
(農林水産分野では、エネルギー利用の約9割以上を化石燃料に依存)

我が国は、石油や天然ガス等の資源に乏しいためエネルギー自給率が低く、令和4(2022)年度のエネルギー自給率(IEAベース)は、前年度に比べ0.7ポイント低下し12.6%となっています。

経済産業省の調査によると、令和4(2022)年度における農林水産業のエネルギー消費量は、前年度に比べ3.5%減少し、20万9千テラジュール(TJ)[1]となっています(**図表1-3-9**)。

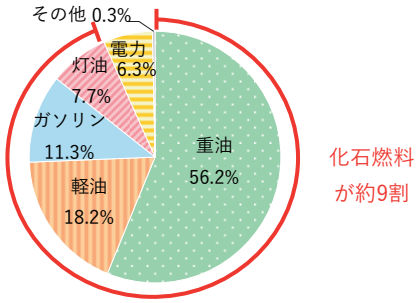
農林水産業分野では、エネルギー利用の約9割以上を化石燃料に依存しており、電力の利用は全体の6.3%となっています(**図表1-3-10**)。化石燃料の中では、重油の消費が最も多く、次いで軽油、ガソリン、灯油の順となっています。特に重油は、農業分野では施設園芸の暖房に用いられる燃焼式加温機で多く消費されています。軽油やガソリンは農業機械、灯油は穀物を乾燥させる乾燥機で利用されることが多くなっています。

図表1-3-9 農林水産業のエネルギー消費量



資料:経済産業省「総合エネルギー統計」

図表1-3-10 農林水産業におけるエネルギー源別のエネルギー消費量

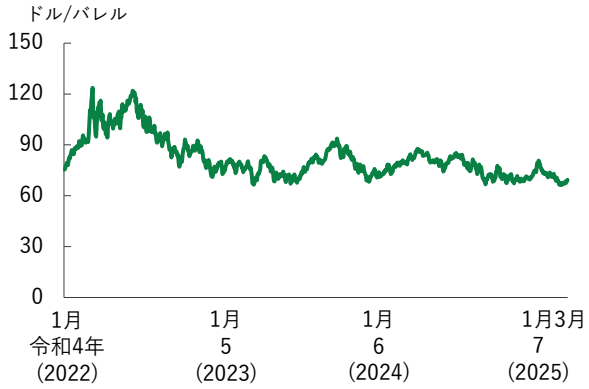


資料:経済産業省「令和4年度総合エネルギー統計」を基に農林水産省作成
注:「その他」は、潤滑油、LPG、都市ガス、熱を含む。

また、原油価格は、ロシアによるウクライナ侵略直後に大きく上昇し、令和4(2022)年度以降はおおむね下落基調にあるものの、高い水準で不安定に推移しています(**図表1-3-11**)。

化石燃料については、その価格は地政学上のリスクや国際的な市場の影響等の他律的な要因に左右されやすいことから、農業経営に係る価格の見通しを立てることが難しい農業生産資材と言えます。農林水産分野の持続的な発展に向けては、地域の再生可能エネルギー資源の一層の活用といった化石燃料に依存しない持続可能なエネルギー調達も重要となっています。

図表1-3-11 原油価格



資料:米国エネルギー情報局「Weekly Petroleum Status Report」を基に農林水産省作成
注:1) 参考文献一覧を参照
2) 原油価格は、米国の代表的な指標原油であるWTI(West Texas Intermediate)原油の価格。1バレル=42ガロン≒159ℓ

[1] テラ・ジュールの略。テラは10の12乗のこと。ジュールは熱量単位

第4節 輸入の安定化

国内生産で国内需要を満たすことができない一部の食料・農業生産資材については、一定の輸入が不可欠となっており、平時から安定的な輸入を確保するための環境整備が重要となっています。

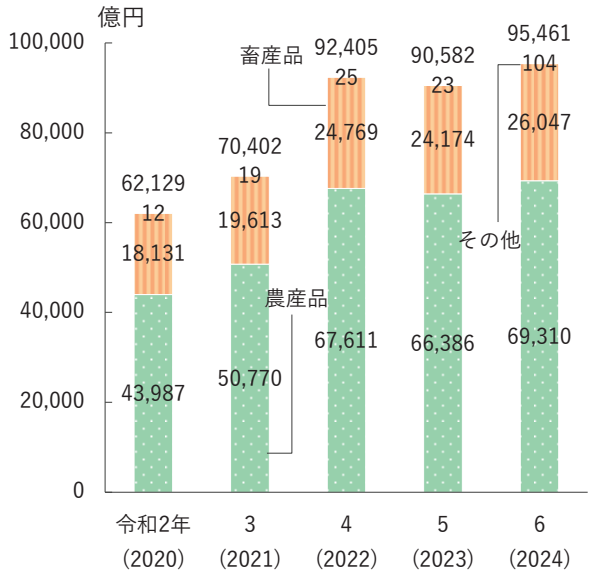
本節では、食料輸入の状況と食料・農業生産資材の安定的な輸入を確保する取組について紹介します。

(1) 我が国における食料輸入等の状況

(農産物の輸入額は前年に比べ5.4%増加)

令和6(2024)年の農産物輸入額は、前年に比べ5.4%増加し9兆5,461億円となりました(**図表1-4-1**)。このうち農産品は4.4%増加し6兆9,310億円、畜産品は7.7%増加し2兆6,047億円となりました。

図表1-4-1 農産物の輸入額



資料:財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
注:「その他」には、詳細が不明な品目等を含む。

(我が国の主要農産物の輸入構造は少数の特定国に依存)

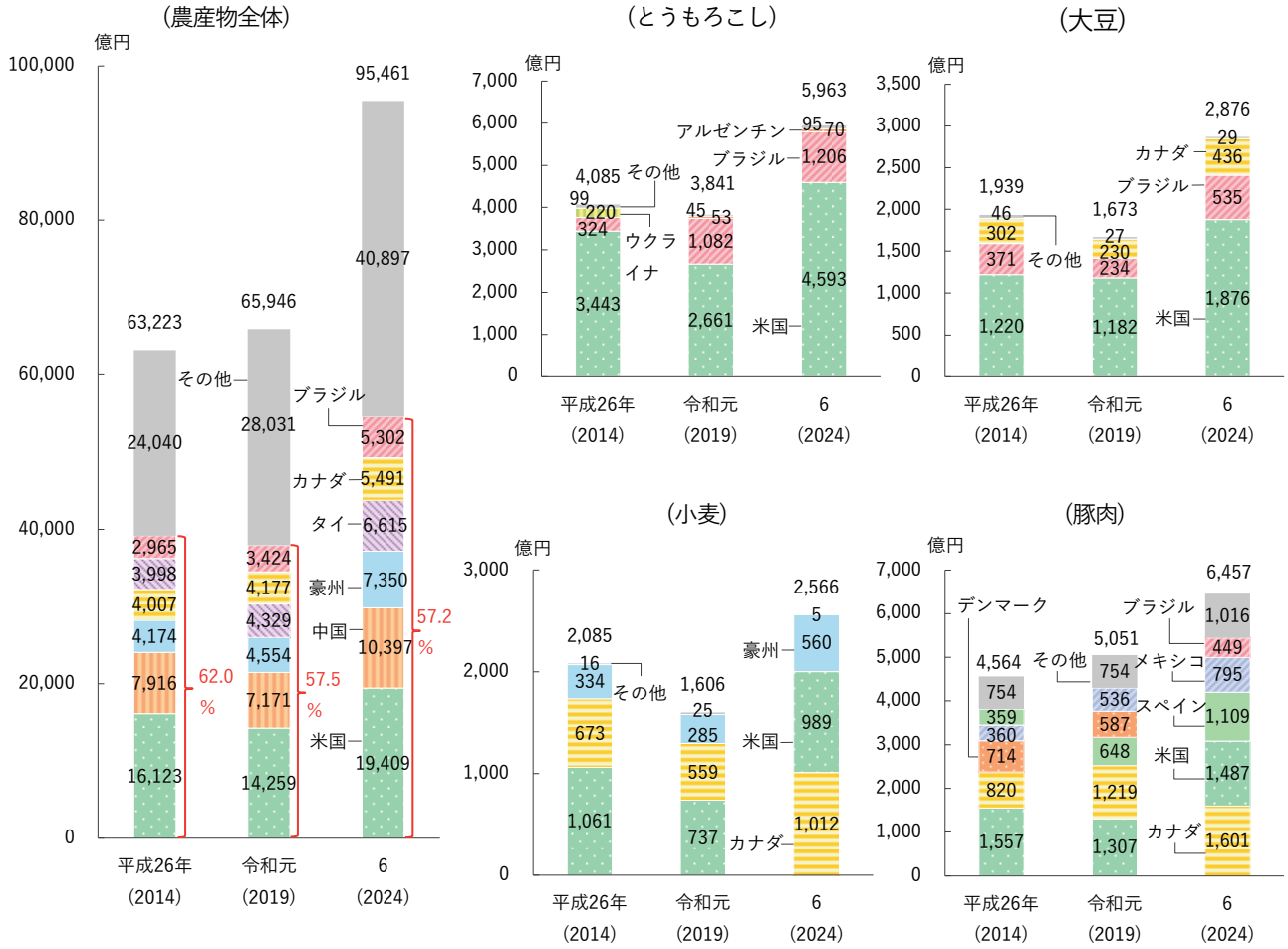
令和6(2024)年の農産物輸入額を国・地域別に見ると、米国が1兆9,409億円で最も高く、次いで中国、豪州、タイ、カナダ、ブラジルの順で続いており、上位6か国が占める輸入割合は約6割程度になっています(**図表1-4-2**)。

品目別に見ると、とうもろこし、大豆、小麦の輸入は、世界の上位生産国数か国のシェアが大きく[1]、このようなこともあって特定国への依存傾向が顕著となっており、上位2か国で8~9割を占めています。小麦については、2000年代以降にロシアやウクライナ等が世界市場で輸出国となりましたが、我が国での用途に適した小麦を生産しているカナダ、米国、豪州の上位3か国に輸入の99.8%を依存している状況です。

一部の品目では輸入先の多様化が進みつつあるものの、我が国の農産物の輸入構造は、依然として米国を始めとした少数の特定国への依存度が高いという特徴があります。

[1] 第1章第1節を参照

図表1-4-2 主要農産物の国・地域別輸入額

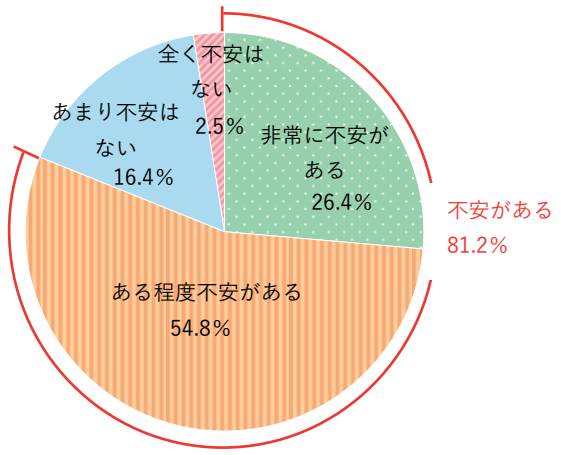


資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

(将来の食料輸入に不安を持つ消費者の割合は約8割)

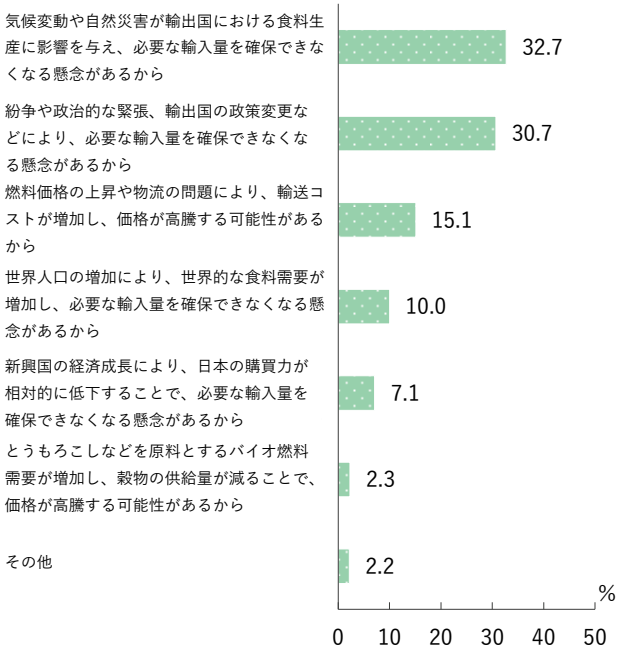
将来の食料輸入に対する消費者の意識について、公庫が令和7(2025)年1月に実施した調査によると、81.2%の人が日本の将来の食料輸入に「不安がある」と回答しました(**図表1-4-3**)。また、日本の将来の食料輸入について「不安がある」と回答した人にその理由を聞いたところ、「気候変動や自然災害が輸出国における食料生産に影響を与え、必要な輸入量を確保できなくなる懸念があるから」と回答した人が32.7%と最も高くなりました(**図表1-4-4**)。世界的な食料需要の増加や国際情勢の不安定化等に伴う食料安全保障上のリスクが高まる中、将来にわたって食料を安定的に確保していくことが求められています。

図表1-4-3 日本の将来の食料輸入についての考え



資料：株式会社日本政策金融公庫「消費者動向調査(令和7年1月)」を基に農林水産省作成
注：1) 回答総数は2千人
2)「ある程度不安がある」、「非常に不安がある」の合計を「不安がある」としている。

図表1-4-4 日本の将来の食料輸入について不安があると考える理由



資料：株式会社日本政策金融公庫「消費者動向調査(令和7年1月)」
注：1) 回答総数は2千人
2) 日本の将来の食料輸入について、「ある程度不安がある」、「非常に不安がある」と回答した人に対し、その理由を聞いた際の回答結果

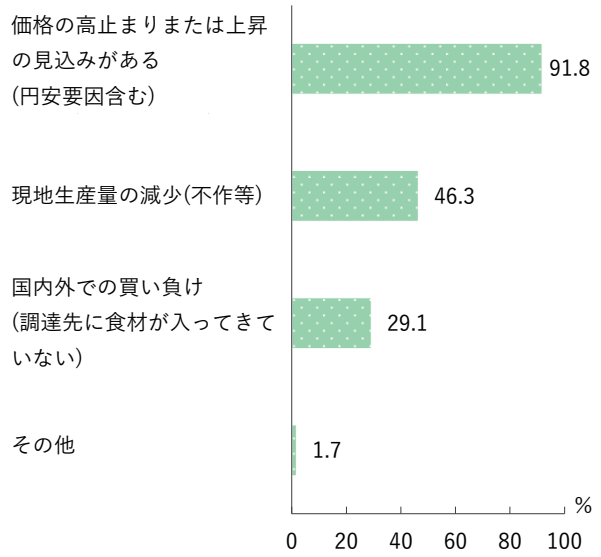
(サプライチェーンの強靱化に向けた取組が重要)

食料安全保障の観点からは、国内生産の増大を図り、輸入と備蓄を適切に組み合わせるとともに、サプライチェーンの持続性を高め、強靱化に向けて取り組むことが必要です。

公庫が令和6(2024)年7月に実施した調査によると、食品産業全体における外国産農林水産物の調達見込みに対する企業の意識について、61.2%の企業が「懸念がある」と回答し、その理由について、「価格の高止まりまたは上昇の見込みがある(円安要因含む)」と回答した企業が91.8%と最も高くなりました(**図表1-4-5**)。また、公庫が令和7(2025)年1月に実施した調査によると、食品事業者が仕入れ・調達段階で取り組んでいるリスク対策については、「事前契約により原材料などを確保」を挙げた企業が45.9%で最も高く、次いで「仕入れ・調達先の地域を分散」、「主要な仕入れ・調達先から代替可能な仕入れ・調達先を確保」の順となっています(**図表1-4-6**)。実際に、食品事業者がサプライチェーンの強靱化に向けて、原材料の安定調達等に必要な措置を講ずる動きも見られています。

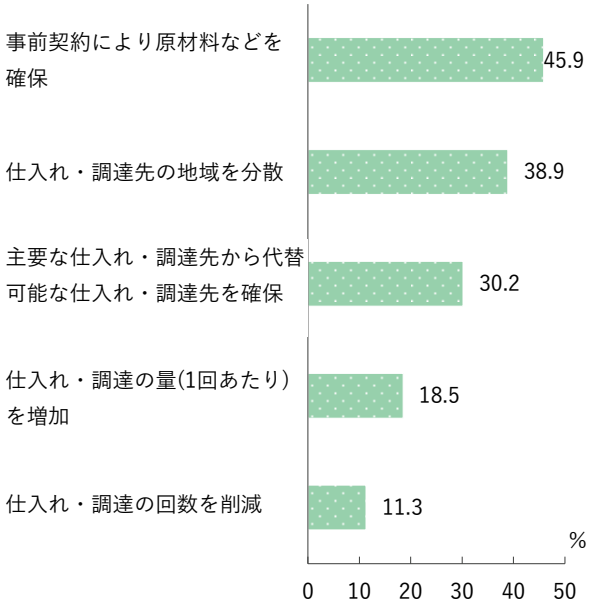
農林水産省が令和4(2022)年6月に公表した「食料の安定供給に関するリスク検証(2022)」によると、国内におけるリスクの「サプライチェーンの混乱」について、国内生産においては、季節や品目により主産地が変化し、生鮮品で穀物等と比較して日持ちしない野菜や果実、生乳、水産物に加え、食肉処理施設や小売店における食肉カット技術者の人材不足等が懸念される国産の牛肉、豚肉、鶏肉は、その起こりやすさが中程度で、他の品目と比べ高いと分析しています。輸入においては、小麦や大豆、なたね、砂糖類、飼料穀物については、製粉・油脂製造・精製糖・飼料工場が太平洋側に偏在しており、南海トラフ地震等の大地震が発生した場合、代替地での製造が難しいことから、その影響度が大きく、注意すべきリスクと評価しています。

図表1-4-5 利用・調達している外国産農林水産物において懸念がある理由



資料：株式会社日本政策金融公庫「食品産業動向調査(令和6年7月)」
注：有効回答数は2,418社(複数回答)

図表1-4-6 食品事業者が仕入れ・調達段階で取り組んでいるリスク対策(上位5位まで)



資料：株式会社日本政策金融公庫「食品産業動向調査(令和7年1月)」
注：有効回答数は2,147社(複数回答)

(2) 食料・農業生産資材の安定的な輸入の確保

(食料・農業生産資材の安定的な輸入の確保を推進)

国内生産では国内需要を満たすことができない食料･農業生産資材の輸入に当たっては、気候変動によるリスクや地政学的リスクの高まり等も踏まえ、平時から安定的な輸入を確保するための環境整備が重要となっています。このため、農林水産省では、輸入相手国における調達網の強靱化を図るため、我が国事業者が海外現地で行う穀物等の集出荷・港湾施設等への投資案件の形成を支援するとともに、輸入相手国の多様化の観点も含め、輸入相手国との政府間対話の活用、食料や農業生産資材の安定輸入のための海外からの情報収集、国内における官民による情報共有等を推進することとしています。

輸入相手国との政府間対話としては、令和6(2024)年9月に、ブラジルとの間で第5回日伯農業・食料対話を開催し、ブラジルから日本への穀物の安定供給等について議論を行いました。この対話の成果として、農業・食料分野における両国間の協力に関する政府間覚書を締結し、引き続きブラジルからの穀物の安定的な輸入の確保に取り組んでいくこととなりました。また、同年11月には、カナダとの間で第2回日加農業食料政府間協力対話を開催し、食料供給に関する不測の事態が生じた場合に、政府間で効率的な情報共有等を行えるようにする「食料安定供給に係る対話枠組み」の設立に合意しました。



第5回日伯農業・食料対話での農林水産大臣とブラジル農業・畜産大臣のバイ会談



第5回日伯農業・食料対話に際してのブラジルの穀物積出港の視察

さらに、官民による情報共有の取組の一環として、農林水産省では、同年6月に食料の安定的な輸入の確保に関する協議会合を開催し、我が国への日々の輸入を担っている一般社団法人日本貿易会（にほんぼうえきかい）の会員企業との間で、主要穀物等の調達をめぐる国内外の情勢等について、意見交換を行いました。今後ともこのような会合を含む様々な機会を通じ、我が国の輸入事業者が行う輸入・調達事業をめぐる課題や要望を適切に把握の上、これを踏まえて官民の協力・連携の下に関連施策を講ずることとしています。

（食料の安定的な輸入に向け、港湾機能を強化）

我が国では、食料や農業生産資材の多くを海外に依存しており、その多くが海運を通じて輸入されています。輸入穀物の多くは、バルク船と呼ばれる貨物船で輸送されていますが、世界で利用されるバルク船は、輸送効率化のために大型化される傾向にあります。一方、我が国の港湾では、岸壁の水深が10～14mであることが多く、大型バルク船が接岸できる水深14m以上の港湾は限られていることから、食料の安定供給のためにも、大型船に対応できる港湾整備等が重要となっています。

国土交通省では、ばら積み貨物の安価で安定的な輸入を実現するため、大型船に対応した港湾機能の拠点的確保や企業間連携の促進等による効率的な海上輸送網の形成に向けた取組を推進しています。また、令和6(2024)年2月には、おおむね5年間程度で取り組むべき施策を取りまとめ、他のアジア主要港との競争が可能な北米・中南米地域向けの貨物を中心とした東南アジア等からの広域集貨に向けた輸送ルートの構築や、船舶の大型化・積替円滑化等に対応した大水深・大規模コンテナターミナルの形成等に取り組むこととしています。

第5節 不測時における措置

世界的な食料需給の変化や生産の不安定化等により、我が国の食料安全保障上のリスクが高まっている中、食料供給が大幅に減少する不測の事態への対応が必要となっています。

本節では、令和6(2024)年6月に公布された食料供給困難事態対策法等について紹介します。

(1) 不測時における食料安全保障の対応の強化

(世界の食料需給等をめぐるリスクが高まり)

昨今、気候変動等による世界的な食料生産の不安定化、世界的な食料需要の拡大に伴う調達競争の激化等に、ウクライナ情勢の緊迫化、中東情勢の不安定化等も加わり、輸入する食品原材料や農業生産資材の価格高騰を招くとともに、産出量が特定の国に偏っている化学肥料原料の輸出規制や、コロナ禍における国際物流の混乱等による供給の不安定化も経験するなど、世界の食料需給等をめぐるリスクが高まっています(**図表1-5-1**)。食をめぐる国内外の状況が刻々と変化する中、食料安全保障の強化が国家の喫緊かつ最重要課題となっています。

図表1-5-1 令和6(2024)年度の諸外国での主な動き

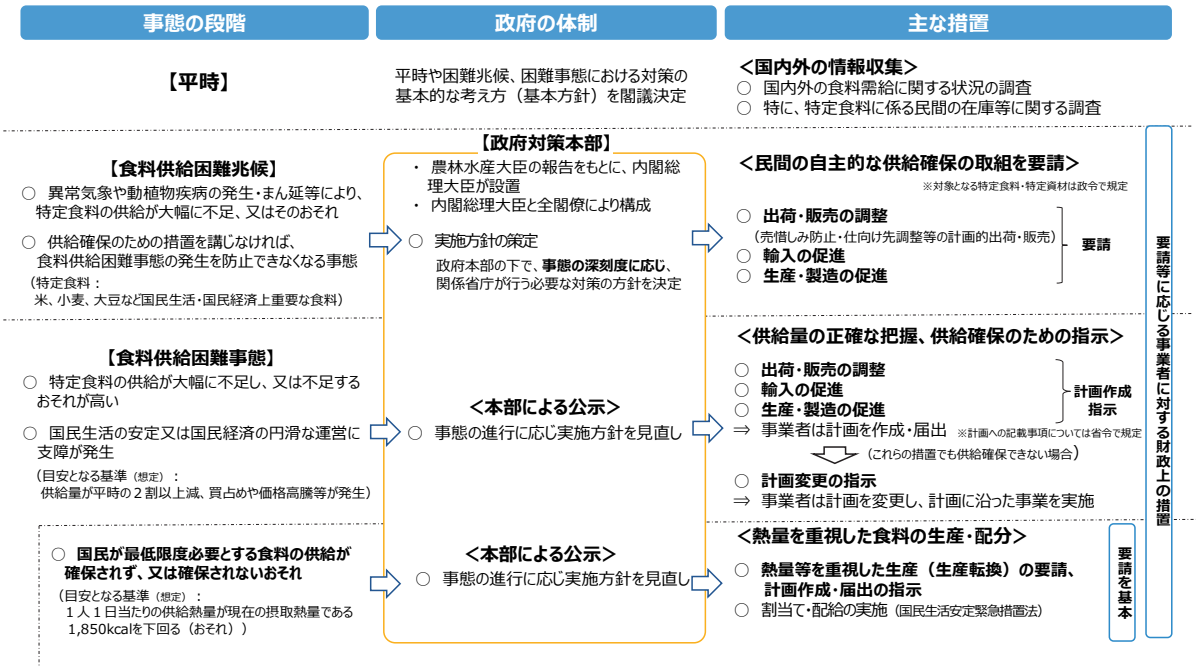


資料：農林水産省作成

（食料供給困難事態対策法が公布）

近年、世界的な食料需給の変化と生産の不安定化により、食料供給が大幅に減少するリスクが高まる中、食料供給が減少し、国民生活・国民経済に影響が生じる事態を防止するため、平時からの対応に始まり、政府一体となって早期から必要な対策を行う食料供給困難事態対策法が令和6(2024)年6月に公布されました。同法は、食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針の策定、食料供給困難事態対策本部(以下「政府対策本部」という。)の設置、特定食料の安定供給の確保のための措置等について定めており、食料安全保障の確保に寄与し、もって国民生活の安定と国民経済の円滑な運営の確保に資することを目的としています(**図表1-5-2**)。

図表1-5-2　食料供給困難事態対策法の概要



資料：農林水産省作成

（コラム）スイスやドイツでは食料安全保障の確保に向けた取組を展開

我が国では、令和6(2024)年6月に食料供給困難事態対策法が公布されたところです。世界に目を転じると、諸外国の中には、スイスやドイツのように、既に不測の事態にかかる対策法を制定している国があります。各国は、深刻な事態に陥る前の「おそれ」の段階から対処を始めることが重要という考え方の下で、備蓄放出や輸入、流通規制等の措置を講ずることとするなどの事態の深刻度に応じた対応を整理しています。

また、これらの措置を実施する上で必要となる、情報収集に関する規定や、措置の実施に伴う経済的な損失に対する補償措置についても、法的に規定されています。

例えばスイスでは、不測時の対策として、生産・加工・流通等を含めたサプライチェーンの各段階において各種措置を規定しており、平成29(2017)年に国家経済供給法を改正した際には、「迅速な対応により、経済への深刻なダメージを防ぐか、最小限に抑えることが重要である」という考え方の下、「おそれ」の段階から措置を発動できるように規定されました。

これに加えて、事態の深刻度に応じて各種措置を発動することを戦略として掲げており、①特定商品の3か月内の短期間の不足の場合には、備蓄放出や輸入等により対応し、②そうした供給不足が1年程度続く場合には販売制限等により需要を抑制し、③供給不足が1年以上続く深刻な事態においては、配給や生産の転換により、国民が最低限必要とする熱量供給を確保することを定めています。

また、ドイツでは、供給危機に至る前段階の措置として、買占めや売惜しみの防止等を含む流通規制や、備蓄に関する措置等をとることができる旨が規定されています。その上で、供給危機時においては、サプライチェーンの各段階における制限の強い措置を規定しています。これに加え、「食料の秩序ある流通を確保するための対策をできるだけ早く講ずることが決定的に必要」という考え方の下、所管省庁権限で法規命令が発布される前に暫定的に対策を講ずることができる旨も規定されています。

諸外国の法制度における対策の概要

	スイス	ドイツ
根拠法	**国家経済供給法(2017年)**	**食料確保準備法(2017年)**
深刻度に応じた措置	・生産・加工・流通等の介入措置を網羅的に規定した上で、**供給不足が差し迫った時点(おそれの段階)で各種措置を発動**できる旨を規定 ・また、深刻度に応じて措置を整理 深刻度↓ **備蓄放出、輸入促進、輸出制限等** ↓ **販売制限等** ↓ **配給、生産の転換等**	・供給危機の**前段階の措置として、情報収集、流通規制、備蓄**等を規定 ・その上で、供給危機時には生産・加工等の各種措置を網羅的に規定 深刻度↓ **情報収集、備蓄放出、流通確保等** ↓ **生産・加工・流通(分配)・価格等に関する各種措置**
情報収集に関する措置	・民間事業者等の**情報提供義務について規定**	・食品事業者等の**情報提供義務**(特に当該事業者の在庫データ及び生産データ)**について規定**
補償措置	・各種措置により重大な損失を被った場合等に、連邦政府が**補償を行うことができる旨を規定**	・各種措置により財産上の不利益を被る場合には、連邦政府が**補償を行う義務を負う旨を規定**

資料：各政府公表資料、EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社「令和5年度諸外国の食料安全保障政策に関する調査委託事業」(令和5(2023)年9月公表)を基に農林水産省作成

(供給不足の兆候を捉えた早期の段階から、政府一体となった対策を実施)

食料の供給不足による国民生活や国民経済に支障が生じる事態を未然に防止し、早期に解消するためには、供給不足が生じ得る兆候を捉えた早期の段階から、関係する省庁が一体となって必要な対策を講じていくことが重要です。このため、気象災害や家畜の伝染性疾病の発生等の食料供給が不足する兆候を把握した場合(以下「食料供給困難兆候」という。)に、内閣総理大臣を本部長、全ての国務大臣を構成員とする政府対策本部を設置することとしています。政府対策本部では、供給を確保すべき重要な食料やその生産資材の供給目標数量や供給確保対策を盛り込んだ実施方針を策定し、事態の深刻度に応じて、関係省庁が連携して必要な対策を総合的に実施することとしています。

(供給確保対策の対象とする重要な食料と生産資材をあらかじめ指定)

国民の食生活又は国民経済上の重要性を踏まえ、対策の対象とする重要な食料を「特定食料」、その食料の生産に不可欠な生産資材を「特定資材」として政令で定める仕組みとしており、令和7(2025)年2月に特定食料には米穀、小麦、小麦粉、大豆、なたね、油やしの実、植物油脂、てんさい、さとうきび、砂糖、牛肉、豚肉、鶏肉、生乳、飲用牛乳、乳製品、鶏卵、液卵、粉卵が、特定資材には肥料、農薬、種苗、飼料、動物用医薬品が指定されました。

(平時からの対策)

不測時の対策を円滑かつ効率的に実施する観点から、不測時に備えて平時から行うべき取組や、不測時に講ずる対策の基本的な考え方等を、法律に基づく基本方針として定めることとしています。この基本方針に基づき、平時から国内生産基盤の強化や、食料・生産資材のサプライチェーンの維持・強化に向けた施策を推進していくほか、国内外の食料需給に関する情報の収集・分析、適切かつ効率的な備蓄の運用、国内生産で国内需要を満たすことができない農産物等の安定的な輸入の確保等を進めていくこととしています。特に不測時の発生初期における効果的手段である備蓄については、国内に存在する民間在庫も含めた官民合わせた備蓄をトータルで捉える総合的な備蓄を推進していくことや、そのためにも国内にある特定食料や特定資材の民間在庫等を把握するための情報収集を行っていくこととしています。

(不測時の供給確保対策)

不測時に国民に食料供給を安定的に確保するためには、国はもとより、食料の生産、輸入、出荷・販売に携わる事業者の協力が必要となる一方、不測時であっても民間の事業活動に対する国の介入は必要最小限にとどめるべきものです。このため、食料供給困難兆候の段階では、出荷販売業者や輸入事業者、生産業者等の事業者には、あくまで自主的な取組を求める「要請」を行うことができる仕組みとしています。事態が改善せず、食料供給が大幅に減少し、国民生活等に支障が生じる事態、「食料供給困難事態」に至り、要請では必要な供給確保が見込めない場合に限り、事業者に対して、出荷販売等の計画の作成・届出を「指示」することができることとしています。また、届出された計画に沿って供給が行われたとしても事態の解消が困難な場合であって、当初の計画の内容等から見て計画変更が可能と認められる事業者に限って、計画変更を指示することができることとしています。

(供給確保の取組が円滑に行われるための措置)

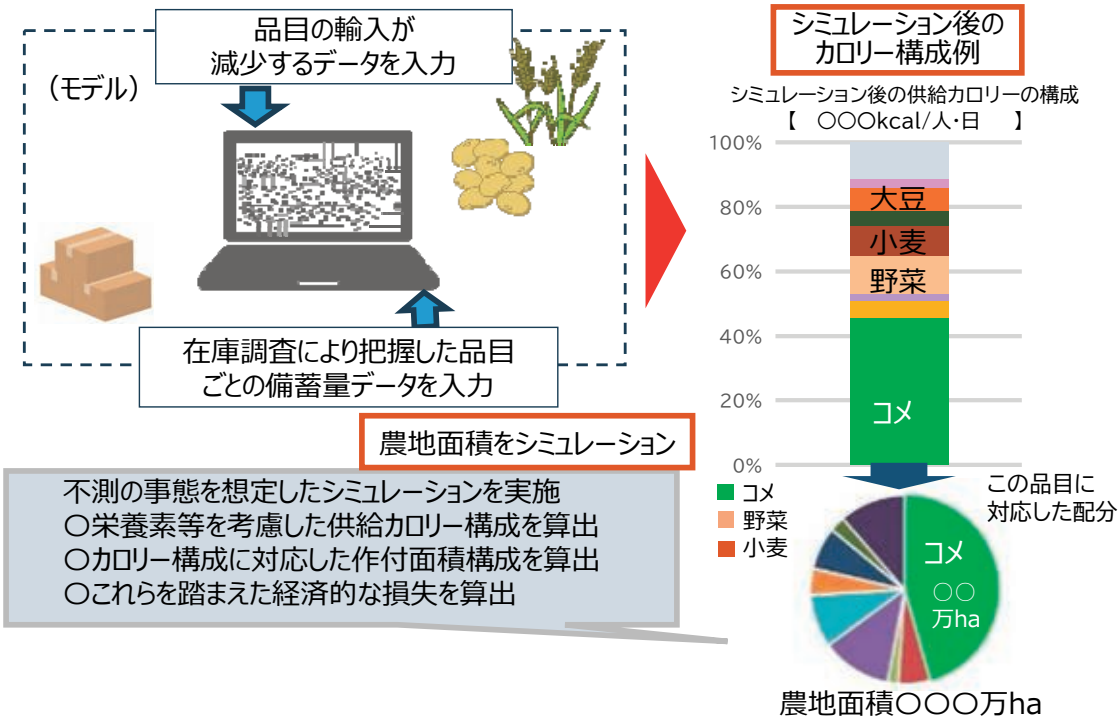
不測時において事業者が要請等に応じた事業活動を行う場合には、金銭的な負担や経営への悪影響が生じる可能性が考えられます。このため、国は法律の規定に基づき、要請に応じて供給確保の取組を行う事業者に対し、その取組が円滑に行われるようにするための財政上の措置その他の措置を講ずることとしています。

また、政府として、確保可能な供給量を正確に把握し、実効性のある対策を講ずるため、計画の作成・届出を行わない事業者には罰則を規定しています。なお、計画の内容は各事業者が実施可能な範囲内でよいとともに、内容を実行できなかったこと自体は罰則の対象となりません。

(不測時における食料自給力シミュレーションモデルの構築)

農林水産省では、不測の事態を想定し、必要な対策を検討するため、諸外国の事例を参考とし、国内の農地や労働力を始めとする生産基盤の確保状況、品目ごとの輸出入量、食料等の備蓄状況、世界の需給動向を考慮し、供給熱量や栄養バランスを最適化する我が国の食料自給力シミュレーションモデルの構築を行うこととしています(**図表1-5-3**)。

図表1-5-3 我が国の食料自給力シミュレーションモデルを構築



資料：農林水産省作成

(2) 不測時に備えた備蓄の実施

(不測時に備えた穀物の備蓄を実施)

政府は国内の米の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、米を100万t程度[1]備蓄しています。あわせて、海外における不測の事態の発生による供給途絶等に備えるため、食糧用小麦については国全体として外国産食糧用小麦の需要量の2.3か月分を備蓄し、そのうち1.8か月分の保管料を、飼料穀物についてはとうもろこし等約100万tを民間で備蓄し、そのうち75万t分の保管費等を政府が支援しています。

食料の備蓄強化に向けては、国内外の食料安全保障の状況を適切に把握・分析の上、これらを踏まえて、民間在庫量の把握等を進め、官民合わせた総合的な備蓄の推進を行うことが重要です。

(フォーカス) 諸外国では食料安全保障の確保に向けた備蓄を実施

我が国の備蓄は、平時において食料安全保障の確保に向け実施する措置の一つです。諸外国においても、各国の状況・考えに応じて、食料の備蓄を行っています。ここではスイス、ドイツ、フィンランドにおける対応について紹介します。

スイスにおいては、備蓄は食料の供給不足の兆候が表れた際に、迅速に対応できる手段として、特に重要であると考えられています。法律に基づき官民が協力して備蓄を行いますが、あくまで主体は民間事業者であるという考えであるため、費用については、備蓄する品目の輸入事業者に課せられる輸入賦課金から負担する仕組みとなっています。また、コーヒーを備蓄しているのも特徴の一つです。コーヒーは、炭水化物、たんぱく質、脂質が少ないためエネルギーはほとんどなく、栄養学的観点からは備蓄を継続する必要はありませんが、スイスの消費習慣において重要な位置付けをされており、心理的な理由に基づき備蓄されています。

ドイツにおいては、国民の食料供給における短期的な対応を目的としており、平時の備蓄量は数日から数週間の範囲で最低限の水準となっています。しかし、不測の事態のおそれのある場合等で、備蓄水準が不十分であると判断した場合には、民間への備蓄命令により備蓄量を増やすこととしています。

フィンランドにおいては、ロシア・ウクライナ情勢等の今後数年間は継続する可能性のある安全保障上の問題を踏まえ、深刻な混乱や緊急事態が発生した場合の国内供給を確保することを目的として、食用の緊急備蓄を維持することとしています。

諸外国における備蓄水準

	スイス	ドイツ	フィンランド
備蓄主体	▸ 民間	▸ 連邦政府・民間	▸ 民間(政府が委任)
備蓄品目	▸ 小麦、米、食用油、砂糖、コーヒー ▸ 飼料、肥料、なたねの種子	▸ 連邦備蓄：パン用穀物(小麦、ライ麦)、 オーツ麦(えん麦) ▸ 民間備蓄(予算措置)：米、豆類(エンドウ豆とレンズ豆)、コンデンスミルク	▸ 小麦、オーツ麦、ライ麦、大麦 ▸ 焙煎していないコーヒー豆、砂糖、塩 等
備蓄量	▸ **小麦、米、食用油：4か月分** ▸ **砂糖、コーヒー：3か月分** ▸ **飼料：2か月分** ▸ **窒素肥料：1作期に必要な量の1/3**	▸ **連邦備蓄：非公表**(※但し、数日～数週間分との概算の見解有) ▸ **民間備蓄：大都市圏で少なくとも1日の食事を提供できる量**	▸ **穀物：9か月分(緊急備蓄)** ※令和5(2023)年3月に6か月から9か月に緊急備蓄を拡大した旨をプレスリリース

資料：スイス連邦経済・教育・研究省「Bericht zur Vorratshaltung 2015および2019」、各国政府公表資料、EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社「令和5年度諸外国の食料安全保障政策に関する調査委託事業」(令和5(2023)年9月公表)を基に農林水産省作成

[1] 10年に1度の不作や、通常程度の不作が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準

第6節 国際戦略の展開

農林水産省では、我が国の農林水産業が「国の基（もとい）」として発展し、将来にわたってその重要な役割を果たしていけるよう交渉を行うとともに、我が国の農林水産物・食品の輸出拡大につながる交渉結果の獲得を目指しています。また、途上国等の自立的な経済発展を通じた我が国との関係強化を図るため、様々な形態による農林水産・食品分野での協力を行っています。

本節では、経済連携交渉等の交渉への対応状況や国際協力の推進等について紹介します。

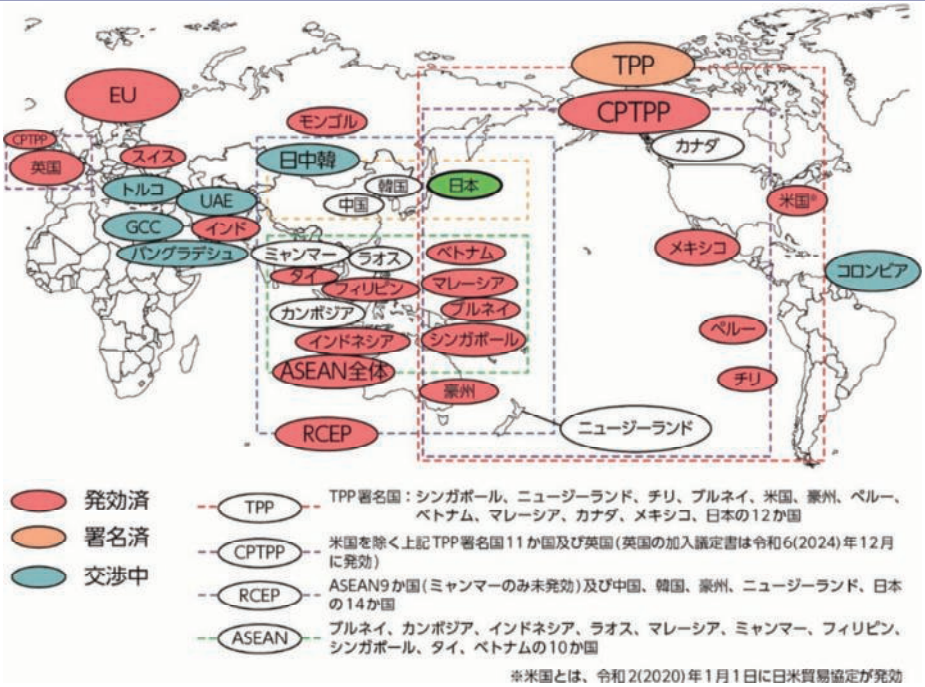
(1) 交渉への対応

(複数の国・地域とのEPA/FTA交渉を実施)

特定の国・地域で貿易ルールを取り決めるEPA[1]/FTA[2]等の締結が世界的に進み、令和6(2024)年12月時点では405件に達しています。

我が国においても、令和7(2025)年3月時点で、21のEPA/FTA等が発効済・署名済です(**図表1-6-1**)。これらの協定により、我が国は世界経済の約8割を占める巨大な市場を構築することになります。輸出先国・地域の関税撤廃等の成果を最大限活用し、我が国の強みを活かした品目の輸出を拡大していくため、我が国の農林水産業の生産基盤を強化していくとともに、新市場開拓の推進等の取組を進めることとしています。

図表1-6-1 我が国におけるEPA/FTA等の状況



資料：農林水産省作成

[1] Economic Partnership Agreementの略で、経済連携協定のこと
[2] Free Trade Agreementの略で、自由貿易協定のこと

令和6(2024)年度には、バングラデシュとの間でEPA交渉会合を4回実施したほか、同年9月にアラブ首長国連邦との間でEPA交渉を立ち上げ、同年11月及び令和7(2025)年2月に交渉会合を実施しました。さらに、GCC[1](湾岸協力理事会)との間でEPA交渉を再開し、令和6(2024)年12月に交渉会合を実施しました。また、同年8月に日・インドネシアEPA改正議定書への署名を行いました。

(WTO農業交渉は議論を継続)

世界共通の貿易ルールづくり等が行われるWTO[2](世界貿易機関)では、これまで数次にわたる貿易自由化交渉が行われてきました。平成13(2001)年に開始されたドーハ・ラウンド交渉においては、依然として途上国と先進国の溝が埋まっていないこと等により、農業分野等の交渉に関する今後の見通しは不透明です。我が国としては、世界有数の食料輸入国としての立場から公平な貿易ルールの確立を目指し交渉に臨んでおり、我が国の主張が最大限反映されるよう取り組んでいます。

令和6(2024)年2～3月にアラブ首長国連邦で開催された第13回WTO閣僚会議では、第14回WTO閣僚会議に向けた農業交渉の道筋について議論されましたが、合意には至りませんでした。

(IPEFの3つの協定に署名)

米国、日本、豪州等14か国が参加するインド太平洋経済枠組み(IPEF[3])については、令和6(2024)年6月の閣僚級会合において「IPEFクリーン経済協定」、「IPEF公正な経済協定」及び「IPEF協定」の署名式が行われ、同年10月に締結済の署名国について発効しました。

(令和6(2024)年11月にコスタリカのCPTPP加入作業部会設置、12月に英国の加入議定書が発効)

「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」(CPTPP[4])について、令和6(2024)年11月のTPP委員会において、コスタリカの加入手続の開始及び加入作業部会の設置が決定されました。

また、同年12月にCPTPPへの英国との加入議定書が、締結済の我が国を含む10か国について発効しました。

(ブラジルでG20農業大臣会合、イタリアでG7農業大臣会合が開催)

令和6(2024)年9月に、ブラジルでG20農業大臣会合が開催され、農業・食料システムの持続可能性や食料安全保障への国際貿易の貢献、小規模家族農業支援等について議論が行われました。同会合において我が国は、令和5(2023)年4月のG7宮崎農業大臣会合での議論を踏まえつつ、農業の生産性向上と持続可能性の両立を実現すべきことを各国に呼び掛け、G20農業大臣宣言に我が国が主張した「国内生産の重要性」等が盛り込まれました。

---

[1] Gulf Cooperation Councilの略
[2] World Trade Organization の略
[3] Indo-Pacific Economic Framework for Prosperityの略
[4] Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnershipの略

また、令和6(2024)年9月にイタリアで開催されたG7農業大臣会合では、強靱で持続可能な食料システム、漁業と養殖業、科学イノベーションと気候変動等について議論が行われました。我が国は、G20農業大臣会合と同様に、農業の生産性向上と持続可能性の両立を実現すべきことを各国に呼び掛け、G7農業大臣声明に我が国が主張した「貿易と国内生産を両立する必要性」等が盛り込まれました。



G7農業大臣会合サイドイベントで２０２７年国際園芸博覧会をPRするブース

（二国間関係の戦略的な構築）

農林水産省では、輸出拡大、輸入安定化や協力関係強化等に向けて、各国と戦略的な関係構築に取り組んでいます。

東アジアでは、令和6(2024)年8月に農林水産大臣が香港を訪問し、日本産食品に対する輸入規制の即時撤廃を求め、対話の継続を確認しました。令和7(2025)年1月には農林水産大臣が中国を訪問し、中国への輸出拡大に向けた働き掛けを行うとともに、農林水産分野での協力の推進を確認しました。

東南アジアでは、令和6(2024)年5月にフィリピンとの間で日比農業合同委員会を初開催し、農業分野での協力の推進や輸出拡大に向けた課題等について意見交換を行いました。同年同月には農林水産大臣がタイを訪問して輸出拡大に向けて働き掛け等を行ったほか、同年6月には同国と協力強化のための政府間対話を行いました。

オセアニアでは、令和7(2025)年2月に、豪州との間で農業・食品のバリューチェーンに関する協力文書に署名し、農産物貿易や農業投資関係の強化等に取り組むこととしました。

欧州では、令和6(2024)年9月のG7農業大臣会合の機会を捉え、イタリア及びドイツとの間でそれぞれ農業・食料分野における二国間協力に関する覚書に署名し、強靱で持続可能な食料システムの構築への協力強化を確認しました。

北米では、同年4月の日米首脳会談において、「強靱で責任ある水産物サプライチェーンの促進」や「食料安全保障及び持続可能な農業の強化」について一致し、持続可能な農業に関する日米間の協力の一環として、同年8月のAPEC[1]食料安全保障担当大臣会合開催に合わせて、気候変動問題に対応するため、データに基づく政策立案の促進により食料安全保障に取り組むためのワークショップを日米ほかで共同開催しました。同年11月には、カナダとの間で第2回日加農業食料政府間協力対話を実施し、「食料安定供給に係る対話枠組み」の設立について一致しました。

南米では、同年9月にブラジルにて、農林水産大臣がブラジル農業・畜産大臣及び農業開発・家族農業大臣と会談し、同国からの穀物の安定供給、我が国からの輸出環境整備及び生産性向上のための技術協力について意見交換を行い、農業・食料分野における協力に関する覚書に署名しました。

[1] Asia Pacific Economic Cooperation の略

(2) 国際協力の推進

(グローバルみどり協力プランを策定)

令和6(2024)年11月に開催されたG20サミットにおいては、飢餓と貧困の撲滅に向けた取組への支援とその加速化のために「飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンス」が創設されたところです。また、内閣総理大臣から、温室効果ガス排出の低減を含めた持続可能で生産性の高い農林水産業を中南米や新たなパートナーに広げていく旨を表明しました。これを受け、中南米やアフリカ諸国を含むグローバルサウス地域に対する我が国の農林水産業に係る技術・知見を活用した協力内容を「グローバルみどり協力プラン」として同年12月に策定し、農業生産に係る地域の特性に配慮し、グローバルサウス諸国との緊密な協力を通じて、強靱で持続可能な農業及び食料システムの構築を支援することとしています。

(農林水産・食品分野での各国との協力を推進)

農林水産省とウクライナ農業政策・食料省は、令和6(2024)年4月に「日ウクライナ農業復興戦略合同タスクフォース」第2回会合をオンラインで開催し、我が国からは農林水産省のほか、ウクライナの農業復興に取り組む関係機関、民間企業から約120人が参加しました。同タスクフォースでは、同年2月に開催された日・ウクライナ経済復興推進会議における農業分野の成果を報告するとともに、ウクライナの農業復興協力に向けた我が国民間企業の取組計画を両国の関係省庁・関係企業間で共有し情報交換が行われました。本取組結果の状況については、令和7(2025)年1月に開催した第3回会合で共有し、今後の更なる連携強化に向けた意見交換を行っています。


ウクライナ農業政策・食料省との会談

また、農林水産省は、令和6(2024)年4月にウクライナを訪問し、ウクライナにおける農業生産力回復に向けた官民連携による協力について、ウクライナ農業政策・食料省、閣僚会議、国有財産基金、国営農業機械リース会社等との協議・意見交換を行いました。

このほか、農林水産省とバングラデシュ人民共和国農業省は、令和5(2023)年4月に署名した、農業ベースのビジネス強化等を通じた食料・農業分野における両国間のビジネス交流等での協力を促進する協力覚書に基づき、令和6(2024)年5月にバングラデシュで第1回合同農業作業部会を開催し、両国の民間企業の取組の共有や、我が国からの食料・農業関係の官民ミッション派遣の計画等について意見交換を行いました。

同年6月には、ウズベキスタンに農林水産・食品分野のビジネスミッションを6年ぶりに派遣し、「農業・食品産業発展フォーラム」や「日本食材を用いたレセプション」を初めて開催するとともに、同国の食品小売等の視察、関係省庁や団体等との意見交換を実施しました。

また、インドでは、ウッタル・プラデシュ州内に設けた「モデルファーム」のキックオフ会合を同年8月に開催し、令和7(2025)年2月には、現地農業者や事業者の参画を得て、我が国民間企業の技術のデモンストレーションや取組報告を行いました。

（コラム）ウクライナの農業生産力の回復を通じ、復興支援に貢献

ウクライナ農業の復興・発展の加速に向け、令和6(2024)年6月にドイツで「日・ウクライナ官民ラウンドテーブル」が開催され、農林水産副大臣が出席しました。

同ラウンドテーブルでは、農林水産省とウクライナ農業政策・食料省の間で、協力活動に関係するウクライナ人の出国支援や、協力活動に使用する物品の通関等の支援に関して協力する文書を公表したほか、農業機械メーカー等日本企業4社とウクライナ農業政策・食料省等との間で協力する計4本の文書が公表され、官民を挙げて更に協力を前進させることを表明しました。食料・農業分野では、同年2月の日・ウクライナ経済復興推進会議において署名された8本の覚書を含め、これまでに13本の協力文書をウクライナ政府関係機関との間で署名しています。

農林水産省では、日ウクライナ農業復興戦略合同タスクフォースの下、日本企業の技術・製品等を活用した農業生産力の回復を図るために必要な調査を行うとともに、実現可能性調査等の日本企業のウクライナ事業展開に向けた必要な取組を支援し、官民が連携して総合的な活動を行っています。取組の実施により、日本企業のウクライナ農業復興への参画を促し、農業生産力の回復を通じたウクライナ復興支援や世界の食料安全保障の確保に寄与することを目指しています。



ウクライナ代表団による日本企業の技術・製品（揚水機場）の視察

ウクライナ支援
URL：https://www.maff.go.jp/j/yusyutu_kokusai/ukraine.html

(アフリカへの農業協力を推進)

アフリカ各国が食料安全保障を強化し、経済発展を達成するためには、各国の農業生産の増加や所得の向上が不可欠です。我が国は、アフリカへの農業の生産性向上や持続可能な食料システム構築等に向けた様々な支援を通じ、アフリカ農業の発展に貢献しています。

令和6(2024)年度は、令和7(2025)年8月に神奈川県横浜市（よこはまし）で開催予定の第9回アフリカ開発会議（ティカッド）(TICAD[1])等を見据え、アフリカの食料安全保障と栄養を改善するため、国際農業研究機関と連携し、気候変動への対応や栄養供給の向上に資する作物品種の開発を促進しました。

今後ともアフリカ各国や関連する国際機関等との連携を図りつつ、農業分野の課題解決を図ることとしています。また、各国の投資環境や消費者ニーズを捉え、我が国の食産業の海外展開や農林水産物・食品の輸出に取り組む企業を支援していくこととしています。



耐塩性・耐干性イネ品種の開発

[1] Tokyo International Conference on African Developmentの略

(「ASEAN+3緊急米備蓄」を推進)

我が国は東アジア地域(ASEAN[1]10か国、日本、中国及び韓国)における食料安全保障の強化と貧困の撲滅を目的とした米の備蓄制度である「ASEAN+3緊急米備蓄」(APTERR[2])について、平成24(2012)年の協定発効以来、現物備蓄事業への拠出や事務局への日本人専門家の派遣等を通じ、積極的に支援しています。

令和6(2024)年度には、我が国が拠出した米がフィリピン及びラオスにおいて災害の被災者等の支援に活用されました。また、我が国とフィリピンの間で、令和6(2024)年10月に、APTERR唯一となるTier1プログラム[3](申告備蓄の活用事業)実施に関する取組について、さらに3年間延長するための協力覚書改訂書に署名を行いました。

同年同月に開催されたASEAN+3首脳会議では、内閣総理大臣よりこれまで我が国がAPTERRの取組を主導してきており、ASEAN食料安全保障情報システムの組織強化を含め、食料安全保障分野での協力についても議論を主導していく決意を表明しました。

また、令和7(2025)年2月には、我が国で初めてAPTERR理事会会合を開催し、APTERRの更なる活動強化に向け引き続き加盟国間で協力することを確認しました。



APTERR理事会会合の様子

ASEAN+3緊急米備蓄（APTERR）について
URL：https://www.maff.go.jp/j/seisan/boueki/higasi_asia/index.html

[1] Association of South-East Asian Nationsの略で、東南アジア諸国連合のこと
[2] ASEAN Plus Three Emergency Rice Reserveの略
[3] APTERR加盟国が保有する備蓄のうち、緊急時に放出可能な数量をあらかじめ申告し、緊急事態発生時に申告の範囲内で備蓄を放出するプログラム

第2章

農業の持続的な発展

第１節　農業の動向

我が国では、各地の気候や土壌等の条件に応じて、米、野菜、果実、畜産等の様々な農畜産物が生産されており、農業総産出額は、近年では9兆円前後で推移しています。品目ごとに需要に応じた生産の推進が求められる中、足下では原油価格・物価高騰の影響等により、我が国の農業生産や農業経営にも変化が見られています。

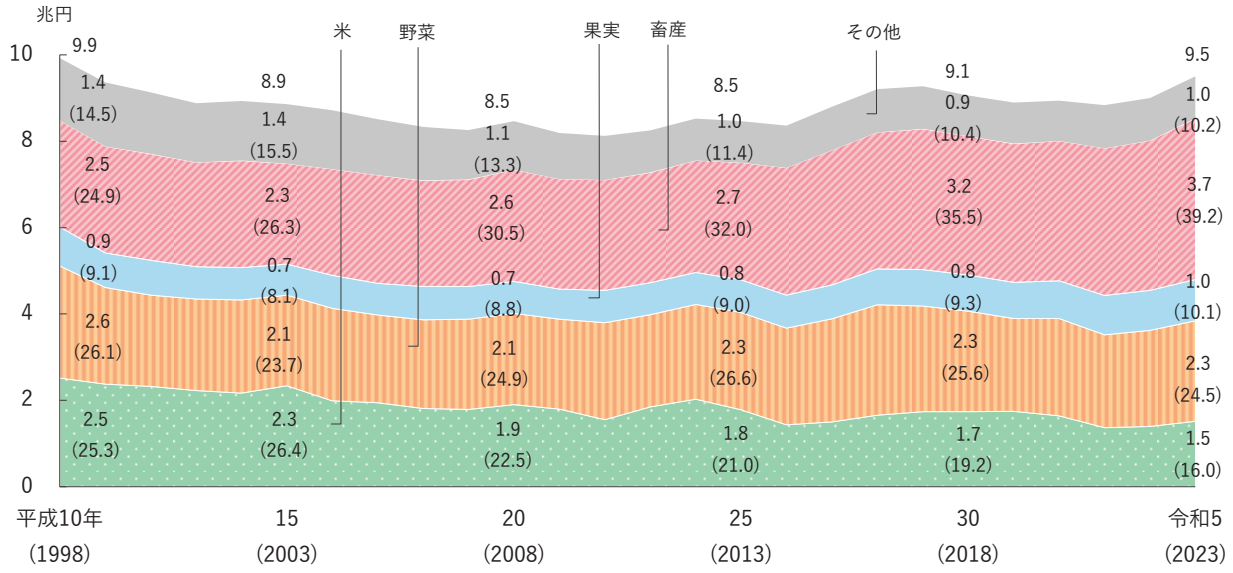
本節では、このような農業生産の動向、農業経営の動向、農業経営の安定化に向けた取組について紹介します。

(1) 農業総産出額の動向

(農業総産出額は前年に比べ5.5%増加し9兆5千億円)

農業総産出額は、近年、農畜産物における需要に応じた生産の取組が進められてきたこと等により9兆円前後で推移しており、令和5(2023)年は耕種において米や野菜、畜産において鶏卵の価格が上昇したこと等から、前年に比べ5.5%増加し9兆4,987億円となりました(**図表2-1-1**)。

図表2-1-1　農業総産出額



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

注：1) 農業総産出額とは、当該年に生産された農産物の生産量(自家消費分を含む。)から農業に再投入される種子、飼料等の中間生産物を控除した品目別生産量に、品目別農家庭先販売価格を乗じて推計したもの

2) 「その他」は、麦類、雑穀、豆類、いも類、花き、工芸農作物、その他作物、加工農産物の合計

3) (　)内は、各年の農業総産出額に占める部門別の産出額の割合(%)

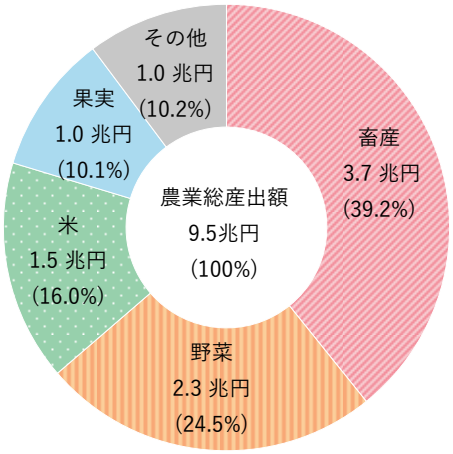
部門別の産出額を見ると、米の産出額は前年に比べ8.9%増加し1兆5,193億円となりました(**図表2-1-2**)。これは、令和5(2023)年産米の需要が堅調に推移したこと等により、民間在庫量が減少し、主食用米の取引価格が上昇したこと等によるものと考えられます。

野菜の産出額は前年に比べ4.3%増加し2兆3,243億円となりました。これは、きゅうり、ピーマン、ねぎ等の品目で令和5(2023)年8月から9月にかけて高温少雨の影響等により生産量が減少し、価格が上昇したこと等が寄与したものと考えられます。

果実の産出額は前年に比べ3.9%増加し9,590億円となりました。これは、国内外での高品質な果実の需要が堅調である一方、生産量の減少等により、みかん、りんご、ぶどうを始めとする果実の価格が前年産に比べ上昇したこと等が寄与したものと考えられます。

畜産の産出額は前年に比べ7.4%増加し3兆7,248億円となり、引き続き全ての部門の中で最も大きい数値となりました。このうち肉用牛は、和牛及び交雑種の出荷頭数が引き続き増加する中、和牛肉の需要が軟調に推移し価格が低下したこと等により産出額が減少したものと考えられます。一方、生乳については、夏場の猛暑に加え、需給バランスの改善に向けた生産抑制により生産量が減少したものの、飲用等向け及び乳製品向け乳価が引き上げられたこと等により、産出額が増加したものと考えられます。豚については、出荷頭数は前年を下回ったものの、枝肉重量の増加により生産量が増加したほか、引き続き需要が高く、価格が堅調に推移したこと等により、産出額が増加したものと考えられます。鶏卵については、令和4(2022)年10月以降の鳥インフルエンザの発生等に伴う生産量の減少等があったものの、価格が上昇したことで、産出額が増加したものと考えられます。

図表2-1-2 令和5(2023)年の農業総産出額



資料：農林水産省「令和5年生産農業所得統計」
注：「その他」は、麦類、雑穀、豆類、いも類、花き、工芸農作物、その他作物、 加工農産物の合計

(都道府県別の農業産出額は、北海道が1兆3千億円で1位)

令和5(2023)年の都道府県別の農業産出額を見ると、1位は北海道で1兆3,478億円、2位は鹿児島県で5,438億円、3位は茨城県で4,571億円、4位は千葉県で4,029億円、5位は熊本県で3,757億円となっています(**図表2-1-3**)。上位5位の道県で、産出額の1位の部門を見ると、北海道、鹿児島県、千葉県、熊本県では畜産、茨城県では野菜となっています。令和5(2023)年の市町村別の農業産出額を見ると、1位は宮崎県都城市(みやこのじょうし)で981億円、2位は愛知県田原市(たはらし)で891億1千万円、3位は茨城県鉾田市(ほこたし)で677億1千万円、4位は北海道別海町(べつかいちょう)で639億3千万円、5位は千葉県旭市(あさひし)で559億4千万円となっています(**図表2-1-4**)。

図表2-1-3　都道府県別の農業産出額

（単位：億円）

	農業産出額	順位	1位部門		2位部門		3位部門	
北海道	13,478	1	畜産	7,837	野菜	2,489	米	1,149
青森県	3,466	7	果実	1,096	畜産	1,090	野菜	687
岩手県	2,975	9	畜産	1,975	米	527	野菜	255
宮城県	1,924	18	畜産	833	米	731	野菜	274
秋田県	1,779	19	米	938	畜産	411	野菜	298
山形県	2,441	13	果実	743	米	739	畜産	441
福島県	2,163	16	米	687	畜産	542	野菜	480
茨城県	4,571	3	野菜	1,664	畜産	1,389	米	703
栃木県	2,959	10	畜産	1,367	野菜	745	米	586
群馬県	2,655	12	畜産	1,319	野菜	956	米	153
埼玉県	1,636	22	野菜	768	米	305	畜産	280
千葉県	4,029	4	畜産	1,501	野菜	1,336	米	569
東京都	220	47	野菜	125	花き	37	果実	26
神奈川県	686	39	野菜	334	畜産	169	果実	83
新潟県	2,281	14	米	1,255	畜産	504	野菜	338
富山県	588	42	米	388	畜産	93	野菜	54
石川県	521	43	米	258	畜産	117	野菜	86
福井県	433	44	米	247	野菜	81	畜産	65
山梨県	1,192	30	果実	831	野菜	137	畜産	91
長野県	2,890	11	果実	1,000	野菜	957	米	426
岐阜県	1,263	28	畜産	504	野菜	421	米	192
静岡県	2,245	15	畜産	637	野菜	630	果実	311
愛知県	3,207	8	野菜	1,083	畜産	1,047	花き	563
三重県	1,218	29	畜産	584	米	252	野菜	158
滋賀県	610	41	米	316	野菜	116	畜産	112
京都府	766	37	野菜	299	畜産	175	米	164
大阪府	320	46	野菜	149	果実	74	米	52
兵庫県	1,677	21	畜産	728	米	441	野菜	386
奈良県	413	45	野菜	113	米	87	果実	83
和歌山県	1,128	32	果実	774	野菜	125	花き	71
鳥取県	766	36	畜産	315	野菜	210	米	127
島根県	676	40	畜産	293	米	174	野菜	130
岡山県	1,772	20	畜産	857	米	305	果実	305
広島県	1,448	24	畜産	691	野菜	295	米	247
山口県	689	38	畜産	237	米	183	野菜	166
徳島県	986	33	野菜	364	畜産	296	米	98
香川県	978	34	畜産	500	野菜	251	米	110
愛媛県	1,295	26	果実	550	畜産	301	野菜	204
高知県	1,128	31	野菜	705	果実	131	米	103
福岡県	2,096	17	野菜	734	畜産	402	米	338
佐賀県	1,284	27	畜産	378	野菜	331	米	245
長崎県	1,590	23	畜産	627	野菜	472	果実	139
熊本県	3,757	5	畜産	1,371	野菜	1,365	果実	391
大分県	1,342	25	畜産	496	野菜	393	米	188
宮崎県	3,720	6	畜産	2,483	野菜	700	果実	148
鹿児島県	5,438	2	畜産	3,754	野菜	573	いも類	310
沖縄県	879	35	畜産	393	工芸	185	野菜	136

資料：農林水産省「令和5年生産農業所得統計」

注：1）農業産出額には、自都道府県で生産され農業へ再投入した中間生産物(種子、子豚等)は含まない。

2）部門別の順位は、原数値(単位100万円)により判定

図表2-1-4 市町村別の農業産出額(推計)

（単位：億円）

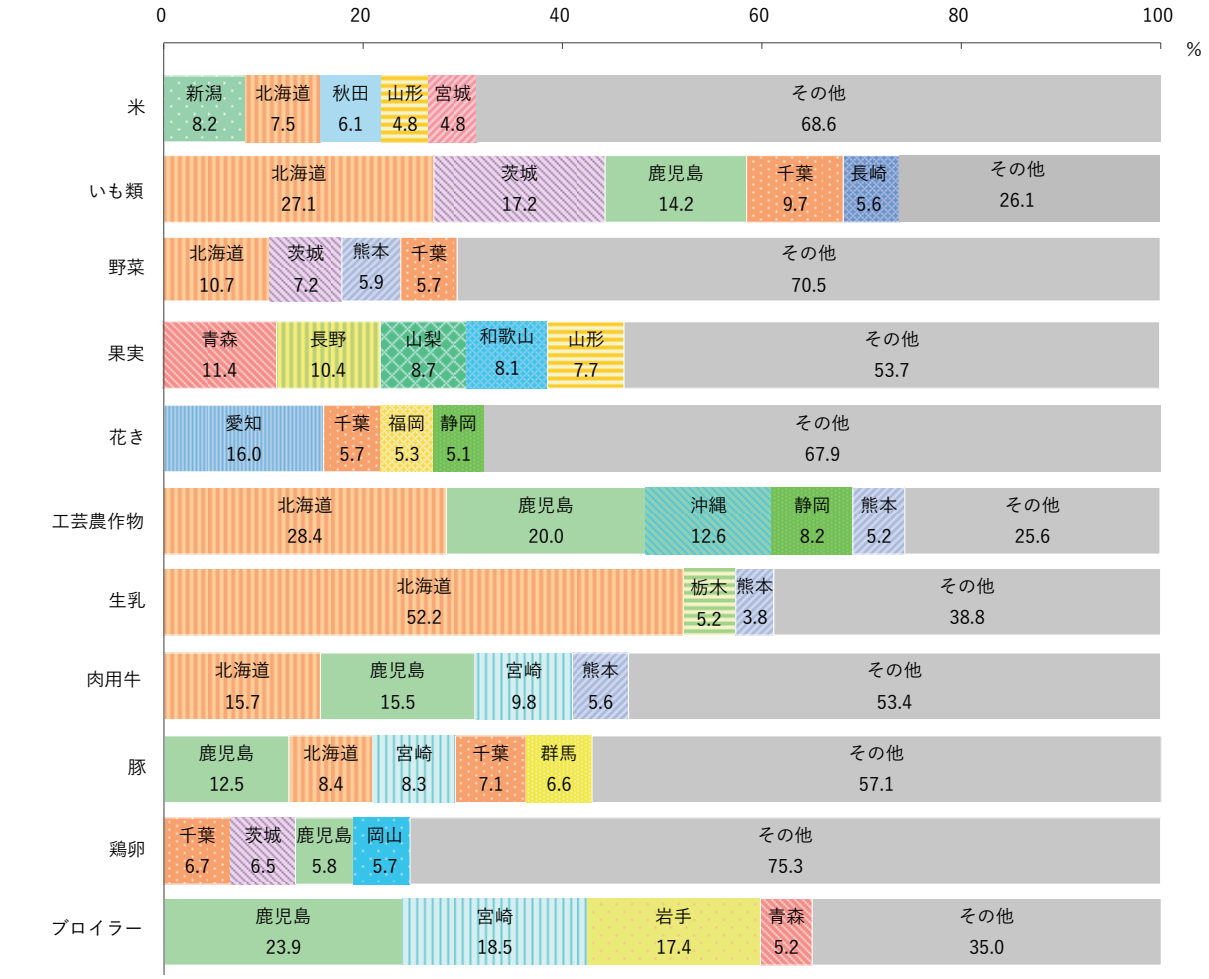
順位	市町村	農業産出額	1位部門		順位	市町村	農業産出額	1位部門	
1	都城市　（宮崎県）	981.0	豚	326.6	6	浜松市　（静岡県）	545.6	果実	179.7
2	田原市　（愛知県）	891.1	花き	344.5	7	弘前市　（青森県）	532.8	果実	469.8
3	鉾田市　（茨城県）	677.1	野菜	358.2	8	新潟市　（新潟県）	517.6	米	278.1
4	別海町　（北海道）	639.3	乳用牛	605.6	9	熊本市　（熊本県）	505.7	野菜	269.2
5	旭市　（千葉県）	559.4	豚	226.3	10	那須塩原市（栃木県）	504.0	乳用牛	237.6

資料：農林水産省「令和5年市町村別農業産出額(推計)」
注：都道府県別の農業産出額を農林業センサス等を用いて按分して推計しているため、市町村ごとの価格や単収の差は反映されていない。

耕種部門における品目別の都道府県別割合を見ると、米は新潟県、いも類、野菜及び工芸農作物は北海道、果実は青森県、花きは愛知県が最も大きくなっています(**図表2-1-5**)。

また、畜産部門における品目別の都道府県別割合を見ると、生乳及び肉用牛は北海道、豚及びブロイラーは鹿児島県、鶏卵は千葉県が最も大きくなっています。

図表2-1-5 部門・品目別産出額の都道府県の構成割合



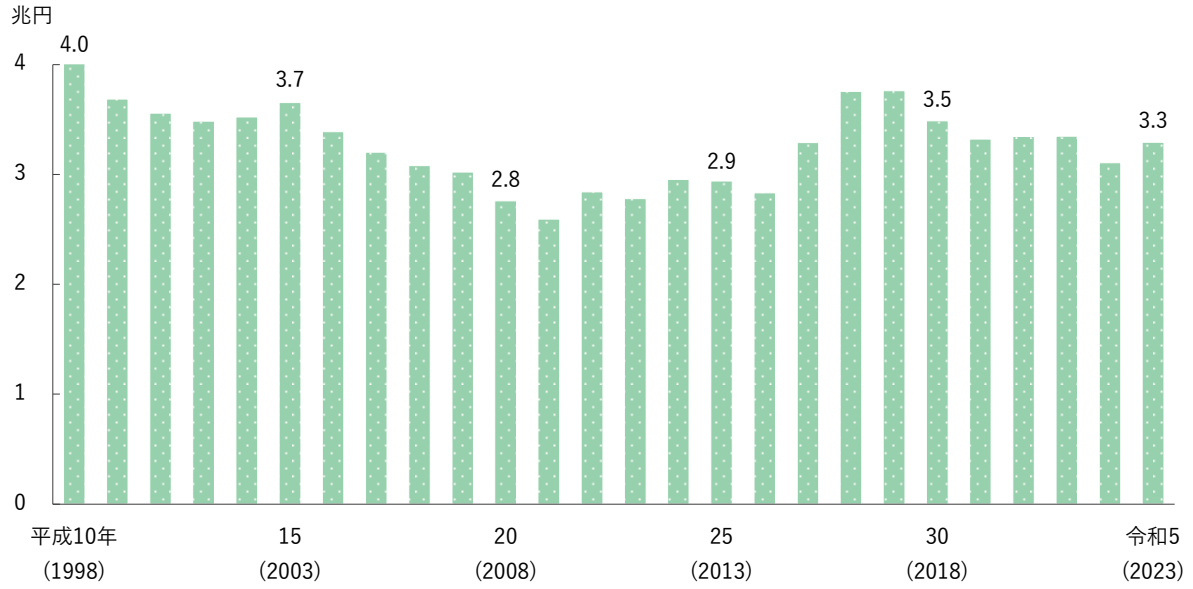
資料：農林水産省「令和5年生産農業所得統計」

（生産農業所得は前年に比べ6.1%増加し3兆3千億円）

生産農業所得については、長期的には農業総産出額の減少や農業生産資材価格の上昇により減少傾向が続いてきましたが、農畜産物において需要に応じた生産の取組が進められてきたこと等から、平成27(2015)年以降は、農業総産出額の増減はあるものの、3兆円台で推移してきました(**図表2-1-6**)。

令和5(2023)年は、農産物の価格が上昇したこと等から、前年に比べ6.1%増加し3兆2,929億円となりました。

図表2-1-6　生産農業所得



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

(2) 農業経営の動向

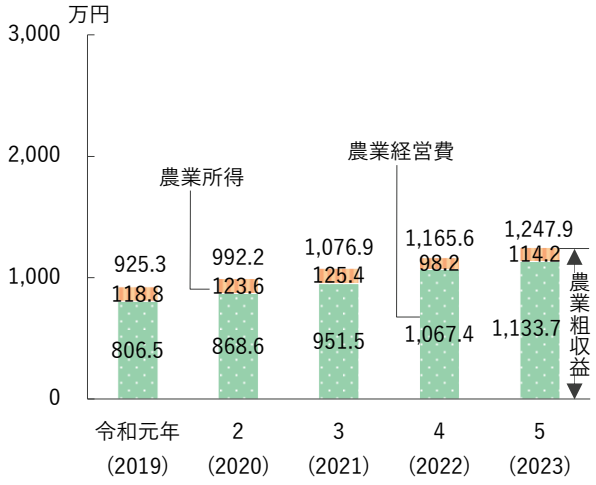
（1経営体当たりの農業所得は全農業経営体では114万円、主業経営体では404万円）

令和5(2023)年における全農業経営体1経営体当たりの農業粗収益は、作物収入や畜産収入が増加したこと等から、前年に比べ82万3千円増加し1,247万9千円となっています(**図表2-1-7**)。また、農業経営費[1]は、肥料費や飼料費等が増加したことから、前年に比べ66万3千円増加し1,133万7千円となりました。この結果、農業粗収益から農業経営費を除いた農業所得は、前年に比べ16万円増加し114万2千円となっています。

一方、令和5(2023)年における主業経営体[2]1経営体当たりの農業粗収益は、作物収入や畜産収入が増加したこと等から、前年に比べ148万9千円増加し2,184万8千円となっています(**図表2-1-8**)。また、農業経営費は、肥料費、飼料費等が増加したことから、前年に比べ107万6千円増加し1,780万6千円となりました。この結果、農業粗収益から農業経営費を除いた農業所得は、前年に比べ41万3千円増加し404万2千円となっています。

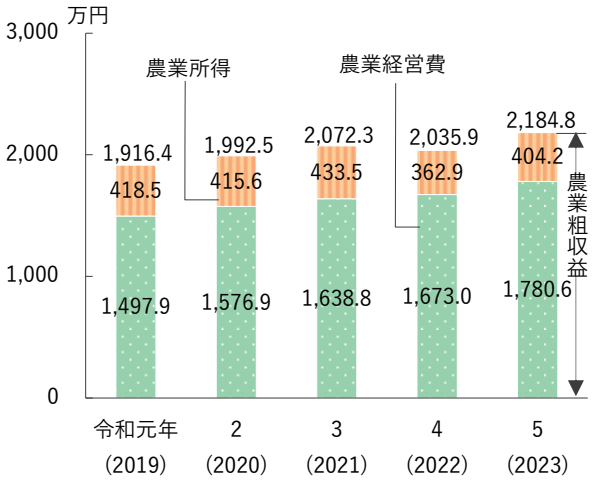
[1] 雇人費、種苗費、肥料費、飼料費や農薬衛生費等の農業経営に要した一切の経費
[2] 農業所得が主(世帯所得の50%以上が農業所得)で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体

図表2-1-7 全農業経営体1経営体当たりの農業経営収支



資料：農林水産省「営農類型別経営統計」

図表2-1-8 主業経営体1経営体当たりの農業経営収支

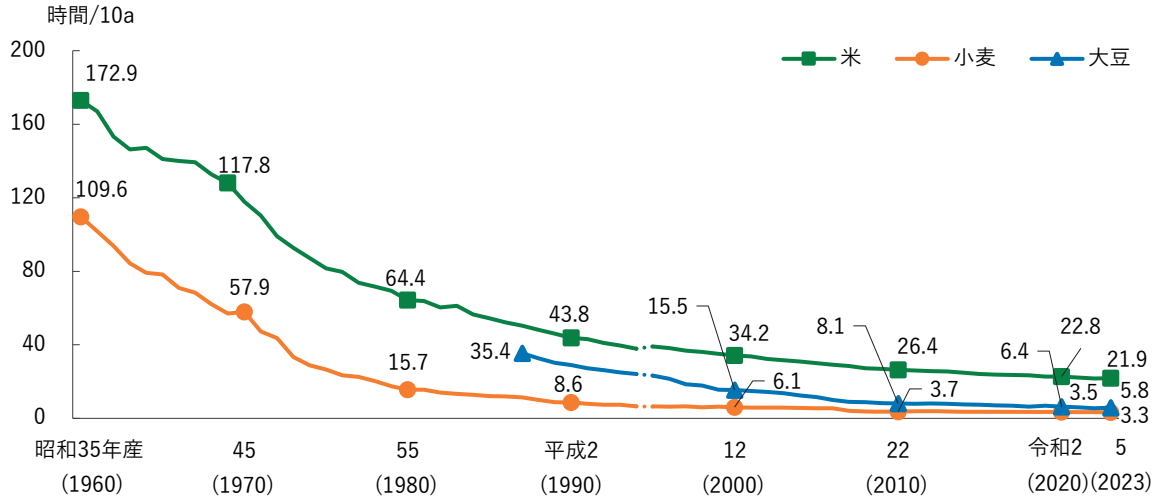


資料：農林水産省「営農類型別経営統計」

(農業生産性の一層の向上が重要)

米、小麦、大豆の単位面積当たりの労働時間の推移を長期的に見ると、昭和35(1960)年産以降、圃場(ほじょう)整備や機械化の進展等により労働時間は大幅に減少しました。一方、平成12(2000)年産以降からは労働時間の減少率が小さくなってきています(**図表2-1-9**)。

図表2-1-9 10a当たりの労働時間



資料：農林水産省「農産物生産費統計(個別経営体)」
注：平成6(1994)年産までは直接労働時間、平成7(1995)年産以降は直接労働時間と間接労働時間の合計であるため、破線でつなげている。

単位面積当たりの収量について、諸外国と比較すると、我が国においては近年米、小麦、大豆ともに大幅な単収の向上が見られないのに対し、米は米国、小麦は中国、大豆は米国とブラジルにおいて増加が目覚ましく我が国を大きく上回っています(**図表2-1-10**)。

図表2-1-10 10a当たりの土地生産性



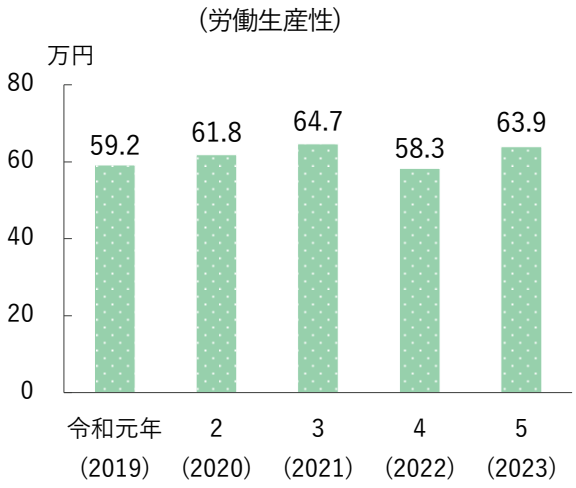
資料：FAO「FAOSTAT」を基に農林水産省作成
注：1）参考文献一覧を参照
　　2）米については、籾重ベースで換算

また、全農業経営体1経営体当たりの労働生産性についても近年顕著な上昇は見られず令和5(2023)年は63.9万円となっており、経営耕地面積10a当たりの土地生産性についても同様の傾向で令和5(2023)年は7.4万円となっています(**図表2-1-11**)。

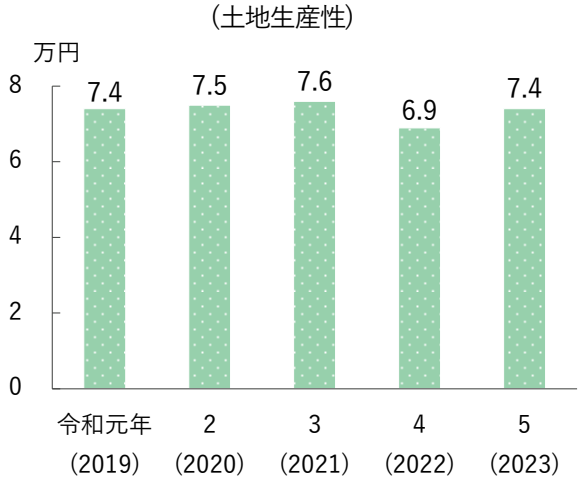
このように、労働生産性、土地生産性ともに上昇率が停滞傾向にあり、基幹的農業従事者が減少していく中で農業生産を維持・拡大していくためには、労働生産性や土地生産性の向上が必要です。このため、担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、スマート農業を始めとした農業生産性向上のための設備投資や、省力化や多収化等に資する新品

種の開発等を更に推進していくことが重要となっています。

図表2-1-11 付加価値に着目した生産性



資料：農林水産省「営農類型別経営統計」
注：1）全農業経営体の1経営体当たりの数値
2）労働生産性は、農業従事者1人当たりの農業付加価値額



資料：農林水産省「営農類型別経営統計」
注：1）全農業経営体の1経営体当たりの数値
2）土地生産性は、経営耕地面積10a当たりの農業付加価値額

（事例）直播栽培とスマート農業技術を駆使し、農業生産性を向上(岡山県)

(1) 直播栽培とスマート農業技術を組み合わせて作業を省力化

水稲の直播栽培は種籾を水田に直接播種するため、育苗や移植作業が不要となり、特に春作業の省力化が期待できますが、一般的には出芽や苗立ちの不安定性等から直播方法に応じた適切な栽培管理が必要となります。

岡山県真庭市の農事組合法人寄江原では中山間地域に適したスマート農業技術と直播栽培を組み合わせ、安定した栽培法の確立や栽培管理状況の可視化を通して省力化に取り組んでいます。





ドローンを活用した直播作業
資料：農事組合法人寄江原

(2) スマート農業や蓄積データ活用で新規参入しやすい農業を目指す

同法人では、直播栽培においては農地がなるべく均平であることが望ましいため、ドローンで圃場の高低差を測定し、その結果を踏まえて代かきをすることで農地の均平度を高め、安定した生育環境を確保しています。

また、直播栽培では圃場の水管理が一層重要になるため、同法人では、約13haの水田の給水や排水をスマートフォンやパソコンを用いて遠隔操作することができる水管理システムにより、きめ細かな水管理を行っています。水管理システムによって水位や水温等のデータを取得し、そのデータを蓄積していくことで、栽培管理状況を可視化しています。さらに、直進アシスト田植機での条播のほか、令和5(2023)年からはドローンによる散播も行っています。

同法人では、スマート農業機械等を活用することによって作業の省力化を実現しただけでなく、蓄積したデータを用いて作業を組合員に分かりやすく指示することにより、同法人に新たに加入した農業の経験がない組合員もスマート農業機械を活用して熟練者と同等の作業を行えるようになりました。このような人材が担い手となっていくことが期待されています。新規参入しやすい農業を目指し、今後は組合外からドローンによる防除や直播作業を受託することも視野に入れ、スマート農業技術の活用や直播栽培の取組を促進するとしています。

第2節 農地の確保と有効利用

農業者の減少・高齢化等の課題に直面している我が国の農業においては、荒廃農地[1]が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されています。このような中、食料安全保障の強化や農業の成長産業化を進めていくためには、生産基盤である農地が持続性をもって最大限利用されるよう取組を進めていく必要があります。

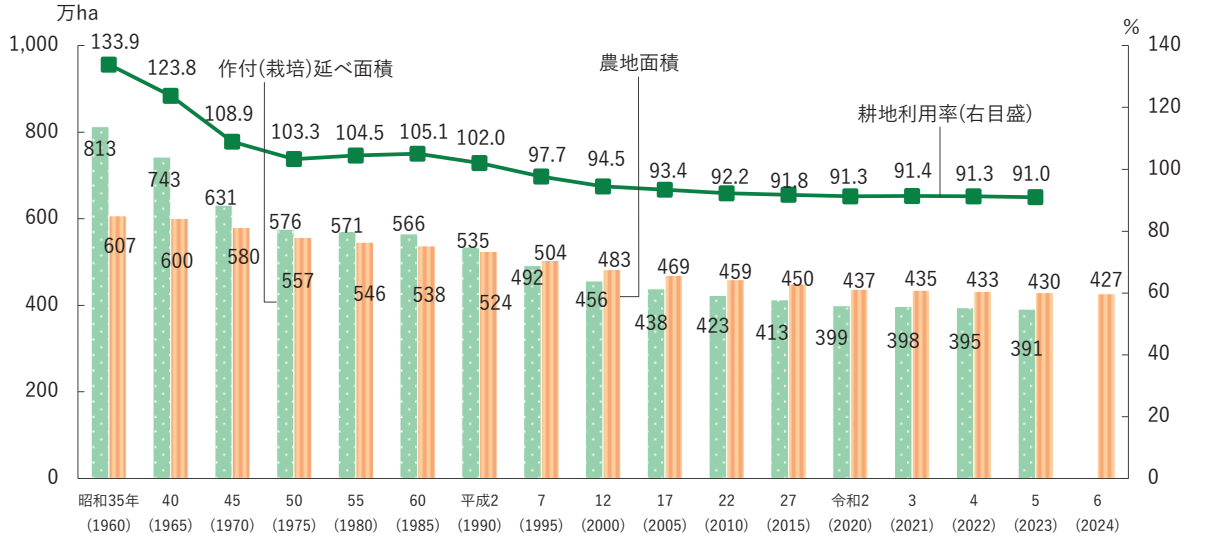
本節では、農地面積の動向や担い手への農地の集積・集約化の取組、地域計画の策定に向けた取組等について紹介します。

(1) 農地の動向

(農地面積は減少傾向で推移)

令和6(2024)年の農地面積[2]は、荒廃農地からの再生等による増加があったものの、耕地の荒廃や転用等による減少を受け、前年に比べ2万5千ha減少し427万haとなりました(**図表2-2-1**)。作付(栽培)延べ面積も減少傾向が続いている中、令和5(2023)年の耕地利用率は前年に比べ0.3ポイント低下し91.0%となっています。

図表2-2-1 農地面積、作付(栽培)延べ面積、耕地利用率



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」
注：耕地利用率(%)=作付(栽培)延べ面積÷農地面積×100

(新たに発生した荒廃農地面積は2.5万ha)

令和5(2023)年度に新たに発生した荒廃農地面積は2.5万haとなりました(**図表2-2-2**)。主な理由としては、農業者の高齢化・病気・死亡や、担い手・労働力不足が挙げられます。

一方、新たに再生利用された荒廃農地面積は1.0万haとなりました。これは、市町村・農業委員会の働き掛けや、農地所有者・地域住民による保全活動等によるものです。なお、

[1] 現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地
[2] 農林水産省「耕地及び作付面積統計」における耕地面積の数値

令和6(2024)年3月末時点における荒廃農地面積は25.7万ha、うち再生利用が可能な荒廃農地面積は9.4万haとなっています。

今後とも、地域における積極的な話合いを通じて、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活用、担い手への農地の集積・集約化、放牧等の農地の粗放的な利用等により荒廃農地の発生を防止するとともに、農業委員会による所有者等への利用の働き掛け等により荒廃農地の再生利用に取り組むこととしています。

図表2-2-2 令和5(2023)年度の荒廃農地の発生・解消状況

（単位：万ha）

新たに発生した面積		新たに再生利用された面積		再生利用が可能な荒廃農地		参考値			
						再生利用が困難と見込まれる荒廃農地		荒廃農地面積	
	農用地区域		農用地区域		農用地区域		農用地区域		農用地区域
2.5	1.4	1.0	0.6	9.4	5.7	16.3	7.0	25.7	12.7

資料：農林水産省作成

注：1) 荒廃農地の各面積は令和6(2024)年3月31日時点の数値。新たに発生した面積、再生利用された面積は令和5(2023)年4月1日～令和6(2024)年3月31日までの期間の数値

2) 令和6年能登半島地震の影響により調査が行えなかった石川県下6市町(七尾市、輪島市、珠洲市、内灘町、志賀町及び穴水町)については、「再生利用が可能な荒廃農地」、「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」及び「荒廃農地面積計」のみ令和4(2022)年度の荒廃農地面積(令和5(2023)年3月31日時点)の数値を用いて集計した。

3) 「再生利用が可能な荒廃農地」とは、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することによって、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地のこと

4) 「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」は、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地のこと

5) 「荒廃農地面積」は、「再生利用が可能な荒廃農地」と「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」の計

(事例) オリーブの生産拡大によって荒廃農地を再生(大分県)

(1) 荒廃農地をオリーブ農園として再生

大分県豊後高田市の香々地地区では、元々かんきつ類等を主体とした農業が営まれていましたが、高齢化の進行や後継者不足から、耕作放棄された農地が増加していました。平成23(2011)年に、建設業を営んでいた小関直也さんは、建設需要の減少に伴い、新たな業種への参入を検討していた中、オリーブ栽培による農業参入を決意しました。自己の建設機械活用や同業者の支援により荒廃農地を再生し、オリーブ苗を定植しました。このほか、肉用牛の放牧に取り組む就農者も入植し、オリーブ栽培への転換や荒廃農地での放牧をしながら、地域一体となって農地保全・管理を行ってきました。





オリーブ農園に再生した荒廃農地

資料：小関オリーブ農園

(2) オリーブ産業を通して地域の雇用拡大に貢献

今後は、地域ぐるみの話合いを更に進め、樹園地の伐採・整地によって荒廃農地を再生して新規就農者や認定農業者への集積を行い、法人化も視野に入れています。また、加工や販売までの一貫したオリーブ産業として業態を拡大させ、農業の所得向上や地域の雇用拡大にも貢献しています。

(所有者不明農地への対応を推進)

相続未登記農地の面積は、令和4(2022)年3月末時点で52.0万ha、このうち遊休農地[1]は2万9千haとなっています。また、相続未登記のおそれのある農地の面積は50万9千ha、このうち遊休農地は2万9千haとなっています。

通常、所有者不明農地であっても、農業委員会が行う探索・公示の手続により農地中間管理機構(以下「農地バンク」という。)経由で担い手へ貸付けできる仕組みを措置し、担い手への農地の集積・集約化を進めています。農地バンクに貸付けを行った所有者不明農地の面積は、令和6(2024)年3月末時点で220haとなっています。

所有者不明土地の解消に向けて、令和3(2021)年に民法等が改正され、令和6(2024)年4月から相続登記の申請が義務化されました。

(企業の農業参入を推進)

農地を借りて農業経営を行うリース法人数は、平成21(2009)年の農地法改正によりリース方式による参入を全面解禁して以降、増加傾向で推移してきましたが、令和5(2023)年1月時点では集計方法の変更もあったことから、初めて前年に比べ81法人減少し4,121法人となりました。一方、リース法人の借入面積の合計は1万5,295ha、1法人当たりの平均面積は3.7haとなり、それぞれ前年に比べ1,071ha、0.3ha増加しています。

農林水産省では、農地バンクを中心としてリース方式による企業の参入を促進することとしています。

(食品事業者等との連携を通じて農地所有適格法人の経営基盤を強化)

我が国においては、農地法上、基本的に、農地を所有できる法人は農地所有適格法人に限られており、その他の一般法人は賃借による農地の権利取得が認められています。

令和5(2023)年1月時点では、農地所有適格法人の経営面積の合計は約64万ha、1法人当たりの平均面積は30.3haとなっており、農地の受け皿として大きな役割を果たしています。

一般企業の農業参入については引き続きリース方式が基本です。一方、農地所有適格法人の一部に、取引企業との連携による経営発展を図るニーズがあることも踏まえ、令和6(2024)年6月に公布された改正農業経営基盤強化促進法[2]により、農業経営発展計画制度を創設しました。本制度が施行される令和7(2025)年4月からは、認定農業者として一定の実績があること等の要件を満たす農地所有適格法人が、取引実績のある食品事業者等との出資による連携を通じて農業経営の発展に取り組む場合、農林水産大臣の計画認定による議決権要件の特例を受けることができることとされています。

これにより、農地所有適格法人は農地の権利移転等の重要事項に関する農業関係者の拒否権を確保しつつ、最大3分の2未満まで食品事業者等から出資を受けることが可能となります。

取引企業の関与の増加等に対する農業現場の懸念への対応として、農林水産省では、本制度に基づく計画の実施状況や認定を受けた法人の農地の権利移転・転用を国が監督する

---

[1] 以下の(1)、(2)のいずれかに該当する農地をいう。
(1) 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地
(2) その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地((1)に掲げる農地を除く。)

[2] 正式名称は「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律」

などの措置を講ずることとしています。

(外国法人等が議決権を有する日本法人等による農地取得は0.6ha)

令和5(2023)年に外国法人又は居住地が海外にある外国人と思われる者による農地取得はありませんでした[1]。また、外国法人又は居住地が海外にある外国人と思われる者について、これらが議決権を有する日本法人又は役員となっている日本法人による農地取得は1社、0.6haとなっています[2]。

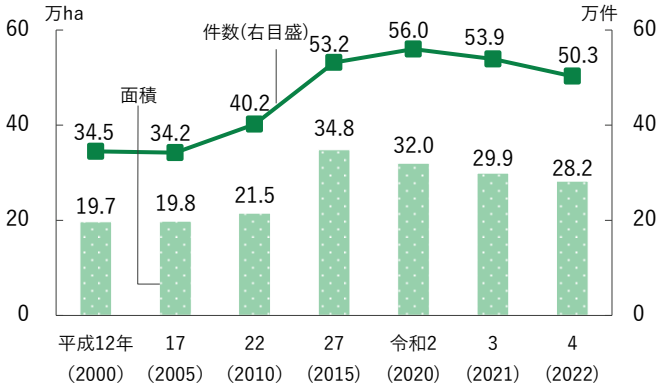
我が国において農地を取得する際には、農地法において、取得する農地の全てを効率的に利用して耕作を行うこと、必要な農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要があります。このため、地域とのつながりを持って農業を継続的に営むことができない者は農地を取得することはできず、我が国に居住しない外国人等が農地を取得することは基本的に困難であると考えられます。

(2) 農地の集積・集約化の推進

(農地の総権利移動の面積は近年横ばい傾向で推移)

農地の総権利移動の面積については、近年横ばい傾向で推移しており、令和4(2022)年は前年に比べ5.6%減少し28万2千haとなりました(**図表2-2-3**)。また、令和4(2022)年における農地の権利移動の件数は、前年に比べ3万6千件減少し50万3千件となりました。

図表2-2-3 農地の総権利移動の面積、権利移動の件数



資料：農林水産省「農地の権利移動・借賃等調査」

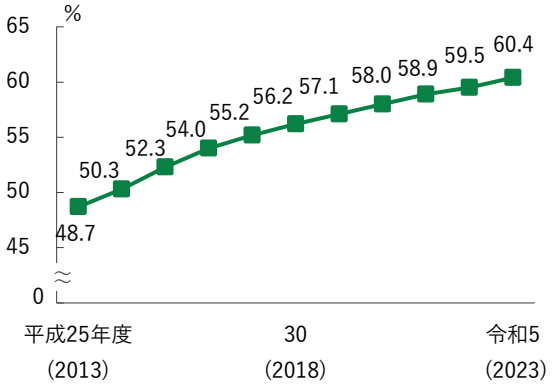
(担い手への農地集積率は前年度に比べ0.9ポイント上昇)

農地中間管理事業を創設した平成26(2014)年4月以降、担い手への農地集積率については上昇傾向にあり、令和5(2023)年度は前年度に比べ0.9ポイント上昇し60.4%となりました(**図表2-2-4**)。

[1] 居住地が海外にある外国人と思われる者について、平成29(2017)年から令和5(2023)年までの累計は1者、0.1ha
[2] 平成29(2017)年から令和5(2023)年までの累計は6社、68.2ha(売渡面積5.3haを除く。)

農業者の減少が進行する中、農業の生産基盤を維持する観点から、農地の受け手となる農業経営体の役割が一層重要となっており、農地バンク等の活用や基盤整備の推進により、担い手等の目標地図[1]に位置付けられた受け手への農地の集積・集約化を進めていく必要があります。

図表2-2-4 担い手への農地集積率



資料：農林水産省作成
注：1) 農地バンク以外によるものを含む。
2) 各年度末時点の数値
3) 「担い手」とは、認定農業者、認定新規就農者、集落営農経営、基本構想水準到達者を指す。
4) 令和5(2023)年度の石川県は、令和6(2024)年1月1日に発生した能登半島地震による影響を踏まえ、令和4(2022)年度の実績を据え置き

(農地バンクの借入面積は前年度から7,300ha増加)

農業現場においては、農地が分散している状況を改善し、農地を引き受けやすくしていくことが重要となっており、農地バンクにおいては、地域内に分散・錯綜(さくそう)する農地を借り受け、まとまった形で担い手へ再配分し、農地の集積・集約化を実現する農地中間管理事業を行っています。令和5(2023)年度の農地バンクの借入面積は前年度から7,300ha増加し5万2千haとなったほか、転貸面積は前年度から8,200ha増加し6万2千ha、そのうち新規集積面積は前年度から4,600ha増加し2万1千haとなっています。

農地の集積・集約化を進めることによって、(1)作業がしやすくなり、生産コストや手間を減らすことができる、(2)スマート農業等にも取り組みやすくなる、(3)遊休農地の発生防止を図れるなどの効果が期待できます。

農地バンクは、地域計画の中で、目指すべき将来の農地の利用を明確化した目標地図に位置付けられた受け手に対して、農地の集積・集約化を進めていくこととしています。

農林水産省では、農地バンクが分散した農地をまとめて借り受けた場合には、農業者の費用負担がない基盤整備、農地の集約化等に取り組む地域等への機構集積協力金の交付、出し手に対する固定資産税の軽減を支援措置として講じています。

(農業委員会が農地利用の最適化活動を通じて地域計画の策定を促進)

農業委員会は、農地法等の法令業務や農地利用の最適化業務を行う行政委員会で、全国の市町村に設置されています。農業委員は農地の権利移動の許可等を審議し、農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)は現場で農地の利用集積や遊休農地の解消、新規参入の促進等による農地利用の最適化活動を担っています。

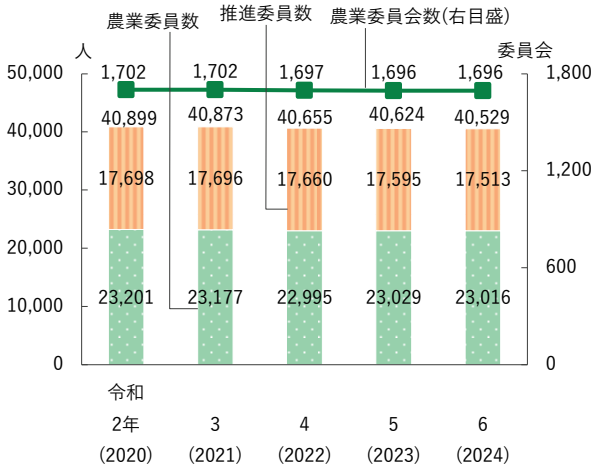
農業委員会系統組織では、地域計画の策定に向けた、地域内における農地の出し手・受け手の意向把握、目標地図の素案作成、農地バンクへの農地貸付け等を積極的に促進することとしています。

また、農業委員の任命には、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮し、青年・女性の積極的な登用に努めることとしています。

[1] 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、地図に表示したもの

令和6(2024)年の農業委員会数は、1,696委員会となっています(**図表2-2-5**)。また、農業委員数は23,016人、推進委員数は17,513人で、合わせて40,529人となっています。

図表2-2-5 農業委員会数、農業委員数、推進委員数



資料：農林水産省作成
注：各年10月1日時点の数値

(事例) 農業委員が地域における話合いを活性化(長崎県)

(1) 地域計画策定に向けた話合いを開始

長崎県西海市(さいかいし)は、県内有数のうんしゅうみかんの産地です。同市では、「人・農地プラン」と同様、地域計画についても旧小学校区単位で策定することとしています。

同市は、地域計画の策定に向け、令和5(2023)年度に関係機関で協議を行い、令和6(2024)年2月から地域での話合いを開始しました。4コマ漫画で地域計画を分かりやすく解説した独自のパンフレットを作成し、全戸に配布するなど、理解促進に取り組んでいます。

この結果、県内で初めて樹園地の基盤整備を行った地区では、農地バンクを活用した農地の集積・集約化が進み、話合いがスムーズに進んでいます。

他方、条件の悪い農地では、イノシシによる農作物への被害が多発して離農する者もおり、荒廃農地が増えて、今後の営農の在り方が課題になっていました。





西海市独自のパンフレット
資料：長崎県西海市

(2) 農業委員が地域の話合いを活性化

同市の農業委員は、日頃から農地の見回りを行い、作付品目等の農地の状況について経年変化を含めて把握しているため、話合いの場に多くの農業者が参加するよう、推進委員とともに声掛けを行っています。農業委員や推進委員が、参加できなかった農業者の実態や意向を補足することで、話合いを円滑に進めています。



地域計画策定の協議の場
資料：長崎県西海市

(3) 地域計画策定によって見えてきた地域の課題を迅速に共有

地域計画の策定に向けた話合いの場を持つことによって、離農の事前情報や基盤整備の意向といった今後の営農の意向を的確に把握することができ、関係機関で情報共有が迅速に行われるようになりました。

(3) 地域計画の策定の推進

(ウェブ意見交換会等の実施により、地域計画の策定を支援)

高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集積・集約化に向けた取組を加速化することが、喫緊の課題です。令和5(2023)年4月に施行された改正農業経営基盤強化促進法[1]では、市街化区域を除き、基本構想を策定している市町村において、これまでの「人・農地プラン」を土台とし、農業者等による話合いを踏まえて、将来の地域農業の在り方や目指すべき将来の農地の利用を明確化した目標地図を含めた「地域計画」を策定することとされました。

地域計画は、地域農業の将来設計図となるものであり、若年者、女性、新規就農者や法人等の地域の幅広い意見を取り入れながら、地域の農業関係者が一体となって話し合い、策定することが重要です。

市町村は、幅広い関係者に参加を呼び掛け、協議の場を設置するとともに、協議の場では、区域の現状や課題を踏まえ、輸入依存度の高い小麦・大豆等の生産拡大、輸出向け農産物の生産、有機農業の導入、耕畜連携等による飼料の生産・利用の拡大、水田の畑地化といった地域の実情を踏まえた目指すべき将来の地域農業について協議することが重要です。地域計画の策定は、食料安全保障の強化やスマート農業技術の導入による生産性の向上、環境と調和のとれた食料システムの確立等にも重要な意義を有するものです。

農林水産省では、令和7(2025)年3月末の策定期限に向けて、地域での話合いをコーディネートする専門家の活用を始め、市町村による地域計画の策定に必要な取組や農業委員会の活動経費を支援しました。また、地域計画の策定の参考となる地域計画策定マニュアルや飼料生産も含めた地域計画策定のポイントの作成、地域計画の策定に向けて参考となる事例の紹介、先進的な地域とのウェブ意見交換会の実施、現場での意見交換やパンフレットの配布等により策定を呼び掛けました。

(策定された地域計画を踏まえた着実な取組が重要)

地域計画の策定を通じて、地域の課題が可視化され、担い手の不在や基盤整備が必要になることといった地域の実情が浮き彫りとなります。

このため、地域計画は一度策定して終わりではなく、市町村を始めとする関係機関や地域の農業者の話合いによる見直しを毎年行い、協議を進めていくことが重要です。

農林水産省では、地域計画の実現に向け、地域計画変更マニュアルの作成や、多様な関係者の参画により話合いが活性化した事例の横展開、現場との意見交換等により市町村の取組等をサポートしていきます。

また、地域計画により明らかとなった地域の課題を解決し、地域計画の実現を後押しするため、現場の状況に応じて、「将来像が明確化された地域計画の実現に向けた支援」や「課題が見える化された地域計画の解決に向けた支援」として、担い手への農業用機械・施設の導入、受け手不在の農地の解消に向けた支援等を着実に行っていくこととしています。

[1] 正式名称は「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」

(事例) 話合いを通じて農地の集積・集約化を推進(岩手県)

(1) 営農の組織化から地域農業の在り方を議論



岩手県花巻市の花巻農業協同組合では、集落における農業関係等の自主的な活動組織である「農家組合」を同農協の重要な組合員組織として位置付け、平成11(1999)年に全ての農家組合が「集落営農振興計画」を策定して以降、継続して地域の話合いが行われています。同市では、同市役所、同農協や同市農業振興公社等の農業関係機関がチームとなって農家組合を訪問し、農地バンクを活用した農地の集積・集約化に取り組み、担い手への農地集積率は令和5(2023)年3月時点で62.7%となっていました。他方、オペレーターの高齢化等が課題で集落営農が解散する事例も発生しています。このため、同市湯本地区では、令和3(2021)年度から、農家組合の単位からエリアを広げて、農地の集約化に向けた話合いを本格化し、令和6(2024)年4月に地域計画を策定しました。



湯本地区での話合いの様子
資料：岩手県花巻市

(2) 標準賃料の設定により、地域内でサポートをし合える体制を整備

話合いを進めていく中で、農地の賃料や耕作条件について議論を行い、条件ごとの標準賃料を設定することで、農地の交換の円滑化や担い手の急なリタイアに備える体制整備にもつながりました。同地区では、このような話合いを通じて、農業用ドローン、自動操舵システム、水管理システム等のスマート農業技術の導入といった技術的事項や、人材の活用等についても話合いを行っており、今後も地域での話合いを継続し、問題意識の共有と課題解決に向けた意思統一を図っていくこととしています。

(事例) 地域の課題を共有して地域計画を策定(富山県)

(1) 地域計画策定のために、地域の課題の共有が必要



富山県高岡市では、計画的に地域の課題を話し合う場を設け、地域計画策定につなげています。

このうち、同市中田地区では、「人・農地プラン」の取組以前から定期的な話合いの場を設けており、次世代に農地を継承していくために、担い手への農地の集積に積極的に取り組み、地域の課題も話合いの場で共有していました。そのため、地域計画の協議開始時から農地集積率も90%を超えており、同地区では令和6(2024)年3月までに地域計画を策定、公表することができました。今後は新たに地域に入ってきた担い手との交流や、スマート農業技術の導入のための講習会といった、担い手一人一人が感じている課題を解決するための取組を行うとしています。



中田地区での協議の場
資料：富山県高岡市

(2) 課題を抱える地域での話合いを実施

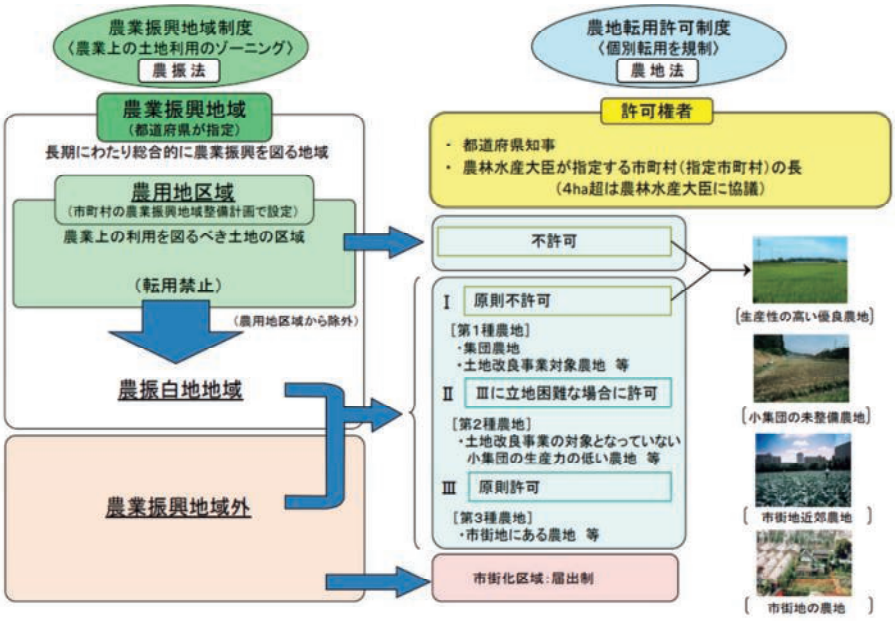
一方、同市内の全ての地区で中田地区と同様に協議がスムーズに進んでいるわけではありません。同市では主に平野で水田作を中心とした農業が営まれていますが、担い手が高齢化する一方、農地の区画が小さく、畦畔や用排水の維持管理が困難なことも多いため、今後の農地の受け手も見つからない地区も少なくありません。同市ではそのような地区を含め、将来の地図を思い描くことが難しい地区については、まずは地域の課題を共有し、将来の地域農業の在り方について話合いを続けていくとしています。

(4) 農業振興地域制度による農用地の確保

(農業振興地域制度に基づき農用地の確保を推進)

農林水産省では、農業上の利用を図るべき土地の区域を設定する農業振興地域制度と個々の農地の転用等を規制する農地転用許可制度等により農地の確保とその有効利用を図っています。農業振興地域制度では、都道府県知事が、一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域を農業振興地域として指定することとしており、さらに市町村において、同地域内の土地について農用地等として利用すべき土地の区域(以下「農用地区域」という。)を定めることとしています。この農用地区域内の土地については、開発行為が制限されるほか農地転用許可制度において転用が不許可とされるなどの措置がとられています(**図表2-2-6**)。

図表2-2-6　農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要



資料：農林水産省作成

(農振法を改正し、農地の総量確保のための措置を強化)

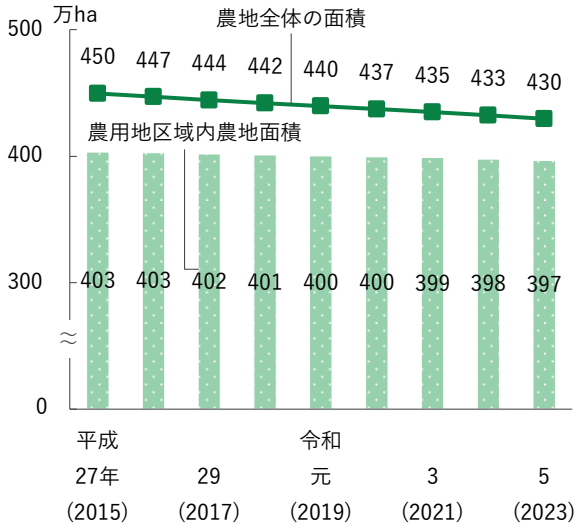
令和5(2023)年の農地全体の面積[1]は、耕地の荒廃や転用等により平成27(2015)年に比べ約20万ha減少しており、年平均2.5万haで減少しています(**図表2-2-7**)。一方、農用地区域内農地面積は年平均0.8万haの減少にとどまっており、農地転用について、優良農地以外の農地への誘導に一定の効果がみられています。

食料安全保障の根幹は、人と農地の確保であり、世界の食料事情が不安定化する中で、我が国の食料安全保障を確保するため、食料生産の基盤である農地の総量確保と、その適正利用のための措置を強化することが必要です。このため、「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律」が令和6(2024)年6月に成立しました。

[1] 農林水産省「耕地及び作付面積統計」における耕地面積の数値

同法では、農業振興地域の整備に関する法律の目的規定に食料の安定供給の確保及びそのために必要な農用地等を確保する旨を明記するとともに、国と地方公共団体の責務を明確化することとしています。また、農用地区域からの除外に係る都道府県の同意基準として都道府県の面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないことを規定するとともに、国の関与に係る手続を整備し、農地の総量確保のための措置の強化を図ることとしています(**図表2-2-8**)。

図表2-2-7 農地全体と農用地区域内農地面積の推移の比較

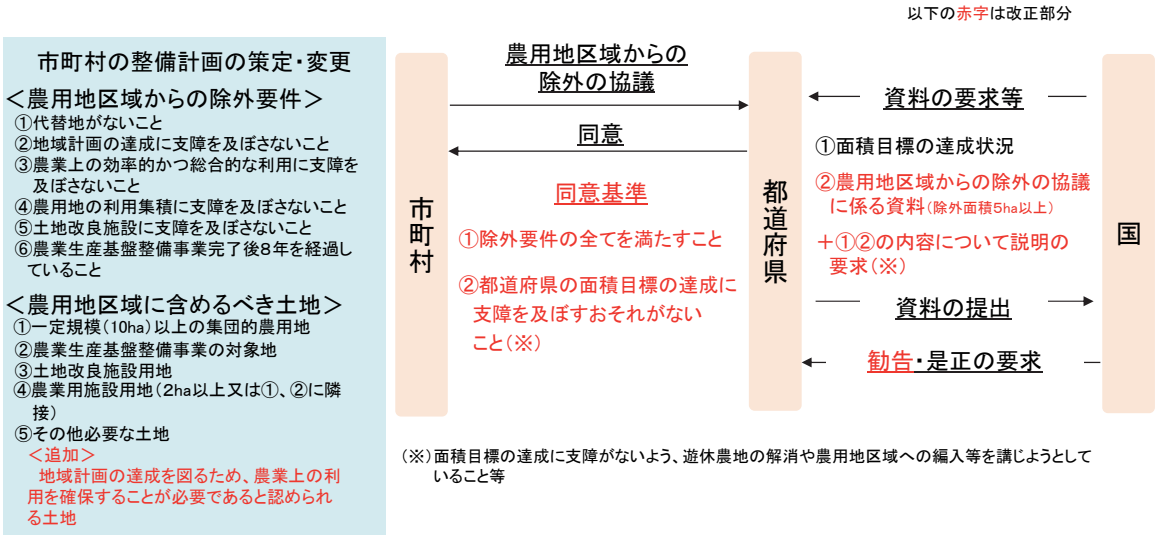


資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査」

注：1) 農地全体の面積は各年7月時点の数値、農用地区域内農地面積は各年12月末時点の数値

2) 令和5(2023)年の農用地区域内農地面積は、令和6(2024)年能登半島地震の影響により被害のあった石川県内市町のうち6市町(七尾市、輪島市、珠洲市、内灘町、志賀町及び穴水町)については、令和4(2022)年の農地面積から、令和5(2023)年に農用地区域の除外、編入等を行った面積を加除して農用地区域内農地面積を算出している。

図表2-2-8 農地の総量確保のための措置の概要



資料：農林水産省作成

第3節　担い手の育成・確保と多様な農業者による農業生産活動

農業者の減少・高齢化等に直面している我が国の農業が、成長産業として持続的に発展していくためには、効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手の育成・確保が必要です。また、地域農業を維持し、持続可能なものとしていくためには、担い手の育成・確保の取組と併せて、地域の話合いを基に、農業を副業的に営む経営体等の多様な農業者による農業生産活動等を通じた農地の確保が図られることも重要です。

本節では、農業経営体の動向、経営継承・新規就農、多様な農業者による農業生産活動等の取組について紹介します。

(1) 農業経営体の動向等

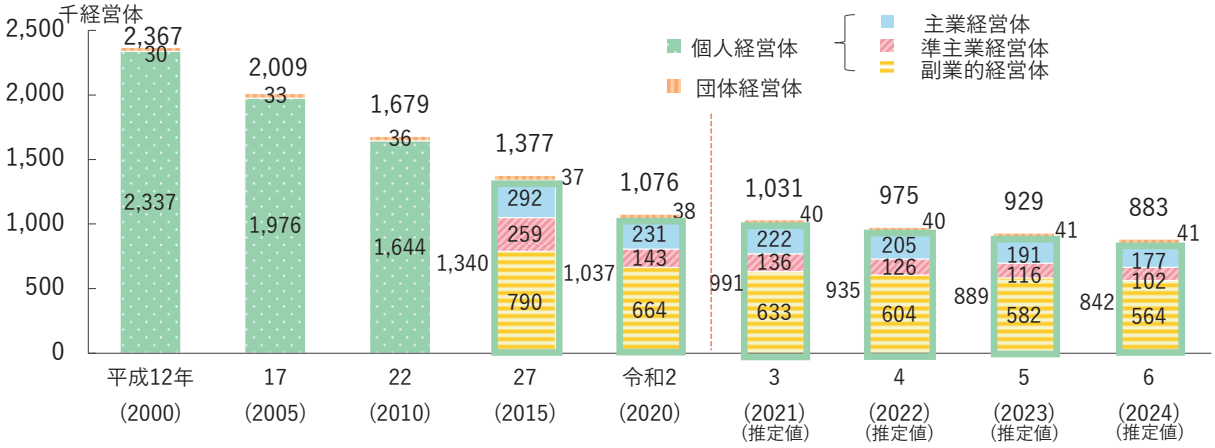
(農業経営体数は減少傾向で推移)

農業経営体数については減少傾向で推移しており、令和6(2024)年は前年に比べ5.0%減少し88万3千経営体となりました(**図表2-3-1**)。

このうち個人経営体は前年に比べ5.2%減少し84万2千経営体(全体の95.4%)となった一方、団体経営体は前年に比べ0.7%増加し4万1千経営体(全体の4.6%)となっています。

なお、個人経営体のうち、主業経営体は17万7千経営体、準主業経営体は10万2千経営体、副業的経営体は56万4千経営体となっています。

図表2-3-1　農業経営体数



資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」を基に作成

注：1) 各年2月1日時点の数値。ただし、平成12(2000)、17(2005)年の沖縄県については前年12月1日時点の数値

2) 平成12(2000)年の個人経営体については販売農家の数値、団体経営体については農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体の数値を合計したもの。平成17(2005)年以降は農業経営体の数値

3) 主業経営体…農業所得が主(世帯所得の50%以上が農業所得)で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体

準主業経営体…農外所得が主(世帯所得の50%未満が農業所得)で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体

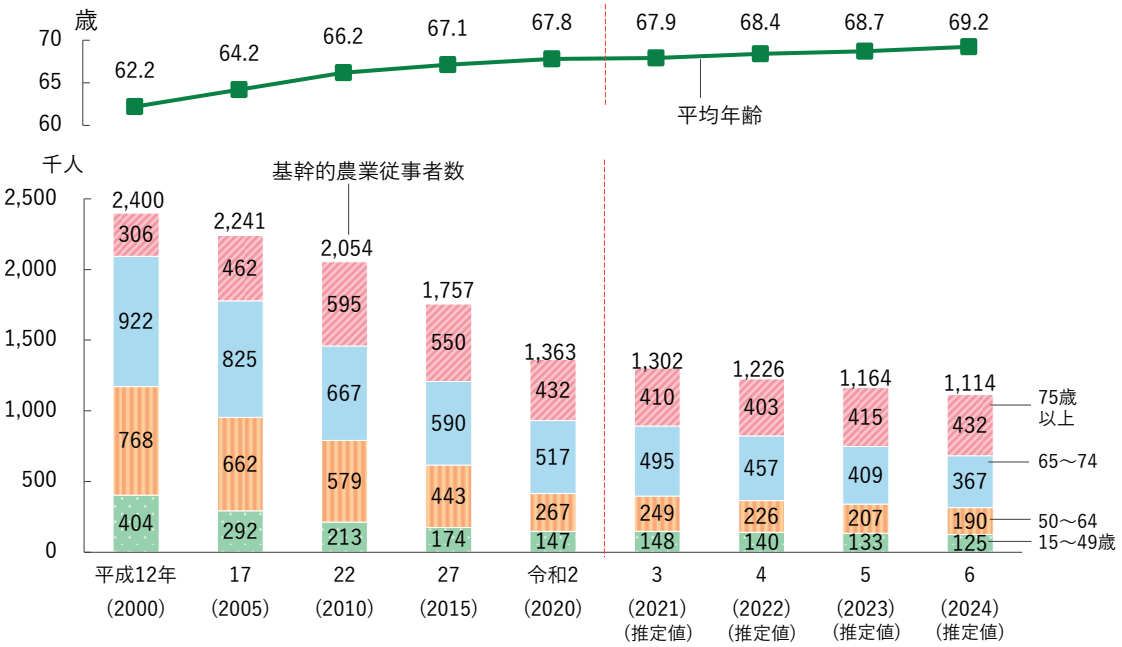
副業的経営体…1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体

4) 令和3(2021)～6(2024)年については、農業構造動態調査の結果であり、標本調査により把握した推定値

(基幹的農業従事者数は約20年間で半減)

基幹的農業従事者[1]数は約20年間で半減しており、平成12(2000)年の240万人から令和6(2024)年は111万4千人にまで減少しています(**図表2-3-2**)。このうち49歳以下の基幹的農業従事者数は12万5千人と全体の11.2%を占めている一方、65歳以上は79万9千人と全体の71.7%を占めています。また、令和6(2024)年の基幹的農業従事者の平均年齢は69.2歳となっており、高齢化が進行しています。

図表2-3-2 基幹的農業従事者数と平均年齢



資料：農林水産省「2000年世界農林業センサス」、「2005年農林業センサス」、「2010年世界農林業センサス」(組替集計)、「2015年農林業センサス」(組替集計)、「2020年農林業センサス」、「農業構造動態調査」を基に作成

注：1) 各年2月1日時点の数値。ただし、平成12(2000)、17(2005)年の沖縄県については前年12月1日時点の数値

2) 平成12(2000)年及び平成17(2005)年については販売農家の数値

3) 令和3(2021)～6(2024)年については、農業構造動態調査の結果であり、標本調査により把握した推定値

(基幹的農業従事者の年齢割合は部門別に見ると異なる状況)

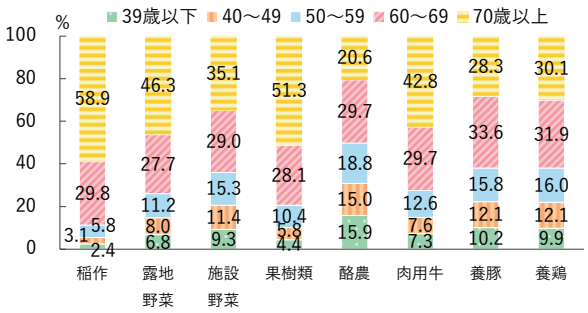
販売金額1位の部門別に基幹的農業従事者の年齢割合を見ると、稲作や果樹類では70歳以上の高齢者層が半数以上を占めているものの、施設野菜・酪農・養豚・養鶏では49歳以下の若年層が2割を超えており、他の品目に比べ割合が高くなっています(**図表2-3-3**)。農業の中でも扱う品目によって働き方は異なっており、年齢割合の違いに影響していることがうかがわれます。

一方、法人その他団体経営体の農業就業者は、各部門でバランスの取れた年齢割合となっており、若年層の割合も多くなっています。法人その他団体経営体では、若年層の雇用が進んでいることがうかがわれます。

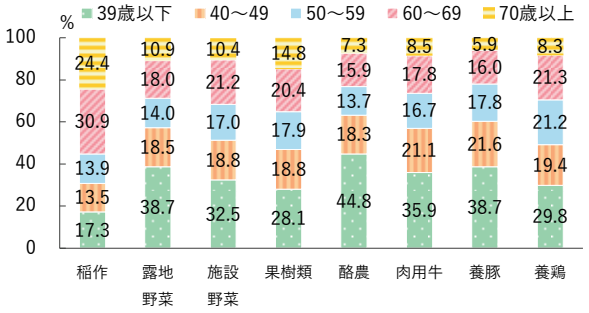
[1] トピックス3を参照

図表2-3-3 販売金額1位の部門別に見た基幹的農業従事者と農業就業者の年齢割合

（基幹的農業従事者(個人経営体)の年齢割合）



（法人その他団体経営体の農業就業者の年齢割合）



資料：農林水産省「2020年農林業センサス」(組替集計)を基に作成
注：1）令和2(2020)年2月1日時点の数値
2）団体経営体の農業就業者は、役員・構成員(年間150日以上従事)と常雇いの数値を合計したもの

（コラム）米国でも高齢化の傾向が続くものの、日米では農業従事者の年齢構成に差

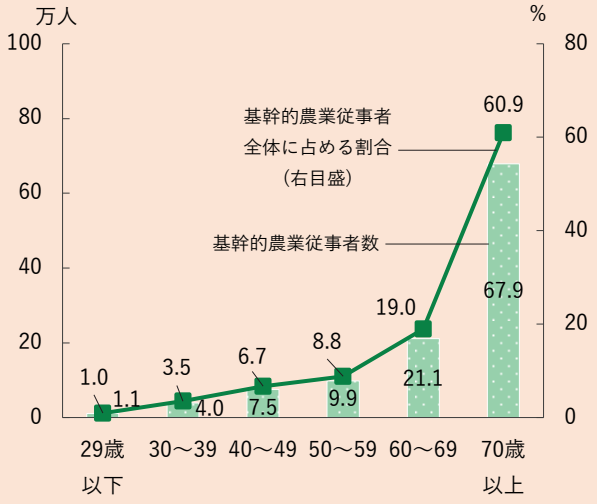
我が国では、農業者の減少・高齢化が大きな課題となっており、基幹的農業従事者数は、令和6(2024)年には111万4千人、うち70歳以上の層が60.9%を占め、平均年齢は69.2歳となっています(**図表1**)。

令和6(2024)年2月に米国農務省が公表した調査では、米国でも引き続き農業従事者の高齢化傾向が続いていると分析しています(**図表2**)。

同調査によると、米国の農業従事者の平均年齢は、令和4(2022)年は58.1歳と前回調査時の平成29(2017)年に比べ0.6歳上昇しました。また、農業従事者数を年齢別に見ると、55歳未満の層が全体の約4割を占めているものの、年齢構成のピークは55～64歳と65～74歳の二つの層となっています。

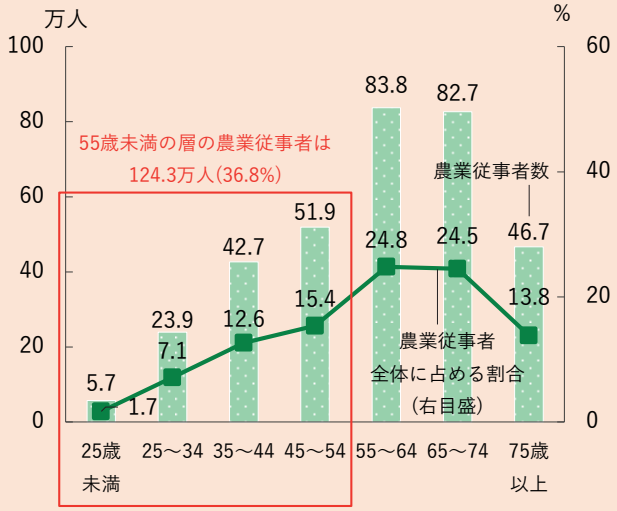
我が国と米国では、全人口の年齢構成が異なり、農業を取り巻く環境も異なるため、一概に比較することはできませんが、我が国では米国よりも高齢の農業従事者が全体に占める割合が多いことがうかがわれます。

図表1 日本の年齢別の基幹的農業従事者数



資料：農林水産省「令和6年農業構造動態調査」を基に作成
注：1）令和6(2024)年2月1日時点の数値
2）基幹的農業従事者数は、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者の数値

図表2 米国の年齢別の農業従事者数



資料：米国農務省 “2022 Census of Agriculture”を基に農林水産省作成
注：1）令和4(2022)年の数値
2）農業従事者数は、農業に従事した世帯員の数値

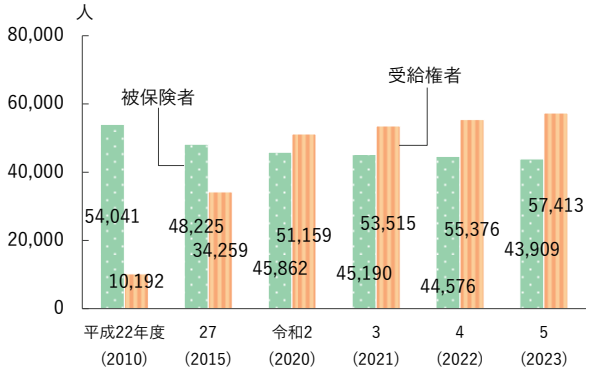
（農業者年金の被保険者数は減少傾向で推移）

農業者年金は、農業従事者のうち厚生年金に加入していない自営農業に従事する個人が任意で加入できる年金制度です。同制度においては農業者の減少・高齢化等に対応した積立方式・確定拠出型が採用されており、農林水産省では、青色申告を行っている認定農業者等やその者と家族経営協定を結び経営参画している配偶者・後継者等一定の要件を満たす対象者の保険料負担を軽減するための政策支援を実施し、農業者の老後生活の安定と農業者の確保を図っています。

農業者年金の被保険者数については減少傾向で推移しており、令和5(2023)年度は前年度に比べ667人減少し4万3,909人となっています(**図表2-3-4**)。一方、受給権者数については増加傾向で推移しており、令和5(2023)年度は前年度に比べ2,037人増加し5万7,413人となっています。

年金等を給付する事業を実施している独立行政法人農業者年金基金では、農業者年金事業の業務の一部を担う農業委員会系統組織及び農協系統組織と連携して、若者や女性の加入拡大に向け、推進活動を実施しています。

図表2-3-4 農業者年金の被保険者数と受給権者数



資料：独立行政法人農業者年金基金資料
注：平成13(2001)年に改正された農業者年金制度における被保険者数及び受給権者の各年度末時点の数値

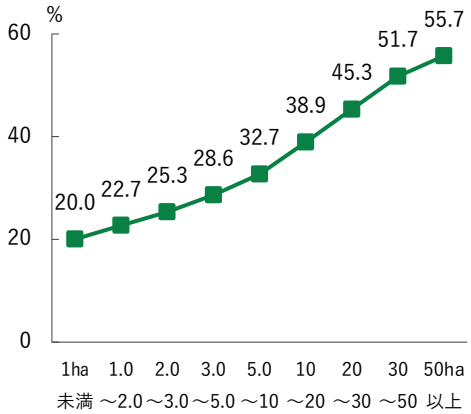
(2) 経営継承や新規就農、人材育成・確保等

（規模の小さな経営体における後継者の確保は深刻な状況）

5年以内に農業経営を引き継ぐ後継者を確保している経営体の割合は全体で3割未満であり、経営耕地面積規模別に見ると、平地農業地域では規模が大きい経営体ほど後継者の確保割合は高まっています(**図表2-3-5**)。一方で、50ha以上の層においてもその割合は6割以下にとどまっており、規模の小さな1ha未満の層においては、2割程度になっています。

他の農業地域類型区分でも同様の傾向が見られており、農業経営の後継者が十分に確保されていない状況です。農業生産基盤を維持していくためには、農地はもとより、農地以外の施設等の経営資源や、技術・ノウハウ等を次世代の経営者に引き継ぎ、計画的な経営継承を促進することが必要となっています。

図表2-3-5 経営耕地面積規模別に見た5年以内に農業経営を引き継ぐ後継者を確保している経営体の割合



資料：農林水産省「2020年農林業センサス」を基に作成
注：1) 令和2(2020)年2月1日時点の平地農業地域の数値
2) 農業地域類型区分は平成29(2017)年12月改定のもの

農林水産省は、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保するため、地域の担い手から経営を継承した後継者が行う経営発展に向けた取組を市町村と一体となって支

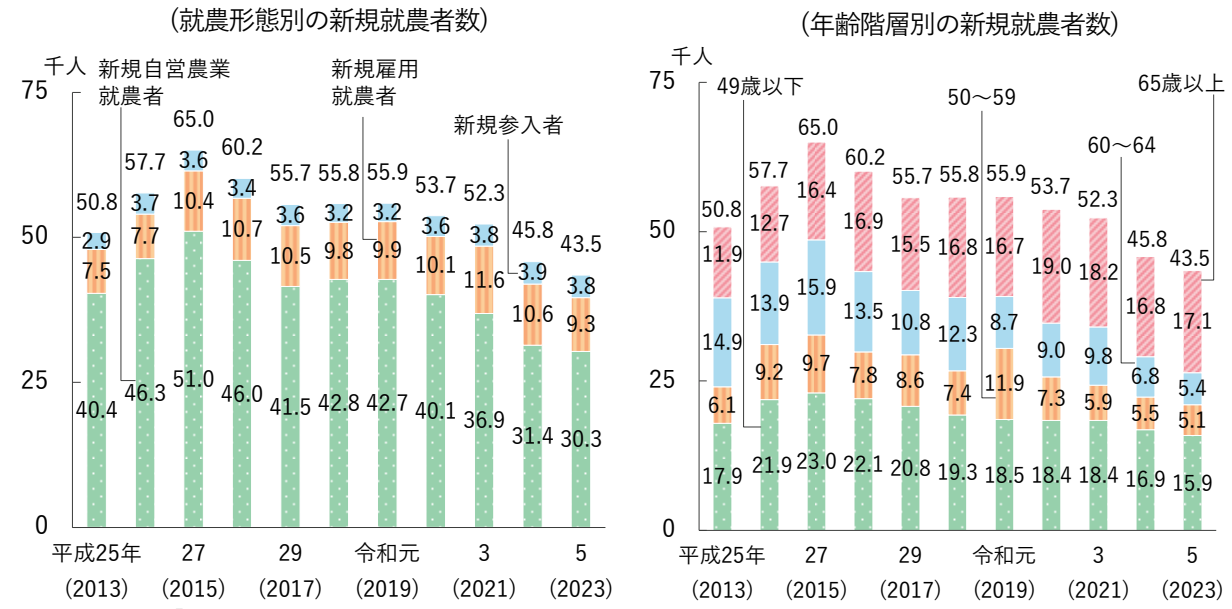
援するとともに、都道府県が整備している農業経営・就農支援センターにおいて相談対応や専門家による経営継承計画の策定支援、就農希望者と経営移譲希望者とのマッチングへの支援を行うなど、円滑な経営継承を進めています。

(新規就農者数が前年に比べ減少)

令和5(2023)年の新規就農者数は、前年に比べ5.2%減少し4万3,460人となりました(**図表2-3-6**)。就農形態別で見ると、令和5(2023)年の新規自営農業就農者は前年に比べ3.4%減少し3万330人、新規雇用就農者は前年に比べ12.0%減少し9,300人、新規参入者は前年に比べ1.0%減少し3,830人となりました。特に新規雇用就農者数については、他産業との雇用労働者の採用競争や、厳しい経営環境が求人数に影響した可能性等が考えられます。

年齢階層別では、60～64歳の新規就農者数は、前年に比べ20.7%減少し5,350人となりました。また、将来の担い手として期待される49歳以下の新規就農者数は、平成27(2015)年をピークに減少傾向で推移しており、令和5(2023)年は前年に比べ5.8%減少し1万5,890人となりました。さらに、49歳以下の新規就農者数のうち新規雇用就農者の割合は、令和5(2023)年には新規自営農業就農者(40.4%)を上回る43.3%を占めており、新規就農者の受け皿としても法人経営体の役割が大きくなっています。

図表2-3-6 新規就農者数



資料：農林水産省「新規就農者調査結果」

注：1) 平成26(2014)年以降については、新規参入者は従来の「経営の責任者」に加え、新たに「共同経営者」が含まれる。

2) 平成26(2014)年以前は当該年の4月1日～翌年の3月31日、平成27(2015)年以降は当該年の2月1日～翌年の1月31日の1年間に新規就農した者の数値

3) 令和6年能登半島地震の影響により、令和5(2023)年の新規自営農業就農者数及び新規雇用就農者数については、石川県の7市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町及び能登町)以外の調査対象者の調査結果から算出したもの。令和5(2023)年の新規参入者数については、石川県の6市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町)を除いて集計したもの

農業者の減少・高齢化が進む中、地域農業を持続的に発展させていくためには、農業の内外から若年層の新規就農を促進する必要があります。

このため、農林水産省では、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、就農相談会の開催や、職業としての農業の魅力の発信等について支援を行っています。また、就

農準備段階や就農直後の経営確立を支援する資金や雇用就農を促進するための資金の交付に加え、経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、伴走機関等による研修向け農場の整備、新規就農者への技術サポート等の取組を支援しています。

このほか、農業経営基盤強化促進法に基づき、青年等就農計画を作成し市町村から計画の認定を受けた認定新規就農者は、令和4(2022)年度は前年度に比べ2.3%増加し1万806人となりました。農林水産省では、将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等の就農を促進するため、新規就農施策を重点的に支援しています。

(事例) 新規就農の育成支援を受け、安定した農業経営を実現(福岡県)

(1) ライフステージの変化に合わせて、新規就農に挑戦

福岡県大木町(おおきまち)の立石宜丈(たていしよしひろ)さんは、令和2(2020)年から新規就農して、同県の名産品である「あまおう」の栽培に取り組んでいます。

立石さんは、元々大阪府で会社員をしていましたが、実家が食品加工業を営んでおり、独立して農業経営に取り組みたいと考えていました。そのような中、子供が小学校に入学したタイミングをきっかけに、農業の収支計画や長期的な貯蓄計画を作成し、家族の理解を得て、妻の出身地である福岡県で農業を始めました。





立石宜丈さん
資料：立石宜丈さん

(2) 新規就農の支援を受け、就農1年目から福岡県平均以上の単収を達成

まず、就農に当たっては、公益財団法人福岡県農業振興推進機構(ふくおかけんのうぎょうしんこうすいしんきこう)に相談し、大木町新規就農育成支援協議会(おおきまちしんきしゅうのういくせいしえんきょうぎかい)を通じて、研修機関である株式会社ＮＪ(エヌジェイ)アグリサポートで1年間研修を受けて、いちごの栽培技術を学びました。

農業を開始する際には、農地を確保することが課題となりましたが、地域行事で知り合った近隣の住民から情報を得て、農地を確保することが出来ました。

また、いちごの栽培に当たっては、ハウスを建設しますが、栽培を開始できるタイミングが9月であり、8月中旬までに必要な床づくり等の作業を行う必要があります。その際には、研修機関の卒業生が集まって手伝ってくれたため、短い期間で床づくりを終えることができ、スムーズに栽培を始めることが出来ました。

このように、研修機関の卒業生や近隣の住民の助力があり、就農1年目から福岡県平均以上の単収を達成しています。

さらに、資金面では農業次世代人材投資資金(経営開始型)*や無利子の融資である青年等就農資金を活用して、トラクター等の必要な機材を揃えており、就農3年目には、中古ハウスや農地を借りて44aまで規模拡大を実現させ、安定した農業経営を行っています。

(3) 地域や人とのつながりを大切にして、安定した農業経営を継続

立石さんは、自らを受け入れてくれた産地に感謝しており、地域や人とのつながりを大切にしています。今後は、産地の維持を図るため、雇用確保に向けた従業員の募集・育成の強化、就業体制の整備を検討しながら、安定した農業経営を続けていくこととしています。

＊ 令和6(2024)年度における名称は、経営開始資金

（農業高校・農業大学校による教育の高度化が進展）

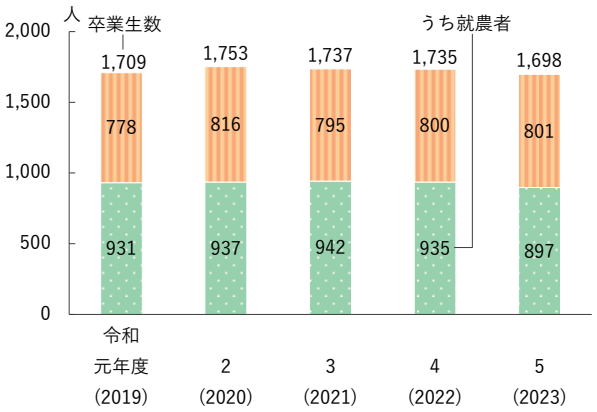
農業経営の担い手を養成する教育機関のうち、農業高校は全ての都道府県、農業大学校[1]は41道府県において設置されています。

このうち農業大学校の卒業生数については、令和元(2019)年度以降はほぼ横ばいで推移しており、令和5(2023)年度の卒業生数は1,698人、卒業後に就農した者は897人（卒業生全体の52.8%）となっています(**図表2-3-7**)。このほか、同年度の卒業生全体に占める自営就農の割合は13.8%、雇用就農の割合は33.0%となりました。

また、近年、GAP[2](農業生産工程管理)に取り組む農業高校・農業大学校も増加しており、令和6(2024)年3月末時点で97の農業高校、28の農業大学校等が第三者機関によるGAP認証を取得しています。GAPの学習・実践を通じて、農業生産技術の習得に加えて、経営感覚・国際感覚を兼ね備えた人材の育成に資することが期待されています。

農林水産省では、若年層に農業の魅力を伝え、将来的に農業を職業として選択する人材を育成するため、スマート農業や有機農業等の教育カリキュラムの強化のほか、地域の先進的な農業経営者による出前授業等の活動を支援しています。

図表2-3-7　農業大学校の卒業生数



資料：全国農業大学校協議会資料を基に農林水産省作成
注：1) 卒業生数は、養成課程の卒業生数を指す。
2) 就農者には、雇用就農、自営就農以外にも農家で継続的に研修を行っている者等が含まれる。一度、他の仕事に就いた後に就農した者は含まない。
3) 専門職大学の短期大学部の卒業生を含む。

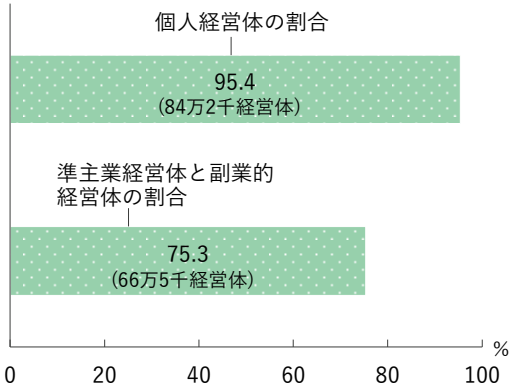
(3) 多様な農業者による農業生産活動等を通じた農地の確保

（農業経営体に占める担い手以外の割合は75.3%）

令和6(2024)年の農業経営体に占める個人経営体の割合は95.4%、準主業経営体と副業的経営体の占める割合は75.3%となっており、農業を副業的に営む経営体等の担い手以外の経営体が大きな割合を占めています(**図表2-3-8**)。

生産現場では農業を副業的に営む経営体等が、地域社会の維持に重要な役割を果たしている実態がうかがわれます。

図表2-3-8　農業経営体に占める個人経営体等の割合



資料：農林水産省「令和6年農業構造動態調査結果」を基に作成
注：1) 令和6(2024)年2月1日時点の数値
2) 標本調査により把握した推定値

[1] 就農を目指す人や、経営発展のためにスキルアップを図りたい農業従事者を対象とした研修教育施設。三つの教育課程があり、中心となる「養成課程」の標準的な履修時間は2年間2,400時間(80単位)以上
[2] 第2章第4節を参照

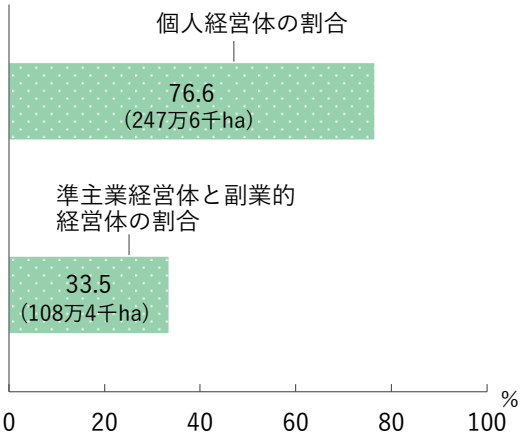
(農業経営体のうち担い手以外が占める経営耕地面積の割合は33.5%)

令和2(2020)年の農業経営体のうち個人経営体が占める経営耕地面積の割合は76.6%、農業経営体のうち担い手以外の準主業経営体と副業的経営体が占める経営耕地面積の割合は33.5%となっています(**図表2-3-9**)。

地域農業の担い手となる法人経営体や主業経営体が、離農する経営体の農地を引き受けて食料生産や供給を支えていますが、農業経営体のうち担い手以外が占める経営耕地面積も依然として大きな割合となっています。このほか、自給的農家が保有している農地もあり、食料安全保障の確保に向けて、担い手に限らず、担い手以外の多様な農業者による農業生産活動が行われるとともに、農業者、地域住民等による地域共同の農地の保全管理活動が重要になっています。

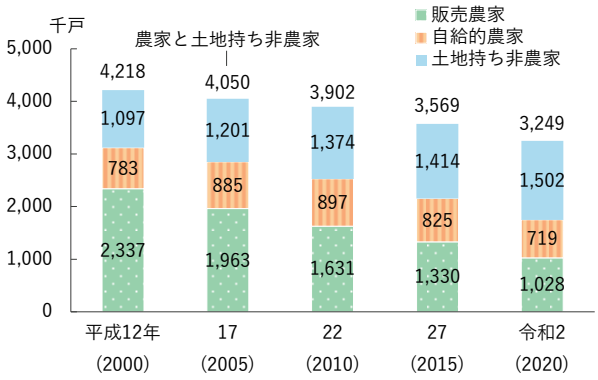
また、令和2(2020)年の農家数と土地持ち非農家数は、平成27(2015)年に比べ8.9%減少し324万9千戸となりました(**図表2-3-10**)。販売農家数と自給的農家数の減少に比べ、土地持ち非農家数の増加は相対的に抑えられており、このことから地域に在住していない土地持ち非農家の増加が懸念されています。地域に在住していない場合、地域の農業委員会が通常の活動で土地持ち非農家に接触することが困難であり、地域の農地を適切に利用していくためには、実態の把握を進めていく必要があります。

図表2-3-9 農業経営体のうち個人経営体等が占める経営耕地面積の割合



資料：農林水産省「2020年農林業センサス」を基に作成
注：令和2(2020)年2月1日時点の数値

図表2-3-10 農家数と土地持ち非農家数



資料：農林水産省「農林業センサス」を基に作成
注：1) 各年2月1日時点の数値。ただし、平成12(2000)、17(2005)年の沖縄県については前年12月1日時点の数値
2) 農家と土地持ち非農家は、販売農家、自給的農家、土地持ち非農家の合計値

(多様な農業者の取組を促進)

農地を保全し、集落の機能を維持するためには、地域の話合いを基に、担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、農業を副業的に営む経営体等の担い手以外の多様な農業者が重要な役割を果たしていることも踏まえ、これらの者が農地の保全管理を適正に行うことによって、地域において持続的に農業生産が行われるようにすることが必要です。

農林水産省では、地域の実情に応じた生産体制の強化を支援するとともに、専門的に経営・技術等をサポートする農業支援サービス事業体の育成・活動、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るために地域共同で行う農地・水路等の保全活動の推進等の取組を支援しています。

第４節　消費者の需要に即した農業生産の推進と農業経営の安定

我が国の農業生産においては、消費者ニーズや海外市場、加工・業務用等の新たな需要に対応し、国内外の市場を獲得していくため、需要構造等の変化に対応した生産供給体制の構築を図ることが重要です。また、効率的かつ安定的な農業経営の育成に向け、収入保険や金融面での支援等を図り、自然災害等の様々なリスクに対応していくことが必要です。

本節では、各品目の需要に応じた生産や農業経営の安定に向けた取組、労働安全性の向上等の取組について紹介します。

(1) 需要に応じた生産の推進と流通・加工の合理化

(品目ごとの需要に応じた生産を推進)

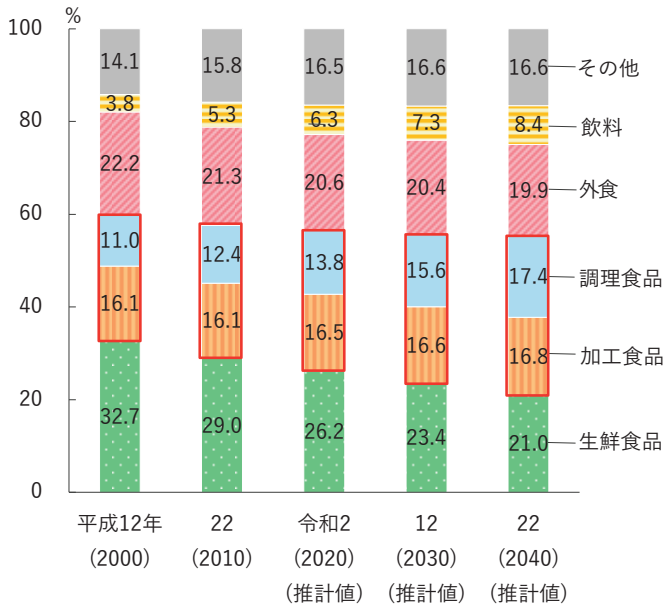
食の外部化・簡便化が進展し、農畜産物の加工・業務用需要の比率が高まる一方、生産サイドではその需要に合わせた対応が必ずしも十分にできていません。

品目別食料支出割合の今後の推移をみると、内食から中食への食の外部化が一層進展し、生鮮食品から加工食品や調理食品へのシフトが加速化する見込みです(**図表2-4-1**)。このような食料消費形態の変化に応じた需給ギャップの解消を図り、加工・業務用需要を取り込んでいくことが必要です。

一方、主食用米の需要が減少する中、食料安全保障の観点から農地を最大限活用していくため、主食用米から輸入依存度の高い小麦や加工・業務用野菜等の需要のある作物への本格的な転換を一層進めることも重要です。

また、持続可能な農業や海外市場も見据えた農業に転換していく観点においても、需要に応じた生産は不可欠であることから、今後も品目ごとに需要に応じた生産を推進していくことが重要になります。

図表2-4-1　品目別食料支出割合の将来推計



資料：農林水産政策研究所「我が国の食料消費の将来推計(2019年版)」を基に農林水産省作成

注：1) 平成22(2010)年までは、家計調査、全国消費実態調査等から計算した実績値で、令和2(2020)年以降は推計値。令和元(2019)年時点の試算であるため、新型コロナウイルス感染症の影響は考慮していない。
2) 平成27(2015)年価格による実質値の割合
3) 生鮮食品は、米、生鮮魚介、生鮮肉、牛乳、卵、生鮮野菜、生鮮果実の合計
4) 加工食品は、パン、麺類、他の穀類、塩干魚介、魚肉練製品、他の魚介加工品、加工肉、乳製品、乾物・海藻、大豆加工品、他の野菜・海藻加工品、果実加工品の合計
5) 調理食品は、主食的調理食品と他の調理食品の合計で、他の調理食品には冷凍調理食品も含む。
6) その他は、油脂・調味料、菓子類、酒類の合計

このため、農林水産省では、国産農産物に対する消費者ニーズが堅調であることも踏まえ、輸入品から国産への転換が求められる小麦、大豆、加工・業務用野菜、飼料作物等について、水田の汎用化・畑地化を行うなど、総合的な推進を通じて、国内生産の増大を積極的かつ効率的に図っていくこととしています。また、米粉用、業務用向けの米といった

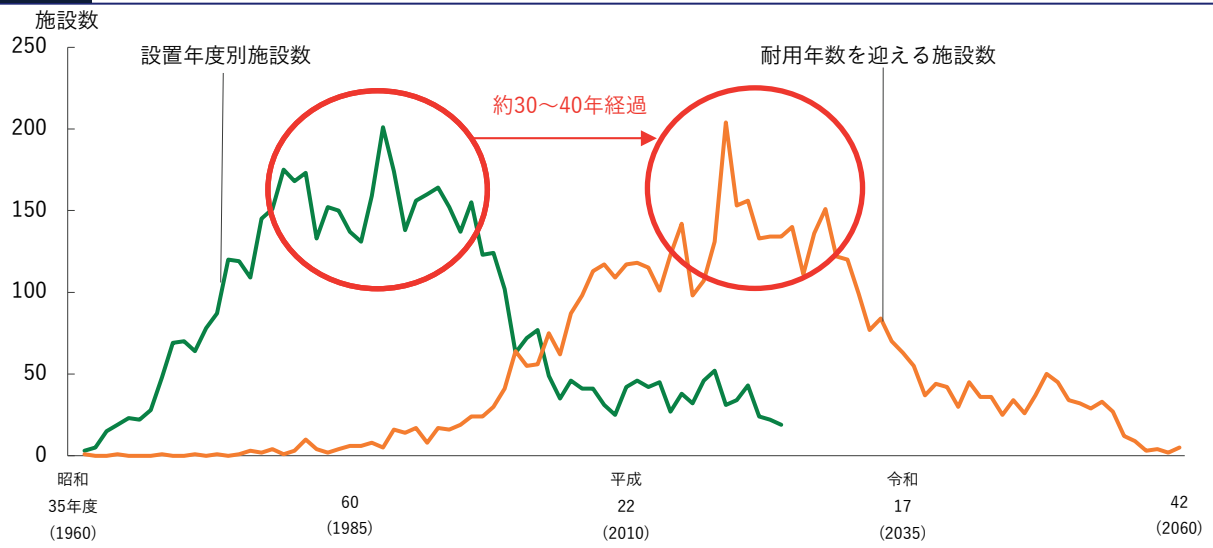
今後の需要の高まりが見込まれる作物についても、生産拡大やその定着を図っていくこととしています。

（共同利用施設の再編集約・合理化を促進）

農畜産物の調製保管や、加工、流通を支える共同利用施設の耐用年数は、一般的に約30～50年である中、JA全中[1]が令和6(2024)年11月に公表した調査では稼働している共同利用施設のうち、約7割が30年以上前に設置された施設となっています(**図表2-4-2**)。また、農業者の減少に伴い、施設利用者の減少による施設稼働率の低下や、経年劣化、旧式化に伴う、施設・設備の稼働経費の負担拡大及び利用者の負担の増加が発生しており、施設利用率の向上や計画的な修繕・更新等を行いつつ、共同利用施設の再編集約・合理化を進めていくことが必要です。

このような中、農林水産省では、産地の実態を踏まえた、既存施設の役割の見直しに係る協議の実施や修繕・更新に係る計画の策定及びその実施体制の構築等を行った上で、地域計画に基づく産地の将来像の実現に向け、老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を促進することとしています。

図表2-4-2 共同利用施設の設置年度別施設数と耐用年数を迎える施設数



資料：JA全中「JAグループ共同利用施設に関する現況調査」(令和6(2024)年11月公表)を基に農林水産省作成

（農協系統組織は農業者の所得向上等に向けた取組を推進）

農協は協同組合の一つで、農業協同組合法に基づいて設立されています。農業者等の組合員により自主的に設立される相互扶助組織であり、農産物の販売や農業生産資材の供給、資金の貸付けや貯金の受入れ、共済、医療等の事業を行っています。

農協系統組織においては、農業者の所得向上等に向け、農産物の有利販売や農業生産資材の価格引下げ等に主体的に取り組む自己改革に取り組んでいます。

[1] 正式名称は「一般社団法人全国農業協同組合中央会」

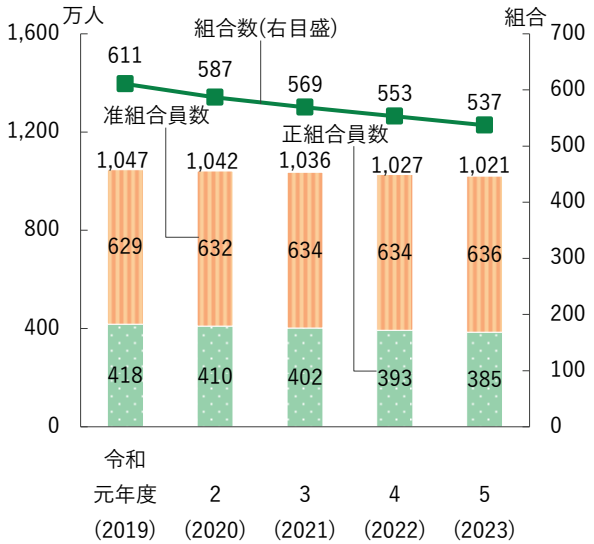
農林水産省・都道府県は、各農協において、組合員との対話を通じて農業者の所得向上に向けた自己改革を実践する「自己改革実践サイクル」に基づき、自己改革の取組が行われるよう助言・指導等を行っています。

このような中、令和6(2024)年10月、農協系統組織の今後の取組方向を決定・発信する第30回JA全国大会が開催され、農協が不断の自己改革の更なる進化を図ること等が決議されました。

また、全国農業協同組合連合会(以下「JA全農」という。)では、食農バリューチェーンの構築に向け、他業種企業との業務提携等により、物流の合理化、国産農畜産物の高付加価値化、多様な販売チャネルによる消費拡大等に取り組んでいます。

総合農協の組合数、組合員数については減少傾向で推移しており、令和5(2023)年度はそれぞれ537組合、1,021万人となっています(**図表2-4-3**)。

図表2-4-3　農協(総合農協)の組合数、組合員数



資料：農林水産省「農業協同組合及び同連合会一斉調査」
注：各組合事業年度末時点の数値

(コラム) 2025国際協同組合年を通じた協同組合活動の推進

令和7(2025)年は国連が定めた国際協同組合年(International Year of Cooperatives：IYC2025)であり、平成24(2012)年に続き2回目となります。国連は今回のIYC2025を通じて、協同組合のSDGsの実現への貢献に対する認知を高めることや、協同組合の振興の取組を講ずることを、各国政府や関係機関に対して求めています。

IYC2025のロゴマークは、「協同組合はよりよい世界を築きます」というテーマのとおり、よりよい世界を築くために世界中の人々が互いに結び付く様子を表しています。



「2025国際協同組合年」のロゴマーク

我が国では、平成24(2012)年の1回目の国際協同組合年を契機に、異なる協同組合同士が連携して社会課題の解決に取り組む協同組合間連携の機運が高まり、平成30(2018)年に、農協を始めとする構成員により日本協同組合連携機構(JCA*1)が設立されました。IYC2025には、国際協同組合デー記念中央集会といった、協同組合を中心に結成された全国実行委員会による記念イベントが開催される予定です。

また、JAグループでは、農産物の販売や資材の供給等に加え、買物困難者に対する移動購買車の導入、体験型農園の設置やこども食堂への食材提供、高齢者への福祉事業等の社会貢献活動を通じて、SDGs*2(持続可能な開発目標)の実現に向けた取組を行っており、IYC2025により、このような取組がより活性化することが期待されます。

くわえて、農林水産省としても協同組合の認知を高める広報活動を行うこととしています。

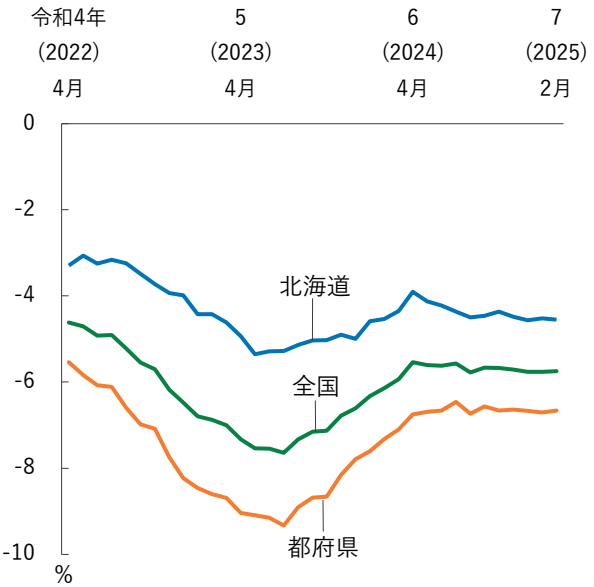
＊1 Japan Co-operative Allianceの略
＊2 Sustainable Development Goalsの略

(2) 畜産・酪農の経営安定を通じた生産基盤の強化

(酪農経営の改善に向けた取組を支援)

我が国の酪農経営は、ロシアによるウクライナ侵略や為替相場等の影響による飼料費等の生産コストの高止まりに加え、脱脂粉乳の需給が緩和したこと等により、厳しい状況にあります。このため、農林水産省では、令和6(2024)年度において、酪農経営に対して、コスト低減に資する長命連産性に優れた牛群への転換や脱脂粉乳の在庫低減対策の支援、農林漁業セーフティネット資金等の特例措置等による金融支援等により、生産者への影響を緩和しています。特に脱脂粉乳の需給状況については、ヨーグルト需要の減少等により、需要低迷が課題となっています。農林水産省では、民間事業者が協調して行う脱脂粉乳の在庫の低減を図るための取組等を支援しています。こうした取組により、メーカーが乳価を引き上げやすくなり、累次の引上げが行われ、酪農経営の安定に寄与しています。

図表2-4-4 指定生乳生産者団体の受託農家戸数変動率(前年同月比)



資料：一般社団法人中央酪農会議「受託農家戸数」(令和7(2025)年3月公表)を基に農林水産省作成

このほか、農林水産省では、酪農乳業界の枠を超えた取組である「牛乳でスマイルプロジェクト[1]」等の消費拡大や販路開拓の取組等を推進しています。

一般社団法人中央酪農会議が令和7(2025)年3月に公表した調査によると、指定生乳生産者団体の受託農家戸数の減少率は、令和5(2023)年8月以降鈍化しつつあるものの、令和7(2025)年2月には前年同月比で5.8%の減少となっています(**図表2-4-4**)。

農林水産省では、経営安定対策や金融支援、就農支援等各種施策を総合的に活用しながら、経営安定を図っています。

[1] 第4章第4節を参照

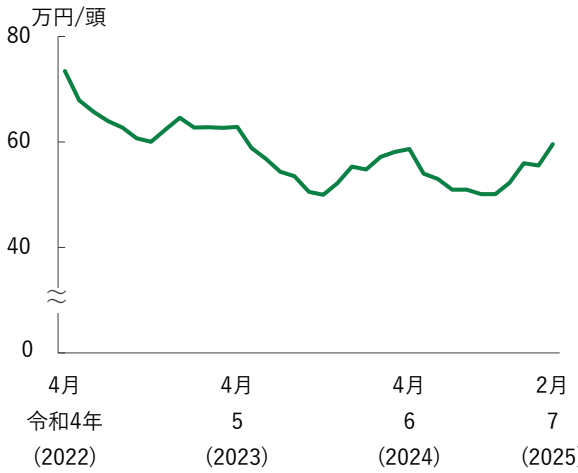
(子牛価格の下落に対する支援を実施)

黒毛和種の子牛の取引価格は、物価高騰に伴う牛肉の消費減退等を背景として、肥育農家の子牛の導入意欲が低下したこと等から、令和4(2022)年5月以降大幅に下落し、令和6(2024)年9月には1頭当たり50万円まで下落しました(**図表2-4-5**)。

その結果、令和6(2024)年度の第1四半期から第3四半期において、黒毛和種の子牛の全国平均売買価格が保証基準価格を下回り、肉用子牛生産者補給金が3期連続で発動しました。

農林水産省では、同補給金に加え、令和6(2024)年4月から措置した優良和子牛生産推進緊急支援事業で繁殖経営を下支えするとともに、より高く取引される優良な肉用子牛の生産に向けて、成長が良く肉質に優れた若い繁殖雌牛への牛群の転換を支援しています。

図表2-4-5 黒毛和種の子牛価格



資料：独立行政法人農畜産業振興機構「月別肉用子牛取引状況表(黒毛和種)」
注：1) 月別の全国平均価格
2) 令和6(2024)年12月～7(2025)年2月の数値は、令和7(2025)年3月末時点の集計値

(地域における畜産の収益性向上を図る取組を推進)

畜産・酪農については、農業者の減少や高齢化、飼料価格の高止まりといった厳しい状況にあります。これらへの対応のほか、畜産物の国内需要への対応と輸出拡大に向け、生産基盤の強化を図ることが重要となっています。

このため、農林水産省では、地域における畜産の収益性向上等に必要な施設整備や機械導入等を支援するとともに、経営資源を継承する取組や農業生産資材の価格高騰等を踏まえた肉用牛繁殖経営、酪農経営における牛群構成の転換を支援しています。

また、酪農・肉用牛経営の省力化に資するロボット・AI・IoT等の先端技術の導入や、それらの機器等により得られる生産情報等を畜産経営の改善のために集約し、活用するための体制整備等を支援しています。

さらに、これまで推進してきた肉用牛・乳用牛・豚・鶏の改良に加え、肉用牛の肥育期間の短縮・出荷時期の早期化等の取組を支援することにより、生産基盤の強化と持続可能な畜産物生産の推進を図っています。

なお、令和4(2022)年4月に施行された畜舎特例法[1]について、令和6(2024)年度においても、令和5(2023)年度に引き続き事業者等との意見交換会を実施し、緩和された構造等の技術基準により農業者や建築士の創意工夫で畜舎等の建築費が抑えられるよう、その活用を推進しています。

[1] 正式名称は「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」

（事例）持続可能な畜産物生産に向け、国産飼料の活用を推進（山形県）

(1) 国産原料100%飼料を給与した牛肉の生産・販売に挑戦

山形県天童市の株式会社なごみ農産では、生産費の大きな割合を飼料費が占める中、飼料原料のほとんどが輸入であり、生産国の作柄や為替等による価格変動の影響を受けやすいことが経営上の課題となっていました。そのため、同社では、持続可能な畜産物生産に向け、国産原料100%飼料にこだわり、牛肉の生産に取り組みました。





自社ブランド牛肉
資料：株式会社なごみ農産

(2) 国産飼料原料の安定調達に向け、地域の農家等と連携

同社では、国産原料100%の飼料の給与に向け、平成26(2014)年から原料価格が安い飼料用米をメインとした籾米サイレージの製造を開始しました。一方、ルーメンアシドーシス*の防止が必要であったため、地域の企業等が製造した圧ぺん籾米や圧ぺん玄米を利用し、飼料用米の多給(47%)を実現しました。

また、国産飼料原料の安定調達及び低コスト化に向け、地域の農家や企業と連携した生産・供給体制の構築が重要であると考え、平成27(2015)年に地域内外の耕種農家や企業とともに天童地区国産飼料クラスター協議会を設立し、国産飼料原料の調達、加工、流通及び保管体制を整備しました。

このような取組の結果、同社は令和6(2024)年6月時点で約900頭の肉牛に対して国産原料100%飼料の給与を実現しています。



直営精肉店「eat M eat」
資料：株式会社なごみ農産

(3) 地域の活性化を目指し、国産原料100%飼料を給与した牛肉の生産・販売を推進

同社は、関係者との信頼関係の構築を重視しており、イベント等による地域住民等の交流の場の提供や耕作放棄地の有効活用を通じて地域の活性化にも取り組んでいます。また、平成28(2016)年から自社ブランド牛肉の販売を直営精肉店やインターネットで開始し、こだわりの牛肉を消費者に直接届け、食べてほしいという思いから、販売強化に取り組んでいます。

今後とも、「安心で安全な餌で育てたおいしい牛肉を届けたい」という理念のもと、地域の理解と共生を図り、規模拡大と持続可能な畜産物生産に向けた取組を推進していくこととしています。

＊ ルーメン(第1胃)内が急激に酸性化し、正常な消化・吸収ができなくなる障害

(持続可能な畜産物生産のための取組を推進)

持続可能な畜産物生産に向け、世界的な気候変動に伴う飼料生産の不安定化や人口増加に伴う穀物需要の高まりを見据え、輸入飼料への過度な依存から脱却し、飼料の国際価格動向に左右されない国内の飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産経営の育成を図ることが重要です。

一方、近年、農林水産分野における環境負荷低減の取組が加速する中で、我が国の温室効果ガス排出量の約1%を占める畜産でも排出削減の取組が求められています。今後も安定的に国産畜産物の生産・供給拡大を図るためには、国際的な潮流も踏まえ、地球温暖化対策を始めとした、持続的な食料システムの構築に向けた取組を関係者に促すとともに、消費者への情報発信等を図っていくことが重要です。

農林水産省では、家畜生産に係る環境負荷低減に向けた取組の展開、耕種農家のニーズに適した高品質堆肥の生産や堆肥の広域流通・資源循環の拡大、国産飼料の生産・利用の拡大や有機畜産業の取組、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の普及、畜産GAP認

証の推進、消費者の理解醸成等に取り組み、持続的な畜産物の生産を図ることとしています。

(アニマルウェルフェアに関する取組を推進)

家畜を快適な環境下で飼養することにより、家畜のストレスや疾病を減らし、家畜の本来持つ能力を発揮させる取組であるアニマルウェルフェアの推進が求められています。

農林水産省では、アニマルウェルフェアに対する相互の理解を深めるため、幅広い関係者による「アニマルウェルフェアに関する意見交換会」を定期的に開催しています。また、令和5(2023)年7月に策定した「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」の周知やアニマルウェルフェアに関する理解醸成に引き続き取り組むとともに、令和6(2024)年度より、生産現場における取組状況の本格調査を開始しています。今後はその調査結果を踏まえ、同指針における「実施が推奨される事項」の達成目標年を設定するなど、同指針の更なる普及・定着を図ることとしています。

さらに、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理を重視しつつ、ブランド化に取り組む事例[1]も見られています。

アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針
URL:https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/230726.html#guidelines

(3) 新たな需要に応える園芸作物等の生産体制の強化

(加工・業務用野菜の国産切替えを推進)

家計消費用野菜については、ほぼ全量が国産となっており、国内生産は生鮮野菜を重視する傾向が見られています。一方、需要量の約6割を占める加工・業務用野菜は、食品製造事業者等の実需者からの国産需要が多い一方、国産割合が約7割程度となっており、国産品の出回らない時期がある品目等を中心に輸入が約3割を占めています。

令和5(2023)年産の指定野菜[2](ばれいしょを除く。)の加工・業務用向け出荷量は、前年産に比べ0.4%減少し101万3千tとなりました(**図表2-4-6**)。

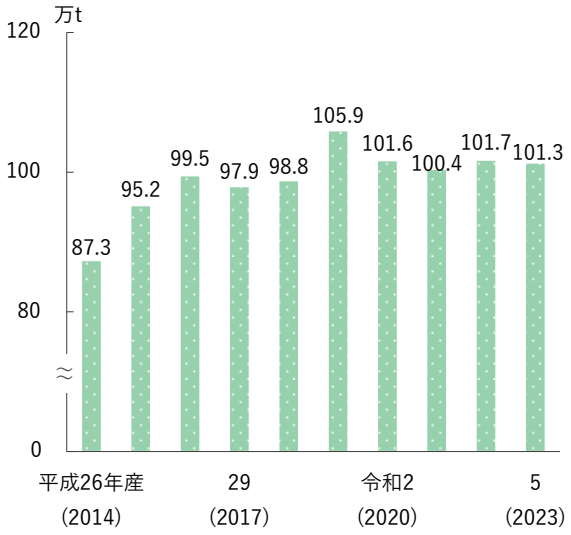
[1] 「農業・農村の活性化を目指して-令和6(2024)年度農林水産祭天皇杯等受賞者事例紹介-」を参照
[2] 野菜生産出荷安定法において、消費量が相対的に多い又は多くなることが見込まれる14品目(キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス)をいう。産地・生産者は国によって示される全国の需要及び供給の見通しや需給ガイドラインを参考に、自らの販売実績や見通しに基づく供給計画を策定する。

食の外部化を背景に、需要は家計消費用から加工・業務用にシフトしており、今後もその傾向は継続する見込みです。また、昨今の国際情勢から、輸入野菜の価格も上昇しており、特に需要増加が見込まれる冷凍野菜やカット野菜、総菜原料等を視野に入れ、加工・業務用の戦略的な国産切替えの取組を進めていく必要があります。

このため、加工・業務用を中心とした国産野菜の生産、供給に関わる事業者の経営安定化等を通じ、国産野菜の活用拡大を図る「国産野菜シェア奪還プロジェクト」を令和6(2024)年4月に立ち上げるとともに、同プロジェクトの推進に向け、同年同月に「国産野菜シェア奪還プロジェクト推進協議会」を設立し、生産や供給に関わる事業者が結びついたサプライチェーンの構築を図るなど、全国各地において国産野菜の周年安定供給体制を確立するための取組の展開を加速化することとしています。

さらに、加工・業務用野菜の国産シェア奪還に向けた産地リレーによる周年安定供給体制の構築等のため、加工・業務用野菜の新規産地、物流合理化に取り組む産地等の実需者ニーズに対応した多様な産地の形成に資する取組等を支援することとしています。

図表2-4-6 指定野菜の加工・業務用向け出荷量



資料：農林水産者「野菜生産出荷統計」を基に作成
注：1) 出荷量は指定野菜14品目のうち、ばれいしょを除いたものの合計値
2) 加工用向けとは、加工場又は加工する目的の業者に出荷したもの及び加工されることが明らかなもの(長期保存に供する冷凍用を含む。)、業務用向けとは、学校給食、レストラン等の中食・外食業者へ出荷したものをいう。

国産野菜シェア奪還プロジェクト
URL：https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/kokusan_shea_dakkan.html

近年、需要の高まりが見られるブロッコリーについて、国民への安定供給体制の確保に向け、計画的な生産・出荷の推進が必要です。そのため、農林水産省では、令和8(2026)年度からの指定野菜への追加に向け、準備を進めていくこととしています。

(果樹農業における生産基盤強化を推進)

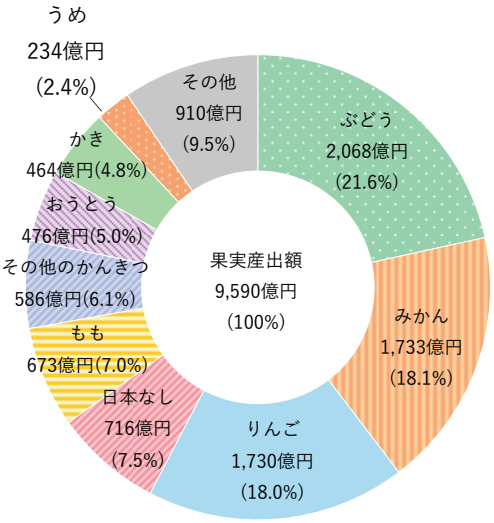
国産果実については、「食味が良い」、「機能性が高い」等の消費者ニーズに対応した優良品目・品種への転換が進んでいます。他方で、生産量の減少が消費量の減少を上回る状況にあること等を背景として、卸売価格は上昇傾向で推移しており、近年では、国内の果実の産出額は増加傾向にあります。令和5(2023)年における品目別の果実産出額は、ぶどうが2,068億円で最も多く、次いで、みかんが1,733億円、りんごが1,730億円となっています(**図表2-4-7**)。

一方、果樹農業は、整枝・剪定(せんてい)等の高度な技術を要する作業や、摘果、収穫等の機械化の困難な作業が多く、急傾斜地等の条件の厳しい園地が中心で機械化が遅れていることや、収穫等の季節的な労働ピークが存在するため年間を通じた雇用が困難で臨時雇用等の外部労働力に頼っているなどの果樹特有の課題があります。

このため、農地の集積・集約化と規模拡大が進まず、生産者の減少・高齢化等により栽培面積が減少するなど生産基盤が脆弱化しており、国内外の需要に応えきれていない状況にあります。

果樹の生産拡大に向けて、農林水産省は、地域計画を活用した園地の集積・集約化や基盤整備、省力樹形等の導入、スマート農業技術・省力化品種の開発・導入による労働生産性の向上とともに、担い手や労働力の確保に向けた取組等を通じ、果樹農業の生産基盤の強化を推進しています。さらに、令和6(2024)年度より、スマート農業技術等の導入を前提とした樹園地の環境整備や流通事業者等との連携等による、生産性を飛躍的に向上させるための産地構造の転換に向けた実証等の取組を新たに支援しています。

図表2-4-7　品目別の果実産出額



資料：農林水産省「令和5年生産農業所得統計」を基に作成
注：1) 令和5(2023)年の数値
2) 都道府県別の品目別果実産出額の合計値
3) 「その他のかんきつ」は、しらぬい(デコポン)、ゆず、ブンタン、ポンカン、なつみかん、いよかん、はっさく、日向夏、清見、カボス、きんかん、すだち、たんかん、ネーブルオレンジ、セミノールの産出額の合計値

(4) 米政策の着実な推進

(米の需要に応じた生産を推進)

米については、米価が上昇すると生産減が進まず、その結果として在庫量が増加して価格が下がり、生産量が減少するというサイクルを繰り返しつつ、中長期的には生産量も需要量に合わせて減少しています。

主食用米の需要量が年間10万t程度減少する中、米の生産においても、主食用だけでなく、麦や大豆、加工・業務用野菜といった需要のある作物への転換を進めていく必要があります。

また、需要のウェイトが高まっている業務用向けのほか、新たな需要としての米粉・新市場開拓用米等の需要にきめ細かく対応した米生産を進める必要があります。

このため、農林水産省では、水田活用の直接支払交付金等による作付転換への支援のほか、実需者との結び付きの下、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米の低コスト生産等に取り組む生産者の支援を実施しています。

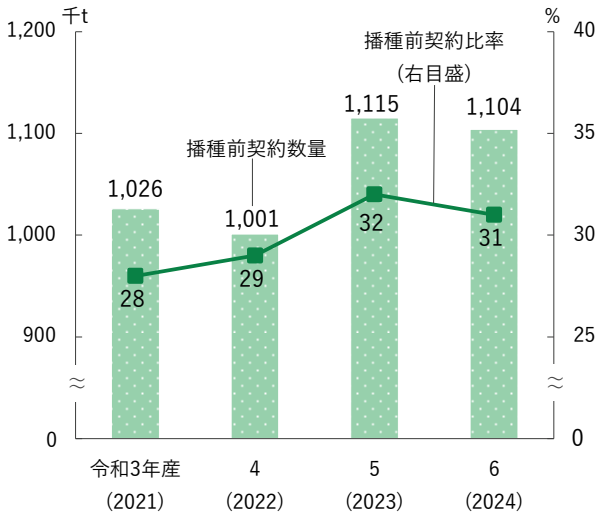
(米の事前契約を推進)

主食用米の需要量が減少している中、消費者・実需者が求める様々な需要に対応するとともに米の安定供給を図るためには、豊凶変動や価格変動リスクに対応しつつ、生産者が事前に販売先や販売数量等を見通すことが可能となる事前契約の拡大を図っていくことが重要です。

事前契約のうち、主食用米の播種前契約(複数年契約を含む。)の比率は、令和6(2024)年産は31%となっていますが、需要に応じた生産・販売の推進を通じて農業経営の安定化等を図るためには、各産地において安定取引のための取組を更に推進していく必要があります(**図表2-4-8**)。

農林水産省では、産地・生産者と卸売業者・実需者が結び付いた事前契約や複数年契約による安定的な取引を推進しているほか、都道府県別の販売進捗、在庫・価格等のきめ細かな情報発信等により需要に応じた生産・販売が進展するよう取り組んでいます。

図表2-4-8 主食用米の播種前契約の契約数量と契約比率



資料：農林水産省作成

注：1) 年間取扱数量500t以上の集出荷業者を対象とした数値
2) 播種前契約数量は、生産年の3月末までに締結した事前契約(複数年契約を含む。)の数量
3) 播種前契約比率は、仕入計画数量に占める播種前契約数量の割合

(米の指数先物取引が認可され、令和6(2024)年8月から取引を開始)

価格形成の公平性・透明性を確保しつつ、米の需給実態を表す価格指標を示す現物市場として、令和5(2023)年10月にみらい米市場[1]が創設されました。

農林水産省は、現物取引を補完する観点から、相対取引を始めとする現物取引と併せて先物取引を活用して将来価格を把握することによるリスク抑制について検討してきました。令和6(2024)年6月には、株式会社堂島取引所の米の指数先物取引[2]の本上場申請が認可され、同年8月から取引が開始されました。

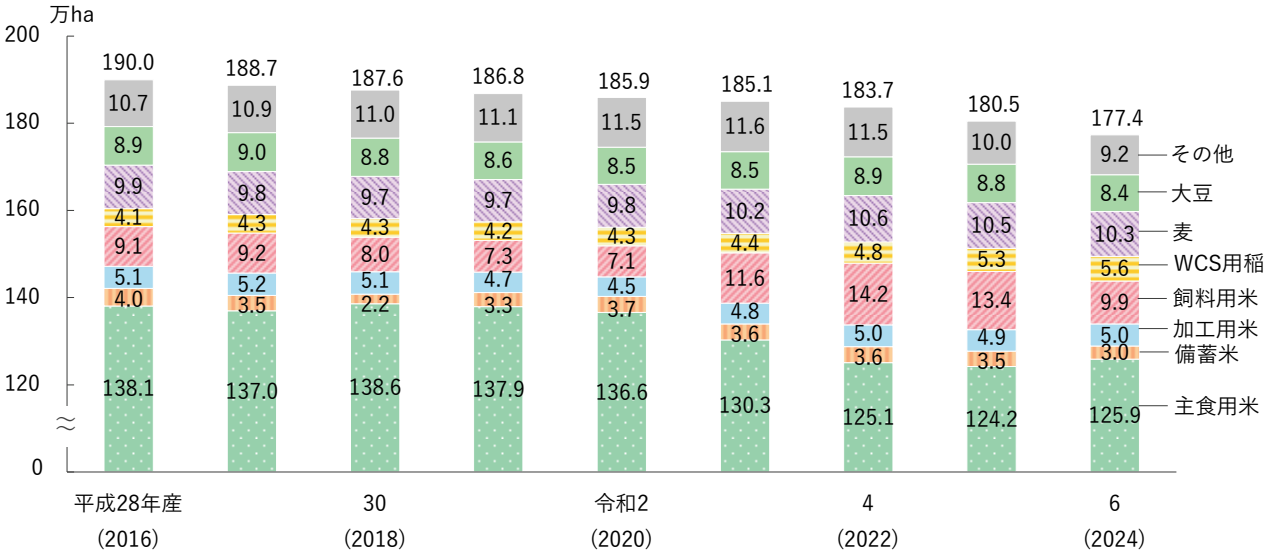
現物取引と先物取引を組み合わせて活用することにより、将来の価格変動に対しリスク抑制を行う場合の選択肢が広がることに加え、米の将来価格の動向把握が可能となることから、先を見通した経営や需要に応じた生産の推進を通じ、米の需給と価格の安定に寄与することが期待されています。

[1] 公益財団法人流通経済研究所等が出資し設立したみらい米市場株式会社が開設
[2] 「主食用米の平均価格」を対象とした先物取引

(令和6(2024)年産米においても引き続き需要に応じた生産を推進)

需要に応じた生産が行われた結果、令和6(2024)年産の主食用米の作付面積は、前年産に比べ1万7千ha増加し125万9千haとなりました(**図表2-4-9**)。

図表2-4-9　水田における作付状況



資料：農林水産省作成

注：1) 主食用米の作付面積は、農林水産省「耕地及び作付面積統計」
2) 「その他」は、米粉用米、新市場開拓用米、飼料作物、そば、なたね等の面積
3) 加工用米、飼料用米、WCS用稲、米粉用米、新市場開拓用米は、取組計画の認定面積
4) 麦、大豆、飼料作物、そば、なたねは、地方農政局等が都道府県農業再生協議会等に聞き取った面積(基幹作のみ)
5) 備蓄米は、地域農業再生協議会が把握した面積

水田活用の直接支払交付金を活用した水田における主食用米以外の作物への作付転換は、近年、飼料用米を始めとする主食用米以外の米を中心に増加していますが、主食用米以外の米については、主食用米の価格動向によっては主食用米の作付けに回帰しやすい性格を有しています。このため、主食用米の価格動向に左右されずに、当該品目の作付けを定着・拡大させていく産地づくりや流通・販売等の体制づくりが重要になっています。

また、農林水産省では、食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色を活かした魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着等を支援することとしています。

今後の水田政策については、令和9(2027)年度から根本的に見直す検討を本格的に開始しました。

（コラム）令和6(2024)年夏の米の品薄と米の円滑な流通の確保のための対応

主食用米の需給は、令和5(2023)年産米の需要が堅調に推移していました。

その中で、新米が出回る前の、令和6(2024)年8月の端境期において、南海(なんかい)トラフ地震臨時情報が発表され、また、同時期に地震や台風等もあり、スーパーでの米の購買量が前年の約1.5倍まで増加したことから、小売店等において、米の品薄状況が発生しました。

このため、農林水産省では、米の集荷業者・卸売業者の方々に対して米の円滑な流通の確保に向けた対応の要請などを行うとともに、同年9月から新米が本格的に供給されることから、新米の集荷量や、販売量の週次調査等の情報発信を行いました。

米の生産コストについては、近年、令和2(2020)年に比べ肥料費が4割増加するなどにより、上昇が続いていました。こうしたコストの上昇に加え、流通状況を踏まえた集荷の動きなどにより、農家に支払われる概算金が4～5割上昇し、令和6(2024)年産米の令和7(2025)年2月までの相対取引価格も前年産に比べ59.2%上昇しています。

また、米の流通については、令和6(2024)年産米の収穫量は、前年産より18万t増加しましたが、大手の集荷業者の集荷量は、前年と比べて大きく減少(同年12月時点で21万t減少)する状況となりました。このため、大手の集荷業者と取引をしていた卸売業者や中食・外食・小売事業者は、必要な量を調達するため、例年とは異なる調達ルートからも補完的に比較的高値で仕入れざるを得なくなるという状況となり、スーパー等の小売店での価格上昇につながりました。

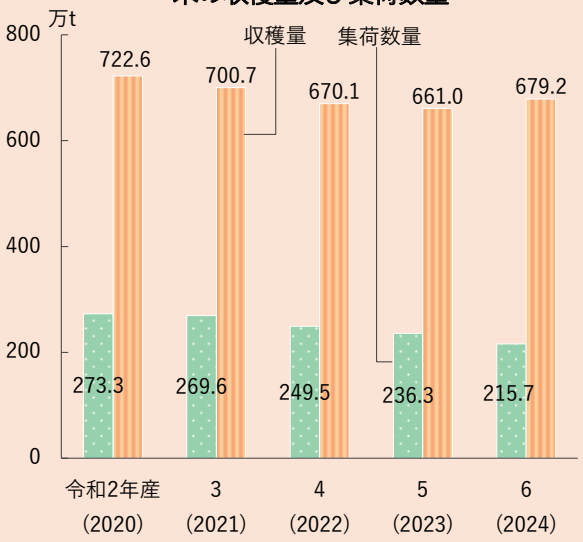
こうした米の流通の滞りを解消するため、令和7(2025)年1月に、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」において、米の円滑な流通に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、政府備蓄米の売渡しを一定期間後に買い戻すことを条件に行うことができる仕組みを設けました。

その後、同年2月に今回設けた規定に基づき、集荷業者の集荷の減少分に相当する21万tの政府備蓄米の売渡しを決定し、同年3月に2回の入札を実施しました。このうち、14万t分については3月中旬に引渡しが開始され、同年3月下旬時点で店頭に並び始め、残る7万tは4月中旬から引渡しされる予定です。

また、政府備蓄米の売渡しと併せて、令和7(2025)年1月末時点の生産者や小規模な集荷業者、卸売業者等の在庫数量や、生産者の出荷の状況等の調査を実施しました。調査結果では、まず、調査対象となった生産者の収穫量が、前年産よりも増加したこと、生産者の出荷量は前年より14万t増加したこと、生産者から集荷業者への出荷量が前年に比べて31万t減少する一方、生産者の直接販売や集荷業者以外への販売等が前年に比べて44万t増加したこと、生産者、卸売業者、中食・外食・小売業者等の各段階で在庫が増加したこと等が明らかになりました。

さらに、第3回として10万t分の入札を4月に行うとともに、夏まで毎月、政府備蓄米の売渡しを行うこととしています。

米の収穫量及び集荷数量



資料：農林水産省「作物統計」、「米穀の取引に関する報告」を基に作成

注：1) 収穫量は「作物統計」、集荷数量は「米穀の取引に関する報告」の数値

2) 集荷数量は、年間の玄米仕入数量が5千t以上の集荷業者等を対象とした当該年産の出回りから12月までの累計数量



政府備蓄米の引渡しの様子

米の流通状況等について
URL：https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/r6_kome_ryutu.html

(水田の汎用化・畑地化等による水田農業の高収益化を推進)

主食用米の需要量が毎年減少傾向にある中、水田農業の高収益化を図っていくためには、野菜や果樹等の高収益作物を適切に組み合わせて経営を行っていくことが重要です。

農林水産省では、高収益作物の導入・定着を図るため、水田農業高収益化推進計画に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、水田における高収益作物への転換、水田の汎用化・畑地化に向けた農業生産基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に支援しています。水田農業における高収益作物等の産地については、令和6(2024)年12月末時点では538産地まで増加しています。

(事例) 水田農業高収益化推進計画により、収益や作業効率の向上を実現(茨城県)

(1) 産地としての規模拡大を目指し、水田かられんこん畑に転換

茨城県稲敷市は、低湿地帯の農地が多く、販売先も安定しており、れんこんの面積当たりの収益性は高くなっています。

同市では、産地としての更なる規模拡大や収量向上を目指し、令和2(2020)年6月に同県が策定した水田農業高収益化推進計画に基づき、県や市の地域農業再生協議会、稲敷市東地区れんこん生産者団体等が連携して水田におけるれんこんの導入・定着に取り組んでいます。



(2) 積極的な販路開拓と生産面積の拡大を推進

同市でれんこんを生産・販売する株式会社れんこん三兄弟は、積極的に販路開拓を行い、約300店舗の小売店や飲食店等と直接取引をしています。また、販路開拓とともに生産面積の拡大に取り組み、離農者から借り受けた水田等の畦の高さや作土深の調整、畦シートや防鳥ネット等を設置し、れんこん生産に適した圃場整備を行っています。さらに、収穫用の機械や洗浄機等を導入し、作業を効率化しています。

同社の圃場や施設の整備に関しては、同計画に基づく、畑地化の取組の支援やれんこんの導入・定着に応じた支援等が行われており、地域における高収益作物の生産拡大に貢献しています。



畑地化した圃場での収穫作業
資料：株式会社れんこん三兄弟

(3) 高収益化に向け、産地で一体となり収量向上や規模拡大を推進

このような取組の結果、同社の令和5(2023)年の作付面積は令和元(2019)年の約1.6倍の約26haに、令和5(2023)年の販売額は令和元(2019)年の約1.8倍の約1億7千万円となり、規模を拡大しています。

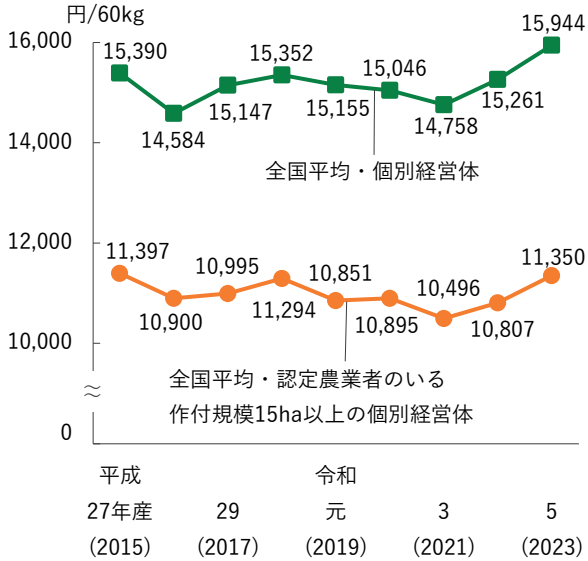
同社では、同計画に基づき、産地一体で生産基盤の強化や収量向上、規模拡大を図るとともに、需要拡大に向けたレシピ開発や出荷場の新設等に取り組み、今後も消費者が食べたいと思うれんこんの生産を目指していくこととしています。

(米の生産コスト低減に向けた取組を推進)

業務用や輸出用、パックご飯需要等の様々な需要に対応する上で、米の生産コストを大幅に低減していく必要があります。米の生産コストについては、認定農業者のいる15ha以上の個別経営体の生産コストで見ると、令和5(2023)年産は肥料費等が高騰したことから、前年産に比べ543円/60kg増加し11,350円/60kgとなっています(**図表2-4-10**)。

農林水産省では、米の生産コスト削減に向けて、農地の集積・集約化、大区画化を加速化するとともに、大規模経営に適合した直播(ちょくはん)栽培やスマート農業技術等の省力栽培技術・多収品種の開発・導入を進め、農業生産資材費の低減を推進しています。

図表2-4-10 個別経営体における米生産コスト



資料:農林水産省「農産物生産費(個別経営)」、「令和4年産農産物生産費(個別経営体)」(組替集計)、「令和5年産農産物生産費(個別経営体)」(組替集計)

注:令和4(2022)・5(2023)年産は、経営耕地面積50ha以上かつ10a当たり資本利子・地代全額算入生産費に対する「賃借料及び料金」の割合が50%以上の経営体を除いた個別経営体の数値

(グルテンフリー市場も踏まえた米粉等の利用拡大が重要)

異常気象等による食料の安定供給をめぐるリスクが顕在化する中、国内で自給可能な穀物である米を原料とした米粉の活用は重要な課題となっています。

また、小麦粉に由来するアレルギーに対応するグルテンフリー食品としても、米粉や米粉製品の利用拡大を進めていくことが重要です。

農林水産省では、米粉の需要拡大や需要に応じた生産を図るため、生産段階では用途ごとに適した米粉専用品種の開発・生産拡大、製粉段階では製造に適した製粉施設の導入、流通・消費段階では米粉の特徴を活かした新商品開発やパン・麺類等の製造機械・設備の導入等を後押しすることにより、川上から川下まで総合的な取組を進めています。

(5) 麦・大豆の需要に応じた生産の更なる拡大

(畑作物の本作化を推進)

需要に応じた生産が進められる中、令和5(2023)年産には約3万ha、令和6(2024)年産には約1万8千haの水田で畑地化促進事業が採択されました。農林水産省では、畑作物の本作化をより一層推進するため、畑作物の定着までの一定期間を支援する畑地化促進事業、低コスト生産等の技術導入や畑作物の導入・定着に向けた取組を支援する畑作物産地形成促進事業を引き続き措置しています。

(国産小麦の需要に対応するため、安定した生産供給体制の構築・強化が必要)

我が国における小麦の需要は、輸入が8割以上を占めている一方、生産量については、収穫期における降雨等の天候の影響を受けやすいことに起因して単収の年次変動が大きく、量の観点から需要と供給に差が生じています。

また、品質については外国産と比べ遜色がない程度まで向上している品種も増えていますが、生産年や生産地によって品質の振れ幅が大きく、安定化が課題となっています。

国産小麦の実需者の需要に対応するためには、需要の高い品種の導入や効果的な営農技術の導入、ストック機能の強化等による、品質・供給量の安定化に向けた対策を総合的に進めることが重要です。

農林水産省では、国産小麦の生産拡大に向け、排水対策等の営農技術の導入、大区画化や汎用化等の基盤整備、多収品種の開発・普及、スマート農業技術等を活用した効率的な栽培体系による適期作業等を推進しています。

（国産大豆の需要拡大に向け、安定した生産供給体制の構築・強化が必要）

食用大豆の需要見込みは増加しており、国産大豆の需要も堅調に推移する見込みである一方、国内生産量はほぼ横ばいであり、また、主な水田地帯において生産性も低下傾向にあるなど、生産体制の抜本的な強化が必要となっています。

また、国産大豆の更なるシェア拡大に向け、用途に応じて大豆に求められる品質が違うことに加え、均等化、大ロット化といった食品製造事業者の目線に立った、食品加工原料としての安定化を図ることや生産量を安定させ、安心して使えるように確実に供給できるようにすることが必要です。

農林水産省では、国産原料を使用した大豆製品の需要拡大に向け、実需者の求める安定した生産量・品質・価格といったニーズに応えるため、極多収品種の普及推進と更なる開発の加速化、集約化やブロックローテーションの導入、畑地化等を推進しています。

(6) GAP(農業生産工程管理)の推進

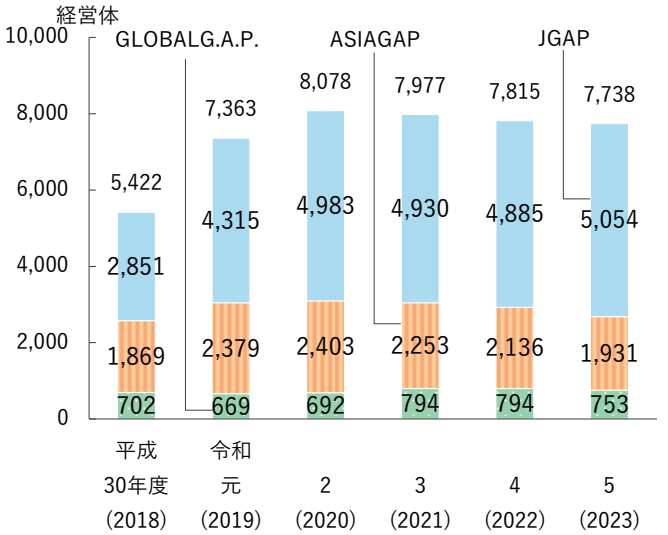
（国際水準GAPの取組拡大を推進）

GAP[1]は、農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動です。

農林水産省では、「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」、「人権保護」、「農場経営管理」の5分野を含むGAPを国際水準GAPと呼称しています。令和4(2022)年3月に「我が国における国際水準GAPの推進方策」を策定するとともに、国際水準GAPの我が国共通の取組基準として「国際水準GAPガイドライン」を策定し、その普及を推進しています。

また、都道府県では、農業者へのGAPの普及に関して、国際水準GAPガイドラインや独自のGAP基準(都道府県GAP)に基づく指導、GAP認証取得を目指した

図表2-4-11 GAP認証取得経営体数



資料：一般社団法人GAP普及推進機構及び一般財団法人日本GAP協会の資料を基に農林水産省作成

注：1) 各年度末時点の数値(ただし、GLOBALG.A.P.の令和2(2020)年度以降の各年度の数値は、当該12月末時点の数値)
2) 青果物、穀物、茶、畜産に係る認証取得経営体数(国内のみ)
3) 複数の認証を取得している経営体についてはそれぞれ計上

[1] Good Agricultural Practicesの略

指導等を行っています。このような中、農林水産省では、国際水準GAPの推進方策を受け、都道府県GAPを存続する都道府県に対し、令和6(2024)年度末を目途として、都道府県GAPを国際水準に引き上げるよう求めています。

我が国では、主にGLOBALG.A.P.[1]、ASIAGAP[2]、JGAP[3]の3種類のGAP認証が普及しています。令和5(2023)年度のGAP認証取得経営体数は、7,738経営体と、近年はおおむね横ばいで推移しています(**図表2-4-11**)。

令和7(2025)年に開催される2025年日本国際博覧会(以下「大阪・関西万博」という。)や令和8(2026)年の愛知・名古屋 2026 アジア競技大会[4]、令和9(2027)年の国際園芸博覧会[5]の持続可能性に配慮した農産物の調達基準において、GAP認証農産物や国際水準GAPガイドラインに準拠したGAPに基づき生産された農産物が、調達基準の要件への適合度が高い農産物として位置付けられました。農林水産省では、これらの国際的なイベントの開催を契機として、国際水準GAPの取組を更に推進していくこととしています。

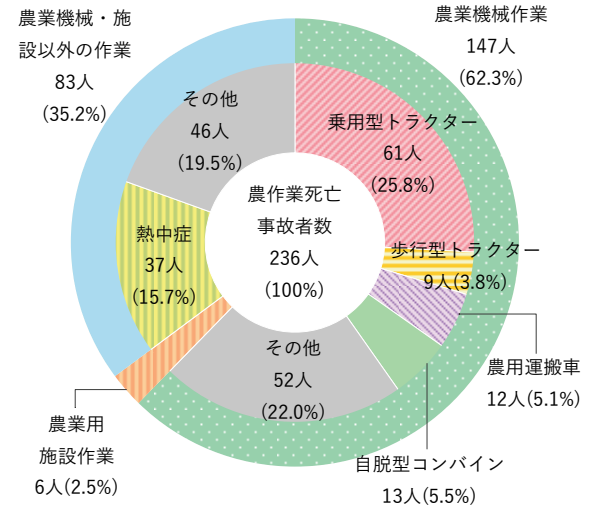
(7) 効果的な農作業安全対策の展開

(農作業中の事故による死亡者数は、農業機械作業に係る事故が約6割)

令和5(2023)年には、就業者10万人当たりの死亡事故者数が11.6人と増加傾向にあります。農作業中の事故による死亡者数については、令和5(2023)年は236人となりました。要因別に見ると、農業機械作業に係るものが147人(62.3%)で最も多くなっており、このうち乗用型トラクターに係るものが61人(25.8%)と最多となっています(**図表2-4-12**)。

死亡事故要因の6～7割が農業機械作業となっている状態が続いていることに加え、熱中症等の機械事故以外の死亡者数も減少していない現状を踏まえ、農作業事故死亡者数を令和4(2022)年の238人から令和8(2026)年までに半減(119人)することを新たな目標としました。

図表2-4-12 農作業中の死亡事故発生状況



資料：農林水産省「令和5年に発生した農作業死亡事故の概要」を基に作成
注：令和5(2023)年の数値

この実現に向け、農林水産省では、令和3(2021)年に取りまとめた「農作業安全対策の強化に向けて(中間とりまとめ)」に基づく対応を引き続き進めていくこととしています。このうち農作業環境の安全対策については、農研機構が農業機械メーカーからの依頼に基づいて農業機械の安全性を確認する安全性検査制度を見直し、新たな検査制度・検査基準による運用を開始できるよう、より安全な農業機械の普及促進に向けた取組を進めました。

また、農業者の安全意識の向上については、農業者が正しい安全知識を習得できるよう、「農作業安全研修実施強化期間」等を設定し、農作業安全に関する指導者が中心となり、

[1] ドイツのFoodPLUS GmbHが策定した第三者認証のGAP
[2] 一般財団法人日本GAP協会が策定した第三者認証のGAP。対象は青果物、穀物、茶
[3] 一般財団法人日本GAP協会が策定した第三者認証のGAP。対象は青果物、穀物、茶、家畜・畜産物
[4] 正式名称は「第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)」
[5] 正式名称は「２０２７年国際園芸博覧会」

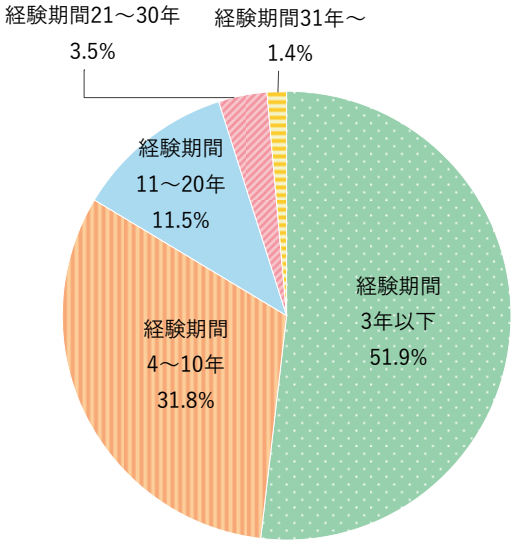
各地域で農業者に向けた研修の実施を推進しており、令和6(2024)年度は全国で4,437回、約15万7千人が農作業安全研修を受講しています。

厚生労働省においても令和6(2024)年2月から、農業における労働災害の減少を図るため、「農業機械の安全対策に関する検討会」を開催しています。同検討会では、労働安全衛生法令における、車両系農業機械の規制の必要性や具体的な安全対策等について検討されており、農林水産省においても農業機械事故の減少に向け、厚生労働省と連携して安全対策を推進することとしています。

(雇用時の安全教育の実施)

令和5(2023)年の労働者死傷病報告によると、農業においては経験期間が3年以下の未熟練労働者の農作業事故の発生割合が、全体の51.9%と半数以上を占めています。(**図表2-4-13**)。

図表2-4-13 農作業事故の経験期間別発生割合



資料：厚生労働省「労働者死傷病報告」を基に農林水産省作成
注：令和5(2023)年の数値

雇入れ時教育について、厚生労働省の労働安全衛生法では、「事業者は労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない」旨が規定されていたものの、農業については、機械の取扱い方法等の一部項目を省略できることとされていました。

このため、令和6(2024)年4月より、同法の規則改正に伴い、「雇入れ時教育」の義務が拡充され、農業等では省略可能とされていた(1)機械等、原材料等の危険性・有害性・取扱い方法、安全装置、(2)有害物抑制装置、保護具の性能・取扱い方法、(3)作業手順、(4)作業開始時の点検を含む8項目について、全業種で教育が義務化されています。

こうした雇入れ時教育の徹底により、労働災害の発生件数の減少が期待されており、農林水産省では、雇入れ側農家(事業者)向けの教育資材と雇われ農家(労働者)向けのリーフレットを作成し、農業現場への周知を図っています。

また、農業分野で働く技能実習生や特定技能実習生等に向けて、英語版、中国語簡体字版、ベトナム語版、インドネシア語版の労働者向けリーフレットを作成し、周知しています。

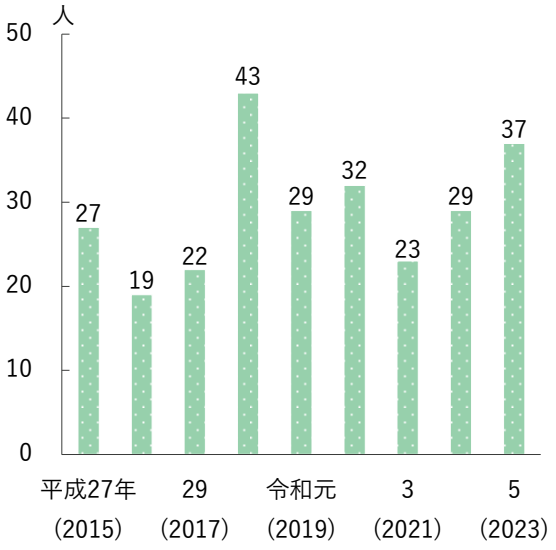
労働安全衛生に関する教育を実施しましょう！
URL：https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/roudouanzenkyouiku.html

（農作業中の熱中症による死亡者数は増加傾向）

令和5(2023)年における農作業中の熱中症による死亡者数は37人となっており、「農業機械・施設以外の作業」での死亡事故要因としては最も多くなっています。また、農作業事故死亡者数のうち、熱中症による死亡者数は、令和3(2021)年以降増加傾向で推移しており、令和5(2023)年は前年に比べ8人増加しています(**図表2-4-14**)。さらに、農作業中の熱中症による死亡事故は、過去10年間の累計では280人に上り、その過半が80歳以上となっていることから、高齢者への対策は特に重要となっています。

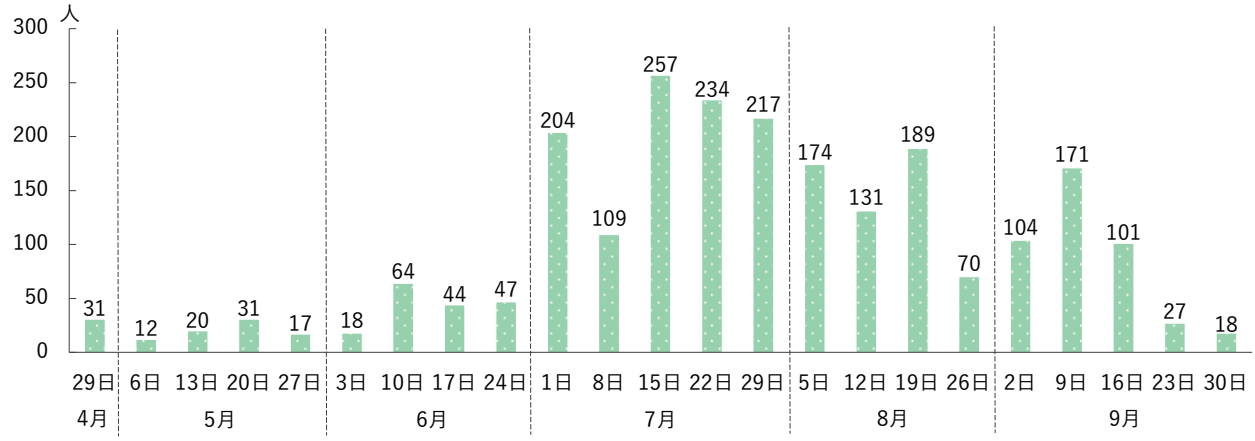
農作業中の熱中症による救急搬送は、暑さに慣れていない5月頃から発生しています(**図表2-4-15**)。

図表2-4-14 農作業事故死亡者数のうち、熱中症による死亡者数



資料：農林水産省「農作業死亡事故調査」を基に作成

図表2-4-15 田畑・森林等における熱中症による救急搬送人員数



資料：総務省「夏季における熱中症による救急搬送人員の調査」を基に農林水産省作成
注：1) 令和6(2024)年4月29日～10月6日の週別の数値(速報値)
2) 田畑・森林、海、川等(農・林・畜・水産作業を行っている場合のみ)の区分

そのため、農林水産省では、暑さが本格化する前の5月から7月を「熱中症対策研修実施強化期間」に設定し、熱中症の予防策の研修・講習等を行うことを重点的に推進しています。

さらに、熱中症対策に関するオンライン研修の実施や啓発資料の充実を図るとともに、農林水産省が運営する「MAFF(マフ)アプリ」等を活用し、熱中症警戒アラートや熱中症による救急搬送者数の状況等を農業者等に対してきめ細かく情報提供するなど、現場での注意喚起を強化しています。



熱中症対策を呼び掛けるポスター

(8) 農業経営の安定化に向けた取組の推進

(経営所得安定対策の加入申請件数は、前年度に比べ減少)

経営所得安定対策は、農業経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するための畑作物の直接支払交付金(以下「ゲタ対策」という。)や農業収入の減少が経営に及ぼす影響を緩和するための米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(以下「ナラシ対策」という。)を交付するものです。

令和6(2024)年度におけるゲタ対策については、加入申請件数は前年度に比べ1,230件減少し3万9,291件となった一方、作付計画面積は前年度に比べ8千ha増加し53万6千haとなりました(**図表2-4-16**)。

また、ナラシ対策については、収入保険への移行や高齢化に伴う脱退のほか、継続加入者の作付転換等により、加入申請件数は前年産に比べ5,197件減少し4万8,964件、申請面積は前年産に比べ3万5千ha減少し56万1千haとなっています。

図表2-4-16　経営所得安定対策の加入申請状況

		令和元年度(2019)	2(2020)	3(2021)	4(2022)	5(2023)	6(2024)
ゲタ対策	加入申請件数(件)	43,307	42,185	41,592	41,152	40,521	39,291
	作付計画面積(ha)	494,405	500,328	510,459	525,464	528,712	536,366
ナラシ対策	加入申請件数(件)	88,209	78,038	68,213	59,815	54,161	48,964
	申請面積(ha)	882,505	828,352	718,328	634,938	595,667	560,947

資料：農林水産省作成
注：ナラシ対策は、各年産の数値

(収入保険の加入者は着実に拡大)

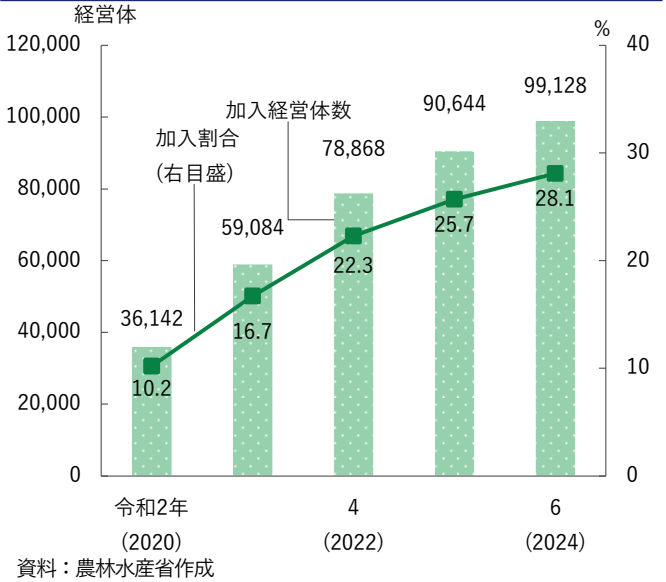
収入保険は、農業者の自由な経営判断に基づき収益性の高い作物の導入や新たな販路の開拓にチャレンジする取組等に対する総合的なセーフティネットであり、品目の枠にとらわれず、自然災害だけでなく価格低下等の様々なリスクによる収入の減少を補償しています。

令和6(2024)年の加入経営体数は、前年に比べ8,484経営体増加し99,128経営体となりました(**図表2-4-17**)。これは青色申告を行っている農業経営体数(35万3千経営体)の28.1%に当たります。

品目別に見ると、同年の加入経営体数は、米が60,363経営体で最も多く、次いで野菜、果樹の順となっています(**図表2-4-18**)。

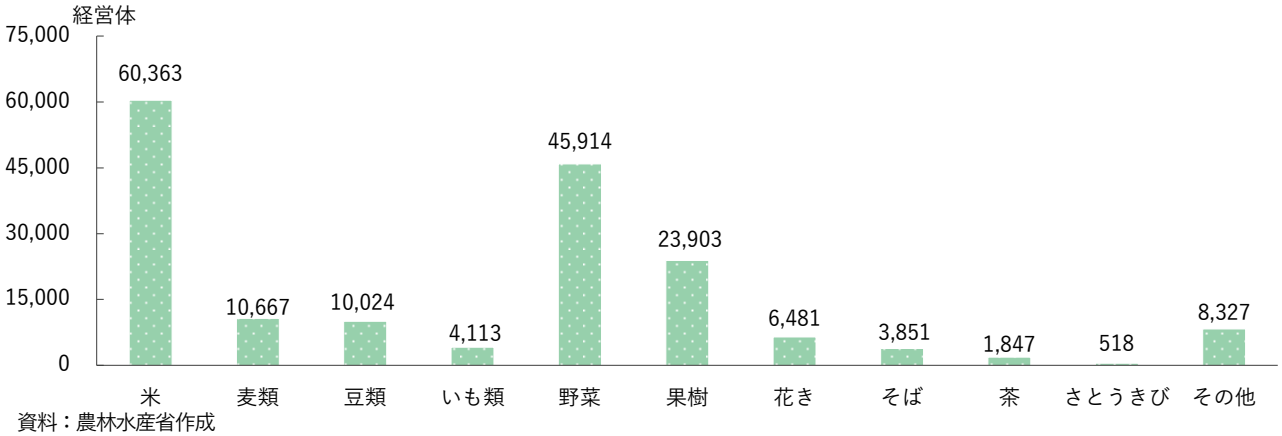
自然災害による損害を補償する農業共済と合わせた農業保険全体で見た場合、令和5(2023)年産における水稲の作付面積の79%、麦の作付面積の99%、大豆の作付面積の95%が加入していることになります。

図表2-4-17　収入保険の加入経営体数と加入割合



資料：農林水産省作成
注：加入割合は「2020年農林業センサス」における青色申告を行っている農業経営体数(35万3千経営体(正規の簿記と簡易な記帳の合計))に対する割合

図表2-4-18 収入保険の品目別加入経営体数



資料：農林水産省作成
注：令和6(2024)年の品目ごとの延べ経営体数

また、令和4(2022)年12月に、農業保険法の施行後4年を迎えた収入保険の今後の取組方針として決定した、(1)甚大な気象災害による影響を緩和する特例、(2)青色申告1年分のみでの加入、(3)保険方式のみで9割まで補償する新たな補償タイプについて、令和6(2024)年に保険期間が始まる収入保険の加入者から実施しています。

(農業共済事業を着実に実施)

農業共済制度は、農業保険法に基づき、農業者の経営安定を図るため、自然災害等による収穫量の減少等の損失を補塡することを目的としています。同制度は、被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補塡しており、農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払うこととしています。

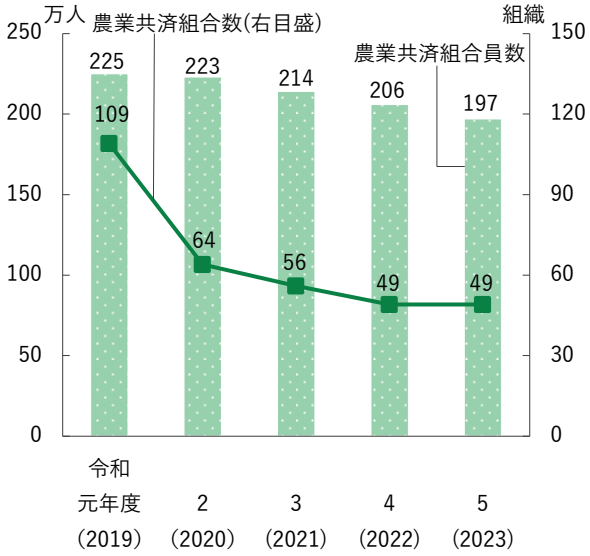
また、農業共済団体は、農業保険制度の実施主体として同法に基づき設立されており、農業共済組合及び農業共済事業を実施する市町村(以下「農業共済組合等」という。)、都道府県単位の農業共済組合連合会、国の3段階で運営されてきました。

近年、農業共済団体においては、業務効率化のため、農業共済組合等の合併により都道府県単位の農業共済組合を設立するとともに、農業共済組合連合会の機能を都道府県単位の農業共済組合が担うことにより、農業共済組合と国との2段階で運営できるよう、1県1組合化を推進しています。

農業経営のセーフティネットへの関心が高まる中、農業共済団体では、農業の生産現場での農業保険の普及・利用拡大に向けた取組を推進しています。

令和5(2023)年度における農業共済組合数は49組合、農業共済組合員数は197万人となっています(**図表2-4-19**)。

図表2-4-19 農業共済組合数、農業共済組合員数



資料：農林水産省作成
注：1) 農業共済組合数は各年度末時点の数値。令和3(2021)年度以前は、農業共済事業を実施する市町村の数値を含む。
2) 農業共済組合員数は、制度共済のほかに任意共済の加入者の数値を含む。令和3(2021)年度以前は、市町村が行う農業共済事業の加入者の数値を含む。

第5節 農業生産資材の生産・流通の確保と経営の安定

農業生産に必要な肥料や飼料等の農業生産資材については、価格高騰や原料供給国からの輸出の停滞等により安定供給を脅かす事態が生じるなど、食料安全保障上のリスクが増大しています。このため、輸入依存度の高い農業生産資材について、未利用資源の活用を始め、国内で生産できる代替物へ転換していくことが重要となっています。

本節では、農業生産資材の価格高騰への対応や安定確保に向けた取組について紹介します。

(1) 肥料価格高騰への対応と肥料原料の安定確保

(肥料原料の価格高騰に備えた対応を整備)

改正基本法において、国の責務として農業生産資材の価格の著しい変動が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずる旨が新たに規定されました。これを受けて、 農林水産省において、肥料価格の動向を調査するとともに、肥料原料価格が急騰し、肥料小売価格の急騰が見込まれる場合は、これまでの肥料価格高騰対策事業の仕組みや効果等を踏まえた、影響緩和対策を実施する仕組みが整備されました。

(肥料原料の過度な輸入依存からの脱却に向け、肥料の国産化を推進)

国際情勢に左右されにくい安定的な肥料の供給と持続可能な農業生産を実現することが求められている中、肥料原料の過度な輸入依存からの脱却に向け、国内資源を活用した肥料への転換を進めています。

このため、農林水産省では、肥料の国産化に向け、畜産業由来の堆肥や窒素やりん等を含む下水汚泥資源等の肥料利用を推進することとしています。

具体的には、肥料の原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者の連携による堆肥等の高品質化・ペレット化等に必要な施設整備、国内肥料資源の利用拡大に必要な圃場(ほじょう)での効果実証や機械導入等を支援するとともに、地域によって偏在する家畜排せつ物を原料とした堆肥を有効活用するため、ペレット化し広域流通させる取組の実証を支援しています。また、下水汚泥資源等については、新たな公定規格である「菌体りん酸肥料」[1]を活用することで、肥料成分の保証や他の肥料との混合が可能になり、農業者のニーズに応じた使いやすい肥料の生産につながることが期待されています。

さらに、農林水産省は、国内資源の肥料利用の拡大に向け、原料供給から肥料製造、肥料利用に至るまで連携した取組を各地で創出していくことを目的として、令和5(2023)年2月に「国内肥料資源の利用拡大に向けた全国推進協議会」を設置しました。

同協議会では、生産現場での利用拡大に向けた取組を推進するため、国内資源由来肥料に関する取組内容等の発信、国内肥料資源推進ロゴマークの活用促進を図るほか、国内資源由来肥料の需給調査の実施や国内肥料資源シンポジウム・交流会等の実施支援により関係事業者間の連携の強化を図っています。

[1] 第4章第3節を参照

くわえて、令和6(2024)年度からは、新たに国内資源を原料とした肥料を推進する優れた取組を募集し、優良事例を表彰する「国内肥料資源利用拡大アワード」を開始しました。

同協議会では各地で国内資源由来肥料の利用拡大に取り組む「ヒト」や「情報」のネットワーク化を進め、各地域における取組をより一層後押しすることとしています。

国内肥料資源の利用拡大に向けた全国推進協議会

URL：https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_hiryo/kokunaishigen/zennkokusuishin.html

(事例) 下水汚泥から肥料原料を回収する取組を推進(神奈川県)

(1) 循環型経済を目指して肥料の開発や利用拡大を推進

神奈川県横浜市では、肥料原料について輸入に過度に依存せず国内での資源循環や食料安全保障の強化につなげるため、横浜農業協同組合(以下「JA横浜」という。)及び全国農業協同組合連合会神奈川県本部(以下「JA全農かながわ」という。)と連携して、下水汚泥から回収した再生りんを配合した肥料の開発や同市内を中心とした利用拡大に向けた取組を推進しています。



(2) 実証試験施肥を通じて再生りん入り配合肥料の効果を確認

同市では、下水汚泥から肥料原料としてのりんを効率的に回収する施設を導入し、令和5(2023)年7月に再生りんを配合した肥料の開発・製造や同市内を中心とした利用促進に向け、横浜市・JA横浜・JA全農かながわの三者で連携協定を締結しました。同協定では、同市が再生りんの供給等を、JA全農かながわが再生りん配合肥料の製造等を、JA横浜が再生りん配合肥料の流通等を担うこととしています。

同市では、令和6(2024)年3月のりん回収施設の完成を受け、同年6月に再生りんの肥料登録を行いました。また、JA全農かながわでは、メーカーによる協力のもと、同市から提供を受けた再生りんを原料とし、窒素とカリウムをバランス良く配合した作物全般に使いやすい肥料の製造を同年8月から開始しています。さらに、製造した肥料の効果等を確認するために同市及びJA横浜の圃場や、同市内の農家の協力を得て試験栽培を行っています。



りん回収施設

資料：神奈川県横浜市

(3) ２０２７年国際園芸博覧会で国内外へ発信

同市では、市内イベントでの広報活動等を通じて、国内資源を活用した肥料製造の取組についての普及活動を行っています。また、同市で開催される「２０２７年国際園芸博覧会(GREEN×EXPO 2027)」において、SDGsの実現にも資する資源循環の象徴的な取組としてりん回収の取組を国内外に発信することも予定しており、今後、肥料の販売価格の調整等を行いつつ、市内を中心とした農業関係者等への普及展開を進めることで、肥料の国産化・安定供給に貢献していくとしています。



再生りんをPRするロゴマーク

資料：神奈川県横浜市

(2) 国産飼料の生産・利用の拡大への対応

(飼料の過度な輸入依存からの脱却に向け、国産飼料の生産・利用拡大を推進)

我が国の畜産経営において、令和5(2023)年の経営費に占める飼料費の割合を畜種別に見ると、約4～7割となっているものの、飼料の多くを輸入に依存しています。

国際情勢に左右される輸入飼料への過度な依存から脱却するためには、限られた農地や労働力を有効に活用し、牧草、青刈りとうもろこし等の国産飼料[1]の生産に立脚した畜産へ転換する必要があります。

このため、農林水産省では、畜産農家と耕種農家の連携、人材確保・育成を通じたコントラクター[2]等の飼料生産組織の運営強化、品質表示による販売拡大、国産粗飼料の広域流通、草地整備による生産性向上等を支援するとともに、飼料生産も含めた地域計画の策定や実現に向けた取組の促進により、国産飼料の生産・利用拡大を推進しています。

(耕畜連携への支援を実施)

生産現場においては、耕種農家の生産した国産飼料を畜産農家が利用する取組が増加しているほか、水田では、水稲の収穫に伴い、稲わらやもみ殻といった利用価値の高い副産物が産出され、家畜の飼料や敷料等の有用な資源として活用されています。また、家畜の飼養に伴い排出される家畜排せつ物は堆肥にすることにより、肥料や土壌改良資材等の有用な資源として活用されています。

農業生産資材価格が高騰し、耕種農家・畜産農家双方の経営に影響が見られる中、耕種農家と畜産農家が連携し、飼料作物と堆肥を循環させる「耕畜連携」の取組について、その重要性が一層高まっています。

農林水産省では、飼料作物を生産する耕種農家への飼料給与情報や飼料分析結果の提供のほか、耕畜連携協議会が行う畜産農家と耕種農家のマッチング活動といった国産飼料の生産・利用拡大の取組を支援しています。

[1] 第1章第3節を参照
[2] 第1章第3節を参照

(事例) コントラクター組織により国産飼料の生産を推進(長野県)

(1) 地域内の作業連携から発展したコントラクター組織を設立

長野県南牧村(みなみまきむら)は冷涼な気候を活かした高原野菜生産と酪農が盛んな地域です。同村で酪農経営を行う二ツ山(ふたつやま)牧場は、以前は濃厚飼料により高乳量を目指していましたが、飼料価格の高騰もあり、牛への負担を減らすため自給飼料を中心とした低コスト経営への転換を図る取組を進めていました。このような中、飼料作物の作付面積拡大を進め、収穫作業等に必要となるオペレーターを地域の農家に依頼するなど、地域内での作業連携を進めてきました。また、機械装備の拡充等により作業受託体制の整った同牧場に対し、ほかの農家からの作業依頼も増加したことから、平成24(2012)年に同牧場が中心となり、任意のコントラクター組織「ツワインヒルフィードギルド」を設立しました。





飼料となる青刈りとうもろこし
資料：ツワインヒルフィードギルド

(2) 畜産農家・野菜農家による資源循環型飼料生産を実現

同組織は、令和6(2024)年10月時点で畜産農家4戸、野菜農家9戸から構成されており、構成員以外を含め、農家からの飼料用作物の収穫や野菜生産圃場等への堆肥散布作業等の依頼を受託するほか、作業受託のスケジュール調整や作業受託料の収受、構成員へのオペレーター料等の支払も実施しています。

また、畜産農家で発生した堆肥を村内外の野菜や牧草等の飼料作物の生産圃場へ散布するとともに、野菜農家の圃場で葉物野菜の輪作として青刈りとうもろこしを生産し、地域の畜産農家に供給するなど、畜産農家、野菜農家が連携した資源循環型飼料生産を実現しています。



ツワインヒルフィードギルドの構成員
資料：ツワインヒルフィードギルド

(3) 持続可能な生産体制の確立に向け、野菜と青刈りとうもろこしの輪作体系の確立・普及を推進

このような取組を通じ、畜産農家では野菜農家を通じた飼料作物生産農地の確保や堆肥の販売先の拡大等といった効果が得られています。他方、野菜農家も、青刈りとうもろこしとの輪作による葉物野菜の連作障害が低減し、品質も向上するなどのメリットがあるほか、堆肥散布等の農作業を請け負うことにより農閑期の副収入を得られるため、双方、win-winの生産体制が確立されています。

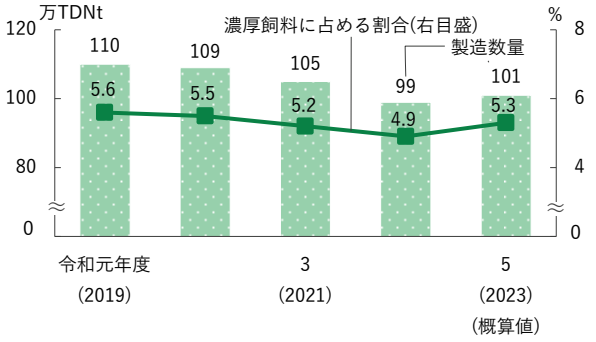
同組織では、今後とも野菜と青刈りとうもろこしの輪作体系の確立・普及に取り組むとともに堆肥の地域内利用を促進し、持続可能な生産体制の推進に取り組むこととしています。

(エコフィードの利用を推進)

食品製造副産物等を利用して製造された飼料である「エコフィード[1]」の利用は、食品リサイクルによる資源の有効活用や国産飼料の生産・利用拡大等を図る上で重要な取組です。

エコフィードの製造数量は、近年減少傾向にある中で、令和5(2023)年度は101万TDNtとなり、濃厚飼料全体の5.3%に相当する水準となっています(**図表2-5-1**)。

図表2-5-1 エコフィードの製造数量と濃厚飼料に占める割合



資料：農林水産省作成

[1] 食品製造副産物等を有効活用した飼料のこと。「環境にやさしい(ecological)」や「節約する(economical)」等を意味する「エコ(eco)」と飼料を意味する「フィード(feed)」を併せた造語

農林水産省では、地域の未利用資源を新たに飼料として活用するため、エコフィードの利用を推進しています。

(3) 燃料価格高騰への対応

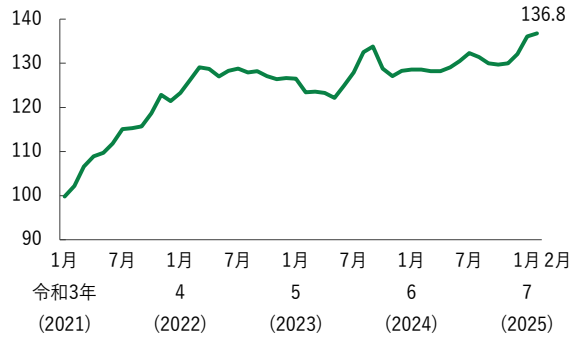
(燃料価格の高騰に対し、施設園芸農家等に向けた支援策を実施)

我が国の施設園芸経営において、令和5(2023)年の経営費に占める燃料費の割合は約2～4割となっています。

農業生産資材価格指数(光熱動力)は、令和 3(2021)年以降、上昇傾向で推移しており、令和 7(2025)年 2 月には過去最高となる 136.8 となりました(**図表 2-5-2**)。

令和6(2024)年度においても引き続き、計画的に省エネルギー化等に取り組む産地を対象に、施設園芸及び茶の農業者と国で基金を設け、燃油・ガスの価格が一定の基準を超えた場合に補塡金を交付しました。また、施設園芸農家向けのヒートポンプ等の導入支援を継続しました。

図表2-5-2 農業生産資材価格指数(光熱動力)



資料：農林水産省「農業物価統計調査」
注：1) 令和2(2020)年の平均価格を100とした各年各月の数値
2) 令和6(2024)、7(2025)年は概数値

(電気料金の高騰に対し、農業水利施設への支援を実施)

食料の安定供給に不可欠な公共・公益性の高い農業水利施設は、維持管理費に占める電気料金の割合が大きく、エネルギー価格高騰による影響を受けやすくなっています。このため、農林水産省では、ポンプの集約・再編、高効率機器への変換等の農業水利施設の省エネルギー化を進めるとともに、エネルギー価格高騰の影響を緩和するため、令和4(2022)年度から令和6(2024)年9月まで、農業水利施設の省エネルギー化に取り組む土地改良区等に対し、電気料金高騰分の一部を支援しました。

(4) 重点支援地方交付金で地域の実情に応じた取組を支援

(重点支援地方交付金は、農林水産業における物価高騰対策支援でも活用)

内閣府では、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」(以下「重点支援地方交付金」という。)により地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かく必要な事業を実施できるよう支援しています。重点支援地方交付金では、地方公共団体に対して生活者支援と事業者支援から成る八つの推奨事業メニューを提示しており、事業者支援のメニューの一つに農林水産業における物価高騰対策支援があります。

農林水産業における物価高騰対策支援では、卸売市場や農業水利施設等への光熱費高騰対応支援、飼料・肥料価格高騰対応、農畜産物の消費拡大に対する補助等が可能となっており、農林水産省では、地方公共団体による重点支援地方交付金の活用に資するよう農林水産・食品分野での活用事例や、支援事業に取り組む地方公共団体の一覧を紹介し、地方公共団体による重点支援地方交付金の活用を推奨しています。

令和5(2023)年度は7,142事業が交付決定を受け、その交付対象経費は5,960億円となりま

した(**図表2-5-3**)。このうち、農林水産業における物価高騰対策支援は871事業と全体の12.2%で、交付対象経費は475億円と全体の8.0%となりました。また、令和6(2024)年度においては、10,123事業が交付決定を受け、その交付対象経費は7,479億円となりました。このうち、農林水産業における物価高騰対策支援は1,301事業と全体の12.9%で、交付対象経費は725億円と全体の9.7%となりました。

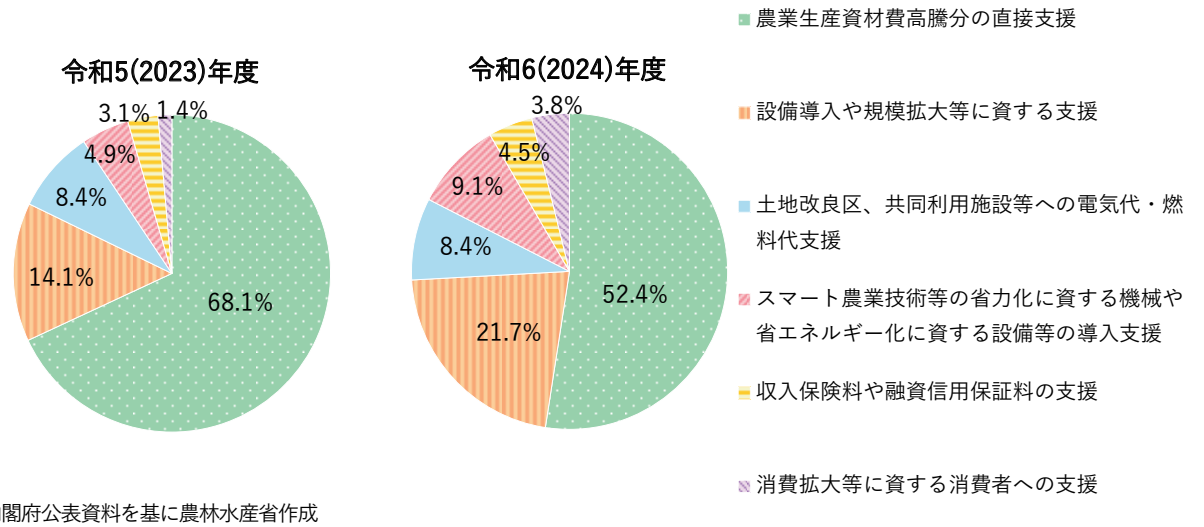
図表2-5-3 重点支援地方交付金の項目別に見た活用状況

項目		事業数(事業)		交付対象経費(億円)	
		令和5(2023)年度	6(2024)	5(2023)	6(2024)
事業者支援		3,388 (47.4%)	5,016 (49.6%)	3,031 (50.9%)	3,976 (53.2%)
	医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	1,313 (18.4%)	1,922 (19.0%)	969 (16.3%)	1,537 (20.6%)
	農林水産業における物価高騰対策支援	871 (12.2%)	1,301 (12.9%)	475 (8.0%)	725 (9.7%)
	中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	700 (9.8%)	972 (9.6%)	1,305 (21.9%)	1,258 (16.8%)
	地域公共交通や地域観光業等に対する支援	504 (7.1%)	821 (8.1%)	282 (4.7%)	456 (6.1%)
生活者支援		3,225 (45.2%)	4,009 (39.6%)	2,616 (43.9%)	2,902 (38.8%)
その他、推奨事業メニューよりも更に効果があると地方公共団体が考える支援		529 (7.4%)	1,098 (10.8%)	313 (5.3%)	601 (8.0%)
総計		7,142 (100.0%)	10,123 (100.0%)	5,960 (100.0%)	7,479 (100.0%)

資料：内閣府公表資料を基に農林水産省作成
注：1) 項目は、地方公共団体の自己選択に基づき分類
2) 交付対象経費は、各地方公共団体が提出した実施計画に記載された事業に係る経費の合計

令和5(2023)年度においては、農林水産業における物価高騰対策支援のうち、農業分野に特化した支援を見ると、飼料や肥料、燃料等の農業生産資材費高騰分を直接支援する事業が68.1%と最も多く、次いで設備導入や規模拡大等に資する支援が14.1%、土地改良区や共同利用施設等への電気代・燃料代支援が8.4%となっています(**図表2-5-4**)。また、令和6(2024)年度においても、令和5(2023)年度と同様に農業生産資材費高騰分を直接支援する事業の割合が高い状況ですが、設備導入や規模拡大等に資する支援やスマート農業技術等の省力化に資する機械や省エネルギー化に資する設備等の導入支援等の割合が上昇しています。農林水産省においても、引き続き地方公共団体に重点支援地方交付金の農業分野における更なる活用を働き掛けていくこととしています。

図表2-5-4 農業分野の重点支援地方交付金実施計画の事業別割合



資料：内閣府公表資料を基に農林水産省作成

注：1）地方公共団体から提出され、内閣府が取りまとめ公表している実施計画から、推奨事業メニュー「農林水産業における物価高騰対策支援」に当てはまる事業のうち、農業分野に特化した支援として令和5(2023)年度は714事業、令和6(2024)年度は286事業を抽出し、農林水産省にて独自に分類・集計した数値。なお、令和6(2024)年度は、令和7(2025)年1月15日までに内閣府が交付決定した事業を分類・集計したもの

2）「設備導入や規模拡大等に資する支援」は、スマート農業機械や省エネルギー化に資する設備等を除く。

（コラム）各地で重点支援地方交付金を活用した支援が展開

内閣府では、令和6(2024)年度補正予算においても重点支援地方交付金を追加で措置しており、地方公共団体においては、農業に特化した物価高騰対策として、飼料や肥料、燃料等の農業生産資材価格の高騰対策や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰対策を始めとした事業が引き続き展開されています。例えば鳥取県北栄町（ほくえいちょう）では、電気代高騰等に直面している土地改良区の支援のため、農業水利施設の電気代の値上がり分を補填しています。

また、地方公共団体の創意工夫により、各地で事業の幅が広がっていることがうかがわれる事例も見られます。具体的には、スマート農業技術や省エネルギー施設等の導入を促進することで農業者を支援する取組も見られます。青森県むつ市や福岡県大牟田市（おおむたし）、久留米市（くるめし）では、物価高騰の影響を受ける農業者の経営状況の改善や安定化を図るため、ICT技術やロボット技術を搭載した農業用機械・設備の導入を支援しています。

このほか、島根県では、肥料費や飼料費を始めとする直接的経費等の農業経営の維持に必要な運転資金に係る借入れを行う農業者を支援しています。

農業生産資材価格の高騰により、事業者は厳しい経営環境にありますが、地方公共団体においては重点支援交付金を効果的に活用し、事業者の声を吸い上げ、地域の実情に応じてきめ細かな支援を行っています。



重点支援地方交付金を活用した事業で導入された環境制御装置（丸印）

資料：福岡県久留米市

第6節 経営意欲のある農業者による創意工夫を生かした農業経営の展開

農業の持続的な発展のためには、経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした経営を展開していくことが重要です。また、農業法人の経営基盤の強化を図るため、その経営に従事する者の経営管理能力の向上、雇用の確保に資する労働環境の整備、自己資本の充実を促進していくことも必要です。

本節では、認定農業者制度、農業経営の法人化の進展、経営基盤の強化、労働力の確保等の取組について紹介します。

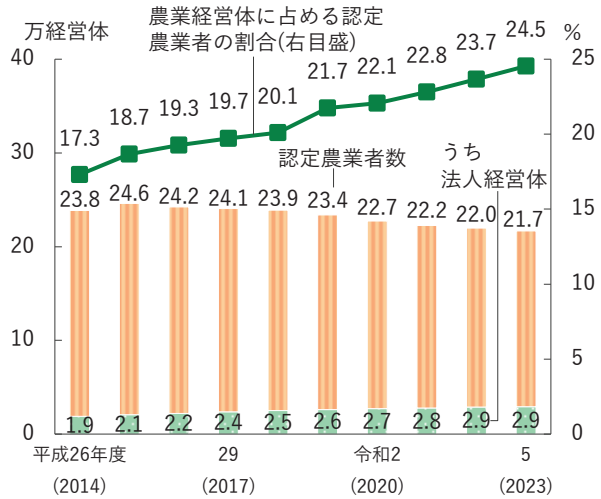
(1) 認定農業者制度を通じた経営発展の後押し

(農業経営体に占める認定農業者の割合は24.5%に上昇)

認定農業者制度は、農業者が経営の改善を進めるために作成した農業経営改善計画を市町村等が認定する制度です。同計画の認定数(認定農業者数)については、令和5(2023)年度は前年度に比べ1.4%減少し21万7千経営体となった一方、農業経営体の減少に伴い、農業経営体に占める認定農業者の割合については、令和5(2023)年度は前年度から0.9ポイント上昇し24.5%となっています(**図表2-6-1**)。このうち法人経営体の認定数については一貫して増加しており、令和5(2023)年度は前年度に比べ1.4%増加し2万9千経営体となり、法人経営体に占める認定農業者の割合は87.2%となっています。

農林水産省では、認定農業者が同計画を達成できるよう農地の集積・集約化や経営所得安定対策等の支援措置を講じています。

図表2-6-1 認定農業者数



資料:農林水産省「認定農業者の認定状況」、「農林業センサス」、「農業構造動態調査」を基に作成

注:1) 認定農業者数は各年度末時点の数値

2) 特定農業法人で認定農業者とみなされている法人を含む。

(2) 農業経営の法人化の進展と経営基盤の強化

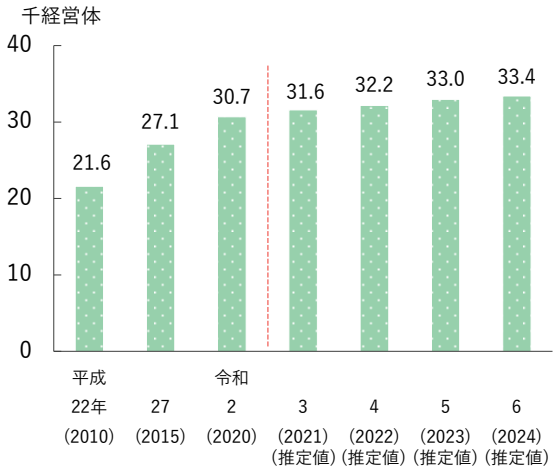
(農業法人の大規模化が進展)

農業経営の法人化には、経営管理の高度化や安定的な雇用、円滑な経営継承、雇用による就農機会の拡大等の利点があります。令和6(2024)年の法人経営体数は前年から1.2%増加し3万3,400経営体となりました(**図表2-6-2**)。農業生産に占める法人経営体等の団体経営体のシェアは年々拡大しており、令和2(2020)年は農産物販売金額の37.9%、経営耕地面積の23.4%を占めています。

都府県における経営耕地面積規模別の経営体数については、平成12(2000)年以降、5ha未満の経営体数は減少する一方、10ha以上の経営体数は一貫して増加しています(**図表2-6-3**)。特に大規模層ほど法人経営体が占める割合が増加しており、30ha以上の経営体では平成27(2015)年に50.0%であった法人経営体の割合は令和2(2020)年には60.0%に拡大しています。離農した経営体の農地の受け皿となることにより、農業法人の大規模化が進展している様子がうかがわれます。

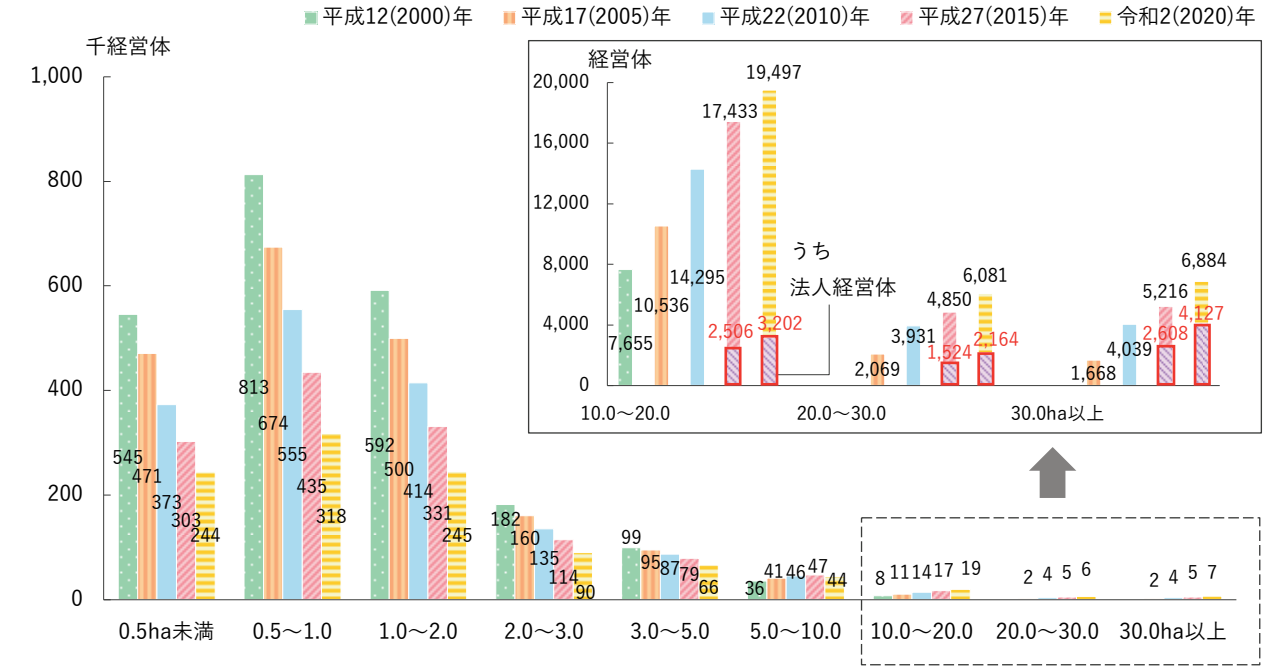
農林水産省では、農業経営の法人化や改善を進めるため、都道府県が整備している農業経営・就農支援センターによる経営相談や専門家を活用した助言等を通じた支援を行っています。

図表2-6-2 法人経営体数



資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」
注：1) 各年2月1日時点の数値
2) 令和3(2021)～6(2024)年については、農業構造動態調査の結果であり、標本調査により把握した推定値

図表2-6-3 経営耕地面積規模別の経営体数(都府県)



資料：農林水産省「農林業センサス」を基に作成
注：1) 各年2月1日時点の数値。ただし、平成12(2000)、17(2005)年の沖縄県については前年12月1日時点の数値
2) 平成12(2000)年は販売農家、平成17(2005)年以降は農業経営体の数値
3) 平成12(2000)年における15.0ha以上の販売農家数については、10.0～20.0haの販売農家数として表記している。

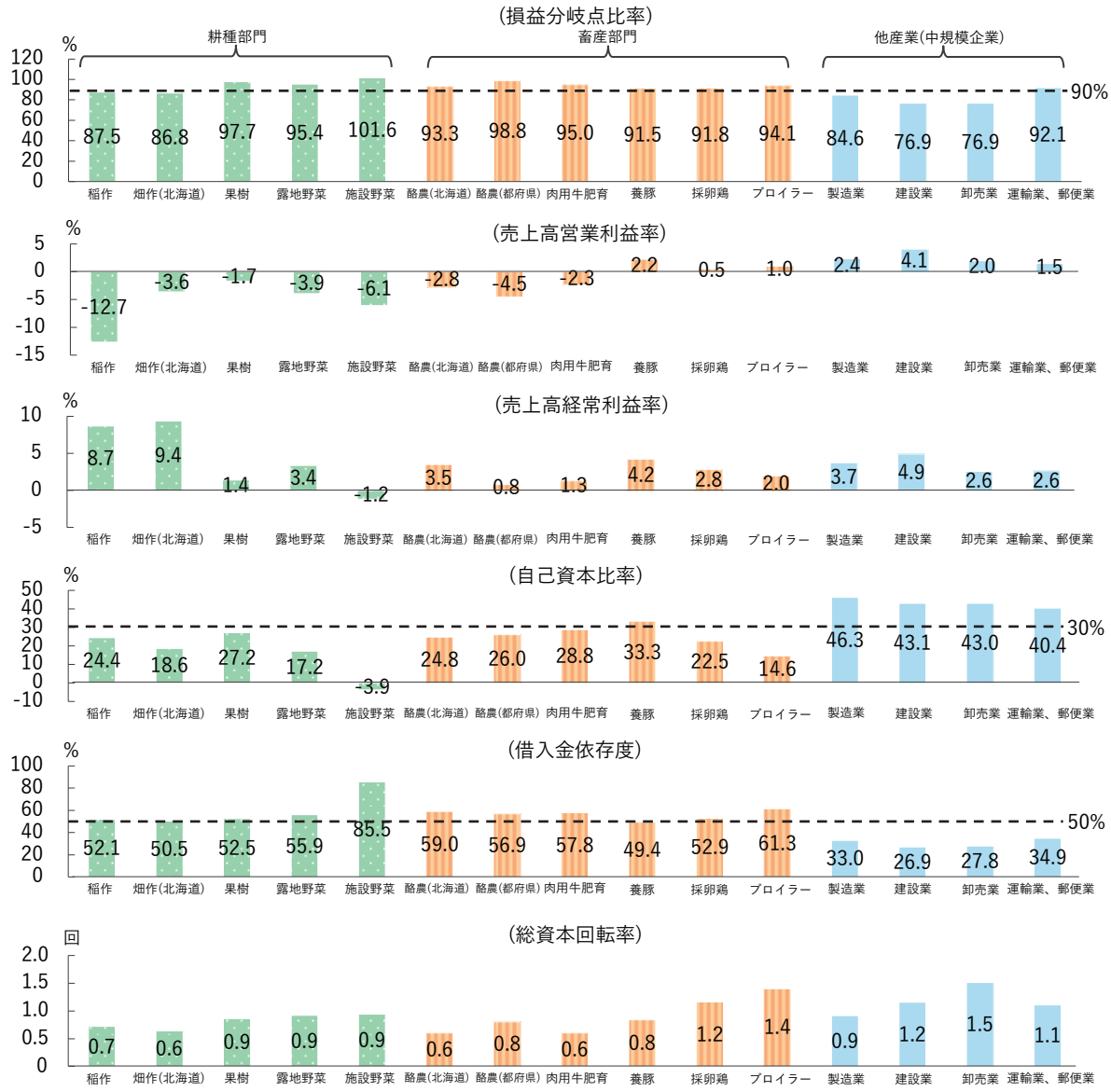
(農業法人の財務基盤は他産業と比べて脆弱な状況)

農業法人の経営状況については、売上高の減少に対する耐性を示す指標である損益分岐点比率が過半の部門で90%を超えており、概して売上高の減少に対する耐性が低くなっています(**図表2-6-4**)。また、本業の収益性を示す売上高営業利益率は、ほとんどの営農類型

でマイナスの状況です。くわえて、中長期的な財務の安全性を示す指標の一つである自己資本比率はおおむね30%を下回っている一方、借入金依存度は50%を上回る水準となっています。

経営規模や産業特性の異なる、他産業の中規模企業と一概に比較することはできませんが、農業法人については、総じて、債務超過となるリスクが高く、財務基盤が脆弱（ぜいじゃく）であるといった実態にあることがうかがわれます。このため、農業経営の改善を進めるなどの取組を通じて、経営基盤の改善・強化を図っていくことが求められています。

図表2-6-4 農業法人の財務基盤に関する指標



資料：株式会社日本政策金融公庫「農業経営動向分析結果」、財務省「法人企業統計調査」を基に農林水産省作成

注：1）耕種部門、畜産部門の数値は、株式会社日本政策金融公庫の融資先農業法人の決算データに基づく令和元(2019)～5(2023)年の公表値を単純平均したもの。各年で法人数が異なることに留意を要する。

2）他産業(中規模企業)の数値は、無作為抽出による標本調査によって算出した母集団法人の令和元(2019)～5(2023)年度における資本金1千万円以上1億円未満の企業の推計値を単純平均したもの

（農業者の経営管理能力の向上に向けた取組が重要）

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するためには、営農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産基盤整備の推進、農業経営の規模拡大その他農業経営基盤の強化を図ることが重要です。そのためには、農業法人等が離農農地の受け皿となり規模拡大や事業の多角化等を進めていくために必要な経営管理能力の向上に向けた取組等が重要となっています。

農林水産省では、農業者の経営管理能力及び農業者を支援する者の支援能力の向上に向けて、関係機関等が有機的に連携できるよう、農業者の支援を行っている各民間セクターを会員とした「農業経営人材の育成に向けた官民協議会」を令和6(2024)年6月に設置しました。同協議会では、経営戦略や財務・労務管理等を学ぶ研修プログラムの策定、農業経営の財務分析システムの開発等に取り組んでいます。

また、雇用確保や事業拡大、環境負荷低減や生産性向上のための新技術の導入等の様々な経営課題に対応できる人材の育成・確保を図るため、農業者のリ・スキリング[1]等を推進しており、各都道府県においても、営農しながら体系的に経営を学ぶ場として農業経営塾を開講する取組等により、農業者に対する研修機会の提供に取り組んでいます。

さらに、農地を適正かつ効率的に利用する者による農地の利用促進等を目的として、令和6(2024)年6月に改正農業経営基盤強化促進法[2]が公布されました。農地所有適格法人の中には取引企業との連携による経営発展のニーズがあることに対応し、農地所有適格法人が、出資により食品事業者等との連携を通じて農業経営を発展させるための農業経営発展計画について、農林水産大臣の認定を受けた場合は、議決権要件の特例を措置することとしています。これにより農業経営基盤の強化の促進が見込まれます。

(3) 労働環境の整備と労働力の確保

（雇用労働力の確保等の課題に対応する必要）

農業における就業者数のうち雇用者数については、平成12(2000)年の30万人から令和6(2024)年は55万人にまで増加しています(**図表2-6-5**)。

一方、国内の生産年齢人口が今後大幅に減少していくことが避けられない状況において、各産業で人材獲得競争が激化することが見込まれます。

農林漁業の有効求人倍率については、平成26(2014)年以降は1.0倍を超過するなど、人手不足の状況が継続しています(**図表2-6-6**)。

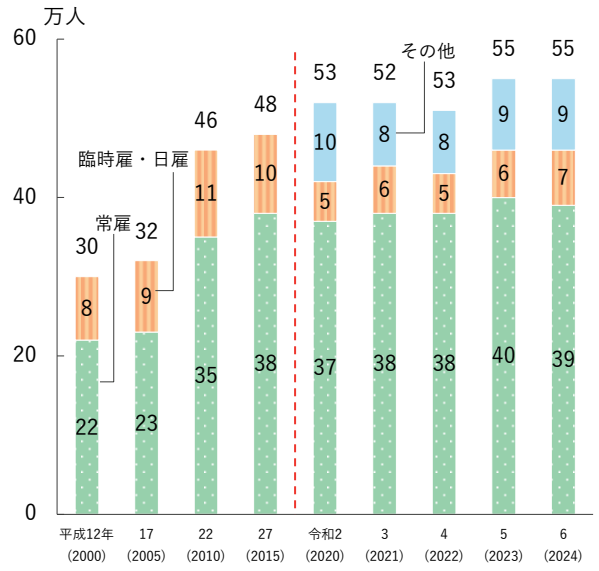
農業就業人口の減少が進む中で、人材を雇用する経営体が人と農地の受け皿となる事例が増加しており、今後、このような経営体が必要な雇用労働力を確保できなければ、地域農業を支えていくことが難しい状況にあります。今後、農業分野で雇用労働力の継続的な確保が課題となる中、食料安全保障の観点からも、雇用労働力の確保に関する施策を講じていくことが重要となっています。

農林水産省では、農業における労働力不足を解消するため、国内外からの人材の受入体制整備、呼び込み・確保、育成までの総合的な支援等に取り組んでいます。

---

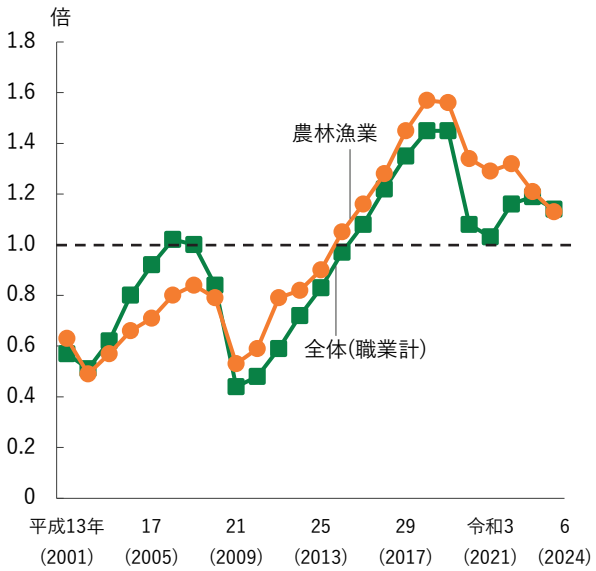
[1] 職業能力の再開発・再教育のこと
[2] 正式名称は「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律」

図表2-6-5 農業における就業者のうち雇用者数



資料：総務省「労働力調査」を基に農林水産省作成
注：1) 平成27(2015)年以前は、役員と一般常雇(1年を超える又は雇用期間を定めない契約で雇われている者で「役員」以外の者)を「常雇」、1か月以上1年以下の期間を定めて雇われている者を「臨時雇」、1か月未満の契約で雇われている者を「日雇」としている。
2) 令和2(2020)年以降は、雇用契約期間に基づき、定めがない者、1年超の者及び従業上の地位が役員の者を「常雇」、1年以下の者を「臨時雇・日雇」、期間が分からない者及び定めがあるか分からない者を「その他」としている。

図表2-6-6 農林漁業の有効求人倍率



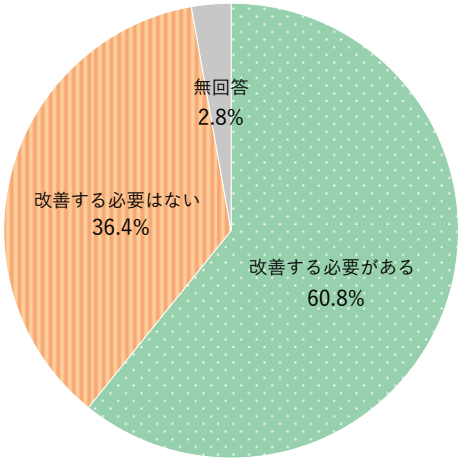
資料：厚生労働省「一般職業紹介状況」を基に農林水産省作成
注：有効求人倍率は、パートタイムを含む常用の数値

(農業経営における労働環境を改善する必要があると回答した経営体の割合は約6割)

農業では、天候や季節等の自然的条件に強く影響されること等を理由に、労働基準法の労働時間等に関する一部規定の適用除外や保険加入に関する特例が認められています。

令和6(2024)年1～2月に実施した調査によると、農業経営における労働環境を改善する必要性について、「改善する必要がある」と回答した経営体は約6割となっています(**図表2-6-7**)。また、「改善する必要がある」と回答した経営体のうち、農業経営における労働環境で改善が必要だと思う点については、「賃金の上昇」、「農業機械等の導入による作業負荷軽減」、「労働時間の短縮」等が挙げられており、他産業との人材獲得競争の中で、雇用労働力を確保していくためには、農業の労働環境改善を図ることが重要になっています。

図表2-6-7 農業経営における労働環境を改善する必要性



資料：農林水産省「農業労働環境の改善に関する意識・意向調査結果」(令和6(2024)年6月公表)
注：1) 令和6(2024)年1～2月に実施した調査で、有効回答数は2,110経営体
2) 「今後、農業経営における労働環境を改善する必要があると思いますか」の質問に対する回答結果

農林水産省では、雇用人材の確保・育成を推進するとともに、農業の労働環境改善を図るため、産地の農業経営体と地方公共団体等で構成される地域協議会等による、昇給制度の導入や作業工程の見直し等による従業員の働きやすさを高める取組を支援しています。

(事例) 多様な人材を呼び込み誰もが安心して働ける環境づくりを推進(熊本県)

(1) 経営内容の変化に合わせて、働き方改革に挑戦

熊本県益城町(ましきまち)の株式会社みっちゃん工房(こうぼう)は、もともと家族経営により、すいかやにらを栽培していました。平成13(2001)年に女性でも作業しやすいベビーリーフの栽培を開始し、経営規模を拡大する中で、多くの子育て世代の従業員を雇用するようになりました。このような中、出産時に退職する従業員が出始めたことを契機として、生活やライフステージが変化しても、復帰できる体制が必要と考え、働き方改革に取り組んできました。

(2) 安心して働ける環境づくりと従業員との信頼関係構築に取組

同社では、従業員が安心して働くことができるようにするために、全従業員の希望に沿った勤務シフトやパート従業員も活用できる育児休業制度、退職金共済への加入、子の看護、介護休業等を導入しました。

また、従業員との信頼関係を築くため、毎年の決算報告会や定期的な面談を行うことで、従業員への情報開示と対話を行う場を設け、売上げに対して経費が削減できていた場合には賃上げを実施することとしました。

このような取組の結果、離職者が減少し、職員の定着が図られたほか、県内外から正社員の求人への応募も増加しています。また、従業員のコスト意識の醸成とモチベーションの向上等により、従業員の労働時間縮減と売上げの増加の両方の実現に成功しました。

(3) 従業員との対話により誰もが安心して働ける環境づくりを推進

同社では、新入社員や外国人従業員に対する研修等を通じスキルアップにも取り組んでおり、今後も、性別や国籍に関係なく、それぞれのライフステージに合わせて従業員とのきめ細やかな対話を続けながら、誰もが働きやすい環境づくりを進めていくこととしています。





工場を訪れる育児休業中の従業員
資料：株式会社みっちゃん工房



従業員への決算報告会の様子
資料：株式会社みっちゃん工房

(他産地・他産業との連携等による労働力確保を推進)

農業の現場では、品目や産地に応じて、年間を通じた繁閑期が異なっており、繁忙期における労働力の確保が課題となっています。

農林水産省では、農業者と求職者をマッチングする労働力募集アプリの活用等による労働力確保の取組を支援しています。

また、繁閑期の異なる複数産地で労働者をリレー雇用する取組を支援し、他産地・他産業との連携等による労働力確保を推進しています。

(事例) 企業との連携によって農繁期の人手不足を解消(山形県)

(1) 農繁期の人手不足解消が課題

山形県天童市では、おうとうの栽培が盛んですが、収穫やパック詰め等の作業が短期に集中することから、農繁期の労働力不足が課題となっています。このため、同市では、おうとうの収穫や出荷作業等への市職員の副業の許可、他の地方公共団体等との協力による援農ボランティアバスツアーの実施等により、農繁期の労働力確保に取り組んできました。



(2) 企業で働く人が農作業に参加する企業連携プログラムを開催して、農繁期の人手不足解消を推進

同市では、更なる人手不足の解消に向けて、民間企業従業員の副業等による人材確保にも取り組んでおり、令和6(2024)年度には、東日本旅客鉄道株式会社、東日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社と連携して、企業で働く人の副業・ボランティアによる農作業支援を促進する企業連携プログラムを開催しました。

同プログラムは、1日単位で農業に従事したい人と農業者をマッチングするスマートフォンアプリを活用した民間企業従業員によるおうとう収穫等の農作業と異業種間での合同ディスカッションで構成されており、農繁期の労働力確保を図るとともに、プログラムの参加者が農業に関心を持ち、同アプリを活用するきっかけとなることも期待されています。



企業連携プログラムによるおうとう収穫作業の様子
資料：東日本旅客鉄道株式会社

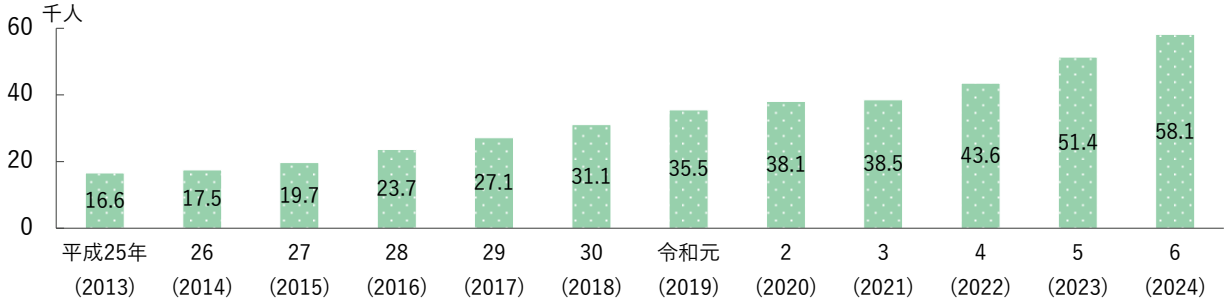
(4) 外国人材の労働力確保

(農業分野の外国人材の総数は前年に比べ増加)

農村における高齢化・人口減少が進行する中、外国人材を含め生産現場における労働力の確保が重要となっています。

令和6(2024)年における農業分野の外国人材の総数は、特定技能制度の活用が進んだことにより、前年に比べ7千人増加し5万8千人となっています(**図表2-6-8**)。

図表2-6-8 農業分野における外国人材の受入状況



資料：厚生労働省「「外国人雇用状況」の届出状況」を基に農林水産省作成
注：1) 各年10月末時点の数値
2) 令和元(2019)年以降の数値には、「特定技能在留外国人」の人数も含まれる。
3) 「外国人雇用状況」の届出は、雇入れ・離職時に義務付けており、「技能実習」から「特定技能」へ移行する場合等、離職を伴わない場合は届出義務がないため、他の調査と一致した数値とはならない。

このうち特定技能制度は、人手不足が続いている中で、外国人材の受入れのために平成31(2019)年に運用が開始された制度で、農業を含む16分野(介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業)において、「特定技能」の在留資格で一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れています。「特定技能」には在留期間に通算5年の上限がある「特定技能1号」と在留期間の更新に制限のない「特定技能2号」があり、いずれにおいても農業分野は対象となっています。

令和7(2025)年3月に法務省が公表した資料によると、令和6(2024)年12月末時点での農業分野における特定技能在留外国人数は、前年同月末に比べ5,470人増加し、29,331人となりました。

農林水産省では、農業分野における外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、外国人材の知識･技能を確認する試験の実施や働きやすい環境の整備等を支援しています。

(人材の育成と確保を目的とする育成就労制度が創設)

令和6(2024)年6月に、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を発展的に解消し、我が国の人手不足分野における人材の育成と確保を目的とする育成就労制度が創設されました。

育成就労制度では、我が国での3年間の就労を通じて特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保することを目的としており、育成就労外国人の本人意向による転籍を一定要件の下で認めること等により、労働者としての権利保護を適切に図ることとしています。

令和6(2024)年12月には、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下、「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」を設置し、令和7(2025)年3月に、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針について」が閣議決定しました。農林水産省は、引き続き、主務省庁である法務省及び厚生労働省等の関係省庁と連携し、令和9(2027)年度第1四半期の運用開始に向けて、必要な準備を進めています。

(5) 農業金融

(農業向けの新規貸付額は、5年前と比較して減少)

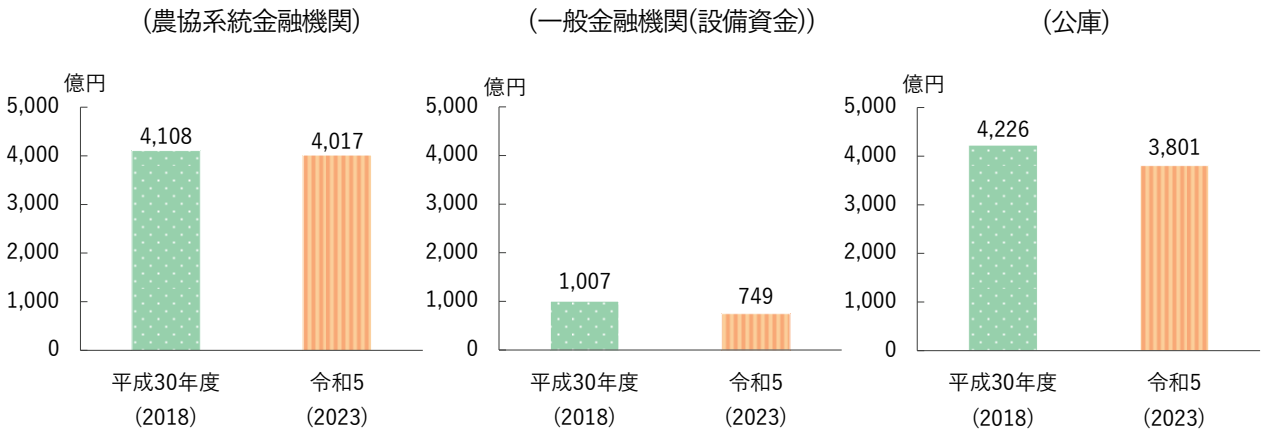
農業向けの融資においては、農協系統金融機関(信用事業を行う農協及び信用農業協同組合連合会並びに農林中央金庫(以下「農林中金」という。))、地方銀行等の一般金融機関が短期の運転資金や中期の設備資金を中心に、公庫がこれらを補完する形で長期・大型の設備資金を中心に、農業者への資金供給の役割を担っています。農業向けの新規貸付額については、平成30(2018)年度と令和5(2023)年度を二時点で比較すると、農協系統金融機関、一般金融機関、公庫ともに減少しています(**図表2-6-9**)。

農林水産省では、物価高騰等の影響を受けた農業者等が円滑な資金の融通を受けられるよう、金融支援対策を講じています。

また、令和6(2024)年9月には「農林中金の投融資・資産運用に関する有識者検証会」を立ち上げ、検証・分析を行いました。同検証会では、令和7(2025)年1月に報告書を取りまとめ、農林水産省及び農林中金に対し、農林中央金庫法等の改正を含め、農林中金の組織

や運用の体制の見直し及び農業出融資の拡大が提言されました。

図表2-6-9 農業向けの新規貸付額



資料：日本銀行「貸出先別貸出金」、農林中央金庫「ディスクロージャー誌 本編 統合報告書 2024年度版」、株式会社日本政策金融公庫資料を基に農林水産省作成

注：1) 一般金融機関(設備資金)は国内銀行(3勘定合算)と信用金庫の農業・林業向けの新規設備資金の合計
2) 農協系統金融機関は、新規貸付額のうち長期の貸付けのみを計上したもの

第7節　女性農業者・高齢農業者・農業生産組織の活動促進

女性農業者、高齢農業者、農業生産組織は、地域の活性化や農地の適切な保全・管理等の重要な役割を担っています。農業が成長産業として持続的に発展していくためには、女性が自らの意思によって農業経営等に参画する機会を確保するための環境整備、高齢農業者が生きがいを持てる環境整備や福祉の向上、農業生産組織の活動促進等を図ることが必要です。

本節では、女性農業者、高齢農業者、農業生産組織の活動促進等について紹介します。

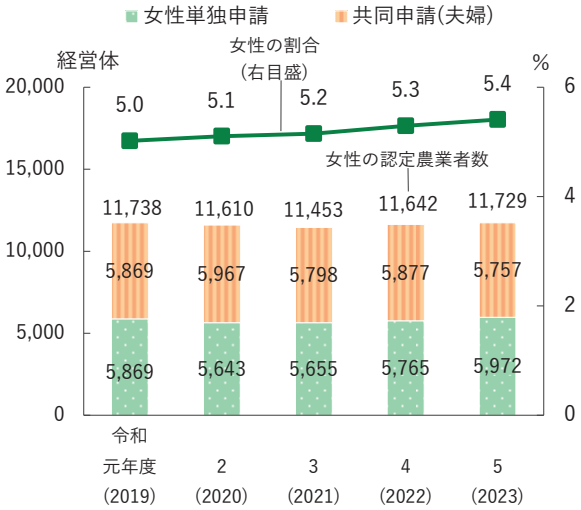
(1) 女性農業者の活動促進

(女性の認定農業者数は前年度に比べ0.7%増加し1万2千経営体)

令和5(2023)年度における女性の認定農業者数は、前年度に比べ0.7%増加し1万2千経営体となりました(**図表2-7-1**)。また、全体の認定農業者に占める女性の割合については、令和5(2023)年度は前年度に比べ0.1ポイント上昇し5.4%となりました。

認定農業者制度には、家族経営協定等を締結している夫婦等による共同申請が認められており、夫婦による共同申請の認定数は5,757経営体となっています。

図表2-7-1　女性の認定農業者数



資料：農林水産省「農業経営改善計画の営農類型別等の認定状況」を基に作成

注：各年度末時点の数値

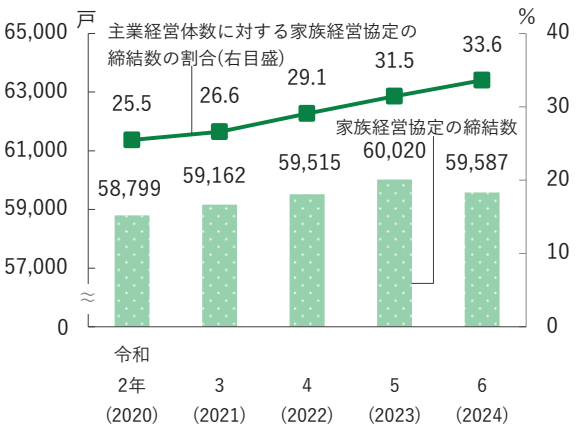
(家族経営協定の締結数は6万戸)

家族経営協定は、家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族全員が働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話合いに基づき取り決めるものです。

家族経営協定の締結数については増加傾向で推移しているものの、令和6(2024)年は前年に比べ433戸減少し5万9,587戸となりました(**図表2-7-2**)。主業経営体数に対する割合は上昇しており、令和6(2024)年の主業経営体数(17万7,100経営体)の約3割に相当する水準となっています。

令和5(2023)年度に締結した協定におい

図表2-7-2　家族経営協定の締結数



資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」等を基に作成

注：1) 家族経営協定の締結数は各年3月末時点の数値
2) 主業経営体数は各年2月1日時点の数値

て取り決められた内容を見ると、「労働時間・休日」が93.5%で最も多く、次いで「農業経営の方針決定」が93.0%、「農業面の役割分担」が85.4%、「労働報酬」が72.2%となっています。同協定において役割分担や就業条件等を明確にすることにより、仕事と家事・育児を両立しやすくなるほか、各々が研修会等に気兼ねなく参加しやすくなるなどの効果があることから、農林水産省では、同協定の締結を普及・推進しています。

家族経営協定
URL：https://www.maff.go.jp/j/keiei/jyosei/kyoutei.html

（農業委員、農協役員、土地改良区理事に占める女性の割合は上昇）

女性が働きやすい農業、暮らしやすい農村を作るためには、地域農業の方針策定に女性がより一層参画し、女性の声を反映していくことが重要です。

女性、そして若者が活躍できる地域農業の実現のため、農業委員会等に関する法律及び農業協同組合法においては、農業委員や農協理事等の年齢や性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないことが規定されています。

農業委員や農協役員、土地改良区理事[1]に占める女性の割合については上昇傾向で推移しており、令和元(2019)年度から令和5(2023)年度の間に、農業委員に占める女性の割合は、12.1%から14.0%へ、農協役員に占める女性の割合は同期間に8.4%から10.7%へ上昇しました。令和2(2020)年12月に閣議決定した第5次男女共同参画基本計画から女性参画の目標に追加された土地改良区理事に占める女性の割合は、令和5(2023)年度は前年度に比べ0.6ポイント上昇し1.4%になりました(**図表2-7-3、図表2-7-4**)。このような中、土地改良区の理事の構成に関して、年齢・性別に配慮する旨の規定を設けること等を内容とする「土地改良法等の一部を改正する法律」が第217回通常国会において成立し、令和7(2025)年3月に公布されました。

政府の「指導的地位に女性が占める割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進める」とする目標に向けて、農業分野でも一層歩みを進める必要があります。

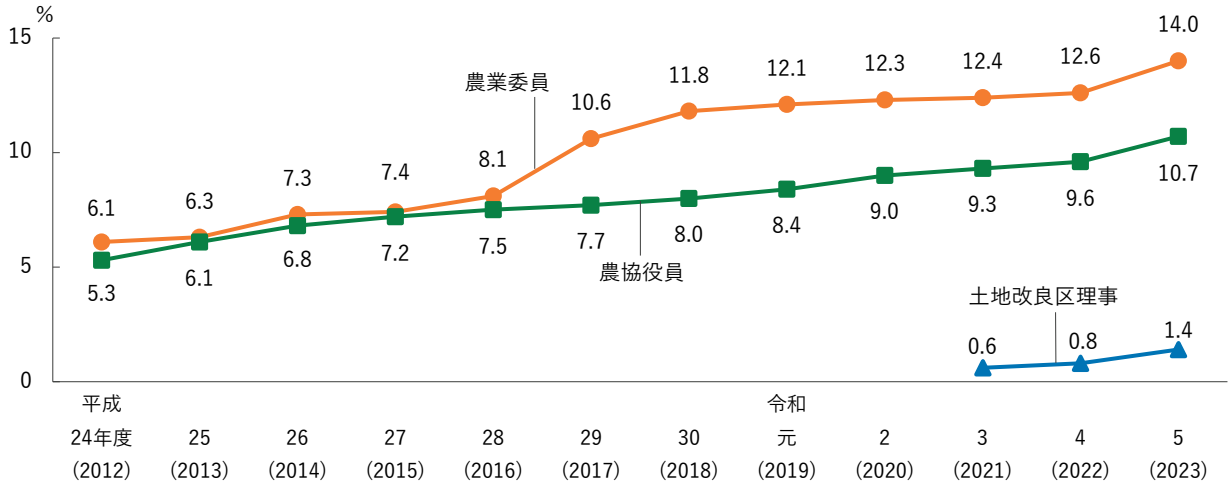
農林水産省では、地方公共団体、農業団体等に対して、女性の登用促進や具体的な目標の設定等についての働き掛けを行っています。また、女性の農業委員、農協役員、土地改良区理事等の活躍事例の発信及びその普及に取り組んでいます。令和6(2024)年度から、農業委員等の手当等を支援する農業委員会交付金の配分の算定要素に、女性委員等の登用の状況を追加しました。このような取組を通じて、女性参画・登用の更なる推進を図っています。


地域を見回る農業委員


第 70 回 JA 全国女性大会で発表する女性農協理事

[1] 本節では、土地改良区連合の理事を含む。

図表2-7-3　農業委員、農協役員、土地改良区理事に占める女性の割合



資料：農林水産省「農業委員への女性の参画状況」、「総合農協統計表」、「土地改良団体における女性理事登用状況」を基に作成
注：農業委員は各年度10月1日時点、農協役員は各事業年度末時点、土地改良区理事は各年度末時点の数値

図表2-7-4　第5次男女共同参画基本計画(令和2(2020)年12月閣議決定)における成果目標

項目	成果目標 (令和7(2025)年度)	策定時 (令和2(2020)年度)	現状 (最新値)
農業委員に占める女性の割合	20%(早期)、 更に30%を目指す	12.3%	14.0%
農業協同組合の役員に占める 女性の割合	10%(早期)、 更に15%を目指す	9.0%	10.7%
土地改良区 (土地改良区連合を含む。)の理事に 占める女性の割合	10%	0.6%	1.4%
認定農業者数に占める女性の割合	5.5%	5.1%	5.4%
家族経営協定の締結数	70,000件	59,162件	59,587件

資料：内閣府「第5次男女共同参画基本計画(令和2(2020)年12月閣議決定)における成果目標」、農林水産省「農業委員への女性の参画状況」、「総合農協統計表」、「土地改良団体における女性理事登用状況」、「農業経営改善計画の営農類型別等の認定状況」等を基に農林水産省作成
注：1) 農業委員は各年度10月1日時点、農協役員は各事業年度末時点の数値。現状は令和5(2023)年度の数値
2) 令和2(2020)年度の土地改良区(土地改良区連合を含む。)の理事に占める女性の割合は、調査を行っていないため、計画策定時に把握していた平成28(2016)年度の数値。現状は令和5(2023)年度末時点の数値
3) 認定農業者数に占める女性の割合は各年度末時点。現状は令和5(2023)年度の数値
4) 家族経営協定の締結数は各年度末時点。現状は令和5(2023)年度の数値

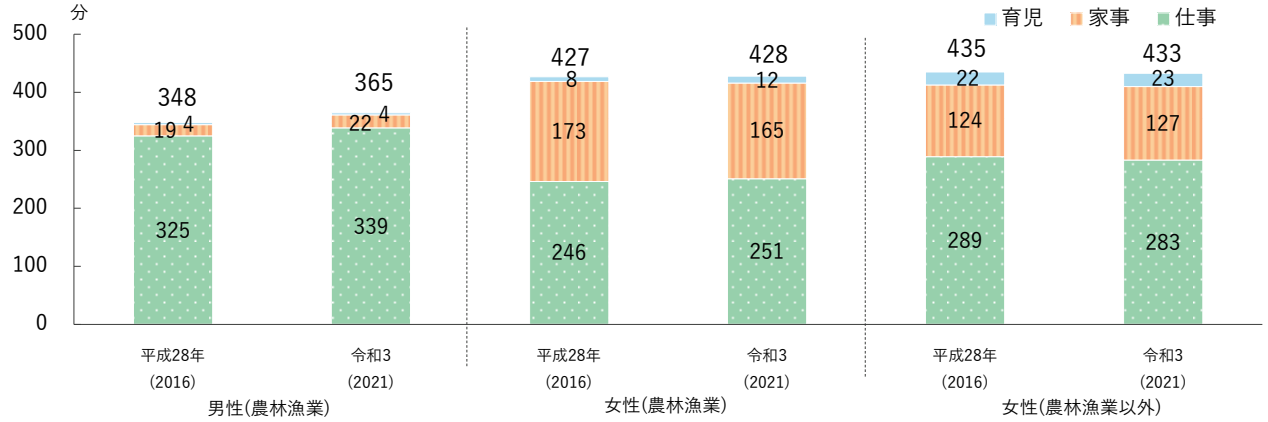
(女性が働きやすく暮らしやすい環境を整備する必要)

農村においては、依然として、家事や育児は女性の仕事であると認識され、男性に比べ負担が重い傾向が残っています。

総務省の調査によると、令和3(2021)年における女性の農林漁業従事者の1日(週全体平均)の家事と育児の合計時間は2時間57分で、男性の26分に比べ長くなっています(**図表**

2-7-5)。また、農林漁業以外の有業者の女性と比べても、女性の農林漁業従事者は家事の時間が38分長くなっています。

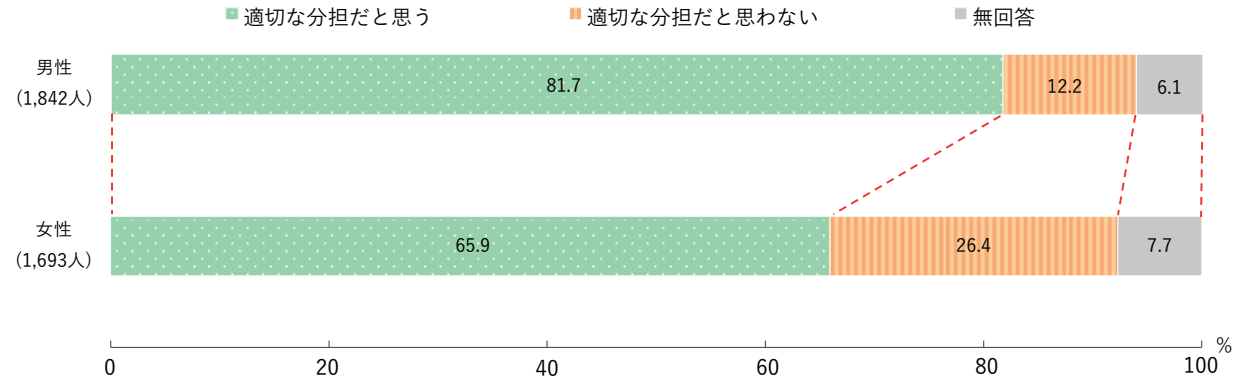
図表2-7-5 男女、職業別仕事・家事・育児時間(週全体平均)



資料：総務省「社会生活基本調査結果」を基に農林水産省作成

さらに、令和4(2022)年12月～5(2023)年1月に実施した調査によると、農業経営と家事・育児・介護のパートナーとの分担に関して、適切な分担だと思わないと回答した女性の割合は26.4%となっており、男性と比べ多くなっています(**図表2-7-6**)。

図表2-7-6 農業経営と家事・育児・介護のパートナーとの分担



資料：農林水産省「農業における女性活躍に関する意識・意向調査結果」(令和5(2023)年7月公表)
注：1) 令和4(2022)年12月～5(2023)年1月に実施した調査で、有効回答数は女性が1,693人、男性が1,842人
2) 「農業経営と家事・育児・介護との分担に関して、パートナーとの分担は適正だと感じていますか」の質問に対する回答結果

男性・女性が家事、育児、介護等と農業への従事を分担できるような環境を整備することは、女性がより働きやすく、暮らしやすい農業・農村をつくるために不可欠です。そのためには、家事や育児、介護は女性の仕事であるとの意識を改革し、女性の活躍に関する周囲の理解を促進する必要があります。

これには、労働に見合った報酬や収益の配分、仕事や家事、育児、介護等の役割分担、休日等について家族で話し合い、明確化する取組である家族経営協定の締結も有効です。

また、農業経営改善計画における共同申請は、農業経営における共同経営者としての女性の地位・責任を明確化することにつながります。

さらに、農林水産省では、女性の働きやすい環境を整備し、農業への女性の呼び込み・

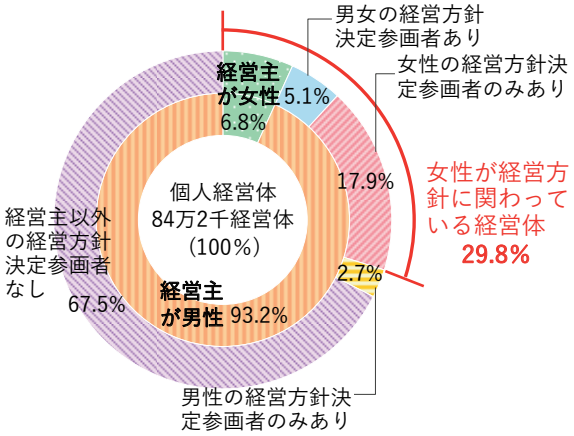
定着を推進するため、令和2(2020)年度以降、農業法人等が取り組む男女別トイレ、更衣室等の確保の取組を支援しています。女性が働きやすい環境整備を進めるためには、このようなハード面に加え、育児休業制度の措置を始めとしたソフト面での取組も必要です。育児休業制度を措置し、積極的に活用を推進した結果、女性だけでなく男性の育児休業取得につながった農業法人もあり、女性が働きやすい環境の整備は、多様な人材の働きやすさや呼び込みにもつながります。

(地域をリードする女性農業者の育成と農村の意識改革が必要)

令和6(2024)年における女性の経営への参画状況を見ると、経営主が女性の個人経営体は個人経営体全体の6.8%、経営主が男性で、女性が経営方針の決定に参画している個人経営体の割合は23.0%となっており、女性が経営に関与する個人経営体は全体の29.8%となっています(**図表2-7-7**)。

今後の農業の発展、地域経済の活性化のためには、女性の農業経営への参画を推進し、地域農業の方針策定にも参画する女性リーダーを育成していくことが必要です。あわせて、女性活躍の意義について、男性も含めた地域での意識改革を行うことにより、女性農業者の活躍を後押ししていくことが重要です。

図表2-7-7 女性の経営方針決定への参画状況(個人経営体)



資料:農林水産省「令和6年農業構造動態調査結果」を基に作成
注:令和6(2024)年2月1日時点の数値

これまで農村を支えてきた女性農業者が直面してきた、生活・経営面での悩みや解決策といった過去の知見や経験を新しい世代に伝えることや、学びの場となるグループを作り、ネットワーク化することは女性農業者の更なる育成に有効と言えます。また、女性農業者が持つ視点を活用し、消費者や教育機関といった農業者の枠を超えた者とのネットワークの形成を進めることも期待されています。

このように活動の幅を更に広げていくことは、農業・農村に新しい視点をもたらすとともに、女性農業者の農業・農村での存在感の向上にもつながるものと考えられます。

このため、農林水産省では、令和6(2024)年度に、経営力向上や地域農業の発展に対する意欲をもった全国の女性農業者を対象に、農業経営者や地域のリーダーとして必要な事業推進力とマネジメント力を習得するための研修を実施するなど地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成、女性グループの自主的な活動支援、グループ同士の連携、女性農業者の活躍事例の普及等の取組を支援しています。

(2) 高齢農業者の活動促進

(65歳以上の基幹的農業従事者数は前年に比べ3.0%減少し79万9千人)

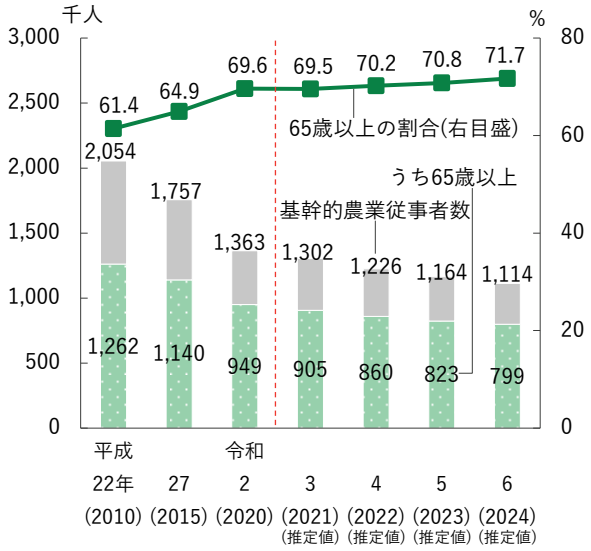
令和6(2024)年における65歳以上の基幹的農業従事者数は、前年に比べ3.0%減少し79万9千人となりました(**図表2-7-8**)。65歳以上の基幹的農業従事者は、全体の71.7%を占めており、その経験や技術を活かした経営、地域の営農継続や農地の保全等の様々な面で地域の農業において重要な役割を果たしています。

農林水産省では、リモコン草刈機を始めとしたスマート農業技術の活用を推進・普及し、農作業の効率化を図っており、高齢者が無理なく農作業を続けることにもつながっています。

また、高齢者は農作業における熱中症のリスクが高いため、安全に農作業ができるよう啓発資料を作成して、熱中症対策の注意喚起を行っています。

さらに、高齢者の生きがいの創出及びリハビリテーションを目的とした農林水産物生産施設及び附帯施設の整備等を支援しています。

図表2-7-8 65歳以上の基幹的農業従事者数



資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス」(組替集計)、「2015年農林業センサス」(組替集計)、「2020年農林業センサス」、「農業構造動態調査」を基に作成

注：1) 各年2月1日時点の数値

2) 令和3(2021)～6(2024)年の数値は、農業構造動態調査の結果であり、標本調査により把握した推定値

(事例) 地域の高齢者と協力した農業経営を推進(千葉県)

(1) 勝浦野菜工房株式会社は、介護の経験を活かした農業に挑戦

勝浦野菜工房株式会社は、千葉県勝浦市で農業を営んでおり、さといも等の野菜を栽培しています。代表取締役社長吉野大さんは、もともと同県内の介護施設で利用者と様々な野菜を栽培していましたが、地元である同市へ恩返しがしたいと考え、介護の経験を活かした農業を始めることにしました。

(2) 農作業を通じて、地元の高齢者が外に出て活躍する機会を提供

介護の仕事では、菜園での作業が高齢者の生きがいとなり、車いすの方が歩けるまで元気になる場面を見てきたことから、外に出て健康的に過ごせる機会として、過疎化が進む地元の高齢者に農作業への参加を呼び掛けました。

高齢者には地元の営農組合を通じて農作業への参加を呼び掛けており、多い時で約20人の参加者がいます。高齢者の方でも作業がしやすいよう手引を作成し、軽作業を中心にしているため、経験が無くても農作業に取り組みやすく、たくさんの高齢者が継続して農作業をしています。高齢者にとっては、交流の場にもなっており、心身の健康維持につながっています。

(3) 今後は障害者との連携も推進

同社では、今後、高齢者だけでなく地元の障害者施設とも連携して、障害者施設の利用者に農作業へ参加してもらい、収穫できた野菜を施設の食材に使用してもらうことで、農業経営を更に発展させていくこととしています。





収穫したさといも

資料：勝浦野菜工房株式会社



地域の高齢者との収穫作業

資料：勝浦野菜工房株式会社

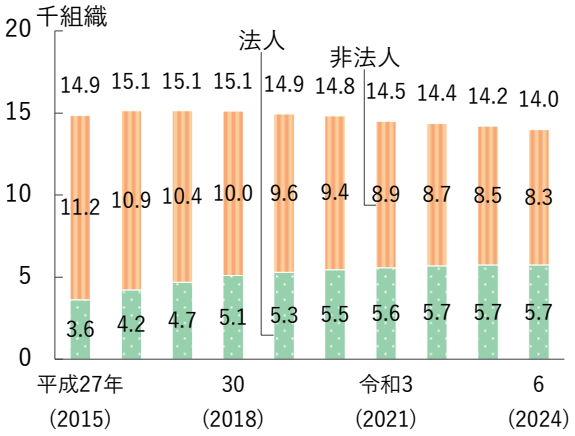
(3) 農業生産組織の活動促進

(集落営農の法人化が進展し、更に連携・合併に取り組む経営体が出現)

集落営農は、地域農業の担い手として農地の利用、農業生産基盤の維持に貢献しています。令和6(2024)年の集落営農数は前年に比べ206組織減少し1万3,998組織となりました(**図表2-7-9**)。一方、集落営農全体に占める法人の割合が近年一貫して上昇しており、更に集落営農の連携・合併により、組織体制及び生産基盤の強化を図る経営体も見られています。

農林水産省では、集落営農に対し、法人化のほか、広域化につながる機械の共同利用や人材の確保、高収益作物の導入といった取組を支援していくこととしています。

図表2-7-9 集落営農数



資料：農林水産省「集落営農実態調査」
注：1) 令和6(2024)年の調査結果には、令和6年能登半島地震の影響により調査を実施していない石川県の6市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)の集落営農を含まない。
2) 各年2月1日時点の数値

(事例) 集落営農の連合体を形成して、地域農業の課題に対応(山口県)

(1) 農業従事者の高齢化による、農業の後継者不足が深刻化

山口県萩市東部地域では、農業従事者の高齢化が進展しており、冬場に仕事が少なく年間を通じた雇用も難しいことから、農業の後継者不足が深刻化していました。このような課題に対応するため、平成28(2016)年に地域で集落営農を行う複数の農事組合法人等が共同で出資を行い、萩アグリ株式会社を設立しました。

(2) 集落営農間で連合体を形成し、コストの削減と新規事業に挑戦

同社は、2つの事業部を設け、このうち田園事業部では、各集落営農の経営コスト削減を目的に、スケールメリットを活かした農業生産資材の一括仕入れや機械の共同利用等に取り組むとともに高齢化対策として、担い手確保等事業継続に向け、幅広く取り組んでいます。

園芸事業部では、同社の基幹事業として、令和3(2021)年に設置した約56aの環境制御型のハウスで、冬春トマトの栽培に取り組み、地元の20歳代の農業大学校卒業生等社員3人を始め、十数人程度のパートも新たに雇用しました。このように通年雇用が確保されることから、担い手の確保にも貢献するものと見込まれます。

(3) 各集落営農と連合体がそれぞれの役割に取り組むことで地域を活性化

今後、それぞれの集落営農が主体的に農業生産、販売や地域資源の保全に取り組むとともに、同社がリーダーシップを発揮して新事業の展開や雇用創出を行うことで、人事交流を含め、グループの発展につながり、更なる地域の振興と活性化が期待されています。





IoT技術を駆使したトマトハウス
資料：萩アグリ株式会社



若手の職員による冬春トマトの収穫作業
資料：萩アグリ株式会社

第8節 農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備と保全

我が国の農業を成長産業にするとともに、食料安全保障の確保を図るためには、令和3(2021)年に閣議決定した土地改良長期計画を踏まえ、農地を大区画化するなど、農業生産基盤を整備し良好な営農条件を整えるとともに、大規模災害時にも機能不全に陥ることのないよう、国土強靱化の観点から農業水利施設の長寿命化や農業用ため池の適正な管理・保全・改廃を含む防災・減災対策を効果的に行うことが重要です。

本節では、水田の大区画化、汎用化・畑地化等の状況、農業水利施設の保全管理、流域治水の取組等による防災・減災対策の実施状況等について紹介します。

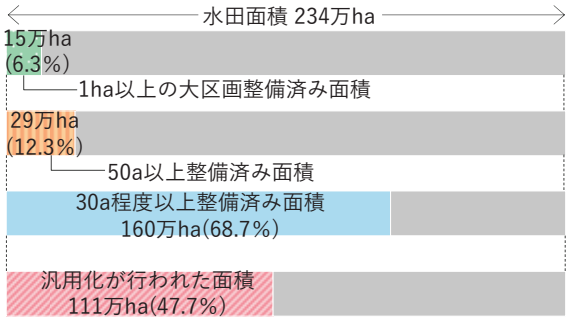
(1) 農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備

(50a以上に区画整備済みの水田は12%)

農地等の農業生産基盤は、食料安全保障の確保や農業の生産性向上を図っていく上で極めて重要であり、今後も効率的な整備を行っていくことが不可欠です。

令和5(2023)年の水田の整備状況を見ると、水田面積全体(234万ha)に対して、30a程度以上の区画に整備済みの面積は68.7%(160万ha)、担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減に特に資する50a以上の区画に整備済みの面積は12.3%(29万ha)、更に1ha以上の大区画に整備済みの面積は6.3%(15万ha)、暗渠排水の設置等により汎用化が行われた面積は47.7%(111万ha)となっています(**図表2-8-1**、**図表2-8-2**)。

図表2-8-1 水田の整備状況

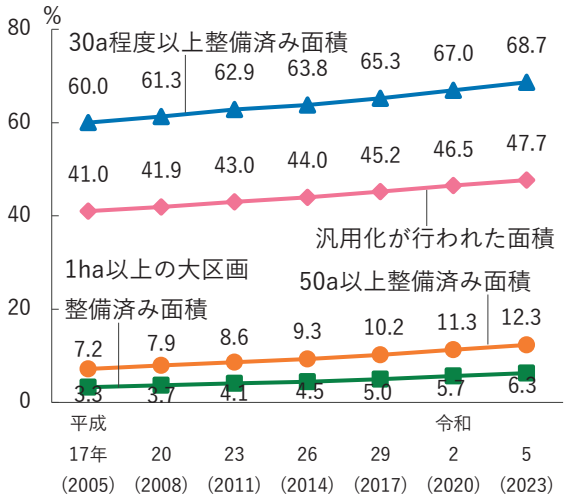


資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基礎調査」を基に作成

注：1)「汎用化が行われた面積」は、「30a程度以上整備済み面積」のうち、暗渠排水の設置等が行われ、地下水位が70cm以深かつ湛水排除時間が4時間以下の田の面積

2)「水田面積」は令和5(2023)年7月時点の田の耕地面積の数値、それ以外の面積は令和5(2023)年3月末時点の数値

図表2-8-2 水田の大区画化・汎用化の状況



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基礎調査」を基に作成

注：1)「汎用化が行われた面積」は、「30a程度以上整備済み面積」のうち、暗渠排水の設置等が行われ、地下水位が70cm以深かつ湛水排除時間が4時間以下の田の面積

2) 各年3月末時点の数値

また、令和5(2023)年の畑の整備状況については、畑面積全体(196万ha)に対して、畑地かんがい施設整備済み面積は25.9%(51万ha)、区画整備済み面積は65.7%(129万ha)となっています。

農林水産省では、農業の競争力や産地の収益力を強化するため、農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、畑地かんがい施設の整備等の農業生産基盤整備を実施し、担い手への農地の集積・集約化、畑作物・園芸作物への転換、産地形成等に引き続き取り組んでいきます。

(事例) 基盤整備により地域の明るい未来を目指して(宮城県)

(1) 地域農業の存続をかけて基盤整備に挑戦

宮城県美里町では長年、個々の農家による水稲主体の農業生産が展開されていましたが、圃場が10a区画と狭く、水路は用排水兼用の土水路であったことから、維持管理に多大な労力を要していました。また、地下水の高い区域等では湿田状態となり、水田の汎用化が困難となっていたこと等から、同県が中心となって平成16(2004)年度から平成29(2017)年度にかけて、経営体育成基盤整備事業による暗渠の設置や用排水路の整備、圃場の大区画化等を実施しました。





圃場に設置された
地下水位制御システム
資料：農事組合法人みらいす青生

(2) 個々の経営から集落営農組織へ、そして法人化へ

同事業を契機に、集落営農組合を経て平成26(2014)年に設立された農事組合法人みらいす青生は、農地約110haにおいて水稲、麦、大豆等を生産しています。

同法人では、事業により水田の汎用化と圃場の集積・集約化が図られたことから、水稲単作から水稲、小麦、大豆の2年3作のブロックローテーションへの転換を実現しています。

また、圃場の1ha区画への大区画化や農道の整備による大型機械の導入に加え、他の地域に先駆けて導入した地下水位制御システムにより水管理作業等の省力化が図られたことから、特に乾田直播栽培を導入した圃場においては、基盤整備前に比べ水稲の生産コストの約4割の削減に成功しました。

さらに、地下かんがいにより、土壌水分を適切に調整することが可能となり、大豆と麦については同県平均を大きく上回る収量を達成し、品質も向上しています。



一面に広がる大豆の圃場
資料：農事組合法人みらいす青生

(3) 地域農業の担い手として、今後は会社法人化も視野

同法人は、地域コミュニティの活性化にも貢献しています。新たに立ち上げた園芸部門では、女性が中心となりとうもろこしやねぎ等の収益性の高い作物を生産しています。また、地域農業の担い手として人材育成に取り組んでおり、同県の農業大学校の研修等の受入協力等も行っています。

同法人では、将来の会社法人化も視野に入れつつ、新技術の積極的な導入や働きやすい環境づくりに取り組み、同法人名の由来である「農業を基盤に地域の未来を明るくする」ことを目標に、今後も地域農業を守っていく考えです。

(スマート農業に適した農業生産基盤整備の取組が進展)

農業分野においては、担い手不足や高齢化の進展、耕作者の経営規模拡大に伴い、農作業の効率化・省力化が求められています。農業を取り巻く情勢が変化している中、自動走行農機やICT水管理等のスマート農業技術の活用は、地域農業の継続に有用であると考えられます。このため、農林水産省は、農地の大区画化、情報通信基盤の整備を始めとしたスマート農業技術の実装を促進するための農業生産基盤整備を推進しており、自動走行農機等の効率的な作業に適した農地整備、ICT水管理施設の整備、パイプライン化等に取り組んでいます。



自動給水栓

資料：秋田県

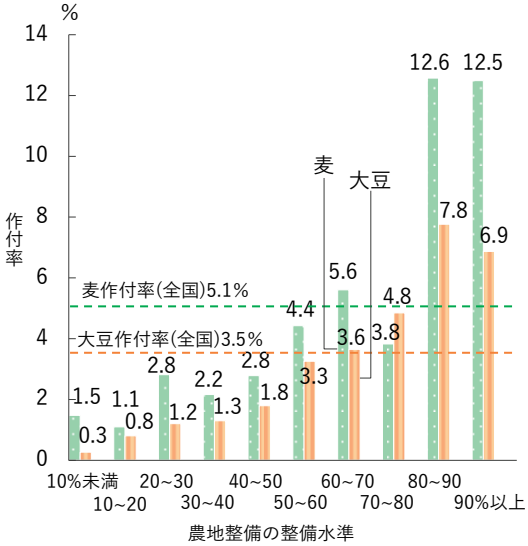
(国内の需要等を踏まえた農業生産基盤整備を推進)

食料安全保障を確保する観点で、持続可能な食料供給ができる農業生産基盤を確保していくことは重要です。世界の食料需給等をめぐるリスクの顕在化を踏まえ、麦や大豆、飼料等の海外依存度の高い品目の生産を拡大していく必要があります。また、農業者が減少する中、持続的な食料供給を確保するためには、これらに対応可能な生産基盤に転換していく必要があります。

我が国においては、これまで麦・大豆等の生産拡大や生産性向上に向けて整備が進められてきていますが、農地整備率の高い市町村ほど麦や大豆の作付けが高い割合となっており、農業生産基盤の整備が畑作物の生産拡大に向けて重要な要素となっていることがうかがわれます(**図表2-8-3**)。

農林水産省では、農業生産基盤整備においても、食料安全保障の確保を図る観点から、農地の大区画化、排水改良等による水田の汎用化・畑地化、畑地かんがい施設の整備による畑地の高機能化、草地整備のほか、情報通信基盤の整備、農業水利施設の省力化、省エネルギー化、集約・再編等を推進しています。

図表2-8-3 農地整備率と麦・大豆作付率



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基礎調査」を基に作成

注：1) 北海道、沖縄県を除く全国の市町村について、令和5(2023)年3月末時点の農地整備率の分級ごとに令和5(2023)年産の麦・大豆の作付面積と令和5(2023)年7月時点の耕地面積から作付率を算出

2) 全国は北海道・沖縄県を除く数値

（事例）水田の汎用化を契機として、大豆の契約栽培を開始（滋賀県）

(1) 畑作物の導入に向けて土壌の水はけ改善に挑戦

滋賀県東近江市の蒲生南部地区では、水稲を主体に麦、大豆等のブロックローテーションが行われてきました。一方、地区内の土壌は粘土質で水はけの悪い圃場条件であることに加え、約40年前に整備された暗渠排水施設の機能低下が生じていたことから、排水不良により収益の高い畑作物の導入等を始めとした営農の新たな展開に支障が生じていました。そのため、「滋賀蒲生町農業協同組合」（以下「JA滋賀蒲生町」という。）が中心となって、地域の中で話合いを進め排水改良による水田の汎用化に取り組みました。

(2) JA滋賀蒲生町が主導して、暗渠排水の導入による水田の汎用化を推進

JA滋賀蒲生町では、平成27(2015)年度から令和4(2022)年度にかけて、管内の生産者に圃場整備事業の実施を呼び掛け、圃場整備を希望する法人の取りまとめ作業、その他の事務作業の支援等を行い、約300haの圃場に暗渠排水を整備し、営農の省力化を図りました。また、暗渠排水の施工による圃場の排水改良等に取り組み、水田の汎用化を推進してきました。

(3) 水田の汎用化によって大手豆乳メーカーとの契約栽培を呼び込み、生産者の所得向上に寄与

同地区では、水田の汎用化を契機として、豆乳メーカーであるマルサンアイ株式会社と地域の農家等との間で、豆乳用の新品種大豆である「すみさやか」の契約栽培が進められています。多収性のある新品種の産地を探していた企業側と農業所得の向上につながる品種選定を行っていた農業者側との間で意向が合致した結果、同地区全体のすみさやか等の出荷量は54,390kgと、契約栽培の開始前に比べ47,310kg増加しており、生産者の所得向上につながっています。同地区では、継続的な基盤整備の実施に取り組むとともに、研修会等を通じた営農組織間連携を促進し、市場ニーズを捉えた生産体制の拡大・強化による地域農業の発展を目指していくこととしています。





暗渠排水管を敷設した圃場
資料：滋賀蒲生町農業協同組合



契約栽培の品種を作付けした圃場
資料：滋賀蒲生町農業協同組合

（農業生産基盤整備の事業効果の発現を通じた農村地域の振興が展開）

農業生産基盤整備を実施した地域では、事業による効果の発現を通じ、施設の管理、農作業の効率化等が図られています。農林水産省では、優良事例について、ウェブサイトを通じて紹介を行い、全国への横展開を図ることとしています。

土地改良事業を契機とした農村地域の振興事例集
URL：https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/kousyueki-zirei.html

（みどり戦略の実現に向け、農業水利施設の省エネ化・再エネ利用を推進）

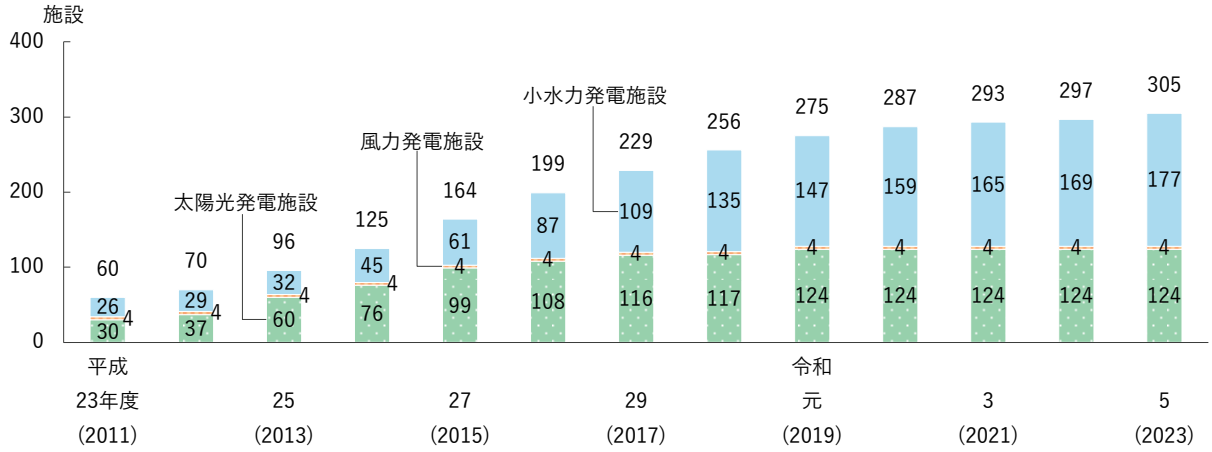
みどり戦略では、食料システムを支える持続可能な農山漁村の創造に向けて、環境との

調和に配慮しつつ、農業水利施設の省エネルギー化・再生可能エネルギー利用の推進を図ることとしています。

農業水利施設等を活用した再生可能エネルギー発電施設については、令和6(2024)年3月末時点で、農業用ダムや水路を活用した小水力発電施設は177施設、農業水利施設の敷地等を活用した太陽光発電施設、風力発電施設はそれぞれ124施設、4施設の計305施設を農業農村整備事業等により整備しました(**図表2-8-4**)。これにより、土地改良施設の使用電力量に対する小水力発電等再生可能エネルギーの割合は、同年3月末時点で31.5%となりました。

農林水産省では、みどり戦略の実現を後押しするため、農林水産業のCO_2ゼロエミッション化の推進に向けて、農業用水を活用した小水力発電等の再生可能エネルギーの導入や電力消費の大きなポンプ場等の農業水利施設の省エネルギー化に引き続き取り組んでいきます。

図表2-8-4 農業水利施設等を活用した再生可能エネルギー発電施設整備数(累計)



資料：農林水産省作成

注：各年度末時点の数値

(2) 農業水利施設の戦略的な保全管理

(農業水利施設の機能保全に対する取組を推進)

農業が持続的に発展し、食料安全保障の確保及び多面的機能の発揮という役割を果たしていくためには、水源を確保して適切な時期に必要な量の農業用水を農作物に供給するとともに、その生育を阻害しないよう適切に排水する一連の農業水利システムが、全国各地の農業生産の現場で持続的に安定して機能していることが不可欠です。

農林水産省では、国民共有の資産である農業水利施設について、適時の補修・補強、更新、突発事故が発生した場合の速やかな復旧等により機能保全を図り、農業水利施設の安定的な機能の発揮による持続的な農業生産の確保に努めています。

(標準耐用年数を超過している基幹的施設は58%、基幹的水路は48%)

農業者の減少や高齢化、農業水利施設の老朽化等が進行する中、基幹から末端に至る一連の農業水利施設の機能を安定的に確保し、次世代に継承していくことが重要です。

基幹的農業水利施設の整備状況は、令和5(2023)年3月末時点で、基幹的施設の施設数が7,763か所、基幹的水路の延長が5万2,073kmとなっており、これらの施設は土地改良区等

が管理しています(**図表2-8-5**)。

基幹的農業水利施設は、戦後から高度経済成長期にかけて整備されたものが多く、老朽化が進行しているものが相当数あり、標準耐用年数[1]を超過している施設数・延長は、基幹的施設が4,535か所、基幹的水路が2万4,902kmで、それぞれ全体の58.4%、47.8%を占めています。

また、経年劣化やその他の原因による農業水利施設の漏水等の突発事故については、令和5(2023)年度は1,650件となっており、依然として高い頻度で発生しています(**図表2-8-6**)。

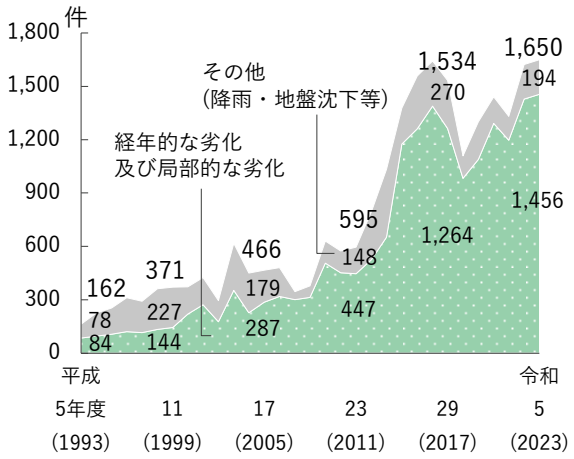
農林水産省では、農業水利施設を長寿命化し、ライフサイクルコスト[2]の縮減を進めるとともに、突発事故の発生を防止するため、適期の更新整備を推進することとしています。

図表2-8-5　基幹的農業水利施設の老朽化状況

		施設数・延長	うち 標準耐用年数超過	標準耐用年数超過割合(%)
基幹的施設(か所)		7,763	4,535	58.4
	貯水池	1,295	133	10.3
	取水堰	1,976	897	45.4
	用排水機場	3,030	2,401	79.2
	水門等	1,138	862	75.7
	管理設備	324	242	74.7
基幹的水路(km)		52,073	24,902	47.8

資料：農林水産省「農業基盤情報基礎調査」を基に作成
注：令和5(2023)年3月末時点の数値

図表2-8-6　農業水利施設の突発事故発生状況



資料：農林水産省作成

(人口減少に対応した農業水利施設の維持管理の効率化・高度化を推進)

都市化の進展や集中豪雨の頻発化・激甚化等により、施設管理者は複雑かつ高度な維持管理を行うことが求められている一方、農村人口の減少等により、施設操作等に係る人員や、土地改良区の賦課金収入の確保が困難となりつつあり、この傾向は今後より一層深刻化するおそれがあります。

農業水利施設の維持管理の効率化・高度化や突発事故の発生防止に向け、基幹施設では、農地面積や営農の変化を踏まえた集約・再編等のストックの適正化といったハード面での対応のほか、ドローンやロボット等を活用した管理水準の向上、ICT導入等による施設の操作・運転の省力化・自動化、維持管理要員の確保・育成、土地改良区に対する専門家派遣等の技術的支援等といったソフト面での対応も併せた総合的な対策に取り組むことが重要です。

また、末端施設においては、開水路の管路化、畦畔(けいはん)拡幅、法面(のりめん)被覆といった圃場周りの管理作業の省力化に資する整備を推進していくとともに、末端施設の保全管理を行う地域の活動組織の体制強化を図っていくことが必要となっています。

[1] 所得税法等の減価償却資産の償却期間を定めた財務省令を基に農林水産省が定めたもの
[2] 施設の建設に要する経費、供用期間中の維持保全コストや、廃棄に係る経費に至るまでの全ての経費の総額

農業水利施設の保全管理

URL：https://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/sutomane/index.html



ドローンによる頭首工の点検

資料：大分県土地改良事業団体連合会



点検ロボットによる通水中の水路トンネルの点検

資料：農研機構

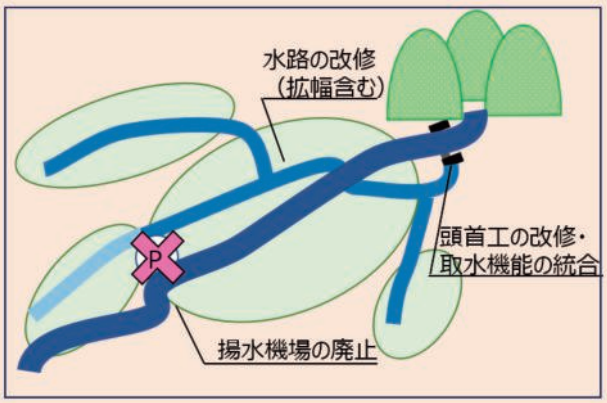
（コラム）農業水利施設の集約・再編により管理・更新にかかる負担を抑制

人口減少下において、農業生産基盤の保全を図るため、農業水利施設の管理・更新にかかる負担抑制を図ることが必要になっており、農業水利施設を集約・再編する取組が各地で見られています。

例えば山形県鶴岡市、酒田市及び三川町にまたがる赤川地区では、昭和39(1964)～49(1974)年度にかけて造成された基幹水利施設が老朽化し、農業用水の安定供給に支障を来すとともに、施設の維持管理にも多大な労力と費用を要していたことから、平成22(2010)～令和3(2021)年度にかけて国営かんがい排水事業「赤川二期地区」を実施し、頭首工や幹線用水路等の機能を維持するための改修等を行いました。

この事業では、施設の改修に加え、頭首工とは別に地区内への用水補給を行っていた下流の揚水機場を廃止し、上流の頭首工に取水機能を統合する用水系統の見直しにも取り組みました。営農形態の変化により稼働率が低下し、老朽化も相まって維持管理費が増大していた揚水機場を廃止・撤去することで、電気代や人件費といった維持管理費が削減されたほか、将来的な更新整備に係る費用も削減されることから、農業水利施設の効率的な運営・管理が実現されています。

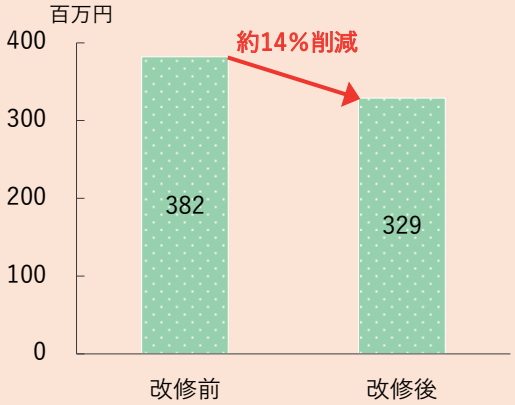
標準耐用年数を超える農業水利施設が相当数ある中、営農形態の変化等に対応しつつ施設の機能を持続的に保全していくため、ストックの適正化等による戦略的な保全管理を進めていくことがますます重要となっています。



赤川二期地区の事業概要図

資料：農林水産省作成

赤川二期地区における農業水利施設の年間の維持管理費



資料：農林水産省作成

(3) 農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策

(農業水利施設、農業用ため池の防災・減災対策を推進)

近年、時間降水量50mm以上の大雨の発生回数は増加傾向にあり、湛水被害等が激化しています[1]。また、南海トラフ地震の被害想定エリアには全国の基幹的水利施設の3割が含まれています。

頻発化・激甚化する豪雨・地震等の自然災害に適切に対応するためには、農業水利施設等の老朽化や豪雨・地震への対策、施設の集約・再編を含めた適切な更新、流域治水の取組を推進するための補修・更新等が重要です。

また、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池については、廃止工事を含む防災工事のハード対策と、劣化状況評価や地震・豪雨耐性評価の実施、ハザードマップ作成等のソフト対策を組み合わせながら防災・減災対策を推進することが重要です。

このような中、防災重点農業用ため池に係る防災工事等を集中的かつ計画的に推進するため、ため池工事特措法[2]に基づき、都道府県知事は防災重点農業用ため池を指定するとともに、防災工事等推進計画を策定しています。令和6(2024)年3月末時点で指定された防災重点農業用ため池は約5万3千か所となっています。

さらに、農林水産省では、防災重点農業用ため池の監視・管理体制を強化するため、農業用ため池の管理者等へ技術的な支援を行う「ため池サポートセンター」等の活動を支援しており、令和7(2025)年1月末時点で40道府県において設立されています。あわせて、ハザードマップの作成、監視・管理体制の強化等の農業用ため池の防災・減災対策を推進しており、令和6(2024)年3月末時点でハザードマップ等を作成した防災重点農業用ため池の数は、全体の約9割となっています。

くわえて、農業用ため池に水位計や監視カメラ等の遠隔監視機器を設置することにより、豪雨時の水位データや洪水吐きの状況等を遠隔地からリアルタイムで把握することが可能となり、災害時における避難情報の発令等の判断材料となりうるものとして期待されています。流域治水の観点からも重要な取組であり、農林水産省では、引き続き遠隔監視機器の設置を支援していくこととしています。



農業用ため池に設置された遠隔監視機器

資料：長野県

(農業用ため池の管理保全施策の点検・検証を実施)

ため池管理保全法[3]では、法施行後5年を目途として、その施行状況の点検・検証を行うこととされており、農林水産省は、法施行後5年目に当たる令和6(2024)年に有識者による「農業用ため池の管理保全施策の施行状況の点検・検証に係る委員会」を設置し、農業用ため池の管理保全施策における施行状況の点検・検証を行いました。

同委員会では、同年9月に点検・検証の結果として、ため池管理保全法に規定されてい

[1] 第5章第1節を参照
[2] 正式名称は「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」
[3] 正式名称は「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」

る制度等はおおむね適切に施行されており、ため池管理保全法は改正する必要がないとされた一方、農業用ため池の管理保全における課題への対応として、「農業用ため池の管理保全に係る持続的な体制整備」、「災害への備え、災害発生時の迅速かつ的確な対応」等の提言が示されました。これらの提言を踏まえ、引き続き、農業用ため池の管理保全施策を適切に推進していくこととしています。

(農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組を推進)

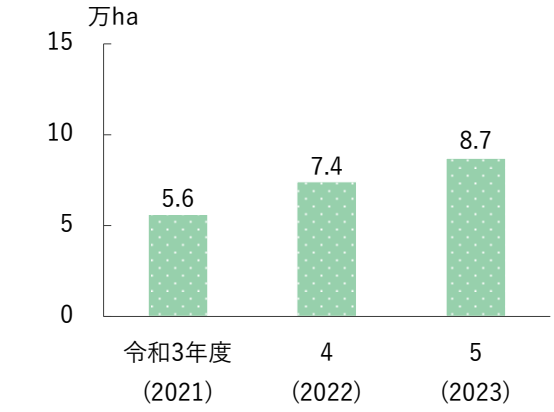
「流域治水プロジェクト」は、国、地方公共団体、企業等が協働し、各水系で重点的に実施する治水対策の全体像を取りまとめたものであり、令和7(2025)年3月末時点で全国109の一級水系における119のプロジェクトのうち110プロジェクトで農地・農業水利施設の活用が位置付けられています。

農林水産省は、流域全体で治水対策を進めていく中で、水田を活用した「田んぼダム」、農業用ダムや農業用ため池の事前放流、市街地や集落の湛水被害も防止・軽減させる排水施設の整備といった農地・農業水利施設の活用による流域治水の取組を関係省庁や地方公共団体、農業関係者等と連携して推進しています。

このうち「田んぼダム」は、小さな穴の開いた調整板等の簡易な器具を水田の排水口に取り付けて流出量を抑えることにより、水田の雨水貯留機能の強化を図り、実施する地域の農地・集落や下流域の浸水被害リスクの低減を図る取組です。令和5(2023)年度の取組面積は、前年度に比べ1万3千ha増加し8万7千haとなりました(**図表2-8-7**)。

また、令和6(2024)年度の出水期においては、延べ208基の農業用ダムで事前放流等により洪水調節容量を確保し、洪水被害の軽減を図りました。

図表2-8-7 田んぼダムの取組面積



資料：農林水産省作成

(4) 農業生産基盤の整備・保全に向けた施策の推進

(土地改良区の運営基盤強化を推進)

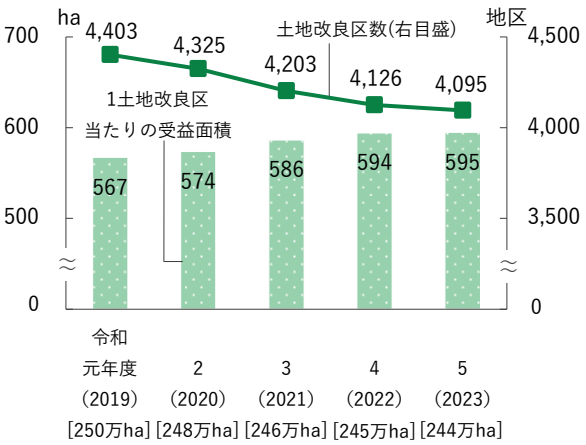
土地改良区は、農業水利施設の整備・農地の大区画化等のほか、農業水利施設の保全管理を行っています。

土地改良区の数は合併の推進もあり減少傾向で推移しており、令和5(2023)年度においては4,095地区となっています。また、1土地改良区当たりの受益面積は拡大傾向にあり、同年度で595haとなっています(**図表2-8-8**)。

また、土地改良区の受益面積規模別の職員数と受益面積10a当たりの恒常的経費支出額を見ると、小規模な土地改良区では、1土地改良区当たりの平均職員数が一人を下回るなど職員が十分に確保されておらず、恒常的経費も割高となる傾向にあります(**図表2-8-9**)。

人口減少下において、組合員の減少や高齢化が課題となる中、持続的に土地改良区の組織を維持し、将来にわたって、農業水利施設等の保全管理といった土地改良区が求められる役割を十分に果たすためには、引き続き土地改良区の再編整備や多様な主体との連携等を促進することを通じて、その運営基盤の強化を図ることが重要です。

図表2-8-8 土地改良区数、受益面積、土地改良区当たりの受益面積

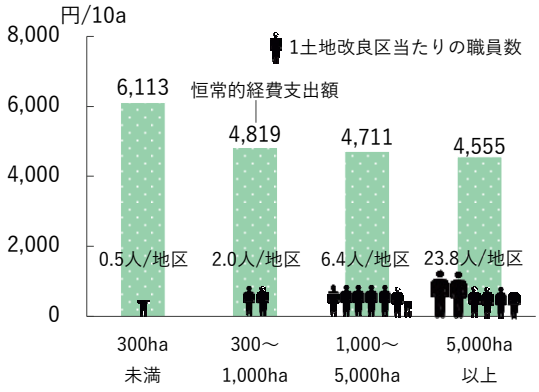


資料：農林水産省作成

注：1) 各年度末時点の数値

2) [ ]内は、全国の土地改良区の受益面積

図表2-8-9 土地改良区の受益面積規模別の職員数と恒常的経費支出額



資料：農林水産省作成

注：1) 1土地改良区当たりの職員数は、令和5(2023)年度末時点の数値

2) 恒常的経費支出額は、令和2(2020)年度における土地改良区の受益面積10a当たりの運営費と維持管理費の合計

(農業生産基盤の整備・保全等に必要な制度の見直しを実施)

農林水産省では、農業生産基盤の保全等に向けて、災害等によるリスクが高まる中、老朽化が進む農業水利施設の計画的な更新や地域の農業水利施設の維持管理を将来にわたって継続していくため、必要な制度を見直しています。土地改良事業により造成された基幹的な施設については、その大半において老朽化が進行しており、今後、計画的な更新を進めていく必要があります。また、農村人口の減少下において、地域の施設等の適切かつ継続的な保全体制の確立が急務となっています。さらに、災害の激甚化・頻発化を踏まえ、施設の被害を未然に防止する対策と、被害が発生した際の対策の拡充が求められています。

このような背景の下、施設の老朽化の進行や農村人口の減少、気候変動による災害リスクの増大等に的確に対応できるよう、国や都道府県の発意によって基幹的な施設の更新を行う事業を創設し、地域の多様な関係者が連携し施設等の保全を行っていく計画を認定する制度を創設するとともに、手続を簡略化して迅速に実施できる急施の防災事業に損壊が生じるおそれがある施設の補強等の対策を追加、復旧事業に再度災害防止のための対策や突発事故と類似の被害を防止するための対策を追加し、また、農地中間管理機構関連事業の実施主体に市町村を追加するほか、土地改良区による地域の情報通信環境の整備を可能とするなど、農業生産基盤の整備・保全に必要な制度の見直しを行う「土地改良法等の一部を改正する法律」が第217回通常国会において成立し、令和7(2025)年3月に公布されました。

第9節 農林水産・食品分野を支える技術の開発・推進

高齢化や労働力不足等の我が国の農業現場が直面している課題の解決に向けて、イノベーションを創出していくことが重要です。

本節では、産学官連携による研究開発の動向、農業施策の展開におけるデジタル変革に向けた取組等について紹介します。

(1) イノベーションの創出・技術開発の推進

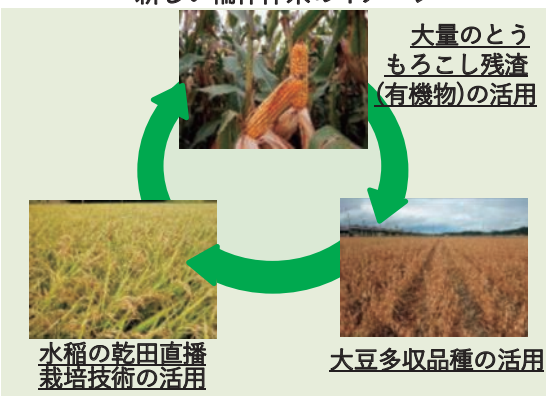
(農林水産・食品分野における技術の開発を推進)

農林水産省では、食料安全保障の強化やみどり戦略の実現に向け、スマート農業技術にも対応した品種開発の加速化や、農林漁業者のニーズを踏まえた現場では解決が困難な技術的問題に対する研究開発を推進しています。

最近の研究の例では、水田輪作の高収益化に向け、茎葉等の残さも有機物として活用可能な子実用とうもろこしをブロックローテーションに組み込み、生産性向上と地力維持を両立できる技術や、ブリ類の輸出拡大に向け、冷凍ブリの血合筋が褐変するのを防止するため、解凍後の色調保持時間を延長する技術等を開発しました(**図表2-9-1**)。

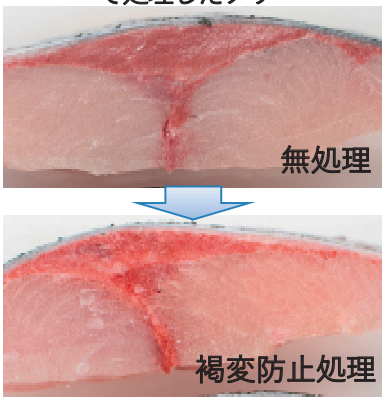
図表2-9-1 農林水産・食品分野における技術開発の事例

子実用とうもろこしを導入した
新しい輪作体系のイメージ



＊写真の出典は、農研機構

解凍後の色調変化を防止する技術
で処理したブリ



＊写真の出典は、国立研究開発法人水産研究・教育機構

資料：農林水産省作成

(スタートアップの取組を支援)

我が国における経済成長を実現するため、牽引(けんいん)役として新しい技術やアイデアを有するスタートアップに大きな期待が寄せられています。農林水産業・食品産業の現場は、担い手不足の解消や環境と調和した食料生産への転換等の様々な課題を抱えており、これらの課題を乗り越えるためには、スマート農業技術や、廃棄物から資源を生み出すアップサイクル技術等の先端技術を速やかに社会実装させる必要があります。

スタートアップは、このような先端技術を有し、それを起点に新たなビジネスを起こす潜在力を持っており、農林水産・食品分野の発展にはスタートアップの存在は不可欠となっています。

しかしながら、スタートアップの成長過程には、いわゆる「死の谷[1]」等の幾つもの壁があり、どんなに優れた技術を有していても、社会に成果を還元できないスタートアップも多数存在します。

また、農林水産・食品分野では、IT系等の分野に比べて、研究開発後、サービスを展開して、利益を回収するまでに相対的に長い期間を要するケースが多いため、成長資金の流入が少ない状況にあります。

このため、SBIR[2]制度に基づき、農林水産・食品分野において新たな技術・サービスの事業化を目指すスタートアップ・中小企業等が行う研究開発等を発想段階から事業化準備段階まで切れ目なく支援しています。

また、スタートアップによる先端技術の社会実装を促進するため、事業化に向けて実際の使用環境下において大規模に実証する取組に対する支援を行っています。

このほか、投資円滑化法[3]に基づき、スマート農業技術やフードテックのスタートアップ等に投資する民間の投資主体への資金供給を促進することとしています。

(事例) 衛星データとAIを活用し、新たなサービスを創出(兵庫県)

(1)衛星データとAIを活用し、多様なサービスを展開

兵庫県丹波市のサグリ株式会社は、衛星データとAIを組み合わせた技術で農業分野の課題解決に取り組むスタートアップです。同社では、衛星データから耕作放棄地を検出し、農地のチェック業務を効率化できるアプリや、作付けされている作物を衛星データから推定し、画面上で一目で確認できるアプリの提供を行っています。また、生育・土壌の状態を見える化する営農アプリを提供しているほか、衛星データ解析とGIS*1技術を用いて、点在する農地を検出し、農地を提供可能な農地所有者と利用したい作り手・担い手をつなげる農地マッチングサービスの展開を行っています。

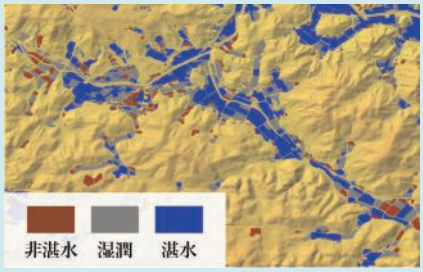




衛星データを活用した土壌分析
資料：サグリ株式会社

(2)カーボン・クレジットの創出に向けて

令和5(2023)年度には農林水産省中小企業イノベーション創出推進事業において採択され、土壌分析や水田の湛水状況の検知技術を用いて、農業分野における温室効果ガス削減の促進とカーボン・クレジット創出量の最大化を目指す取組を進めています。また、令和32(2050)年に目標とされているネット・ゼロ*2社会への貢献や農地の価値の向上を目指しています。



数理統計モデルによる湛水状況診断
(中山間地域への適用例)
資料：サグリ株式会社

＊1 Geographic Information Systemの略で、地理情報システムのこと
＊2 カーボンニュートラルや脱炭素と同義

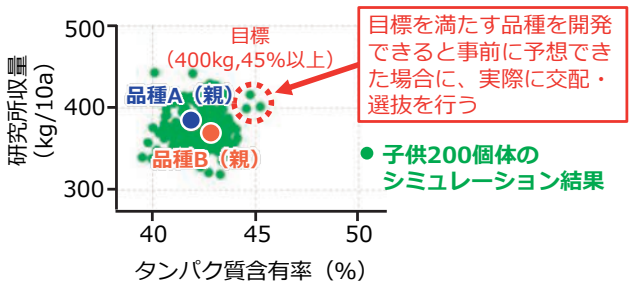
[1] 製品開発～事業化における難所。製品開発から事業として収益を得るまでに要する時間が長く、事業化体制構築には相当な資金調達が必要となるため、経営判断の難しさ等から失敗するケースも多い。
[2] Small/Startup Business Innovation Researchの略で、中小企業者による研究技術開発と、その成果の事業化を一貫して支援する制度のこと
[3] 正式名称は「農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法」

(SIP/BRIDGEを通じて府省連携による研究開発を推進)

このような農林水産省の取組と合わせて、内閣府の総合科学技術・イノベーション会議(CSTI[1])の下、戦略的イノベーション創造プログラム(SIP[2])や、研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム(BRIDGE[3])の研究プロジェクトを通じて、府省連携による研究開発を推進しています。

SIPでは、「豊かな食が提供される持続可能なフードチェーンの構築」として、食料安全保障の強化等に向けた研究開発に取り組んでいます。このうち大豆の課題では、過去60年の日本国内の育種データを蓄積し、交配前に子孫の収量・品質等をシミュレーションすることにより、多収・高品質の新品種開発を効率化させるプラットフォームの開発を行っています(**図表2-9-2**)。また、生産現場の環境等に応じて、品種選択、作業時期等を最適化するAIの開発や、同AIからスマート農業機械への作業指示、データ取得等を行う、スマート農業技術と連携するシステムの開発を行い、これらの取組を通じ、大豆の地域単収1.6倍以上を目指しています。また、BRIDGEでは、農林水産分野での生成AIの活用に関する研究に取り組んでおり、農研機構に蓄積された研究データを始め、我が国農業に関する大量のデータを学習させた農業用基本AIモデルを構築し、そこにさらに地域に特化したデータを追加学習させた農業特化型生成AIを開発しました。これにより、農業者や普及指導員が栽培技術に悩んだ際に質問をすると、本生成AIが正確なデータに基づくアドバイスを行い、迅速に課題解決が図られることが期待されており、令和6(2024)年10月から、農研機構が本生成AIの実証実験を三重県で開始しています。このほか、農地や河川等の広域に被害が広がるナガエツルノゲイトウ等の侵略的外来種の効果的な防除技術の開発について、環境省、地方公共団体等と連携した取組を進めるなど、農林水産・食品分野の社会課題解決につなげる様々な研究開発を推進しています。

図表2-9-2 育種プラットフォームによる新品種開発効率化のイメージ



資料：農研機構



ナガエツルノゲイトウの画像識別 AI を構築

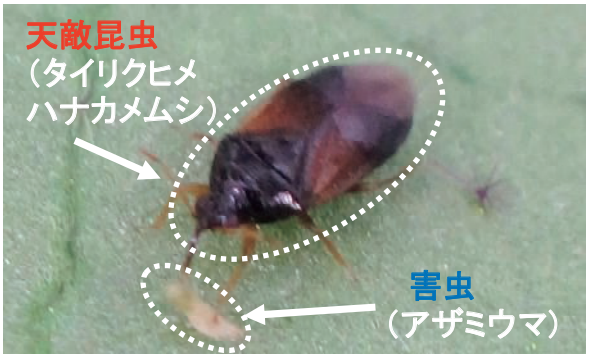
資料：農研機構
注：青色の丸はナガエツルノゲイトウを識別したもの。赤色の丸は近縁種を識別したもの

[1] Council for Science, Technology and Innovationの略
[2] Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Programの略
[3] programs for Bridging the gap between R&d and the IDeal society (society 5.0) and Generating Economic and social valueの略

(ムーンショット型研究開発を推進)

CSTIでは、困難だが実現すれば大きなインパクトが期待される社会課題等を対象とした目標を設定し、関係府省はこの目標を実現するため、挑戦的な研究開発(ムーンショット型研究開発)を推進しています。

農林水産・食品分野においては、「2050年までに、未利用の生物機能等のフル活用により、地球規模でムリ・ムダのない持続的な食料供給産業を創出」することを目標として掲げ、食料の生産と消費の両面から八つの研究開発プロジェクトに取り組んでいます。これまでに、化学農薬に依存しない害虫被害ゼロ農業の実現に向け、不規則に飛翔する害虫の0.03秒後の位置をAIで予測し、青色レーザーで狙撃する防除技術が開発され、室内実験で、実際に飛翔する蛾類を狙撃できることが確認されました。また、選抜育種により「餌(害虫)探しをすぐにあきらめず、同じ場所に長くとどまる性質を有する天敵昆虫」の作出に成功しました。定着性が向上した「すぐにあきらめない」天敵による害虫防除効果の検証がナス等の施設栽培において開始されています。これらの研究開発を進め、得られた研究成果を社会に還元することによって、本目標が掲げる持続可能な食料システムの構築の実現を目指します。

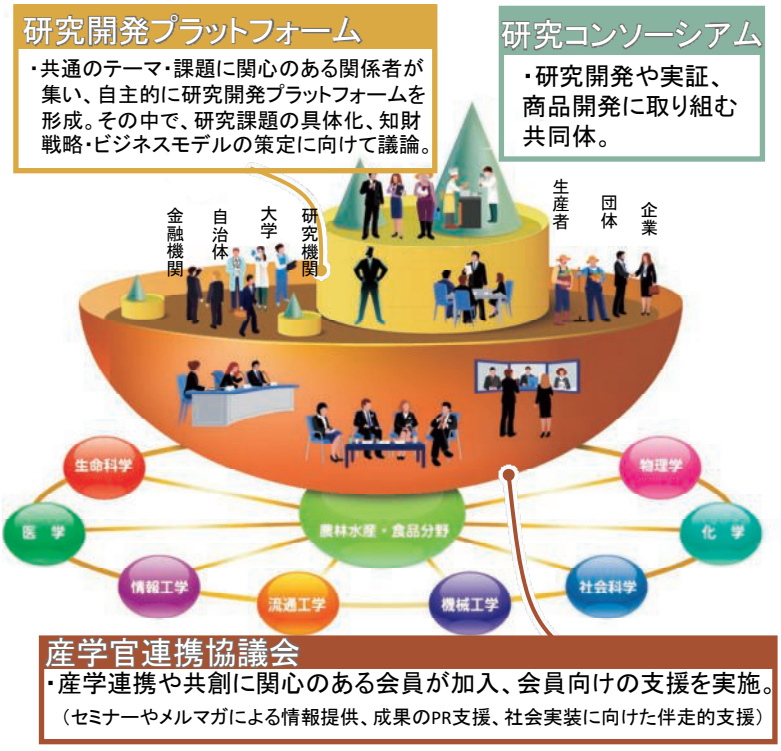


害虫を食べる天敵昆虫
タイリクヒメハナカメムシ
資料：農研機構

(「知」の集積と活用の場によるイノベーションを創出)

我が国における農林水産・食品分野の研究開発力を強化するためには、産学官による多様な分野の連携を推進していく必要があります。

このため、農林水産省では、農林水産・食品分野におけるオープンイノベーションの促進を目的としたプラットフォーム『「知」の集積と活用の場』を設置し、基礎から実用化段階までの研究開発やその成果の社会実装・事業化等を推進しています。令和7(2025)年3月末時点で、多様な分野から5,000以上の企業・大学等が参画しており、振動発生装置を用いて、トマトのハウス栽培におけるコナジラミ等の害虫防除や、ウナギ養殖の飼料に大豆イソフラボンを添加



「知」の集積と活用の場

することによる、雄より食味の良い雌ウナギの増産化等の創意工夫による新たな技術の開発や社会実装等が進められています。さらに、このような優れた研究成果の速やかな社会実装や事業化を推進するため、アグリビジネス創出フェア等を通じて幅広く情報発信を行っています。



トマト栽培施設での
振動発生装置を用いた害虫防除(丸印)
資料：東北特殊鋼株式会社



大豆イソフラボンを添加した
飼料で養殖した雌ウナギ(上)
資料：愛知県水産試験場

「知」の集積と活用の場
URL：https://www.knowledge.maff.go.jp/

(2) 農業の展開におけるデジタル化の推進

(農業データ連携基盤「WAGRI」を通じた農業現場でのデータ活用の取組が拡大)

農業現場における生産性向上のためには、データをフル活用できる環境を整備することが不可欠です。

このため、データを連携・共有・提供する機能を有する農業データ連携基盤「WAGRI[1]」を構築し、平成31(2019)年から農研機構が運用しています。WAGRIを通じ、気象や市況情報、生育予測や病害虫診断プログラム等の多様なAPI[2]が提供され、民間事業者による農業者向けサービスの開発が進展しています。また、これらのサービスを利用して、栽培管理や農業経営において、データを活用する取組が拡大しています。今後も、WAGRIの活用促進を通じ、データを活用した農業が一層展開されるよう、ニーズの高いデータやプログラム等をWAGRIに実装し、コンテンツの充実化を進めていきます。

[1] 特集3を参照
[2] 特集3を参照

（行政手続の効率化及び利便性の向上に向けたデジタル技術の高度活用）

我が国の人口構造の変化に伴い、多くの業界・分野で業務従事者数の減少・高齢化が進行しており、地方公共団体を含む行政においても、この傾向は顕著に表れています。これまでの人手に頼るやり方を抜本的に改め、デジタル技術を高度活用し、業務効率化に取り組むことが重要です。

令和6(2024)年6月に閣議決定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においては、「デジタルの可能性を最大限引き出し、社会課題の解決を図りつつ、我が国全体のデジタル競争力が底上げされ、成長していく持続可能な社会を目指す」とされており、そのために、「制度・業務・システムの最適化されたあるべき姿を構想し、三位一体で改革を進めていく」こととされています。

農林水産省においては、これまで「農林水産省共通申請サービス(eMAFF(イーマフ))」「農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF地図(イーマフ))」といったシステムを構築し、行政手続のオンライン化、利便性の向上に取り組んできました。eMAFFについては、費用対効果の観点、利用者視点での利便性向上や行政運営効率化の観点からより適したシステムとなるよう、見直しに取り組んでいるところです。また、eMAFF地図についても、現地確認業務の効率化等に向けて利活用の向上に取り組んでいます。

（農林水産行政が保有するデータの活用に向けた環境整備等を推進）

農林水産業の生産・経営やそれらを取り巻く社会情勢の変化・多様化が加速する中、行政においてもデータを活用してその変化を的確に捉え、政策運営に活かしていくことの重要性が高まっています。農林水産省では、令和5(2023)年10月に策定した、「農林水産省データマネジメント・データ活用基本方針書」に基づき、データの集約・適切な管理を効率的に進めるデータマネジメント推進施策とデータ活用人材の育成等を行うデータ活用推進施策を両輪の取組として実施することとしています。

令和7(2025)年3月には、データマネジメント推進施策として、「データ活用基盤」を構築しました。引き続き、データ可視化・分析におけるデータ準備作業等の効率化に向けて、農林水産行政が保有するデータの「データ活用基盤」への集約・蓄積に取り組んでいきます。

今後も、様々なデータと連携した高度な分析が可能となるよう、分析しやすい形式でのデータの集約・蓄積を進めるとともに、その組織的活用に向けたBIツール[1]等の研修を行うことで農林水産省におけるデータマネジメント及びデータ活用を進めていくこととしています。

[1] BIは、Business Intelligenceの略で、様々なデータを基に分析・可視化し、業務等における意思決定に役立てるソフトウェア・ツール

第10節 農産物の付加価値向上

農林水産物・食品の付加価値向上のためには、品種や技術、食文化等の優れた知的財産の創出とその保護・活用によるブランド化等の取組が重要です。しかしながら、我が国では、農業分野における知的財産の価値・保護・活用に係る認識等が十分ではなく、得られるべき利益を逸している事例が確認されています。また、今後、海外市場も視野に入れていく中で、知的財産を適切に保護・活用することが重要となっています。

このようなことから、新たな基本計画では、付加価値向上に向けた取組として、(1)高い品質を有する品種の開発・導入促進、(2)農産物を活用した新たな事業の創出の促進等[1]、(3)知的財産の保護及び活用の推進、(4)付加価値の高い品目の輸出等[2]の四つが位置付けられました。

本節では、このうち主に知的財産の保護・活用、新しい品種の導入促進の取組について紹介します。

(1) 知的財産の保護・活用の推進

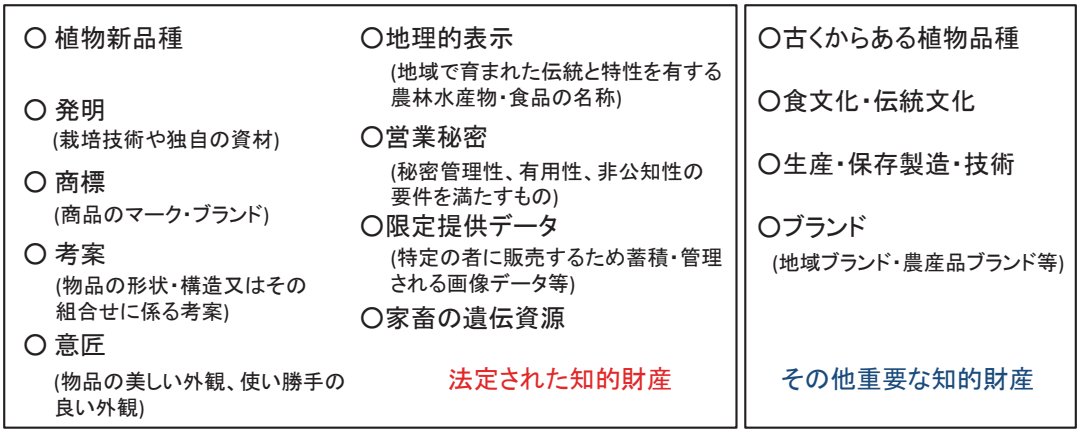
(我が国の農業・農産物の競争力強化に向けた知財サイクルの確立)

我が国の農林水産・食品分野は、優れた品種、高い技術やノウハウ、特有の食文化等の「知的財産」によって、諸外国に類を見ない特質・強みを有しています(**図表2-10-1**)。

改正基本法においては、このような知的財産の保護・活用が、農産物の輸出促進、付加価値向上・創出を図るための施策として明確に位置付けられました。

このような方向に即し、知的財産を戦略的に保護・活用し、農産物の付加価値を高めるとともに、知的財産を「稼ぎ」につなげ、得られた利益を新たな品種や技術等の開発へ投資し、農業・農産物の競争力強化につなげる知財サイクルの確立を図ることが重要となっています。

図表2-10-1 農林水産・食品分野における知的財産の種類



資料：農林水産省作成

[1] 第6章第4節等を参照
[2] 第3章第2節等を参照

(過去に流出した品種の生産拡大により利益が逸失)

果物や野菜を始めとした我が国の優れた品種は、世界的に高く評価され、輸出も増加しています。

しかしながら、過去には、農業分野における知的財産の価値に対する認識や保護・活用に関する知識が十分ではないことにより、我が国の開発した品種が海外へ流出し、得られるべき利益を逸している事例が複数確認されています。また、近年では、過去に流出した品種の流出先国における生産が拡大し、同国から品質が低く割安な生産物が輸出されることで、我が国からの輸出可能性が低下するといった状況につながっています。



海外において販売が確認された外国産シャインマスカット

(社会情勢の変化に対応した品種の開発・保護・活用を推進)

令和2(2020)年の種苗法改正により、登録品種の種苗の海外持ち出しや自家増殖に育成者権者の許諾を要することとなり、農業現場からの品種流出には一定の抑止が図られました。

他方、近年、オンライン取引の増大に伴う種苗の流通ルートの多様化が、新たな流出リスクとなっていることから、令和6(2024)年3月から、その対応方向について議論がなされ、同年6月に有識者により「デジタル化の進展等に対応した優良品種の保護・活用に向けた対応方向(提言)」が取りまとめられたところです。同提言では、権利者による管理や権利行使の実効性を高めるための支援の充実や環境・枠組みの整備を進め、費用対効果にも留意しつつ、総合的・複合的に侵害行為の未然防止に向けた対応、侵害行為に対する実効的な対応を講ずる必要があるとしています。

また、改正基本法や新たな基本計画の具体化に向け、優良品種の保護や管理を徹底しつつ、マーケットニーズに即した開発・普及を進めるとともに、権利者による優良品種の開発・普及に資する利用者に応じた戦略的な許諾料設定を通じ、新たな知的財産の創出につなげることで、国内産地の振興や農林水産物の輸出に寄与していく必要があります。

このような新たな基本計画の方向に則しながら、我が国農業の稼ぐ力の強化に向けた優良品種の戦略的な管理・活用等について、制度的枠組みの整備も含め同提言を踏まえた検討を行っています。

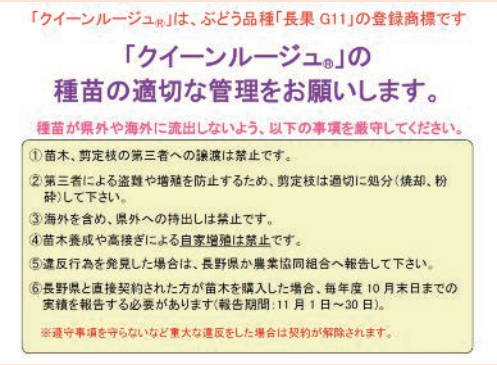
（コラム）新たな品種管理により、ブランド化に成功

登録品種の種苗の流出防止の実効性を高めるには、権利者が登録品種の種苗の厳格な管理を行い、無断での増殖・販売・輸出等の侵害行為の発生を未然に防ぐことが重要です。また、権利者による優良品種の種苗の管理の強化は、当該品種を利用する農業者・地域ぐるみのブランド化の取組にもつながります。このような背景を踏まえ、一部の地方公共団体では、海外・産地外への品種流出防止や優良品種を活用した産地ブランド化を推進するため、様々な取組が行われています。

例えば長野県では、平成31(2019)年に品種登録を行ったぶどうの新品種である「長果G11」(商標名「クイーンルージュ」)について、種苗の購入者を、事前に同県との直接契約又は農協を通じて誓約書を提出した同県内の生産者に限定するとともに、苗木を予約販売とすることで、余剰苗木の発生を抑制しています。また、自家増殖の禁止や、購入した苗木本数の実績報告を求めるなど、販売後も徹底した管理を行っています。

また、山形県では、令和2(2020)年に品種登録を行ったおうとうの新品種である「山形C12号」(商標名「やまがた紅王」)について、同県内の果樹で初めて生産者登録制度を導入し、登録された生産者のみに苗木の購入、栽培を認めています。登録要件には、剪定枝の処分や第三者への穂木・苗木の譲渡禁止といった、苗木の無断増殖を防ぐ内容に加えて、新規栽培には一定本数以上の苗木を導入することを義務化するなど、出荷量の早期安定確保によるブランド化に向けた内容も盛り込まれています。また、同品種では、大きさと色の品質基準を定めており、一定の基準を満たす果実にのみ商標を使用した販売が認められています。

優良でブランド価値の高い品種の種苗については、厳格な管理に当たって必要となる苗木業者や農業者等の負担・コストの増加にも留意しつつ、侵害・流出のリスクや国内・地域農業への影響、管理による費用対効果を踏まえ、新品種の生産性や市場性に応じた品種ごとの管理・活用を検討していく必要があります。



「長果G11」の種苗の適切な管理を呼び掛けるチラシ

資料：長野県



ブランド化が進む「山形C12号」

資料：山形県

(育成者権管理機関の取組を推進)

優良品種の育成者権者である公的機関等が、海外現地で育成品種の無断栽培を監視し、侵害対応を実施することは難しい現状にあります。

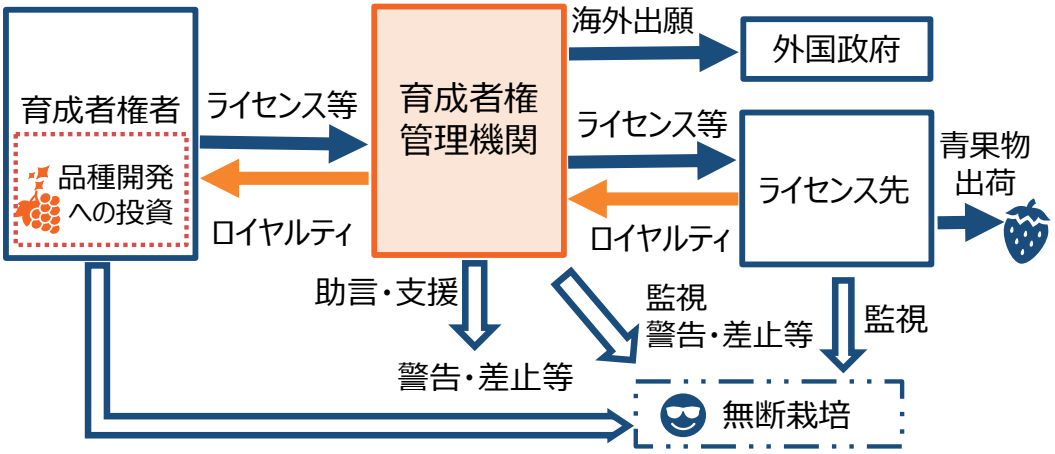
このため、育成者権者に代わって海外での品種登録出願やライセンスを行うとともに、警告・差止等の侵害対応やこれらの助言・支援を行う育成者権管理機関の取組を、農研機構、JA全農、一般社団法人日本種苗協会、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会(JATAFF)等が連携して、令和5(2023)年度から開始しました(**図表2-10-2**)。今後、この取組を通じ、海外現地のライセンス先が実効的な監視を行うことで、現地制度に基づく差止等の法的措置も講じやすくなっています。

育成者権管理機関の法人化に向けた業務基盤を整備するため、農林水産省では令和6(2024)年度において、優良品種の果樹の種苗について、適切な流通管理ができるシステムの開発や、海外ライセンス契約に向けた現地の種苗法や民法等の法令制度及びその運用実態や商慣習等の調査等の支援を行いました。

さらに、育成者権者が我が国の品種の無断栽培を実効的に抑止しつつ、国内農業の振興や輸出促進に寄与する戦略的な海外ライセンスを行うための指針として、令和5(2023)年12月に「海外ライセンス指針」を策定しました。

これを受けて同指針に則したライセンスの実現に向け、専門家の助言を受けて行う交渉加速化等の取組を支援することとしています。具体的には、品種保護制度の有無、ライセンスビジネスの成熟度等を考慮して生産国を選ぶとともに、我が国の輸出促進に理解のあるパートナーを選定します。また、契約に当たっては、収穫物の生産から販売までのルートの特定、収穫物の輸出競合市場への出荷制限、種苗の増殖・転売の制限や流出時のペナルティ措置等により保護・管理を徹底します。

図表2-10-2 育成者権管理機関のイメージ



資料：農林水産省作成

(海外での我が国品種の登録迅速化のため、審査協力を推進)

我が国の植物品種の諸外国・地域における侵害に対処するためには、当該国・地域において品種登録が行われることが不可欠です。このため、我が国は、「植物の新品種の保護に関する国際条約」(UPOV[1]条約)の枠組みの下、加盟国・地域が、相手国・地域からの出願品種の審査に当たり、その相手国・地域における審査結果を活用する審査協力を進め、円滑な審査や迅速な登録を推進しています。

令和7(2025)年2月には、農林水産省と英国環境・食料・農村地域省との間で、「日英審査協力覚書」について署名を行いました。この結果、覚書に署名した国・地域は19となりました。このような取組により、我が国からの出願品種の審査に当たり、当該国・地域は我が国の品種登録審査結果を用いることが可能となりました。我が国からの輸出拡大に向け、当該国・地域での審査期間の短縮による我が国における優良品種の保護の迅速化が期

[1] Union Internationale pour la Protection des Obtentions Végétalesの略。英語表記は、International Union for the Protection of New Varieties of Plantsで、植物新品種保護国際同盟のこと

待されています。

（和牛遺伝資源の管理・保護を推進）

和牛は関係者が長い年月をかけて改良してきた我が国固有の貴重な財産であり、和牛の改良を継続的・効果的に促進し、国内の生産振興や和牛肉の輸出拡大を図るためには、精液等の遺伝資源の適正な流通管理を行い、知的財産としての価値を保護することが重要です。

農林水産省では、和牛遺伝資源の生産事業者と、その譲渡先との間で、使用者の範囲等について制限を付す契約を普及させることにより、知的財産としての保護を図り、和牛遺伝資源の管理・保護を推進しています。

また、令和5(2023)年度には、家畜改良増殖法に基づき、全国の家畜人工授精所1,049か所への立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図りました。

（新たに16産品がGI登録）

地理的表示(GI[1])保護制度は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する産品の名称を、地域の知的財産として保護する制度です。同制度は、国による登録によりそのGI産品の名称使用の独占が可能となり、模倣品が排除されるほか、産品の持つ品質、製法、評判、ものがたり等の潜在的な魅力や強みを「見える化」し、GIマークと相まって、効果的・効率的なアピール、取引における説明や証明、需要者の信頼の獲得を容易にするツールとして機能するものです。

国内のGI登録産品については、令和6(2024)年度は菓子類で初の登録となったちんすこうを含め新たに16産品が登録され、これまでに登録された国内産品は、令和7(2025)年3月末時点で計161産品となりました(**図表2-10-3**)。

また、日EU・EPAにより、日本側108産品、EU側121産品が相互に保護され、日英EPAにより、日本側109産品、英国側59産品が相互に保護されています[2]。このほか、二国間の協力に基づき、タイとの間で日本側6産品、タイ側3産品、ベトナムとの間で日本側3産品、ベトナム側2産品が登録されています。

農林水産省では、農林水産物・食品の輸出拡大、所得、地域活力の向上に資するよう同制度の活用を推進しています。また、GI産品やその加工品へのGIマーク活用の働き掛けや、観光業を始めとするGI産品と他業種とのコラボレーションを通じて、GIやGIマークを露出する機会を増やし、実需者の認知・価値を向上させていくこととしています。

くわえて、海外ECサイトにおける国内GI登録名称等の不正使用調査を実施し、その結果を踏まえ、ECサイトに対して不正使用の削除を求めるなどの対策を実施しています。

[1] Geographical Indicationの略
[2] 日EU・EPA、日英EPAで相互に保護されている産品数については、いずれも酒類を除く。

図表2-10-3 令和6(2024)年度のGI登録産品



伯州美人(鳥取県)

・軟白部分が太くて柔らかく、加熱すると甘くとろけるような食感を持つ。
・食味重視のブランドねぎとして需要者から高く評価されており、一般的な白ねぎより高値で取引されている。



揖保乃糸(兵庫県)

・茹で伸びしにくく滑らかな舌触りとコシのある歯切れの良い食感を有する。
・手延素麺では日本一の生産量を誇るなど、名品として高い認知を得ている。



ちんすこう(沖縄県)

・サクサクとした食感と口溶けの良さを併せ持ち、濃厚で独特の風味を持つ沖縄の伝統的な焼き菓子である。
・そのルーツは琉球王朝時代まで遡り、現在は沖縄らしい土産品として人気が高く、全国的な知名度を有している。



かづの牛(秋田県)

・希少な日本短角種で、脂肪分が少なく、美味しさの素となる遊離アミノ酸を多く含むことが特徴
・適度な歯ごたえや、噛むごとに増す味わいが実需者や消費者から高評価。全国的に短角種の生産が減少傾向にある中、出荷頭数は増加傾向



くまもと踊る丹頂(熊本県)

・花茎一本ずつに異なる曲がりの形状。独創的な表現を求められる生け花やアレンジメントで重宝され、曲りのないものより高値で取引されている。
・令和4(2022)年にオランダで開催されたアルメーレ国際園芸博覧会の球根類部門で銀賞を受賞するなど、海外でもその独創性と品質が高く評価されている。



豊橋花穂(愛知県)

・鮮やかな赤紫色の花弁と爽やかな香りを持つ紫蘇花穂である。品質の高さと周年供給体制が高く評価され、国内では東京中央卸売市場における花穂の取扱量のトップを誇る。
・20年ほど前からEUや米国等複数の国に輸出、近年の日本食ブームで引合いが強くなっている。

資料：農林水産省作成

図表2-10-3 令和6(2024)年度のGI登録産品(続き)



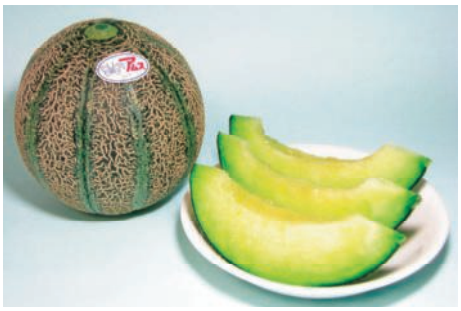
川井赤しそ(岩手県)

・葉の表が緑色で裏が赤紫色という全国的にも類を見ない「片面紫蘇」。葉に厚みがあるため、一般的な「しそ」に比べ、葉一枚当たりの重量が1.2～1.8倍で、香りが強い。
・塩蔵品は、漬物等の強い発色を促し、香りも強いため、「紀州南高梅」の原料として用いられている。また、地域で商品化した「しそジュース」は人気の特産品として定着している。



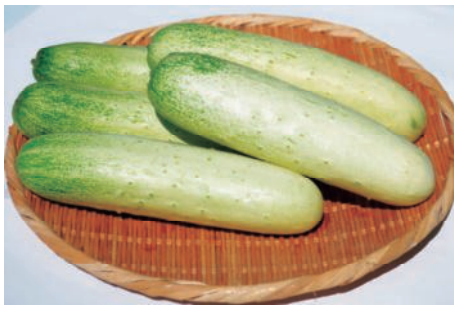
泉州水なす(大阪府)

・絞ると水が滴り落ちるほど多くの水分を含み、昔は田畑の片隅に植え、炎天下の農作業時に喉の渇きを癒したと言われる。果皮と果肉が柔らかで、ほのかな甘みがあり、あくが少ないのが特徴
・泉州地域を代表するブランド野菜であり、漬物や郷土料理に使用されるなど地域の食文化に定着しており、大阪を代表する土産物・贈答品としても人気



益田アムスメロン(島根県)

・大玉で甘く、果汁が豊富なことに加え、果皮近くまで柔らかく可食部が多い。
・贈答用として人気があるほか、品質も安定しているため市場で高く評価されており、益田といえばアムスといわれるほど地域を代表する名産品となっている。



高山きゅうり(群馬県)

・一般的な「きゅうり」の3～4倍と大きく、淡い黄緑色で白くかすれた外観を呈し、青臭さが控えめで、生食ではシャキシャキとした歯ごたえと、炒めても独特の食感とみずみずしさがある。
・独特の形態と食味を求め、遠方よりわざわざ買い求めに来る者も多く、さらに近年では、大手流通・宅配業者を通じ全国規模で認知が広がっている。



十勝若牛(北海道)

・黒毛和種特有の脂肪交雑由来による柔らかさとは異なり、きめ細かさによる柔らかな肉質で、噛みしめると旨みに富む肉のジューシーさが特徴の赤身牛肉である。ヘルシーな赤身肉として需要者からの引き合いも強く、一般的なホルスタイン種の牛肉と比較して高値で取引されている。



京賀茂なす(京都府)

・正円形でヘタに大きな棘があり、黒光りする紫色の外観を特徴とする大型の丸なすである。肉厚でとろみが強いものの加熱しても煮崩れしないため、地域の伝統料理である「なすの田楽」を始め会席料理等でも重宝され、市場や料亭等の実需者からも高く評価されている。

資料：農林水産省作成

図表2-10-3 令和6(2024)年度のGI登録産品(続き)



会津地鶏(福島県)

・肉色は赤みが強く、肉質はきめが細かく弾力があり、うま味成分や食味に関与するアラキドン酸を多く含む。コクと旨みがあり、しっとりとした肉質がどんな料理にも合う食材として福島県内外の需要者から評価されており、福島県ブランド認証産品に認定されるなど福島を代表するブランド地鶏となっている。



御膳みそ(徳島県)

・塩分濃度も高いが米麹の比率が高いことにより甘味も強く、熟成による酸味、渋味、苦味のアクセントを含み、りんごのような爽やかな香りも有する、深みのある豊かな味わいのみそである。藩主の御膳に供したため「御膳みそ」と呼ばれ、焼きみそやおかずみそとしても食されるなど徳島の郷土料理として根付いている。



枕崎鰹節(鹿児島県)

・300年以上の歴史を持つ伝統食品。贈答用から家庭用まで幅広い需要があり、日本一の生産量を誇る。全国鰹節類品評会では最高賞を数多く受賞しており、日本を代表する鰹節産地として有名



指宿鰹節(鹿児島県)

・上品な香味と深いコクを持つ最高級品「本枯本節」の生産量は、全国の本枯本節の7割以上を占め、日本三大生産地の一つとして知られている。全国鰹節類品評会で最高賞を数多く受賞

資料：農林水産省作成

知的財産・地域ブランド情報
URL：https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/

(事例) GIを活用したPR活動による販売戦略を実施(和歌山県)

(1) 長年の栽培の歴史と品質の高さが評価され「あら川の桃」がGI登録

和歌山県紀の川市桃山町及び竹房では、江戸時代からの栽培技術の積重ねにより高品質なももを生産しています。また、ももの花の季節には桃源郷を思わせる絶景が地域の風物詩となっています。市内のもも生産農家や生産組合等で構成される「あら川の桃振興協議会」では、「あら川の桃」として全国的に高い知名度を持つ同地域のももについて、ブランド保護と認知度の更なる向上を図るため、GI登録の申請を行いました。そして、その生産の歴史と栽培技術の積重ねによる、美しい外観や良好な食味が評価され、令和5(2023)年7月にももでは初めて登録されました。

(2) GIマークを積極的に活用したPR活動の実施

GIには、地域と結び付いた産品の潜在的な魅力や強みが可視化されることで、その産品の価値が消費者に伝わり差別化され、ブランド価値の維持・向上につながるといった効果があります。

同協議会が、GI登録を販売促進につなげるために実施した、SNSへの写真投稿キャンペーンは、直売所で購入したももや、ももの花畑といった、多くの投稿で盛り上がりを見せました。また、大手小売と連携したスイーツの商品パッケージへのGIロゴマークの表示、直売所へのポスターの掲示等により、「あら川の桃」がGI産品であることを消費者に積極的に周知する取組を行っています。

また、「あら川の桃」は、東南アジア等を中心に海外への輸出が行われており、GI産品であることによる海外でのブランド価値向上や販路拡大が期待されています。





あら川の桃

(知的財産の戦略的な活用を推進)

農林水産・食品分野では、以前から、開発品種や栽培技術の普及が重視されてきたこと、国内市場を主なターゲットとしてきたこと等から、品種や技術等の知的財産を、財産や権利として捉え、戦略的に保護・活用することで、ブランド化や国際競争力の強化につなげるといった意識がいまだ十分に醸成されていない状況です。

このため、同分野への知的財産の保護・活用に関する意識の浸透に向け、令和6(2024)年度から関係者を対象とした農業分野の知的財産の基礎を学ぶオンライン講座を開設するとともに、農業現場に適した助言ができる専門人材の育成に取り組んでいます。また、農業分野の知的財産に明るい次世代人材の育成に向け、学生や農業現場等に対して農林水産・食品分野の知的財産の出張講座の拡大を図っています。

海外における我が国の農林水産物・食品の知的財産の保護に向けた対応も強化しています。農林水産省では、我が国の農林水産物・食品の海外での模倣品がジャパンブランドの毀損や輸出促進の阻害要因となることから、外務省、独立行政法人日本貿易振興機構(以下「JETRO」という。)の関係省庁等と連携して、10か国・地域の輸出支援プラットフォーム[1]内に模倣品疑義情報に関する相談窓口を設置しました。窓口では既に海外展開している

[1] 第3章第2節を参照

又は海外展開を検討中の事業者・団体から広く情報提供や相談を受け付け、模倣品に対する侵害対策方法や模倣品を防ぐための知的財産の活用方法について専門家等による提案・助言を行っています。これらの情報を基に、現地での商標取得等の権利化を促進するとともに、模倣等の侵害が疑われる事案については現地当局に情報提供の上、適切な取締りを依頼することとしています。

(2) 新たな品種の導入促進

(高い品質や加工適性を維持しつつ多収化等に資する優良品種の育成を推進)

食料の安定供給を確保するためには、生産性向上を始めとした課題に対応した画期的な品種を開発していくことが不可欠であり、そのためには産学官連携による品種開発の強化が必要です。

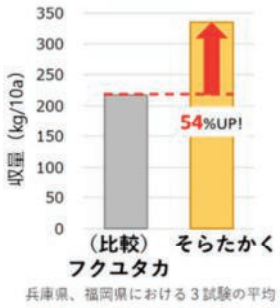
農林水産省では、スマート技術向けの特性を持つ新品種や多収品種等の開発に取り組むとともに、品質の向上にも取り組んでいます。長期にわたる研究の結果、令和6(2024)年度は、機械化適性を持ちながら食味も良好なリンゴ「紅つるぎ」や多収でありながら豆腐加工適性も良い大豆「そらたかく」が開発されました。





既存品種(左)と
新品種「紅つるぎ」(右)
資料：農研機構





既存品種(左)と
新品種「そらたかく」(右)
資料：農研機構

また、気候変動等に対応し、食料安全保障に貢献する画期的な新品種の開発には育種素材となる多様な特性を有する植物遺伝資源の確保が不可欠です。耐乾性や耐病性等のこれまでにない特性を有する植物遺伝資源の確保のためには、海外における探索と収集が必要であり、東南アジアや中央アジア諸国等の新たな地域の国々と連携体制を構築し、海外の植物遺伝資源の収集・保存・提供を促進しています。

(スマート育種支援システムやゲノム編集技術の活用等を推進)

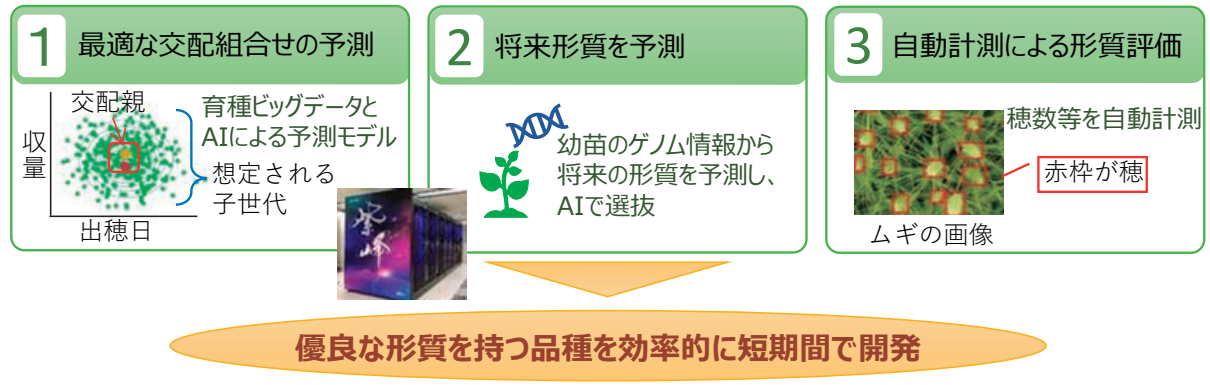
従来の交配による品種の開発には、多数の組合せによる交配を行い、子世代の多くの個体を栽培し、その中から優良な形質を持つ個体を選抜すること等から、10年以上の長い期間と多大な労力が必要です。

このため、農林水産省では、これまで、病害抵抗性等の優良な形質を持つ個体を早期に判別できる目印となる特定のDNA配列(DNAマーカー)の開発等により、品種開発の迅速化・効率化を図ってきました。

近年、食料安全保障や気候変動等に対応できる優良な品種の開発と普及の迅速化がますます重要となっていることから、ゲノム情報等のビッグデータとAI等を活用し、最適な交

配組合せの予測や幼苗の葉のDNAを用いた将来の形質の予測等により、品種開発の迅速化・効率化を図るスマート育種支援システムの構築を推進しています(**図表2-10-4**)。

図表2-10-4 スマート育種支援システム



資料：農林水産省作成

また、近年では天然毒素を低減したばれいしょを始め、ゲノム編集技術[1]を活用した様々な研究が進んでいます。一方、ゲノム編集技術は新しい技術であるため、理解の促進が必要です。農林水産省では、ゲノム編集技術を活用した現場を体験できるオープンラボ交流会やシンポジウムの実施、ゲノム編集技術を分かりやすく解説した漫画等のコンテンツを作成したほか、大学や高校に専門家を派遣して出前講座等を行うなど、消費者に研究内容を分かりやすい言葉で伝えるアウトリーチ活動を実施しています。

(新たな品種導入に向けた現場での取組を促進)

病気に強い品種や多収品種等の新しい品種の導入に当たっては、現場での普及を推進していくことが必要です。

例えば高温耐性に加えて多収性やいもち病抵抗性も備えた水稲品種「にじのきらめき」は、開発段階から県と連携した実証圃(じっしょうほ)の設置や技術指導等を行うことにより、6県[2]において奨励品種に採用されるなど、作付けが拡大しています。また、平成30(2018)年から発生が拡大したサツマイモ基腐病(もとぐされびょう)に対して抵抗性を持ち、焼酎加工適性が高く、でん粉の原料用としても適しているカンショ品種「みちしずく」は、鹿児島県及び宮崎県において、県、生産者、研究機関が連携して従来品種との置換えに取り組み、令和6(2024)年には1千haを超える普及につながりました。

[1] 自然で起きるランダムな突然変異を狙った場所で起こすことで、ある生物がもともと持っている遺伝子を効率的に変化させる技術
[2] 令和7(2025)年3月末時点で、茨城県、群馬県、山梨県、静岡県、和歌山県、佐賀県の合計6県

第11節 伝染性疾病等の発生予防

食料の安定供給や農畜産業の振興を図るため、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病や植物の病害虫に対し、侵入・まん延を防止するための対応を行っています。また、近年、近隣のアジア諸国・地域において継続的に発生している越境性動物疾病の侵入を防ぐためには、関係者が一丸となって取組を強化することが重要です。

さらに、国内で継続的に発生が見られるヨーネ病や、国内で初めて感染が確認されたランピースキン病等の家畜の慢性疾病への対策のほか、植物防疫法に基づく対策も重要となっています。

本節では、動植物防疫措置の強化に向けた様々な取組について紹介します。

(1) 家畜防疫の推進

(高病原性鳥インフルエンザの対策を推進)

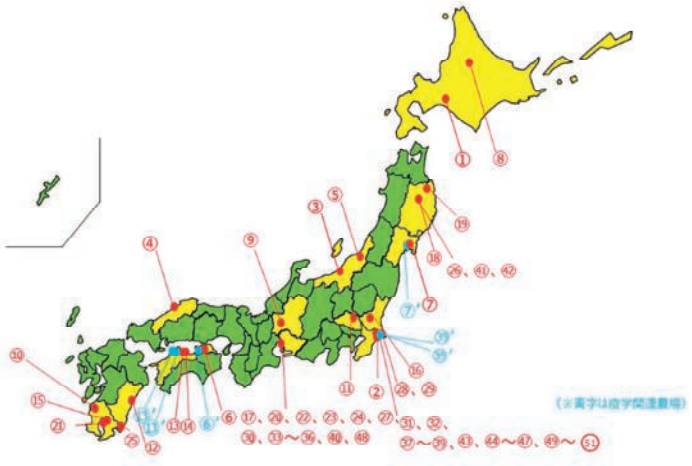
高病原性鳥インフルエンザは、その伝播力(でんぱりょく)の強さや致死性の高さから、地域の養鶏産業に及ぼす影響が甚大であり、国民への鶏肉・鶏卵の安定供給を脅かしかねないだけでなく、鶏肉・鶏卵の輸出が一時的に停止するなどの影響が生じることから、引き続き発生予防とまん延防止を図る必要があります。

令和5(2023)年シーズンにおいては、10県11事例が発生し、およそ86万羽が殺処分対象となりました。農林水産省では、都道府県等と連携し、疫学調査等で得られた知見を踏まえ、農場における更なる発生予防対策のほか、高病原性鳥インフルエンザが発生した養鶏農家が早期に経営を再開できるよう、埋却地・焼却施設の確保や飼養衛生管理に関する指導を実施しました。

令和6(2024)年シーズンは、これまで最も早い初発事例が令和6(2024)年10月に北海道で確認されて以降、初動においては、令和4(2022)年シーズンと匹敵するペースでの発生となりました。これを受けて、令和6(2024)年11月には、鳥インフルエンザ防疫対策緊急全国会議を開催し、都道府県等の関係者に対し、従来の対策に加え、令和6(2024)年シーズンを始めとした近年の発生状況を分析し、飼養衛生管理の「隙」を埋める対策の徹底を始めとする、4点にわたる対策強化のポイントを打ち出しました。本病の発生予防には飼養衛生管理が重要であり、農場外の関係者を含めた飼養衛生管理の徹底等に取り組んでいるところです。

特に令和7(2025)年1月は、養鶏の集中地域における続発が顕著であったため、愛知県、千葉県、岩手県において農林水産省現地対策本部を設置し、全ての関係者と危機感を共有するとともに、緊急消毒の実施、早期通報の徹底、養鶏集中地域における対策の再点検等の取組を実施しました。また、同シーズンの発生の知見を踏まえ、粉じんによる感染の拡大を防ぐ目的で、不織布シートによる入気対策や、消石灰散布だけでなく液状消毒薬を活用した消毒の徹底などを県と連携して進めました。発生農家の殺処分された家きん等に対する手当金や経営再開までの固定経費の支援並びに融資を行うことにより、農家の経営再開に対する支援にも取り組んでいるところです。令和7(2025)年3月末時点で14道県51事例が確認されており、932万羽が殺処分の対象となっています(**図表2-11-1**)。

図表2-11-1 令和6(2024)年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況



資料：農林水産省作成

注：1) 令和7(2025)年3月末時点の発生状況

2) 数字は発生の順を示す。赤字数字は令和6(2024)年シーズンにおける家きんでの発生農場。青字数字は赤字数字と同じ発生農場からの家きんの移動等から疑似患畜と判定し殺処分を行った農場等

(関係者一体となった「STOP！豚熱」のまん延防止対策を推進)

豚熱(ぶたねつ)は、その伝播力の強さや致死性の高さから、地域の養豚業に及ぼす影響が甚大であり、国民への豚肉の安定供給を脅かしかねないだけでなく、豚肉の輸出ができなくなるなどの影響が生じることから、引き続き清浄化を目指していく必要があります。

我が国においては、平成30(2018)年に26年ぶりに国内で豚熱が確認されて以来、令和7(2025)年3月末時点において24都県で計97事例が発生し、42万頭が殺処分の対象となっています。

令和6(2024)年6月に佐賀県において、九州地方の野生イノシシでは初めての豚熱感染が確認されました。我が国の飼養豚の約30%を占める九州地方において豚熱の感染拡大のリスクが高まったことから、「STOP！豚熱」の掛け声とともに、養豚関係者、行政関係者等が一体となって、豚熱の防疫・まん延防止対策に取り組みました。

野生イノシシの感染拡大を防ぐため、豚熱の経口ワクチン散布を行ったほか、九州全県でのサーベイランス[1]を強化・徹底しました。農場段階では、飼養豚へのワクチン接種に加え、飼養衛生管理を再点検し、管理の徹底や異常を確認した場合の早期通報の徹底を進めました。

経口ワクチンについては、安定供給等の観点から国産ワクチンの開発を進めており、試作品の実証等を行っているところです。引き続き一日も早い現場実装を目指して取り組んでいます。



豚熱の経口ワクチンの散布

資料：佐賀県

(アフリカ豚熱の侵入リスクのかつてないほどの高まり)

アフリカ豚熱(以下「ASF[2]」という。)は、これまで我が国では発生が確認されていませんが、近年、我が国等一部を除くユーラシア全域で感染が拡大しており、特に韓国での発

[1] 第4章第3節を参照

[2] African Swine Feverの略

生が拡大する中、我が国への侵入リスクが、かつてないほど高まっています。ASFは有効なワクチンや治療法がなく、環境中にウイルスが長く残ることから、一度侵入を許すと、我が国の畜産業に壊滅的な被害が生じることとなります。ASFウイルスの万が一の侵入に備え、農研機構動物衛生研究部門等が中心となって、安全で有効なワクチンを開発するべく精力的に研究を推進しています。ASFの感染拡大には野生イノシシの関与が極めて大きいと考えられており、万が一我が国にウイルスが侵入した場合、感染拡大を防止するためには、サーベイランスによる早期発見と的確な浸潤状況の把握とともに、感染した野生イノシシの死体を処理することが重要です。

このような状況から、令和6(2024)年3月に「野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針」を策定し、ASFが我が国に侵入した初期段階における防疫措置について公表するとともに、都府県における野生イノシシにおける死体処理等の防疫演習を推進しました。

海外からの越境性動物疾病の国内侵入を防ぐために、空港や海港において入国者の靴底消毒・車両消毒、旅客への注意喚起、検疫探知犬を活用した手荷物検査といった水際対策を徹底して実施しており、併せて関係団体等を通じ、ゴルフ場等における利用者のゴルフ用品の洗浄・消毒の実施を要請しています。

また、越境性動物疾病対策は、国際的な協力が不可欠であるとの共通認識の下、G7の枠組み等も活用し、国際機関、獣医当局間及び研究機関間で連携した活動を行っています。さらに、越境性動物疾病が継続的に発生している近隣諸国・地域との連携を強化し、疾病情報の共有、防疫対策等の向上、診断法の開発を強力に推進することにより、アジア諸国・地域における疾病の発生拡大を防止し、我が国への侵入リスクの低減を図っています。



ASF侵入防止ポスター

(事例) アフリカ豚熱侵入時に備えた演習を実施(栃木県)

(1) アフリカ豚熱侵入時に備えた演習を実施

栃木県は、全国有数の畜産県で、令和5(2023)年の豚の飼養頭数は約30万頭となっています。近年、我が国へのASF侵入リスクが高まっていることから、野生イノシシにおいてASFが確認された際の防疫対応と防疫措置について、体制整備を兼ねた演習を行いました。

令和5(2023)年9月に行われた机上演習では、農林水産省や近隣都県、市町の担当者に加え、獣医師会、猟友会等の関係団体から約220人が参加し、県内の防疫体制及び初動対応時のタイムライン・防疫措置の内容等を確認、共有しました。

また、同年10月には、野生イノシシの散逸防止及び死体との接触防止を目的とする電気柵の設置についての実施演習が那須塩原市(なすしおばらし)で行われ、農林水産省や同県の担当者等の約40人が参加しました。




電気柵の設置演習

(2) 感染性動物疾病への対策を強化

ASFに感染した野生イノシシを発見した場合、発見地点の周囲を柵で囲うなどの初期の封じ込め措置が重要です。同県では、令和6(2024)年4月に飼養衛生管理指導等計画を更新し、ASFを始めとする感染性動物疾病への対策強化に取り組んでいます。

（飼養衛生管理向上に向けた取組を推進）

高病原性鳥インフルエンザや豚熱だけでなく、ヨーネ病や牛伝染性リンパ腫等の慢性疾病を含む家畜の伝染性疾病への対策の基本は、病原体を農場に入れないことと農場から出さないことであり、農場における適切な飼養衛生管理や、消毒等による感染リスクの低減といった日頃からの取組が極めて重要になります。このため、農場における飼養衛生管理の向上や家畜の伝染性疾病のまん延防止・清浄化に向け、農場指導、検査、ワクチン接種や淘汰等の取組を推進し、農場、都道府県の家畜保健衛生所、臨床獣医師や関係団体が連携した取組を支援しています。また、令和6(2024)年4月から飼養衛生管理システムの運用を開始し、飼養衛生管理に関する手続の一部を電子化するとともに、飼養衛生管理等支援システムの運用を開始し、生産者の事務負担の低減を図りました。

飼養衛生管理の徹底による発生予防対策を基本としつつ、高病原性鳥インフルエンザや豚熱が発生した際に、殺処分頭羽数の低減を図るため、施設や飼養管理を分けることにより農場を複数に分割し、別農場として取り扱う「農場の分割管理」と呼ばれる取組の活用を推進しており、農場の分割管理に取り組む場合に追加的に必要となる車両消毒施設や防護柵等の整備を支援しています。



野生動物侵入対策



農場内や侵入車両の消毒

（国内で初めて感染が確認された牛のランピースキン病への対応）

ランピースキン病は、皮膚の結節や乳量の減少等の症状が見られる、牛・水牛の病気です。牛乳の生産等に一時的な影響がありますが、致死性は低く、ほとんどの牛は徐々に回復します。なお、人には感染せず、畜産物も食用上安全です。

この病気は、もともとアフリカや中東の一部で流行しており、令和元(2019)年以降、アジアでの発生が拡大していました。我が国では、令和5(2023)年及び令和6(2024)年の韓国における発生を受け、ワクチンの備蓄や令和6(2024)年1月に策定した防疫対策要領の制定により、侵入に備えていたところ、同年11月に福岡県で国内初となる発生が確認されました。令和7(2025)年3月末時点では、福岡県と熊本県で計22事例の発生が確認され、防疫対策要領に基づき、発症牛からの生乳出荷や発生農場からの生体の移動の自粛、吸血昆虫対策、発症牛の隔離・自主淘汰、都道府県知事が指定した地域におけるワクチン接種等の発生県と連携した発生農場からのまん延防止対策を進めています。なお、農林水産省としては、これらのまん延防止対策、ワクチン接種の推進、農家の経営支援に向けて、この病気の特徴等に係る適切な情報発信を含め、様々な支援を行っています。

(2) 植物防疫の推進

（植物の病害虫の侵入・まん延を防止）

近年、気候変動等により病害虫等の発生地域の拡大、発生時期の早期化、発生量の増加

が確認されています。令和6(2024)年は、果樹カメムシ類に対し、過去10年で最多となる延べ61件(38都府県)の注意報・警報が発表されるなど、病害虫等の被害に対する警戒が高まりました。また、訪日外客数が過去最高を更新する中で輸入禁止品の違法な持込件数も増加しており、これまでに国内で発生していなかった病害虫の侵入・まん延リスクが増大しています。さらに、世界的に火傷病菌(かしょうびょう)の発生地域が拡大し、我が国への侵入リスクが高まっていることから、火傷病を国内に持ち込ませないための措置を引き続き実施しています。

農林水産省では、植物防疫法に基づき、農業生産の安全や助長を図るため、病害虫の侵入防止のための輸入植物の検査等(輸入植物検疫)や輸出先国・地域の要求に応じた植物の検査等(輸出植物検疫)を実施しています。

また、重要病害虫の侵入を早期に発見するための侵入調査を実施するとともに、重要病害虫が発見された場合には、発生範囲の特定や薬剤防除等の初動対応を行っています。

南西諸島や小笠原諸島には、国内の他の地域に発生していないアリモドキゾウムシ、イモゾウムシ等の農作物に大きな被害を与える病害虫が発生しています。これらの病害虫を発生していない地域にまん延させないために、これらの病害虫及びその寄主植物等の移動を規制しています。

近年では、ECサイト等に出品された植物の移動に伴うこれらの病害虫のまん延リスクが懸念されることから、農林水産省では、出所不明な植物の移動に対し、植物検疫・病害虫防除の観点から、注意喚起を行っています。このほか、化学農薬のみに依存しない、病害虫等の予防・予察に重点を置き、様々な手法を組み合わせた総合防除の普及促進のため、全国の地域ごとにキャラバンを開催し、都道府県の総合防除計画や産地での具体的な取組事例、新規技術の共有等に取り組みました。

病害虫の侵入・まん延リスクが高まる中、民間を含め、農業の現場では、病害虫診断や防除指導を始め、病害虫防除体制の充実・強化を図る取組が進められています。



防疫措置ポスター

(植物防疫法に基づき緊急防除を実施)

新たに国内に侵入した病害虫がまん延し、農作物に重大な損害を与えるおそれがあり、これを駆除する必要がある場合等には、植物防疫法に基づき緊急防除を実施しています。

緊急防除では、防除を行う区域や期間を設定した上で、発生した病害虫の種類等に応じて(1)寄主(宿主)植物の栽培の制限又は禁止、(2)植物等の移動制限又は禁止、(3)植物等の消毒、除去、廃棄等の措置等を実施することとしています。

令和5(2023)年3月から静岡県浜松市(はままつし)において実施していたアリモドキゾウムシの緊急防除は、当該地域において本虫の根絶が確認されたことを踏まえ、令和6(2024)年11月に終了しました。

令和6(2024)年度は、ジャガイモシロシストセンチュウ及びテンサイシストセンチュウの緊急防除を継続して実施し、まん延防止に取り組んでいます。また、令和6(2024)年3月に沖縄県でウリ科植物の大害虫であるセグロウリミバエが確認され、農業への被害発生が懸念されたことから、令和7(2025)年4月から緊急防除を行うことを決定しました。

第3章

農林水産物・食品の輸出促進

第１節　農産物輸出の概況

輸出の促進については、国内の農業生産基盤や食品産業の事業基盤等の食料供給能力を確保するために不可欠なものです。そのため、新たな基本計画では、「海外から稼ぐ力」の強化として輸出の拡大を位置付けるとともに、令和12(2030)年を目標年とする農林水産物・食品の輸出額の目標を設定しました。

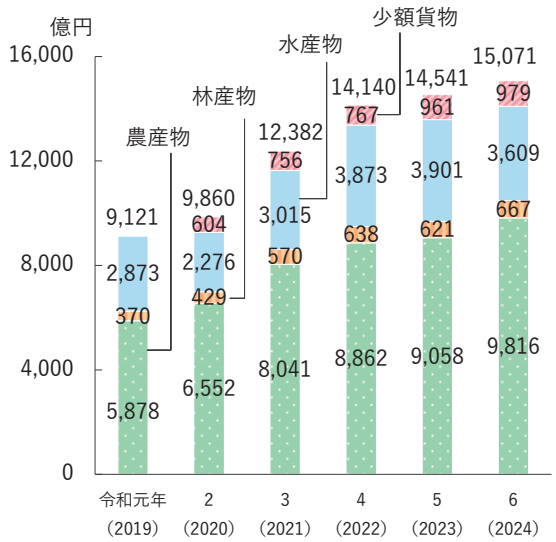
本節では、我が国の輸出額の動向、主な輸出重点品目の取組状況について紹介します。

(1) 農林水産物・食品の輸出額

(農林水産物・食品の輸出額が1兆5,071億円に拡大し、初の1.5兆円超え)

令和6(2024)年の農林水産物・食品の輸出額は、前年に比べ3.6%増加し、初の1.5兆円超えとなる1兆5,071億円となりました(**図表3-1-1**)。中国等による日本水産物の輸入規制が継続しているため、中国等向け輸出が前年に引き続き減少したものの、日本食レストランの増加やインバウンドによる日本食人気の高まり等を背景とした、外食需要が好調だったほか、事業者の販路拡大の取組等の進展により、その他の国・地域向けの輸出が大きく増加したことが背景として挙げられます。

図表3-1-1　農林水産物・食品の輸出額



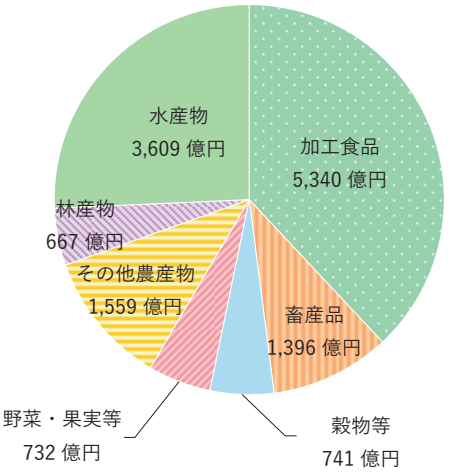
資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

(品目別の輸出額では加工食品が最多)

令和6(2024)年の農林水産物・食品の品目別の輸出額では、加工食品が最多で5,340億円となりました(**図表3-1-2**)。

加工食品の品目別の輸出額では、主に、ソース混合調味料や清涼飲料水、菓子で大きく増加しました。

図表3-1-2　品目別の農林水産物・食品の輸出額



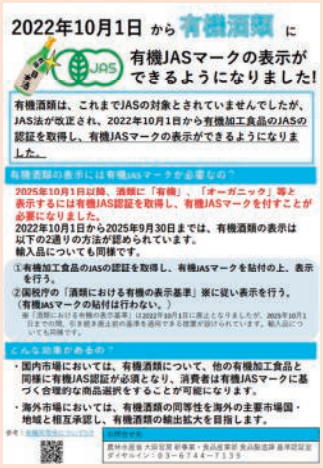
資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
注：1) 令和6(2024)年実績値
2) 少額貨物を含まない数値
3) 詳細が不明な農産物を含まない数値

(コラム) JASの有機酒類追加により、酒類の更なる輸出拡大を推進

近年、米国・EU等の海外市場においては、有機食品の人気が高く、野菜、果実等の生鮮食品に加えて、加工食品でも有機製品が高値で販売されるなど、その市場が拡大しています。このような背景を踏まえ、令和4(2022)年10月に改正JAS法*1が施行され、有機加工食品のJASの対象に有機酒類が追加されました。令和7(2025)年2月時点で、国内では約60件の事業者が有機酒類の有機JAS認証を取得しており、今後も認証取得に取り組む事業者が増えていくことが予想されます。

多くの国・地域では、「有機」の名称表示を規制しており、有機農産物等を輸出する場合、我が国の農業者は、その国・地域の有機認証を受けなければ「有機」と表示できません。一方、我が国の有機の認証体制等について「同等性」が認められると、我が国で有機JAS認証を取得することで、輸出先国の有機認証を別途取得せずに有機表示を付して輸出することが可能となります。農産物及び農産物加工品については、これまで米国、カナダ、EU等と有機同等性の相互承認を行っており、有機酒類についても令和5(2023)年8月にカナダ、令和6(2024)年1月に台湾と相互承認を行い、有機表示を付した酒類を輸出できるようになりました。

我が国のアルコール飲料の輸出額は、令和3(2021)年に大きく伸び、初めて1千億円を超えるなど飛躍的に拡大する一方、直近3年間は横ばい状態が続いており、海外市場に訴求力のある有機酒類による更なる輸出の拡大が期待されています。農林水産省では、財務省と連携しながら、海外の主要市場国・地域との間で有機酒類の同等性の相互承認に取り組み、有機酒類を含む酒類の輸出拡大を図ることとしています。また、我が国の「伝統的酒造り」について、令和6(2024)年12月にユネスコ*2無形文化遺産に登録されたことも今後の追い風になっていくことが期待されます。



有機酒類が追加されたことを周知するチラシ

＊1 正式名称は「農林水産物及び食品の輸出に関する法律等の一部を改正する法律」

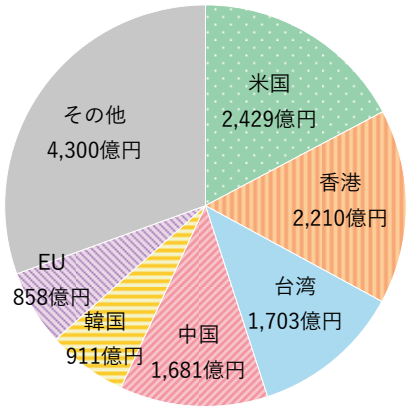
＊2 United Nations Educational, Scientific and Cultural Organizationの略で、国際連合教育科学文化機関のこと

(国・地域別の輸出額では米国向けが最多)

令和6(2024)年の農林水産物・食品の国・地域別では、米国向けが最も多く、次いで香港、台湾、中国、韓国の順となっています(**図表3-1-3**)。

また、輸出品目を各国・地域別に見ると、米国ではホタテ貝や牛肉、日本酒の輸出額が、第3位となった台湾ではりんごやホタテ貝、牛肉の輸出額が前年に比べ増加しています。

図表3-1-3 国・地域別の農林水産物・食品の輸出額



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
注：1) 令和6(2024)年実績値
2) 少額貨物を含まない数値

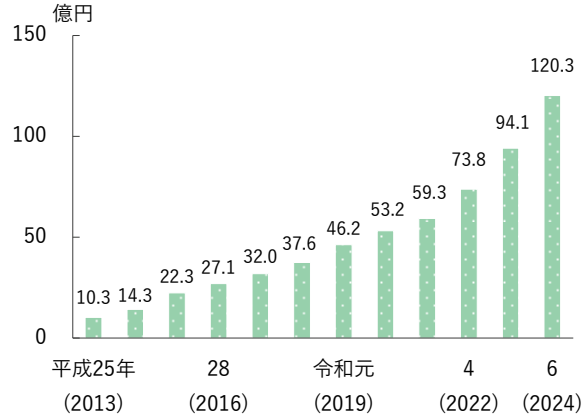
(2) 主な輸出重点品目の取組状況

(コメ・コメ加工品の輸出額は前年に比べ増加)

商業用のコメの輸出額は、日本食レストランやおにぎり店等の需要開拓により、近年増加傾向にあります。令和6(2024)年は、前年に比べ27.8%増加し120億3千万円となりました(**図表3-1-4**)。また、パックご飯や米粉・米粉製品を含めた輸出額は、前年に比べ29.4%増加し135億7千万円となりました。

主食用米の国内需要が減少する中で、輸出拡大によって新たな需要を生み出していくことは、食料自給力の強化を図る上でも重要です。農林水産省では、農地の集積・集約化による分散錯圃(さくほ)の解消や農地の大区画化、スマート技術の活用や品種改良、多収量品種の作付け拡大等により低コストで生産できる輸出産地を育成していくとともに、日本食のプロモーションや商流構築、国内外一貫してつなぐサプライチェーンのモデル構築、日系外食企業の海外進出、インバウンドと輸出の好循環の形成等の海外における需要拡大を進めていくこととしています。

図表3-1-4 商業用のコメの輸出額



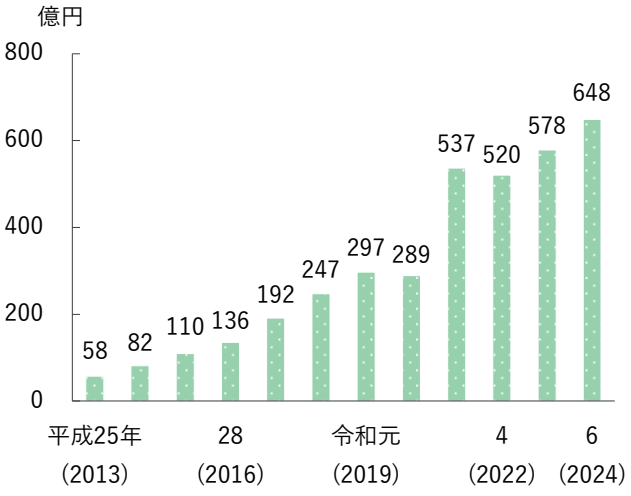
資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
注：政府による食糧援助分を除く。

(牛肉の輸出額は前年に比べ増加)

牛肉の輸出額は、我が国が誇る和牛肉の品質の高さやおいしさが世界中で認められていることを背景として、近年増加傾向で推移しています。令和6(2024)年は、米国、台湾におけるレストラン等への販路拡大により、前年に比べ12.1%増加し648億円となりました(**図表3-1-5**)。

農林水産省では、畜産農家、食肉処理施設、輸出事業者等が連携して産地主導で取り組む新たな商流構築等を支援するとともに、輸出認定食肉処理施設の増加に向けた施設整備を支援しています。

図表3-1-5 牛肉の輸出額



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
注：令和4(2022)年以降は、加工品を含む。

（事例）和牛の更なる輸出拡大に向けた食肉処理・加工技術を普及（群馬県）

(1) 和牛の輸出拡大には調理方法やカット技術の普及が課題



近年、我が国の牛肉輸出が増加しています。今後更に輸出を増やすためには、欧米で特に人気のあるステーキに適したロインに加え、他の部位もバランス良く輸出していくことが必要です。また、国内の加工場で和牛等の良さを引き出すスライスやカットをして輸出していますが、輸出先国・地域でカットできる人材を育成し、現地のニーズに合った調理方法により市場を拡大することも課題です。

このような状況を踏まえ、群馬県玉村町（たまむらまち）の公益社団法人全国食肉学校（ぜんこくしょくにくがっこう）では、海外における和食文化と日本式食肉処理・加工技術の普及に取り組んでいます。

(2) 海外シェフ等を対象としたセミナーの開催により、多様な部位の需要拡大を推進

同法人が食肉処理・加工技術の普及のために行っている取組の一つが、海外のシェフや卸売・精肉加工従事者等を対象とするセミナーです。令和6(2024)年度に国内で行ったセミナーでは、24か国・地域252人に対し、和牛の特性等の説明や講師によるカット技術の実演を行いました。また、参加国・地域に応じてメニューを変えた和牛の調理実演も併せて行い、現地での新メニュー開発のきっかけづくりにつながっています。このほかにも、海外の食肉学校への講師派遣等も行っており、これらの取組を通じて和牛の多様な部位の需要拡大に貢献しています。



セミナーでのカット技術の実演の様子

資料：公益社団法人全国食肉学校

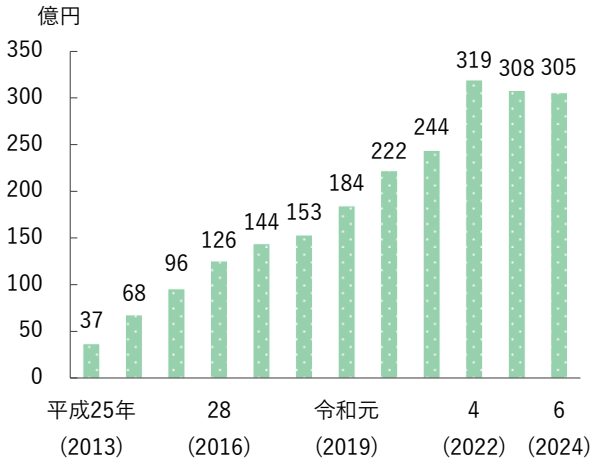
（牛乳乳製品の輸出額は前年に比べ減少）

牛乳乳製品の輸出額は、令和4(2022)年まで増加してきており、令和4(2022)年以降は300億円以上で推移しています。直近ではアジア向けの脱脂粉乳の輸出が減少しており、令和6(2024)年は、前年に比べ0.8%減少し305億円となりました(**図表3-1-6**)。

農林水産省では、更なる牛乳乳製品全般の輸出拡大に向けて、オールジャパンでのプロモーション、市場等の調査・分析を行うとともに、指定団体、産地の地方公共団体、乳業者等が一体となった更なる取組や新たな商流の構築を図ることとしています。

このような取組を通じて、今後、牛乳乳製品の中でも、国産生乳の使用割合の高い、ロングライフ牛乳やチルド牛乳について、アジアを中心に輸出を推進していくこととしています。

図表3-1-6 牛乳乳製品の輸出額



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

（緑茶の輸出額は前年に比べ増加）

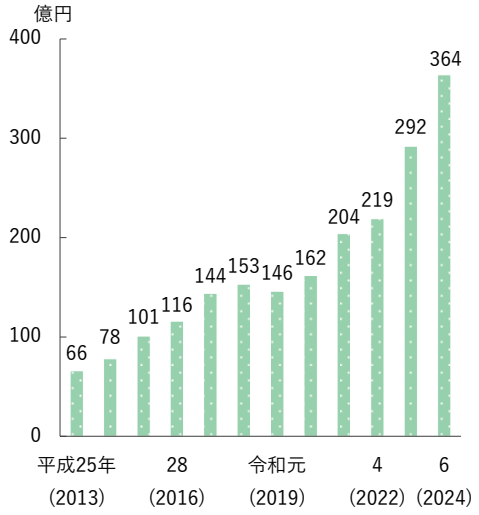
緑茶の輸出額は、健康志向や日本食への関心の高まり等を背景に、抹茶を含む粉末茶の需要が拡大し、近年増加傾向で推移しています。令和6(2024)年は、前年に比べ24.6%増加し364億円となり、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略(以下「実行戦略」という。)で設

定した、令和7(2025)年の茶の輸出額目標312億円を達成しました(**図表3-1-7**)。

また、有機栽培茶は海外でのニーズも高く、有機同等性の仕組みを利用した輸出量は増加傾向にあります。令和5(2023)年は前年に比べ18.1%増加し過去最高の1,585tとなりました。特にEUや米国が大きな割合を占めています。

農林水産省では、輸出拡大に向けた環境整備のため、相手国・地域の残留農薬基準をクリアする防除体系の確立に向けて、主要産地での現地実証を通じた防除体系の確立等を推進しています。

図表3-1-7 緑茶の輸出額



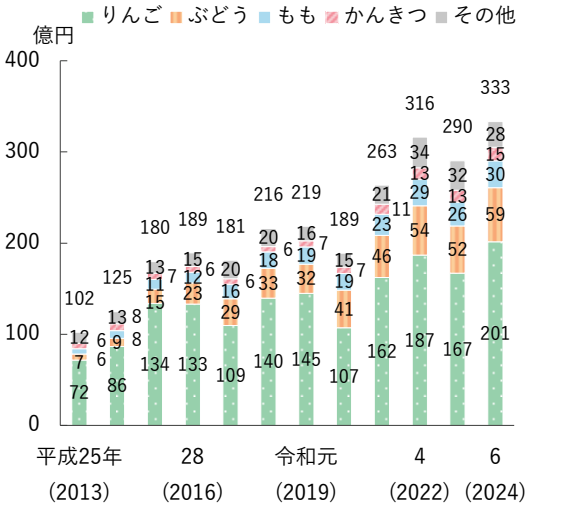
資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

(果実の輸出額は前年に比べ増加)

果実の輸出額は、我が国の高品質な果実が諸外国・地域で評価され、りんご、ぶどうを中心に近年増加傾向で推移しています。令和6(2024)年は、夏季の高温の影響等により収量が減少した品目が多かったものの食味に対する継続的な引合いがあるなど、特にりんごの輸出が堅調だったこと等から、前年に比べ14.8%増加し333億円となりました(**図表3-1-8**)。

農林水産省では、りんご等の果樹について、防除暦の見直し等の規制やニーズに対応する産地育成の推進とともに、プロモーション等による更なる海外需要開拓を図っていくこととしています。

図表3-1-8 果実の輸出額



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
注：1) 「その他」は、なし、かき等を含む。
2) 令和4(2022)年以降は干し柿を含む。

(ホタテ貝の輸出額は、輸出先の転換・多角化の推進により、前年に比べ増加)

ホタテ貝等については、中国等による輸入規制の影響を受ける中、輸出先の転換・多角化が進んだことにより、米国、タイ、ベトナム等の中国以外の国・地域に対する輸出が大きく増加し、令和6(2024)年のホタテ貝(生鮮等)の輸出額は、前年に比べ0.9%増加の695億円となりました。

農林水産省では、JETRO、日本食品海外プロモーションセンター(以下「JFOODO」という。)、認定農林水産物・食品輸出促進団体(以下「認定品目団体」という。)が連携して行う、海外バイヤーの国内産地への招聘、ホタテ貝の加工業者等の海外派遣、非日系のスーパー・レストランや地方都市等でのプロモーションや商流構築等を通じた、輸出先の転換・多角化を支援しています。

第2節　輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化

人口減少や高齢化により農林水産物・食品の国内消費の減少が見込まれる中、農業の生産基盤を維持していくには、これまでの国内市場のみに依存する農林水産業・食品産業の構造から、成長する海外市場で稼ぐ方向に転換することが不可欠です。そのため、政府は令和2(2020)年11月に実行戦略を策定し、その後も改訂を行い、取組を進めてきました。

本節では、実行戦略に基づく施策や取組のほか、輸出拡大とともに、食品産業の海外展開やインバウンドによる食関連消費の拡大を図ることによる「海外から稼ぐ力」の強化に向けた取組を紹介します。

(1) 実行戦略の基本的な考え方

(マーケットインの発想で輸出拡大を推進)

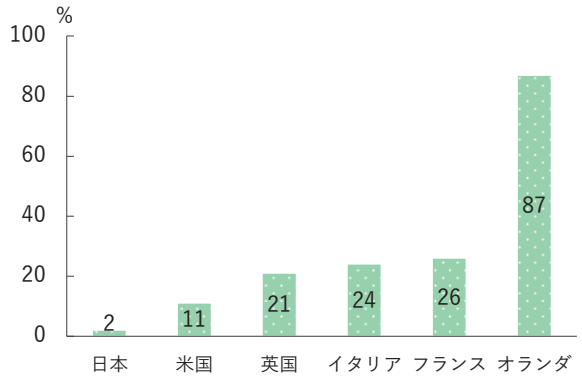
我が国の農林水産物・食品の輸出拡大については、海外市場が要求する量や価格、品質、規格等のスペックで継続的に提供することが必要であること、輸出先国・地域の衛生検疫規制や規格基準に合わない産品は輸出ができないなどの課題があります。

また、令和元(2019)年の我が国の農林水産物・食品の輸出割合は2%となっており、他国と比較しても低い水準です(**図表3-2-1**)。一方、我が国の農林水産物・食品には潜在的なニーズがあり、輸出割合増加のポテンシャルは比較的高いことから、輸出拡大に向けた取組が重要となっています。

このような中、我が国の農林水産物・食品の輸出を拡大させるためには、生産から現地販売までのバリューチェーン全体を、「プロダクトアウト」から「マーケットイン」に転換する必要があります。

実行戦略では、我が国の強みを最大限に発揮すること、マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者を後押しすること、省庁の垣根を超え政府一体として輸出の障害を克服することを基本的な考え方としています。

図表3-2-1　世界の農林水産物・食品の輸出割合



資料：FAOSTAT、UNIDO、ISIC Revision 3 のデータを基に農林水産省作成
注：1) 令和元(2019)年の数値
2) 輸出割合は、生産額(農産物・食品製造業(含水産業)・木材産業)を輸出額(農産物・食品製造業(含水産業)・木材産業)で除した数値

(2) 我が国の強みを最大限に発揮するための取組

(輸出重点品目と輸出目標を設定)

今後の輸出拡大に向け、海外で評価される我が国の強みがある品目を中心に輸出を加速させ、その波及効果として、全体の輸出を伸ばすことが重要です。そのため、海外で評価される我が国の強みがあり、輸出拡大の余地が大きく、関係者が一体となった輸出促進活動が効果的な品目として、29品目を輸出重点品目に選定しています(**図表3-2-2**)。

また、輸出重点品目以外についても、輸出目標とその実行のための課題と対策を明確化する産地・事業者には引き続き適切な支援を行っていくこととしています。

図表3-2-2 輸出重点品目

輸出重点品目	海外で評価される日本の強み
牛肉	和牛として世界中で認められ、人気が高く、引き続き輸出の伸びに期待。
豚肉、鶏肉	とんかつ、焼き鳥等の日本の食文化とあわせて海外の日本ファンにアピールすることで、今後の輸出の伸びに期待。
鶏卵	半熟たまごが浸透し、生食できる卵としての品質が評価され、更なる輸出の伸びに期待。
牛乳乳製品	香港や台湾で品質が高評価。アジアを中心に輸出の可能性。
果樹(りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品)、野菜(いちご)	甘くて美味しく、見た目も良い日本の果実は海外でも人気。
野菜(かんしょ等)[注]	焼き芋がアジアで大人気。輸出が急増。
切り花	外国にはない品種に強み。輸出の伸び率が高い。
茶	健康志向の高まりと日本文化の浸透とともに欧米を中心にせん茶、抹茶が普及。
コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品	冷めても美味しいなどの日本産米は寿司やおにぎり等に向き、日本食の普及とともに拡大が可能。
製材	スギやヒノキは、日本式木造建築だけでなく、香りの癒しの効果も人気で、今後の輸出の伸びに期待。

輸出重点品目	海外で評価される日本の強み
合板	合板の加工・利用技術は、日本の得意分野。日本式木造建築とともに、今後の輸出の伸びに期待。
ぶり	脂がのっている日本独自の魚種。近年、米国等への輸出額が増加。
たい	縁起のよい赤色は中華圏でも好まれる。活魚輸出の増加に期待。
ホタテ貝	高品質な日本産ホタテ貝は世界で高く評価。水産物では輸出額ナンバーワン。
真珠	真珠養殖は日本発祥。日本の生産・加工技術が国際的に高評価。
錦鯉	日本文化の象徴としてアジア、欧州を中心に海外で人気。
清涼飲料水	緑茶飲料等の日本の味が人気となり、伸び率が高い。
菓子	日本独自の発展を遂げ、他国にはない独創性。バラエティ豊かな商品とコンテンツの普及とともに海外で人気。
ソース混合調味料	カレールウ等日本食の普及とともに日本を代表する味に成長。
味噌・醤油	日本が誇る発酵食品。和食文化の浸透とともに欧米・アジア地域で人気も上昇。
清酒(日本酒)	「SAKE」は日本食のみならず各国の料理に合う食中酒等として世界中で認知が拡大中。
ウイスキー	日本産品の品質が世界中でブランドとして定着。
本格焼酎・泡盛	原料の特徴を残すユニークな蒸留酒としての評価があり、今後の輸出拡大に期待。

資料：農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略(令和5(2023)年12月改訂)
注：その他の野菜(たまねぎ等)についても、水田等を活用して輸出産地の形成に積極的に取り組む。

(輸出重点品目に係るターゲット国・地域、輸出目標、手段を明確化)

輸出重点品目ごとに、海外の市場動向や輸出環境等を踏まえ、輸出拡大を重点的に目指す主なターゲット国・地域ごとの輸出目標を設定し、現地での販売を伸ばすための課題とその克服のための取組を明確化しています(**図表3-2-3**)。

なお、輸出目標の設定に当たっては、市場のニーズを踏まえつつ、今後の輸出増のポテンシャルが高い国・地域についても、新たなターゲット国・地域として位置付け、輸出先国・地域の多角化を図っていくこととしています。

図表3-2-3 品目別輸出目標の例

牛肉

【目標額】297億円(2019年) → 1,600億円(2025年)

○国別輸出額目標とニーズ対応への課題・方策

国名	2019年	2025年	ニーズ・規制対応への課題・方策
香港	51億円	330億円	消費者向け販促プロモーションの強化。スライス肉、食肉加工品等の新たな品目の輸出促進。
台湾	37億円	239億円	
米国	31億円	185億円	和牛の認知度が低い地域におけるオールジャパンのプロモーション、ロインの輸出拡大と合わせて、ロイン以外の部位の新たな需要を開拓。
EU等	21億円	104億円	

○輸出産地　21産地
- 生産から輸出まで一貫して輸出促進を図るコンソーシアムを産地で構築
- 食肉処理施設等による輸出先国が要求する条件への対応
- 牛舎等の施設整備、省力化等により輸出の安定的な拡大に資する生産基盤を確立

コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品

【目標額】52億円(2019年) → 125億円(2025年)

○国別輸出額目標とニーズ対応への課題・方策

国名	2019年	2025年	ニーズ・規制対応への課題・方策
香港	15億円	36億円	中食・外食を中心にした需要開拓
米国	7億円	30億円	小売店や外食、EC等の需要開拓 パックご飯・米粉の更なる市場開拓。
中国	4億円	19億円	外食店やEC、贈答用需要の更なる開拓。 指定精米工場等の活用・追加。
シンガポール	8億円	16億円	中食・外食を中心にした需要開拓

○輸出産地　30～40産地
- 千t超の輸出用米の生産に取り組む産地を育成
- 大ロットで輸出用米を生産・供給
- 生産・流通コスト低減、輸出用米の生産拡大を推進

果樹（りんご）

【目標額】145億円(2019年) → 177億円(2025年)

○国別輸出額目標とニーズ対応への課題・方策

国名	2019年	2025年	ニーズ・規制対応への課題・方策
台湾	99億円	120億円	大玉で赤色の贈答用に加え、値頃感のある中小玉果の生産・供給体制を強化
香港	37億円	45億円	香港で好まれる黄色系品種の安定供給、値頃感のある中小玉果の生産・供給体制を強化
タイ	4.5億円	5.5億円	富裕層のほか、買い求めやすい価格帯の中小玉果の生産・供給体制を強化

○輸出産地　7産地
- 既存園地の活用や水田への新植、省力樹形の導入等による生産力の強化
- 産地と輸出事業者等が連携した輸出コンソーシアムの形成

ぶり

【目標額】229億円(2019年) → 542億円(2025年)

○国別輸出額目標とニーズ対応への課題・方策

国名	2019年	2025年	ニーズ・規制対応への課題・方策
米国	159億円	320億円	小売店の調達基準を満たす生産の拡大と安定供給。現地の食嗜好に合わせた商品を開発・製造。
中国	13億円	31億円	活魚の需要があるアジア向けに、活魚運搬船を活用した物流・商流を構築
香港	11億円	40億円	

○輸出産地　11産地
- 漁場の大規模化、沖合養殖の推進により増産
- 育種や低魚粉飼料の開発により生産コストを低減

資料：農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略(令和5(2023)年12月改訂)を基に農林水産省作成

(認定品目団体によるオールジャパンでの輸出力強化の取組を推進)

輸出促進法[1]に基づき、輸出重点品目ごとに、生産から販売に至る関係者が連携し、輸出の促進を図る法人を、法人からの申請により、認定品目団体として認定しており、令和7(2025)年3月末時点では、合計15団体(27品目)となっています(**図表3-2-4**)。認定品目団体は、市場調査やジャパンブランドによる共同プロモーションといった個々の産地・事業者では取り組み難い非競争分野の輸出促進活動を行い、業界全体での輸出拡大に取り組んでいます。

また、ほかの認定品目団体やJETRO、JFOODO等と連携し、輸出先国・地域におけるマーケティングやプロモーション活動等を行っています。

くわえて、輸出量の増加に伴い拡大する輸送リスク等への対応や、将来的に自己財源を増加させ、国では行えない細かな業界支援を行うことも期待されています。

図表3-2-4 認定農林水産物・食品輸出促進団体

認定番号	団体名	品目
1	一般社団法人全日本菓子輸出促進協議会	菓子
2	一般社団法人日本木材輸出振興協会	製材、合板
3	一般社団法人日本真珠振興会	真珠
4	日本酒造組合中央会	清酒(日本酒)、本格焼酎・泡盛
5	一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会	コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品
6	一般社団法人全国花き輸出拡大協議会	切り花
7	一般社団法人日本青果物輸出促進協議会	りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品、いちご、かんしょ・かんしょ加工品・その他の野菜
8	公益社団法人日本茶業中央会	茶
9	一般社団法人全日本錦鯉振興会	錦鯉
10	全国醤油工業協同組合連合会	味噌・醤油のうち醤油
11	全国味噌工業協同組合連合会	味噌・醤油のうち味噌
12	一般社団法人日本ほたて貝輸出振興協会	ホタテ貝
13	一般社団法人日本養殖魚類輸出推進協会	ぶり、たい
14	一般社団法人日本畜産物輸出促進協会	牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳乳製品
15	全日本カレー工業協同組合	ソース混合調味料のうちカレールウ及びカレー調製品

資料：農林水産省作成

[1] 正式名称は「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」

(JETRO・JFOODOによる海外での販路開拓支援を実施)

JETROでは、セミナーやウェブサイト等を通じた輸出関連制度やマーケット情報の提供、相談対応等の輸出事業者等へのサポートを行っています。また、海外見本市への出展支援、国内外での商談会の開催、サンプル展示ショールームの設置等によるビジネスマッチング支援等により、輸出に取り組む国内事業者への総合的な支援を実施しています。

また、JFOODOでは、「日本産が欲しい」という現地の需要を作り出すため、現地での消費者向けプロモーション等を戦略的に実施しています。具体的には、SNS、デジタル広告等による情報発信、小売・外食店等と連携したPRイベントの開催といった活動を認定品目団体等とも連携しながら行っています。

今後は、認定品目団体、JETRO、JFOODOが連携を強化し、海外の関係機関とも協力しながら、海外の主要都市や日本食レストラン、日系スーパー等の日系市場の拡大だけではなく、特に未開拓の有望エリアや非日系市場等の新市場の開拓に重点を置いた取組を一体的に実施していくこととしています。



食品サンプルショールーム

資料：独立行政法人日本貿易振興機構



米国の有力メディアを活用した
ホタテのCM画像

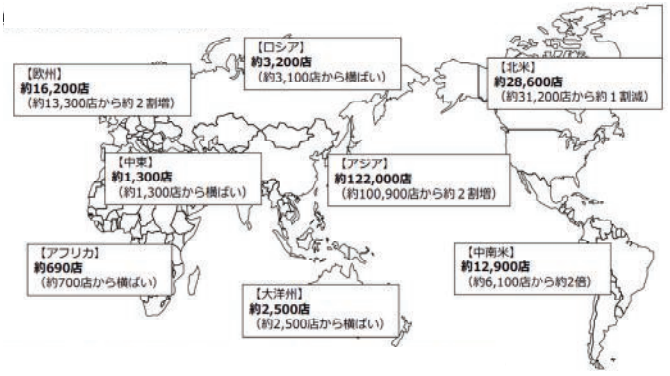
資料：日本食品海外プロモーションセンター

(海外の日本食レストラン等と連携したプロモーションを実施)

令和5(2023)年の海外における日本食レストラン数(概数)は、特にアジアでの伸びが大きかったことにより、令和3(2021)年の15万9千店から約2割増加し18万7千店となりました(**図表3-2-5**)。

また、日本産食材を積極的に使用する海外の飲食店や小売店を民間団体等が主体となって認定する「日本産食材サポーター店」は、令和7(2025)年3月末時点で約6千店が認定されています。JFOODOでは、世界各地の日本産食材サポーター店等と連携して、日本産食材等の魅力を訴求するプロモーションを実施しています。

図表3-2-5　令和5(2023)年の海外における日本食レストラン数(概数)



資料：農林水産省作成
注：(　)内は令和3(2021)年との比較

さらに、農林水産省では、日本料理の調理技能試験制度の普及、外国人を対象とした日本食料理人育成のための招聘(しょうへい)研修や日本料理コンテストの実施、海外料理学校等での日本食講座開設等を通じた外国人料理人の育成等により、海外における日本食・食文化発信の担い手を育成するとともに、日本食・食文化の魅力を外国人目線に立って紹介した映像・

記事の制作・発信等を通じ、日本食・食文化の普及を図ることで、農林水産物・食品の輸出拡大を推進しています。

(輸出先国・地域における専門的・継続的な支援体制を強化)

主要な輸出先国・地域において、農林水産物・食品の輸出を行う事業者を包括的・専門的・継続的に支援するため、在外公館、JETRO海外事務所、JFOODO海外駐在員を主な構成員とし、現地発の情報提供や新たな商流の開拓支援等を行う輸出支援プラットフォームを設置しています。

令和6(2024)年度は、新たにマレーシア(クアラルンプール)、アラブ首長国連邦(ドバイ)において輸出支援プラットフォームの拠点を設立し、設置国・地域は合計で10か国・地域となっています[1](**図表3-2-6**)。

図表3-2-6 輸出支援プラットフォームの拠点設置国・地域



資料：農林水産省作成

また、同プラットフォームでは、現地展開している食品事業者や日本食レストラン等のネットワークを構築するとともに、輸出を目指す事業者に必要な情報の提供やオールジャパンでのプロモーション戦略の立案等を協力して行っています。

さらに、現地商流に入り込んでいくため、日系市場への過度の偏重や既存の商流の奪い合いを避け、日系以外の商流への新規のアプローチを強化することに留意しながら取り組むこととしています。

(3)マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者を後押し

(リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資を支援)

「プロダクトアウト」から「マーケットイン」に発想を転換するには、リスクを取って輸出向け産品の生産・輸出にチャレンジする事業者が不可欠です。

そのため、農林水産省では、輸出向けの生産を行う輸出産地の育成・展開や、自らリスクを取り、輸出先国・地域の規制やニーズに対応したマーケットイン輸出に取り組む産地・事業者等に対し、重点的な支援・環境整備を行うこととしています。

また、輸出先国・地域の規制に対応した施設整備等の投資を行ってから収益化するまでに一定期間を有することから、輸出促進法に基づく公庫の融資(農林水産物・食品輸出基盤強化資金[2])や税制特例(輸出事業用資産の割増償却)の積極的な活用により、輸出に取り組む事業者を強力に後押しすることとしています。

さらに、投資円滑化法[3]に基づき、輸出に取り組む事業者に投資する民間の投資主体への資金供給の促進に取り組むこととしています。

---

1 (　)内は事務局設置都市
2 沖縄振興開発金融公庫でも貸付が行われている。
3 第2章第9節を参照

（マーケットインの発想に基づく輸出産地・事業者の育成・展開を推進）

輸出先国・地域のニーズや規制に対応した産品を、求められるスペックで継続的に提供し、農林水産事業者の利益につなげるため、輸出促進法に基づく輸出事業計画を踏まえた輸出産地の形成に必要な施設整備等を重点的に支援することとしています。また、水田を転換した園地や畑地を活用し、果樹や野菜等高収益作物の輸出産地の育成・展開を図ることも必要です。

畜産物については、生産者、食肉処理施設等の、輸出事業者等が連携して生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る体制（コンソーシアム）の育成・設立等を進めるとともに、コンソーシアムが取り組む産地の特色を活かした商流の構築や拡大、ブランディング、輸出促進等を支援することとしています。

また、輸出産地・事業者をサポートするため、専門的な知見を持つ外部人材を「輸出産地サポーター」として地方農政局等に配置し、マーケットイン輸出に向けた産地の育成を支援することとしています。

さらに、輸出産地・事業者の育成や支援を行う農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP[1]）は、令和7（2025）年2月時点で会員数が10,184となっていますが、輸出の熟度・規模が多様化しており、輸出事業者のレベルに応じたサポートを行う必要があります。また、新たに輸出に取り組む輸出スタートアップを増やしていく必要があり、地方農政局等や都道府県段階で、現場に密着したサポート体制の強化に取り組んでいます。くわえて、輸出産地の形成に向け、GFPを活用した輸出産地向けのセミナーや交流会の開催等の取組を一層進めていくこととしています。



GFPの海外イベントに出展した米のブース
資料：株式会社百笑市場



GFPビジネスパートナーを活用し、英語版プロモーションツールを作成
資料：村商株式会社

一方、農協系統は取扱量が多いものの、継続的かつ安定的な出荷の困難さや輸出に向けた物流に十分対応できないなどのマーケットインの輸出に対する課題が多く、輸出産地の課題解決に向け、農協系統と国の連携が重要となっています。

このような中、農林水産省では、今後の更なる輸出拡大に向けた取組を加速化するため、令和6（2024）年1月に、JAグループと「輸出関係連絡協議会」を設立し、輸出産地の形成を後押しする支援、フラッグシップ輸出産地の認定・公表や輸出人材の育成・確保等に関する国の取組について紹介しました。また、同協議会の下に、ワーキンググループを設置し、

[1] Global Farmers/Fishermen/Foresters/Food Manufactures Projectの略

農協を核とした輸出産地の形成、効率的な輸出物流の構築、輸出人材の育成等の具体的な課題について協議を進めています。

また、農林水産省では、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた輸出産地の形成を促進するため、令和6(2024)年6月から、JAグループ、JETRO、一般社団法人日本青果物輸出促進協議会と連携し、「園芸作物の輸出産地形成支援に係る全国キャラバン」を開催しました。同キャラバンでは、輸出拡大に向けた施策や支援策等の周知に加え、輸出に取り組む事業者や海外市場ニーズの紹介、輸出に向けた相談会を行いました。

さらに、輸出産地の形成支援に向けた取組と海外販路の開拓・拡大に向けた取組を有機的に連携させ、日本産農畜産物輸出の一層の拡大を図ることを目的として、JA全農、JETRO及びJFOODOの3者で「日本産農畜産物の輸出促進に向けた連携協定」を締結し、同年7月に調印式を開催しました。同協定により、輸出産地の形成や輸出の実現に向けた総合的なサポートや海外市場での販売力の向上、産地が有する魅力を最大限に活かした農畜産物の価値訴求力・ブランド力の向上等といった効果が期待されています。

(コラム) 輸出拡大に向け、多様な人材の参画を促進

日本食の需要が高まり、海外への輸出事業者が増える中、海外展開に向けた多様な業務に対応できる人材の不足が大きな課題となっており、このような課題の解決には、ITやマーケティング、デザイン等の多様な領域の知見や異なる視点を持った人々との共創が不可欠となっています。

このような状況の中、多様な業種の力を結集し、我が国の食を世界に広めることを目的に、GFPと内閣府プロフェッショナル人材事業との連携の下、輸出に取り組む事業者の経営課題の解決に向けた人材マッチング等を進めており、海外販路開拓人材や規制対応に係る書類作成を担う人材等のマッチングが実現しています。

例えば静岡県掛川市の有限会社栄醤油醸造は、主に欧州と北米をターゲットとしており、課題となっていたマーケティングの知見を有する人材を確保することができました。また、鹿児島県指宿市の株式会社大吉農園は、キャベツに加えてかぼちゃを新たな輸出品目として更なる輸出拡大を図るため、貿易知見を有し、大ロットな販路開拓を担える人材とマッチングすることができました。

また、このような取組を一層推進するため、令和6(2024)年3月に「おいしい日本、届け隊」官民共創プロジェクトを立ち上げたところであり、これらの取組を通じて我が国の食の輸出拡大に向けた多様な人材の参画促進、裾野拡大に取り組んでいくこととしています。



昔ながらの「木桶仕込み」にこだわった醤油造り

資料：有限会社栄醤油醸造



既存輸出品目のキャベツの圃場

資料：株式会社大吉農園

(輸出人材の育成・確保を推進)

輸出に取り組む事業者にとって、輸出先国・地域のニーズや検疫条件等の規制に精通し、

輸出向けの生産や販路開拓等の関連業務に対応できる人材の不足が大きな課題となっています。

一方、現状は輸出先国・地域のニーズや規制、輸出実務等のノウハウを効率的かつ体系的に体得する学習環境が乏しいことから、教育機関と連携した輸出人材の育成の展開やGFPの支援の下で輸出実務経験者等の専門人材と輸出事業者のマッチングを進め、輸出事業者のニーズに合った輸出人材の確保を推進することとしています。

(生産から流通・販売に至る関係者が一体となったサプライチェーンの強化を推進)

輸出の促進に当たっては、生産から流通・販売に至る関係者が一体となったサプライチェーンを強化して取り組むことが不可欠です。

そのため、農林水産省では、国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、生産から現地販売までの一気通貫した新たなサプライチェーンモデルの構築に向けた取組を支援することとしています。

(大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築を推進)

輸出を拡大するためには、大ロットで経済的な輸出を実践するなど、輸出に向けた効率的な物流の構築が重要です。

そのため、農林水産省では、基幹的な輸出物流ルートにおける国内各地からの最適輸送ルートの構築や集荷・保管体制の構築に向けた取組を支援するとともに、地方港湾・空港等を活用した輸出物流の構築に向けた調査・実証等を支援することとしています。

(4) 省庁の垣根を超え政府一体として輸出の障害を克服

(政府一体での戦略的な協議の実施)

マーケットイン輸出への転換に向け、海外現地での情報収集や売込み、輸入規制等に関する政府間協議、食品安全管理、知的財産管理、流通・物流整備、研究開発等の様々な関連分野において、政府による環境整備が不可欠です。

農林水産省では、輸出重点品目を中心に、規制導入に関する情報を現地で早期に収集し、国内に提供する体制を整えるとともに、輸出の障害となる輸出先国・地域の規制の撤廃・緩和に向け、農林水産物・食品輸出本部の下で政府一体となり、実行計画[1]を策定し、戦略的に協議を行っています。

(東京電力福島第一原子力発電所の事故及びALPS処理水の海洋放出に伴う輸入規制の撤廃を働き掛け)

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、55か国・地域において、日本産農林水産物・食品の輸入停止や放射性物質の検査証明書等の要求、検査の強化といった輸入規制措置が講じられてきました。これらの国・地域に対し、政府一体となってあらゆる機会を捉えて規制の撤廃に向けた粘り強い働き掛けを行ってきた結果、令和6(2024)年度においては、輸入規制措置が仏領ポリネシアで撤廃、台湾で緩和され、規制を維持する国・地域は6まで減少しました。

[1] 正式名称は「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画」(輸出促進法に基づき策定)

また、東京電力(とうきょうでんりょく)ホールディングス株式会社では、多核種除去設備(ALPS(アルプス)[1])等により、トリチウム以外の放射性物質について安全に関する規制基準を確実に下回るまで浄化処理した水(以下「ALPS処理水」という。)を、トリチウムについても1,500Bq/L未満になるまで海水で大幅に希釈した上で、令和5(2023)年8月から海洋への放出を開始しました。

これに伴い、従来の原発事故に伴う輸入規制に加えて、中国、香港、マカオ及びロシアは日本産水産物等の輸入停止を行いました。しかし、ALPS処理水の海洋放出については、IAEA[2](国際原子力機関)の包括報告書に明記されているとおり、人及び環境に与える放射線影響は無視できるほどであり、我が国としては、こうした点や水産物等の放射性物質検査結果を国内外に向け、透明性高く発信してきました。中国との間では、令和6(2024)年9月に、ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制について日中間の「共有された認識」を発表し、中国は、IAEAの枠組みの下での追加的なモニタリングを実施後、日本産水産物の輸入規制措置の調整に着手し、日本産水産物の輸入を着実に回復させることになりました。令和7(2025)年3月の日中ハイレベル経済対話でこの認識が着実に履行されていることを両者が評価し、モニタリング結果に異常がないことを前提に、輸入再開に向けて関連の協議を推進することで一致しました。

引き続き、日本産農林水産物・食品の輸入規制を維持している国・地域に対して、規制の撤廃が早期に実施されるよう働き掛けを行っていきます。

(動植物検疫協議を引き続き推進)

動植物検疫協議については、農林水産業・食品産業の持続的な発展に寄与する可能性が高い輸出先国・地域や品目から優先的に協議を進めています。令和6(2024)年度は、フィリピン向けいちご、タイ向けゆず及びきんかんの輸出が解禁されました。鳥インフルエンザについては、令和6(2024)年シーズンは令和7(2025)年3月末時点で14道県51事例が確認されています。これらの道県については、道県単位で輸出を停止しており、防疫措置完了から28日が経過した時点で、輸出再開に向けた検疫協議を実施しています。

(輸出加速を支える政府一体としての体制整備を推進)

農林水産省では、電子媒体で輸出証明書の発行が可能となるよう、輸出先国・地域へ働き掛けています。また、手数料のオンライン納付機能を整備し、令和6(2024)年10月から一部の国による施設認定の手数料について、オンライン納付を開始しています。

さらに、植物検疫における輸出検査について、令和5(2023)年4月に施行された改正植物防疫法[3]に基づき、同年同月から、第三者機関による輸出検査が可能となったことから、第三者機関の登録及び検査を実施しています。

(輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工食品等への支援を推進)

輸出先国・地域の規制に対応するためのHACCP対応施設等の整備目標達成に向け、計画的な施設整備に対する支援を行うとともに、厚生労働省と連携し、輸出促進法に基づく適合施設の認定を迅速に行うこととしています。

---

[1] Advanced Liquid Processing Systemの略
[2] International Atomic Energy Agencyの略
[3] 正式名称は「植物防疫法の一部を改正する法律」

また、単独では輸出先の発掘や大ロットの輸出、海外小売店の売場の確保等を行うことが困難である、地域の中小食品製造事業者等については、関係者が連携して取り組む海外市場調査や販路開拓、輸出用商品開発等の支援が重要です。

(5) 食品産業の海外展開とインバウンドによる食関連消費の拡大

(輸出の後押しにもつながる事業者の海外展開を支援)

我が国の食品事業者の海外事業展開は、日本産原材料を用いた現地加工、日本食の普及、食文化の理解促進等を通じた農林水産物・食品の輸出との相乗効果を含む、食産業の持続的発展に寄与することが期待されます。

農林水産省では、食品製造業等の海外展開に向けた環境整備を図るため、官民間及び企業間の情報交換の場である「グローバル・フードバリューチェーン(GFVC)推進官民協議会」の下でのセミナーの開催等を通じた事業者への情報提供や海外展開の際の実務的な留意事項等をまとめたガイドラインの策定・普及に加え、海外現地での物流・商流構築に係る設備投資等を行う場合の案件形成支援等に取り組んでいます。

食品産業の海外展開による収益額が近年拡大傾向にある中、今後は、現地におけるサポート体制の充実や、海外拠点の設置に対する制度融資の活用の推進等により、更なる海外展開の推進を図ることとしています。

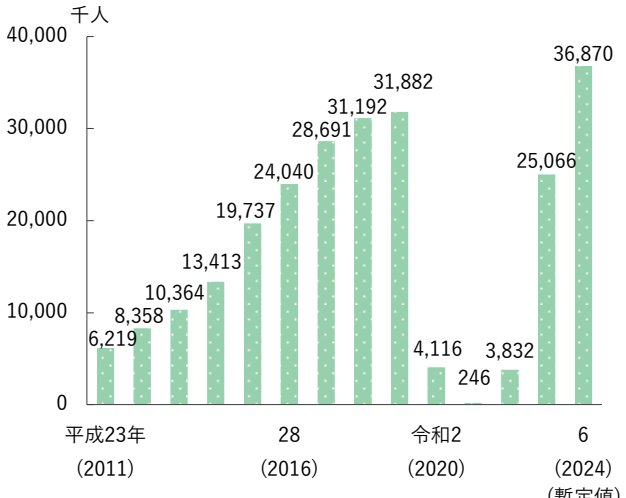
食品産業の海外展開の促進に関する検討会
URL：https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_action/kaigai_tenkai.html

(訪日外国人旅行者に日本食の理解・普及を推進)

日本政府観光局[1](JNTO)の調査によると、令和6(2024)年の訪日外客数は、前年から増加し3,687万人にまで拡大しています(**図表3-2-7**)。

また、インバウンドによる食関連消費額も増加傾向にあり、今後も増加が見込まれます(**図表3-2-8**)。インバウンドによる食関連消費は、我が国の食に対する海外からの需要という点で、輸出と同様に農林水産業・食品産業の収益確保に資するという考えの下、その拡大に向けて取り組むこととしています。

図表3-2-7　訪日外客数



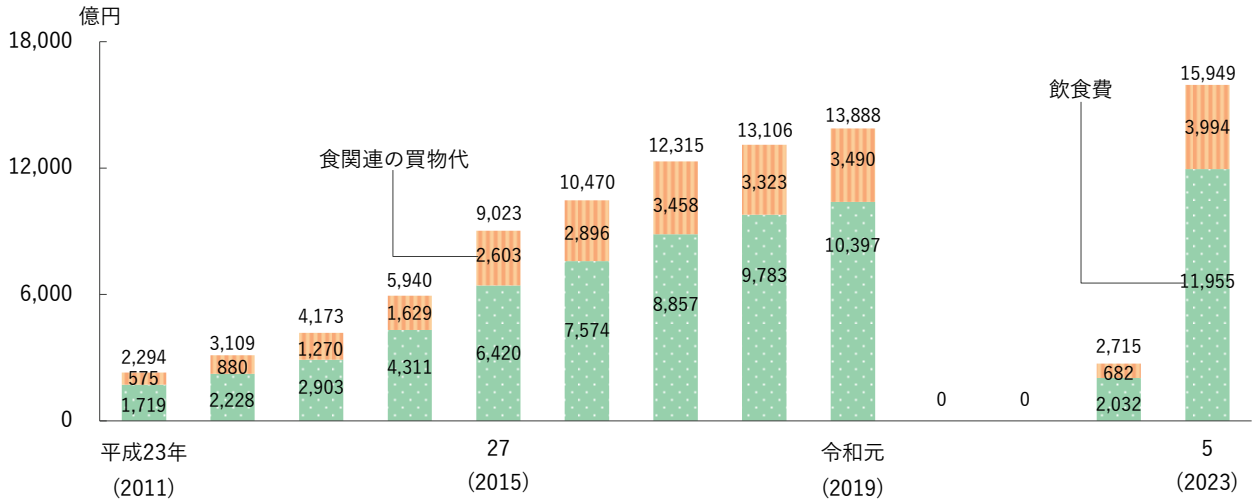
資料：日本政府観光局「訪日外客統計」

[1] 正式名称は「独立行政法人国際観光振興機構」

農林水産省を始めとする関係省庁は、海外の消費者に対して我が国の食品の調理方法、食べ方、食体験等を通じた地域の文化とのつながりの発信等を行うとともに、訪日外国人旅行者の更なる増加と農林水産物・食品の輸出増大につながるといった好循環を構築するため、訪日外国人旅行者を日本の食・食文化の「本場」である農山漁村に呼び込む取組を推進しています。農林水産省は、地域の食や食文化等によりインバウンド誘致を図る地域を「SAVOR JAPAN（セイバー ジャパン）」に認定することで、オールジャパンのブランドとして、海外への一元的な情報発信を推進しています。令和6(2024)年度は新たに2地域[1]を認定し、認定地域は令和6(2024)年12月時点で43地域となりました。

さらに、JFOODOでは、JNTO等と連携し、インバウンドによる消費額も多く人気も高い食品をターゲットとしたSNS等を活用した情報発信や、訪日外客数の多い地域におけるプロモーション活動に取り組んでいます。

図表3-2-8 インバウンドによる食関連消費額(推計)



資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」、日本政府観光局「訪日外客統計」を基に農林水産省作成

[1] 令和6(2024)年度に認定された地域は、長野県松川町(五平餅)、山梨県みのぶ農泊地域(あけぼの大豆)の2地域。(　)内は、その地域の食

第4章

食料安全保障の確保のための持続的な食料システム

第１節　食品産業の健全な発展

食品産業は、農業と消費者の間に位置し、食料の安定供給を担うとともに、国産農林水産物の主要な仕向先として、消費者ニーズを生産者に伝達する役割を担っています。また、多くの雇用・付加価値を生み出すとともに、環境負荷の低減等にも重要な役割を果たしています。

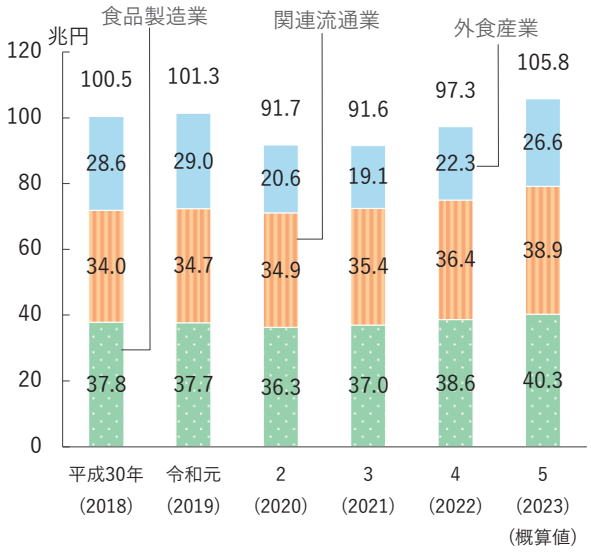
本節では、食品産業の動向や、JAS[1]を始めとした規格・認証の活用等について紹介します。

(1) 食品産業の競争力の強化

(食品産業の国内生産額は105兆8千億円)

食品産業の国内生産額については、近年おおむね横ばい傾向で推移しており、令和5(2023)年は新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ外食支出が回復しつつあること等から、前年に比べ8.7%増加し105兆8千億円となりました(**図表4-1-1**)。このうち、食品製造業については、菓子類や清涼飲料の生産額が増加したこと等から、全体として4.4%増加となり、関連流通業は前年に比べ6.9%増加し38兆9千億円となりました。

図表4-1-1　食品産業の国内生産額



資料：農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」を基に作成
注：食品製造業には、飲料、たばこの区分を含む。

[1] Japanese Agricultural Standardsの略で、日本農林規格のこと

（食料品製造業の労働生産性は前年度に比べ向上）

令和5(2023)年度における食料品製造業の労働生産性は、設備投資により必要な生産体制の確保が進んだほか、新型コロナウイルス感染症からの経済回復が続いていること等から、前年度に比べ7.7%向上し7,105千円/人となっています(**図表4-1-2**)。

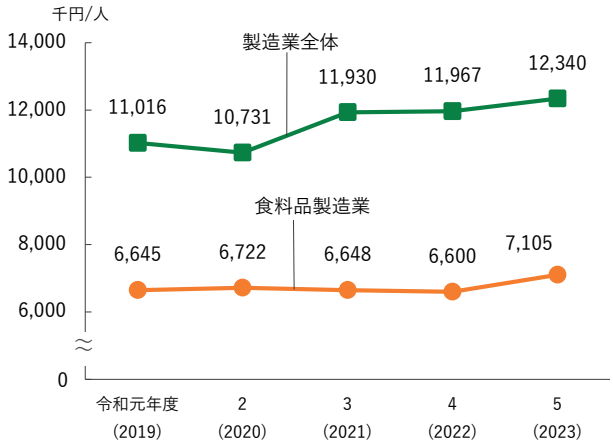
他方、食品製造業の人手不足・人材不足が引き続き課題となる中、生産性の向上が急務となっています。

このため、農林水産省では経済産業省等と連携し、生産性の向上に資するAI、ロボット等の先端技術の研究開発、実証・改良から普及までを総合的に支援することとしています。

具体的には、令和6(2024)年4月に策定したロボット等の先端技術を食品製造の現場にHACCP[1]に基づく衛生管理に沿って導入するためのガイドラインの普及のほか、製造ラインの自動化等の省人化や生産性向上に資する機械設備等の新技術の導入を支援しています。

また、食品製造業における生産性向上等に向けた取組について、中堅・中小企業を対象としたアンケート調査やヒアリングを実施し、優良事例の横展開を進めるなど、食品産業全体の生産性向上を促進しています。

図表4-1-2 製造業全体と食料品製造業の労働生産性



資料：経済産業省「2024年経済産業省企業活動基本調査」を基に農林水産省作成
注：労働生産性=付加価値額÷常時従業者数

（経営者の高齢化により事業承継の課題を抱える企業が多数存在）

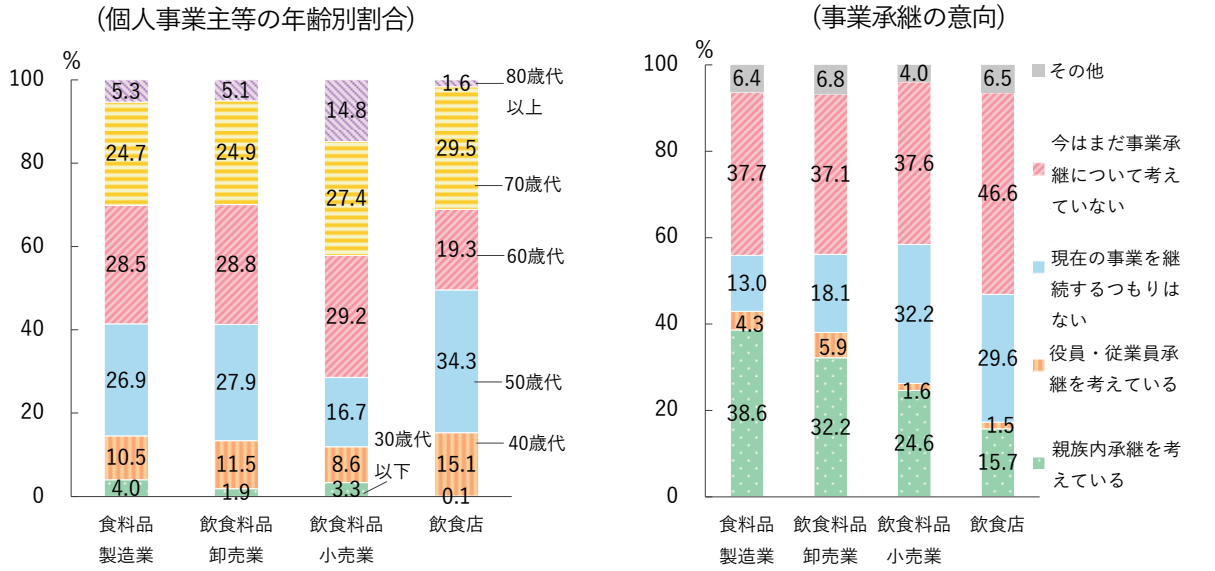
中小企業が大半を占める食品産業では、経営者の高齢化により事業承継の課題を抱える企業が多くなっています(**図表4-1-3**)。

国内市場を対象としてきた食品事業者の中には、国内市場が縮小傾向にあること等を背景として、自身の世代での廃業を考え、将来に向けた生産拡大や設備の更新等の追加投資を控えるなど、撤退を視野に入れている事業者も見られています。

食料には食品製造業による加工を経て消費者に届くものが多いほか、地域の農林水産業と密接に関係し地域の食文化を反映する加工食品も多いことから、食品製造業を次世代につなげていくことが重要であり、事業の円滑な引継ぎや引継ぎ後の経営革新に向けた取組等を通じ、食品製造業の事業承継の円滑化や食品産業の体質強化を図っていく必要があります。

[1] Hazard Analysis and Critical Control Pointの略で、危害要因分析及び重要管理点のこと。我が国においては、令和3(2021)年6月から、原則全ての食品等事業者についてHACCPに沿った衛生管理が義務化されている。

図表4-1-3　個人事業主等の年齢別割合、事業承継の意向



資料：中小企業庁「令和5年中小企業実態基本調査」を基に農林水産省作成
注：1）令和4(2022)年度決算実績の数値
2）個人事業主等は、法人企業の社長を含む。
3）「その他」は「会社への引継ぎを考えている」、「個人への引継ぎを考えている」、「その他の方法による事業承継を考えている」等と回答した者の割合

（食品産業と農業の連携を推進）

持続的な食料システムの実現には、費用を考慮した価格形成だけでなく、食品産業における国産原材料の利用促進や生産性の向上等を推進し、その体質強化・事業継続を図ることによって、消費者に食品や豊かな食文化を提供するとともに、原材料調達や製造工程等において持続性に配慮した食品産業への移行を一層推進していくことが重要となっています。

このため、農林水産省では、国産原材料への切替えによる新商品開発や産地との連携強化等を支援しています。

また、持続的な食料システムの確立に向けて、地域を先導する食品企業や農林漁業者等が参画するプラットフォームを構築し、地域の多様な関係者の連携を強化し、新たなビジネスの創出等を促す取組を推進しています。





みやざき小麦粉・米粉プロジェクト

資料：公益財団法人宮崎県産業振興機構

（特定農産加工業者の経営改善と原材料の調達安定化を推進）

国際情勢の影響を受け、輸入原材料の価格水準の上昇・高止まりが生じている中、農産加工業者の経営環境は厳しさを増している状況にあります（**図表4-1-4**）。このため、令和6(2024)年7月に施行された特定農産加工業経営改善等臨時措置法[1]に基づき、原材料価格の上昇が大きかったパン、製麺、菓子、大豆加工といった分野で、原材料の調達安定化に向けた取組に対する支援措置を新たに追加し、国産切替を推進しています。

図表4-1-4 食パン・豆腐の製造・販売に係るコストの変動

（食パン）

	費　目	変動率
原材料費	原材料費計	+18%
	小麦粉	+22%
	油　脂	+17%
製造経費		+19%
販管費		+10%
費用合計		+16%

（豆腐）

	費　目	変動率
原材料費	原材料費計	+29%
	大　豆	+35%
	凝固剤	+4%
製造経費		+8%
販管費		+3%
費用合計		+11%

資料：株式会社日本能率協会総合研究所「令和4年度原材料等の価格上昇に伴う取引価格への転嫁等状況及び適正取引推進ガイドラインの活用状況調査委託事業報告書」（令和5(2023)年3月公表）を基に農林水産省作成
注：変動率は、食パンは令和3(2021)年7月～4(2022)年7月、豆腐は令和3(2021)年8月～4(2022)年8月における変動

（フードテック推進ビジョンに基づき、新市場創出のための環境整備を推進）

世界の食料需要の増大に対応した持続可能な食料供給のほか、個人の多様なニーズを満たす豊かで健康な食生活や食品産業の生産性の向上の実現が求められている中、フードテック[2]を活用した新たなビジネスの創出への関心が世界的に高まっています。

このような中、食品企業、ベンチャー企業、研究機関、関係省庁等に所属する者で構成される「フードテック官民協議会」では、令和5(2023)年2月に「フードテック推進ビジョン」を策定し、今後のフードテックの推進に当たり、目指す姿や必要な取組等を整理し、フードテックの6分野[3]について、具体的な課題を工程表として整理しています。

農林水産省では、これらに沿って、オープンイノベーションとスタートアップの創業を促進するとともに、新たな市場を作り出すための環境整備を進め、フードテックの積極的な推進に取り組んでいくこととしています。また、令和7(2025)年に開催される大阪・関西万博では、農林水産・食品分野で実装が期待される先端技術の展示を通じて、世界に我が国の技術力を発信していくこととしています。

[1] 正式名称は「特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律」
[2] 生産から流通・加工、外食、消費等へとつながる食分野の新しい技術及びその技術を活用したビジネスモデルのこと
[3] 6分野は、植物由来の代替たんぱく質源、昆虫食・昆虫飼料、スマート育種のうちゲノム編集、細胞性食品、食品産業の自動化・省力化、情報技術による人の健康実現

（コラム）大阪・関西万博を食で盛り上げるプロジェクトを展開

大阪・関西万博は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、人類共通の課題解決に向け、先端技術等の世界の英知を集め、新たなアイデアを創造・発信する場にすることをコンセプトに、令和7(2025)年4月から10月にかけて開催されます。

大阪商工会議所、公益財団法人大阪観光局、一般社団法人大阪外食産業協会では、大阪・関西万博をきっかけに、食で万博を盛り上げると同時に、大阪の食の魅力を発信するプロジェクトを展開しています。

このうち、「万博メニューでおもてなし」プロジェクトでは、いのち、未来、SDGs、世界や日本の食文化といった、大阪・関西万博を表現した特別メニューを開発し、大阪府を訪れる方々へ提供・販売するよう呼び掛けており、大阪府内の飲食・食品事業者が生産者等と連携して、独自のメニュー等を考案しています。こうした万博メニューは、SNSから「#2025万博メニュー」で検索することができます。

農林水産省では、同年6月の「食と暮らしの未来ウィーク」期間中に、日本の食文化や農泊といった我が国の農林水産業や食の有する魅力のほか、スマート農業技術や、環境と調和した持続可能な食料システムの姿を発信することとしています。



メキシコ料理のトルティーヤとたこ焼きを掛け合わせたメニュー

資料：株式会社エイチ・ツー・オー商業開発



大阪・関西万博公式キャラクターがデザインされた菓子

資料：みどり製菓株式会社



規格外の食材とヴィーガン対応食材による串カツ体験教室

資料：有限会社ラパン

(2) 食品流通の合理化

(農林水産物・食品分野で流通合理化に取り組む事業者数は増加傾向)

農林水産物・食品を消費者に届ける役割を担う食品流通業は、売上高に占める売上原価及び経費(販売費及び一般管理費)の割合が高く、営業利益率が低い状態にあります。また、食品流通はトラック輸送に大きく依存していますが、長距離輸送が多い、手積み、手降ろし等の手荷役作業が多いといった課題があり、令和6(2024)年4月からトラックドライバーの時間外労働に上限が適用され、何も対策を講じなければ物流が停滞しかねない「物流の2024年問題」の影響が懸念されています。このような中、食品の流通を確保していくためには、物流の生産性向上が不可欠です。

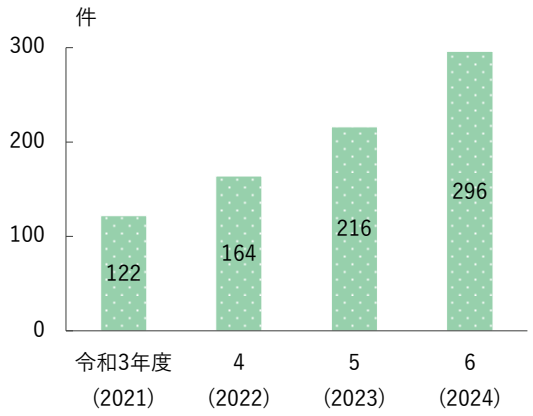
令和6(2024)年5月に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」が公布され、荷主、物流事業者等に対して、物流効率化の努力義務を課すなど新たな規制が定められることになりました。

こうした我が国の物流をめぐる情勢の中で、引き続き食品の流通を確保していくために、農林水産省では、「物流革新に向けた政策パッケージ」(令和5(2023)年6月閣議決定)に基づき、業界・分野ごとの自主行動計画の着実な実施を促すとともに、パレットの導入・標準化、ICTやロボット技術を活用した業務の省力化・自動化、コールドチェーンの整備による流通の高度化等の取組を支援しています。具体的には、青果物、花き、水産物それぞれ

の流通標準化ガイドラインの現場への普及、産地と卸売業者の間で出荷情報を共有するデータ連携システムの構築、物流効率化に資する卸売市場や中継共同物流拠点の整備等を行っています。

また、令和5(2023)年12月に設置された農林水産大臣を本部長とする「農林水産省物流対策本部」の下に、農林水産省と民間の関係団体等で構成される「農林水産品・食品の物流に関する官民合同タスクフォース」を設置し、必要に応じメンバーの現地派遣を行い、物流の確保に不安や課題を抱える産地等に対し具体的な改善策を提案するなどの取組を行っているところです。同タスクフォースは令和6(2024)年5月、10月、令和7(2025)年3月に全体会合を開催し、各地域での物流改善の取組状況や課題について情報交換、意見交換するとともに、同年1月及び2月には、中長期的な物流の改善の方向性を見据え、食品流通のデジタル化に取り組む事業者からヒアリングを行ったところです。

図表4-1-5 流通合理化に取り組む事業者数(累計)



資料：農林水産省作成



青果物の標準仕様パレットでの出荷

このような中、農林水産物・食品等の流通合理化に取り組む事業者数[1]については、令和6(2024)年度は前年度に比べ80件増加し296件となりました(**図表4-1-5**)。

他方、農林水産物・食品の物流の現場での取組も進展しており、例えば九州・四国では、熊本・愛媛のかんきつ産地が共同で標準仕様パレットに対応した新たな段ボール規格の開発に着手したところであり、また、東北・北陸では、生産者団体が鉄道事業者と連携し、青森県から北陸を経由して大阪府へ米等を輸送する貨物列車の定期運行を行っているところです。

さらに、ハム、チーズ、生麺等のチルド食品の食品製造業者が共同で、納品条件の緩和、輸配送効率化等について協議するため「チルド物流研究会」を立ち上げるなどの取組も見られています。

[1] 「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく総合効率化計画又は「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に基づく食品等流通合理化計画の認定件数

（コラム）「ゆとり配送」による物流効率化

(1)「ゆとり配送」の概要

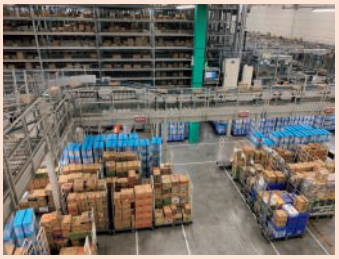
北海道・東北・北関東で食品スーパーを展開するアークスグループでは、物流効率化の一環として、グループ企業間の物流倉庫の共同利用や、リードタイムの延長、トラックドライバーの負担軽減等を行い、配送の最適化を目的とした「ゆとり配送」に取り組んでいます。

(2)「ゆとり配送」導入前の課題と運用方法

「ゆとり配送」を導入するまでは、日替わり特売品や酒類等の仕入れ量が大幅に変動しやすい商品については、1日に運ぶ商品が多い場合、トラックを追加で確保することにより、当日配送に応じるなど、可能な限り早く店頭へ配送していました。

この運用を改めて、トラック数の削減と荷物の平準化を目的に、原則として、前日までに輸送量を確定し、1日の商品量を明確にするとともに、店舗への到着時間にもゆとりを設け、翌日以降に販売する商品は急ぐ必要がない場合、夕方までに配送するという新たなルールを定めて運用しています。

また、トラックドライバーの作業負担を減らすことを目的に、トラックドライバーが店舗のバックヤードまで入り、納品作業をこなす場合もあったところ、商品の搬入作業を搬入口での受渡しに限定することで店舗での荷下ろし作業を30分以内に短縮しています。このほか、車両の一部を大型化することや、札幌市内の配送についても高速道路の利用を認めること等を通じて、運転時間の短縮・ドライバー不足への対応を行っています。



物流センターの様子

資料：株式会社アークス

(3) 取組の効果と今後の展開

「ゆとり配送」の取組によって、1日12時間ほどだったトラックドライバーの労働時間が、10時間程度に短縮される効果が出ています。今後、このような取組をまだ実施していないグループ企業にも展開していくこととしています。

(卸売市場の物流機能を強化)

卸売市場は、野菜、果物、魚、肉、花き等日々の食卓に欠かすことのできない生鮮食料品等を、国民に円滑かつ安定的に供給するための基幹的なインフラであり、多種・大量の物品の効率的・継続的な集分荷、公正で透明性の高い価格形成等の重要な機能を担っています。

食料安全保障の強化が求められる中、持続的に生鮮食料品等の安定供給を確保していくため、単に老朽化に伴う施設の更新のみならず、物流施策全体の方向性と調和し、標準化・デジタル化に対応した卸売市場の物流機能を強化することが必要となっています。

農林水産省では、物流機能を強化するために、コールドチェーンの確保等に資する施設や、中継共同物流に必要な施設の整備等を支援することとしています。

(3) 規格・認証の活用

(JAS普及推進月間に新たな取組を展開)

近年、輸出の拡大や市場ニーズの多様化が進んでいることから、農林水産省では、JAS法[1]に基づき、農林水産物・食品の品質だけでなく、事業者による農林物資の取扱方法、生産方法、試験方法等について認証する新たなJAS制度を推進しています。令和6(2024)年度は新たに食品成分に関する試験方法のJASを2規格制定したほか、規格の更なる活用を視野に、既存のJASの見直しを行いました。また、令和6(2024)年11月のJAS普及推進月間を中心に、JASの認知を高めるため、イベントへの出展等の周知活動を行いました。事業者や産地の創意工夫により生み出された多様な価値・特色が戦略的に活用され、我が国の食品・農林水産分野の競争力の強化につながることが期待されています。

さらに、米国、カナダ、EU等既に同等性を相互承認している国・地域に対しては、この仕組みを活用し、茶やしょうゆ等の有機食品の輸出が行われています。

このほか、農林水産省では、輸出促進に向け海外との取引を円滑に進めるための環境整備として、産官学の連携により、ISO[2]規格等の国際規格の制定・活用を進めています。



NIPPON FOOD SHIFT FES.出展時の様子

1 正式名称は「日本農林規格等に関する法律」
2 International Organization for Standardizationの略で、国際標準化機構のこと

第2節 円滑な食品アクセスの確保に向けた対応

我が国においては、全ての国民が健康的な生活を送るために必要な食品を入手できない、いわゆる「食品アクセス」の問題への対応が重要な課題となっています。平時から食料を確保し、全ての国民が食料を入手できるようにするため、関係省庁・地方公共団体等が連携して円滑な食品アクセスの確保に向けた対応を推進していく必要があります。

本節では、食品アクセスの状況と円滑な食品アクセスの確保に向けた対応について紹介します。

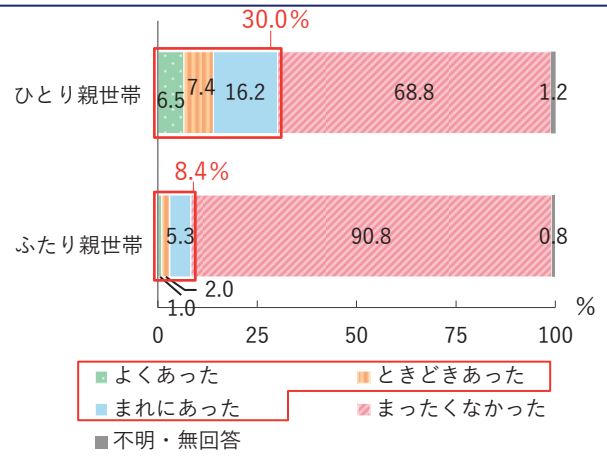
(1) 食品アクセスの状況

(経済的アクセスと物理的アクセスの確保に向けた対応が必要)

内閣府が令和3(2021)年2～3月に実施した調査によると、過去1年間でお金が足りなくて食料困窮を経験したことのあるひとり親世帯の割合は、30.0%となっています(**図表4-2-1**)。ふたり親世帯の8.4%に比べ21.6ポイント高くなっており、ひとり親世帯では、ふたり親世帯に比べ厳しい生活状況がうかがわれます。経済的に困窮している者の食品アクセス(経済的アクセス)の確保に向けた対応が必要となっています。

また、国内市場の縮小化等を背景として、高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦労を感じる人、いわゆる「買物困難者」が増加しています。令和6(2024)年2月に農林水産政策研究所が公表した調査によると、令和2(2020)年の食料品アクセス困難人口は全国で904万3千人と推計され、平成27(2015)年に比べ9.7%増加しました(**図表4-2-2**)。このような課題に対し、買物困難者の食品アクセス(物理的アクセス)の確保に向けた対応が必要になっています。

図表4-2-1 食料困窮を経験したひとり親世帯とふたり親世帯の割合

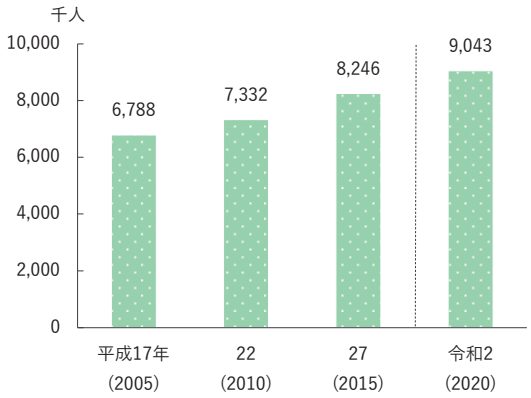


資料：内閣府「令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書」を基に農林水産省作成

注：1) 令和3(2021)年2～3月に実施した調査で、ひとり親世帯の有効回収数は340、ふたり親世帯の有効回収数は2,358

2) 「あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないことがありましたか。ただし、嗜好品は含みません。」の質問への回答結果

図表4-2-2 食料品アクセス困難人口



資料：農林水産政策研究所「食料品アクセス困難人口の推計結果」(令和6(2024)年2月公表)

注：1) 店舗まで直線距離で500m以上、かつ、65歳以上で自動車を利用できない人を「食料品アクセス困難人口」として推計

2) 店舗は、生鮮食料品小売業、百貨店、総合スーパー、食料品スーパー及びコンビニエンスストア。ただし、令和2(2020)年はドラッグストアを含む。

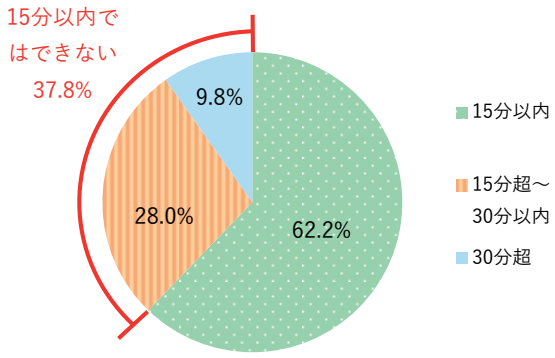
3) 令和2(2020)年は、食料品アクセス困難人口の推計方法が異なるため、平成27(2015)年以前とは連続しない。

（食品へのアクセスが十分でない者が一定数存在）

公庫が令和7(2025)年1月に実施した調査によると、食料品店舗へのアクセスについて、「公共交通手段の利用又は徒歩により、15分以内で食料品店舗にアクセスすることができる」と回答した人は62.2%となっている一方、「15分以内ではできない」と回答した人は37.8%となっています(**図表4-2-3**)。

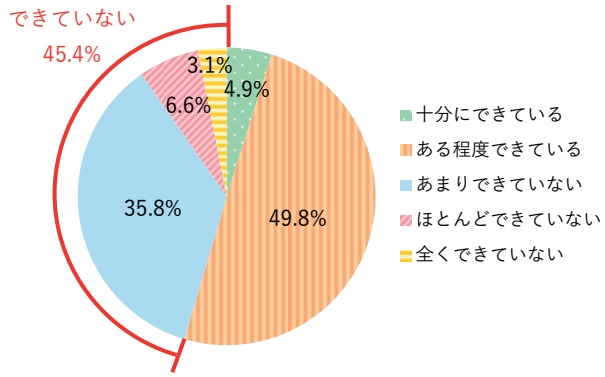
また、同調査によると、健康的な食事のための食料品の購入が手頃な価格でできているかどうかについて、「できている」と回答した人は54.6%となっている一方、「できていない」と回答した人は45.4%となっています(**図表4-2-4**)。このような調査結果からも、我が国においては、平時から円滑な食品アクセスの確保に課題があることがうかがわれます。

図表4-2-3 食料品店舗へのアクセス状況



資料：株式会社日本政策金融公庫「消費者動向調査(令和7年1月)」を基に農林水産省作成
注：回答総数は2千人

図表4-2-4 手頃な価格での飲食料品の購入



資料：株式会社日本政策金融公庫「消費者動向調査(令和7年1月)」を基に農林水産省作成
注：1) 回答総数は2千人
2) 「あまりできていない」、「ほとんどできていない」、「全くできていない」の合計を「できていない」としている。

(2) 円滑な食品アクセスの確保に向けた対応

（「食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ」に基づき地域の取組を促進）

経済的理由により十分な食料を入手できない者や買物困難者が増加していると考えられ、経済的にも、物理的にも、食品アクセスの問題が顕在化している中、平時から国民一人一人が食料にアクセスでき、健全な食生活を実践できるようにすることが重要です。そのためには、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりや、フードバンクやこども食堂等の機能強化、食品流通業者等の流通サービスへの支援が必要になっています。

農林水産省では、食品アクセスの確保に資する関係省庁の支援策を組み合わせて活用してもらえるよう、「食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ」を取りまとめており、その周知を通じて、地方公共団体や民間事業者等による地域における食品アクセスの確保に向けた取組を促進しています。

また、令和6(2024)年9月、令和7(2025)年1月には、関係省庁と連携して「食品アクセス全国キャラバン」を開催し、各地域の関係者や団体等に対し、食品アクセスの確保に関する関係省庁の支援策の説明や、食品アクセスの確保に取り組む先進的な事例の紹介を実施しています。

(地域の関係者が連携する体制づくり等を促進)

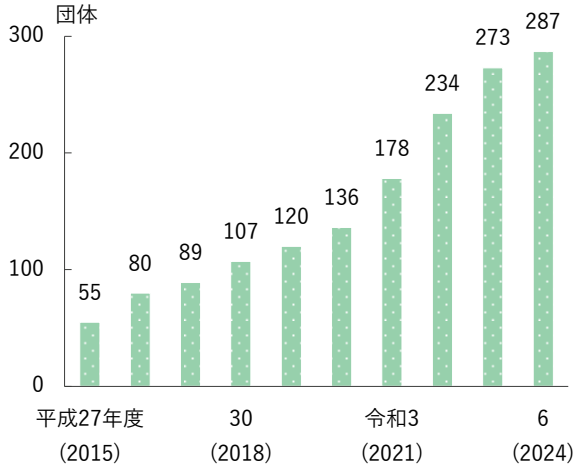
農林水産省では、円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して組織する協議会の設置、関係者間の調整役の配置、地域における食品アクセスの現状・課題の調査、課題解決に向けた計画の策定を支援しています。

また、相談窓口の設置等により食品アクセスに関する諸課題の解決のための取組を支援するとともに、先進的な事例を収集・活用等することで、取組の全国展開を図っています。

(フードバンク活動の支援を強化)

フードバンクは、食品関連事業者その他の者から未利用食品等まだ食べることのできる食品の提供を受けて、貧困や災害等により必要な食品を十分に入手できない者にこれを提供するための活動を行う団体のことを言います。その性質上、フードバンク活動は、食品ロスの削減に直結するとともに、経済的に困窮している者への支援にもつながるものであり、令和7(2025)年3月末時点で、全国で287団体(農林水産省ウェブサイトに掲載の希望があった団体に限る。)と、その数とともにその役割も拡大しています(**図表4-2-5**)。

図表4-2-5 フードバンク活動を行っている団体数



資料:農林水産省作成
注:各年度末時点の数値

このような役割を踏まえ、農林水産省では、未利用食品の提供等を通じた食品ロスの削減を推進するため、その受け皿となる大規模かつ先進的な取組を行うフードバンク等を支援しているほか、円滑な食品アクセスの確保の観点から、経済的に困窮している者への食料提供の充実を図るため、フードバンク等の立上げ等を支援しています。

一方、特定非営利活動法人フードバンク仙台(せんだい)が令和6(2024)年7月に公表したアンケート調査によると、物価高騰を背景としてフードバンクへの寄附が減少しているといった回答も見られました。全国のフードバンク活動を行っている団体のうち66団体による回答であることに留意する必要がありますが、フードバンク活動を取り巻く情勢が厳しくなっていることがうかがわれます。

農林水産省では、フードバンクやこども食堂等への食品の寄附が進むよう、企業とフードバンクとのマッチングや、企業による寄附の内容の見える化を推進することで、経済的に困窮している者への食料支援にもつなげていくことを目指しています。

フードバンク
URL:https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html

（事例）食品ロスの削減と貧困の解消に向け、フードバンク事業を実施（山梨県）

(1) 支援を必要とする世帯や施設に食料を提供する取組を展開

山梨県南アルプス市の認定特定非営利活動法人フードバンク山梨は、食品ロス削減と貧困の解消につなげるため、企業から余剰在庫等の食品の寄贈を受け、行政を始めとした様々な主体と連携しながら、支援を必要としている世帯や施設に無償で提供するフードバンク事業を実施しています。

(2) 様々な主体との連携による支援体制の構築や県内フードバンク設立支援を実施

平成20(2008)年に設立された同法人は、食品ロス削減を目的とした活動に取り組む中、「食べるものがない」という目に見えない課題があることを知り、平成22(2010)年から、行政と連携して食料支援に取り組む「食のセーフティネット事業」を開始しました。同事業は、行政等の要請をもとに、対象世帯に毎月2回食料等を届けるシステムで、令和5(2023)年度は5,327世帯に約51tの食料支援を実施しました。

また、平成27(2015)年からは、給食のない夏休み・冬休みに食料支援を行う「フードバンクこども支援プロジェクト」を全国に先駆けて実施しています。同プロジェクトは、連携協定を締結した市町村の学校を通じて支援対象世帯児童に申請書を配布し、支援を希望する家庭は学校を介さずに申請書を送付できるように工夫されており、令和5(2023)年度は1,789人の子供に支援しました。

このほか、地域の中核的フードバンクとして、同県内フードバンクの設立や品質管理を始めとしたノウハウ支援等を通じ、同県内全域での支援体制の構築に取り組んでいます。

(3) 子供たちの未来につなげる活動を推進

同法人は、安定的に食料支援を行うために、企業からの大量寄贈の受入れや、一般家庭から寄附された食品を提供する取組であるフードドライブに取り組んでいます。また、フードバンク活動に関心のある団体・企業向けの説明会も定期的に実施しており、活動の輪を広げています。

さらに、同法人においては、子供の貧困を我が国の大きな課題と捉え、今後は、食料支援を行っている世帯を対象とした学習支援やシングルマザー支援といった貧困の連鎖を断ち切り困窮世帯の子供たちの未来につなげるための活動にも注力することとしています。





提供される食料等

資料：認定特定非営利活動法人フードバンク山梨



活動を行う学生

資料：認定特定非営利活動法人フードバンク山梨

（こども食堂等による食料提供の取組を推進）

こども食堂は、子供たちを中心に、無料又は安価でバランスの良い食事や温かな団らん、共食の場を提供する、地域住民等による自主的な取組です。認定特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえが令和6(2024)年8～10月に実施した調査によると、こども食堂の数は全国で10,867か所となっています。

こども食堂は、共食の場の提供のほか、子供の居場所づくりや、経済的に困窮している者の食品アクセスの確保の観点からも重要な取組です。

農林水産省では、食育の推進という観点から、こども食堂等の地域での様々な共食の場

を提供する取組を支援しており、令和2(2020)年度からは、政府備蓄米の無償交付を行っています。また、令和6(2024)年9月からは、こども食堂等向けの政府備蓄米無償交付の申請窓口を、農林水産省本省と9か所の地方農政局等に加えて、地域拠点等がある51か所にも新規開設しました。さらに、受付時期が年4回に限定されていた交付申請の受付を、通年で行うこととしました。令和7(2025)年3月からは、食育活動を支援するフードバンクも交付対象としました。その結果、令和6(2024)年度の交付数量は、こども食堂・こども宅食及びフードバンク向けを合わせて約1,199tとなっています。

くわえて、経済的に困窮している者への食料提供の充実を図るため、こども食堂等の立上げ等の支援を進めています。

(事例) スポーツの力を活かして「こども食堂」の取組を推進(千葉県)

(1) 「地域愛着」をモットーとして社会貢献活動を推進

「千葉ジェッツ」は、平成27(2015)年に創立されたB.LEAGUEに所属するプロバスケットボールチームです。「地域愛着」をモットーとする同チームでは、「JETS ASSIST」という社会貢献活動を行っています。その活動の一つとして、令和2(2020)年からフードドライブを実践しており、選手がSNSを通じて試合の観客に食料品の寄贈を呼び掛け、一回に100kgを超える食料品が集まることもありました。

その結果、令和3(2021)年12月には同リーグに所属するチームとして初の「HEROs AWARD」を受賞しました。同賞は、スポーツの力を活用して社会貢献活動を行うアスリートやチーム、企業を表彰するものであり、同チームでは、この受賞をきっかけに更なる社会貢献活動として、こども食堂の取組を開始しました。

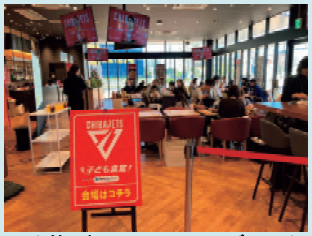
(2) 試合の映像を見ながら食事ができるこども食堂を開設し、累計2,500食以上を提供

こども食堂は、令和4(2022)年9月から令和5(2023)年6月にかけて10回開催しており、令和6(2024)年9月からは月1回のペースで開催しています。開催に当たっては、地方公共団体と連携して優先的にひとり親世帯への参加を呼び掛けました。会場では、同チームの試合映像を放映しており、参加した家庭からは、「子供が大喜びだった」といった声が聞かれています。また、提供する食事には、地産地消につながる地元の食材を優先的に使い、令和7(2025)年3月時点の累計では2,500食以上を無償で提供しました。

(3) こども食堂の場で食育に関する出前授業を開催して、学びの場としても展開

令和6(2024)年度においては、こども食堂を開催する際に新たに地方公共団体と連携して食育に関する出前授業を併せて行っています。今後は、参加者にとって食事だけでなく学びの場にもなるような工夫を行っていくこととしています。





千葉ジェッツふなばしが
プロデュースしたこども食堂の会場
資料：株式会社千葉ジェッツふなばし



こども食堂で提供された食事
資料：株式会社千葉ジェッツふなばし

(買物困難者対策を促進)

農林水産省では、買物困難者の食品アクセスの確保に向けた対応として、移動販売車や無人型店舗の設置等の地域に応じたラストワンマイル物流の強化に向けた取組を支援しています。

また、平成23(2011)年度以降、毎年、全国の市町村を対象として食料品の購入に困難を感じている住民への対策に関するアンケート調査を実施しており、その結果については、食品アクセス(買物困難者等)問題ポータルサイトを通じて情報発信しているところです。

食品アクセス(買物困難者等)問題ポータルサイト

URL：https://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/syoku_akusesu.html

(事例) 移動販売と高齢者見守りを組み合わせて高齢者の生活を支援(鳥取県)

(1) 鳥取県日野町では、高齢者の生活を守るため「ささえ愛コンビニ・プロジェクト」を開始

鳥取県日野町(ひのちょう)では、高齢化が進行する中、地域で生活する高齢者にとって移動販売が必要不可欠なものとなっています。このような中、同町では、令和4(2022)年10月から合同会社ひまわりと「ささえ愛コンビニ・プロジェクト」を開始しました。同プロジェクトでは、移動販売事業と高齢者見守り事業等を組み合わせて、買物困難者の支援や高齢者が中山間地域で安心して暮らせる環境づくりを進めています。

(2) 移動販売と高齢者見守りを組み合わせて地域の高齢者を支援

同プロジェクトでは、同町を中心とした約1,200人を対象として、移動販売車3台・販売員5人の体制により、週二回の移動販売が行われています。毎日市場から仕入れる鮮度の高い魚介類等の生鮮食品や飲料、調味料、弁当、日用品等が販売されており、買物に行くことが困難な高齢者に、食料品が届けられています。

また、巡回販売時には、高齢者の見守りとして、独居の高齢者世帯の訪問を月一回行っています。その際には、困っていることがないかどうかを確認して、買物代行や電球交換等といった生活面の支援にも取り組んでいます。

(3) 地域の高齢者が安心して暮らせる環境づくりを推進

同プロジェクトによって、移動販売の利用者やドライバー、見守り活動のスタッフの間に交流が生まれ、地域の高齢者が安心して暮らせるコミュニティが形成されています。同町では、今後とも、同プロジェクトを継続していくこととしており、地域の高齢者が安心して暮らせる環境づくりを推進することとしています。





移動販売車

資料：鳥取県日野町



移動販売を利用する消費者

資料：鳥取県日野町

第3節 食品の安全確保と消費者の信頼の確保

食品の安全性を向上させるためには、食品を通じて人の健康に悪影響を及ぼすおそれのある有害化学物質・有害微生物について、科学的根拠に基づいたリスク管理[1]等に取り組むとともに、農畜水産物・食品に関する適正な情報提供を通じて消費者の食品に対する信頼確保を図ることが重要です。

本節では、国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保に向けた取組について紹介します。

(1) 科学的知見等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化

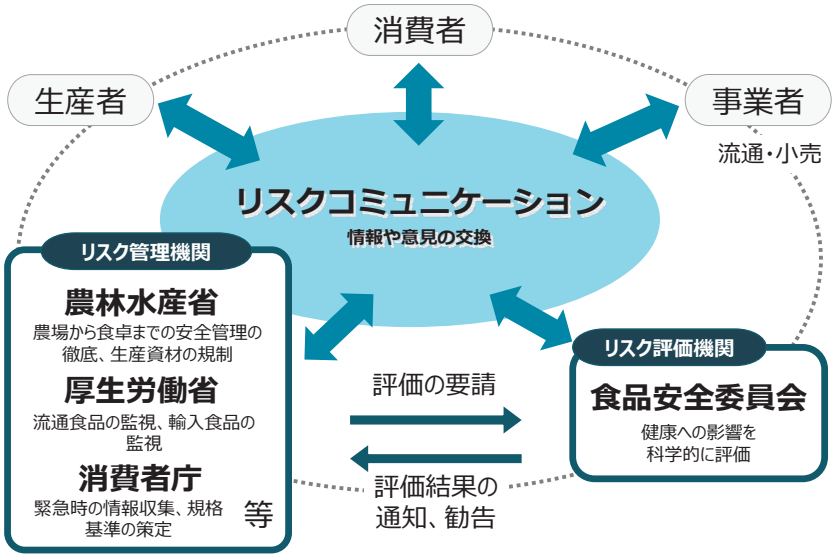
(リスク評価機関とリスク管理機関が相互に連携し、食品の安全を確保)

食品安全基本法は、「国民の健康保護が最も重要」、「農場から食卓まで」、「科学的知見に基づき、後始末より未然防止」といった考え方に基づき、国や食品事業者等の関係者の責務・役割、施策策定の基本的な方針等を規定しています。

この基本理念は、食品安全行政に関する世界的な考え方であり、食品安全に関する国際基準の策定機関であるコーデックス委員会[2]のリスク分析の原則とも整合するものです。

食品安全を守る仕組みは、「リスク評価」、「リスク管理」、「リスクコミュニケーション」の3要素から構成されており、我が国では、リスク評価機関(食品安全委員会)とリスク管理機関(厚生労働省、農林水産省、消費者庁等)が、相互に連携しつつ、食品安全を確保するための取組を推進しています(**図表4-3-1**)。

図表4-3-1 食品安全を確保するためのリスク分析の枠組み



資料：農林水産省作成

[1] 全ての関係者と協議しながら、リスク低減のための政策・措置について技術的な実行可能性、費用対効果等を検討し、適切な政策・措置の決定、実施、検証、見直しを行うこと

[2] 消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、昭和38(1963)年にFAO及びWHO(世界保健機関)により設置された国際的な政府間組織

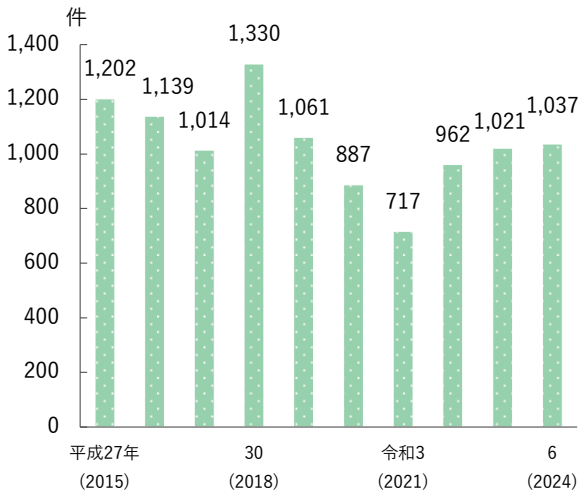
令和6(2024)年4月から、食品安全行政の総合調整機能を担う消費者庁に、厚生労働省が所管している食品衛生に関する規格基準の策定等が移管されました。これにより食品衛生についての科学的な安全を確保し、消費者利益の更なる増進を図ることとしています。

(食中毒発生件数は前年と同程度)

食中毒の発生は、消費者に健康被害が生じるばかりでなく、原因と疑われる食品の消費の減少にもつながることから、農林水産業や食品産業にも経済的な影響が及ぶおそれがあります。このため、農林水産省は、食品の安全や消費者の信頼を確保するため、科学的根拠に基づき、生産から消費に至るまでの必要な段階で有害化学物質・有害微生物の汚染の防止や低減を図る措置の策定・普及に取り組んでいます。

令和6(2024)年の食中毒の発生件数は、前年と同程度の1,037件となりました(**図表4-3-2**)。

図表4-3-2 食中毒発生件数



資料：厚生労働省「令和6年食中毒発生状況」

(最新の科学的知見・動向を踏まえリスク管理を実施)

農林水産省は、食中毒の患者数等の最新の科学的知見、消費者・食品関連事業者等関係者の関心、国際的な動向を考慮して、食品の安全確保に取り組んでいます。

農林水産省では、優先的にリスク管理の対象とする有害化学物質・有害微生物を選定した上で、5年間の中期計画及び年度ごとの年次計画を策定し、サーベイランス[1]やモニタリング[2]を実施しています。また、汚染低減のための指針等の導入・普及や衛生管理の推進等の安全性向上対策を食品関連事業者と連携して実施し、その効果の検証のための調査を行い、最新の情報に基づいて指針等を更新しています。さらに、食品安全に関する国際基準・国内基準や規範の策定、リスク評価に貢献するため、これらの取組により得た科学的知見やデータをコーデックス委員会や関連する国際機関、関係府省へ提供しています。

令和6(2024)年度は、有害化学物質40件、有害微生物12件の調査を実施しました。これまでの調査の評価・解析の結果はウェブサイトに掲載しており、それらの結果を活用し、有害化学物質・有害微生物の汚染の防止・低減のための措置の必要性や効果について検証・評価し、科学的な根拠に基づき、食品の安全性の向上のための取組を推進しています。

また、近年、人の健康や動植物の生育への影響が指摘されている「PFAS(ピーファス)[3]」について、農林水産省では農地土壌等の環境からの農産物等への移行に関する研究を更に進めるとともに、令和6(2024)年度から国産農畜水産物の含有実態調査を開始し、科学的知見の集積に取り組んでいます。

さらに、食品事業者等による食品の安全性向上に係る取組について、事業者等の取組状

[1] 問題の程度又は実態を知るための調査のこと
[2] 矯正的措置をとる必要があるかどうかを決定するために、傾向を知るための調査のこと
[3] 有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称

況や消費者意識等を踏まえた情報発信手法により「見える化」し、国民理解の増進を図っています。

このほか、消費者向けの食品安全に関する情報の発信にも積極的に取り組んでおり、ノロウイルスや有毒植物、毒きのこ等による食中毒の防止について、ウェブサイトに掲載するとともに、SNS、動画等を活用して注意喚起を行っています。令和6(2024)年度は、「こども霞が関見学デー」において手洗い教室を開催し、食中毒予防の取組を推進しました。同教室では親子でハンドソープを作るイベントを行い、子育て世代を含む幅広い世代を対象に親しみやすい内容としました。



こども霞が関見学デー
手洗い教室の様子

(コラム) 食品業界では、製品中のトランス脂肪酸を継続的に低減

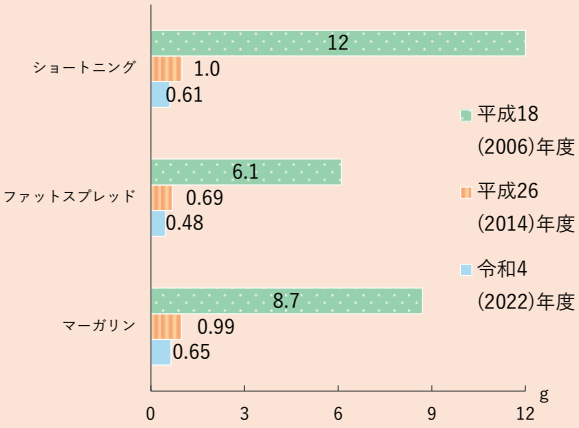
健康を保つためには、食品からエネルギーや栄養素をバランス良く摂ることが最重要です。エネルギー産生栄養素の一つである脂質は、食品から摂る量が少な過ぎると健康リスクを高めることがある一方、摂り過ぎた場合は肥満等による生活習慣病のリスクを高めることも知られています。そのため、WHOは飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸*の摂取に関するガイドラインを令和5(2023)年7月に公表し、トランス脂肪酸の摂取量を総摂取エネルギーの1%に相当する量まで減らすことを強く勧告しました。また、1%未満に減らすことや、より健康的な脂肪酸への置換えも推奨しています。我が国においては、これまで食品メーカーや事業者団体による食品中のトランス脂肪酸濃度の低減に向けた自主的な取組等が実施されてきました。

例えば日本マーガリン工業会の会員企業では、油脂の加工段階でトランス脂肪酸の生成を防ぐ取組を実施しています。マーガリンやファットスプレッドの製造には、常温で液体の油脂を半固体又は固体に変える必要があり、かつてはトランス脂肪酸が生成されやすい水素添加という方法がよく用いられていました。しかし、水素添加の代わりにトランス脂肪酸が生成されにくい方法へと移行したことにより、製品の品質を保ちつつトランス脂肪酸の濃度を低減することに成功しています。

様々な食品でこのような取組が継続された結果、食品中のトランス脂肪酸濃度は引き続き低い状態となっています。例えば令和4(2022)年度に農林水産省が実施した調査では、マーガリン100g当たりのトランス脂肪酸は0.65gとなっており、試料の採取方法等が異なるものの、平成26(2014)年度の0.99gより約34%低い結果となりました。食パン1食当たりのマーガリンを塗る量を10gとすると0.065gで、総摂取エネルギーに占める割合は約0.03%となっています。

また、農林水産省では、行政施策・措置の決定に必要な科学的知見を得るため、様々な研究を実施しています。その一環として、植物油の精製工程で生成される、トランス脂肪酸以外の化学物質についても低減方法の研究が行われています。食品安全の問題発生の未然防止や発生後の被害拡大防止のため、引き続き取組が進められています。

食品(100g)当たりのトランス脂肪酸の含有量



資料：食品安全委員会「食品に含まれるトランス脂肪酸の評価基礎資料調査報告書」(平成19(2007)年3月公表)、農林水産省「平成26・27年度トランス脂肪酸含有実態調査結果」、「令和4・5年度トランス脂肪酸含有実態調査結果」を基に農林水産省作成
注：含有量は、調査対象のデータの中央値

＊ 植物油を高温にして脱臭する工程や植物油等をマーガリンやショートニング等に加工する際に生じる不飽和脂肪酸の一種。反すう動物の肉や乳製品等にも微量に含まれる場合がある。

安全で健やかな食生活を送るために
URL：https://www.maff.go.jp/j/fs/index.html

トランス脂肪酸に関する情報
URL：https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trans_fat/index.html

（農業生産資材の安全確保の取組を推進）

農薬や肥料、動物用医薬品、飼料等の農業生産資材については、農畜水産物の安全を確保するため、これまでも科学的知見や国際基準に基づき、使用基準や安全基準の設定・見直し等を実施しています。

農薬については、安全性の一層の向上を図るため、農薬取締法に基づき、再評価を進めています。再評価は、最新の科学的知見に基づき、全ての農薬についておおむね15年ごとに、国内での使用量が多い農薬を優先して順次実施しています。

また、肥料については、国内資源の利用拡大が重要となる中、「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づき、令和5(2023)年度に汚泥資源の利用拡大に向け、公定規格「菌体りん酸肥料」[1]を創設し、肥料生産業者等に対して同規格の周知を進めています。

動物用医薬品及び飼料についても、それぞれの関連法令に基づき、畜産物の安全の確保を前提としつつ、最新の科学的知見等を踏まえ、リスク管理措置の見直し等を進めています。また、動物用ワクチンについては、家畜疾病の発生予防・まん延防止に重要な農業生産資材であることから、開発促進及び安定的な確保・供給を図るため、動物用ワクチン戦略を策定しました。

食料生産・供給のグローバル化を踏まえ、農林水産省では、国際的なリスク評価との調和を始め、農業生産資材の更なる安全性向上を進めていくこととしています。

（薬剤耐性菌の増加を防ぐ対策を推進）

近年、抗微生物剤の不適切な使用を背景とした薬剤耐性(AMR[2])の拡大により、人や動物の健康への影響が懸念されています。このような中、薬剤耐性の発生をできる限り抑制するとともに、薬剤耐性微生物による感染症のまん延を防止するため、令和5(2023)年に策定された「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン(2023-2027)」では、令和9(2027)年における畜産分野の動物用抗菌薬の全使用量を対令和2(2020)年比で15%削減すること等を目標値として掲げています。

農林水産省では、動物用抗菌薬の農場単位での使用実態を把握できる仕組みの検討やワクチンの開発・実用化の支援等を行っています。令和6(2024)年度においては、動物用抗菌薬の使用実態の把握に資するため、電子指示書システムの構築を行ったほか、関係者の薬剤耐性対策への理解を深めるためのオンラインセミナーを開催しました。

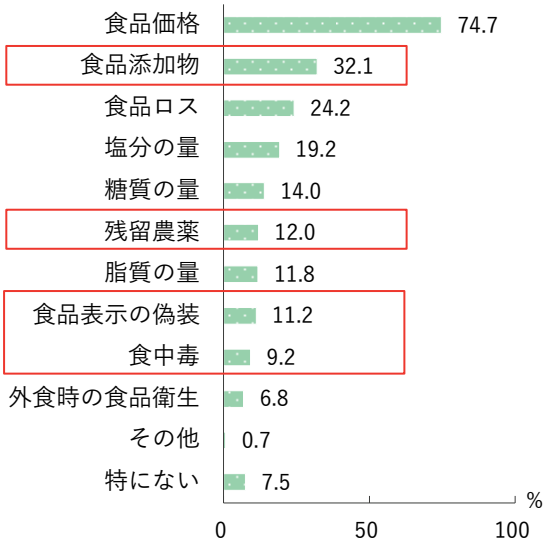
[1] 第2章第5節を参照
[2] Antimicrobial Resistanceの略

(2) 食品に対する消費者の信頼の確保

(消費者の信頼確保に関する事項への懸念が一定程度存在)

公庫が令和7(2025)年1月に実施した調査によると、保存料、甘味料、着色料、香料といった食品の製造過程又は食品の加工・保存の目的で使用される「食品添加物」のほか、「残留農薬」や「食品表示の偽装」、「食中毒」といった消費者の信頼に関わる懸念事項が一定程度見られており、消費者の信頼確保に取り組む必要性がうかがわれます(**図表4-3-3**)。

図表4-3-3 食品に対する懸念事項



資料：株式会社日本政策金融公庫「消費者動向調査(令和7年1月)」を基に農林水産省作成
注：「普段購入している食品について懸念していること」の質問に対する回答で、回答総数は2千人(三つまで回答)

(コラム) 食品安全に関する正しい知識を伝える取組を開始

食品の安全や消費者の信頼確保に関する事項への懸念も一定程度見られる中、科学的根拠に基づいた情報を正しく理解することが重要です。大阪府南部をエリアとする大阪いずみ市民生活協同組合と、和歌山県のわかやま市民生活協同組合では、令和6(2024)年7月から、食品の安全に関する正しい情報を伝えることができる「食品安全コミュニケーター」を育成する講座を開始しました。

講座では、専門家による食品安全に関するハザード(危害要因)とリスク(食品中にハザードが存在する結果として生じる健康への悪影響が起きる可能性とその程度)や、食品表示に関する講義と、コミュニケーターとして消費者にどのように伝えるかについて参加者同士で議論するグループワークを実施しています。



ワークショップの様子
資料：大阪いずみ市民生活協同組合

近隣の生活協同組合からも関心が寄せられており、両組合では、令和7(2025)年度以降も継続し、内容を更に充実させていくこととしています。

(機能性表示食品の健康被害情報の報告を義務化)

機能性表示食品制度は、安全性及び機能性に関する一定の科学的根拠に基づき、事業者の責任において機能性関与成分によって健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的が期待できる旨の表示ができる制度です。

令和6(2024)年3月に紅麹(べにこうじ)関連製品による健康被害が報告されました。同年5月に開催された紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合において取りまとめられた「紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応」を踏まえ、消費者庁及び厚生労働省は、同年8月に「食品表示基準」及び「食品衛生法施行規則」を改正し、同制度の見直しを行いました。具体的には、健康被害と疑われる情報の収集と都道府県等や消費者庁長官への提供を義務付け、情報提供期限等の明確な基準を示したほか、錠剤、カプセル剤等食品の適正製造規範(GMP[1])に基づく製造・品質管理等も規定したところです。その他、表示方法の見直し及び届出に関する事項等の見直しを行いました。

(時代に即した食品表示の見直しを推進)

消費者庁では、令和5(2023)年度に改定した消費者基本計画工程表等に基づき、有識者からなる「令和5年度食品表示懇談会」を開催し、今後の食品表示が目指していく方向性を取りまとめ、それに基づき、個別品目ごとの表示ルールの見直し、食品表示へのデジタルツールの活用等を検討する必要があるとされました。これを受けて令和6(2024)年度は、食品表示懇談会に分科会を立ち上げ、これらの具体的な議論を進めています。

また、容器包装の見やすい箇所に食品表示を行う日本版包装前面栄養表示については、消費者の健康の維持・増進のために食品関連事業者が自主的に取り組むものであり、消費者庁では、令和6(2024)年7月から「日本版包装前面栄養表示に関する検討会」を開催し、日本版包装前面栄養表示ガイドライン等の作成に向けた検討を行っています。

(不適正な食品表示への注意喚起を推進)

食品の表示やトレーサビリティに関連する法律においては、原料の原産地等に関する情報の伝達や商品の性能を示すための表示を商品の包装等に付すこと等を規定しています。食品表示の適正化や的確な情報伝達を図るため、食品表示法等に基づく監視を実施しており、表示の外形的な的確性や保存された記録から表示の真正性を確認しています。令和6(2024)年10月には、食品関連事業者に対して、不適正表示が起こる主な原因や対策をチラシで周知し、食品表示ミスの防止に取り組んでいます。



食品表示ミス防止に向けた啓発チラシ

[1] Good Manufacturing Practiceの略

(食品リコールの届出件数について、回収理由別ではアレルゲンが最多)

食品衛生法及び食品表示法の改正を踏まえ、令和3(2021)年6月から、食品リコールの届出が義務化されています。

令和6(2024)年9月末時点での食品表示法に基づく自主回収の届出件数(公開件数)は5,584件となっています。回収理由別では、アレルゲンが2,821件で最多となっているほか、品目別では、調理食品が2,203件で最多となっています(**図表4-3-4**)。

図表4-3-4 食品リコールの届出件数

(単位:件)

	アレルゲン	期限表示	保存方法	個別的義務表示	その他	合計
調理食品	1,850	253	56	11	33	2,203
水産物	135	465	41	19	45	705
菓子類	244	281	5	4	71	605
畜産物	157	180	21	8	17	383
めん・パン類	197	124	0	1	31	353
飲料、氷	1	12	0	0	24	37
その他	237	194	11	15	74	531
合計	2,821	1,509	134	58	295	4,817

資料:消費者庁「食品表示法に基づく自主回収の届出状況」
注:1) 公開件数5,584件のうち回収を終了した件数を集計
2) 令和6(2024)年9月末時点の数値

(食品トレーサビリティの普及啓発を推進)

食品トレーサビリティは、食品の移動を把握できることを意味しています。各事業者が食品を取り扱った際の記録を作成・保存しておくことで、食中毒等の健康に影響を与える事故等が発生した際に、問題のある食品がどこから来たのかを遡及(そきゅう)して調べ、どこに行ったかを追跡することができます。

一方、食品の製造工程における内部トレーサビリティは、人手が不足していること、入出荷を優先していること等の理由から、特に中小零細企業での取組率が低いことが課題となっています。

このため、農林水産省では、食品トレーサビリティに取り組むためのポイントを記載したマニュアルや、QRコード等を活用したトレーサビリティの優良事例集等を作成し、セミナー等を開催して更なる取組の普及啓発を推進しています。

第4節 食料消費の動向と食・農のつながり

我が国においては、食料品の価格上昇が食料消費に大きな影響を及ぼすことが懸念されているほか、ライフスタイルの変化に伴い、食の外部化・簡便化が進展しています。また、国産農林水産物の積極的な選択のためには、消費者が農業者・食品関連事業者等との交流を進め、食や農を知り、それらに触れる機会を拡大することが必要です。

本節では、食料消費や農産物・食品価格の動向、国産農林水産物の消費拡大、食育や地産地消の推進等の食・農のつながりに関する取組について紹介します。

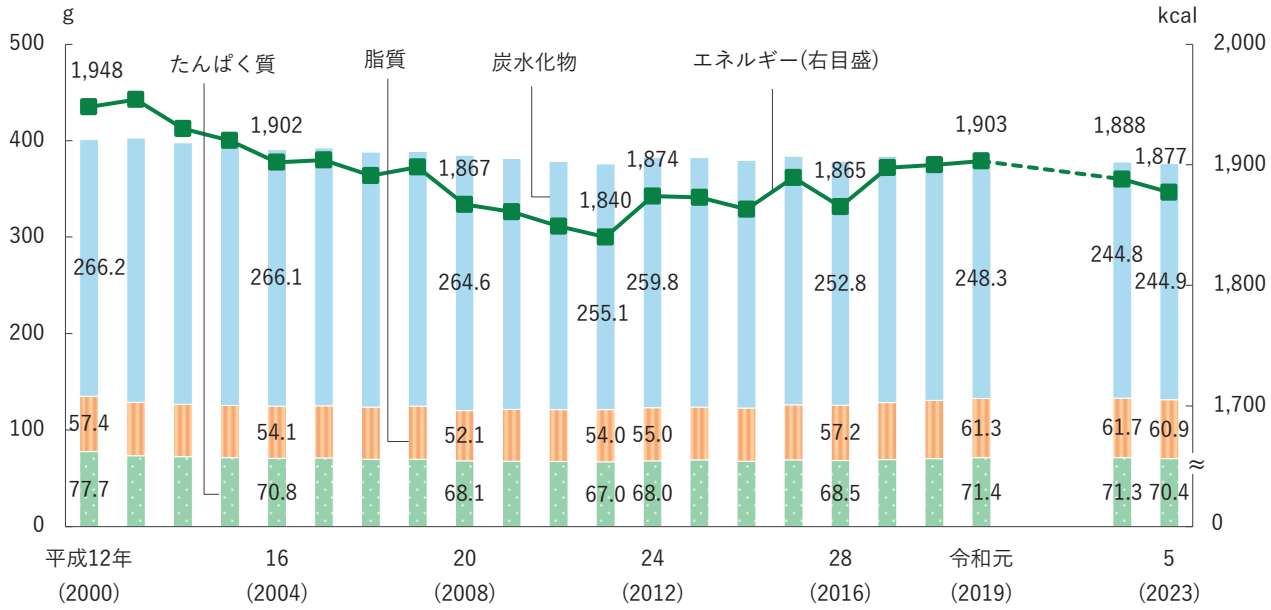
(1) 食料消費の動向

(1人1日当たりのエネルギー摂取量は平成12(2000)年に比べ減少)

食料消費の動向を見る前に栄養摂取状況を見ると、令和5(2023)年の1人1日当たりのエネルギー摂取量は平成12(2000)年に比べ71kcal減少し、1,877kcalとなっています(**図表4-4-1**)。

また、栄養素別に令和5(2023)年の1人1日当たりの摂取量の平均値を見ると、平成12(2000)年に比べ、たんぱく質は7.3g減少し70.4g、脂質は3.5g増加し60.9g、炭水化物は21.3g減少し244.9gとなっています。

図表4-4-1 栄養素等摂取量(1人1日当たり平均値)



資料:厚生労働省「国民健康・栄養調査」を基に農林水産省作成

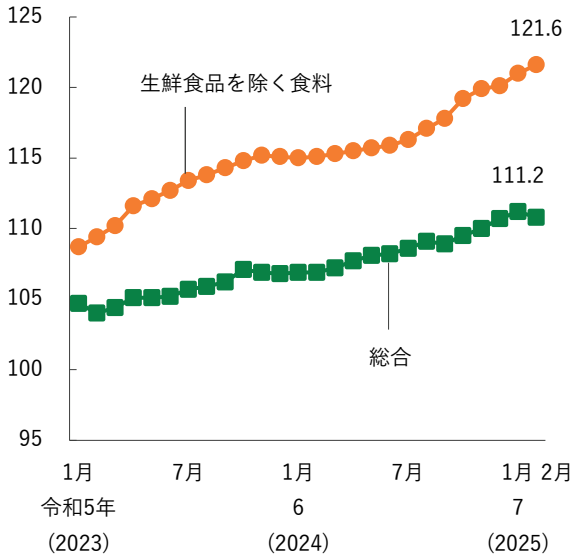
注:令和2(2020)~3(2021)年は、調査を実施していないため、破線でつなげている。

（食料の消費者物価指数は上昇傾向で推移）

消費者物価指数は上昇傾向で推移しており、総合の消費者物価指数は令和7(2025)年1月に111.2となっています(**図表4-4-2**)。また、生鮮食品を除く食料の消費者物価指数は、同年2月に121.6となり、前年同月比で5.6%上昇しました。

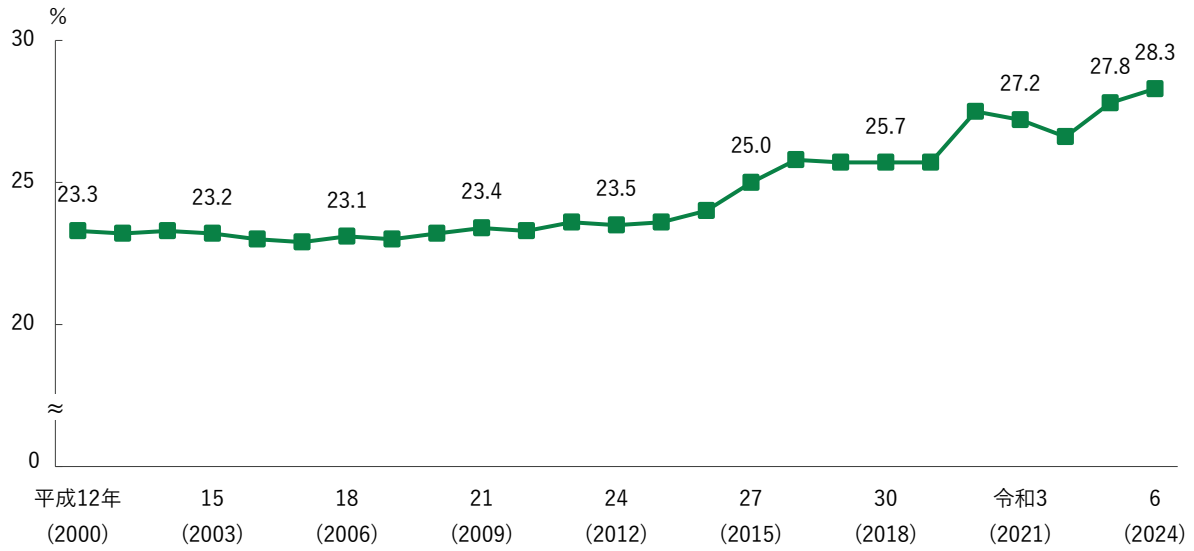
また、家計の消費支出に占める食料消費支出の割合であるエンゲル係数は、前年に比べ0.5ポイント上昇し、令和6(2024)年には平成12(2000)年以降最も高い28.3%となっています(**図表4-4-3**)。中長期的な上昇の主な要因としては、円安による輸入価格の上昇の影響で多くの食品価格の値上げが実施されたため食料消費支出が増加していることや単価の高い調理食品や外食の支出が増加したこと、一般的に食料への支出割合が高い高齢層が増加したこと等が考えられます。

図表4-4-2　消費者物価指数



資料：総務省「消費者物価指数」(令和2(2020)年基準)

図表4-4-3　エンゲル係数



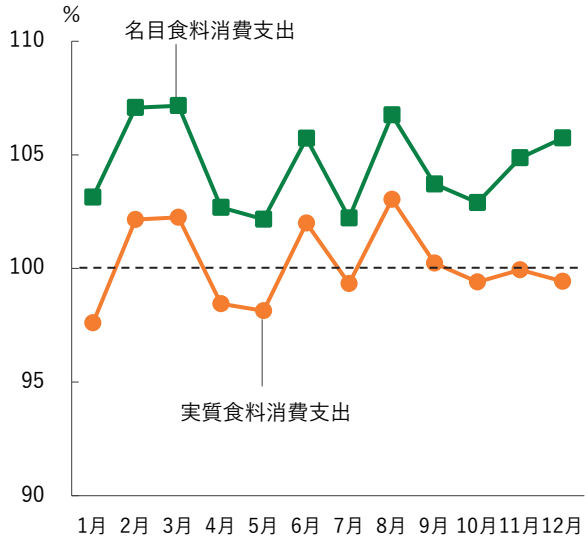
資料：総務省「家計調査」(全国・用途分類・二人以上の世帯)

(消費者世帯の食料消費支出は名目で増加、実質で微増)

消費者世帯(二人以上の世帯)における1人当たり1か月間の「食料」の支出額(以下「食料消費支出」という。)について、令和6(2024)年の平均値[1]は、名目で約3万円となり、前年に比べ4.5%増加しました。一方、物価変動の影響を除いた実質[2]では約2万5千円となり、前年に比べ0.1%増加しました。

また、同年における食料消費支出を前年同月比で見ると、実質でも前年を上回る月が5か月あるほか、名目では前年を上回る状況が続きました(**図表4-4-4**)。食料価格の上昇により、食料消費支出が増加し、家計の負担感の増加につながっていることがうかがわれます。

図表4-4-4 令和6(2024)年における名目と実質の1人当たり1か月間の食料消費支出の前年同月比



資料:総務省「家計調査」(全国・用途分類・二人以上の世帯)等を基に農林水産省作成

注:1) 算出方法は、令和6(2024)年当月金額÷令和5(2023)年同月金額×100

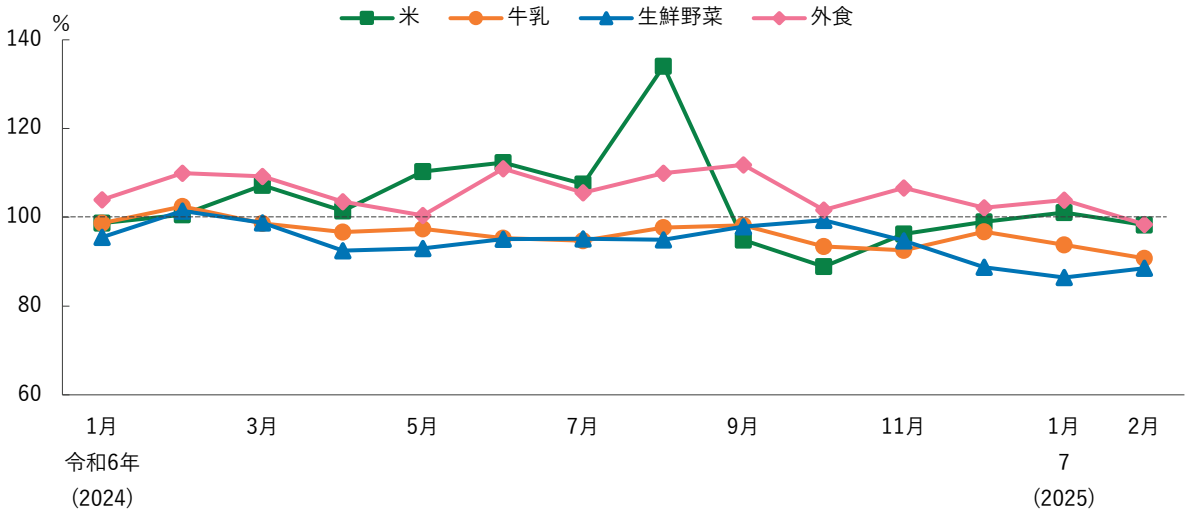
2) 1)の「金額」について、名目は世帯員数で除した1人当たりのもの。実質は消費者物価指数(令和2(2020)年基準)を用いて物価の上昇・下落の影響を取り除き、世帯員数で除した1人当たりのもの

(令和6(2024)年の外食支出は、前年に比べ増加傾向で推移)

家計における令和6(2024)年の食料支出を前年同月比で見ると、外食支出は増加傾向で推移しています(**図表4-4-5**)。その要因として、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ外食支出の回復や原材料費高騰等の影響を受けた客単価の上昇が挙げられます。また、米の支出は、南海(なんかい)トラフ地震臨時情報の発表やその後の地震、台風等による消費者の買込み需要が発生したこと等[3]により、8月は3割程度増加しています。その後は、11月までは前年を下回る水準で推移し、12月以降は前年とほぼ同水準で推移しています。

[1] 各月ごとに算出した1人当たり1か月間の食料消費支出を基に、年間の平均値を算出したもの
[2] 令和6(2024)年各月の食料消費支出について、消費者物価指数(令和2(2020)年基準)を用いて物価の上昇・下落の影響を取り除いた上で、年間の平均値を算出したもの
[3] 第2章第4節を参照

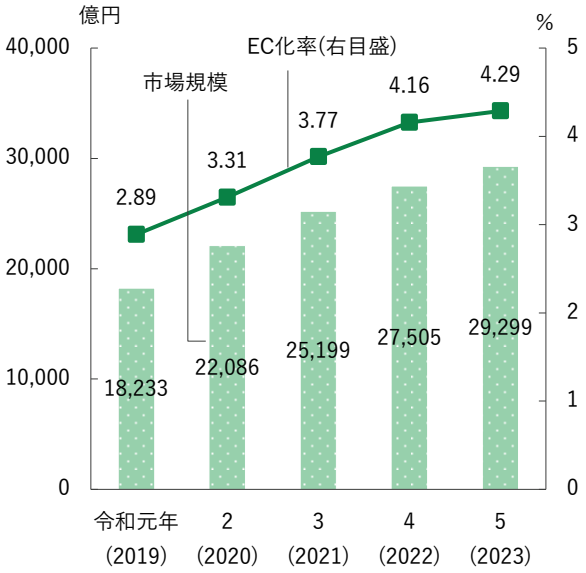
図表4-4-5 1人当たり1か月間の食料支出(前年同月比)



資料：総務省「家計調査」(全国・用途分類・二人以上の世帯)等を基に農林水産省作成
注：1) 算出方法は、当年当月金額÷前年同月金額×100
2) 1)の「金額」は、消費者物価指数(令和2(2020)年基準)を用いて物価の上昇・下落の影響を取り除き、世帯員数で除した1人当たりのもの

(食品類のEC市場は年々拡大)

図表4-4-6 食品類のEC市場規模



資料：経済産業省「電子商取引実態調査」

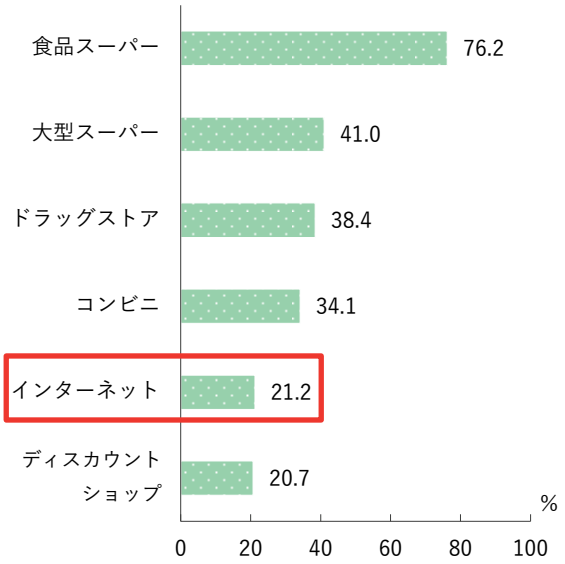
食品類のEC市場は年々拡大しており、スマートフォン等の身近なIT端末の普及や共働き世帯の増加といった社会構造の変化と共に、多くの人々にとって日常的な取引形態となっています。

経済産業省の調査によると、令和5(2023)年の「食品、飲料、酒類」(以下「食品類」という。)のEC[1]市場規模(BtoC[2])は、前年に比べ約6.5%増加し2兆9,299億円となりました(**図表4-4-6**)。この結果、同年の食品類のEC化率は、前年に比べ0.1ポイント上昇し約4.3%となりました。また、同調査によると、健康食品分野においては、メインユーザーである高齢者がテレビ通販やカタログ販売等から徐々にECでの購入に移行しつつあるといった点に加え、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として生活習慣病予防、ダイエット、健康増進といった消費者のニーズを捉えた商品が注目されたことが売上拡大の主要因とも推察しています。

令和6(2024)年6月に公表した調査によると、食材や食品・飲料の買物場所については、約2割がインターネットで購入すると回答しました(**図表4-4-7**)。また、インターネットで食材や食品・飲料を購入する人の割合は、男女ともに65～74歳が最も高くなっています(**図表4-4-8**)。

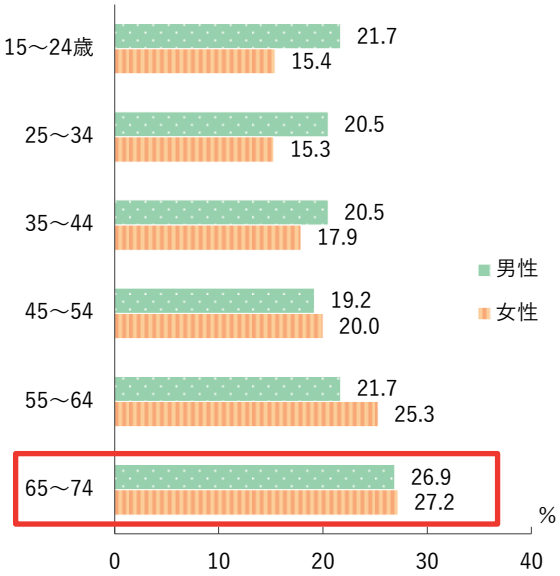
[1] Electronic Commerceの略で、電子商取引のこと
[2] Business to Consumerの略で、企業と消費者間の取引のこと

図表4-4-7 ふだんの食材や食品・飲料の買物場所(上位6位まで)



資料：農林水産省「食生活・ライフスタイル調査～令和5年度～」
注：有効回答数は4千人(複数回答)

図表4-4-8 性別・年代別に見た、インターネットで食材や食品・飲料を購入する人の割合



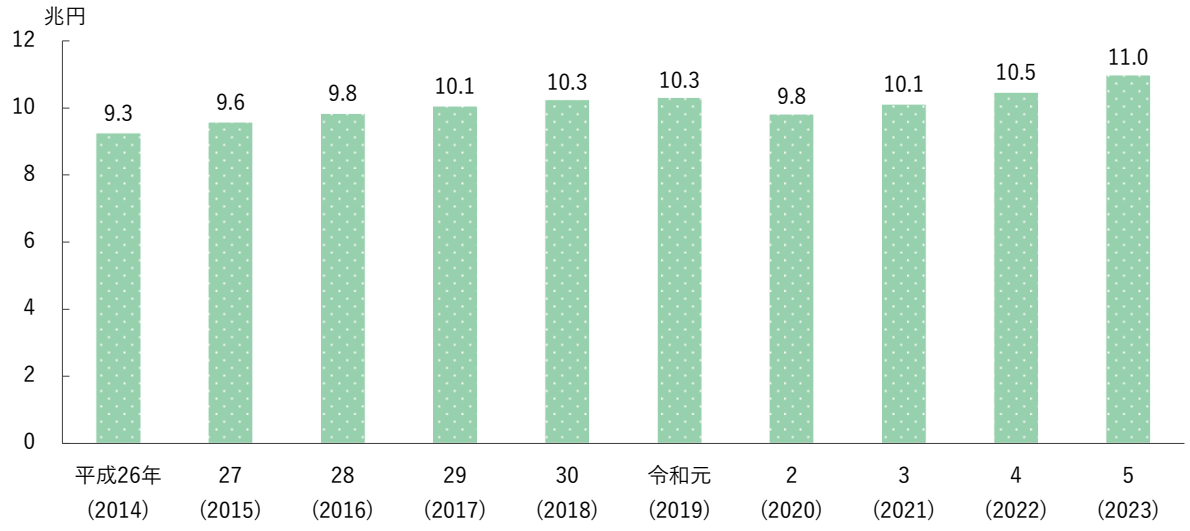
資料：農林水産省「食生活・ライフスタイル調査～令和5年度～」
注：有効回答数は4千人(複数回答)

(食の外部化・簡便化が進展)

我が国においては、少子高齢化の進展による単身世帯の増加や、ライフスタイルの変化による共働き世帯の増加等により、食に関して外部化・簡便化の進展が見られています。

一般社団法人日本惣菜協会(にほんそうざいきょうかい)の調査によると、中食(惣菜)市場の売上高については近年増加傾向で推移しており、令和5(2023)年は平成26(2014)年比で118.6%の11兆円となっています(**図表4-4-9**)。

図表4-4-9 中食(惣菜)市場の売上高

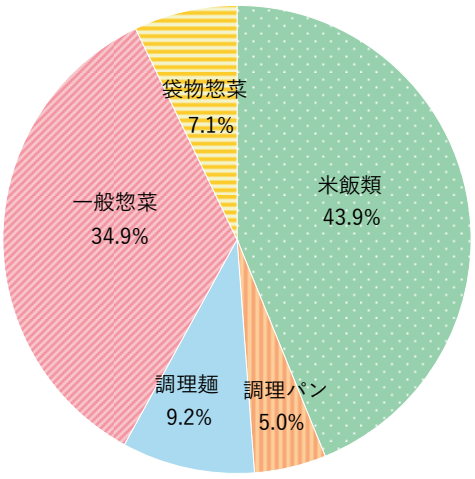


資料：一般社団法人日本惣菜協会「惣菜白書」

また、カテゴリー別に見ると、令和5(2023)年は、米飯類の割合が43.9%で最も高くなっており、次いで一般惣菜が34.9%、調理麺が9.2%となっています(**図表4-4-10**)。

農林水産省では、食の外部化・簡便化の進展に合わせ、外食・中食における国産農産物の需要拡大を図ることとしています。

図表4-4-10 令和5(2023)年における中食(惣菜)市場のカテゴリー別市場構成比



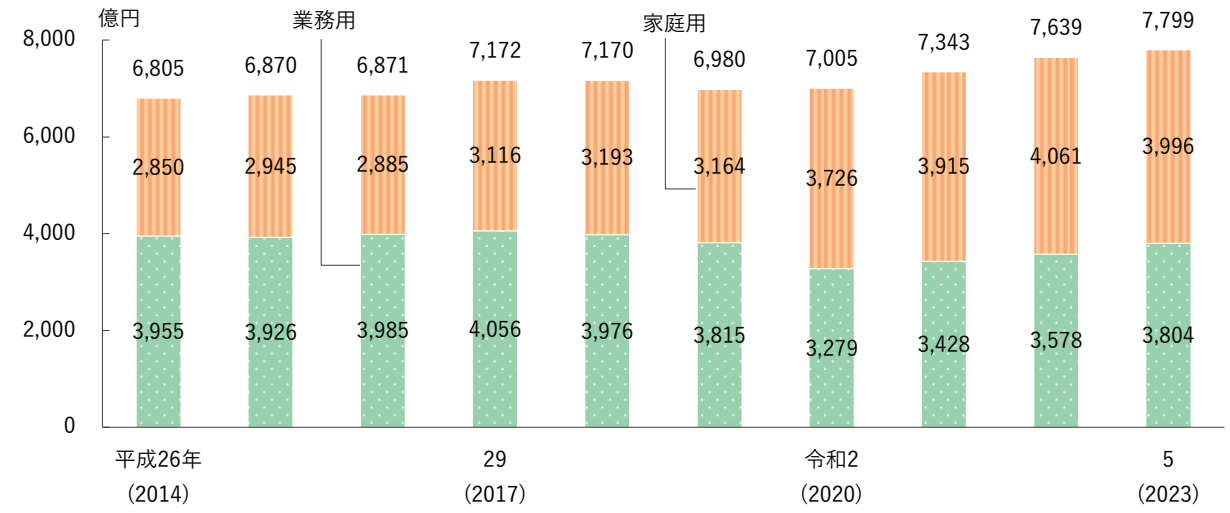
資料：一般社団法人日本惣菜協会「惣菜白書」

(冷凍食品の国内生産額が過去最高を更新)

一般社団法人日本冷凍食品協会(にほんれいとうしょくひんきょうかい)の調査によると、令和5(2023)年の冷凍食品の国内生産額は、前年に比べ160億円増加し7,799億円となり、過去最高を更新しました(**図表4-4-11**)。国内生産額のうち、業務用は前年に比べ226億円増加となり、家庭用は66億円減少となりましたが、令和2(2020)年から家庭用が業務用を上回る状況が続いています。また、品目別で見ると、上昇幅が最も大きかった畜産物は前年に比べ55.4%増加しています。

国内生産額の上昇は、冷凍食品の値上げも要因と見られますが、コロナ禍以前に比べ高い水準で推移しています。食の簡便化の進展により、冷凍食品市場は今後も拡大することが見込まれます。

図表4-4-11 冷凍食品の国内生産額



資料：一般社団法人日本冷凍食品協会

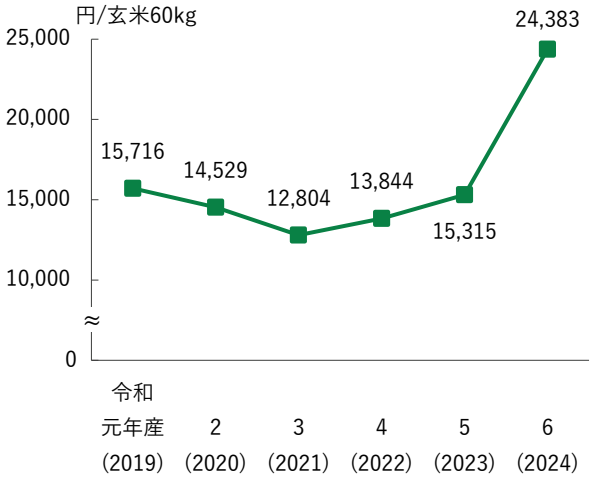
(2) 農産物・食品価格の動向

(米の相対取引価格は前年産に比べ上昇)

令和6(2024)年産米の令和7(2025)年2月までの相対取引価格は、昨今の資材費等の生産コストの上昇等により産地の集荷価格が上昇したことに加え、流通状況を踏まえた集荷の動き等により、年産平均で玄米60kg当たり2万4,383円となり、前年産に比べ59.2%上昇しました(**図表4-4-12**)。

また、小売価格について、令和7(2025)年3月のコシヒカリは前年同月比で89.4%上昇しました(**図表4-4-13**)。

図表4-4-12 米の相対取引価格

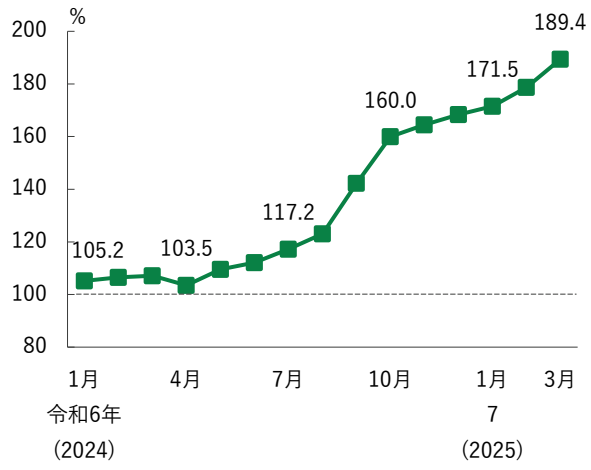


資料：農林水産省作成

注：1) 相対取引価格とは、出荷団体(事業者)・卸売業者間で取引されている価格

2) 出回り～翌年10月(令和6(2024)年産は令和7(2025)年2月まで)の全銘柄平均価格

図表4-4-13 米の小売価格(前年同月比)



資料：総務省「小売物価統計調査」(東京都区部)を基に農林水産省作成

注：1) 算出方法は、当年当月金額÷前年同月金額×100

2) 1)の「金額」は、うるち米「コシヒカリ」(1袋・5kg)の小売価格

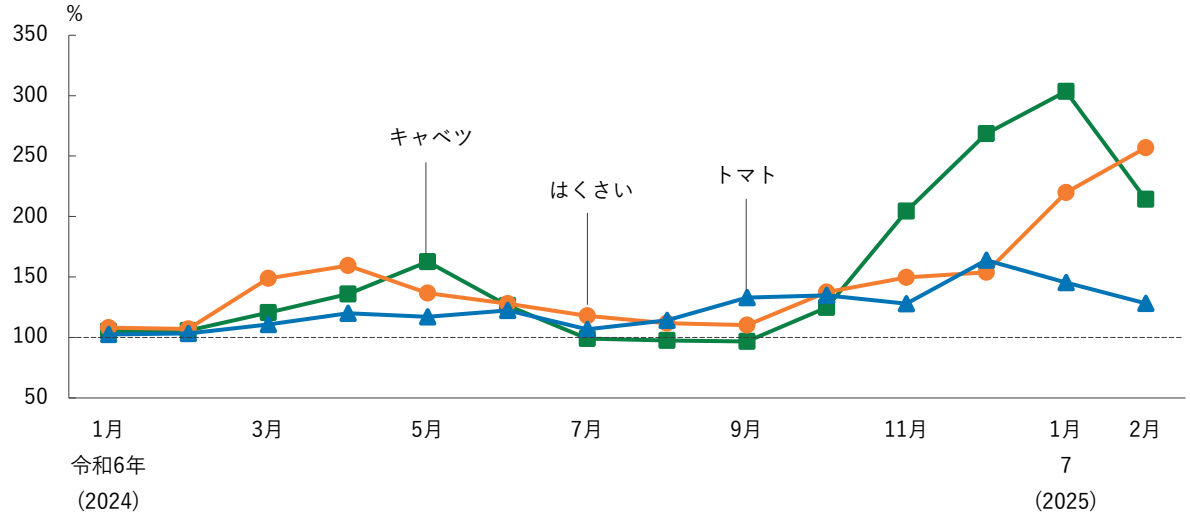
(野菜の小売価格は夏季の高温の影響により多くの品目が平年を上回って推移)

野菜は天候によって作柄が変動しやすく、短期的に価格が大幅に変動する傾向があります。令和6(2024)年は、キャベツ、はくさい、トマト等の多くの品目において、夏季の高温の影響により生育不良等が発生したため、夏季・秋季の出荷量が減少し、小売価格は平年に比べ大きく上昇しました(**図表4-4-14**)。さらに、キャベツは10月の天候不順や12月以降の少雨の影響等により、引き続き出荷量が少なくなり、小売価格は12月以降も平年を上回って推移しました。



高温等によるキャベツの生理障害

図表4-4-14 主な野菜の小売価格(平年比)



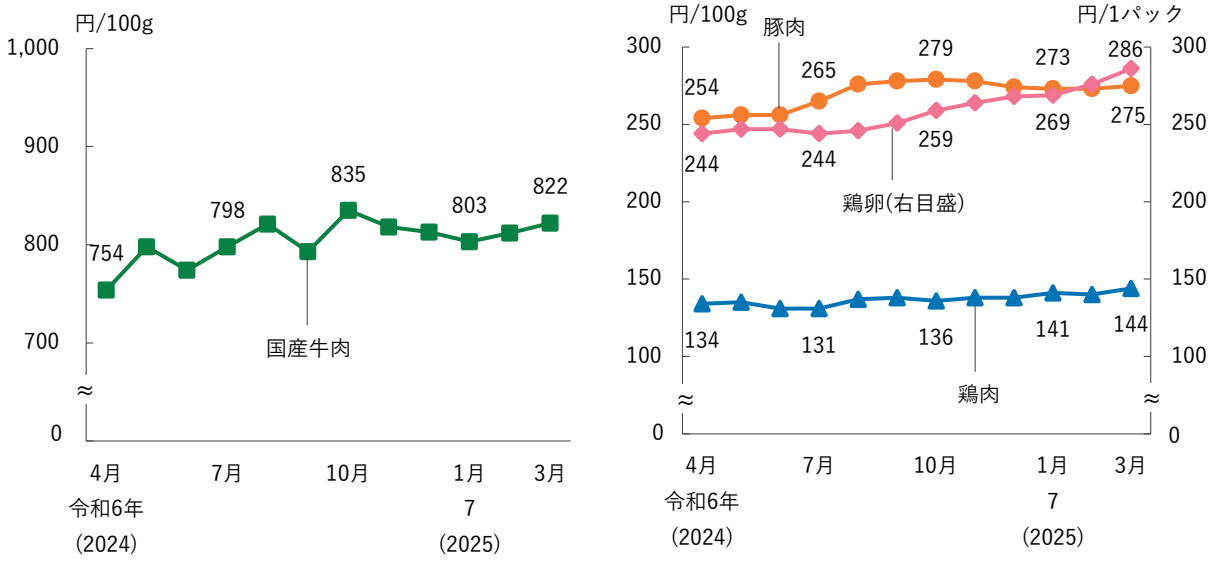
資料：総務省「小売物価統計調査」(東京都区部)を基に農林水産省作成
注：1) 直近5か年における同月の小売価格の平均との比
2) 1)の直近5か年における同月の小売価格の平均とは、令和6(2024)年1月の場合、平成31(2019)～令和5(2023)年の1月の小売価格の平均

(牛肉・豚肉・鶏肉の小売価格はやや上昇、鶏卵の小売価格は上昇傾向で推移)

令和6(2024)年度における国産牛肉の小売価格は、流通コストの上昇等に伴い、やや上昇傾向で推移しました(**図表4-4-15**)。また、豚肉の小売価格は、輸入豚肉価格の上昇等により、やや上昇傾向で推移しました。さらに、鶏肉の小売価格は、輸入鶏肉価格の上昇や堅調な需要等により、やや上昇傾向で推移しました。

鶏卵の小売価格は、夏季の暑熱による供給減や、令和7(2025)年1月に高病原性鳥インフルエンザの発生が急増したことを受け、上昇傾向で推移しました。

図表4-4-15 国産牛肉・豚肉・鶏肉・鶏卵の小売価格



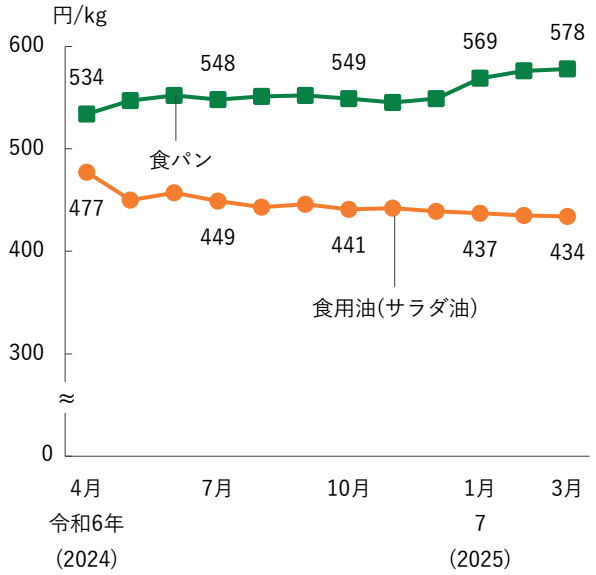
資料：農林水産省「食品価格動向調査」

(食パンの小売価格は上昇傾向で推移)

穀物等の国際価格の上昇により、輸入原料を用いた加工食品の小売価格は上昇傾向で推移しています。

食パンの小売価格は、原料小麦や包材、燃料等の価格上昇を受けて、令和7(2025)年3月には578円/kgとなり、令和6(2024)年4月に比べ8.2%上昇しました(**図表4-4-16**)。また、食用油(サラダ油)の小売価格は、令和6(2024)年4月の477円/kg以降、下降傾向で推移しています。

図表4-4-16 食パン・食用油(サラダ油)の小売価格



資料:農林水産省「食品価格動向調査」を基に作成

食品の価格動向

URL:https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/anpo/kouri/

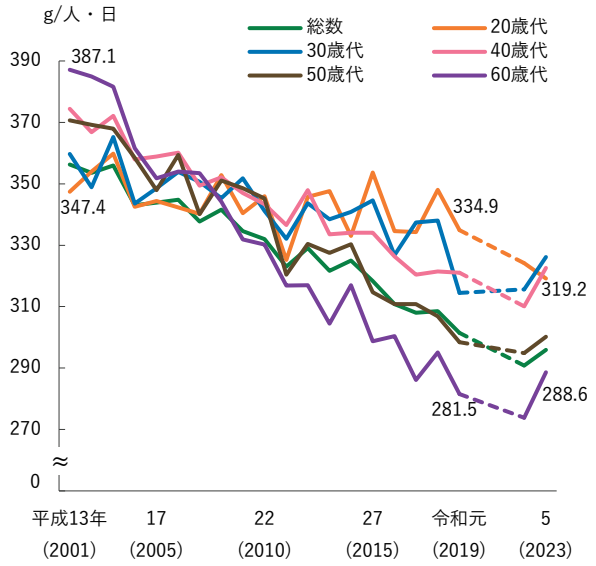
(3) 国産農産物の消費拡大に向けた対応

(50歳代と60歳代の年齢層の米の消費が急減)

米・米加工品の1人1日当たり摂取量は減少傾向にあり、令和5(2023)年は平成13(2001)年に比べ、特に60歳代で25.4%減少するなど、若年層よりも高齢層で急減している状況となっています(**図表4-4-17**)。また、ほとんど毎食ごはんを食べる頻度を年代別で見ると、50歳代と60歳代で低くなっています(**図表4-4-18**)。

消費量が減少している背景には、人口減少に加えて、少子高齢化、ライフスタイルの変化に伴う食の多様化・簡便化、炭水化物の摂取を控えた食生活の広がりが挙げられます。

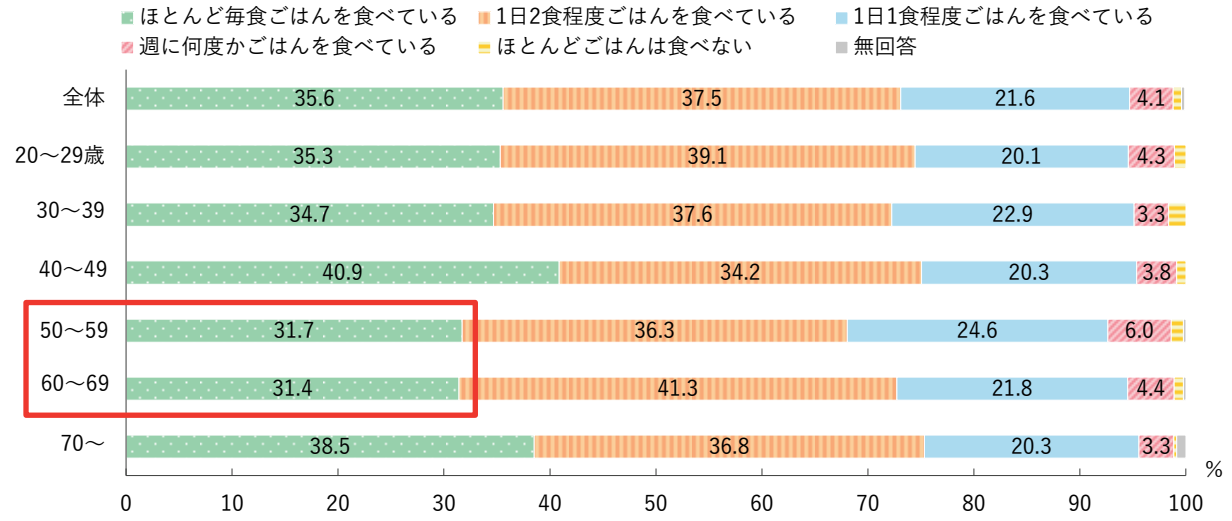
図表4-4-17 年齢階級別の米・米加工品の1人・1日当たり摂取量



資料:厚生労働省「国民健康・栄養調査」を基に農林水産省作成

注:令和2(2020)~3(2021)年は、調査を実施していないため、破線でつなげている。

図表4-4-18 ごはんを食べる頻度

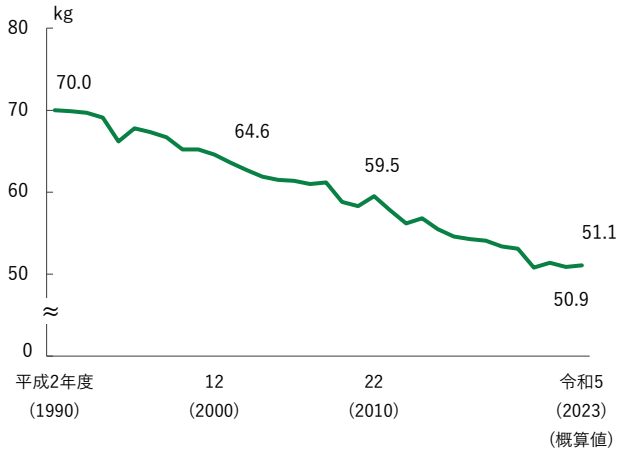


資料：農林水産省「食育に関する意識調査報告書(令和7年3月)」
注：1) 有効回答数は2,365人
2) 「あなたの食生活のうち、ごはんを食べる頻度はどのくらいですか。」の質問への回答結果
3) 年代別の割合は、農林水産省「食育に関する意識調査報告書(令和7年3月)」を基に算出

(「米・米粉消費拡大推進プロジェクト」を展開)

米[1]の1人当たりの年間消費量については、食生活の変化等により減少傾向で推移していますが、令和5(2023)年度は前年度に比べ0.2kg増加し51.1kgとなりました(**図表4-4-19**)。

図表4-4-19 米の1人当たりの年間消費量



資料：農林水産省「食料需給表」

農林水産省では、米の消費を喚起する取組として「やっぱりごはんでしょ！」運動を展開しており、「BUZZ MAFF(バズ マフ)」での動画投稿やSNS・ウェブサイトでの情報発信等を実施しています。

令和6(2024)年度は、「米・米粉消費拡大推進プロジェクト」において米粉情報サイトやSNSを活用し、米粉の認知、利用方法等について情報発信をするとともに、全国の外食事業者や飲食店、食品流通事業者等と連携した取組を実施しました。また、同年6月からは、米作りの工程を取り扱っているテレビアニメーション「天穂(てんすい)のサクナヒメ」とコラボレーションし、「お米の魅力」を伝える企画を実施しました。テレビアニメーションをきっかけとして、食や農林水産業について興味・関心を持ってもらうことを目的としています。

[1] 主食用米のほか、菓子用・米粉用の米を含む。



テレビアニメーション「天穂のサクナヒメ」とのコラボビジュアル

資料：©えーでるわいす/「天穂のサクナヒメ」製作委員会



「消費者の部屋」における展示の様子

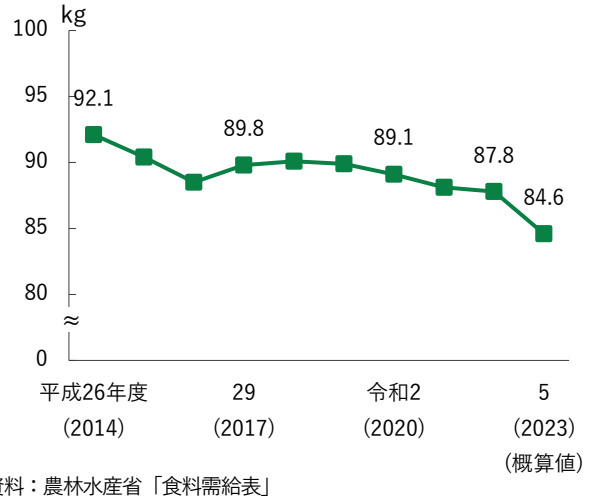
＊写真内のポスターの出典は、©えーでるわいす/「天穂のサクナヒメ」製作委員会

（「野菜を食べようプロジェクト」を展開）

野菜の1人当たりの年間消費量については、食生活の変化等により減少傾向で推移しており、令和5(2023)年度は前年度に比べ3.2kg減少し84.6kgとなりました（**図表4-4-20**）。また、厚生労働省の調査によると、1人1日当たりの野菜摂取量は、男女ともに20歳代で最も少なく、年齢階級が高い層で多い傾向が見られています。

農林水産省では、1人1日当たりの野菜摂取量を、目標値の350gに近づけることを目的として、「野菜を食べようプロジェクト」を実施しています。令和6(2024)年度は、同プロジェクトの一環として、食の簡便化志向の高まり等により需要が増加している「冷凍野菜」をテーマにシンポジウムを開催しました。また、8月31日の「野菜の日」に合わせ、日頃の野菜摂取状況が把握できる測定機器を農林水産省内に設置し、来庁者や職員に対して、食生活に十分な量の野菜を取り入れることが習慣となるよう、野菜の消費拡大を図りました。

図表4-4-20 野菜の1人当たりの年間消費量



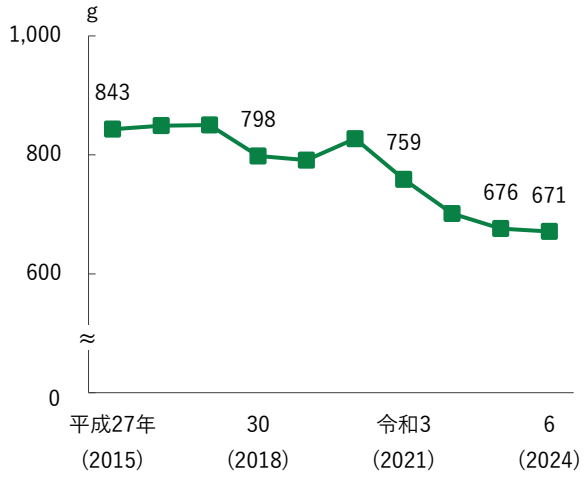
資料：農林水産省「食料需給表」

(茶の消費拡大に向け「お茶の可能性は無限！～お茶×(かける)キャンペーン～」を展開)

緑茶[1]の1世帯当たりの年間購入数量については近年減少傾向で推移しており、令和6(2024)年は前年に比べ5g減少し671gとなりました(**図表4-4-21**)。

農林水産省では、令和3(2021)年3月から「日本茶と暮らそうプロジェクト」を実施しており、その一環として、毎年新茶シーズンの本格化に併せて、産地や事業者等と連携してお茶の消費拡大に向けたキャンペーンに取り組んでいます。令和6(2024)年4月からは「お茶の可能性は無限！～お茶×(かける)キャンペーン～」を開始し、日本茶の多様な楽しみ方を発信しています。

図表4-4-21 緑茶の1世帯当たりの年間購入数量



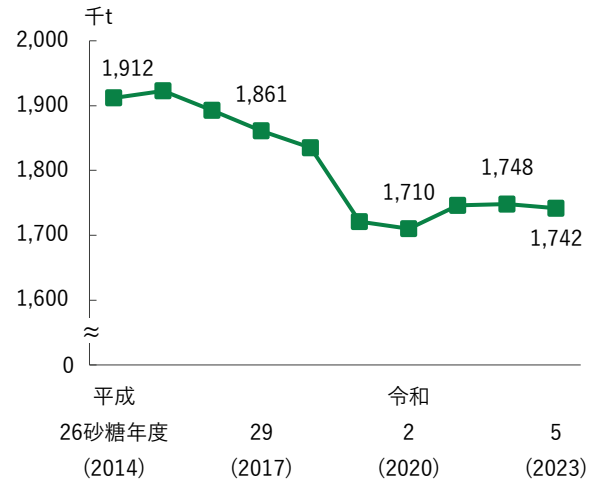
資料：総務省「家計調査」(全国・品目分類・二人以上の世帯)
注：平成30(2018)年1月から調査世帯の半数において記載様式を改正した家計簿を用い、平成31(2019)年1月からは、全調査世帯において記載様式を改正した家計簿を用いて調査しているため、これらの改正による影響が結果に含まれている。

(砂糖の需要拡大に向け「ありが糖運動」を展開)

砂糖の年間消費量については、人口減少や消費者の低甘味嗜好(しこう)等に伴い、近年減少傾向で推移しています。直近では新型コロナウイルス感染症の影響緩和に伴う経済活動の回復等により、緩やかに回復基調ですが、令和5(2023)砂糖年度は物価高の影響等により前砂糖年度に比べ6千t減少し174万2千tとなりました(**図表4-4-22**)。

農林水産省では、砂糖に関する知識や砂糖・甘味に由来する食文化の魅力等について広く情報発信する「ありが糖運動」を展開しています。砂糖関連業界等と連携し、SNS等を活用しながら、砂糖の効能や、砂糖を使った郷土料理や郷土菓子、スイーツ情報等の発信に取り組んでいます。

図表4-4-22 砂糖の年間消費量



資料：農林水産省「砂糖及び異性化糖の需給見通し」
注：1) 分蜜糖の消費量
2) 砂糖年度とは、当該年の10月1日から翌年の9月30日までの期間

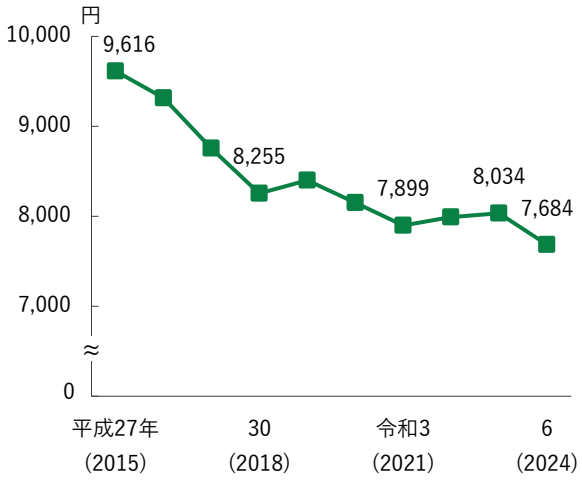
[1] 緑茶には、茶飲料を含まない。

(「花いっぱいプロジェクト」を展開)

切り花の1世帯当たりの年間購入額については長期的に見ると減少傾向で推移しており、令和6(2024)年は前年に比べ350円減少し7,684円となりました(**図表4-4-23**)。

農林水産省では、令和9(2027)年に神奈川県横浜市で開催される「２０２７年国際園芸博覧会(GREEN×EXPO 2027)」を契機とした需要拡大を図るため、「花いっぱいプロジェクト」を展開しています。花きをより身近に感じてもらうため、花き業界と協力し、バレンタイン等のイベントに合わせた花贈りの提案や花きの暮らしへの取り入れ方等について、情報発信を行っています。

図表4-4-23 切り花の1世帯当たりの年間購入額



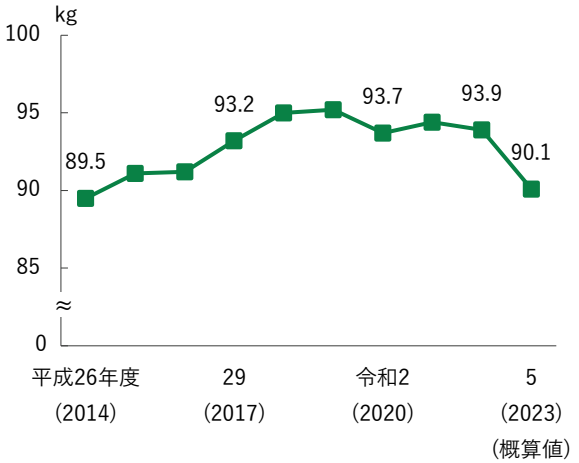
資料：総務省「家計調査」(全国・品目分類・二人以上の世帯)
注：平成30(2018)年1月から調査世帯の半数において記載様式を改正した家計簿を用い、平成31(2019)年1月からは、全調査世帯において記載様式を改正した家計簿を用いて調査しているため、これらの改正による影響が結果に含まれている。

(「牛乳でスマイルプロジェクト」を展開)

牛乳乳製品の1人当たりの年間消費量については、令和5(2023)年度はヨーグルト等の原料となる脱脂粉乳の需要低迷等により前年度に比べ3.8kg減少し90.1kgとなりました(**図表4-4-24**)。

農林水産省では、酪農・乳業関係者のみならず、企業・団体や地方公共団体等の幅広い参加者と共に、共通ロゴマークにより一体感を持って、更なる牛乳乳製品の消費拡大に取り組むため、一般社団法人Jミルクと共に、「牛乳でスマイルプロジェクト」を展開しています。令和6(2024)年度は、6月1日の「牛乳の日」、6月の「牛乳月間」に併せて、消費者の部屋において展示を行うなど、牛乳乳製品の消費拡大に向けた取組を実施しました。

図表4-4-24 牛乳乳製品の1人当たりの年間消費量



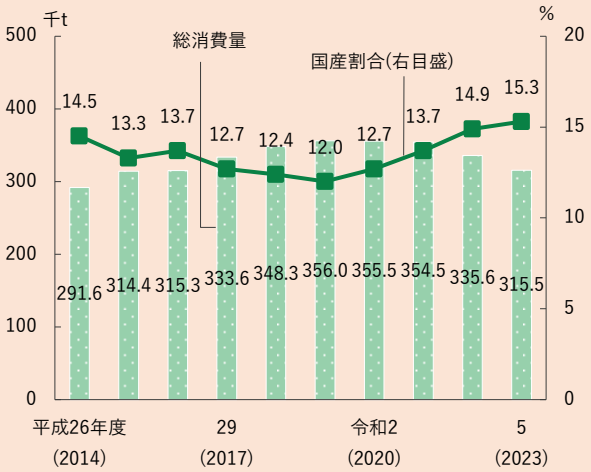
資料：農林水産省「食料需給表」

（コラム）国産チーズの競争力強化に向けた取組を推進

令和5(2023)年度の国内のチーズ総消費量は、食料品を始めとした物価上昇により、消費者の節約志向が高まり、嗜好品であるチーズの買い控えがあったことから前年度に比べ約6%減少し、31万5千tとなりました。しかしながら、円安による輸入価格の上昇で輸入品は減少しており、総消費量のうち国産品が占める割合は前年度に比べ0.4ポイント上昇し15.3%となり、過去10年間で最も高い割合となりました。

特定非営利活動法人チーズプロフェッショナル協会は、平成26(2014)年から隔年で国内最大級のコンテストである「Japan Cheese Awards」を開催しており、令和6(2024)年は前回に比べ出品数は61品増え372品、出品工房数は11工房増え120工房となり、年々着実に増加しています。同時に開催されるイベントでは、実際に消費者が生産者と交流することを通じ、消費者が国産チーズの魅力を知るきっかけとなっています。また、欧州では毎年「World Cheese Awards」が開催されており、同年は世界中から4,786品が出品され、我が国のチーズは21品入賞する結果となり、海外でも高く評価されていることがうかがわれます。同協会では、今後とも我が国の食卓、そして日本人の様々な生活シーンにチーズを定着させるために活動していくこととしています。

チーズの総消費量と国産割合



資料：農林水産省「令和5年度チーズの需給表」を基に作成
注：1) 令和5(2023)年度は速報値
2) チーズ総消費量の国産割合は、ナチュラルチーズに換算したチーズ総消費量に占める国産ナチュラルチーズ生産量の割合から推定



令和6(2024)年のJapan Cheese Awardsの様子
資料：特定非営利活動法人チーズプロフェッショナル協会

(4) 食育の推進

(「第4次食育推進基本計画」の実現に向けた取組を推進)

食育の推進に当たっては、国民一人一人が自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践することが重要です。令和3(2021)年度からおおむね5年間を計画期間とする「第4次食育推進基本計画」では、基本的な方針や目標値を掲げるとともに、食育の総合的な促進に関する事項として取り組むべき施策等を定めています。

農林水産省、大阪府、大阪市（おおさかし）と第19回食育推進全国大会大阪府実行委員会は、令和6(2024)年6月に「ワクワクEXPO with 第19回食育推進全国大会」を開催しました。令和7(2025)年に大阪・関西万博が開催されるこ



「ワクワクEXPO with 第19回食育推進全国大会」の周知ポスター

とから、同大会においては、万博をインパクトとした健康寿命の延伸、万博開催機運の醸成、「食」で始める大阪の成長を目指すことを目的としました。また、農林水産省では、第8回食育活動表彰を実施し、ボランティア活動や教育活動、農林漁業、食品製造・販売等の事業活動を通じて、食育の推進に取り組む者(以下「食育関係者」という。)による優れた取組を表彰しました。

また、農林水産省では、最新の食育活動の方法や知見を食育関係者間で情報共有するとともに、異業種間のマッチングによる新たな食育活動の創出、食育の推進に向けた研修を実施できる人材の育成等に取り組むため、全国食育推進ネットワークを活用した取組を推進しています。

さらに、食育を推進していく上では、国、地方公共団体による取組のほか、地域において、学校、保育所、農林漁業者、食品関連事業者等の様々な関係者の緊密な連携・協働の下で取組を進めていく必要があります。このため、農林水産省では、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を支援しています。

(事例) 料理教室を通して子供たちに対する食育を展開(福井県)

(1) 全国で初めて食をテーマにした条例を制定し、「生涯食育」、「義務食育」を展開

福井県小浜市は、平成13(2001)年に全国で初めて食をテーマにした「小浜市食のまちづくり条例」を制定し、全市民を対象とした「生涯食育」を掲げ、特に重要な子供の食育については、誰ひとり取り残さない「義務食育」体制を整備しています。

(2) 食育を伴う「キッズ・キッチン」と「ジュニア・キッチン」を実施

様々な食育事業の中で、特にユニークなのが、幼児の料理教室「キッズ・キッチン」です。同市内の年長児全員が参加する基礎編と、希望者が参加する拡大編の両輪で実施しており、基礎編では、かまどでごはんを炊くほか、だしを引いた具沢山みそ汁といった和食の一汁一菜を作ります。拡大編では、魚さばきや行事食といったかなり高度な内容が盛り込まれています。料理の際には、本物の包丁を使い、火の管理等も含めたプロセス全般を子供たちが主体的に取り組む中で、食への関心の高まりや料理技術の習得のほか、料理を作りあげることの達成感や満足感、友達と協力することや命ある食材への感謝の気持ちといった心の成長が期待できます。

このような「キッズ・キッチン」の運営は、20～50歳代の仕事と子育てを両立させながら活動している「キッズ☆サポーター」が行っており、令和7(2025)年1月時点で19人が所属しています。

さらに、同団体は市内の小学校六年生全員が授業の一環として参加する「ジュニア・キッチン」も担当しており、郷土料理に加え、同市の御食国や鯖街道といった大切な食の歴史を子供たちに伝えています。



(3) 地域外へ食育事業を広域展開

このような同市の特徴ある食育事業は、これまで20年以上継続しています。近年では、幼い頃に「キッズ・キッチン」等に参加した方が成人し、指導者として活躍する姿も見られます。このように、地域に定着したこのような食育事業を今後も継続するとともに、地域外の方々も「食育ツーリズム」として積極的に受け入れることで、食育の広域展開を図ります。



「キッズ・キッチン」の様子

資料：福井県小浜市

(5) 地産地消の推進

(消費者の取組として約4割が「地産地消に取り組む」と回答)

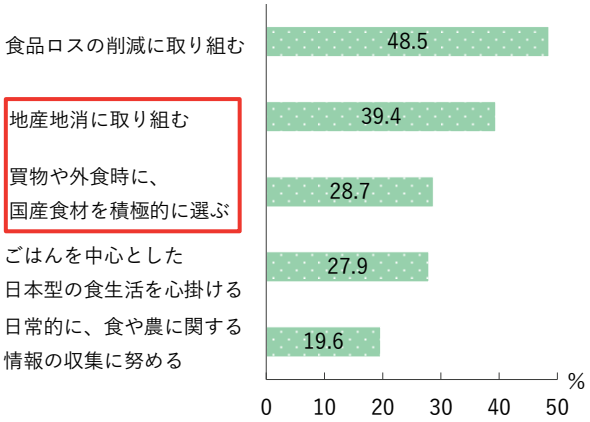
我が国の食の未来を確かなものにするための消費者の取組として、令和6(2024)年6月に公表した調査によると、「地産地消に取り組む」が39.4%、「買物や外食時に、国産食材を積極的に選ぶ」が28.7%となっています(**図表4-4-25**)。

地域で生産された農林水産物をその地域内で消費する「地産地消」の取組は、国産農林水産物の消費拡大につながるほか、地域活性化や農林水産物の流通経費の削減等にもつながります。少子・高齢化やライフスタイルの変化等により国内マーケットの構造が変化する中、消費者の視点を重視し、地産地消等を通じた新規需要の掘り起こしを行うことが重要となっています。

特に地域の農産物を直接消費者に販売する直売所は、販売金額における地場産物商品の割合が約9割を占め、地産地消の核となるものであり、消費者にとっては、生産者との顔の見える関係が築け、安心して地域の新鮮な農林水産物を消費できるほか、生産者にとっては、消費者ニーズに対応した生産が展開できるなどの利点があります。農林水産省では、直売所における新商品の開発や直売所の施設等の整備を支援しています。

このほか、JA全中を始めとしたJAグループは、「私たちの『国』で『消』費する食べ物は、できるだけこの『国』で生『産』する」という考え方である「国消国産」の実践を推進しています。

図表4-4-25 日本の食の未来を確かなものにするための「消費者」の取組(上位5位まで)



資料:農林水産省「食生活・ライフスタイル調査～令和5年度～」を基に作成

注:1) 有効回答数は4千人(複数回答)

2) 令和5(2023)年11月に実施した調査で、「あなたは、日本の食の未来を確かなものにするために、消費者のどのような行動が必要だと思いますか。」の質問への回答結果



「国消国産」を呼び掛けるポスター

資料:JA全中

(学校給食における地場産物の使用を推進)

学校給食は、栄養バランスの取れた食事を提供することにより、子供の健康の保持・増進を図ること等を目的に、学校の設置者により実施されています。文部科学省の調査によると、令和5(2023)年5月時点で、小学校では18,584校(全小学校数の99.1%)、中学校では8,990校(全中学校数の91.5%)、特別支援学校等も含めた全体で29,204校において実施され

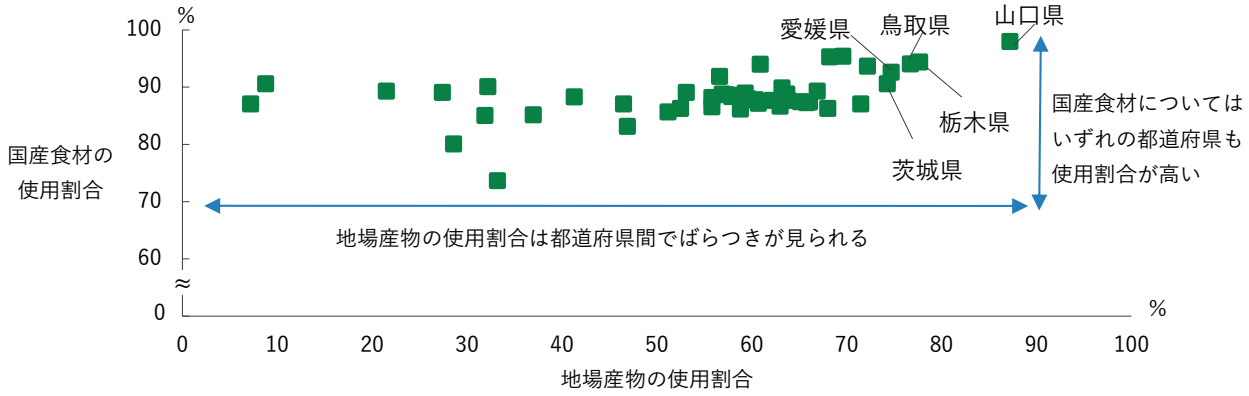
ており、約920万人の子供を対象に給食が提供されています。

学校給食において地場産の農林水産物を使用することは、地産地消を推進するに当たって有効な手段であり、地域の関係者の協力の下、未来を担う子供たちが持続可能な食生活を実践することにつながる取組となっています。また、食に関する指導の教材として活用することで、地域の自然、文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝の念を育む上で重要となっています。

文部科学省が令和5(2023)年6月及び11月に実施した調査によると、学校給食における地場産物、国産食材の使用割合を都道府県別に見ると、地場産物の使用割合にばらつきが見られる一方、国産食材の使用割合はほとんどの都道府県で80%以上となっており、全国的に使用割合が高い状況となっています(**図表4-4-26**)。都道府県ごとに農業生産の条件が異なる中、学校給食における地場産物や国産食材の活用に向けた取組が全国各地で進められています。

地場産物の利用に当たっては、一定の規格等を満たし、数量面で不足なく安定的に納入する必要があるなど、多くの課題が見られるため、農林水産省では、地産地消コーディネーターの派遣による給食現場と生産現場の間の課題解決に向けた指導、助言等の支援を行っています。また、食育の推進の観点から、地域で学校給食に地場産物を供給・使用する連携体制づくりや献立の開発等の活動を支援しています。

図表4-4-26 都道府県別に見た、学校給食における地場産物及び国産食材の使用割合



資料：文部科学省「令和5年度学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査」を基に農林水産省作成
注：1) 令和5(2023)年度の数値
2) 金額ベースの数値

(6) 和食文化の保護・継承

(和食文化の保護・継承に向けた取組を推進)

食の嗜好やライフスタイルの変化等を背景に、和食[1]や地域の郷土料理、伝統料理に触れる機会が少なくなってきており、和食文化の保護・継承に向けて、郷土料理等を受け継ぎ、次世代に伝えていくことが課題となっています。このため、農林水産省では、子供たちや子育て世代に対して和食文化の普及活動を行う中核的な人材である「和食文化継承リーダー」を育成する取組を実施しています。

[1] 「和食」は、「自然を尊重する」というこころに基づいた日本人の食慣習。「和食；日本人の伝統的な食文化」として平成25(2013)年12月にユネスコ無形文化遺産に登録

また、地域固有の多様な食文化の保護・継承を図るため、各地域で選定された郷土料理の歴史やレシピ、郷土料理を生んだ地域の背景等を紹介するウェブサイト「うちの郷土料理」と、その英語サイト「Our Regional Cuisines」にて情報発信しているほか、令和4(2022)年度にウェブサイト「にっぽん伝統食図鑑」を開設し、伝統的な加工食品の歴史や製造方法等の情報を発信しています(**図表4-4-27**)。

さらに、身近で手軽に健康的な和食を食べる機会を増やしてもらい、将来にわたって和食文化を受け継いでいくことを目指した、官民協働の取組である「Let's！和ごはんプロジェクト」を実施しています。

このほか、文化庁では、我が国の豊かな風土や人々の精神性、歴史に根差した多様な食文化を次の世代へ継承するために、文化財保護法に基づく文化財の登録等を進めるとともに、各地の食文化振興の取組に対する支援、食文化振興の機運醸成に向けた情報発信等を行っています。

図表4-4-27 「にっぽん伝統食図鑑」に掲載されている伝統食



笹巻き(山形県)



伊勢たくあん(三重県)



出雲そば(島根県)



カツオの生節(高知県)

(7) 消費者と生産者の関係強化

(消費者と生産者の交流の促進に向けた取組を推進)

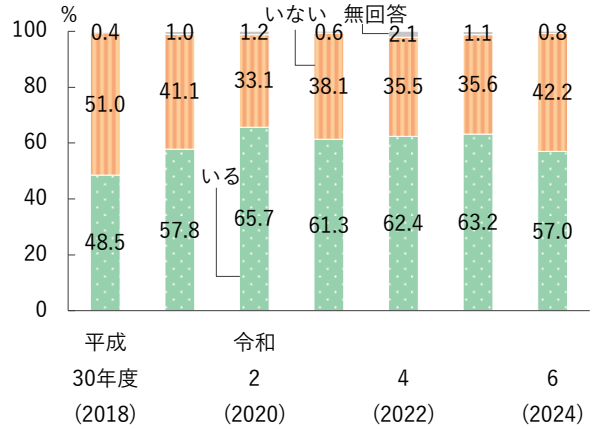
消費者と生産者の交流を促進することにより、農村の活性化や農業・農村に対する消費者の理解増進が図られるなどの効果が期待されています。しかしながら、消費者は、食や農との関係が消費のみにとどまることが多いことから、食や農に関する体験活動に参加する機会を持つことも重要です。家族の中で農林漁業体験に参加したことのある人の割合は6割前後で推移しています(**図表4-4-28**)。さらに、体験後「自然の恩恵や生産者への感謝を感じられるようになった」と回答した人は約6割となっており、農林漁業体験は消費者の行動変容につながることがうかがわれます。このようなことから、国民の食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや食に関わる人々の様々な活動に支えられていること等に

関する理解を深めるために、農業者が生産現場に消費者を招き、教育ファーム等の農業体験の機会を提供する取組等も行われています。

農林水産省では、これらの取組を広く普及するため、教育ファーム等による農林漁業体験を始めとする消費者と生産者の交流の促進に対する機会の提供への支援のほか、どこでどのような体験ができるか等についての情報発信を行っています。

くわえて、消費者にとって生産者との顔の見える関係づくりを目指した消費者と生産者を結びつける取組も見られつつあります。

図表4-4-28　家族の中で農林漁業体験に参加したことのある人の割合



資料：農林水産省「食育に関する意識調査(令和7年3月)」

注：1) 有効回答数は2,365人

2) 「これまで、あなた又はあなたの家族の中で、田植え(種まき)、稲刈り、野菜の収穫、家畜の世話など農林漁業体験に参加したことのある人はいますか。」の質問への回答結果

(事例) 消費者と生産者が直接つながるプラットフォームを実現(東京都)

(1) 生産者と消費者が直接つながる産直通販サイトを立上げ

東京都港区(みなとく)の株式会社ビビッドガーデンでは、「生産者のこだわりが正当に評価される世界へ」をビジョンに掲げ、生産者が、個人や法人に「直接」商品を販売し、消費者と直接つながるオンライン直売所を運営しています。

実家の農地が荒廃しているのを見た代表取締役の秋元里奈(あきもとりな)さんが、「1次産業に関わる仕事がしたい」という気持ちから、平成28(2016)年に同社を創業しました。





スタートアップ大賞を受賞

資料：株式会社ビビッドガーデン

(2) 充実したサポート体制による生産者支援が強み

令和7(2025)年2月時点でオンライン直売所の登録生産者数は約1万軒、登録消費者数は110万人を突破しました。同社の強みは、カスタマーサポートの代行やインターネットに不慣れな生産者のサポート等の手厚い生産者支援と、生産者と消費者のお互いの声を直接届ける仕組みにあります。

また、インターネット通販に苦手意識を持つ生産者のため、近所の生産者と一緒に出品できるサービスや地方公共団体との連携も行っており、取組件数は100を超えました。

(3) 事業規模の拡大・新たな事業への挑戦

今後同社は、オンライン直売所の更なる登録生産者数の拡大を目指して、地方公共団体や企業との連携に力を入れていくこととしています。また、令和6(2024)年11月にサービス開始から7年で培った全国1万軒の生産者ネットワークを基盤に3つのサービスを新たにリリースし、今後はより幅広い消費者の課題を解消できるように事業領域を拡大していきます。

長期的な視点では、生産者に対しては販売に関する支援だけでなく、生産者の抱える多様な課題の解決に貢献していく考えです。



野菜セット

資料：株式会社ビビッドガーデン

（国民運動「ニッポンフードシフト」を通じ、食と農の魅力を発信）

食料の持続的な確保が世界的な共通課題となる中で、我が国においては食と農の距離が拡大し、農業や農村に対する国民の意識・関心が薄れています。このような中、農林水産省は、食と農のつながりの深化に着目した、官民協働で行う国民運動「食から日本を考える。ニッポンフードシフト」(以下「ニッポンフードシフト」という。)を展開しています。

ニッポンフードシフトは、未来を担う1990年代後半から2000年代生まれの「Z世代」を重点ターゲットとして、食と環境を支える農林水産業・農山漁村への国民の理解と共感・支持を得つつ、国産農林水産物の積極的な選択といった行動変容につなげるために、全国各地の農林漁業者の取組や地域の食、農山漁村の魅力を発信しています。

令和6(2024)年度は、10月から11月を「食から日本を考える。月間」と位置付け、情報発信を強化しました。その取組として、ニッポンフードシフト公式ウェブサイト内で、「食」関連の体験やイベント情報を発信しました。また、ニッポンフードシフトの趣旨に賛同した「推進パートナー」企業と連携し、消費者に向けて農作物等の生産から消費までの裏側について、SNSを通じて発信しました。さらに、令和5(2023)年度に引き続き、東京都及び大阪府で、日本の「食」や「農」をめぐる事情や課題を共に考えるイベントを開催しました。くわえて、一般社団法人日本新聞協会（にほんしんぶんきょうかい）による第44回新聞広告賞において優秀賞を、株式会社日本経済新聞社（にほんけいざいしんぶんしゃ）による第73回日経広告賞において大賞を受賞し、「食」に関する国民の理解醸成につなげています。







47都道府県合同企画
「ニッポンは、ずっとおいしいか？」

＊左上と左下の広告は令和6(2024)年1月8日に日本経済新聞に、右上の広告は令和6(2024)年2月29日に日本経済新聞に掲載

(消費者と農林水産業関係者等を結ぶ広報を推進)

デジタル技術の活用を始めとした生活様式の変化により、消費者はSNS等のインターネット上の情報を基に購買行動を決定し、生産者もこれに合わせて積極的にSNS上で情報発信をするようになってきたことを踏まえ、農林水産省は、農林水産業関連の情報や施策を消費者目線で発信する省公式X(旧Twitter)、食卓や消費の現状、暮らしに役立つ情報等を毎週発信するウェブマガジン「aff(あふ)」等を通じて、消費者と農林水産業関係者、農林水産省を結ぶための情報発信を強化しています。

また、我が国の農林水産物や農山漁村の魅力等を動画で伝えるため、令和元(2019)年度から開設した、職員自らがYouTuberとなって発信する省公式YouTubeチャンネル「BUZZ MAFF」は5周年を迎え、令和6(2024)年度末時点で、チャンネル登録者数は17万人を数え、1日1本以上のペースで投稿を続け、総投稿本数は1,920本、総再生回数は4,800万回を超えています。

さらに、令和6(2024)年度の「こども霞が関見学デー」の一環として、農林水産省では5年ぶりに予約せずに参加できる会場プログラムも復活し、ワークショップ等を開催したほか、食や農林水産業について学べる夏の特設ウェブサイト「マフ塾～遊ぶ！学ぶ！食べる！～」を開設し、小学生から大人まで楽しめるクイズを始め、全国どこからでも農業・林業・水産業を学べるコンテンツを公開しました。





BUZZ MAFF5周年記念の動画

省公式YouTubeチャンネル「BUZZ MAFF」
URL：https://www.youtube.com/channel/UCk2ryX95GgVFSTcVCH2HS2g

aff(あふ)
URL：https://www.maff.go.jp/j/pr/aff/index.html

第5章

環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮

第1節 みどりの食料システム戦略の推進

我が国の食料・農林水産業は、気候変動による大規模な自然災害の増加や食料生産の不安定化等の課題に直面しています。また、SDGsや環境を重視する国内外の動きが加速し、あらゆる産業に浸透しつつあり、我が国の食料・農林水産業においても、環境と調和のとれた食料システムを確立していく必要があります。これらを踏まえ、農林水産省は、みどり戦略を策定し、さらに、令和4(2022)年7月には、みどりの食料システム法[1]が施行されました。

本節では、食料・農林水産業を取り巻く環境の動向、みどり戦略の推進状況等を紹介します。

(1) 食料・農林水産業を取り巻く環境の動向

(気候変動による異常気象の頻発に起因し、食料生産が不安定化)

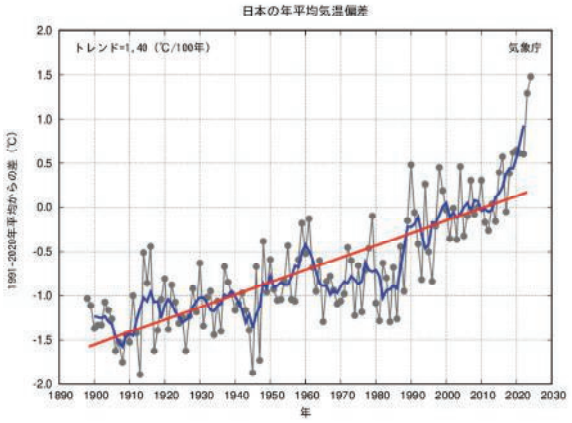
気候変動の影響により、高温、干ばつ、大規模な洪水等の異常気象が頻発し、2000年代に入ってからは、毎年のように世界各地で局所的な不作が発生しています。

このような要因もあいまって、世界的な食料生産の不安定化が助長されており、穀物価格の高騰と暴落が繰り返されるようになっています。

食料や農業生産資材を輸入に依存している我が国では、中長期的に見て安定的な調達が困難になるリスクが高まるといった影響が顕在化しています。

我が国においても、年平均気温は、過去100年当たりで1.40℃の割合で上昇しています(**図表5-1-1**)。農林水産業は気候変動の影響を受けやすく、高温による収量の減少や品質低下等が発生しています。

図表5-1-1 我が国の年平均気温偏差



資料：気象庁「日本の年平均気温偏差の経年変化(1898～2024年)」(令和7(2025)年1月公表)

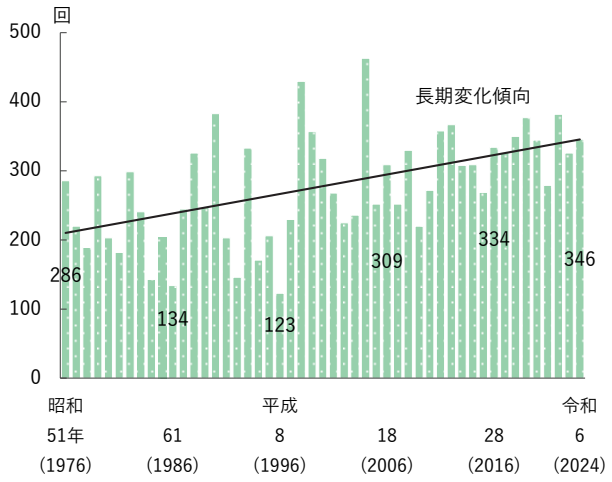
注：黒の細線は、各年の平均気温の基準値からの偏差。青の太線は、偏差の5年移動平均値。赤の直線は、長期変化傾向。平均気温の基準値は、平成3(1991)～令和2(2020)年の平均値

(短時間大雨が頻発する一方、少雨による渇水も発生)

近年、時間降水量50mm以上の大雨の発生回数は増加傾向にあり、大雨によって河川の氾濫が発生し、農地や農業施設が冠水する被害等が生じています(**図表5-1-2**)。一方、長期的に見ると降水(1.0mm以上)が観測される日数は減少しており、少雨による渇水も生じています(**図表5-1-3**)。

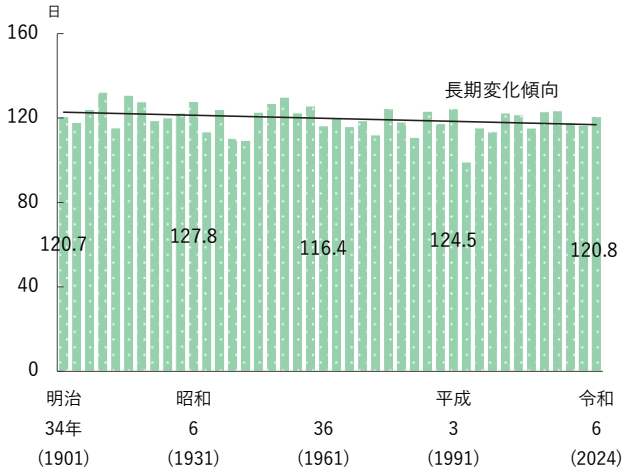
[1] 正式名称は「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」

図表5-1-2 時間降水量50mm以上の年間発生回数



資料：気象庁資料を基に農林水産省作成

図表5-1-3 日降水量1.0mm以上の年間日数の経年変化

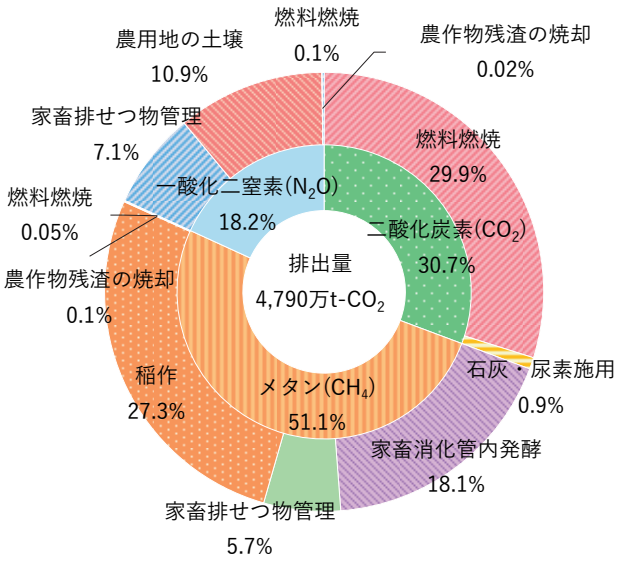


資料：気象庁資料を基に農林水産省作成

(農林水産分野における温室効果ガス排出量は4,790万t-CO_2)

令和4(2022)年度における我が国の農林水産分野の温室効果ガス排出量は4,790万t-CO_2となりました(**図表5-1-4**)。農林水産分野が占める温室効果ガス排出量の割合は我が国全体の約4%であるものの、メタンの排出量は約8割、一酸化二窒素は約5割を占めています。

図表5-1-4 農林水産分野の温室効果ガス排出量



資料：国立研究開発法人国立環境研究所 温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ」(令和6(2024)年4月公表)を基に農林水産省作成

注：1) 令和4(2022)年度の数値
2) 排出量は二酸化炭素換算

(2) みどり戦略の実現に向けた施策の展開

(食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現)

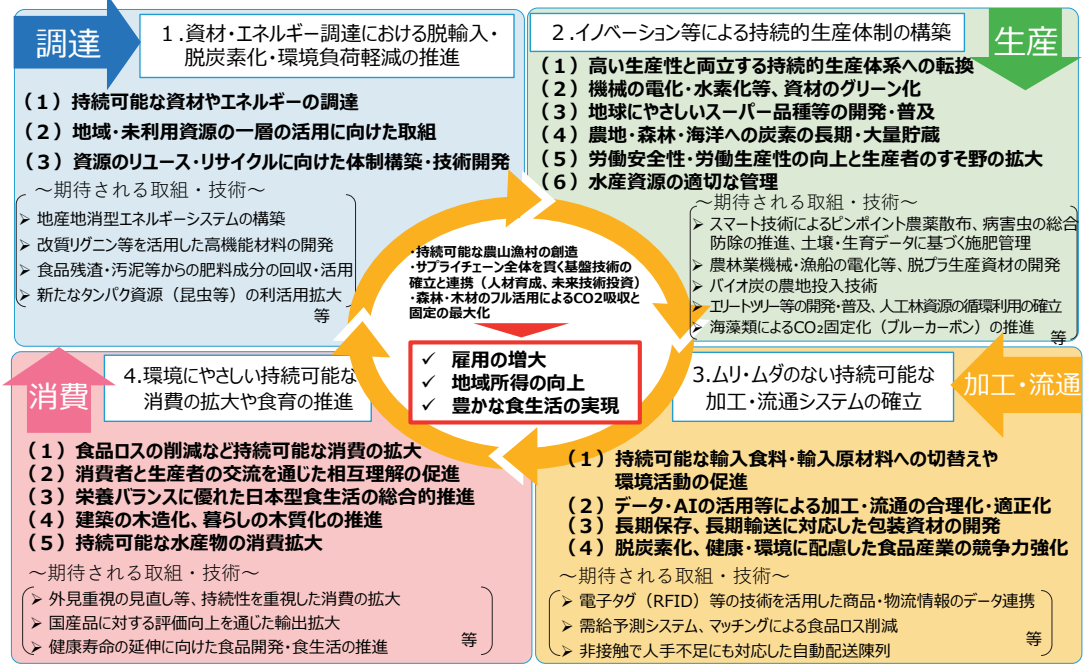
みどり戦略は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、中長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針です。

みどり戦略では、令和32(2050)年までに目指す姿として、農林水産業のCO_2ゼロエミッション化の実現、化学農薬の使用量(リスク換算)を50%低減、輸入原料や化石燃料を原料

とした化学肥料の使用量を30%低減、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大といった14の数値目標(KPI)を掲げています。また、その実現のために、調達から生産、加工・流通、消費までの食料システムの各段階での課題の解決に向けた行動変容、既存技術の普及、革新的な技術・生産体系の開発と社会実装を進めていくこととしています(**図表5-1-5**)。

みどりの食料システム戦略トップページ
URL：https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html

図表5-1-5 みどり戦略の各分野での具体的な取組



資料：農林水産省作成

(みどりの食料システム法に基づき環境負荷低減に向けた取組を推進)

みどり戦略を実現するため、令和4(2022)年7月に施行されたみどりの食料システム法においては、環境負荷低減に取り組む生産者の事業活動(環境負荷低減事業活動)及び環境負荷の低減に役立つ機械や資材の生産・販売、研究開発、環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物の流通の合理化等により環境負荷低減事業活動を支える事業者の取組(基盤確立事業)を、それぞれ都道府県及び国が認定し、認定を受けた生産者及び事業者に対し、税制特例措置や融資の特例等の支援措置を講じています。

令和5(2023)年3月末までに全ての都道府県においてみどりの食料システム法に基づく基本計画が作成され、生産者の計画認定については、令和7(2025)年3月末時点で2万7千経営体以上が認定されています。また、事業者の計画認定については、同年3月末時点で88の事業計画が認定されています(**図表5-1-6**)。

さらに、みどりの食料システム法では、地域ぐるみの取組の創出を図るため、市町村等の発意で特定区域(モデル地区)を設定し、有機農業を促進するための栽培管理協定を締結すること等が可能となっています。令和7(2025)年3月末時点で、全国32道府県70区域で特定区域が設定されており、このうち4県5区域で地域ぐるみで有機農業の団地化等の取組を行う特定環境負荷低減事業活動の計画認定、1県1区域で有機農業を促進するための栽培管理協定の締結が行われ、具体的な取組が開始されています。

図表5-1-6 みどりの食料システム法に基づく計画認定の取組例

株式会社ふしちゃん(茨城県つくば市)

環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受け、農業改良資金を活用して施設整備を行い、いちごやこまつな等の有機栽培の面積を拡大



＊写真の出典は、株式会社ふしちゃん

三和油脂株式会社(山形県天童市)

こめ油の精製過程の副産物である脱脂米糠や工場排水処理で生じる有機汚泥を活用した堆肥ペレット等を製造する設備を新たに導入し、東北地域を中心に普及拡大を図り、化学肥料の使用低減に寄与



＊写真の出典は、三和油脂株式会社

資料：農林水産省作成

(事例) みどりの食料システム法の認定等により有機農業の取組を拡大(徳島県)

(1) 農協の生産部会による有機農業の取組を推進

徳島県東部に位置する東(ひがし)とくしま農業協同組合特別栽培米生産者部会は、売上単価の向上を目指しており、環境負荷を低減した米の栽培に取り組んでいます。

同部会では、同農協の参与の西田聖(にしだせい)さんが中心となり、土壌分析の結果に基づく土づくりを基本とした「BLOF*理論」という手法に基づく栽培を行っており、マニュアルや栽培暦のほか、講習会等により技術の普及と生産方法の共通化を図っています。また、鶏ふんやしいたけの廃菌床等の地域の未利用資源を活用することで、コストを抑える工夫を行っています。

これらの取組により、特別栽培米の生産から、有機米の生産へ移行する会員も増えています。

(2) 有機農業の更なる拡大に向けて

同農協では、みどり戦略で掲げる有機農業の目標の早期実現に向けて、令和12(2030)年までに、管内の水稲栽培面積の25%に当たる420haを有機農業の栽培面積にする目標を掲げています。有機農業の裾野を広げるため、令和5(2023)年2月には、特別栽培米を含めた独自ブランド米の販売を開始し、化学肥料・化学農薬の使用低減を推進しているほか、新たに米の栽培を始める若い農業者も加わることにより、生産が拡大しています。同年12月には、みどりの食料システム法に基づく特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受け、管内での有機農業の更なる拡大を目指しています。

＊ Bio Logical Farmingの略





部会の勉強会の様子

資料：東とくしま農業協同組合



独自ブランド米

資料：東とくしま農業協同組合

(みどり戦略の実現に向けた技術の開発・普及を推進)

農林水産省では、みどり戦略の実現に向け、環境負荷低減(化学農薬使用量低減等)に資する病害抵抗性品種やスマート農業技術にも対応した品種開発の加速化、農林漁業者等のニーズを踏まえた現場では解決が困難な技術問題に対応する研究開発等を国主導で推進しています。例えば葉が黄色くなり果実の重量や糖度を低下させる、退緑黄化病に抵抗性を持つメロン品種が世界で初めて開発されました(**図表5-1-7**)。また、水稲の苗を碁盤の目状に植える「両正条植え」により縦横の2方向から機械除草が可能になり、有機農業にも貢献する「両正条田植機」の開発を行っています。

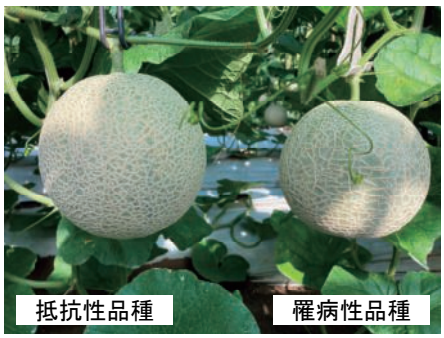
また、令和3(2021)年度に、みどり戦略で掲げた各目標の達成に貢献し、現場への普及が期待される技術について、「「みどりの食料システム戦略」技術カタログ」として取りまとめており、令和7(2025)年3月には、「現在普及可能な技術」、「2030年までに利用可能な技術」及び「みどりの食料システム法の認定を受けた基盤確立事業」を収録したVer.5.0を公表しました。

この中では、技術の概要、技術導入の効果、みどり戦略における貢献分野(温室効果ガス削減等)、導入の留意点、価格帯・普及状況、技術の問合せ先等を記載しています。同カタログに掲載された技術をテーマとして、農業者・関係者が持つ技術情報を共有・議論・発展させる「第2回みどり技術ネットワーク全国会議」を令和7(2025)年3月に開催しました。

図表5-1-7　みどり戦略の実現に向けた技術の開発例

(退緑黄化病に抵抗性を持つメロン品種の開発)



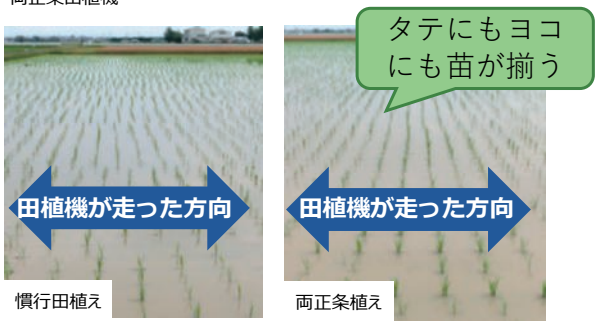


＊写真の出典は、株式会社萩原農場生産研究所

(苗を碁盤の目状に植えることが可能な「両正条田植機」)



両正条田植機



＊写真の出典は、農研機構

注：両正条植えをすることで縦横2方向の機械除草が可能となり、これまで除草率が低かった株間でも除草効率が向上。植付け位置制御機構を搭載した田植機の活用により、除草の手間が壁となっていた水稲作での有機栽培の取組面積の拡大につながる。

資料：農林水産省作成

(3) みどり戦略に基づく取組の世界への発信

(国際会議において、みどり戦略に基づく我が国の取組を紹介)

みどり戦略の実現に向けた我が国の取組事例について、広く世界に共有する取組を進めています。

令和6(2024)年度においては、APEC、G20の首脳会合及び農業大臣会合、G7農業大臣会合といった国際会議や、来日した各国要人との会談等のあらゆる機会を捉え、みどり戦略に基づく我が国の取組を紹介しました。

(日ASEANみどり協力プランに基づく取組を推進)

令和5(2023)年10月の日ASEAN農林大臣会合で採択された「日ASEANみどり協力プラン」を受けて、我が国で得られた新技術やイノベーションを活かした協力プロジェクトをASEAN各国との間で実施しています。具体的には、トラクターや田植機等の自動操舵(そうだ)技術による生産性向上と労働時間の削減、衛星データを活用した農地自動区画化・土壌診断技術による肥料の削減、二国間クレジット制度(JCM[1])を活用した農業分野での気候変動の緩和促進、ICTを活用した水田の水管理の高度化等による気候変動への適応策と緩和策の両立等が挙げられます。また、このような取組について、アジア各国の脱炭素化を進める枠組みであるアジア・ゼロエミッション共同体(AZEC[2])においても、農林水産分野の取組として発信しています。

(農業技術のアジアモンスーン地域での実証及び情報発信を実施)

気候変動の緩和や持続的農業の実現に資する技術のアジアモンスーン地域での実装を促進するため、国際農研において、みどりの食料(しょくりょう)システム国際情報(こくさいじょうほう)センターを設置し、技術情報の収集・分析・発信やアジアモンスーン地域での共同研究等の取組を進めています。

国際農研では、生物的硝化抑制(BNI)[3]、間断かんがい(AWD[4])、イネいもち病対策等の我が国が有する優れた農業技術の実証を実施しています。また、国内での研究や国際共同研究で得た成果で、アジアモンスーン地域での活用が期待され、持続可能な食料システムの構築に貢献し得る技術を令和4(2022)年度から技術カタログ[5]として取りまとめ、令和6(2024)年度においては、第13回G20首席農業研究者会議を始めとした様々な国際会議の場において、我が国の農業技術や共同研究の状況を発信しました。

[1] Joint Crediting Mechanismの略
[2] Asia Zero Emission Communityの略
[3] 第5章第2節を参照
[4] Alternate Wetting and Dryingの略
[5] 正式名称は「アジアモンスーン地域の生産力向上と持続性の両立に資する技術カタログ」

第2節　地球規模で課題となっている気候変動や生物多様性への対応

気候変動による大規模災害の頻発や、生物多様性の損失が地球規模で課題となる中、農林水産省では、みどり戦略に基づき、気候変動対策を講じているほか、生物多様性の保全につながる取組を推進しています。

本節では、農林水産分野における地球温暖化対策や生物多様性保全の取組について紹介します。

(1) 地球温暖化対策の推進

(気候変動の緩和策として農業由来の温室効果ガス排出削減に向けた取組を推進)

政府は世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050年ネット・ゼロ[1]の実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、令和17(2035)年度、令和22(2040)年度に、温室効果ガスを平成25(2013)年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すこととし、この新たな削減目標及びその実現に向けた対策・施策を位置付けた「地球温暖化対策計画」を令和7(2025)年2月に閣議決定しました。農林水産省では、農林水産省地球温暖化対策計画やみどり戦略に基づき、農業分野の温室効果ガス[2]排出削減・吸収のため、施設園芸や農業機械の省エネルギー化、バイオ炭の農地施用等の取組を進めており、農地土壌から排出されるメタン等の温室効果ガスの削減に向けては、水稲栽培における中干し期間[3]の延長や秋耕(しゅうこう)[4]といったメタンの発生抑制に資する栽培技術について、その有効性を周知するとともに、これらの技術を取り入れたグリーンな栽培体系への転換を支援しています。

また、畜産分野では、家畜排せつ物の管理や家畜の消化管内発酵に由来するメタン等が排出されることから、排出削減技術の開発・普及を進めることとしています。具体的には、家畜排せつ物管理方法の変更について、地域の実情を踏まえながら普及を進めるとともに、アミノ酸バランス改善飼料の給餌については、家畜排せつ物に由来する温室効果ガスの発生抑制だけでなく、飼料費削減の効果も期待できることを周知しつつ普及を進めていくこととしています。さらに、牛の消化管内発酵に由来するメタンの発生抑制に資する資材について、飼料添加物への指定の審議を円滑に進め、Ｊ－クレジット制度等も活用しつつ、普及を進めていくこととしています。

---

1 令和2(2020)年10月の「2050年カーボンニュートラル宣言」以降、カーボンニュートラルや脱炭素という用語を用いてきた。一方、G7広島サミットの成果文書等にあるように、国際的な文脈においては、ネット・ゼロと表現することが一般的であることを踏まえ、本資料においては、固有名詞等の場合を除き、原則「ネット・ゼロ」を用いる。

2 第5章第1節を参照

3 水稲の栽培期間中、出穂前に一度水田の水を抜いて田面を乾かすことで、過剰な分げつを防止し、成長を制御する作業をいう。有害ガスの除去、刈取り時等の作業性の向上等の目的も含まれる。

4 水稲収穫後、秋のうちに稲わら等をすき込む作業をいう。好気的な条件下での稲わらの分解を促進し、翌春の湛水時のメタンの発生量を抑制することができる。

（事例）特別なバイオ炭の活用等により、温室効果ガスの排出量を削減（青森県）

(1) 米の付加価値向上を目指し、環境保全型農業を実践

青森県つがる市の株式会社小笠原農園では、米の付加価値向上を図るため、環境保全型農業に取り組んでいます。同社では、特別なバイオ炭を活用して、土壌炭素貯留と農薬や化学肥料の低減等に取り組んでいます。



(2) 間伐材を用いたバイオ炭の活用等により、温室効果ガスの排出量を削減

同社では、通常のバイオ炭と異なり、原料が特定の間伐材に限定されたバイオ炭である「青い森エコ炭」を堆肥に混ぜて、水田で活用しています。バイオ炭が持つ酸度矯正効果や炭素貯留効果に加え、堆肥と混ぜることで、堆肥中の微生物の増加や脱臭効果等にもつながっています。さらに、水稲栽培における中干し期間の延長や農薬と化学肥料の低減等にも併せて取り組むことで、温室効果ガス削減の効果を高める工夫も行っています。このような取組によって、地域の慣行的な栽培と比較した温室効果ガス排出量の削減貢献率は10a当たりで63.8%となり、等級ラベル（みえるらべる）の取得につながりました。



バイオ炭と混ぜた堆肥

資料：株式会社小笠原農園

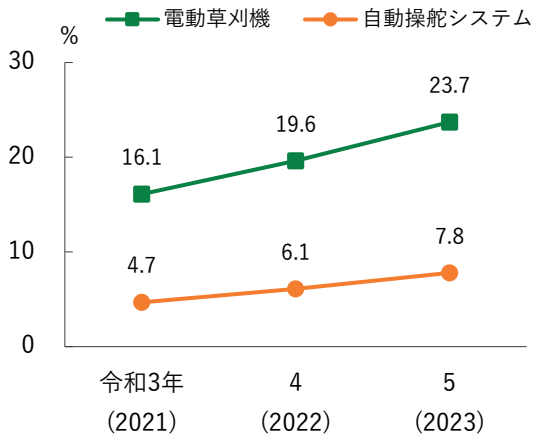
同社では、青森県特別栽培農産物認証制度を利用して、農薬と化学肥料の低減に取り組んだ特別栽培米として、収穫した米を販売しています。今後は、みえるらべるを表示するとともに、水稲栽培における中干し期間の延長によるJ－クレジット収益の向上にも取り組み、米の付加価値向上と環境保全を両立していくこととしています。

（農業機械の電化・水素化等技術の確立を推進）

令和5(2023)年の化石燃料の使用量削減に資する電動草刈機の普及率は、前年に比べ4.1ポイント上昇し、23.7%となっています(**図表5-2-1**)。また、作業重複の低減により燃料使用量の削減を可能とし、GPS等の位置情報とハンドルの自動制御により、高精度な作業や軽労化にも資する自動操舵システムの普及率は、前年に比べ1.7ポイント上昇し、7.8%となっています。

みどり戦略では、令和12(2030)年には、電動草刈機、自動操舵システムの普及率を50%とする目標を掲げており、電化・水素化等の技術を用いた燃料使用量削減に資する農業機械を担い手へ普及推進することとしています。

図表5-2-1 電動草刈機と自動操舵システムの普及率



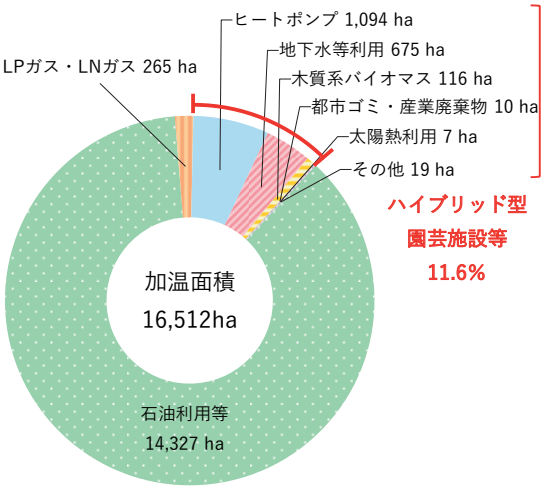
資料：農林水産省作成

(化石燃料を使用しない園芸施設への移行を推進)

農林水産業のCO_2ゼロエミッション化の実現に向けて、施設園芸に関しては、加温設備を備えた温室の大部分が化石燃料に依存している状況にあり、燃料使用量の削減につながるハイブリッド型園芸施設等[1]への転換を推進することが重要です。

令和5(2023)年の加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合は11.6%となっており、農林水産省では、環境負荷低減と収益性向上を両立した持続可能な園芸施設への転換を推進しています(**図表5-2-2**)。

図表5-2-2　園芸用施設における加温設備の種類別設置実面積



資料：農林水産省「園芸用施設の設置等の状況(令和5年)」(令和7(2025)年4月公表)を基に作成
注：1) 令和4(2022)年11月～5(2023)年10月までの栽培に使用したものの数値
2)「その他」は、もみがら、たい肥発酵熱、家畜し尿メタンガス、ろうそく等を熱源とするもの
3) 複数機器の導入等による面積の重複分を含む。

(気候変動の影響に適応するための品種・技術の開発・普及を推進)

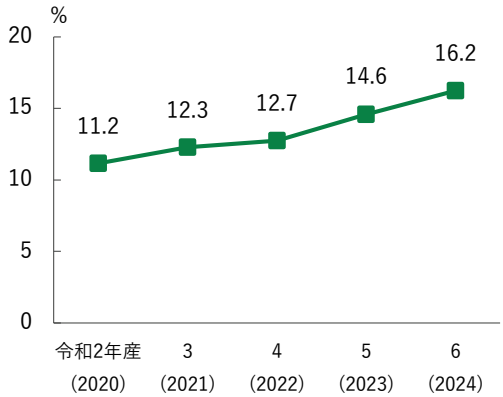
農業生産は気候変動の影響を受けやすく、各品目で気候変動によると考えられる生育障害や品質低下等の影響が見られています。

農林水産省では、農林水産分野での気候変動による影響への対応を効果的に実施するため、「農林水産省気候変動適応計画」を策定しています。

また、同計画に基づき、農業現場における高温障害の状況やその対策等について取りまとめ、「地球温暖化影響調査レポート」として公表しています。

さらに、令和5(2023)年に続き令和6(2024)年も記録的な高温となったことから、令和7(2025)年3月に「令和6年夏の記録的高温に係る影響と効果のあった適応策等の状況レポート」を公表しました。これによると、水稲では、高温障害への対応として高温耐性品種の作付割合が年々上昇しており、令和6(2024)年産は16.2%となっています(**図表5-2-3**)。このほかにも、夏場の高温による白未熟粒(しろみじゅくりゅう)や胴割粒(どうわれりゅう)の発生抑制対策として、「水管理の

図表5-2-3　高温耐性品種の作付割合



資料：農林水産省「令和6年夏の記録的高温に係る影響と効果のあった適応策等の状況レポート」
注：1) 水稲の主食用作付面積に対する高温耐性品種の作付面積の割合
2) 高温耐性品種とは、都道府県から報告のあった高温にあっても玄米品質や収量が低下しにくい品種

[1] ヒートポンプ等の化石燃料を使用しない加温機又はそれらと燃油暖房機等を併用する加温施設

徹底」等が行われています。

くわえて、我が国においては、高温等の影響を回避・軽減する適応技術や高温耐性品種の開発・導入、適応策の農業現場への普及指導等の取組を推進しています。例えば、農研機構において、高温耐性や倒伏しにくい性質を持つ水稲の「にじのきらめき」、高温下でも生育停滞が少なく品質が良いネギの「夏もえか」、高温条件でも着色が優れるリンゴの「紅みのり」や「錦秋」、ブドウの「グロースクローネ」等の気候変動に対応した品種を開発しています。また、農研機構では、気象データからリンゴ等果樹の日焼けや着色不良の発生リスクを予測するシステムの開発等を始めとした、高温等の影響を考慮した農産物の収量や品質、栽培適地等の予測モデルを構築する取組を進めています。

さらに、農林水産省では、夏の高温化傾向による農作物への影響を軽減するため、収益力強化に計画的に取り組む産地に対して、高温対策等に必要な農業機械や農業生産資材の導入等を支援しており、今後とも、気候変動に適応する生産安定技術・品種の開発・普及等を推進する取組を進めていくこととしています。

(生物的硝化抑制(BNI)強化作物の開発・普及を推進)

国際農研は、国際とうもろこし・小麦改良センター(CIMMYT[1])等と共同で、少量の窒素肥料でも高い生産性を示す生物的硝化[2]抑制(BNI[3])強化コムギの開発に世界で初めて成功しました。本コムギは、研究において、標準より6割少ない窒素肥料でも、従来品種(育種の親系統)と同等の生産性を示しました。また、硝化抑制により窒素肥料の農地での損失を軽減できるため、窒素肥料に起因する水質汚濁物質や温室効果ガス排出の削減が期待できます。

国際農研では、我が国で栽培されるコムギへのBNI能導入の加速化に向けた事業に取り組むほか、BNI技術を活用し、コムギ以外のBNI強化作物の作出と生産システムの開発に向け、研究を推進しています。令和5(2023)年にはトウモロコシのBNIの鍵となる物質を同定する研究成果が出ており、BNI強化作物の開発・普及の取組が進展しています。

また、我が国の研究機関と国際研究機関が一体となり、国外において、土壌特性の異なる地域で栽培可能な新たなBNI強化コムギの作出や、BNI牧草とICTを組み合わせた放牧管理システムの構築に向けた研究も行っており、農業分野における環境負荷低減につながる国際貢献が進んでいます。

(COP30に向けた対応の検討を推進)

令和6(2024)年11月に国連気候変動枠組条約第29回締約国会議(COP[4]29)が開催され、我が国からBNI技術を始めとした気候変動緩和技術の普及に関する取組等を発信しました。

令和7(2025)年に開催されるCOP30を見据え、二国間クレジット制度(JCM)を始めとした手法を活用することで、我が国が有する食料安全保障にも資する気候変動緩和技術



COP29で開催したセミナー

[1] Centro Internacional de Mejoramiento de Maíz y Trigoの略。英語表記は、International Maize and Wheat Improvement Center
[2] 微生物(硝化菌)がアンモニア態窒素(アンモニウム)を硝酸態窒素へと酸化する過程
[3] Biological Nitrification Inhibitionの略。植物自身が根から物質を分泌し、硝化を抑制する働きのこと
[4] Conference of the Partiesの略

を海外展開するための新たな政策パッケージの検討を進めています。

(2) カーボン・クレジットの取組拡大の促進

(脱炭素に向けた民間投資を促進)

我が国では、2050年ネット・ゼロの実現に向けて、脱炭素に対する民間投資を促進し、化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換する「グリーントランスフォーメーション」(以下「GX」という。)が進められています。

農林水産業の生産活動の場である森林・農地・藻場等は、温室効果ガスの吸収源としての役割を担っている一方で、温室効果ガスの排出源となるものもあり、その吸収・削減の取組を拡大していくためには、カーボン・クレジットを活用し、民間投資を促進することも重要です。

(農業分野におけるJ－クレジット制度の取組が拡大)

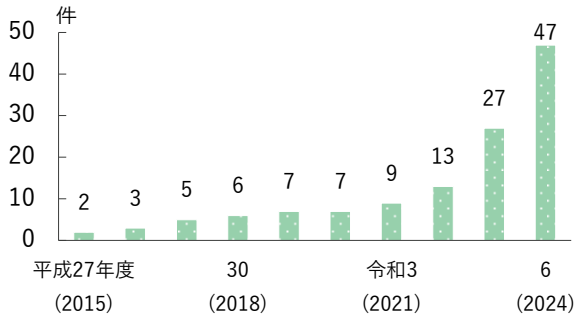
世界的にカーボン・クレジットの取引市場が急拡大する中、我が国においても、森林、農地、家畜等の農林水産分野から創出されるカーボン・クレジットの取組拡大への期待が高まっています。

温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして国が認証し、取引を可能とする「J－クレジット制度」は、経済産業省、環境省、農林水産省の3省により運営されており、農林漁業者等が温室効果ガス排出削減・吸収の取組による温室効果ガスの削減量をクレジット化して売却することで収入を得ることができるものです。

同制度により創出されたクレジットは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく企業による温室効果ガス排出量の報告に利用できるほか、海外イニシアティブへの報告、企業の自主的な取組といった様々な用途に活用することが可能です。J－クレジット制度では、令和7(2025)年3月末時点で72の方法論が承認されており、このうち農業分野では、令和5(2023)年4月に追加[1]された「水稲栽培における中干し期間の延長」や、同年11月に追加された「肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌」を含め、六つの方法論[2]が承認されています。

J－クレジット制度におけるプロジェクトの登録件数は、令和7(2025)年3月末時点で706件であり、このうち農業者が取り組むプロジェクトは、再エネ・省エネ分野の方法論を含めて47件です(**図表5-2-4**)。また、農業分野の方法論を用いたプロジェクトは37件となっています。令和6(2024)年度においては、「水稲栽培における中干し期間の延長」に取り組むプロジェクトが22件、「バ

図表5-2-4 J－クレジット制度の登録プロジェクト(農業関連)件数(累計)



資料：J－クレジット制度事務局資料を基に農林水産省作成
注：1) 登録件数はプロジェクト登録申請年度を基に作成
2) 令和7(2025)年3月末時点の数値

[1] 令和5(2023)年3月に承認され、4月に施行
[2] 排出削減・吸収に資する技術ごとに、適用範囲、排出削減・吸収量の算定方法及びモニタリング方法を規定したもの

イオ炭の農地施用」に取り組むプロジェクトが9件、その他のプロジェクトが6件、新たに承認されています。これらの農業分野のプロジェクト登録数や、Ｊ－クレジット発行量の増加を踏まえ、令和7(2025)年1月には、株式会社東京証券取引所のカーボン・クレジット市場において、農業の取引区分が新設されました。これにより、農業分野のＪ－クレジットの取引活性化が期待されます。

農林水産省では、農業分野のＪ－クレジット制度の取組推進に向け、プロジェクトの登録やＪ－クレジットの発行等を支援するとともに、取組の間口を広げるため、方法論の新規策定等に向けたデータ収集を実施しています。

(事例) 産学官金の連携協定によりGXを推進(鹿児島県)

(1) 鹿児島県では、産学官金の連携協定を締結してGXを推進

鹿児島県は、我が国有数の畜産県であることから、温室効果ガス排出量の約2割が畜産由来、そのうちの約6割が牛由来となっています。また、飼料高騰等によって畜産業の収益性も悪化していました。このような中、同県では、令和6(2024)年4月から、味の素株式会社、畜産関係団体・事業者、鹿児島大学、金融機関と産学官金の連携協定を締結し、畜産業における温室効果ガス排出量の削減と産業の振興を図るGXを推進しています。



(2) 肉用牛の飼養期間短縮によって、温室効果ガス排出量の削減と畜産業の振興を両立

同協定では、味の素株式会社の牛用アミノ酸リジン製剤を同県内の畜産農家に普及させ、温室効果ガス排出量を削減するとともに、農業者の生産コスト削減に取り組むこととしています。

同製剤は、肥育段階で飼料に加えることで、飼料中で最も不足しやすいアミノ酸の一つであるリジンを補うことができ、牛の体内で利用されるアミノ酸の量を増加させ、肉質に影響を与えず、肉用牛の増体を促進させる効果があります。同県では、取組を開始するに当たって、畜産事業者や鹿児島大学等と連携した実証試験が行われ、肉用牛に対する6か月間の試験結果では、全頭平均で約9kgの体重増加につながることが確認されました。同じ枝肉重量で早期出荷する場合は、飼養期間を1か月程度短縮させることにつながるため、飼料費や人件費を削減しつつ、二酸化炭素換算の温室効果ガスを1頭当たり0.25t程度削減することが可能になっています。



牛用アミノ酸リジン製剤を活用して飼養された肉用牛
資料：味の素株式会社

また、Ｊ－クレジット制度において、アミノ酸の活用により肉用牛の飼養期間を短縮させて温室効果ガス排出量を削減する手法は、「肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌」という方法論として承認されており、削減した温室効果ガスを味の素株式会社が取りまとめてクレジット化し、金融機関と連携して畜産農家にクレジットの売却益が還元される仕組みを目指しています。

(3) Ｊ－クレジット制度を活用して肉用牛の高付加価値化を図り、新たな販路開拓に挑戦

令和6(2024)年12月に開催された鹿児島県畜産ＧＸ推進会議では、実証試験の結果が発表されるとともに、クレジットを出荷肉の排出量とオフセットし、環境負荷低減に取り組んだ肉用牛であることの証明に活用して高級ホテルやレストラン等へ販路開拓を図るビジネスモデルが示されました。同県は、肉用牛等の高付加価値化を図るため、今後、温室効果ガス排出量の削減に取り組む事業者を認定する制度の検討や、インバウンドをターゲットに高級ホテル等への販路開拓に取り組むこととしています。

(農業分野の二国間クレジット制度(JCM)が始動)

令和7(2025)年2月に、アジア開発銀行(ADB[1])と連携して開発したフィリピンにおける間断かんがい技術(AWD)による水田メタン削減に関する二国間クレジット制度(JCM)の具体的手法(方法論)が、フィリピンと我が国とのJCM合同委員会にて正式承認されました。

(3) 生物多様性の保全と利用の推進

(農林水産業は生物多様性に立脚)

農林水産業は、気候の安定、水の浄化、受粉、病害虫の天敵、土壌形成、光合成や栄養循環等の生物多様性から得られる様々な「生態系サービス[2]」に支えられており、我々が利用する様々な作物は、生物の遺伝的な多様性を利用して改良を重ねることで得られたものです。

他方で、農林水産業によって維持される生物多様性も多く存在し、農林水産業は農山漁村において様々な動植物が生息・生育するための基盤を提供する役割を持っています。一方、経済性や効率性を優先した農地・水路の整備、農薬・肥料の不適切な使用等により、生物多様性に負の影響をもたらす側面もあります。

このため、将来にわたって持続可能な農林水産業を実現し、豊かな生態系サービスを享受していくためには、農林水産業が生態系に与える正の影響を伸ばしていくとともに、負の影響を低減し、環境と調和のとれた農業の実現を図ることが重要となっています。

そのような中、令和4(2022)年12月に、生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、同枠組には「2030年ミッション」として「ネイチャーポジティブ(自然再興)」の考え方が取り入れられました。

ネイチャーポジティブは、生物多様性の損失を止めることから一歩前進させ、損失を止めるだけではなく回復に転じさせるという強い決意を込めた考え方です。自然の回復力を超えた自然資本の利用によって、社会は物質的には豊かになった一方、生態系サービスは過去50年間で劣化傾向にあることが指摘されています。人間が持続的に生態系サービスを利用していくためには、ネイチャーポジティブに向けた行動が急務となっています。

生物多様性の保全・再生
URL：https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/c_bd/tayousei.html

(生物多様性保全に向けた国内外の動きが活発化)

昆明・モントリオール生物多様性枠組では、農林水産関連について、持続的な農林水産業を通じた食料安全保障への貢献、陸と海のそれぞれ30%以上の保全(30by30目標)、環境中に流出する過剰な栄養素や化学物質等(農薬を含む。)による汚染リスク削減等の令和

[1] Asian Development Bankの略
[2] 人々が生態系から得られる便益のこと

12(2030)年目標が盛り込まれました。農林水産省では、みどり戦略や昆明・モントリオール生物多様性枠組等を踏まえ、生物多様性保全を重視した農林水産業を強力に推進するため、「農林水産省生物多様性戦略」を令和5(2023)年3月に改定しました。

同戦略では、環境と経済がともに循環・向上する社会を目指し、農山漁村における生物多様性と生態系サービスの保全、生物多様性への理解と行動変容の促進等に加え、サプライチェーン全体での取組を通じた生物多様性の主流化を図ることとしています。

また、令和6(2024)年10～11月及び令和7(2025)年2月には、生物多様性条約第16回締約国会議(COP16)が開催され、昆明・モントリオール生物多様性枠組で設定された30by30を始めとする目標の達成に向けた進捗を評価する仕組みが決定されました。

(コラム) 企業等による生物多様性の増進を図る活動の促進に向けた法律が公布

昆明・モントリオール生物多様性枠組で設定された「30by30」の目標を達成するためには、国立公園等の保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域(OECM*1)の設定を促進することが必要です。また、企業経営における自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD*2)の流れもあいまって、生物の多様性や自然資本の重要性が高まっています。

環境省では、令和5(2023)年度から民間の取組等により生物多様性保全が図られている区域を国が「自然共生サイト」として認定する仕組みを開始しました。自然共生サイトとして認定された区域は、保護地域との重複を除きOECMとして国際データベースに登録されます。

さらに、民間等による自主的な活動を更に促進するため、民間等による生物多様性を保全・創出する優れた活動を国が認定する制度等を設ける「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が令和6(2024)年4月に公布されました。

ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進を図る活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講ずることとしています。

キリンホールディングス株式会社は、長野県上田市の遊休荒廃地をぶどう畑に転換して、ぶどうの樹の下や樹間に広がる下草を定期的に刈ることにより、ぶどう畑の下草で多様な生態系が育める環境を作りました。このぶどう畑は、「シャトー・メルシャン 椀子ヴィンヤード」として自然共生サイトに認定されています。ここでは、絶滅危惧種を含む昆虫168種、植物288種が確認されており、地元の小学校と連携した環境教育も行われています。

令和6(2024)年度までに、全国328か所が自然共生サイトとして認定されており、企業等による生物多様性の増進を図る活動が加速しています。



シャトー・メルシャン 椀子ヴィンヤード

資料：キリンホールディングス株式会社

＊1 Other Effective area-based Conservation Measuresの略

＊2 Taskforce on Nature-related Financial Disclosuresの略で、民間企業や金融機関が、自然資本及び生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価し、開示するための枠組みを構築する国際的な組織のこと

(生物多様性保全に配慮した農業を推進)

田園地域や里地里山は、人の適切な維持管理により成り立つ多様な環境がネットワークを形成し、持続的な農林業の営みを通じて、多様な野生生物が生息・生育する生物多様性の豊かな空間となっています。

このため、田園地域等において生物多様性が保全され、国民に安定的に食料を供給し、豊かな自然環境を提供できるよう、農林水産業のグリーン化等を通じて、環境負荷の低減や生物多様性保全をより重視した農業生産、田園地域等の整備・保全を推進することが求められています。

農林水産省では、土壌の性質を改善し、化学肥料・化学農薬の使用量低減に効果の高い技術を用いた持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るとともに、有機農業や冬期湛水管理といった生物多様性保全に効果の高い営農活動への取組等を支援しています。

（農村の水辺環境における生態系ネットワークの保全を推進）

農村の水辺環境においては、多様な生物がその生活史を全うできるよう、河川、水田、水路、ため池等を途切れなく結ぶ生態系ネットワークを保全する必要があります。また、農村の水辺環境を形成する水田や水路等の整備・更新の際には、生物多様性の保全に配慮することが重要です。

農林水産省では、農業農村整備事業の実施に関し、生態系ネットワーク保全等に配慮した調査計画、設計、施工、維持管理のための留意事項をまとめた技術指針等を作成するとともに、生態系に配慮した施設の整備・保全を地域住民の理解や参画を得ながら計画的に推進しています。



魚類の産卵場・避難場になるワンド工



水田を産卵場とする魚類の移動経路を確保する水田魚道

第3節 農業生産活動における環境負荷低減の促進

みどり戦略においては、農業生産活動における環境負荷低減の促進のため、化学肥料・化学農薬の使用低減や、有機農業の取組拡大を推進しています。

本節では、化学肥料・化学農薬の使用低減等に資する環境に優しい栽培技術を取り入れたグリーンな栽培体系への転換の取組や、有機農業の拡大に向けた取組状況について紹介します。

(1) 化学肥料・化学農薬の使用低減の推進

(化学肥料の使用低減に向けた取組を推進)

窒素やりんは、作物の生育に不可欠な栄養素であり、化学肥料にも含まれる一方、過剰施肥等の不適切な使用が行われた場合には、水圏の富栄養化や温室効果ガスの排出等の原因となることから、その資源を適切に利用しつつ、収支バランスを健全に保つことが重要です。

我が国は、主な化学肥料の原料である尿素、りん安、塩化加里のほぼ全量を海外に依存しており、食料安全保障の観点からも化学肥料使用量の更なる低減を図ることが必要となっています。

農林水産省では、みどりの食料システム法[1]に基づき化学肥料の使用量低減等に係る計画の認定を受けた生産者やその活動を支える事業者に対し、税制措置や融資の特例等の支援措置を講じているほか、有機物の施肥による土づくり、土壌診断や施肥設計に基づく適正施肥、局所施肥技術の導入等の取組を促進しています。このような取組により、令和4(2022)年の化学肥料使用量は、81万t(NPK総量[2]・生産数量ベース)で、基準年である平成28(2016)年比で約11%の低減となっています。

(化学農薬の使用による環境負荷の低減に向けた取組を推進)

環境負荷低減のためには、化学農薬を使用しない有機農業の拡大や、化学農薬のみに依存しない、病害虫等の予防・予察に重点を置いた総合防除等を推進し、化学農薬の使用低減を図ることも必要です。

令和5(2023)農薬年度[3]の化学農薬使用量(リスク換算)は、令和元(2019)農薬年度比で約15.0%の低減となりました。みどり戦略に位置付けられている令和12(2030)年目標を達成しているものの、リスクの低い農薬への切替などの取組の効果だけでなく、資材費上昇による農薬の買控え傾向も寄与したと考えられることから、引き続き対策を進めていく必要があります。

農林水産省では、みどりの食料システム法に基づき化学農薬の使用低減等に係る計画の認定を受けた生産者やその活動を支える事業者に対し、税制措置や融資の特例等の支援措置を講じているほか、化学農薬のみに依存せず、病害虫等の予防・予察に重点を置いた総

[1] 第5章第1節を参照
[2] 肥料の三大成分である窒素(N)、りん酸(P)、加里(K)の全体での出荷量のこと
[3] 農薬年度は、前年10月から当年9月までの期間

合防除等を推進するため、産地に適した技術の検証、栽培マニュアルの策定等の取組を支援しています。

(事例) 特産品であるピーマンにおける環境負荷低減の生産体制を実現(沖縄県)

(1) 安全・安心な「ぐしちゃんピーマン」の生産

沖縄県八重瀬町(やえせちょう)の沖縄県農業協同組合具志頭(ぐしかみ)支店野菜生産部会は、特産品である「ぐしちゃんピーマン」の生産に当たって、環境に優しい持続可能な生産体制を実現することで、「安全・安心」をキーワードに出荷量の拡大や若手農業者等の確保につなげています。



(2) 生産者全員がみどり認定へ

ぐしちゃんピーマンは同町具志頭(ぐしかみ)地区で生産される「ちぐさ」という品種のピーマンの商品名で、大玉肉厚でみずみずしく光沢があり、苦みが少なく食味が良いという優れた品種特性を持っていますが、品質と収量を共に向上させることが難しい品種です。

同部会では、地下ダム等からの十分な保水等に加え、土の太陽熱消毒や緑肥作物栽培による病原菌等の抑制、有機物入り肥料の施用と土壌分析に基づく肥料施用といった環境に配慮した独自の土づくりを行うことで、品質と生産量の向上に取り組んできました。また、農薬散布労力や資材費削減を目的にピーマンの害虫に対する天敵の導入にも取り組んでおり、令和5(2023)年8月には、同部会のピーマン専門部長が沖縄県内初となるみどり認定*1を取得し、その後、同部会員のみどり認定への切り替えが進んでいます。



ぐしちゃんピーマンの生産者
資料：沖縄県農業協同組合

(3) 地域で一体となった環境負荷低減の取組が若手農業者等の育成やGI登録にもつながる

同部会では、環境負荷低減の栽培技術の共有や講習会等にも取り組んでいます。このような取組が功を奏して、若手の新規就農者や後継者が育ち、生産者の平均年齢は40歳代となり、出荷量も増加する好循環が生まれています。また、令和6(2024)年1月には、さとうきび残さ等の地域資源を活かした土づくりなど、栽培の難しい品種の特性を最大限に引き出す独自の生産技術を確立することにより、差別化されたピーマンを生産し、地域農業を牽引(けんいん)していることが評価され、地理的表示(GI*2)に登録されました。同部会では、今後とも安全・安心なピーマンの生産と更なる認知向上による差別化・高付加価値化に取り組むこととしています。

＊1 第5章第1節を参照
＊2 Geographical Indicationの略

(グリーンな栽培体系への転換を推進)

化学肥料・化学農薬の使用低減、有機農業面積の拡大を推進するため、堆肥、緑肥等の活用、自動抑草ロボットによる雑草防除等の産地に適した環境に優しい栽培技術と省力化に資する技術を取り入れたグリーンな栽培体系への転換を図ることが求められています。

このため、農林水産省では、みどりの食料システム戦略推進交付金等により、化学肥料・化学農薬の使用低減、有機農業の推進、温室効果ガスの排出量削減等の環境負荷低減やこれに必要なスマート農業機械等の導入に取り組む水稲や野菜等の産地を創出することとしています。



鶏ふん堆肥の活用
資料：世羅町循環型農業推進協議会

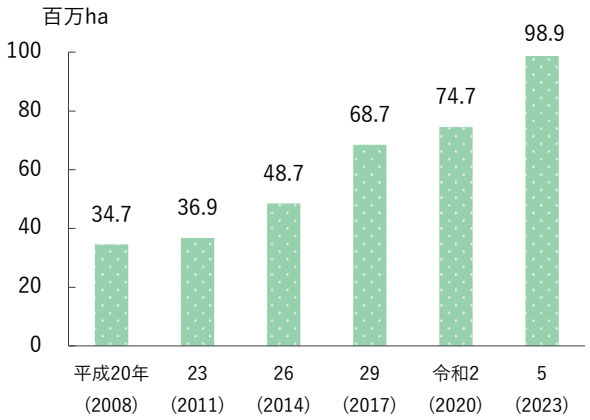
令和6(2024)年度においても、産地に新たに取り入れる技術の検証や、グリーンな栽培体系の実践に向けた栽培マニュアルの作成等を支援しました。

(2) 有機農業の推進

(世界の有機農業の取組面積は拡大傾向で推移)

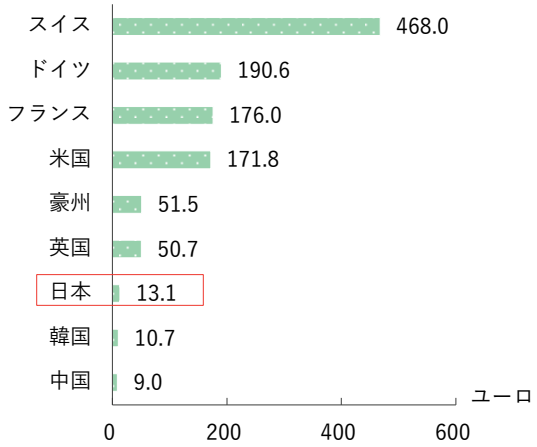
世界の有機農業の取組面積については、令和5(2023)年は9,887万haとなっており、過去15年間で約2.9倍に拡大しています(**図表5-3-1**)。また、国別の1人当たり年間有機食品消費額は、スイスを始め欧州諸国で高い傾向にあります(**図表5-3-2**)。一方、我が国は欧米諸国と比較して低位な水準にあり、生産、消費両面での取組が必要となっています。

図表5-3-1 世界の有機農業の取組面積



資料：Research Institute of Organic Agriculture(FiBL)「The Statistics.FiBL.org website」を基に農林水産省作成
注：参考文献一覧を参照

図表5-3-2 国別の1人当たり年間有機食品消費額



資料：Research Institute of Organic Agriculture(FiBL)「The Statistics.FiBL.org website」を基に農林水産省作成
注：1) 参考文献一覧を参照
2) 令和5(2023)年の数値

(我が国の有機農業の取組面積は拡大のペースが加速)

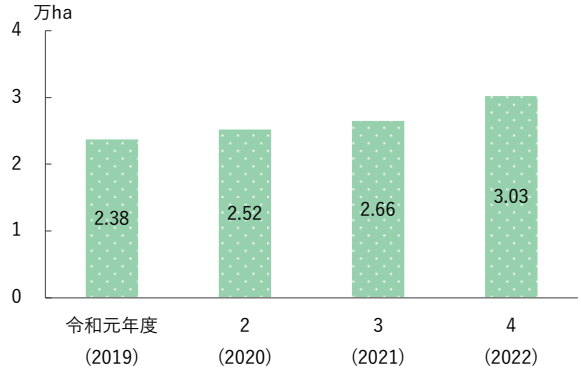
我が国では、「有機農業の推進に関する法律」(以下「有機農業推進法」という。)において、「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業と定義されています。

輸入依存度の高い化学肥料を使用しない有機農業は、生物多様性の保全や地球温暖化防止等に加えて、国際情勢に左右されにくい農業生産体制の確立に資するものとして、我が国でも推進されています。

我が国の有機農業の取組面積については、近年、漸増傾向でしたが、令和3(2021)年度のみどり戦略の策定等を受け、令和4(2022)年度は前年度に比べ3,700ha(14%)増加と大きく拡大して3万300haとなっており、その耕地面積に占める割合は0.7%となりました(**図表5-3-3**)。

農林水産省では、有機農業の拡大に向けた現場の取組を推進するため、地域ぐるみでの有機農業の取組や、広域的に有機農業の栽培技術を提供する民間団体の指導活動、農業者の技術習得支援等による人材育成、事業者と連携して行う需要喚起、有機加工食品原料の国産化等の取組を支援しています。

図表5-3-3　我が国の有機農業の取組面積



資料：農林水産省作成
注：有機JAS認証を取得している農地面積と、有機JAS認証を取得していないが有機農業が行われている農地面積との合計

(事例) 有機農産物の取組拡大を推進(熊本県)

(1) 全圃場で有機栽培及び特別栽培を実践中

熊本県上天草市(かみあまくさし)の農事組合法人大矢野有機農産物供給(おおやのゆうきのうさんぶつきょうきゅう)センターでは、全生産圃場(ほじょう)60haで有機栽培及び特別栽培(化学合成農薬・化学肥料5割削減)を実施しており、このうち8.6haで有機JASを取得しています。また、かんきつのほか9品目以上の露地野菜を特別栽培で生産するなど、環境保全型農業に取り組んでいます。



(2) 販路拡大に向けた品質向上のための取組や消費者との交流

販路を拡大していくため、同センターでは、生産者の有機JAS認証やGLOBALG.A.P.の認証取得に係る費用の助成を行っています。また、品質向上のため、生産者同士の目揃え会を実施し、糖度や酸の比率を測る光センサーを導入し、選果基準を統一しました。

大きな販売先である関東圏の生活協同組合と連携し、毎年会員向けに産地訪問会を実施すること等により、消費者との交流にも取り組んでいます。

(3) 後継者の育成と今後の展開

生産者の高齢化が進む中、後継者を確保し、育成していくことが課題です。新規就農を希望する者に対しては、経営スタイルを確立できるよう、同センターの職員として雇い、様々な品目の生産者の下で研修を受けられるような仕組みを構築しています。また、同センターは、集出荷が主な機能でしたが、農地を預けて生産を委託したいという高齢の生産者も出てきたことから、集出荷機能に加えて、生産機能を持つことを計画しており、ゆくゆくは自社農場を経営して生産基盤の安定につなげていく予定です。



かんきつの特別栽培に取り組む生産者
資料：大矢野有機農産物供給センター

(オーガニックビレッジの取組市町村が拡大)

市町村が主体となり、生産から消費まで一貫した取組により有機農業拡大に取り組むモデル産地である「オーガニックビレッジ」については、令和7(2025)年までに100市町村を創出することを目標としていましたが、同年3月末時点で目標を上回る131市町村において取組が開始されています。このうち京都府亀岡市(かめおかし)では、有機農業の取組拡大に向けて令和6(2024)年に「亀岡オーガニック農業スクール」を開校し、有機農業に関心を持つ農業者等に有機農業の経営や栽培技術の指導を行うなど、新たな担い手の確保を図る取組が進められています。

このほか、有機農業を活かして地域振興につなげている又はこれから取り組みたいと考える市町村や、都道府県、民間企業・民間団体の情報交換等の場を設けるための「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」を設置し、地方公共団体間での有機農業の取組推進に関する情報共有等を促進しています。



亀岡オーガニック農業スクールの圃場
資料：亀岡オーガニック農業スクール



亀岡オーガニック農業スクールの授業
資料：亀岡オーガニック農業スクール

オーガニックビレッジ
URL：https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/organic_village.html

(我が国の有機食品市場は拡大傾向で推移)

我が国の有機食品の市場規模は拡大傾向で推移しており、令和4(2022)年11月に実施した調査によると、令和4(2022)年の市場規模は2,240億円と推計されており、平成29(2017)年の1,850億円と比べ約20%増加しています。

有機農業推進法制定10周年となる平成28(2016)年に、12月8日が「有機農業の日」と制定されました。農林水産省では、「有機農業の日」に合わせて、令和6(2024)年10月に農林水産省ウェブサイトに特設ページを開設するとともに、同年11月中旬から12月中旬にかけて特別期間を設け、地方公共団体や事業者に取組の呼び掛けを行い、学校給食での有機農産物の利用や、店舗やECサイトでの有機食品の販売促進、有機農業関連のイベントといった取組が各地で実施されました。

また、国産の有機食品(こくさんゆうき)の需要喚起に向け、事業者と連携して取り組むためのプラットフォームである「国産有機サポーターズ」を立ち上げており、令和7(2025)年3月末時点で112社が参画しています。令和6(2024)年度は、国産有機サポーターズの事業者による「有機

農業の日」特別期間中の販売促進や、NIPPON FOOD SHIFT FES.等のイベントにおけるマルシェの出店を通じ、消費者に対する有機食品の理解促進の取組を進めました。

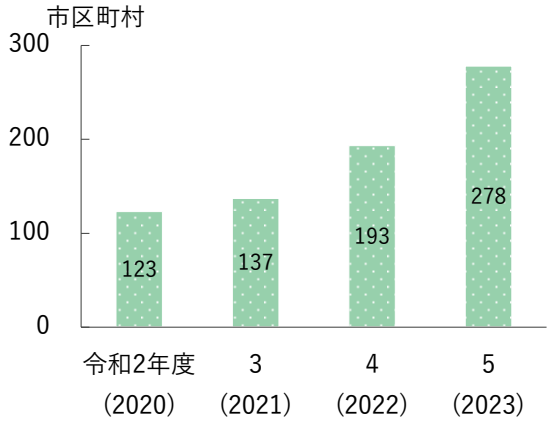
さらに、グリーン購入法[1]に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和7(2025)年1月閣議決定)において、食堂での有機農産物等の取扱いについて従来の配慮することが望ましい事項から、より積極的な活用を促す基準[2]に改定されたことを受け、国等の食堂における有機農産物等の導入を推進しています。

このほか、令和5(2023)年4月に、生産・加工・流通等の事業者で構成される一般社団法人日本有機加工食品コンソーシアムが設立され、有機加工食品(パン等)の更なる生産拡大に取り組むとともに、産地・実需間の需給調整の仕組みや国産有機原料の活用を発信する取組を試行的に導入するなど、国産有機農産物等に関わる新たな市場の創出に向けた取組も広がりを見せています。令和6(2024)年度は、有機野菜や有機米粉を活用した加工食品の商品開発を進めるとともに、加工食品原料としての活用が進まないとされている転換期間中有機農産物の活用促進に向けたキャンペーンを実施する等の取組を行っています。

(学校給食での有機農産物の活用の広がり)

学校給食における有機農産物等の活用も広がりを見せ、令和5(2023)年度で278市区町村が学校給食で有機食品を利用しており、令和4(2022)年度から85市区町村増加しています(**図表5-3-4**)。

図表5-3-4 学校給食で有機食品を利用している市区町村数
(令和2(2020)～5(2023)年度)

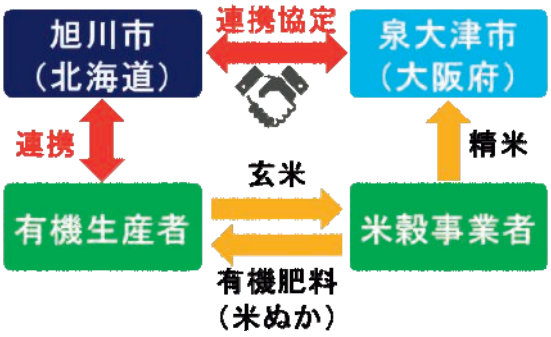


資料:農林水産省作成

オーガニックビレッジの取組においては、北海道旭川市が、大阪府泉大津市と農業分野での連携に関する協定を締結し、令和6(2024)年度に旭川市で生産された有機米が泉大津市に提供されました。

さらに、令和6(2024)年12月8日の「有機農業の日」に合わせ、東京都内の一部区立小中学校において、富山県南砺市や千葉県木更津市、宮崎県高鍋町で生産された有機農産物を使った「オーガニックビレッジ連携給食」が提供されるとともに、小学生に対し、有機農業の意義や食に対する意識を高める食農教育が実施されました。このように、全国各地において、産地と消費地が連携した有機農業の推進の取組が行われています。

[1] トピックス2を参照
[2] 調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達を推進していく基準



旭川市と泉大津市の連携の概要



オーガニックビレッジ連携給食
資料：東京都内の一部区立小中学校

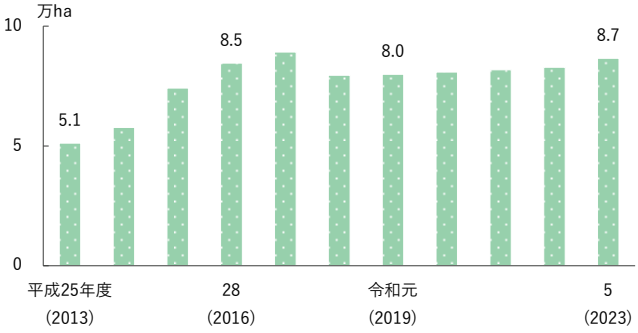
(3) 環境保全型農業直接支払制度の推進

(環境保全型農業直接支払制度の実施面積は前年度に比べ増加)

化学肥料・化学農薬の使用を原則5割以上低減する取組と併せて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に対しては、環境保全型農業直接支払制度による支援を行っています。

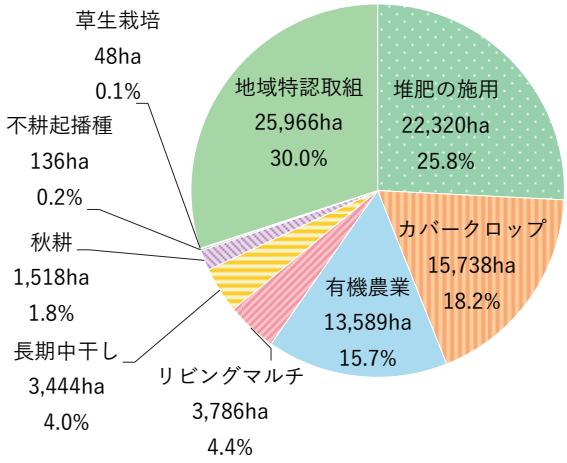
令和5(2023)年度の実施面積は、前年度に比べ約4千ha増加し8万7千haとなりました(**図表5-3-5**)。また、支援対象取組別に見ると、全国共通の取組では、「堆肥の施用」が25.8%で最も多く、次いで「カバークロップ[1]」、「有機農業」の順となっています(**図表5-3-6**)。

図表5-3-5 環境保全型農業直接支払制度の実施面積



資料：農林水産省作成
注：平成27(2015)～29(2017)年度については、「複数取組(同一圃場における一年間に複数回の取組)」支援の数値を含む。

図表5-3-6 環境保全型農業直接支払制度の支援対象取組別の実施面積



資料：農林水産省作成
注：令和6(2024)年8月末時点の数値

(環境保全型農業直接支払制度の評価)

環境保全型農業直接支払制度については、平成27(2015)年度から、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として実施されており、実施期間は5年間で、令和2(2020)年度から第2期が開始されています。

令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの施策の実施状況や評価について、令和

[1] 土壌侵食の防止や有機物の供給等を目的として、主作物の休閑期等に栽培される作物

6(2024)年8月に「環境保全型農業直接支払交付金最終評価」として公表しました。この中で、有機農業、カバークロップ等による地球温暖化防止効果について評価したところ、温室効果ガス削減量の合計は、年間で約17万t-CO_2となりました(**図表5-3-7**)。これはスギ林193km^{2}が1年間に吸収する量に相当します。また、生物多様性保全の効果については、「有機農業」、「IPM[1]」、「冬期湛水管理」を対象に、指標生物スコアに基づく総合評価を行った結果、水稲では、どの取組も慣行栽培に比べ、生物多様性が向上していました(**図表5-3-8**)。

令和7(2025)年度から新たに始まる第3期では、有機農業の支援単価を引き上げるとともに、地域特認取組のうち全国的に拡大が見込める取組について、一層の推進を図る観点から全国共通取組へ移行することとしています。また、水田からのメタン排出が不必要に増えないよう、堆肥の投入量の見直しや、堆肥や緑肥等の取組の際に、長期中干しや秋耕等のメタン排出削減対策を併せて実施することとしています。

さらに、みどり戦略の目標の実現に向けて、令和9(2027)年度を目途に、更なる制度の見直しを検討することとしています。

図表5-3-7 環境保全型農業直接支払制度の取組による地球温暖化防止効果の調査結果

対象取組の種類		調査件数	単位当たり温室効果ガス削減量 (t-CO_2/ha/年)	令和5(2023)年度実施面積 (ha)	温室効果ガス削減量 (t-CO_2/年)
全国共通取組	有機農業	237	1.04	13,589	14,133
	堆肥の施用	182	2.42	22,320	54,014
	カバークロップ	167	2.14	15,738	33,679
	リビングマルチ	19	1.45	3,786	5,490
	草生栽培	15	1.22	48	59
	不耕起播種	7	1.80	136	245
	長期中干し	21	3.33	3,444	11,453
	秋耕	22	8.99	1,518	13,640
地域特認取組	敷草用半自然草地の育成管理(長崎県)	1	1.33	1	2
	交信攪乱剤＋雑草草生栽培(山梨県)	3	2.52	46	116
	炭の投入(山形県、山梨県、新潟県、福井県、滋賀県、京都府)	19	1.31	316	414
	緩効性＋省耕起(滋賀県)	3	緩効性 0.5 省耕起 0.19	14	7 1
	緩効性＋長期中干し(滋賀県)	6	1.26	4,935	6,218
	IPM＋長期中干し(岩手県、石川県、滋賀県)	14	1.53	6,486	9,947
	IPM＋秋耕(青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、福井県)	25	6.87	3,003	20,631
合計温室効果ガス削減量		−	−	−	170,048

資料：農林水産省作成

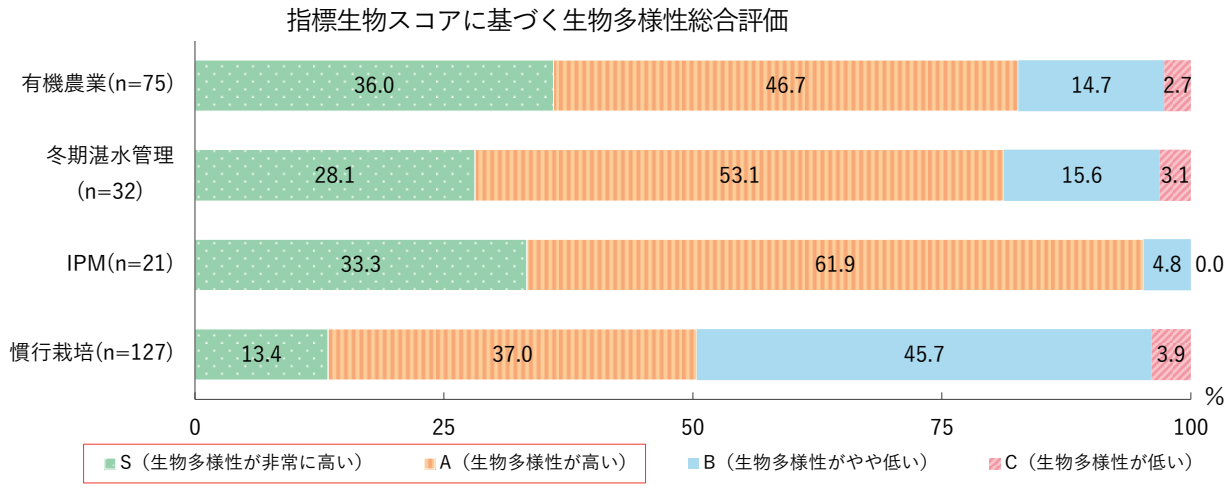
注：1) 令和6(2024)年8月末時点の数値

2) 表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計は一致しない。

3) 「長期中干し」及び「秋耕」の取組は、地域ごとの削減量を面積で割り戻した値

[1] Integrated Pest Managementの略で、総合防除のこと

図表5-3-8 環境保全型農業直接支払制度の取組による生物多様性保全効果の調査結果



資料：農林水産省作成
注：令和6(2024)年8月末時点の数値

(4) 土づくりや廃プラスチック対策の推進

(堆肥等の活用による土づくりを推進)

農地土壌は農業生産の基盤であり、農業生産の持続的な維持向上に向けて、土壌の物理性や化学性、生物性を堆肥や緑肥作物といった有機物の施用等により改善し、生産力を高める「土づくり」に取り組むことが必要です。

土づくりにおいて重要な資材である堆肥の施用量は、農業者の高齢化の進行や省力化の流れの中で、水田では長期的に減少を続け、近年は横ばい傾向で推移しています。

農林水産省では、農業現場での土づくりを推進するため、土壌診断とその結果を踏まえた堆肥等の施用を支援しています。また、土壌診断における簡便な処方箋サービスの創出を目指し、AIを活用した土壌診断技術の開発を推進しています。さらに、土づくりに有効な堆肥の施用を推進するとともに、好気性強制発酵[1]による堆肥の高品質化やペレット化による広域流通等の取組を推進しています。

(農業由来の廃プラスチックの適正処理対策を推進)

農業及び畜産業の生産現場では、農業用ハウスやマルチ等のプラスチック資材が使用されていることから、環境への負荷を低減するため、排出抑制や、使用後に適切に回収し、リサイクル等の適正処理を進めることが重要です。また、作物収穫後に土壌中にすき込むことで、土壌中の微生物の働きにより水と二酸化炭素に分解され、使用後の廃プラスチック処理が不要となる生分解性マルチへの転換を図ることも重要です。プラスチックを使用した被覆肥料は、水田に散布すると作物の生育に応じて徐々に肥料成分が溶け出すことから、肥料の投入量低減や、農作業の省力化につながる一方、使用後の被膜殻が圃場から海洋に流出することによる環境への影響が懸念されています。

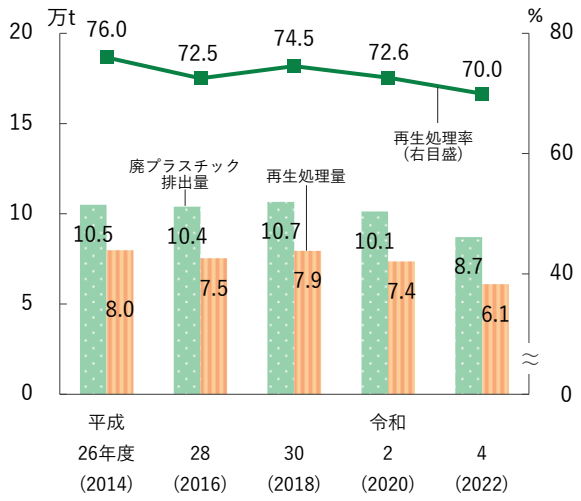
農業分野の廃プラスチックの再生処理(焼却に伴い発生する熱エネルギーの回収を含

[1] 撹拌装置等を用いて強制的に酸素を供給し、堆肥を発酵させる方法

む。)の割合は70%台で推移しており、令和4(2022)年度では70.0%となっています(**図表5-3-9**)。また、農業用生分解性資材普及会の調査によると、生分解性マルチの年間利用量(樹脂の出荷量)は年々増加傾向で推移しており、令和5(2023)年度は3,657tとなっています(**図表5-3-10**)。

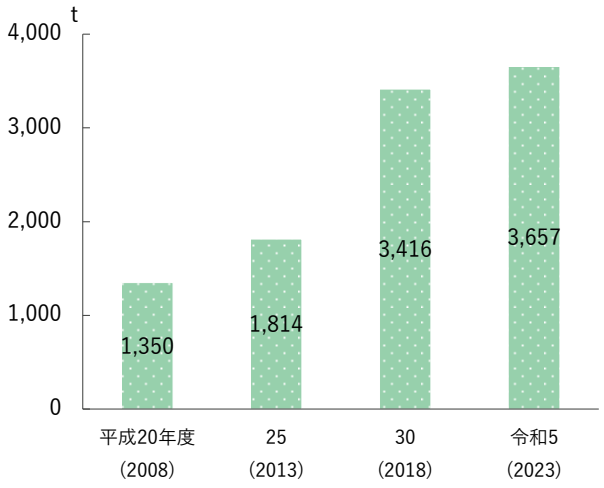
農林水産省では、生分解性マルチへの転換に向けた取組のほか、農業用ハウスの被覆資材やマルチといった農業由来の廃プラスチックの適正処理対策を推進していくこととしています。また、プラスチックを使用した被覆肥料については、圃場からの被膜殻の流出実態の調査を行い、その結果を公表するとともに、被膜殻の流出防止技術やプラスチックを使用しない代替肥料等に関する実証等の取組を支援し、これらの技術の普及を推進しています。

図表5-3-9　農業分野の廃プラスチック排出量に対する再生処理の割合



資料：農林水産省「園芸用施設の設置等の状況」を基に作成

図表5-3-10　生分解性マルチの年間利用量(樹脂の出荷量)



資料：農業用生分解性資材普及会「生分解性マルチの利用状況　樹脂の出荷量調査結果」を基に農林水産省作成
注：1) 令和6(2024)年8月末時点の数値
2) 各年度は、当該年6月～翌年5月

第4節　食品産業の環境負荷低減と消費者の理解醸成の促進

持続可能な食料システムの構築のため、食料システムをつなぐ食品産業においても、持続可能な方法で生産された原材料を使用し、食品ロスを削減するなど、環境や人権に配慮した持続可能な産業に移行することが求められています。また、このような取組の重要性について消費者の理解を深め、環境や持続可能性に配慮した消費行動への変化を促していくことも重要です。

本節では、食品産業の環境負荷低減に向けた取組や、消費者への理解醸成を図る取組について紹介します。

(1) 持続可能な食品産業への転換

(食品産業による持続可能性に配慮した取組を促進)

農業・食品産業については、温室効果ガスの排出削減や水質汚濁防止を始め、一層環境と調和のとれたものや、人権に配慮した調達・生産・加工・流通に転換していく方向が国際的にも主流化しています。また、環境に限らず農林水産物の生産現場における強制労働や児童労働といった人権への配慮等を求める声も高まりつつあり、EUでは、環境や人権に関する取組状況の開示やデューディリジェンスを求める指令が発効され、EUで企業活動を展開する日系企業も条件を満たせば同指令の適用対象となります。

このような中、持続可能な食料システムの構築のため、食料システムをつなぐ食品産業においても、持続可能な方法で生産された原材料を使用し、食品ロスを削減する取組を始めとして、環境や人権に配慮した持続可能な食品産業に転換することが求められています。

農林水産省では、食品産業の持続可能性の向上に向けて、国産原材料の利用促進、環境や人権に配慮した原材料調達等を支援することとしています。また、農林水産物を活用する新たなビジネス創出の仕組みの構築等により、地域の食品産業の関係者が連携して行う取組を支援することとしています。

（コラム）進みつつある誰もが利用しやすい飲食店の環境づくり

令和6(2024)年4月に改正障害者差別解消法*が施行され、障害のある人からの申出に応じて「合理的配慮の提供」を行うことが求められるようになりました。これを受け、外食産業においても、高齢者や障害者等が手軽に飲食店を利用できる環境づくり(インクルーシブ対応)が進むことが期待されます。

岐阜県岐阜市の病院が運営するカフェでは、嚥下障害(食べ物や飲み物がうまく飲み込めない状態)がある人も一緒に食事ができるメニューとして、嚥下調整食が提供されています。とろみをつけて飲み込みやすくする飲み物や、細かく切り分けて口腔内で簡単にすりつぶすことができる料理・デザート等が提供されているほか、すくいやすいスプーンを常備するなど、必要に応じて食べやすく、持ちやすい食器の提供も行われています。

同店では、地域の飲食店等に嚥下調整食を広める活動や介護予防教室、地域の大学等とのマルシェの共催といった地域に根ざしたコミュニケーション活動を展開しており、今後、同市内の複数の飲食店のほか、他業種とも連携し、嚥下調整食の開発と普及を目指しています。

＊ 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」



カフェで提供されている嚥下調整食



店内の様子

資料：医療法人社団登豊会　近石病院

(持続可能性に配慮した輸入原材料調達を促進)

世界的なSDGsの取組が加速し、輸入原材料に係る持続可能な国際認証等が欧米の食品企業を中心に拡大する中で、食品企業が原材料を調達する際には、生産現場の環境・人権に配慮することが世界的に必要とされています。

国内においては、上場食品企業のうち「持続可能性に配慮した輸入原材料調達」に関する取組を実施している企業の割合は、令和5(2023)年は41.6%となっています。

食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料の調達については、短期的には直接的な売上向上につながりにくく、コスト増加等の企業負担が増えるなどの課題が見られることから、農林水産省では、食品企業が持続可能性に配慮した原材料調達に取り組むための入門書や、食品企業による人権尊重の取組を支援するための手引き等を作成しているほか、セミナーの実施や優良事例の横展開の促進等による業界支援、消費者理解の促進を図っています。

(2) ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立

(品質・鮮度保持のための包装資材・保管技術の開発を促進)

青果物や食品の品質や鮮度を保持するためには、収穫後、集出荷・貯蔵、輸送を経て、消費者に届くまでの各段階において、温度や水分、ガスの管理、そして、輸送時の傷み防止のための振動や衝撃の緩和が重要になります。青果物の予冷や低温物流、水分の調節や熟成・劣化を抑える資材、輸送時の傷みを防止するための振動や衝撃を緩和する包装資材

や保管技術等の品質や鮮度保持のための開発が進んでいます。

このような品質・鮮度保持の取組が進むことで、これまで輸送が難しかった、海外への展開も進んでいます。



衝撃を緩和したいちごの包材

資料：大石産業株式会社

(農業・食品産業分野におけるプラスチックごみ問題への対応を推進)

近年、国内外でプラスチックの持続的な利用が課題となっている中、農業・食品産業分野においても、多くのプラスチック製品を活用していることから、プラスチックごみ問題に積極的に対応していく必要があります。

農林水産省では、令和4(2022)年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法[1]等に基づき、農業・食品産業分野における各企業・団体の自主的な取組を促進するとともに、それらの取組の発信を通じて国民一人一人の意識を高めていくこととしています。



プラスチックごみ対策のため紙包材を採用した製品

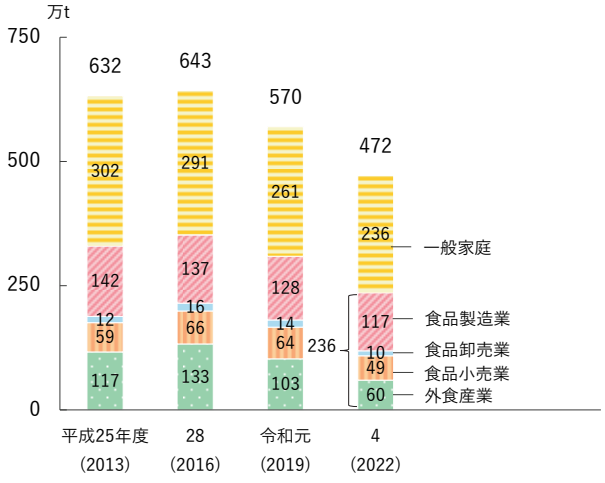
資料：株式会社ブルボン

(3) 食品ロスの削減、リサイクルの推進

(国内では食品ロスの発生量は減少傾向)

我が国の食品ロスの発生量については、令和4(2022)年度は前年度に比べ51万t減少し、過去最少の472万tと推計されています(**図表5-4-1**)。このうち、食品産業における発生(事業系食品ロス)は前年度に比べ43万t減少し236万tとなり、平成12(2000)年度比で令和12(2030)年度までに半減させる目標を達成しました。その要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響による市場の縮小等の影響があるものの、納品期限の緩和や賞味期限表示の大括り化といった商慣習の見直し等のサプライチェーン全体で連携した取組や、小売店舗が消費者に対して、商品棚の手前にある商品を選ぶ「てまえどり」の促進等の消費者への呼び掛けといった食品企業の努力が相当程度貢献していると考えら

図表5-4-1 食品ロスの発生量と発生場所(推計)



資料：農林水産省作成

注：事業系食品ロスの発生量は、食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業の合計

[1] 正式名称は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」

れます。一般家庭における発生(家庭系食品ロス)は前年度に比べ8万t減少し236万tとなっています。世界では、UNEP[1]（国連環境計画)が令和4(2022)年に調査した報告書によると家庭レベルで1日当たり10億食を廃棄していると推計されています。

(食品リサイクル法に基づく新たな基本方針を策定)

平成12(2000)年度比で令和12(2030)年度までに60%削減とする新たな事業系食品ロスの削減目標や、国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者等の様々な事業者が連携してサプライチェーン全体で発生抑制やリサイクルの取組を更に拡大する方策を定めた、食品リサイクル法[2]に基づく新たな基本方針の策定を令和7(2025)年3月に行いました。

(事業系食品ロスの削減に向け、納品期限緩和等の商慣習の見直しを推進)

農林水産省では、新たな事業系食品ロスの削減目標達成に向けて、引き続き事業系食品ロスの削減に向けた取組を推進しています。

令和6(2024)年度においては、同年6月に、関係府省庁において、「食品ロス削減」や「食品寄附促進」に加え、「食品アクセスの確保」に向けた取組を、関係府省庁や地方公共団体が一体的に取り組めるように、3つの施策を包括する概念を「食の環(わ)」と呼ぶことについて申合せをし、共通のロゴマークを使用して、ワンボイスで発信していくこととしました。また、毎年10月30日を「全国一斉商慣習見直しの日[3]」と定め、食品小売事業者が賞味期間の3分の1を経過した商品の納品を受け付けない「3分の1ルール」の緩和や、食品製造事業者における賞味期限表示の大括り化(年月表示、日まとめ表示)の取組を呼び掛けました。納品期限の緩和に取り組む事業者は、同年10月時点で339事業者に拡大しています。



「食の環(わ)」プロジェクト
ロゴマーク

また、行政・食品業界・消費者で協調して食品ロス削減の取組を更に推進することを目的に設置した「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」を同年4月、11月及び令和7(2025)年3月に開催し、政府における施策の検討状況のほか、食品企業の取組として、食品寄附に係る税務上の取扱いや食品ロス削減等の取組に係る情報開示の事例、外食における食べ残しの持ち帰り促進に向けた取組等について情報共有等を図りました。



食品ロス削減月間を
呼び掛けるポスター

食品企業における未利用食品のフードバンク等への寄附促進につながる供給体制の構築に向けた検討・実証の推進のほか、食品ロス削減効果が更に期待される取組として、AI等を活用した需要予測の高度化や、外食産業における食べ残しの発生抑制に向けた実証等に対する支援を行っています。

---

[1] United Nations Environment Programmeの略
[2] 正式名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」
[3] 令和元(2019)年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」において、10月が「食品ロス削減月間」、10月30日が「食品ロス削減の日」と定められている。

消費者への啓発については、食品ロス削減推進アンバサダーを起用した啓発ポスターの作成のほか、同年10月の食品ロス削減月間において「てまえどり」や、食べきりの推進について、消費者啓発に取り組む55の小売・外食事業者及び43の地方公共団体とともに呼び掛けを行っています。

さらに、国の災害用備蓄食品について、食品ロス削減や生活困窮者支援等の観点から有効に活用するため、農林水産省では「国の災害用備蓄食品の提供ポータルサイト」を設置し、災害用備蓄食品の更新により役割を終えたものについて、原則としてフードバンク団体等に提供しています。

(食品リサイクルの取組を推進)

農林水産省では環境省とともに、2050年ネット・ゼロ[1]の実現に向けて、CO_2排出量削減の観点から、食品の売れ残りや食べ残しのほか、食品の製造過程において発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品リサイクルの取組を促進しています。

(コラム) 食品廃棄物の発生抑制、リサイクルの取組が拡大

(1) 製造過程で発生する未利用資源の有効活用による食品廃棄物の発生抑制

埼玉県さいたま市のコープデリ生活協同組合連合会では、東京都調布市のデリア食品株式会社と共同で、パッケージサラダの製造過程で発生するキャベツの芯を活用したスープ等を開発しました。キャベツの芯は、キャベツ全体の重量の10%を占め、その有効活用が課題になっていました。キャベツの芯には、葉の部分に比べ甘み成分や繊維質が多く含まれており、加熱によって甘みが引き出されることから、スープのような加熱調理する製法の商品に適しており、素材の特性を生かし、資源を有効活用する取組につなげています。

(2) 家庭から発生する食品残さを肥料や飼料としてリサイクル

長崎県諫早市の長崎県立諫早農業高等学校では、家庭から発生する食品残さから作られた肥料を、栽培試験等を通じて、化成肥料と同等の収量が得られることを明らかにし、家庭から発生する食品廃棄物の有効活用につなげています。同校では、市民講座での研修会や地域のこども園等での食育教室を実施するなど、生産された肥料を地域内外の生産者等への普及を進めています。また、この取組は令和5(2023)年度に実施された第11回「食品産業もったいない大賞」において農林水産大臣賞を受賞しています。

食品廃棄物の発生抑制やリサイクルを通じて、新たな商品やサービスの展開が広がっています。





キャベツの芯を活用したスープ
資料：コープデリ生活協同組合連合会



諫早農業高校で生産された肥料を利用する生産者
資料：長崎県立諫早農業高等学校

[1] 第5章第2節を参照

(4) 消費者の環境や持続可能性への理解醸成

(サステナビリティやフェアトレードの認知度は向上)

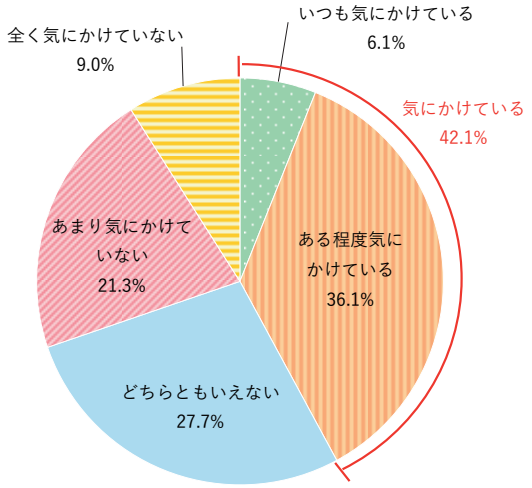
農産物の購入時に、環境に配慮した方法で栽培された農産物かどうか気にかけるかについて、公庫が令和7(2025)年1月に実施した調査によると、42.1%の人が「気にかけている」と回答しました(**図表5-4-2**)。

サステナビリティ、フェアトレード、エシカル消費[1](倫理的消費)といった言葉の認知度については、令和6(2024)年度は令和元(2019)年度と比較して約2～4倍に高まってきています(**図表5-4-3**)。

また、公庫が令和7(2025)年1月に実施した調査によると、環境に配慮した方法で栽培された農産物の購入における価格許容度については、「割高でも環境に配慮した農産物を選ぶ」としている人が約6割になっています(**図表5-4-4**)。

近年では、産地と事業者が連携して、不揃いになった規格外農産物等を実店舗やECサイトで販売する取組も見られます。

図表5-4-2 環境に配慮した方法で栽培された農産物への意識

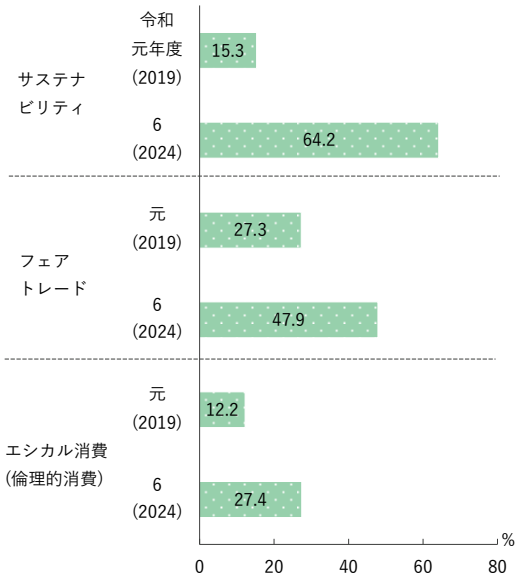


資料：株式会社日本政策金融公庫「消費者動向調査(令和7年1月)」を基に農林水産省作成
注：1) 回答総数は2千人
2) 「いつも気にかけている」、「ある程度気にかけている」の合計を「気にかけている」としている。

将来にわたって持続可能なフードチェーンを維持していくためには、消費者が取り組むことができる行動や、持続可能性に配慮した食料生産はコストを要することを事業者が正しく消費者に伝達することを通じ、消費者の理解を醸成しながら、行動変容を促していくことが必要となっています。

[1] 地域の活性化や雇用等も含む、人や社会、地域、環境に配慮した消費行動

図表5-4-3 エシカル消費に関連する言葉の認知度

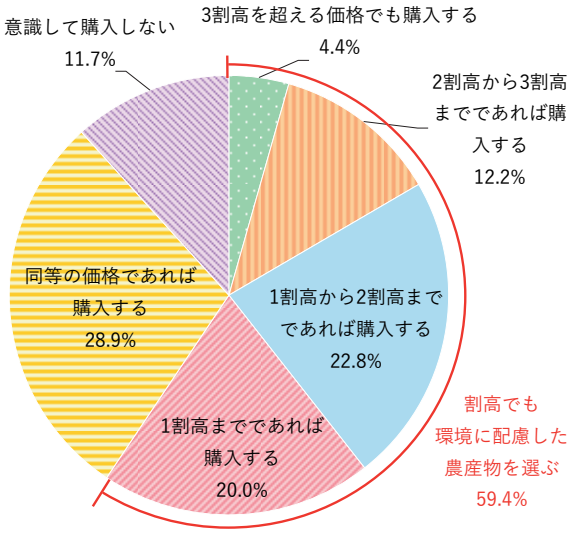


資料：消費者庁「令和6年度消費生活意識調査(第3回)」、「令和元年度エシカル消費に関する消費者意識調査報告書」を基に農林水産省作成

注：1)「令和6年度消費生活意識調査(第3回)」は、令和6(2024)年10月に実施した調査で、回答総数は5千人。「言葉と内容の両方を知っている」又は「言葉は知っているが内容は知らない」と回答した者の割合

2)「令和元年度エシカル消費に関する消費者意識調査報告書」は、令和2(2020)年2月に実施した調査で、回答総数は2,803人(複数回答)

図表5-4-4 環境に配慮した方法で栽培された農産物の購入における価格許容度



資料：株式会社日本政策金融公庫「消費者動向調査(令和7年1月)」を基に農林水産省作成

注：1) 回答総数は2千人

2)「3割高を超える価格でも購入する」、「2割高から3割高までであれば購入する」、「1割高から2割高までであれば購入する」、「1割高までであれば購入する」の合計を「割高でも環境に配慮した農産物を選ぶ」としている。

(食と農林水産業のサステナビリティを考える取組を推進)

みどり戦略の実現に向け、農林水産省、消費者庁、環境省の連携により、企業・団体が一体となって持続可能な生産・消費を促進する「あふの環(わ)2030プロジェクト~食と農林水産業のサステナビリティを考える~」を推進しており、令和7(2025)年3月末時点で農業者や食品製造事業者等210社・団体等が参画しています。

同プロジェクトでは、食と農林水産業のサステナビリティについて知ってもらうため、「サステナブルが“推し”になる」をテーマに「サステナウィーク2024」を開催し、環境に配慮した農産物の販売や、その消費に資する情報の発信を集中的に行いました。また、サステナブルな取組についての動画作品を表彰する「サステナアワード2024」を実施したほか、消費者庁・農林水産省の共催で日経(にっけい)SDGsフォーラム消費者共創(しょうひしゃきょうそう)シンポジウムを開催すること等により、持続可能な消費を推進しています。

あふの環2030プロジェクト

URL:https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/being_sustainable/sustainable2030.html



サステナアワード2024 農林水産大臣賞受賞作品

第５節　多面的機能の発揮

多面的機能は、農村で継続的に農業生産活動が適切に行わることにより発揮され、国民生活と国民経済の安定に重要な役割を果たしています。一方、農村では人口減少や高齢化が進行する中、地域の共同活動や農業生産活動等の継続が困難となり、多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。このため、多面的機能が適切に発揮されるよう、地域の共同活動や農業生産活動の継続等を図るとともに、多面的機能の意義について国民理解を醸成し、農業政策の推進に理解・協力を得ることが重要です。

また、農業は環境に負の影響を与え、持続可能性を損なう側面もあることから、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組等[1]を進めながら、多面的機能を将来にわたって、適切かつ、十分に発揮させることが必要です。

本節では、多面的機能の発揮を促進する取組について紹介します。

(1) 農業・農村の多面的機能

(農業・農村には多面的機能が存在)

国土の保全、水源の涵養(かんよう)、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承、癒しや安らぎをもたらす機能等の農村で農業生産活動が行われることにより生まれる食料を供給する機能以外の様々な機能を「農業・農村の多面的機能」と言います(**図表5-5-1**)。

図表5-5-1　農業・農村の多面的機能



資料：農林水産省作成

注：農業・農村の多面的機能には、このほか、癒しや安らぎをもたらす機能、有機性廃棄物を分解する機能、地域社会を振興する機能、体験学習と教育の場としての機能等がある。

[1] 第5章第2節、第5章第3節を参照

（コラム）農業の多面的機能は、医療や介護にもプラスの働き

農業・農村の有する多面的機能については、平成13(2001)年に日本学術会議の答申において、定量化が可能な物理的な機能を中心に、貨幣評価額の算定が盛り込まれました。また、自然環境の保全や文化の伝承等の貨幣評価が行われなかった機能についてもその果たす役割は重要であるため、農林水産省では、多面的機能の評価に関する調査、研究を進め、更なる知見の蓄積に努めています。

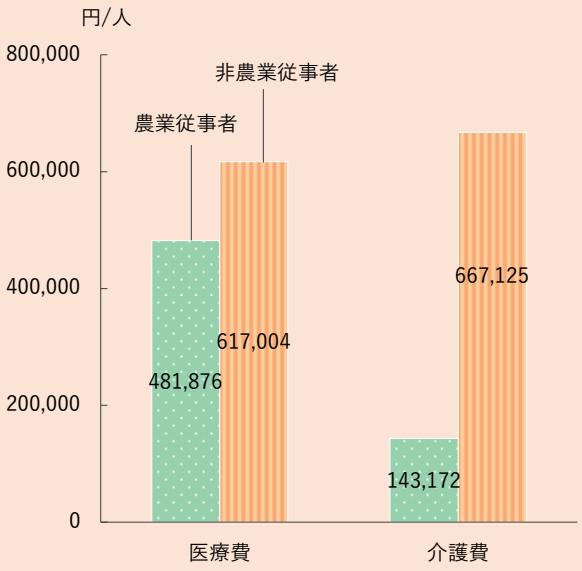
この一環で、農業の多面的機能のうち医療関係の効果を把握するための試行的な調査として、令和2(2020)～3(2021)年度にかけて茨城県城里町（しろさとまち）在住の後期高齢者(75歳以上)を対象にアンケート調査を実施し、農業従事者と非農業従事者の医療費・介護費についての比較・分析を行いました。

その結果、後期高齢者のうち農業従事者は、非農業従事者に比べ、医療費・介護費ともに低い傾向となりました(**図表1**)。

また、医療費と介護費の合計の階層分布を見ると、農業従事者は低額の階層分布が多く、非農業従事者は高額の階層分布が多くなる傾向となりました(**図表2**)。

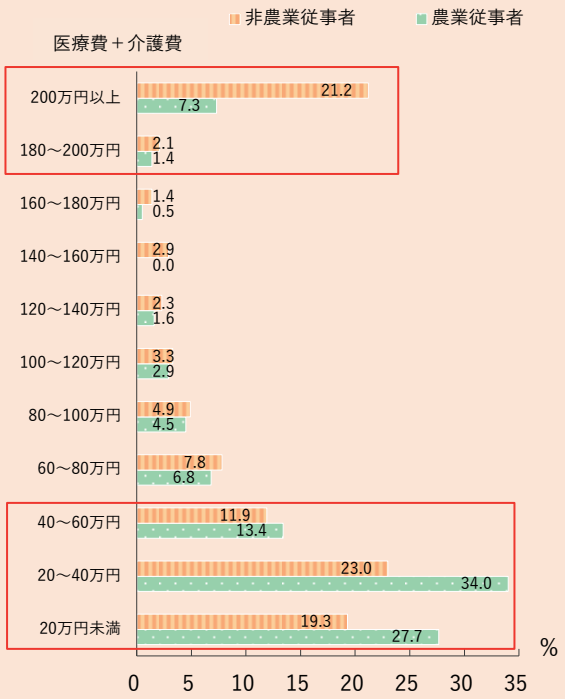
このことから、農業が医療、介護に正の効果を及ぼしていることがうかがわれます。このような多面的機能の効果について広く周知し、多面的機能に対する国民の理解を更に促進していくことが重要です。

図表1 農業従事者･非農業従事者の医療費・介護費の平均値



資料：農林水産省作成
注：令和2(2020)年度に実施した調査で、有効回答数は1,172人

図表2 医療費と介護費の合計の階層別分布



資料：農林水産省作成
注：令和2(2020)年度に実施した調査で、有効回答数は1,172人

(多面的機能の維持・発揮のためには地域が一体となった共同活動が重要)

多面的機能は、農村の住民だけでなく国民の大切な財産です。これを維持・発揮させるためには、継続した農業生産活動を行えるよう、農地や水路、農道の保全管理等の農地を良好に管理する共同活動が重要です。

農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、日本型直接支払制度が実施されています。同制度は、多面的機能支

払制度[1]、中山間地域等直接支払制度[2]、環境保全型農業直接支払制度[3]の三つから構成されています。

(事例) 農業用ため池の保全及び多面的機能の発揮促進に向けた取組を推進(兵庫県)

(1) 農業用ため池の適正な管理に向け、新たな支援組織を設置

兵庫県は、令和5(2023)年12月末時点において全国で最多となる約2万2千か所の農業用ため池を有していますが、近年は農業従事者の減少や高齢化等に伴い、農業用ため池の適正な管理が困難になりつつあります。

このような状況を踏まえ、兵庫県土地改良事業団体連合会は、全国に先駆けて、平成28(2016)年度に同県内でも特に農業用ため池の多い淡路島を対象とした「淡路島ため池保全サポートセンター」を、平成30(2018)年度に淡路島以外の同県内全域を対象とした「兵庫ため池保全サポートセンター」を立ち上げ、行政機関や農業用ため池管理者等と連携し、様々な取組を行っています。

(2) 農業用ため池の保全及び多面的機能の発揮の促進に向けた取組

両センターでは、農業用ため池の巡回点検、農業用ため池管理者への指導・助言、かいぼり*活動の支援、小学生を対象とした農業用ため池の役割や水辺の生き物等に関する出前授業等の農業用ため池の保全及び多面的機能の発揮に向けた様々な取組が行われています。

農業用ため池管理者に対しては、老朽化の進行等により、監視が必要な農業用ため池を対象とした巡回点検を実施しながら、適正に管理できるように指導・助言しています。また、これらの活動に合わせて、水需要が少なくなる台風シーズンに農業用ため池の水位を下げ、雨水を貯留する容量を確保し、下流へのピーク流出量を減らすよう、農業用ため池管理者に協力を依頼し、洪水調節機能の発揮の促進につなげています。

かいぼり活動の際には、農業用ため池の生き物調査や外来種の駆除、清掃活動を実施し、生態系や農村環境の保全に貢献しています。活動には農業者だけでなく、地域住民、漁業者、企業、大学生等が参加しており、地域における農業用ため池が有する多面的機能への理解が広まりつつあります。

(3) 今後もより一層取組を強化

同連合会では、引き続き関係機関と連携を図りつつ、食料の安定供給や水辺環境の保全等に向け、次世代の若者等の多様な主体の参画を促して活動を推進していく意向です。また、全国各地で洪水被害が頻発している近年の状況を踏まえ、農業用ため池の洪水調節機能の発揮の更なる促進による治水対策等の取組を強化していくこととしています。

＊ ため池の水を抜き、施設を点検するとともに底に堆積した土砂等を取り除く作業





サポートセンターによる指導・助言の様子
資料：兵庫県土地改良事業団体連合会



かいぼり活動の様子
資料：兵庫県土地改良事業団体連合会

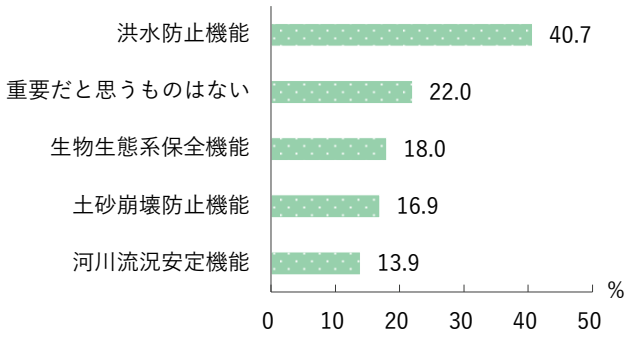
[1] 第6章第3節を参照
[2] 第6章第6節を参照
[3] 第5章第3節を参照

(2) 多面的機能に関する国民の理解の促進

(「農業の多面的機能」の国民の認知度は4割程度)

令和5(2023)年2月に実施した調査によると、農業の持つ様々な役割について知っている国民は36.5%でした。また、「多面的機能の中で、特に重要だと思う役割」として、「洪水防止機能」と回答した者の割合は40.7%、次いで「生物生態系保全機能」が18.0%、「土砂崩壊防止機能」が16.9%、「河川流況安定機能」が13.9%となっています(**図表5-5-2**)。一方、「重要だと思うものはない」と回答した者の割合は22.0%となっており、多面的機能の意義について、更なる周知を図っていくことが重要です。

図表5-5-2 多面的機能の中で、特に重要だと思う役割(上位5位まで)



資料：農林水産省「農業・農村の多面的機能に関する意識・意向アンケート調査」
注：1) 令和5(2023)年2月に実施した調査で、有効回答数は1千人
2)「多面的機能の中で、特に重要だと思う役割」の質問への回答結果(複数回答)

(多面的機能に関する国民の理解を促進)

農業・農村が有する多面的機能について国民の理解を促進するため、農林水産省は、これらの機能を分かりやすく解説したパンフレットを作成し、学校や地方公共団体等に配布しています。

また、多面的機能及びそれに係る地域の共同活動の認知度向上や理解の促進を図るため、農林水産省のウェブサイトにおいて、子供向け動画や農業学習に活用できる教材の公開や、シンポジウムの開催等により、多面的機能に関する普及・啓発に取り組んでいます。

農業・農村の有する多面的機能
URL：https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukan/nougyo_kinou



多面的機能パンフレット(子供向け)

第6章

農村の振興

第1節 農村の動向

我が国の農村では、人口減少と高齢化が並行して著しく進行しており、その影響は地域の基礎的な社会集団である農業集落に強く表れています。

本節では、農村人口や農業集落の動向について紹介します。

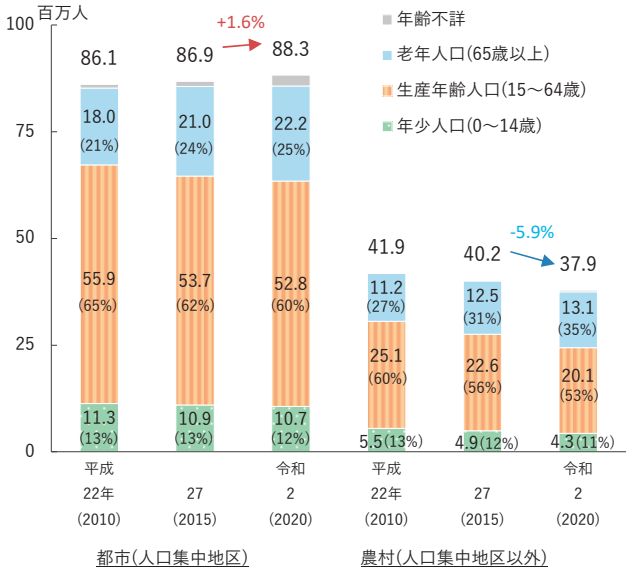
(1) 農村人口の動向

(農村における人口減少と高齢化が進行)

農村において人口減少と高齢化が並行して進行しています。総務省の国勢調査によると、令和2(2020)年の人口は、平成27(2015)年に比べ都市で142万人(1.6%)増加したのに対し、農村では237万人(5.9%)減少しています(**図表6-1-1**)。農村では生産年齢人口(15～64歳)、年少人口(14歳以下)が大きく減少しているほか、総人口に占める老年人口(65歳以上)の割合は、都市の25%に対し、農村では35%となっており、農村において高齢化が進んでいることがうかがわれます。

従来、農村を含む過疎地域の人口減少は、都市への人口流出による社会減が主な要因でしたが、平成21(2009)年度を境として、高齢化により自然減がそれを上回るようになりました(**図表6-1-2**)。今後、農村への移住等により、社会減が一定程度緩和されたとしても、それを上回る規模で自然減が進行することが予想されています。人口減少が特に著しい地域では、集落の存続が危ぶまれており、これまで集落の共同活動により支えられてきた、農業生産活動の継続が困難になることが懸念されます。

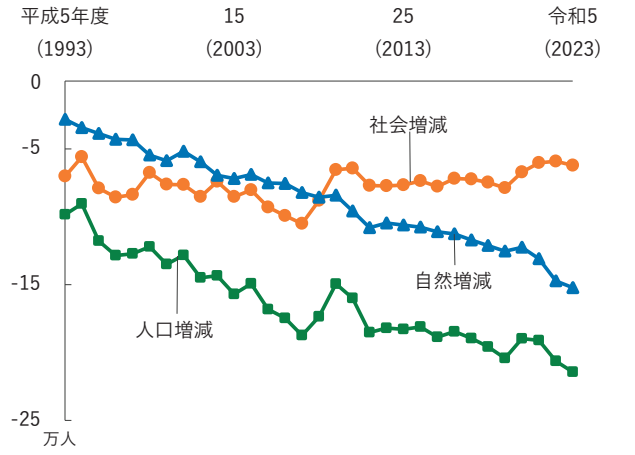
図表6-1-1 農村・都市の年齢階層別人口



資料：総務省「国勢調査」を基に農林水産省作成

注：国勢調査の人口集中地区(DID)を都市、人口集中地区以外を農村としている。

図表6-1-2 過疎地域における要因別の人口増減



資料：総務省「令和5年度版 過疎対策の現況」(令和7(2025)年3月公表)を基に農林水産省作成

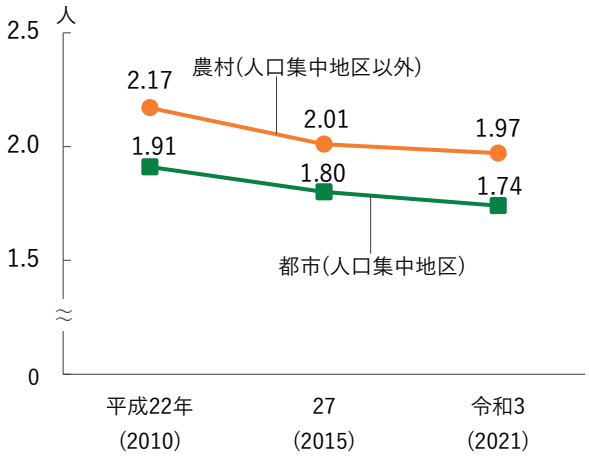
(農村・都市ともに、平均出生子ども数は減少傾向で推移)

国立社会保障・人口問題研究所が令和3(2021)年6月に実施した調査によると、令和3(2021)年の平均出生子ども数は、農村で1.97人、都市で1.74人となりました(**図表6-1-3**)。農村・都市ともに平均出生子ども数は減少傾向にある一方、農村が都市を上回っている状況にあります。

さらに、厚生労働省の令和5年人口動態統計によると、全国の合計特殊出生率は1.20であり、都道府県別では沖縄県が1.60、宮崎県・長崎県が1.49となる一方、東京都が0.99、北海道が1.06、宮城県が1.07となりました(**図表6-1-4**)。

出生率の動向には多様な要因が影響を及ぼすため、因果関係は必ずしも明らかではありませんが、令和3(2021)年3月に一般社団法人北海道総合研究調査会が公表した「地域の出生率に影響を及ぼす要因の分析に関する調査研究報告書」によれば、人口規模の異なる全国10市町村を対象にした研究の結果、「第1次産業の割合の高さは、職住近接や家族・地域ぐるみの子育ての観点から出生率に望ましい効果を与えていることが示唆される」としています。

図表6-1-3 農村・都市の平均出生子ども数

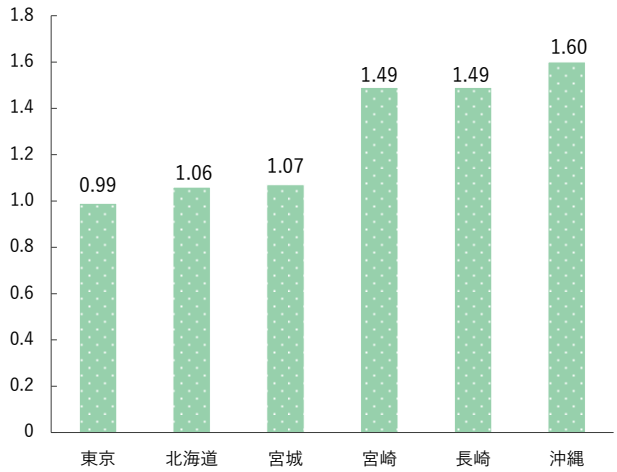


資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」を基に農林水産省作成

注：1) 妻の調査時年齢が45～49歳の初婚同士の夫婦を対象として、出生子ども数不詳を除き、8人以上子どもがいる場合は8人として平均値を算出

2) 平成22(2010)年及び平成27(2015)年は各年6月1日時点、令和3(2021)年は当年6月30日時点の数値

図表6-1-4 6都道県の合計特殊出生率

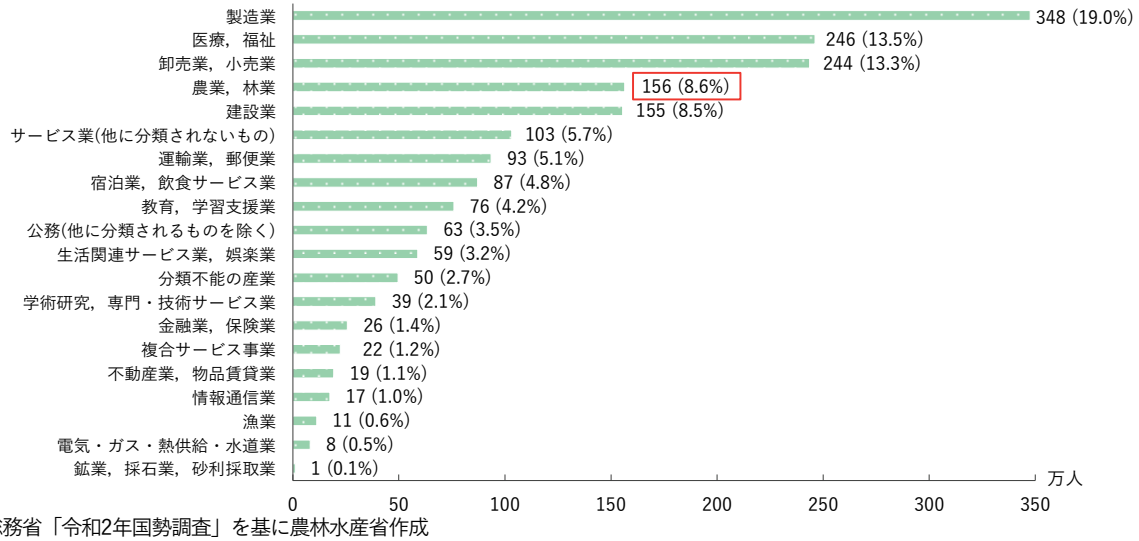


資料：厚生労働省「令和５年人口動態統計」を基に農林水産省作成

(農村では製造業や医療・福祉等の多様な産業が展開)

総務省の国勢調査によると、令和2(2020)年の農村の産業別就業者数は、「製造業」が348万人で最も多く、次いで「医療、福祉」となっています(**図表6-1-5**)。一方、「農業、林業」は156万人で全体の8.6%となっており、農村では第一次産業に限らず、多様な産業が展開されています。農村人口の減少・高齢化が進む中、人口減少に歯止めをかけ、農村での就業機会を確保するためには、農村における産業の振興や起業を促していくことが重要です。

図表6-1-5 農村の産業別就業者数



資料：総務省「令和2年国勢調査」を基に農林水産省作成
注：国勢調査の人口集中地区(DID)以外を農村としている。

(2) 農業集落の動向

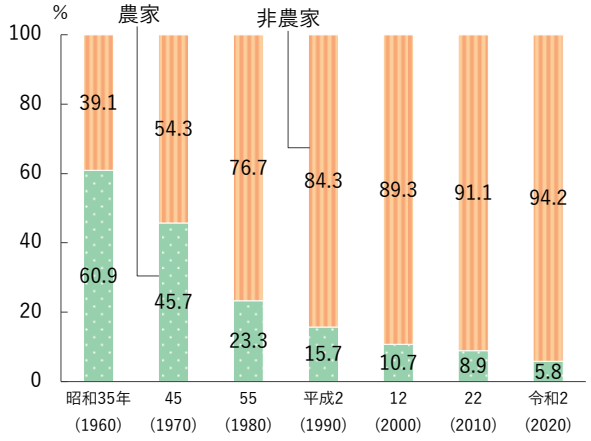
(農業集落の小規模化や混住化が進行)

我が国の農業集落は、地域に密着した水路・農道・ため池等の農業生産基盤や収穫期の共同作業・共同出荷といった農業生産面のほか、集落の寄り合い[1]等の協働の取組や伝統・文化の継承といった生活面にまで、密接に結び付いた地域コミュニティとして機能しています。

しかしながら、農業集落では人口減少と高齢化の影響により小規模化が進んでおり、総戸数が9戸以下の農業集落の割合は、令和2(2020)年で7.8%となっています。

また、農業集落の総戸数に占める農家の割合を見ると、令和2(2020)年は5.8%にまで低下しており、混住化が大きく進んでいる様子がうかがわれます(**図表6-1-6**)。

図表6-1-6 農業集落の総戸数に占める農家の割合



資料：農林水産省「農林業センサス」

小規模な集落では、単独で農業生産や生活支援に係る集落機能を維持することが困難になるとともに、集落機能の低下が更なる集落の人口減少につながり、集落の存続が困難になることが懸念されています。

老年人口割合が高い農業集落では、生活の利便性が低いと、更なる人口減少・高齢化につながり、集落の存続が危うくなってきます。このサイクルを断ち切るため、買物や医療、教育等へのアクセスのほか、高齢者を見守る福祉サービスといった、日々の生活を支える生活環境の改善が重要になってきます。

[1] 地域の諸課題への対応を随時検討する集会、会合等のこと

このため、広域的な範囲で支え合う組織づくりを進めるとともに、農業生産の継続と併せて生活環境の改善を図る必要があります。集落機能の維持はその地域の農地の保全や農業生産活動の継続にも影響することから、農村における労働人口の確保やコミュニティ機能の維持は重要な課題となっています。

(農業集落の自立的な発展を目指す取組が各地で展開)

過疎化・高齢化等により、農村の活力低下が見られる一方、地域住民が主体となって農業集落の自立的な発展を目指す取組が各地で進められています。

地域課題の解決に向けた取組を持続的に行う「地域運営組織(RMO)」や、各種生活サービス機能が一定のエリアに集約され、集落生活圏内外をつなぐ交通ネットワークが確保された「小さな拠点」の数は全国的に増加傾向にあり、小さな拠点は地域の祭りや公的施設の運営等の様々な活動の場となっています。

農林水産省では、地域の創意工夫による活動の計画づくり、農業者を含む地域住民の就業の場の確保及び農山漁村における所得向上・雇用増大につながる取組に対して、総合的に支援することで、地域コミュニティの維持・強化に加え、農山漁村の活性化や自立的な発展を後押ししています。

(事例)「農村起業家」の育成により、農村の活性化を推進(広島県)

(1)「塾」開講で農村起業家を育成

農村の発展には、地域資源を活用した魅力的な製品・サービスを提供する事業者の存在が欠かせません。広島県竹原市の農ライファーズ株式会社は、農村の起業家を育成することを狙いとした「農村起業塾」を令和6(2024)年4月から開講しました。

同社は、同市の中山間地域に所在する田万里地区において、自社で栽培した水稲を原料とする米粉ドーナツの製造・販売に加え、公民館を改修した宿泊・飲食施設「田万里家」を運営しています。同施設には、令和5(2023)年度に周辺の都市部等から延べ約3万人が訪れており、地域の活性化に貢献しています。

同施設のように、農業生産に飲食や宿泊等を複合的に組み合わせた事業に取り組むことで、農業生産の規模拡大や効率化に限界のある中山間地域においても、収益性を向上させることが可能になります。農村起業塾では、同施設の事例をモデルケースの一つとしつつ、塾生が考案した事業内容等について指導やアドバイスを行っています。





「田万里家」の販売風景
資料:農ライファーズ株式会社



田万里地区の風景
資料:農ライファーズ株式会社

(2) 今後は地方公共団体や地域おこし協力隊等と提携

同社は今後、各地の地方公共団体、地域おこし協力隊や企業等との連携を強化するなど、受講者を増やしていく考えで、全国規模で農村起業家の育成を目指しています。

第2節 農村の総合的な振興

我が国の農村では、集落活動を担う人材が不足し、農地保全や水管理等の取組が低調となる地域が増加すること等が懸念されています。このような中、農山漁村における定住や交流促進、関係人口の創出・拡大に向け、所得の向上と雇用機会を生み出し、農村における付加価値を創出する「経済面」の取組と、生活の利便性を確保する「生活面」の取組を推進し、農村の総合的な振興を図っていくことが必要となっています。

本節では、農村の活性化に向けた取組や生活インフラ等の確保、地域コミュニティ機能の維持・強化に関する取組について紹介します。

(1) 農村の活性化に向けた取組の推進

(農村の活性化に向けて「経済面」「生活面」の取組等を推進)

農村を活性化させるには、農村に人材を呼び込むことが必要です。農林水産省では多様な人材の呼び込みに必要な農村の「経済面」の取組を強化するため、6次産業化や農泊といった、地域資源を活用して付加価値を創出する取組を推進するとともに、関係人口も交えて地域に根差した経済活動が安定的に営まれるよう、地方公共団体と民間企業等が連携して、これらの取組への関わりを後押しすることとしています。

(事例) 地域の課題を農業で解決するむらづくり事業を推進(愛媛県)

(1) 「地域の課題を農業で解決する」をミッションに、ソーシャルビジネスを展開

愛媛県西予市の百姓百品(ひゃくしょうひゃっぴん)グループは、「地域の課題を農業で解決する」をミッションに、地域の課題を持続可能な事業として位置付け、販売・生産・福祉に関わる三つの組織が連携する形で解決に取り組むソーシャルビジネスを展開しています。

同グループの百姓百品(ひゃくしょうひゃっぴん)株式会社は、直売所の運営や生活協同組合店舗でのインショップ事業等を行っており、地域の小規模農家の販売面における貴重な受け皿となっています。生産組織である株式会社ノムランドは、耕作の継続が困難となった農地を地域の農業者から借り受け、青ねぎを生産し、県内の食品事業者等との間で青ねぎの契約取引を行っており、今後、地域の中心的な経営体に成長することが期待されています。就労継続支援B型事業所を運営している株式会社野村福祉園(のむらふくしえん)は、農福連携に取り組んでおり、直売所の清掃や青ねぎの出荷調製といったグループ内での作業のほか、地域の他企業からの作業委託にも対応しており、地区平均を超える高い工賃を実現しています。





運営する直売所

資料：百姓百品グループ

(2) 農業から生まれる価値の提供を次の世代に引き継ぐ

同グループは、農家と非農家が一体となり、主体的に関わり合い運営に参加してきたことで、平成30(2018)年の「平成30年7月豪雨」からの復旧を含め、地域課題の解決に取り組む中心的な主体としてなくてはならない組織に成長してきました。また、近年では三つの株式会社それぞれの代表取締役に女性が就任するなど、多様な人材の参画と世代交代も進んでおり、今後も農業を軸とした持続的な地域づくりを通じ、中山間地域を守り育て、地域の「たからもの＝田からもの」を社会に提供し続ける存在として、若い世代と共に活動を継続していくこととしています。

また、「生活面」の取組として、中山間地域等において複数の集落の機能を補完し、農用地の保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティ維持に資する取組を行う組織である「農村型地域運営組織」（以下「農村RMO」という。）の形成を推進しています。

さらに、棚田地域を含む中山間地域等において、棚田サポーター制度等を通じ、活力を創出するための社会貢献やビジネスの展開を図る企業の活動を後押しし、企業と地域との相互補完的なパートナーシップの構築を推進することとしています。

くわえて、土地利用に関し、地域ぐるみの話合いを通じ、農地の粗放的な利用を含めた計画的な活用のあり方を定め、それに即して景観作物等の導入やきめ細かな基盤整備などの支援を行うこととしています。

（コラム）地域特産品を活用した「まちづくり」の取組を展開

近年、地域を象徴する特産品を条例に位置付けることで、地域の良さを再認識するきっかけづくりや郷土への愛着形成を図り、地域一体で地域の活力創生に取り組む動きが広がっています。

千葉県富里市（とみさとし）では、特産品であるすいかを守ることを目的として、令和3(2021)年3月に「富里市すいか条例」を制定しました。同条例では、富里のすいかを地域の象徴する特産品と位置付け、市、生産者、事業者及び市民の役割や協力・連携、情報発信等を規定しています。条例の制定を受け、「富里すいか」のポスターを作成し、首都圏の電車内に掲示するなどのブランド強化への取組を行っています。

また、山形県寒河江市（さがえし）では、「さくらんぼ」にこだわった「まちづくり」を推進しており、令和6(2024)年6月に「さくらんぼのまち寒河江推進条例」を制定しました。同条例では、市の特産品である「さくらんぼ」を市民の誇りと位置付け、生産者、事業者、市民及び市がそれぞれの役割に応じた取組に努めるとともに、相互に連携・協力すること等を規定しています。同市では、条例を通じて「さくらんぼ」を核としたまちづくりを更に推進し、未来へ継承することとしています。

このような特色ある農林水産品等を地域資源として活かし、住民の理解・参加を得ながら地域全体で盛り上げるまちづくりの取組は、地域の振興につながるだけでなく、農業の持続的な発展を図る上でも重要な意義を有しています。



富里すいかの宣伝用ポスター
資料：千葉県富里市



特産品である「さくらんぼ」
資料：山形県寒河江市

（デジタル田園都市国家構想総合戦略に基づく農村の活性化を図る取組の広がり）

政府は「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、デジタル技術の活用によって地方創生を加速化・深化し、各地域における優良事例の横展開の加速化等を図ることとしています。例えば、農村における人口減少を補うため、積極的に都市から農村への移住を進めることとしており、DXを進めるための情報基盤の整備、デジタル技術を活用したサテライトオフィス等の整備を行い、地方公共団体間の連携を促進しつつ、移住を促進するための農村における環境整備を進めています。

また、農林水産省では、魅力ある豊かな「デジタル田園」の創出に向けて、関係府省と連携し、中山間地域等におけるデジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援するとと

もに、デジタル技術の活用に係る専門人材の派遣や企業とのマッチング、スマート農業やインフラ管理等に必要な情報通信環境の整備等を支援することとしています。

(地方創生2.0に基づいた農山漁村の地方創生の推進)

令和6(2024)年12月、地方創生2.0の「基本的な考え方」が新しい地方経済・生活環境創生本部において策定されました。この中で、「基本的な考え方」の基本構想(令和7(2025)年夏に策定予定。)の5本柱として、①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生、②東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散、③付加価値創出型の新しい地方経済の創生、④デジタル・新技術の徹底活用及び⑤「産官学金労言」の連携等、国民的な機運の向上が示されました。

農林水産省では、上記を踏まえ、令和7(2025)年2月、農山漁村における課題解決を図るため、「『農山漁村』経済・生活環境創生プロジェクト」を創設し、関係府省庁、地方公共団体、郵便局、民間企業、教育機関、金融機関等が参画して地域と企業のマッチングや連携の在り方を議論する「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォームを立ち上げました。

同年2月に、同プラットフォームの設立を記念したシンポジウムを開催し機運醸成を図るとともに、①通いによる農林水産業への参画・コミュニティ維持、②農山漁村を支える官民の副業促進、③市街地と農山漁村間における物流網の維持・確保及び④外部企業との案件形成に向けた民間資金・人材の確保といった四つのテーマごとに専門部会等を設け、現場での案件形成を進める上で参考となる事例の収集や手引の作成等に取り組んでいます。

また、テーマ④外部企業との案件形成に向けた民間資金・人材の確保に関連して、農林水産省では、官民共創の仕組みを試行的に実施するため、令和6(2024)年度においては、熊本県内市町村等における農業・農村の課題と、民間企業が有する解決策とのマッチングや案件形成に向けた地域と企業への伴走支援等に取り組みました。

あわせて、同事業の進捗や地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)を活用した地域課題の解決事例の発信等を行っていくこととしています。

官民共創による農業・農村の課題解決のための取組について
URL：https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanmin_kyousou.html

(2) 生活インフラ等の確保

(農村地域における交通・教育・医療・福祉等の充実を推進)

人口減少が進む農村においては、担い手の育成や農地の集積・集約化等の農業政策に加え、交通・教育・医療・福祉といった地域に定住するための諸条件の維持・確保が重要となっています。

このような中、生活の利便性向上や地域交流に必要な買物支援、ライドシェア等を推進するとともに、活力ある学校づくりに向けたきめ細かな取組を推進しています。また、へき地における医療の確保を図るとともに、住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進しています。



移動販売・宅配サービスの運営による買物支援
資料：特定非営利活動法人まち・ひと・みらい



巡回車による巡回特定健康診査
資料：鹿児島県厚生農業協同組合連合会鹿児島厚生連病院

(農業・農村における情報通信環境の整備を推進)

農業水利施設等の管理の省力化・高度化やスマート農業の実装、地域の活性化を図るため、ICT等の活用に向けた情報通信環境を整備することが重要な課題となっています。

令和5(2023)年度に農林水産省で行った推計によると、農地の一部又は全部で携帯電話等サービスを利用できない面積は約10万haで、全国の農地の約2.3%となっています。

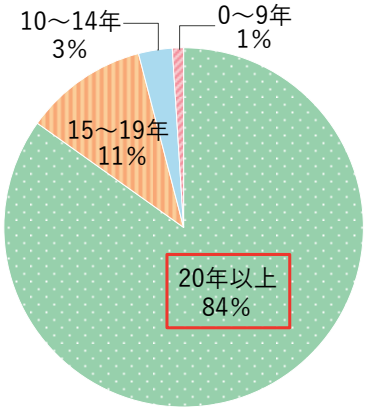
農林水産省では、総務省と連携しつつ、農業・農村における情報通信環境の整備に取り組んでおり、行政、土地改良区、農協、民間企業等による官民連携の取組を通じて、普及・啓発・人材派遣等のサポートを行っています。また、令和6(2024)年度は、全国27地区において、光ファイバ、無線基地局等の情報通信環境整備に係る調査、計画策定、施設整備を実施しました。

(標準耐用年数を超過した農業集落排水施設は全体の約8割)

農業集落排水施設は、農業用水の水質保全等を図るため、農業集落におけるし尿、生活雑排水を処理するものであり、農村の重要な生活インフラとして稼働しています。

一方、機械類の標準耐用年数である20年を経過する農業集落排水施設の割合が令和7(2025)年3月末時点で84%となるなど、老朽化の進行や災害への脆弱性(ぜいじゃくせい)が顕在化するとともに、施設管理者である市町村の維持管理に係る負担が増加しています(**図表6-2-1**)。

図表6-2-1 農業集落排水施設の供用開始後の経過年数



資料：農林水産省作成
注：令和7(2025)年3月末時点の推計値

このような状況を踏まえ、農林水産省では、農業集落排水施設が未整備の地域に関しては引き続き整備を進めるとともに、既存施設に関しては、地方公共団体による機能診断等の取組、更新整備等を支援し、広域化・共同化による維持管理の効率化、長寿命化・老朽化対策を進めています。

また、農業集落排水汚泥のうち、肥料等として再生利用されているものは、令和6(2024)年3月末時点で約7割となっています。みどり戦略の推進に向け、農業集落排水汚泥資源の再生利用を更に推進することが重要です。

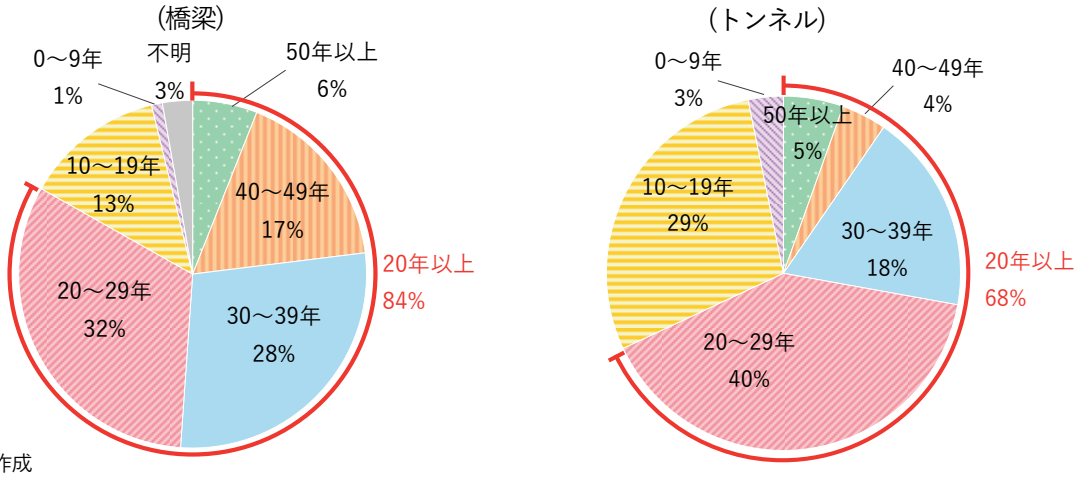
(農道の適切な保全対策を推進)

農道は、圃場(ほじょう)への通作や営農資機材の搬入、産地から市場までの農産物の輸送等に利用

され、農業の生産性向上等に資するほか、地域住民の日常的な通行に利用されるなど、農村の良好な生活環境を確保する重要なインフラです。令和6(2024)年8月時点で、農道の総延長距離は16万9,719kmとなっています。一方、農道を構成している構造物については、同年4月時点で供用開始後20年を経過するものの割合が、橋梁で84%、トンネルで68%となっています(**図表6-2-2**)。経年的な劣化の進行も見られる中、その機能を適切に維持していくためには、日常管理や定期点検、計画的・効率的な保全対策に取り組むことが重要です。

このため、農林水産省では、市町村や土地改良区等の職員向けに、非技術系の職員であっても容易に理解でき、直接点検等の実施にも役立つ手引案を作成し、保全対策の推進に取り組むとともに、農道の再編・強靱化や拡幅等による高度化を通じて、農業の生産性向上や農村の生活環境の整備を図っていくこととしています。

図表6-2-2 農道を構成している構造物の供用開始後の経過年数



資料：農林水産省作成
注：令和6(2024)年4月1日時点の推計値

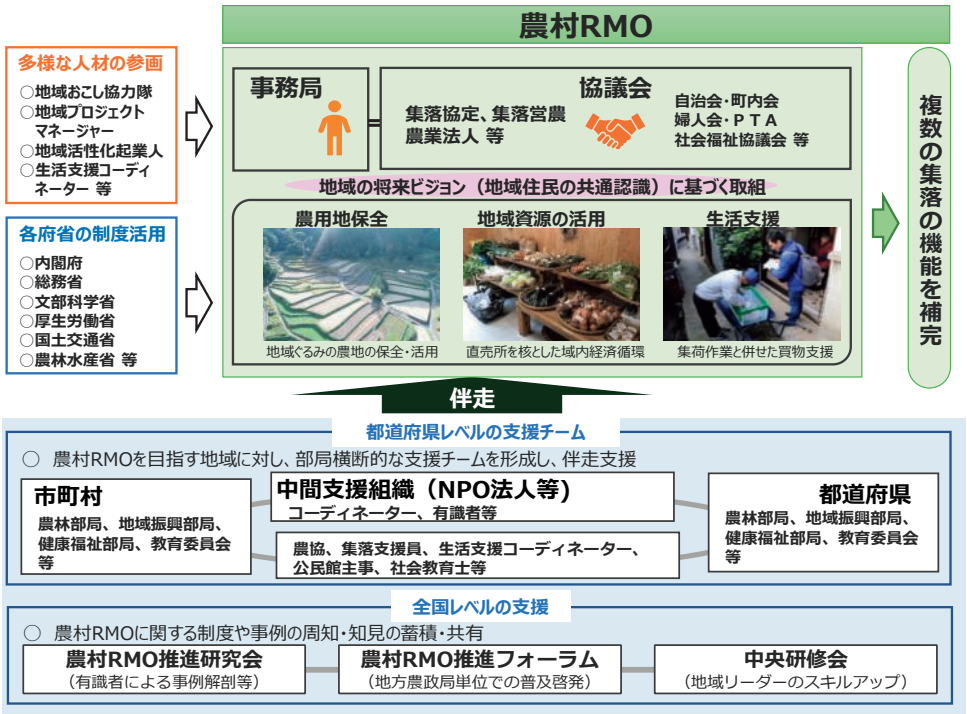
(3) 地域コミュニティ機能の維持・強化

(集落機能を補完する農村RMOの形成を推進)

中山間地域を始めとした農村地域では、集落の小規模化により、農業生産活動のみならず、農地・農業用水路等の保全や買物・子育て等の生活支援等の取組を担ってきた地域コミュニティの弱体化が懸念されています。このため、複数の集落において地域コミュニティ機能を補完する農村RMOの形成を促進していくことが重要となっています(**図表6-2-3**)。

農林水産省では、農村RMOを目指す団体等が行う農用地の保全、地域資源の活用、生活支援に係る将来ビジョンの策定、これらに基づく調査、計画作成、実証事業等の取組に対して支援を行い、令和8(2026)年度までに100地区の農村RMOモデル形成支援地区を形成することを目指しています。また、地方公共団体や農協、中間支援組織等から構成される都道府県単位の支援チームや全国プラットフォームの構築を支援し、農村RMOの形成を後押ししています。

図表6-2-3 農村RMOの形成に向けた推進体制



資料：農林水産省作成

（事例）持続可能な地域づくりに向け、農村RMOの活動を展開(愛知県)

(1) 地域コミュニティ機能の維持に向け、地域づくり協議会を設立

愛知県岡崎市の下山学区では、人口減少や高齢化が進行する中、地域の課題を「わがごと」として捉え、地域や住民が一体となり、生産、生活扶助、資源管理に取り組み、地域コミュニティ機能の維持・強化を図ることを目指し、同市や農協等が連携し、令和4(2022)年4月に「岡崎市下山学区地域づくり協議会」を設立しました。



(2) 農村RMOの設立を目指し、持続可能な地域づくりを推進

同協議会の実行組織は、農用地保全部会、地域資源活用部会、生活支援部会、企画・施設運営部会から構成され、閉店した店舗を活動拠点としています。各部会では、遊休農地における稲作体験プログラムや自然環境資源を活用したウォーキング大会の開催、貸出車両による移動支援、地域農産物を活用した地域コミュニティ食堂の企画・開催等を行っており、これらのイベントへの同学区外からの参加者も増えています。



「地域支えあい車両」による移動支援

資料：岡崎市下山学区地域づくり協議会

また、同協議会では、同学区の住民を対象に、地域の課題や魅力を把握するアンケート調査を行ったほか、幅広い世代が参加するワークショップを開催し、地域課題を「わがごと」として捉え、自主的に課題解決に取り組む機運の醸成が図られました。

同ワークショップ等の検討を踏まえ、同協議会は令和5(2023)年3月に下山学区地域将来ビジョンを策定し、農用地保全、生活支援、関係人口の創出、地域プロモーションを軸に、持続可能な地域づくりに取り組んでいくこととしています。



稲作体験プログラム

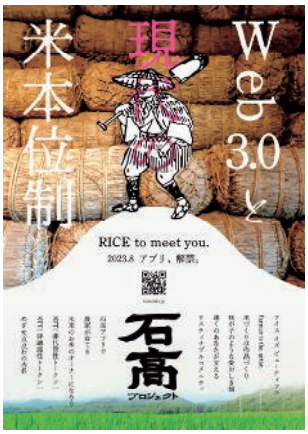
資料：岡崎市下山学区地域づくり協議会

今後も、住民の意見に寄り添いながら、直売所や体験農園等の農村RMO事業の本格運用を推進し、令和7(2025)年度以降の農村RMOの設立を目指すこととしています。

（デジタル技術を活用した地域との交流を深める取組が進展）

近年、NFT[1]（非代替性トークン）やDAO[2]（分散型自律組織）等のWeb3に関連した技術や仕組みを駆使して社会課題を解決しようとする動きが活発化しています。人口減少下の社会における新たな価値創造として、コミュニティへの貢献をNFTの発行により還元し、いわゆる「デジタル村民」として継続的に地域への関わりを深める人材を増やす取組等がみられています。また、コミュニティで農業者を支え、販路拡大や地域の交流人口増加を図るため、NFT等の技術を活用する取組もみられています。

今後も、デジタル技術を活用した新たな関係人口の創出・拡大により、経済・社会・環境の相乗効果が発揮されるとともに、過疎地における新しい社会システムのモデルとなることが期待されています。



米の販路拡大に向け、NFTを活用したプロジェクト
資料：福島県西会津町

（農村部においても公共ライドシェアを推進）

人口減少及び高齢化が全国的に進む中、免許返納した高齢者を中心に移動手段の確保に対する不安が高まっています。

農村部の公共交通事業者だけでは移動手段を十分に提供することが困難な交通空白地では、農協や商工会、観光協会及びRMO等といった地域に根差した主体による公共ライドシェアの導入を推進する必要があります。

政府では、引き続き、全国各地での公共ライドシェアへの多様な関係者の参画を働き掛け、取組を推進することとしています。

(4) 多様な人材の活躍による地域課題の解決

（「半農半X」の取組の広がり）

農業・農村への関わり方が多様化する中、都市から農村への移住に当たって、生活に必要な所得を確保する手段として、農業と別の仕事を組み合わせた「半農半X」の取組が広がりを見せています。

半農半Xの農は農業で、もう一方の「X」に当たる部分は会社員や農泊運営、レストラン経営等多種多様です。Uターンのような形で、本人又は配偶者の実家等で農地やノウハウを継承して半農に取り組む事例、また、食品加工業、観光業等の様々な仕事を組み合わせて通年勤務する事例も見られています。

農林水産省では、新規就農の促進等のほか、関係府省等と連携し、半農半X等の多様なライフスタイルの実現に資する「人口急減地域特定地域づくり推進法[3]」の仕組みの活用を推進しています。

[1] Non-Fungible Tokenの略。ブロックチェーンを基盤にして作成された代替不可能なデジタルデータ
[2] Decentralized Autonomous Organizationの略。ブロックチェーンを基盤にした中央集権的な管理を必要としない組織
[3] 正式名称は「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」

（事例）農業の維持・発展に向け、半農半Xを応援する取組を推進（山梨県）

(1) 新たな人材の確保を目的に、半農半Xの取組を推進

山梨県甲府市では、田園回帰の意識の高まり等を背景に、都心からアクセスの良い同市に移住する都市住民が増加していることから、農業の多様な担い手の確保や農地保全を図るため、半農半Xを推進しています。



(2) 新たな担い手となり得る相談者を支援

同市では、高齢化や担い手不足が課題となる中、新たな担い手となり得る人たちを呼び込むため、「農あるくらし」を希望する住民や憧れを持つ移住者等を対象に、ほかに仕事を持ちながら農業に挑戦するライフスタイルの実践を支援しています。

令和5(2023)年7月に設置した半農半X応援相談窓口では、小型の農業用機械の貸出しや栽培指導等を実施しています。また、農業未経験の相談者が安心して農業に挑戦できるよう、同市の農業センター内に「チャレンジ農園」を開設し、栽培指導等の支援を実施しています。



貸出用の農業機械で作業する半農半X実践者

資料：山梨県甲府市

さらに、市の広報やSNS、移住相談会等でPRを行い、窓口を設置した令和5(2023)年度には34件、令和6(2024)年度には35件の相談が寄せられています。また、窓口を開設後、令和7(2025)年3月末時点で6人が半農半Xを実践し、3人がチャレンジ農園で研修を受けました。

今後も、半農半Xによる多様な働き方の支援に取り組み、農業に携わる人たちを増やし、幅広い担い手の確保や農地の保全を図ることとしています。

（特定地域づくり事業協同組合の認定数は着実に増加）

特定地域づくり事業協同組合制度は、人口急減地域特定地域づくり推進法に基づき、人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業を行う事業協同組合に対して、財政的、制度的な支援を行うものです。令和7(2025)年3月末時点の特定地域づくり事業協同組合数は、前年同月末時点に比べ13件増加し108組合[1]となっています。

本制度の活用により、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を作り出し、地域内外の若者等を呼び込むことができるようになるとともに、地域事業者の事業の維持・拡大を図ることが期待されています。

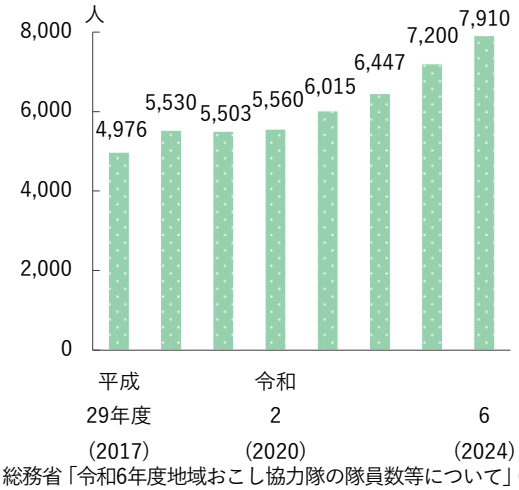
（地域おこし協力隊の隊員数は前年度に比べ増加）

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等に生活の拠点を移し、全国の様々な場所で地場産品の開発、販売、PR等の地域おこしの支援、農林水産業への従事、住民の生活支援等の地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。令和6(2024)年度の隊員数は前年度に比べ710人増加し7,910人となっています(**図表6-2-4**)。また、総務省が令和6(2024)年度に実施した調査によると、直近5年に任期を終了した隊員のうち、69%が活動地と同じ地域に定住しています(**図表6-2-5**)。

総務省は、地域おこし協力隊の推進に取り組む地方公共団体に対して、必要な財政上の措置を行うほか、都市住民の受入れの先進事例等といった調査等を行っています。

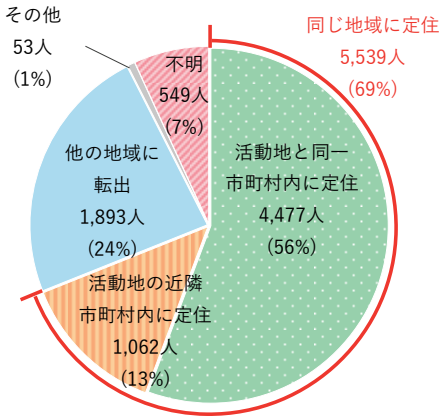
[1] 人口急減地域特定地域づくり推進法に基づく認定を受け、特定地域づくり事業推進交付金の交付が決定されている組合の数値

図表6-2-4 地域おこし協力隊の隊員数



資料：総務省「令和6年度地域おこし協力隊の隊員数等について」(令和7(2025)年4月公表)

図表6-2-5 直近5年に任期終了した隊員の定住状況等



資料：総務省「令和6年度地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果」(令和7(2025)年4月公表)

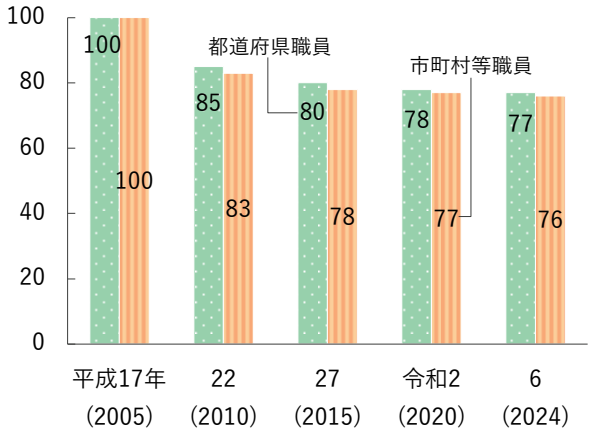
(5) 地域を支える体制・人材づくり

(地方公共団体における農林水産部門の職員数は減少傾向で推移)

近年、地方公共団体の職員、特に農林水産部門の職員が減少しています。同部門の職員数については、令和6(2024)年は7万8,724人となっており、平成17(2005)年の10万2,887人から2割以上減少しました[1](**図表6-2-6**)。

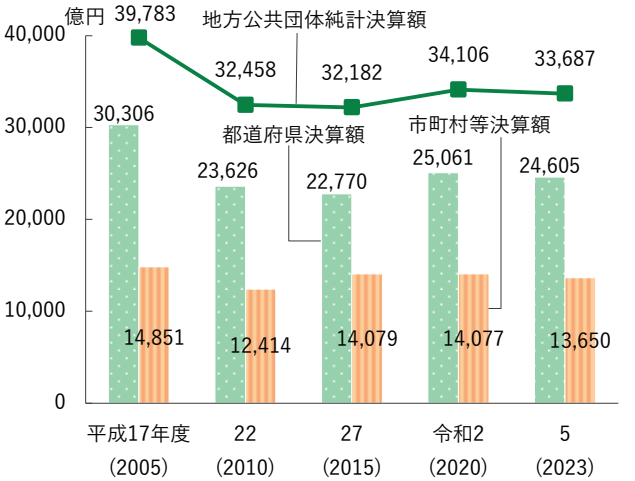
また、地方公共団体の財政についても、生産基盤の整備や農林水産業経費である農林水産業費の純計決算額は、令和5(2023)年度においては3兆3,687億円と、平成17(2005)年度の約8割の水準となっています(**図表6-2-7**)。

図表6-2-6 地方公共団体の農林水産部門の職員数(平成17(2005)年を100とする指数)



資料：総務省「地方公共団体定員管理調査結果」を基に農林水産省作成
注：1) 各年4月1日時点の数値
2) 「市町村等」とは、指定都市、指定都市を除く市、特別区、町村、一部事務組合等の総称

図表6-2-7 地方公共団体における農林水産業費



資料：総務省「地方財政の状況」を基に農林水産省作成
注：1) 「市町村等」とは、指定都市、指定都市を除く市、特別区、町村、一部事務組合等の総称
2) 都道府県決算額と市町村等決算額の合計額は地方公共団体純計決算額と一致しないことがある。

[1] 総務省「地方公共団体定員管理調査結果」によると、令和6(2024)年の地方公共団体の職員数(281万1,749人)は、平成17(2005)年の職員数(304万2,122人)と比較して、約1割減少している。

農村地域においては、各般の地域振興施策を活用し、新しい動きを生み出すことができる地域とそうでない地域との差が広がり、いわゆる「むら・むら格差」の課題も顕在化しています。このような中、地方における農政の現場では、地域農業の持続的な発展に向け、地方公共団体等の職員がデジタル技術を活用して現地確認事務の効率化を図る取組、農業経営の改善をサポートする取組等が見られており、地域における農政課題の解決を図る動きが見られています。

農業現場の多様なニーズに対応するため、地方公共団体においては、今後とも限られた行政資源を有効に活用しながら、それぞれの地域の特性に即した施策を講じていくことが重要となっています。

農林水産省では、現場と農政を結ぶため、全国の地域拠点に地方参事官室を配置し、地方公共団体と連携しつつ、農政の情報を伝えるとともに、現場の声を汲み上げ、地域と共に課題を解決することにより、農業者等の取組を後押ししています。

（「農村プロデューサー」を養成）

農山漁村の自立及び維持発展に向け、地域への愛着と共感を持ち、地域住民の思いをくみ取りながら、地域の将来像やそこで暮らす人々の希望の実現に向けてサポートする人材を育成するため、農林水産省は、「農村プロデューサー」養成講座を開催しています。同講座の実践コースでは、地域づくりに造詣の深い講師による講義に加え、実例を基にした模擬演習や受講生自らの実践活動等が行われており、令和7(2025)年3月末時点で、地方公共団体の職員や地域おこし協力隊の隊員等369人が受講しました。

また、農林水産省では、農山漁村の現場で地域づくりに取り組む団体や市町村等を対象に相談を受け付け、取組を後押しするための窓口である「農山漁村地域づくりホットライン」を、本省を始め、全国の地方農政局、地域拠点等に開設しています。

第3節 農地保全等に資する共同活動の促進

農業者や地域住民等が行う共同活動は、地域の農業生産活動の維持に加えて多面的機能の発揮にも重要な役割を果たすものです。一方、農村人口の減少・高齢化に伴い、これまで地域の共同活動により保全管理してきた末端農業インフラの維持が困難となり、ひいては食料安全保障に関わる深刻な問題ともなります。非農業者も含め地域全体で保全管理の活動を支えるとともに、地域の枠組みを超えた活動への発展を促す仕組みの強化が必要となっています。

本節では、地域資源や末端農業インフラの保全管理に関する取組について紹介します。

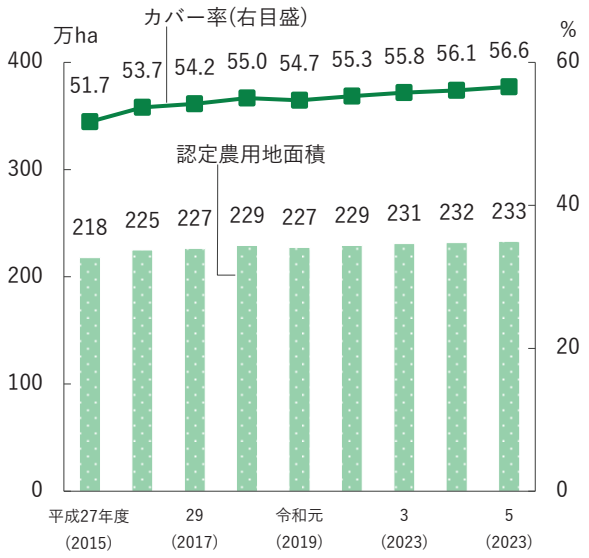
(1) 地域資源の保全管理の状況

(多面的機能支払制度の認定農用地は微増傾向で推移)

農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、地域共同で行う地域資源の保全管理を支援する多面的機能支払制度は、水路の草刈りや泥上げといった共同活動を支援する「農地維持支払」と、農村環境保全活動や施設の長寿命化といった地域資源の質的向上を図る共同活動を支援する「資源向上支払」の二つから構成されています。

近年、同制度の認定農用地面積は微増傾向で推移し、令和5(2023)年度は前年度に比べ1.3万ha増加し233万haとなりました(**図表6-3-1**)。これに伴い、全国の農用地面積[1]のうち同制度を活用している面積の割合は56.6%となりました。また、令和5(2023)年度における同制度の活動組織数は前年度に比べ171組織増加し2万6,138組織となりました。

図表6-3-1 多面的機能支払制度の認定農用地面積とカバー率



資料：農林水産省作成
注：1) 各年度末時点の数値
2) 多面的機能支払のカバー率とは、各年度の農用地面積に対する認定農用地面積の割合

多面的機能支払制度の概要
URL：https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html

[1] 「令和4年の農用地区域内の農地面積」に「農用地区域内の採草放牧地面積」を加えた面積

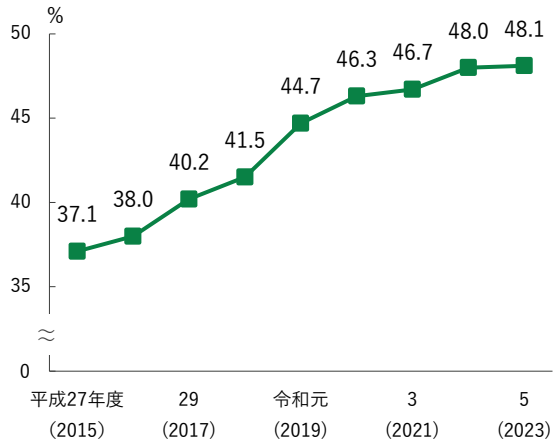
(広域化組織のカバー率が拡大)

これまで農地周辺の水路等を始めとした地域資源の保全管理は、小規模経営体を含む多数の農業者等の共同活動により行われてきましたが、社会構造の変化に伴う少数の大規模経営体への農業生産活動の集中等により、地域資源の保全活動への参加者が減少しています。また、人口減少・高齢化が進む中、共同活動の中核的役割を果たす者や事務処理を担当する者といった人材の確保が困難となるおそれがあります。

このような課題に対応して、将来にわたり地域の共同活動による地域資源の保全管理が行われるよう、農林水産省では活動組織の広域化を推進しています。

全組織の認定農用地面積に占める広域化組織の認定農用地面積の割合は近年上昇傾向で推移しており、令和5(2023)年度のカバー率は48.1%となっています(**図表6-3-2**)。

図表6-3-2 広域化組織のカバー率



資料：農林水産省作成
注：1) 各年度末時点の数値
2) 農地面積ベースの割合
3) 広域化組織のカバー率とは、農地維持支払における全組織の認定農用地面積に占める広域化組織の認定農用地面積の割合

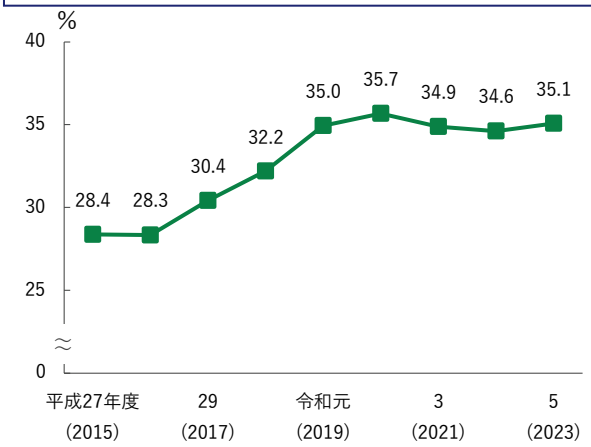
(多面的機能支払制度の活動組織における非農業者の構成員割合は35%)

地域資源の保全管理に携わる者が減少する中、地域の共同活動を維持していくためには、非農業者も含め地域全体でその活動を支えるとともに、地域外の多様な人材の参画を求めるなど、集落の枠組みを超えた活動への発展を促す仕組みを強化することも重要です。

多面的機能支払制度の活動組織においては、農業者のほか、自治会、女性会、子供会等の非農業者も多数参画しています。

活動組織における非農業者の構成員割合については令和5(2023)年度は前年度に比べ0.5ポイント上昇し35.1%となっています(**図表6-3-3**)。

図表6-3-3 多面的機能支払交付金の活動組織における非農業者の構成員割合



資料：農林水産省作成
注：各年度末時点の数値

また、令和3(2021)年度に実施した調査によると、多面的機能支払交付金の取組として地域住民以外の主体が参加する活動を実施している活動組織は23%を占めています(**図表6-3-4**)。地域住民以外の主体が来訪するイベント等の創出を実施している組織があると回答した市町村は37%となっており、地域内だけでなく地域外からの参加者との連携を目指していることがうかがわれます。

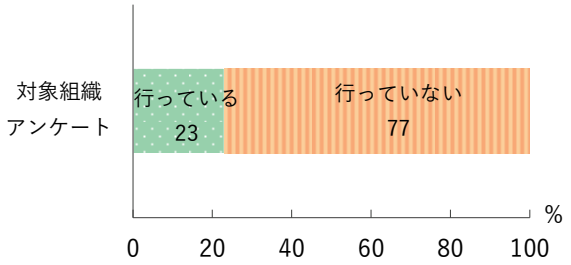
令和5(2023)年度に実施した調査によると、地域の共同活動への地域内からの参加者について、「現状では活動への地域内からの参加者不足による支障はない」と回答する組織が約9割である一方、「将来(5～10年後)参加者は不足し、支障がある見込み」と回答する組

織が約5割となっています。さらに、地域外の民間企業及び法人との連携について、地域共同による水路等の地域資源の保全活動を継続するために「地域外の民間企業や法人と連携したい」と回答する組織が約3割となっています(**図表6-3-5**)。

企業や大学、農業に関心のある非農業者等の多様な組織との連携により、共同活動の発展や、地域活性化につながる事例も見られていることから、農林水産省では地域の共同活動に外部団体等を呼び込むための仕組みづくりについて検討を進めています。

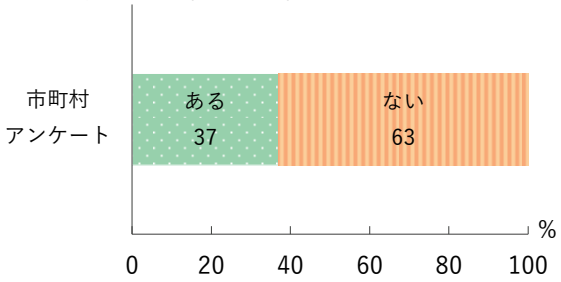
図表6-3-4 地域住民以外が参加する活動・イベント等の実施状況

(地域住民以外が参加する活動の実施状況)



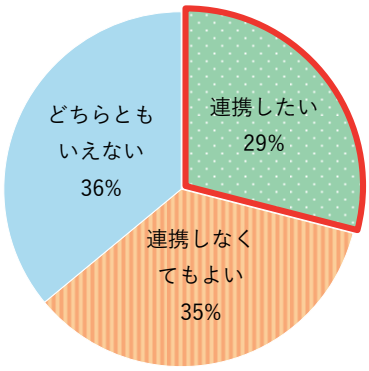
資料:農林水産省「令和3年度多面的機能支払交付金の効果等に関するアンケート結果について」
注:令和3(2021)年度に実施した調査で、有効回答数は519組織

(多面的機能支払交付金の取組による
地域住民以外の方が来訪するイベント等の創出)



資料:農林水産省「令和3年度多面的機能支払交付金の効果等に関するアンケート結果について」
注:令和3(2021)年度に実施した調査で、有効回答数は562市町村

図表6-3-5 地域外の民間企業や法人との連携希望



資料:農林水産省「多面的機能支払交付金の施策の評価」(令和6(2024)年8月公表)
注:令和5(2023)年度に実施した調査で、有効回答数は1,040組織

（事例）地域住民と一体となった地域保全の取組(埼玉県)

(1) 地域の環境保全のため、地元自治会と共同し協議会を設立

埼玉県富士見市の下南畑地区では、周辺の住宅地化等により交通量が増加し、農地や水路、農道へのごみの不法投棄等が問題になっていました。このような中、平成20(2008)年に土地改良区等の農業者団体に加え、自治会や子供育成会等の多くの非農業者団体により構成される、難波田城公園地域環境保全協議会が設立され、多面的機能支払制度を活用して地域住民を巻き込んだ農道や水路等の草刈り・清掃活動に加えて、菜の花の植栽等の農村環境を保全するための共同活動が行われています。





農地に植えた菜の花を活用した「菜の花まつり」

資料：難波田城公園地域環境保全協議会

(2) 子供の参加を主軸とした活動で新たな地域の関係を創出

同協議会では、地域の協力を得るために「子供の参加」を重視した共同活動を進めており、町内の子供たちを招いた農業用施設での生き物調査や、活動の一環で農地に植えた菜の花を活用した「菜の花まつり」でどじょうすくい体験等を行うなど、子供たちが楽しめるイベントを開催しています。子供が参加することで、その保護者の方も参加することから、これまで地域との関わりが少なかった住民が地域に関わる機会を増やす場となっているほか、農業者等との交流が深まり、地域の農業や保全活動への理解、地域の自然環境への愛着を深めるきっかけにもなっています。

(3) 地域住民との交流を通じ、多数の非農業者が保全活動に参加

同協議会では、このほかにも地域のラグビークラブ等と連携した「たんぼラグビー」を始めとした他の地域の住民等との交流を図るイベントを積極的に実施しており、地域全体で年2回実施する水路や農道等の草刈り・清掃活動にも、多くの非農業者が参加しています。

同協議会は今後ともこれらの取組を継続していくことで、地域住民と一体となった農地・農業用施設や農村環境の保全活動等を地域に根付かせていく考えです。

(2) 末端農業インフラの保全管理

(末端農業インフラの保全管理が課題)

末端の農業インフラは、農業生産の基盤であるだけでなく雨水排水や交通等生活の基盤にもなっており、農業者やその地縁・血縁者を中心とした非農業者を含む地域住民によって、泥上げや草刈りといった共同活動を通じた保全管理が行われてきました。一方、農村人口の減少・高齢化や農業集落の小規模化に伴い、農業用用排水路の保全管理に関する集落活動は停滞する傾向にあります。

農村人口の減少によって、これまで集落による共同活動により保全・管理していた農業用用排水路や農道等の農業インフラの機能維持が困難となると、その地域で営農を継続する農業者の経営に直結するだけでなく、食料の安定供給にも関わるため、食料安全保障上のリスクとなっています。

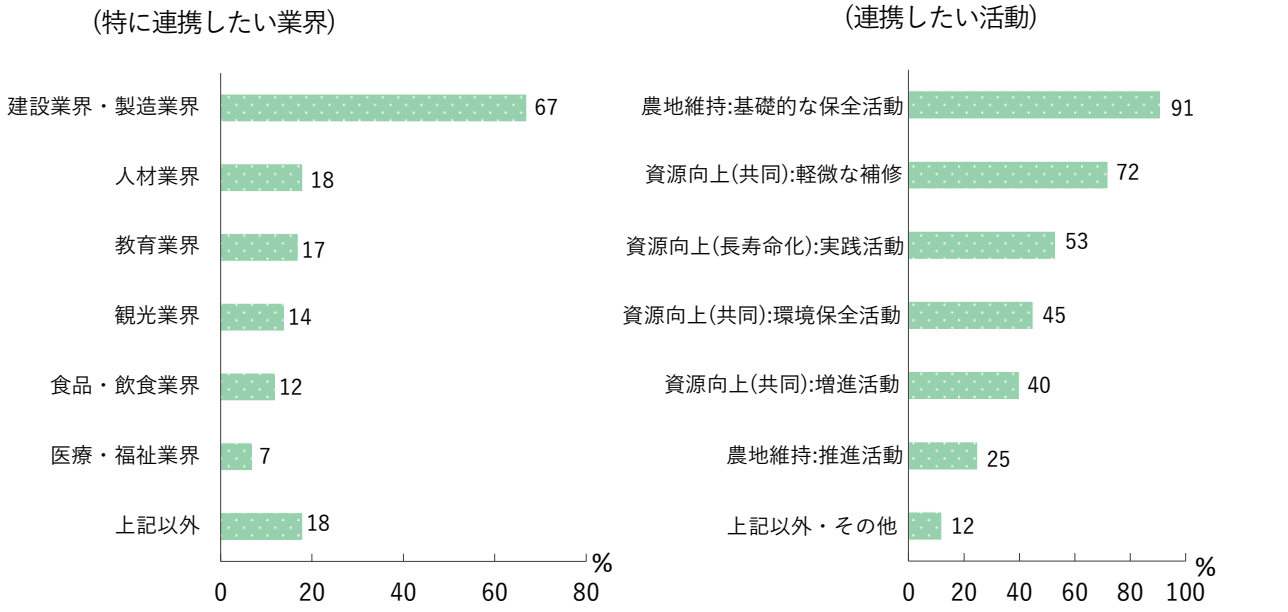
(共同活動への非農業者・非農業団体の参画や作業の省力化を推進)

農村人口の減少、高齢化、農業集落の小規模化、農地を所有している不在村者の増加や農業者の代替わりが進行する中、これまでの共同活動が困難となるリスクを踏まえ、他地

域から移住し農業生産活動に取り組みつつ農業以外の事業にも取り組む者、地域資源の保全・活用や地域コミュニティの維持に資する取組を行う者といった多様な形で農的活動に関わる者を確保することが必要となっています。

また、多面的機能支払交付金の活動組織において、特に連携を希望する業界としては「建設業界・製造業界」と回答する組織が約7割となっており、連携を希望する活動としては、「農地維持:基礎的な保全活動」が約9割で最も多く、次いで「資源向上(共同):軽微な補修」が約7割となっています(**図表6-3-6**)。末端農業インフラの保全管理は多くの人力による作業が前提となっていることが多いことから、その保全管理を継続するために、各地域において保全管理の在り方を明確にしつつ、農業インフラの保全管理の省力化を図ることが求められます。そのため、農林水産省では、最適な土地利用の姿を明確にした上で、開水路の管路化、法面(のりめん)の被覆等による作業の省力化やICTの導入等による作業の効率化を推進することとしています。

図表6-3-6 地域外の民間企業及び法人と連携したい理由



資料:農林水産省「多面的機能支払交付金の施策の評価」(令和6(2024)年8月公表)
注:令和5(2023)年度に実施した調査で、回答数は303組織(複数回答)

(地域における農業水利施設等の保全に係る制度の創設)

人口減少等により集落の共同活動が困難となっていく中で、基幹的農業水利施設の維持管理は主に土地改良区が担い、末端農業水利施設の維持管理は主に地域住民(共同活動)が担うといった従来の役割分担では農業水利施設の保全管理が困難・非効率となる地域も出現してきています。

このような中、地域の農業水利施設等の適切な保全を将来にわたって継続するため、全国土地改良事業団体連合会が開催した「農業水利施設等の保全管理の在り方検討会」を始めとした関係者の議論も踏まえて制度の見直しが進められ、土地改良区が地域の関係者と連携して行う施設等の保全に係る制度の創設等の措置を講ずる「土地改良法等の一部を改正する法律」が第217回通常国会において成立し、令和7(2025)年3月に公布されました。

第4節　地域資源を活用した事業活動の促進

農山漁村が将来にわたって維持・発展していくためには、6次産業化の取組に加え、他分野との組合せの下で農山漁村の地域資源をフル活用する地域資源活用価値創出[1]の取組により、農村における所得の向上と雇用機会の確保を図るとともに、地域に豊富に存在するバイオマスや再生可能エネルギーを有効活用することが重要です。

本節では地域資源活用価値創出とバイオマス・再生可能エネルギーの活用を図る取組について紹介します。

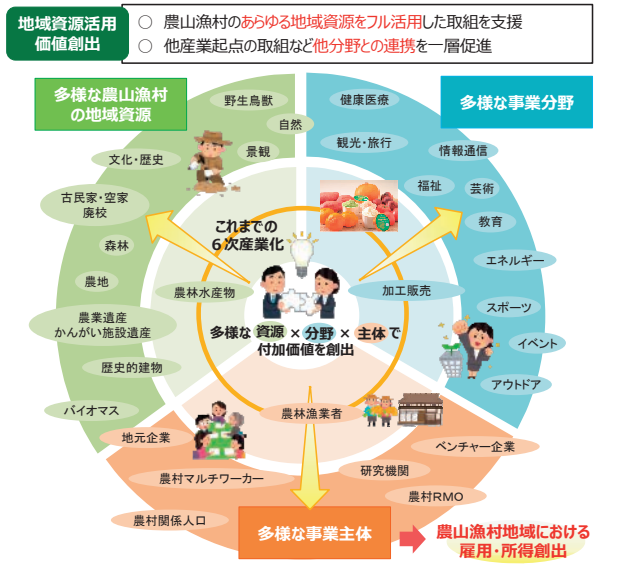
(1) 地域資源活用価値創出の取組の推進

(6次産業化の取組を発展させた地域資源活用価値創出の取組を推進)

農山漁村において人口減少・高齢化が進む中、農林漁業関係者だけで地域の課題に対応することが困難になってきており、これまで農林漁業に携わっていなかった多様な主体を取り込み、農山漁村の活性化を図っていくことが重要となっています。

農山漁村における所得の向上に向けては、農林漁業所得と農林漁業以外の所得を合わせて一定の所得を確保できるよう、多様な就労機会を創出していくことが重要であることから、従来の6次産業化の取組を発展させ、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、観光・旅行や福祉等の他分野と組み合わせて付加価値を創出する「地域資源活用価値創出」の取組を推進しています(**図表6-4-1**)。

図表6-4-1　地域資源活用価値創出の概念図



資料：農林水産省作成

農林水産省では、農林漁業者や地元企業等多様な主体の連携を促しつつ、商品・サービス開発等のソフト支援や施設整備等のハード支援を行うとともに、全国及び都道府県単位に設けた地域資源活用・地域連携都道府県サポートセンターを通じて、専門家派遣等の取組を支援しています。また、各地の優良事例を収集し、全国への横展開等を図ることとしています(**図表6-4-2**)。

さらに、地域資源を活用した多様なビジネスの創出を支援するため、起業促進プラットフォーム「INACOME(イナカム)」の運営を通じて、地域資源を活用したビジネスコンテストや起業支援セミナーの開催、地域課題の解決を望む地方公共団体と企業とのマッチングイベント等の取組を実施しています。

[1] 旧「農山漁村発イノベーション」

図表6-4-2 地域資源活用価値創出の取組例

鶏卵 × 食品、観光 × 観光協会

株式会社デイリーファーム(愛知県常滑市)

「たまごで人をしあわせに」を経営理念に安全・安心で食味が良い卵を生産。卵を使用した洋菓子店や農家レストラン、ベーカリーの展開や観光と連携した体験ツアーの実施等により、地域の関係人口の創出に貢献



林産物 × 食品、昆虫 × 農業者、農協

Pilz株式会社(秋田県横手市)

日本一美味しいしいたけ作りを目指し、県内の広葉樹を原料としたしいたけを生産。廃棄される菌床を加工しカブトムシの幼虫の餌として販売するとともに、カブトムシの排泄物を有機肥料として加工しほうれんそう等の野菜生産に活用



農産物、景観 × 食品、観光 × メディア

有限会社まるせい果樹園(福島県福島市)

40品種以上の果樹を生産し、直売所や観光農園に加え、旬の果物をスイーツとして提供する農家カフェを運営。夜間の来客誘致に向け、メディア等と連携した「夜の果樹園」イベントを実施し、売上げの増加や雇用の創出を実現



資料：農林水産省作成

(事例) 地域資源活用価値創出により、関係人口を創出(高知県)

(1) 様々な分野で地域資源を活用

高知県黒潮町(くろしおちょう)の特定非営利活動法人NPO砂浜美術館(すなはまびじゅつかん)は、アート、スポーツ、防災といった様々な分野において、地域内の食材や資源を積極的に活用することにより、関係人口の創出に取り組んでいます。同法人の職員の約3割は町外出身となっており、同町の海や砂浜といった自然の魅力等に惹かれて活動を始めました。





Tシャツアート展

資料：特定非営利活動法人NPO砂浜美術館

(2) アート、スポーツ、防災といった様々な分野の取組を推進

アート分野では、長さ約4kmの砂浜を美術館に見立て、自然を活かした四季折々のイベントを開催しています。代表的なイベントである「Tシャツアート展」では、約1千枚のデザイン画や写真をTシャツに印刷して砂浜に展示しており、展示等の運営は、県外から参加するボランティアスタッフとともに行っています。

スポーツ分野では、砂浜に隣接している高知県立土佐西南大規模(とさせいなんだいきぼ)公園を活用した合宿やスポーツ大会を開催しています。このようなイベント時には、中山間地域の住民が運営する集落活動センターへ依頼し、地元の食材を使用した食事の提供や地域住民との交流等を行っています。令和5(2023)年度のスポーツツーリズムでの宿泊者数は1万5,043人となり、平成30(2018)年度から約3千人増加しました。

また、防災分野では、南海(なんかい)トラフ地震の津波予測をきっかけに「防災学習プログラム」を実施しており、併せて同プログラムには、ホエールウォッチングやかつおのたたき作りといった自然の恵みを感じることができる体験も組み入れ、自然の脅威と恵みの両面を理解し学習できる仕組みづくりや、中高生の教育旅行の受入れにも取り組んでいます。

(3) ふるさとに誇りを持ち、魅力を自慢できる事業を展開

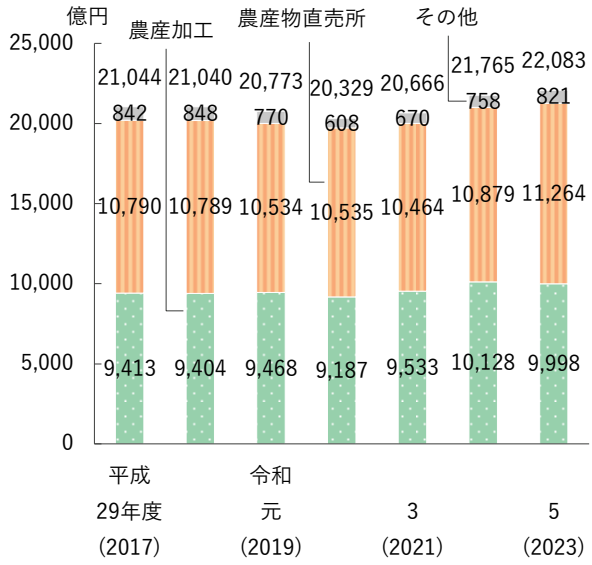
同法人は、高齢化や地域の事業者が減少していく中、関係人口を創出しながら、地域の担い手をどのように確保していくかを課題と考えています。また、地域の子供たちがふるさとに誇りを持ち、同町の自然の美しさや住民の温かさといった魅力を自慢できるような町にする事業を展開していくこととしています。

(6次産業化による農業生産関連事業の年間総販売金額は2兆2,083億円)

地域の農林漁業者が、農林水産物等の生産に加え、加工・販売等を行う6次産業化の取組も引き続き推進しています。6次産業化に取り組む農業者等による加工・直売等の販売金額は、近年横ばい傾向で推移しています。令和5(2023)年度の農業生産関連事業の年間総販売(売上)金額は、農産物直売所等の増加により前年度に比べ318億円増加し2兆2,083億円となっています(**図表6-4-3**)。

また、六次産業化・地産地消法[1]に基づく総合化事業計画[2]の認定件数は、令和7(2025)年3月末時点の累計で2,646件となっています。

図表6-4-3 農業生産関連事業の年間総販売(売上)金額



資料:農林水産省「6次産業化総合調査」
注:「その他」とは、観光農園、農家民宿、農家レストランの合計

(農村への産業の立地・導入を促進)

農林水産省では、農業と産業の均衡ある発展と雇用構造の高度化に向けて、農村地域への産業の立地・導入を促進するため、農村産業法[3]に基づき、都道府県による導入基本計画、市町村による導入実施計画の策定を推進するとともに、税制等の支援措置の積極的な活用を促しています。

令和6(2024)年3月末時点の市町村による導入実施計画に位置付けられた計画面積は約1万8千haであり、同計画において、産業を導入すべき地区として定められた産業導入地区における企業立地面積は全国で約1万3,900ha、操業企業数は6,935社、雇用されている就業者は約46万人となっています。

(地域の稼ぐ力の向上を促進)

近年、特定の地域に拠点を置き、地域の特産品や観光資源を活用した商品・サービスの域外への販売を主たる事業とする「地域商社」と呼ばれる事業体が全国各地で見られており、地域経済の活性化や地域の稼ぐ力の向上に重要な役割を果たしています。

内閣官房及び内閣府では、地域資源の価値の向上等により、地方の社会的課題の解決に資する取組を行う者(地域商社を含む)を支援するため、ポータルサイトを開設し、経営課題の解決に向けた優良事例の普遍化や情報共有を支援しています。

また、農林水産省では、食品等の物流改革に向けた取組として、物流の標準化、デジタル化・データ連携等の支援や、GFP[4]の活用による輸出に取り組む事業者支援、農林漁業者・食品事業者と地域商社の販路拡大支援や商材の紹介等を行っています。

---

[1] 正式名称は「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」
[2] 六次産業化・地産地消法に基づき、農林漁業経営の改善を図るため、農林漁業者等が農林水産物や副産物(バイオマス等)の生産とその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画
[3] 正式名称は「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」
[4] 第3章第2節を参照

(2) バイオマスや再生可能エネルギーの利活用の推進

(農山漁村や都市部におけるバイオマスの総合的な利用を推進)

持続的に発展する経済社会の実現や循環型社会の形成には、みどり戦略に基づき、農林水産業から生じる家畜排せつ物や林地残材(りんちざんざい)、食品産業から生じる食品廃棄物等のバイオマスを製品やエネルギーとして活用するなど、地域資源の最大限の活用を図ることが重要であり、地域の未利用資源等を地域の農林漁業関連施設等で循環利用する「農林漁業循環経済地域」の取組を進めることとしています。

令和4(2022)年9月に閣議決定した「バイオマス活用推進基本計画」では、農山漁村だけでなく都市部も含め、新たな需要に対応した総合的なバイオマスの利用を推進することとしており、地域の様々な関係者間の連携により、地域主体でバイオマスの活用を推進し、持続可能な循環型社会の構築を目指しています。同計画では、全都道府県において、令和12(2030)年度までにバイオマス活用推進計画を策定し、全市町村においても、バイオマス関連計画を活用することとしています。このため、農山漁村や都市部に存在するバイオマスについて、種類ごとの利用率の目標を設定し、堆肥や飼料等の既存の利用に支障のないよう配慮しつつ、バイオガス等の高度エネルギー利用を始め、より経済的な価値を生み出す高度利用を推進しています。

また、地域のバイオマスを活用したグリーン産業の創出と地域循環型エネルギーシステムの構築を図ることを目的として、経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境に優しく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域を、関係府省が共同で「バイオマス産業都市」として選定しています。令和6(2024)年度においては新たに1市をバイオマス産業都市に選定し、選定された地域は、累計で104市町村となりました。バイオマス産業都市に選定された地域に対して、地域構想の実現に向けた各種施策の活用、制度・規制面での相談・助言等を含めた支援のほか、バイオマスの活用を促進する情報発信、技術開発・普及、人材の育成・確保等を行っています。



中山間地域で資源循環と農業の持続的発展を図る施設

資料：岡山県真庭市

バイオマスの活用の推進

URL：https://www.maff.go.jp/j/shokusan/biomass/

(事例) もみ殻や稲わらを活用して、循環型社会の形成を目指す(秋田県)

(1) 「自然エネルギー100%の村づくり」を目指す

秋田県大潟村(おおがたむら)では、基幹産業である稲作から生じるもみ殻や稲わらといったバイオマスを活用した循環型社会の形成に取り組み、「自然エネルギー100%の村づくり」を目指しています。



(2) バイオマス利用の効率化・高度化のために2つの事業を展開

同村で発生するバイオマスの大部分はもみ殻や稲わらです。これらは農地還元や暗渠(あんきょ)資材へ利用されていますが、バイオマス利用の更なる効率化・高度化を図るために2つの事業に取り組んでいます。

1つ目の「もみ殻燻炭(くんたん)プロジェクト」では、もみ殻をボイラーで燃焼させ、公共施設に熱供給して同村内の熱需要を賄うほか、燃焼後の燻炭は同村の農家向けに土壌改良剤として販売することを目指しています。

2つ目の「バイオガスプロジェクト」では、稲わら等をメタン発酵施設でバイオガスに変換するほか、バイオガス発生後に残った液肥は有機肥料として同村内の水田や畑で使用する予定です。水田へのすき込みによる温室効果ガス発生を避けることで地球温暖化対策に貢献できることに加え、液肥の利用を通じて循環型農業を実現することが期待されています。

今後は、実用化に向けてプロジェクトを展開していくとともに、生産者の収益向上やバイオマスを活用して栽培した米のブランド化に取り組み、稲作とその生産者を支える新たな仕組みづくりに貢献していくこととしています。



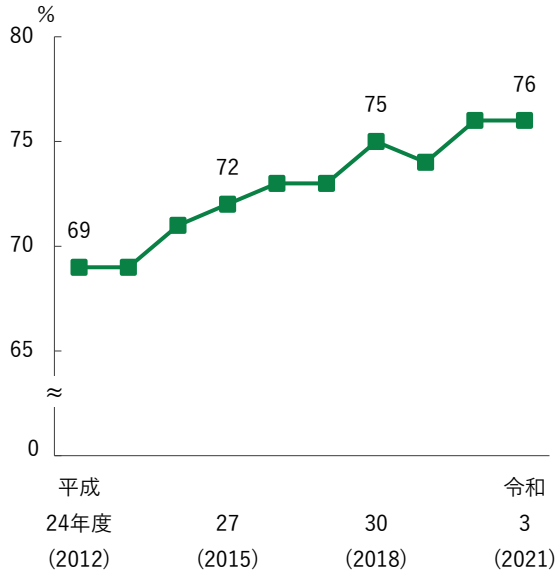
メタン発酵施設

資料：秋田県大潟村

(バイオマスの利用率は76%)

令和3(2021)年度のバイオマス利用率は76%となっています(**図表6-4-4**)。バイオマス活用推進基本計画では、対象とするバイオマスの種類を拡大し、令和12(2030)年には、バイオマスの年間産出量の約8割を利用することとしています。

図表6-4-4 バイオマスの利用率



資料：農林水産省作成

(バイオマスを活用した技術開発が進展)

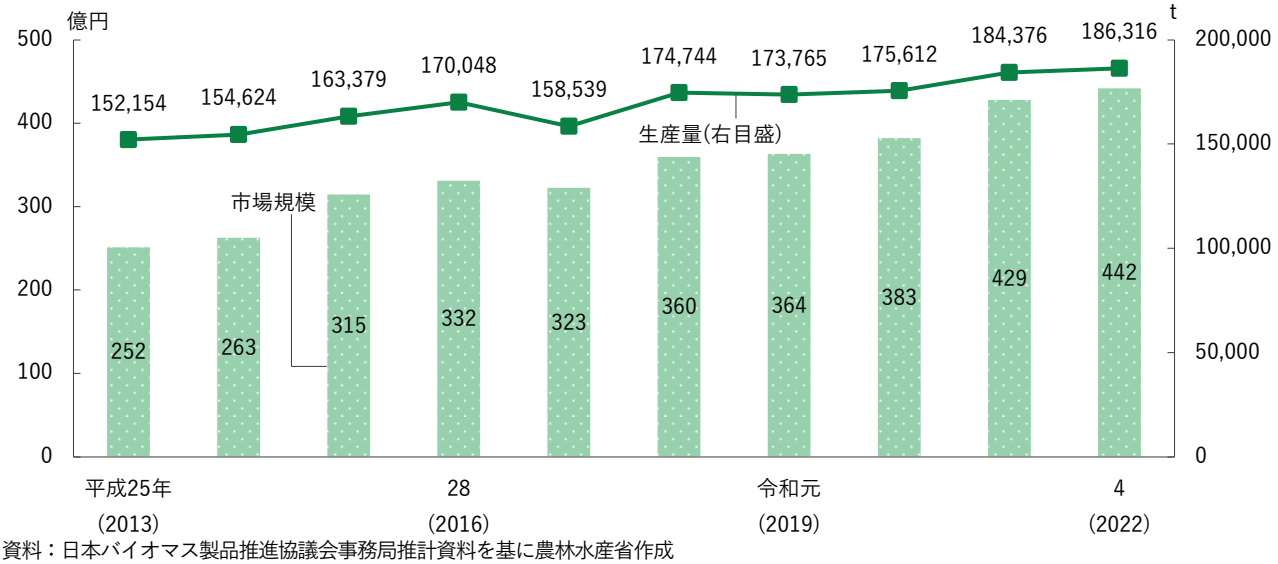
製品やエネルギーの各分野において、バイオマスを活用した技術開発が進められており、バイオマス活用推進基本計画では、これらの社会実装を見込むイノベーションを通じて、製品やエネルギーの産業化が進展することを前提とし、製品・エネルギー市場のうち、国産バイオマス関連産業の市場シェアを令和元(2019)年の約1%から令和12(2030)年に約2%に拡大することを目指すこととしています。

このうち、航空分野の脱炭素化に向けたSAF[1]の導入促進については、令和12(2030)年時点の本邦航空会社の燃料使用量の10%をSAFに置き換えるという目標の達成に向け、「持続可能な航空燃料(SAF)の導入促進に向けた官民協議会」において議論が進められています。導入促進に当たっては、国際競争力のある価格の国産SAFの開発・製造や原料のサプライチェーンの構築等が課題となっており、それら課題の解決に向け、引き続き官民が連携していく必要があります。なお、足下の原料である廃食用油については、飲食店等から出る事業系のものはそのほとんどが回収され、配合飼料等の原料として再利用されていますが、近年では海外輸出も増加していることから、既存需要に配慮しつつ、できる限り国内で有効に再利用を図っていくことが重要です。他方、家庭から出る廃食用油は、SAFを始め、石けんや塗料、バイオディーゼル燃料等の様々な製品の原料として再利用することができますが、回収が進んでいない状況です。

農林水産省では、家庭から出る廃食用油の循環利用に向けた機運を高めるため、令和6(2024)年度に「廃食用油×MAFFチャレンジ」を実施し、廃食用油が再生資源として活用されるよう回収に向けた取組を呼び掛けるとともに、農林水産省本省に勤務する職員の家庭から出た廃食用油の回収に取り組みました。

さらに、バイオマス製品としてのマテリアル利用は加速しており、市場規模の成長が期待されています(**図表6-4-5**)。植物等のバイオマスを1割以上含む製品であることを示すバイオマスマークの認定商品数は令和5(2023)年12月時点で約1,900件にのぼり、包装資材や日用品といったバイオマス素材を使う製品は広がりを見せています。

図表6-4-5 バイオマス製品の生産量と市場規模



資料：日本バイオマス製品推進協議会事務局推計資料を基に農林水産省作成

[1] Sustainable Aviation Fuelの略であり、持続可能な航空燃料のこと

(バイオマスの活用による農山漁村の活性化や所得向上に向けた取組を推進)

意欲ある農林漁業者を始め、地域の多様な事業者が、農山漁村に由来する資源と産業を結び付け、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農山漁村の6次産業化は、我が国の農山漁村を再生させるための重要な取組です。

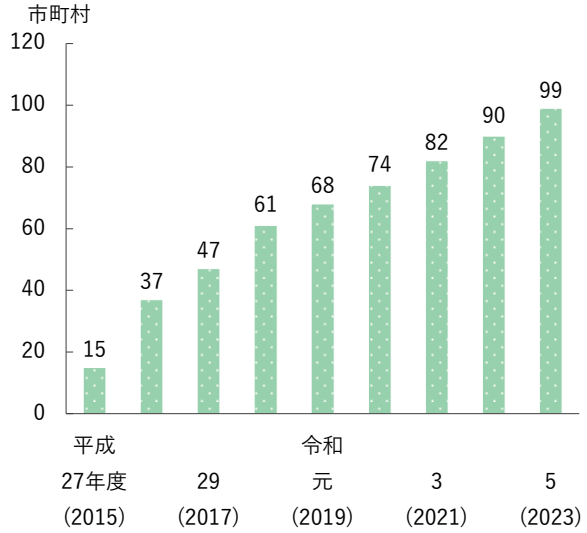
農林水産省では、みどり戦略に基づき、バイオマスの持続的な活用に向け、その供給基盤である食料・農林水産業の生産力向上と持続性を確保するとともに、重要な地域資源である農地において、荒廃農地の発生防止の観点から資源作物の栽培の可能性についても検討を進めることとしています。

また、更なるバイオマスの活用に向けた新たな取組を関係府省等と連携し推進することにより、地域の活性化や所得向上を推進することとしています。

(農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画を作成した市町村数は99に増加)

みどり戦略においては、温室効果ガス削減のため、令和32(2050)年までに目指す姿として、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入に取り組むこととしています。それに伴い、農山漁村が持つ食料供給機能や国土保全機能の発揮に支障を来さないよう、農林水産省では、農山漁村再生可能エネルギー法[1]に基づき、市町村、発電事業者、農業者等の地域の関係者から成る協議会を設立し、地域主導で農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電を行う取組を促進しています。

図表6-4-6 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画作成市町村数(累計)



資料:農林水産省作成
注:各年度末時点の数値

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画を作成し、再生可能エネルギーの導入に取り組む市町村数については、令和5(2023)年度は前年度に比べ9市町村増加し99市町村となりました(**図表6-4-6**)。また、農山漁村再生可能エネルギー法を活用した再生可能エネルギー発電施設の設置数も年々増加しており、設備整備者が作成する設備整備計画の認定数は、令和5(2023)年度末時点で120となりました。

(営農型太陽光発電の取組面積が拡大)

農地に支柱を立て、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う営農型太陽光発電は、農業生産と再生可能エネルギーの導入を両立し、適切に取り組めば、作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できる有用な取組です。その取組面積については年々増加しており、令和4(2022)年度は前年度に比べ222ha増加し1,209haとなりました(**図表6-4-7**)。

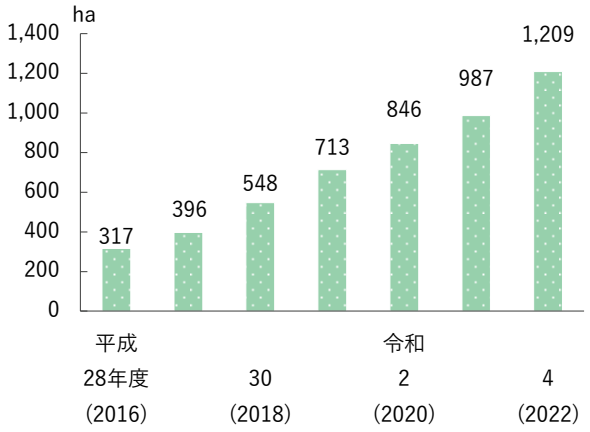
[1] 正式名称は「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」

一方、太陽光パネル下部の農地において作物の生産がほとんど行われないなど、農地の管理が適切に行われず営農に支障が生じている事例も増えており、その件数は同年度末時点で存続している取組のうち約2割となっています(**図表6-4-8**)。

事業者に起因して支障が生じている取組に対しては、農業委員会又は農地転用許可権者により、事業者に対する営農状況の改善に向けた指導が行われていますが、指導に従わなかった結果、事業の継続に必要な農地転用の再許可が認められないようなケースも発生しています。

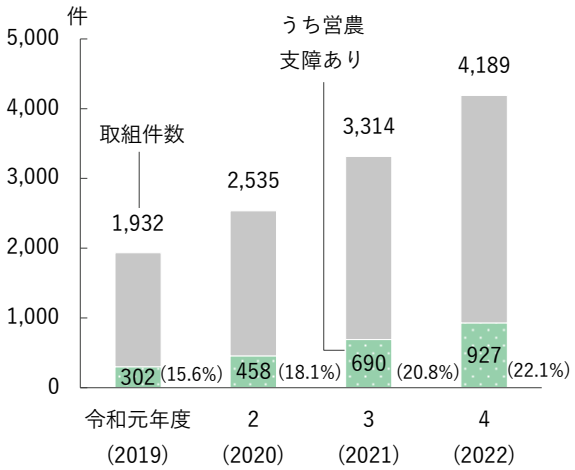
このため、太陽光パネルの下部の農地における営農が適切に行われるよう、農地法や再エネ特措法[1]等の関係法令に違反する事例に対して、厳格に対処するなどの対応が必要であり、令和6(2024)年3月に一時転用の許可基準等の法令への位置付けのほか、ガイドラインの作成を行いました。営農型太陽光発電については、望ましい取組を整理するとともに、適切な営農の確保を前提に市町村等の関与の下、地域活性化に資する形で推進することとしています。

図表6-4-7 営農型太陽光発電の取組面積



資料：農林水産省作成
注：令和4(2022)年度末時点の数値

図表6-4-8 下部農地での営農への支障の発生状況



資料：農林水産省作成
注：各年度末時点で存続している取組件数(各年度新規許可分は除く。)

[1] 正式名称は「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」

第5節　国内外からの関心を惹きつける農泊の推進

「農泊」は、農山漁村に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむことにより、農山漁村の所得向上と関係人口の創出・拡大等を図る重要な取組です。また、訪日外国人旅行者(以下「インバウンド」という。)の増加に伴い、農泊地域へのインバウンド誘客体制を重点的に強化し、農山漁村への更なるインバウンド受入れを図る取組が重要となっています。

本節では、国内外からの関心を惹きつける農泊を目指した様々な取組について紹介します。

(農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図る農泊を推進)

近年、農山漁村において農家民宿や古民家を活用した宿泊施設等に滞在し、我が国ならではの伝統的な生活体験や農村の人々との交流を通じて、その土地の魅力に触れる農山漁村滞在型旅行である「農泊」への関心が高まっています。

農林水産省では、農山漁村において「農泊」を持続的なビジネスとして推進し、農山漁村における所得の向上や雇用の増大を図るため、農泊に取り組もうとする地域に対し、体制整備、食事・体験に関する観光コンテンツの開発、古民家を活用した宿泊施設の整備等を支援しています。

農泊を推進する狙いは、古民家・ジビエ・棚田といった農山漁村ならではの地域資源を活用した様々な観光コンテンツを提供し、農山漁村への長時間の滞在と消費を促すことにより、農山漁村における「しごと」を作り出し、持続的な収益を確保して地域に雇用を生み出すとともに、農山漁村への移住・定住も見据えた関係人口の創出の入口とすることにあります。

観光庁等と連携しつつ、地域内の関係者を包含した実施体制を構築し、食、文化、歴史、景観等の農山漁村ならではの多様な地域資源を活用して、インバウンドを含む旅行者の農山漁村への誘客促進や、宿泊単価等の向上(高付加価値化)に資する取組を推進することとしています。

「農泊」の推進について

URL：https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/nouhaku_top.html

（事例）地域ならではの「特別な体験」を提供する農泊を推進（和歌山県）

(1) 農林水産業振興と観光振興を目指す取組を実施

和歌山県那智勝浦町の太田川流域農泊振興協議会は、宿泊、食事、体験・交流を担う多様な関係者が連携することで、地域農産物ブランド化と知名度向上につなげ、農林水産業と観光の振興を掛け合わせた地域づくりや、地方創生を目指す取組を実施しています。

(2) 地域資源であるお寺を活用した農泊事業を展開

同協議会は、農家民宿や宿坊での「宿泊」、地元で採れた食材を活用したヴィーガンやハラールに対応した「食事」の提供、地域特産のいちごやお茶、米等に関わる農業体験、坐禅体験等の「体験プログラム」を組み合わせた農泊事業を展開するとともに、関係者の多くが多言語対応可能であることから、国内外に向けて積極的な情報発信にも取り組んでいます。また、人口減少が大きな問題となっている当該地域においては、定期的な意見交換を実施することで関係者以外の方々とも連携体制を構築し、地域資源を活用した多様な取組による雇用創出や、地域での様々な体験を通じた「暮らし」をアピールすることで、地域外からの移住にもつなげたいとしています。

(3) 地域住民に愛されながら持続的に収益を確保する取組を推進

同協議会の関係者である大泰寺では、本堂の一部と離れを宿泊施設として提供しており、坐禅、写経及び仏像鑑賞といった、「特別な体験」を行うことができます。その他、地域の間伐材を活用したテント式サウナやキャンプといった豊かな自然と非日常を感じられるプログラムも提供しています。また、同寺においてもスタッフの多くが英語対応可能であることも魅力の一つであり、宿泊者の約8割が外国人となっています。

同寺を始め、お寺を宿泊施設として整備することは、災害時における避難所としての活用にもつながること、また、地元に増えつつある廃寺を活用する場合は、防犯・防獣の効果もあることから、今後ともお寺を地域住民に愛される場所として存続させ、持続的に収益を確保できる取組を引き続き推進していくこととしています。





大泰寺での写経体験
資料：太田川流域農泊振興協議会



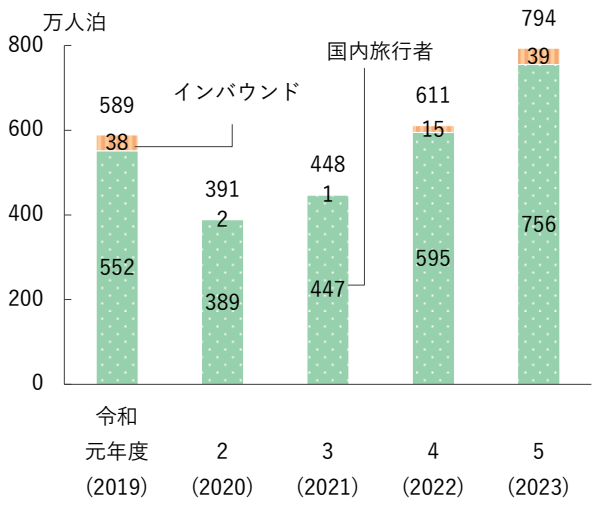
田植え体験
資料：太田川流域農泊振興協議会

(農泊地域の延べ宿泊者数の目標を達成)

令和5(2023)年3月に閣議決定した政府の「観光立国推進基本計画」において、令和7(2025)年までの目標として、日本人の地方部[1]延べ宿泊者数を令和元(2019)年水準の3.0億人泊から3.2億人泊に約5%増加させ、インバウンド数の令和元(2019)年水準である3,188万人を超えることを目指しています。これを踏まえ、農泊地域においても、新規に農泊に取り組む地域やインバウンドの需要の増加を考慮して、令和7(2025)年度までに700万人泊とすることを目標としています。

令和5(2023)年度における農泊地域の延べ宿泊者数は、前年度に比べ183万人泊増加し794万人泊となり、目標を達成しました(**図表6-5-1**)。また、インバウンドの延べ宿泊者数は前年度に比べ23万人泊増加し39万人泊となりました。

図表6-5-1 農泊地域の延べ宿泊者数



資料：農林水産省作成

(「農泊インバウンド受入促進重点地域」の40地域を支援)

農泊推進実行計画で策定された、令和7(2025)年度までに農泊地域の年間延べ宿泊者数に占めるインバウンドの割合を10%とする目標の達成に向け、農泊地域へのインバウンドの受入れを促進し、地方誘客と地方消費をより一層促すことが重要となっています。そのため、農林水産省では、「農泊インバウンド受入促進重点地域」の40地域に対し、関係機関と連携した農泊の魅力を発信する海外向けのプロモーションと、ソフト・ハード両面での受入環境整備を支援することを通じて、農泊地域へのインバウンド誘客体制を重点的に強化し、更なるインバウンド受入れを図っていくこととしています。

(地域協議会を中心とした農泊推進に向けた取組を後押し)

農泊の取組の実践に当たっては、地方公共団体や観光協会を始め、地域の様々な組織や団体が参画する地域協議会において、地域の意思統一を図りながら進めていくことが重要となっています。地域協議会は、地域としての農泊のビジョンや地域一体となって行う事柄について合意し、組織をリードする「リーダー」と観光コンテンツ等を提供する関係者との間でその内容を共有する場となること等が期待されています。農林水産省では、農泊の運営主体となる地域協議会等に対して、地域資源を活用した体験プログラムや食事メニューの開発といったソフト対策と、空き家や古民家等の施設整備といったハード対策の両面から一体的に支援を行うこととしています。

[1] 地方部とは、三大都市圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県)以外の地域

第6節 中山間地域等の振興

中山間地域[1]は、食料生産の場として重要な役割を担う一方、傾斜地等の条件不利性とともに、人口減少や高齢化、担い手不足、荒廃農地[2]の発生、鳥獣被害の発生といった厳しい状況に置かれており、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を推進していく必要があります。

本節では、中山間地域等の振興を図る取組について紹介します。

(1) 中山間地域農業の振興

(中山間地域の農業産出額は全国の約4割)

我が国の人口の約1割、総土地面積の約6割を占める中山間地域は、農業経営体数、農地面積、農業産出額ではいずれも全国の約4割を占めており、我が国の食料生産を担うとともに、国土の保全、水源の涵養、豊かな自然環境の保全や良好な景観の形成といった多面的機能の発揮においても重要な役割を担っています(**図表6-6-1**)。

一方、中山間地域には傾斜地が多く存在し、圃場の大区画化や大型農業機械の導入、農地の集積・集約化等が容易ではないため、規模拡大等による生産性の向上が平地に比べ難しく、営農条件面で不利な状況にあります。経営耕地面積規模別の農業経営体数の割合を見ると、1.0ha未満については、平地農業地域で約4割であるのに対し、中間農業地域、山間農業地域では共に約6割となっています(**図表6-6-2**)。

また、中山間地域では、このような営農条件の不利性に加え、人口減少・高齢化に伴う担い手の不足や鳥獣被害の発生といった厳しい条件に置かれており、農業生産活動を維持するために総合的な施策を講ずる必要があります。

図表6-6-1 中山間地域の主要指標

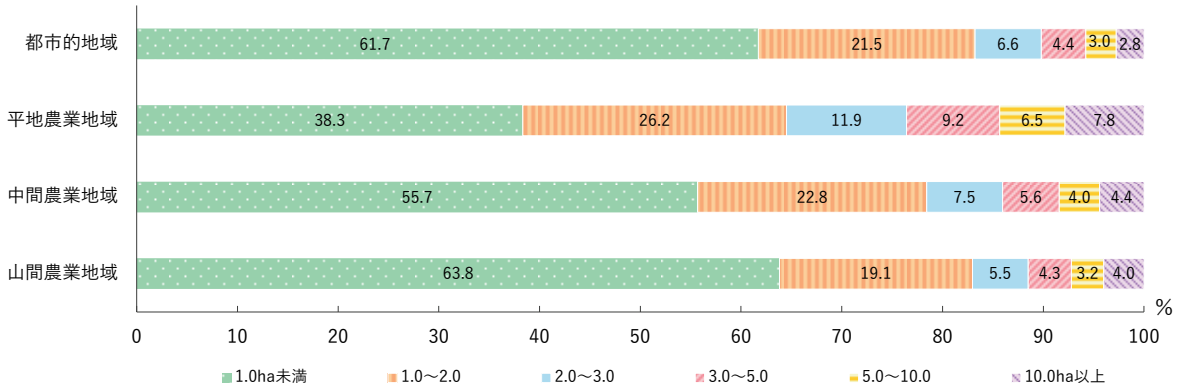
	全国	中山間地域	割合
人口(万人)	12,615	1,336	10.6%
農業経営体数(千経営体)	1,076	459	42.7%
農地面積(千ha)	4,372	1,667	38.1%
農業産出額(億円)	89,557	35,856	40.0%
総土地面積(千ha)	37,798	24,124	63.8%

資料：農林水産省作成

注：1) 人口は、総務省「令和2年国勢調査」の数値。ただし、中山間地域については農林水産省が推計した数値
2) 農業経営体数は、農林水産省「2020年農林業センサス」の数値
3) 農地面積は、農林水産省「令和2年耕地及び作付面積統計」の数値。ただし、中山間地域については農林水産省が推計した数値
4) 農業産出額は、農林水産省「令和2年生産農業所得統計」の数値。ただし、中山間地域については農林水産省が推計した数値
5) 総土地面積は、農林水産省「2020年農林業センサス」の数値
6) 農業地域類型区分は令和5(2023)年3月改訂のもの

[1] 農業地域類型区分の中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域のこと
[2] 第2章第2節を参照

図表6-6-2 農業地域類型別の経営耕地面積規模別農業経営体数の割合



資料：農林水産省「2020年農林業センサス」を基に作成
注：1）農業地域類型区分は令和5(2023)年3月改訂のもの
2）「経営耕地なし」の農業経営体を除く。

(中山間地域等の特性を活かした複合経営等を推進)

中山間地域を振興していくためには、地形的制約等がある一方、清らかな水、冷涼な気候等を活かした農作物の生産が可能である点を活かし、需要に応じた市場性のある作物や現場ニーズに対応した技術の導入を進めるとともに、耕種農業のみならず畜産、林業を含めた多様な複合経営を推進することで、新たな人材を確保しつつ、小規模農家を始めとした多様な経営体がそれぞれにふさわしい農業経営を実現する必要があります(**図表6-6-3**)。

このため、農林水産省では、中山間地域等直接支払制度により生産条件の不利を補正しつつ、中山間地農業ルネッサンス事業等により、多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現や、地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承に向けた取組を総合的に支援しています。また、米、野菜、果樹等の作物の栽培や畜産、林業も含めた多様な経営の組合せにより所得を確保する複合経営を推進するため、農山漁村振興交付金等により地域の様々な取組を支援しています。

図表6-6-3 中山間地域における複合経営の取組例

奥久慈水穂村(茨城県大子町)

周囲を山々に囲まれた盆地で水稲や野菜等の栽培と和牛の繁殖の複合経営を実施





合同会社蒜山耕藝(岡山県真庭市)

水稲や小麦、大豆等の穀物類と少量多品目の野菜の栽培、加工品の製造、販売の複合経営を実施





資料：株式会社農都共生総合研究所「中山間地域農業の複合経営魅力物語2024やまふところ」を基に農林水産省作成

(山村への移住・定住を進め、自立的発展を促す取組を推進)

振興山村[1]は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全や良好な景観の形成、文化の伝承等に重要な役割を担っているものの、人口減少や高齢化等が他の地域より進んでいることから、国民が将来にわたってそれらの恵沢を享受することができるよう、地域の特性を活かした産業の育成による就業機会の創出､所得の向上を図ることが重要となっています。

農林水産省では、地域の活性化・自立的発展を促し、山村への移住・定住を進めるため、地域資源を活かした商品の開発等に取り組む地域を支援しています。こうした取組と併せて、農産加工品等を販売する直売所を整備し、地域の農業所得を向上させるなど、UIターンを促進するだけでなく定住人口を確保する取組が進展している地域も出てきています。

山村の自立的発展の取組を更に持続的なものとするため、山村の有する多面的機能及び地域資源を産業の振興につなげ、これらの産業や地域社会を支える人材の確保等を進める必要があります。このことから、山村振興法について期限を10年間延長するとともに、移住・定住施策のほか、関係人口の増加の促進を明確化し、同法における配慮規定の充実を図る「山村振興法の一部を改正する法律」が第217回通常国会において議員立法により成立し、令和7(2025)年3月に公布されました。

(36道府県の97地域を「デジ活」中山間地域に登録)

人口減少・高齢化が進行し条件不利な中山間地域等は、一方で豊かな自然や魅力ある多彩な地域資源・文化等を有し、次の時代につなぐ価値ある拠点としての可能性を秘めています。「デジ活」中山間地域は、基幹産業である農林水産業の「仕事づくり」を軸として、地域資源やデジタル技術を活用し、内外の多様な人材を巻き込みながら、社会課題解決に向けて取組を積み重ねることで活性化を図る地域であり、令和4(2022)年12月に閣議決定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(令和5(2023)年12月改訂)におけるモデル地域ビジョンの一つとして位置付けられています。

「デジ活」中山間地域として登録された地域においては、農林水産業に関する取組を中心に、高齢者の見守り、買物支援、地域交通等の様々な分野の取組が計画されています。令和6(2024)年11月時点で、36道府県の97地域を「デジ活」中山間地域に登録し、農林水産省を始めとした関係府省庁が連携して、職員による現地訪問、施策紹介、申請相談、関連施策による優遇措置等により、その取組を支援しています。

令和6(2024)年度からは、国の職員によるサポートを強く希望する地域や、地域課題が明確化しており国の施策の活用を検討している地域を重点伴走支援先とし、地域の課題やニーズに応じて構成した関係府省庁支援チームが一堂に会する意見交換会を開催するなど、地域の課題に沿った関係府省庁の制度や補助事業等を活用した継続的な支援を実施しています。

[1] 山村振興法に基づき指定された区域。令和6(2024)年4月時点で、全市町村数の約4割に当たる734市町村において指定

(事例) デジタル技術を活用して高齢者の生活支援や農用地の保全を推進(島根県)

(1) 地域のビジョンを策定し、実現を目指して農村RMO事業を展開

島根県出雲市の佐田地域では、地域内の人口減少や高齢化の加速、地域経済の停滞等を課題として、令和4(2022)年3月に地域のビジョンとなる「さだ未来ビジョン」を策定しました。同ビジョンでは、共通ミッションとして「農業・農村環境の維持」を掲げ、生活福祉分野、教育子育て分野、仕事定住分野、交流発信分野の各分野において未来像と取組方針を定めています。また、同ビジョンの具体化のため、農村RMO形成推進事業に着手し、推進組織として自治協会を中心とする佐田地域づくり協議会を設置しました。





自動抑草ロボットによる雑草防除の様子
資料：佐田地域づくり協議会

(2) 高齢者の生活支援や農用地の保全にデジタル技術を活用

同協議会では、農業、商工、福祉、学校等の関係団体と協力し、高齢者の生活支援や農用地保全等に取り組んでいるほか、「デジ活」中山間地域に登録しこれらの活動の中でデジタル技術の活用を推進しています。

生活福祉においては、高齢者の生活支援として、地域内の利用会員が抱える住宅周辺の草刈りといったお困りごとに対し、同地域内で手伝いができる応援会員が有償で対応する「佐田おたすけ隊」を令和6(2024)年から開始しました。地元IT企業と連携して応援会員への連絡、作業管理や利用会員とのマッチングを行うアプリを開発し、業務の効率化につながっています。また、農用地の保全に関しては、水田作におけるドローン防除や自動抑草ロボットによる雑草防除、水管理システムの導入に取り組んでいます。

(3) 共助の精神を大切にし、安心して暮らせる地域づくりを推進

同協議会では、今後ともデジタル技術を活用した生活支援等の取組を継続するとともに、新たに農用地の草刈りにも対応できる組織を形成し、さらには集落協定の広域化も視野に入れています。住民とのコンセンサス形成や住民同士の共助の精神を大事にしながら自立的な地域社会の構築を目指すこととしています。

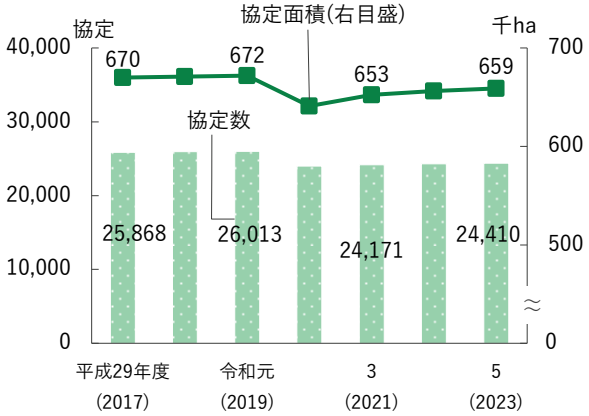
(2) 中山間地域等直接支払制度の現状と課題

(中山間地域等直接支払制度の協定数は前年度に比べ増加)

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域において、条件不利性を補正して農業生産活動の継続を支援する制度として平成12(2000)年度から実施してきており、平成27(2015)年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいた措置として実施しています。

令和5(2023)年度の同制度の協定数は前年度に比べ98協定増加し2万4千協定となり、協定面積は前年度に比べ3.2千ha増加し65万9千haとなりました(**図表6-6-4**)。

図表6-6-4 中山間地域等直接支払制度の協定数と協定面積



資料：農林水産省作成
注：1) 協定面積は、協定の対象となる農用地の面積
2) 各年度末時点の数値

（中山間地域等直接支払制度の協定間の連携と共同活動の活性化に向けた支援が重要）

令和6(2024)年8月に公表した「中山間地域等直接支払制度(第5期対策)の最終評価」によると、第5期対策にて減少が防止されたと推計される農用地面積は約8.4万haとなりました。

協定面積が小さく、参加者数が少ない小規模な集落協定では活動の廃止意向を示す協定の割合が高く、その理由の多くは「リーダーや参加者の高齢化」となっています。一方、これらの協定は広域化にそもそも消極的な傾向があることから、共通の課題を有する複数の集落協定間の連携や、農業者のみならず多様な組織等が協定活動に参画するための体制づくりを進めることが重要です。

また、協定農用地の保全や農道・水路等の維持管理に係る活動に加え、農作業の効率化や農産物の高付加価値化といった農業生産活動の継続につながる幅広い活動を促すため、生産性向上加算等の加算措置により地域における共同活動の活性化等に資する取組を引き続き支援していくことも重要です。

（事例）中山間地域等直接支払制度を活用してかんきつ産地を活性化(三重県)

(1) 広域協定を締結し、園地を継続

三重県南伊勢町はかんきつの一大産地ですが、人口減少や高齢化により担い手が減少し、園地の維持が困難となる地域が増えたことから、平成12(2000)年から中山間地域等直接支払制度への取組を活用しています。同制度に基づき設立された複数の集落協定では、それぞれが獣害対策や加工品の開発等に取り組んできましたが、更なる担い手の減少により集落協定を小集落単位で継続していくことが困難となったことから、平成30(2018)年に南勢中山間集落協定として広域協定を締結し、産地全体の方向性について検討を行うこととしました。





南伊勢町のみかん園地

資料：南勢中山間集落組織

(2) 将来を見据えた園地動向調査で、集落戦略を作成

同協定では、産地全体の方向性を検討するに当たり、生産者の団体である南勢産地協議会と連携し、今後の農地管理についてアンケートを実施し、令和4(2022)年6月に10年先を見据えた集落戦略を作成しました。アンケートでは、将来手放す意向がある園地や園地の後継者の有無等を調査し、その意向を基に色分けした地図も作成しています。このアンケートは広域協定により毎年継続して行われており、集落戦略の推進を図る一助となっています。

(3) 地域のブランドを守るために多様な人材を活用

将来にわたり地域としてのブランドを守っていくためには、かんきつの生産や園地をできる限り維持していく必要があります。

同協定では、産地協議会等と連携し、集落戦略に基づく産地一体の取組を継続するとともに、新規就農者として将来就農が期待される地域おこし協力隊の受入れを継続するなど、多彩な人材により労働力の確保を図る方針です。また、同町内の学校給食へのうんしゅうみかん等の提供を通じて子供たちに職業としての農業に関心を持ってもらうとともに、みかん狩り体験等を通じて地域外から人を呼び込むことにも取り組んでいくこととしています。

第7節 鳥獣被害対策とジビエ利活用の促進

野生鳥獣による農作物被害は、営農意欲の減退をもたらし耕作放棄や離農の要因になるなど、農山漁村に深刻な影響を及ぼしています。このため、被害防止のために捕獲を進めるだけでなく、有害鳥獣をプラスの存在に変えていくことが重要であり、ジビエ利活用の拡大に向け、より安全なジビエの提供や消費者のジビエに対する安心の確保を図る取組等が必要となっています。

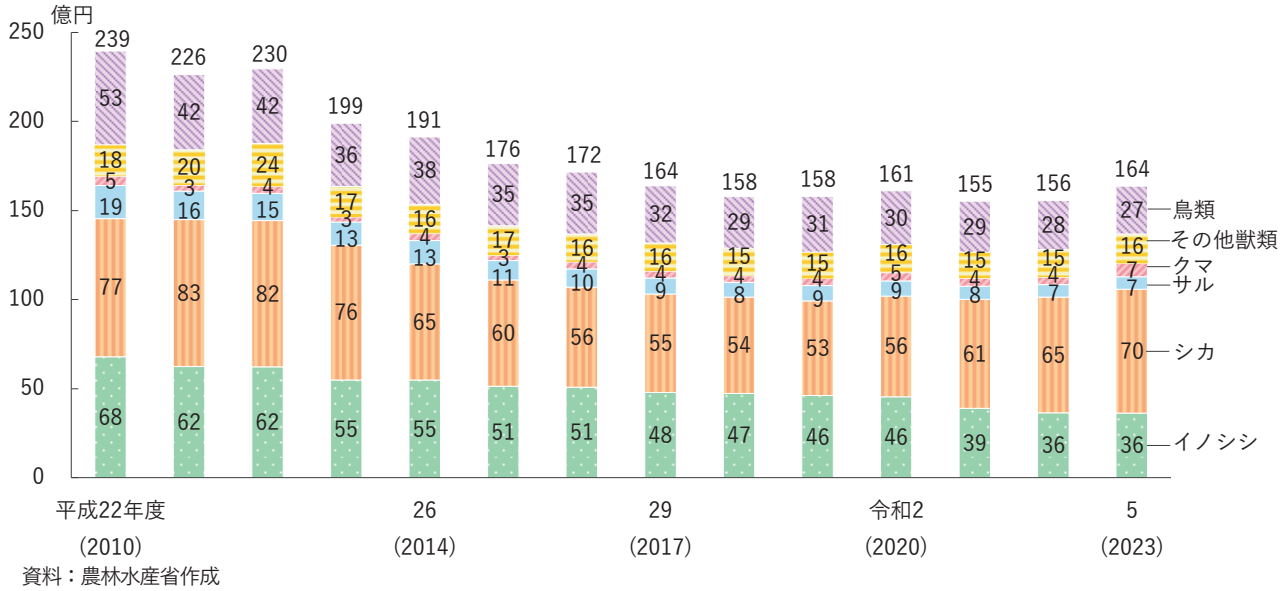
本節では、鳥獣被害対策やジビエ利活用等に向けた取組について紹介します。

(1) 鳥獣被害対策の推進

(野生鳥獣による農作物被害額は前年度に比べ増加)

シカやイノシシ、サル等の野生鳥獣による農作物被害額は、平成22(2010)年度の239億円をピークに減少傾向で推移しましたが、令和5(2023)年度は、捕獲強化の取組等によりイノシシ等による被害額が減少したものの、北海道等で被害額が増加したことによりシカの被害額が増加したことや、堅果類の不作等によりクマの出没が増え被害額が増加したこと等から、前年度に比べ8億円増加し164億円となりました(**図表6-7-1**)。鳥獣種類別に見ると、シカによる被害額が70億円で最も多く、次いでイノシシが36億円、鳥類が27億円となっています。また、令和5(2023)年度のクマ類による農作物被害額は前年度に比べ3億円増加し7億円となりました。

図表6-7-1 野生鳥獣による農作物被害額



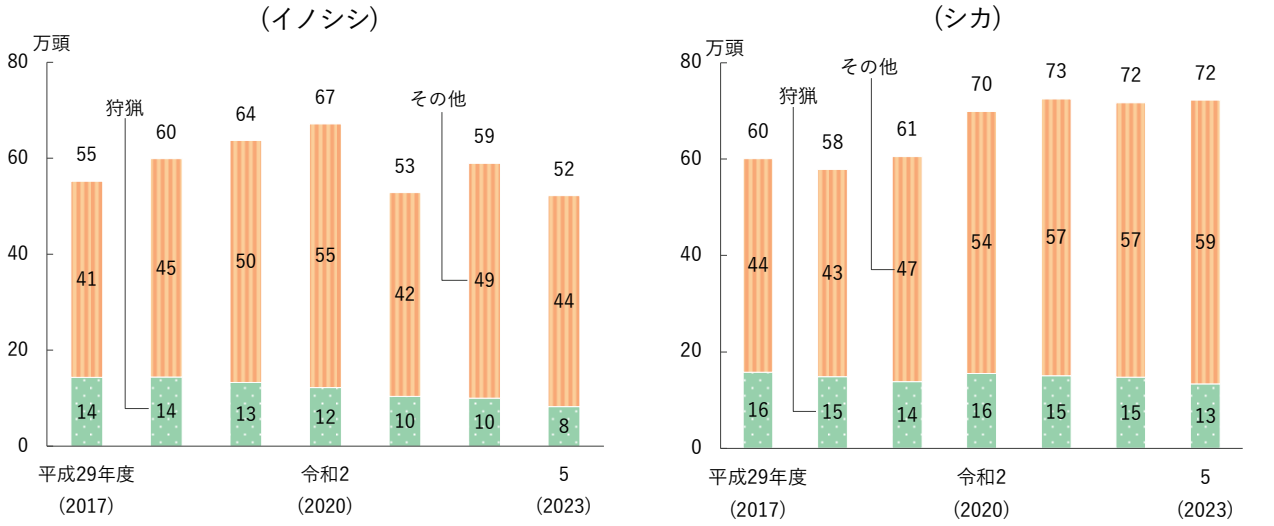
資料：農林水産省作成

野生鳥獣の捕獲頭数については、令和5(2023)年度はイノシシが前年度に比べ6万8千頭減少し52万頭となっています(**図表6-7-2**)。一方、シカの捕獲頭数は前年度に比べ6千頭増加し72万頭となっています。

全国各地で鳥獣被害対策が進められている一方、野生鳥獣の生息域の拡大や荒廃農地の増加等を背景として、鳥獣被害は継続的に発生しています。鳥獣被害は、営農意欲の減退、

耕作放棄・離農の増加等をもたらし、被害額として数字に現れる以上に深刻な影響を農山漁村に及ぼしていることも踏まえた、更なる対策の強化を図っていくことが必要です。

図表6-7-2 野生鳥獣の捕獲頭数



資料：環境省資料を基に農林水産省作成

注：1）令和3(2021)～5(2023)年度は速報値

2）「その他」は、環境大臣、都道府県知事、市町村長による鳥獣捕獲許可の中の「被害の防止」、「第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整」及び「指定管理鳥獣捕獲等事業」による捕獲数

（鳥獣の捕獲強化等に向けた取組を推進）

鳥獣被害の防止に向けては、鳥獣の捕獲による個体数管理、柵の設置等の侵入防止対策、藪（やぶ）の刈払い等による生息環境管理を地域ぐるみで実施することが重要です。このため、鳥獣被害防止特措法[1]に基づき、市町村による被害防止計画の作成や鳥獣被害対策実施隊の設置・体制強化を推進するとともに、市町村が作成する被害防止計画に基づく鳥獣の捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、侵入防止柵の設置、鳥獣の捕獲・追払いや、緩衝帯の整備を推進しています。

令和6(2024)年4月末時点における、被害防止計画の策定市町村数は前年度に比べ1市町村増加の1,518市町村となりました。また、鳥獣被害対策実施隊を設置する市町村数は1,256市町村、同隊員数は4万2千人となっています。農林水産省では、鳥獣被害防止総合対策交付金により、実施隊の活動や地域ぐるみの被害対策を支援しています。

また、捕獲による個体数の管理について、農林水産省では、環境省と連携し、農林業や生態系等に深刻な被害を及ぼしているシカ、イノシシについて、生息頭数を平成23(2011)年度比で令和10(2028)年度末までに半減させることを目標としています。半減目標の達成に向けて、捕獲活動への支援等を通じてシカ、イノシシの捕獲強化を図っているところです。

さらに、シカやイノシシ等は、都府県や市町村をまたいで移動するため、広域的な捕獲の強化に加え、集落点検活動を通じて侵入防止柵の正しい維持管理や放任果樹の除去等といった生息環境管理等の実施を進めるなど、集落や地域が鳥獣被害対策の当事者として主体的に取り組むことが必要です。

[1] 正式名称は「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」

クマ類については、令和5(2023)年に人の生活圏への出没や人身被害が増加し、甚大な被害が発生したことを受けて環境省が関係省庁とクマ被害対策施策パッケージを取りまとめました。農林水産省では、クマ類を農地に近付けないための、餌となる柿や栗の実の処分に加え、農地周辺におけるクマ類の捕獲の支援、捕獲技術者の育成・確保の支援等を関係省庁と連携しながら行うこととしています。

くわえて、高齢化が進む捕獲人材の育成・確保に向けて、現場での見学・体験を内容とするセミナーの開催を支援しているほか、狩猟免許取得時の研修・講習や狩猟免許取得後の経験の浅い者を対象としたOJT研修等の実施を支援しています。

今後、野生鳥獣による様々な問題がますます深刻になると懸念される中で、改正基本法では、新たに「鳥獣害の対策」が盛り込まれました。そのため、農林水産省では、ICTの更なる活用や侵入防止柵の広域化等の一層効率的な対策を講じていくこととしています。

(事例) 地域住民が主体となったサル被害への対策を展開(京都府)

(1) 地域住民が主体となった獣害対策を継続

京都府福知山市の、6集落で地域ぐるみの農地管理を行う川合地域農場づくり協議会では、サルによる農作物被害を防止するため、地域住民が主体となった対策を長期にわたり継続するとともに、ICT機器等を効果的に活用し、被害の軽減と個体数管理に成功しています。



(2) 当事者意識の共有による体制構築とICT等の活用

川合地区では、平成15(2003)年頃からサルによる農作物被害が発生し、電気柵による圃場の防除を行っていましたが、平成28(2016)年には人家への侵入等の生活環境被害も発生しました。

同協議会では、地区内で発生するサル被害に対し、地域内での話合いを通じた目標の設定と共有を行うことで、被害の有無に関係なく当事者意識の共有を図り、地域ぐるみの対策を実施しています。主な対策は、住民参加型の組織的な「追払い」、電気柵による「防除」、群れの数を一定数に維持するための「捕獲」を3本柱としており、近年では、サル位置情報共有システムや遠隔で監視・捕獲が可能なICT捕獲わなの活用、電柵電圧遠隔管理システムの導入により、取組の効率化を図っています。

このような取組の結果、令和4(2022)年度のサルによる被害金額は、令和元(2019)年度の約40万円から約2万7千円まで減少しました。



受信機でサルの群れを追跡
資料：川合地域農場づくり協議会

(3) 地域づくりの手段として、獣害対策を展開

同協議会では、「獣害対策を継続して行うには、楽しみながら取り組むことが重要」としており、取組の一環として、地域内の廃校をキャンプ場として活用し、キャンプ場利用者を対象にサルやクマの誘引物となる放置かきのもぎ取りイベントを実施しています。

今後とも、「川合がいつまでも川合であるために」を合言葉に、持続可能な地域づくりの一環として、引き続き獣害対策に取り組んでいくこととしています。



放置かきのもぎ取りイベント
資料：川合地域農場づくり協議会

(2) ジビエ利活用の拡大

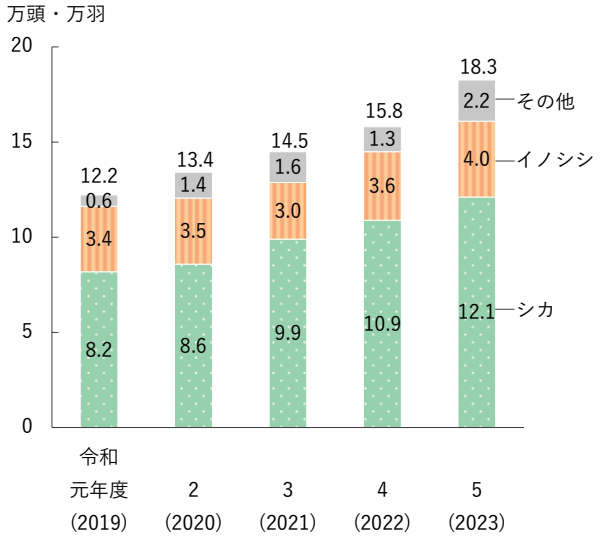
(ジビエ利用量は前年度に比べ増加)

食材となる野生鳥獣肉のことをフランス語でジビエ(gibier)と言います。我が国では、シカやイノシシによる農作物被害が大きな問題となる中、これらの捕獲が進められるとともに、ジビエとしての利用も全国的に広まっています。害獣とされてきた野生動物も、ジビエとして有効利用されることで食文化をより豊かにしてくれる味わい深い食材となり、あるいは、農山村地域を活性化させ、農村の所得を生み出す地域資源となります。捕獲個体を無駄なく活用することにより、外食や小売、学校給食、ペットフード等の様々な分野においてジビエ利用の取組が広がっています。

令和5(2023)年度のジビエ利用頭・羽数は、シカが最も多く12万1千頭で66%を占めており、次にイノシシが4万頭となっています(**図表6-7-3**)。

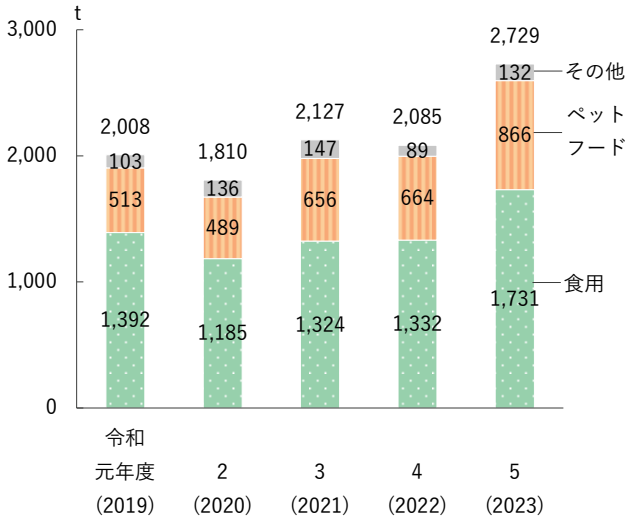
また、令和5(2023)年度のジビエ利用量は、新型コロナウイルス感染症の影響による需要の落込みから回復したこと等から、前年度に比べ30.9%増加し2,729tとなりました(**図表6-7-4**)。ペットフード向けは、ジビエ利用量の約3割を占める866tまで増加しており、このほか、動物園では肉食獣の餌に利用されるなど、新たな試みも見られています。

図表6-7-3 ジビエ利用頭・羽数の推移



資料：農林水産省「野生鳥獣資源利用実態調査」を基に作成
注：「その他」は、クマ、鳥類、その他の計

図表6-7-4 ジビエ利用量



資料：農林水産省「野生鳥獣資源利用実態調査」を基に作成
注：「その他」は、自家消費向け食肉、解体処理のみを請け負って依頼者へ渡した食肉の計

（コラム）ジビエ給食の取組が拡大

全国各地で野生鳥獣による農業被害が生じている中、教育現場と地域社会が連携し、鳥獣被害防止対策の理解促進、地産地消・食育の推進、食文化の継承、農山村に対する関心の向上等を図る取組として、学校給食でジビエを提供する動きが広がりを見せています。

令和5(2023)年度にジビエを給食で提供する小中学校は946校となり、平成28(2016)年度の約2.5倍に増加しており、ジビエ活用校のある市町村は95市町村となっています。

大分県では、学校給食でのジビエ利用の定着や食育の推進を図るため、県内の小中学校においてジビエ食材の提供や栄養士・PTA等への説明会、子供が食べやすいメニュー開発等を進めています。また、県や市町村、猟友会、23の処理加工施設等が連携し、捕獲から搬送・集荷、処理加工、販売を地域一体で取り組む体制を構築し、学校給食を始めとした需要拡大を進めるとともに捕獲圧の強化に取り組んでいます。

農林水産省では、ジビエの利活用推進に向け、捕獲・処理加工・供給・消費の各段階において、利活用推進に必要な取組や課題を共有し、関係者が一体となって取り組むこととしています。



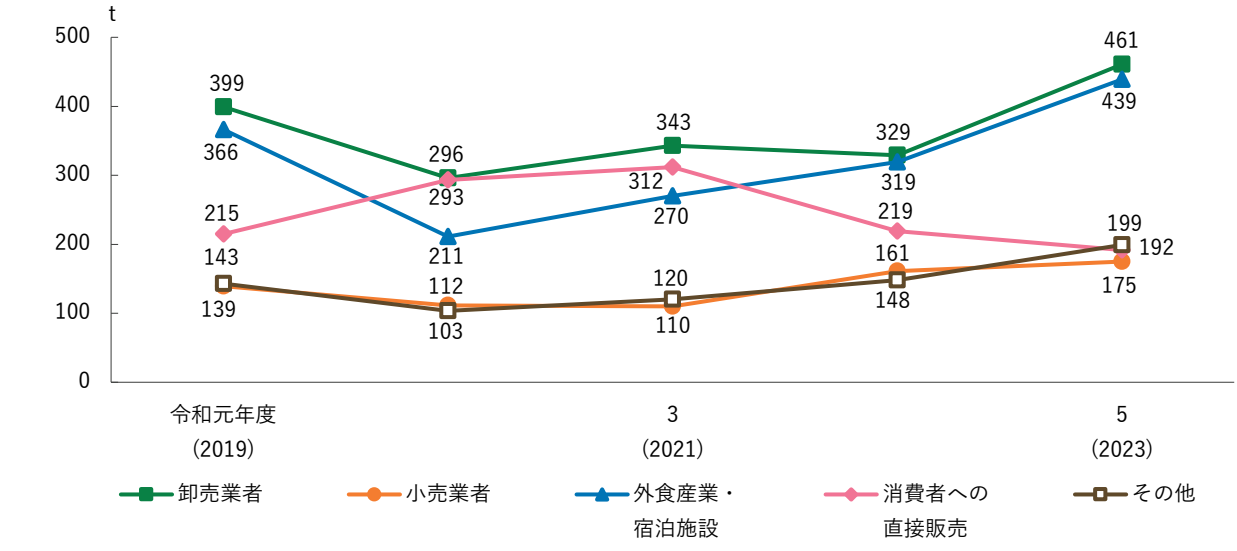
ジビエ(イノシシ肉)を利用したふるさと給食

資料：大分ジビエ振興協議会

(外食産業・宿泊施設や小売業者向けのジビエ販売数量が増加)

食肉処理施設からのジビエ販売数量については、令和5(2023)年度は消費者への直接販売が前年度に比べ減少した一方、卸売業者や外食産業・宿泊施設、小売業者向けの販売数量は増加しました(**図表6-7-5**)。

図表6-7-5 食肉処理施設からの販売先別のジビエ販売数量



資料：農林水産省「野生鳥獣資源利用実態調査」を基に作成
注：「その他」は、加工品製造業者、学校給食等

ジビエの利用拡大に当たっては、より安全なジビエの提供と消費者のジビエに対する安心の確保を図ることが必要です。このため、農林水産省では、国産ジビエ認証制度に基づき、厚生労働省のガイドラインに基づく衛生管理の遵守やトレーサビリティの確保に取り組むジビエの食肉処理施設を認証しています。令和7(2025)年3月末時点の認証施設数は30施設となっており、認証施設で処理されたジビエが大手外食事業者等によって加工・販売

され、ジビエ利用量の拡大につながる事例も見られています。

また、捕獲個体をジビエ利用に適した状態でより広域的にジビエ処理施設に搬入できるよう、農林水産省では、解体機能を有する車両等の広域搬入機器の開発支援を行いました。こういった機器が各地域の地理的条件等に合わせて導入されることで、更なるジビエの利用拡大が期待されます。

くわえて、需要喚起のためのプロモーション等に取り組んでおり、ポータルサイト「ジビエト」では、ジビエを提供している飲食店等の情報を掲載しています。また、令和6(2024)年11月から令和7(2025)年2月において、全国ジビエフェアを開催し、特設ウェブサイトにてジビエメニューを提供する全国の飲食店等を紹介しました。

ジビエト
URL：https://gibierto.jp/

(ジビエハンター育成研修制度の取組を推進)

有害鳥獣を捕獲しても、捕獲の方法によってはジビエに適さないため、捨てられてしまうケースもあることから、そのような個体を減らすことが必要です。このため、農林水産省では、ハンターがジビエに適した捕獲方法等の知識を学べるジビエハンター育成研修制度を令和5(2023)年度から開始し、令和6(2024)年度まで21回の研修を開催し、704人が受講しました。

また、近年ペットフードへの利用も注目される中、ペットフード原材料としてのジビエについても安全の確保が必要となっています。農林水産省では、令和6(2024)年3月にジビエペットフード製造や原料の衛生的管理等を整理したマニュアルの改訂版を作成し、処理施設等に周知しています。

第8節　都市と農村の交流による農村関係人口の創出と移住の促進

我が国では人口減少が続いていますが、このような状況下においても、農村の地域コミュニティを維持することが求められています。そのためには、農業体験や都市農業等を通じ、都市住民と農業・農村との交流を深めることにより、農村に関心と関わりを持つ「農村関係人口」を創出・拡大するとともに、都市から地方への移住・定住につなげていくことが不可欠です。

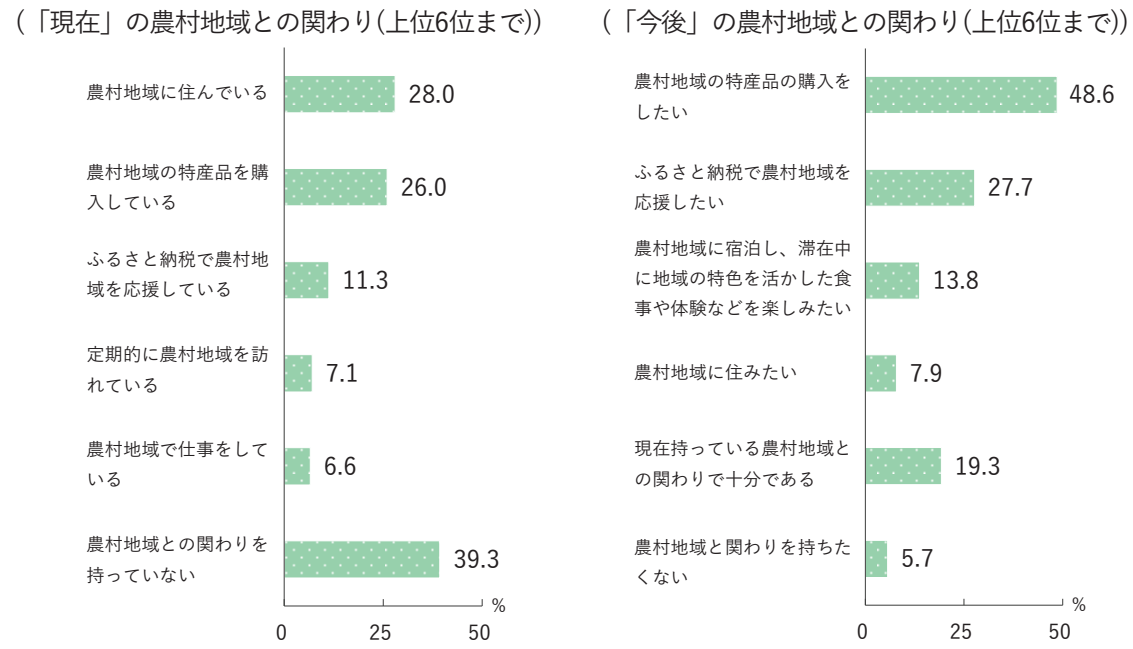
本節では、農村関係人口の創出・拡大、移住・定住の促進や都市農業等の取組について紹介します。

(1) 農村関係人口の創出・拡大

(農村と関わりを持っている人は約6割)

内閣府が令和5(2023)年9～10月に実施した世論調査によると、農村との関わりについて、「農村地域との関わりを持っていない」と回答した人は約4割となっており、約6割が何らかの関わりを持っていることがうかがわれます(**図表6-8-1**)。また、今後の農村との関わり方として、「農村地域の特産品の購入をしたい」と回答した人が約5割となっています。

図表6-8-1　「現在」と「今後」の農村地域との関わり



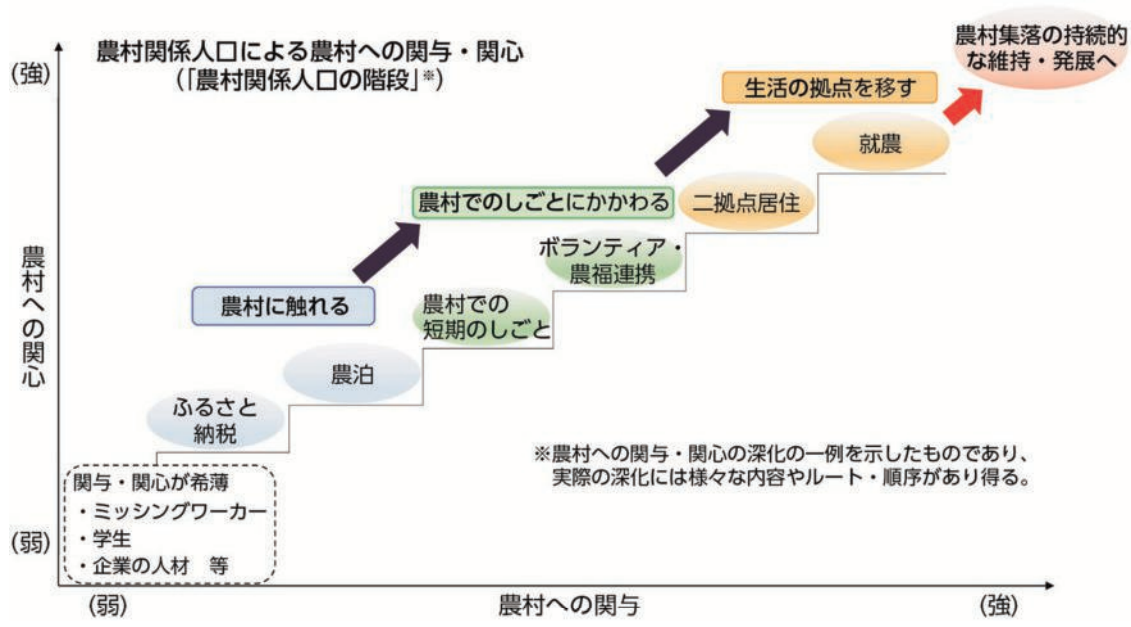
資料：内閣府「食料・農業・農村の役割に関する世論調査」(令和6(2024)年2月公表)
注：令和5(2023)年9～10月に実施した調査で、有効回収数は2,875人(複数回答)

(農村関係人口の裾野拡大に向けては複線型アプローチが必要)

農村関係人口については、「農村への関心」や「農村への関与」の強弱に応じて多様な形があると考えられ、徐々に段階を追って農村への関わりを深めていくことで、農村の新たな担い手へとスムーズに発展していくことが期待されます。しかし、このような農村への関わり方やその深め方は、人によって多様であることから、農村関係人口の拡大に向けて

は複線型アプローチが重要となっています(**図表6-8-2**)。

図表6-8-2　農村への関与・関心の深化のイメージ図



資料：農林水産省作成

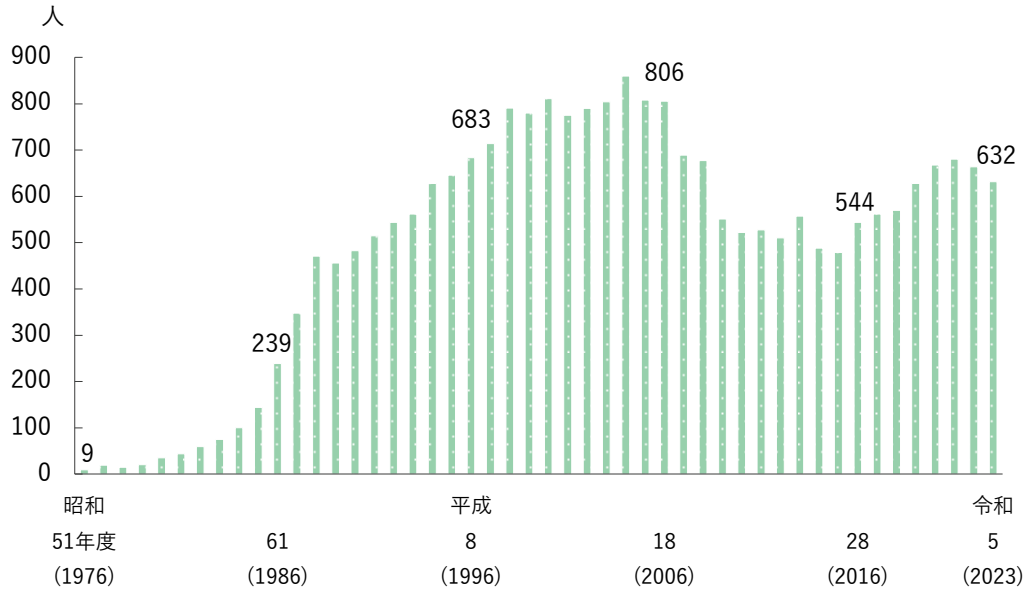
例えば農泊や農業体験で農村に触れた都市住民が、援農ボランティアとして農村の仕事に携わるようになり、二地域居住を経て、最終的には就農するために農村へ生活の拠点を移すケース等が想定されます。

また、主に都市に住む小・中学生が農山漁村へ留学する「山村留学（さんそんりゅうがく）」の人数が、令和5(2023)年度は前年度に比べ減少して632人となったものの、近年は再び増加傾向にあります(**図表6-8-3**)。理由としては、受入れを始める学校が増えたこと、実績がある地域に安定的に参加者が集まっていることや、子供単身ではなく家族とともに留学するケースが増えたこと等が考えられます。留学を終えた子供たちが留学先の農村と継続的に関わりを持つことで、農村関係人口の増加につながることも期待されます。

さらに、都市と農村の交流によって農村関係人口を増加させ、農村における農産物・食品等の特産品の消費拡大や地域の共同活動への参加を促し、集落機能を補完する取組を進めることも重要です。

農林水産省では、農村関係人口を増加させるため、従来の都市と農村の交流に加え、農業・農村が有する様々な資源を活用して、二地域居住や農泊等を推進することとしています。

図表6-8-3 山村留学参加者数の推移



資料：特定非営利活動法人全国山村留学協会「2023年度版全国の山村留学実態調査報告書」

(事例) 地域ぐるみの農泊普及により、関係人口の創出・拡大を推進(栃木県)

(1) 約180軒の農家へ農泊を斡旋

栃木県大田原市の株式会社大田原ツーリズムは、同市を中心とした周辺4市町で農泊を推進しています。

同社は、グリーン・ツーリズムを推進する同市と地元の民間団体が共同出資する形で、平成24(2012)年に設立され、農泊の受入れを希望する約180軒の農家の窓口を務めているほか、体験プログラムの企画・提供を行っています。

農業が盛んで観光収入が少ない地域において、同社がまず取り組んだ事業は、農業体験を中心とした団体向け教育旅行の受入れでした。この取組では、100を超えるプログラムを用意し、付加価値を付けるとともに、農家向けのマニュアル作成・配布や勉強会の定期開催等の農家のサポート体制を構築することで、旅行者の満足度向上に取り組み、リピーターの獲得を図っています。





古民家を改修した農泊施設
資料：株式会社大田原ツーリズム

(2) 個人旅行客向けの農泊を開拓

これまで同社が斡旋してきたのは、学生等の団体旅行客向けがほとんどでしたが、令和5(2023)年度からは個人旅行客を誘致する取組に力を入れています。農家の敷地内の自宅の蔵や古民家等の改修により、個人旅行客が宿泊しやすい施設の整備を農家に促すことで、農泊の更なる普及、ひいては関係人口の増加と地域のブランド力向上を目指しています。

同社を通じた延べ宿泊数は、令和5(2023)年度には約9,400人泊に達し、農泊による関係人口の創出・拡大に加え、地域経済の活性化にも貢献しています。



田植え体験
資料：株式会社大田原ツーリズム

(事例) 関係人口の創出・拡大で持続可能な地域社会づくりを推進(岐阜県)

(1) 関係人口の創出・拡大で地域課題を解決

岐阜県飛騨市は、令和2(2020)年度から困りごとを抱えた同市民と、地域の手伝いをしたい人をウェブサイト上でマッチングする「ヒダスケ！-飛騨市の関係案内所」というサービスを始めています。同サービスには、農作業や景観保全、イベント運営といった、様々な分野で外部の人材を呼び込み、地域との関係づくりを推進する狙いがあります。

同サービスの参加人数は、令和5(2023)年度に延べ3千人を超え、そのうち7割が中京圏や首都圏等の市外から来訪しています。

高齢化率が4割に達し人口減少が続く同市では、農繁期における農作業の担い手を確保できず、農業生産に支障が出るなどの課題が顕在化していますが、同サービスによって農繁期の人員を確保できたことから、一部にはトマト等の農作物を増産する農家が現れるといった成果が出てきています。





「ヒダスケ！-飛騨市の関係案内所」参加者

資料：岐阜県飛騨市

(2) 移住を希望しない都市住民を呼び込む

令和2(2020)年12月に同市が東京大学等と発表した関係人口に関する研究によると、地域の関係人口の中には、将来的に移住を希望する層より、移住を希望しない層の方が多いことが分かっています。そのため、同市では、関係人口の創出・拡大には移住促進とは異なるアプローチが必要との認識に立ち、関心・愛着が高い順に、「行動人口」、「交流人口」、「関心人口」の三つに分類し、「行動人口」に対しては「ヒダスケ！-飛騨市の関係案内所」、「交流人口」に対してはイベント交流等を促す「飛騨市ファンクラブ」、「関心人口」に対してはふるさと納税といった取組を行っています。



河川清掃の様子

資料：岐阜県飛騨市

(子供の農山漁村交流を推進)

内閣官房・内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省及び環境省は、都市部の子供たちが農山漁村に宿泊しながら農林漁業体験や自然体験活動等を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」に取り組んでいます。同プロジェクトは、子供たちの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識等を育み、力強い成長を支える教育活動として、農山漁村での宿泊体験活動を推進し、都市部と地方の子供たちの交流を通じて、都市と農山漁村の相互理解を図るものです。

農林水産省では、農泊地域等の受入れ側(農山漁村)の推進体制整備や体験メニューの磨き上げ、交流施設等の整備に係る支援を行っています。

(ワーケーション需要に応じた環境整備を支援)

リモートワークが普及する中、時間や場所にとらわれない働き方として「ワーケーション[1]」が注目されています。近年、企業がワーケーションの滞在先として地方の農山漁村を選ぶケースが増えており、地方公共団体としても農山漁村を受入れ地域として積極的にワ

[1] 「ワーク(仕事)」と「バケーション(休暇)」を組み合わせたもので、観光地やリゾート地や帰省先等でパソコン等を使って仕事をすること

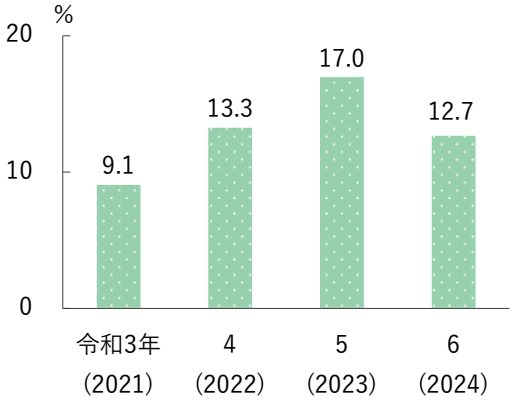
ーケーションを誘致することで、地域の活性化を図ろうとする動きが活発になっています。

国土交通省の調査によると、従業員100人以上の企業におけるワーケーション制度の導入率については、令和6(2024)年は前年に比べ4.3ポイント低下し、12.7%となっています(**図表6-8-4**)。ただし、同調査では、ワーケーション制度の導入を検討している企業の割合は18.3%となっており、引き続き関心の高さがうかがわれます。

また、ワーケーションの導入・利用推進のため、受入れ地域や施設に対して希望する環境やサービスについては、「セキュリティやスピード面が確保されたWi-Fi等の通信環境」が54.9%で最も多く、次いで「入退室管理やシュレッダーなどのセキュリティ対策」となっています。

農林水産省では、農泊に取り組む地域におけるワーケーション需要に対応するため、施設の改修、無線LAN環境の整備、オフィス環境の整備等を支援しています。

図表6-8-4 従業員100人以上の企業におけるワーケーション制度の導入率



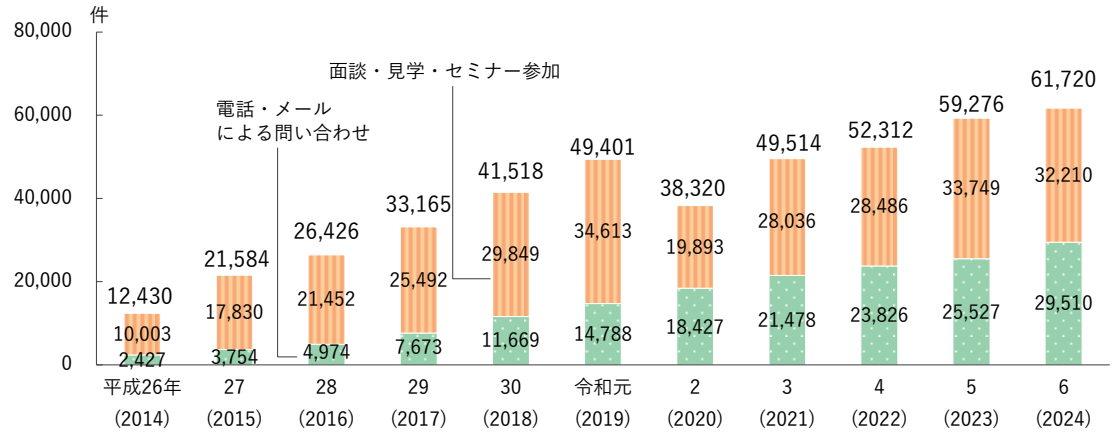
資料：国土交通省資料を基に農林水産省作成

(2) 移住・定住、二地域居住の促進

(農村への関心の高まりを背景として、地方移住の相談件数は増加傾向)

認定NPO法人ふるさと回帰支援センター[1]は地方暮らしやUIJターンを希望する人のための移住相談を行っており、同センターへの相談件数は近年、増加傾向で推移しています。令和6(2024)年は前年に比べ4.1%増加し、過去最高の6万1,720件となりました(**図表6-8-5**)。

図表6-8-5 認定NPO法人ふるさと回帰支援センターへの相談件数



資料：特定非営利活動法人100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター資料を基に農林水産省作成

内閣官房・内閣府は、地方への移住・定住を促進するため、東京23区に在住又は通勤す

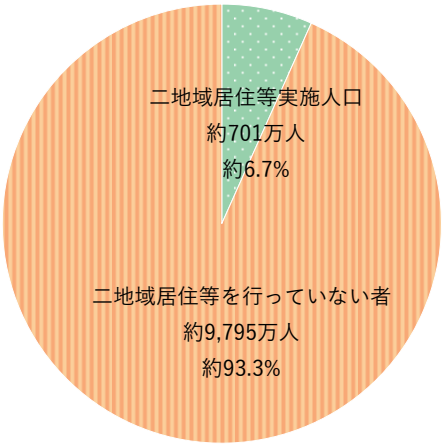
[1] 正式名称は「特定非営利活動法人100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター」

る人が、東京圏[1]外又は東京圏のうち条件不利地域[2]の市町村へ移住し、地域の中小企業への就業や社会的起業等をする場合に、地方公共団体が行う取組を支援しており、令和7(2025)年度から農林水産業等への就業も新たに支援対象となることから、農業・農村への人の流れの後押しとなることが期待されます。また、総務省は、就労・就農支援等の情報を提供する「移住・交流情報ガーデン」の利用を促進しています。

(改正広域的地域活性化法が施行)

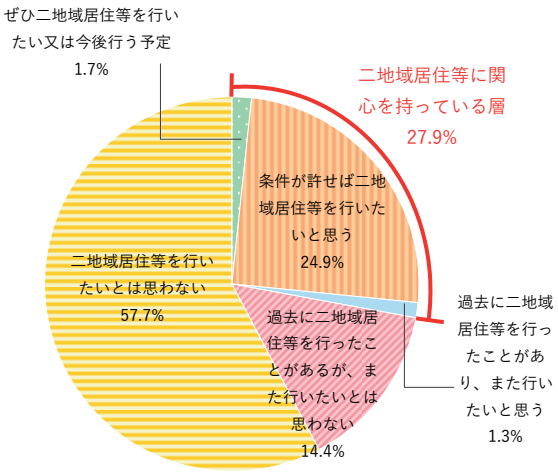
生活拠点の地方への移動に当たっては、UIJターンのみならず、都市・地方の二地域又は多地域居住(以下「二地域居住等」という。)という選択肢もあります。国土交通省が令和4(2022)年8～9月に実施したアンケート調査に基づく推計によると、我が国の18歳以上の人口の約6.7%に当たる約701万人が二地域居住等をしていると推察されます(**図表6-8-6**)。また、二地域居住等をしていない者を対象にした調査では、約3割が二地域居住等に関心があると回答しました(**図表6-8-7**)。

図表6-8-6 二地域居住等実施人口割合の推計



資料：国土交通省「二地域居住に関するアンケート」
注：1) 令和4(2022)年8～9月に実施した調査で、回答総数は11万9,828人
2) 「居住地(日常的な生活圏)や通勤・通学先以外で、“主な生活拠点以外に滞在する地域(二地域居住等を行っている地域)”はあるか」の質問に対して「主な生活拠点以外に滞在する地域(二地域居住等を行っている地域)がある」と回答した者の割合から、18歳以上の人口(約1億495万人)に基づき、男女比率及び年齢構成を踏まえて推計した数値

図表6-8-7 二地域居住等への関心を持っている人の割合



資料：国土交通省「二地域居住に関するアンケート」
注：令和4(2022)年8～9月に実施した調査で、二地域居住等を行っていないと回答した11万1,793人のうち「今後、居住地や通勤・通学先以外で、二地域居住等を行いたいと思うか」の質問への回答結果

このような状況を踏まえ、都市部の企業等が地方に遠隔勤務のためのオフィスである「サテライトオフィス」を開設し、本社機能の一部移転や二地域居住のワークスタイルを実践するケースが増えており、地方においても雇用機会の創出や移住・定住の促進、新しい産業の創出に向けて、サテライトオフィスの誘致に取り組む地方公共団体が増えています。

二地域居住等を推進するため、国土交通省は令和6(2024)年11月に改正広域的地域活性

[1] 条件不利地域を除く東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
[2] 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等において規定される条件不利地域を有する政令指定都市を除く市町村等

化法[1]を施行し、市町村が二地域居住等の促進のための計画を策定することで、住宅、コワーキングスペース、交流施設等の二地域居住等に必要な環境整備に係る支援を受けやすくなるようにしました。

また、同年10月、地方公共団体や多様な民間事業者で構成され、二地域居住等の促進に係る様々な施策・事例の情報交換、課題の整理や対応策の検討・提言等を行う「全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム」が発足しました。国土交通省は、これと連携しつつ、二地域居住等の機運を醸成することとしています。

農林水産省としても、農山漁村における二地域居住等の推進は、地域の活性化や課題の解決に有効な取組であるとして、受入れに向けた環境整備や定住・交流を促進するための施設整備等を支援しています。

(3) 農村の魅力の発信

(棚田地域振興法に基づく指定棚田地域は733に拡大)

棚田を保全し、棚田地域の有する多面的機能の維持増進を図ることを目的として、棚田地域振興法が令和元(2019)年に制定され、同法に基づき、都道府県、市町村、農業者や地域住民等の多様な主体が参画する指定棚田地域振興協議会による棚田を核とした地域振興の取組を、関係府省横断で総合的に支援する枠組みを構築しました。

令和6(2024)年度までに、同法に基づき累計で733地域が指定棚田地域に指定されたほか、指定棚田地域において同協議会が策定した認定棚田地域振興活動計画は累計で200計画となっています。

つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来へ～

URL：https://www.maff.go.jp/j/nousin/tanada/tanadasen.html

これらの地域では、耕作放棄地の再生や都市農村交流等に取り組み、棚田地域の活性化が図られた事例があるなど一定の効果が出ています。

同法は時限立法であり、令和7(2025)年3月末に期限を迎えることから、同法の期限を5年間延長するとともに、農業振興や鳥獣被害防止等の棚田地域振興に必要な事項を配慮規定として定めることとした「棚田地域振興法の一部を改正する法律」が第217回通常国会において議員立法により成立し、令和7(2025)年3月に公布されました。

また、令和4(2022)年から開始した「つなぐ棚田遺産」の認定を機に、棚田地域における企業連携を積極的に推進していくことを目的として創設した「つなぐ棚田遺産オフィシャルサポーター制度」において、棚田地域の振興に関する取組を行う企業・団体等を公式にサポーターとして認定しており、令和7(2025)年3月末時点で43の企業・団体等が認定されています。

[1] 正式名称は「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」

（日本農業遺産に新たに4地域が選定）

日本農業遺産は、我が国において重要かつ、伝統的な農林水産業を営む地域を農林水産大臣が認定する制度であり、令和7(2025)年1月に新たに兵庫県北播磨・六甲山北部地域、兵庫県朝来地域、徳島県県南地域及び沖縄県多良間地域が認定され、認定地域数は28となりました。

また、世界農業遺産は、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業システムをFAOが認定する制度であり、国内の世界農業遺産認定地域は15地域となっています。

令和5(2023)年度からは、農業遺産地域の魅力を広く発信し、地域活性化を図る取組の一環として、農業遺産地域の高校生による、複数の農業遺産地域の産品を使った食品のアイデアを競う「高校生とつながる！つなげる！ジーニアス農業遺産ふーどコンテスト」を開催しています。



兵庫県北播磨・六甲山北部地域



兵庫県朝来地域



徳島県県南地域



沖縄県多良間地域

（世界かんがい施設遺産に新たに3地域が登録）

世界かんがい施設遺産は、歴史的・社会的・技術的価値を有し、かんがい農業の画期的な発展や食料増産に貢献してきたかんがい施設をICID[1](国際かんがい排水委員会)が認定・登録する制度であり、令和6(2024)年9月に、我が国で新たに南原穴堰(宮城県大崎市)、龍ケ池揚水機場(滋賀県豊郷町)及び西光寺野疏水路(兵庫県姫路市等)の3施設が登録され、国内登録施設数は54施設となりました。

[1] International Commission on Irrigation and Drainageの略

農林水産省では、世界かんがい施設遺産の活用を通じた登録地域における地域活性化の取組を推進するとともに、ICID及びINWEPF[1](国際水田・水環境ネットワーク)において、諸外国に向けてかんがい技術の重要性や水田農業の有する多面的機能に関する情報発信を行っています。



南原穴堰（宮城県大崎市）



龍ケ池揚水機場（滋賀県豊郷町）



西光寺野疏水路（兵庫県姫路市等）

(「ディスカバー農山漁村の宝」に27団体と3人を選定)

「ディスカバー農山漁村の宝」は「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向け、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことによる地域活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例を選定し、全国へ発信することにより、他地域への幅広な展開を図る取組です。

第11回目となる令和6(2024)年度には、全国から27団体と3人を選定し、選定数は累計で345件となりました。

農林水産省では、選定された地区の活動を「ディスカバー農山漁村の宝」特設ウェブサイト等で紹介し、情報発信を行うことにより、農山漁村地域の活性化に対する国民の理解の促進を図るとともに、農山漁村の雇用・所得の創出・向上を推進します。

[1] International Network for Water and Ecosystem in Paddy Fieldsの略



そば文化の継承を図る取組
（「ディスカバー農山漁村の宝」（第 11 回選定）のグランプリ受賞）
資料：北海道幌加内高等学校

「ディスカバー農山漁村の宝」
URL：https://www.discovermuranotakara.com

(4) 都市農業の推進

(約65%の都市住民が都市農地を残していくべきと回答)

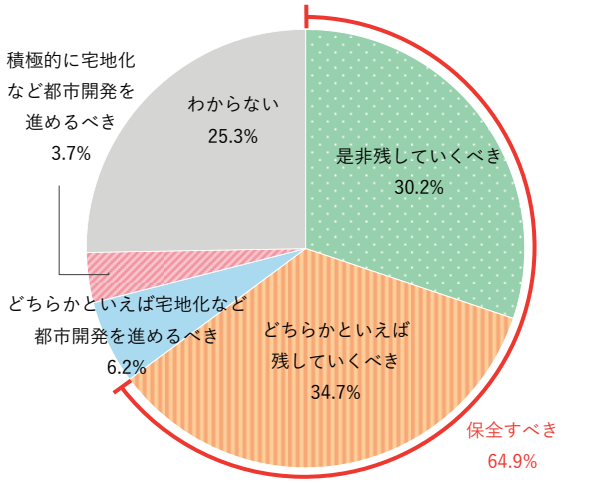
都市農業は、都市という消費地に近接する立地特性を背景に、新鮮な農産物の供給に加えて、農業体験・学習の場や災害時の避難場所の提供、都市生活の安らぎ提供といった多様な機能を有しています。

また、東京都の「江戸東京野菜」を始めとして、地域で歴史的に栽培されてきた野菜等の品種を復活させて名産品として売り出していくなど、各地域の特色を活かした農業生産も行われています。

都市農業が主に行われている市街化区域内の農地の面積は、我が国の農地面積全体の1.3%である一方、農業経営体数と農業産出額ではそれぞれ全体の12.4%、6.5%を占めており、消費地に近いという条件を活かした、野菜を中心とした農業が展開されています。

さらに、令和6(2024)年11月に都市住民を対象に実施したアンケート調査によると、64.9%が都市農地を残していくべきと回答しており、都市農業の多様な役割を評価している住民が多いことがうかがわれます(**図表6-8-8**)。

図表6-8-8　都市住民の都市農業・都市農地の保全に対する考え方



資料：農林水産省「都市農業に関する意向調査」(令和6(2024)年11月調査)
注：三大都市圏特定市の住民を対象に実施した調査で、有効回答数は2,000人

農林水産省では、都市住民と共生する農業経営の実現のため、農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援することにより、多様な機能を有する都市農業の振興に向けた取組を推進しています。

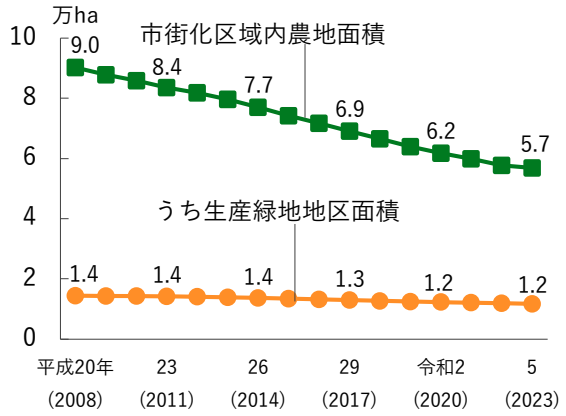
（都市農地貸借法に基づき貸借された農地面積は拡大傾向）

生産緑地制度[1]は、良好な都市環境を形成するため、市街化区域内の農地の計画的な保全を図るものです。市街化区域内の農地面積が一貫して減少する中、生産緑地地区[2]の面積はほぼ横ばいで推移しており、令和5(2023)年の同面積は前年並みの1万2千haとなっています(**図表6-8-9**)。

また、都市農業の振興を図るため、意欲ある農業者による耕作や市民農園・体験農園の整備等による都市農地の有効活用も促進しています。農地所有者が、意欲ある農業者等に安心して農地を貸付けすることができるよう、都市農地貸借法[3]に基づき貸借が認定・承認された農地面積については、令和5(2023)年度は前年度に比べ15.3%増加し、117haとなりました(**図表6-8-10**)。

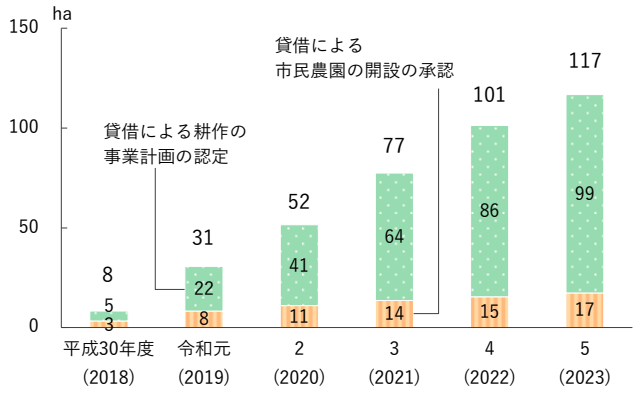
農林水産省では、都市農地貸借法の仕組みに基づく制度の円滑かつ適切な活用を通じ、貸借による都市農地の有効活用を図ることとしています。

図表6-8-9 市街化区域内農地面積



資料：総務省「固定資産の価格等の概要調書」、国土交通省「都市計画現況調査」を基に農林水産省作成

図表6-8-10 都市農地貸借法による貸借面積



資料：農林水産省作成
注：各年度末時点の数値

都市農業について
URL：https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/t_kuwashiku.html

[1] 三大都市圏特定市における市街化区域農地は宅地並に課税されるのに対し、生産緑地に指定された農地は軽減措置が講じられる。
[2] 市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している原則500㎡以上の農地
[3] 正式名称は「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」

(事例) 地域密着型の特色ある都市農業を展開(東京都)

(1) 都市農地を借り入れて新規就農

東京都日野市の株式会社ネイバーズファームは、消費地に近い都市農地ならではの特徴を活かし、地域密着型の農業を行っています。

同社代表の梅村桂さんは、平成30(2018)年の都市農地貸借法の施行を受け、平成31(2019)年3月に同市内の農地を借りて新規就農しました。これまでに同市内で合計三か所の農地を借り入れており、3棟の園芸用ハウスでのトマト栽培のほか露地野菜も栽培し、圃場に併設した自動販売機や地域の直売所における直販や近隣の飲食店等への販売を行っています。





ネイバーズファームの圃場
資料：株式会社ネイバーズファーム

(2) トマトの「フェス」で町おこし

もともと同市ではトマトの栽培が盛んでしたが、農家の高齢化や畑の宅地化が進んだことで、トマト農家の数も減っていました。そこで、同社では「トマトで日野をブランド化する」ことを目指し、トマトやその加工品等を販売するイベント「ひのトマトフェス」を主催しています。

令和6(2024)年4月に第3回目を迎えた同イベントには、同市等の都内のトマト農家のほか、地場の飲食店やビール醸造所等にも出店を依頼し、生のトマト以外にも、ビールやシェイクといったトマトを使った加工品を来場者に提供しました。同社のアンケート調査によると、来場者の7割が同市民で、地域住民との交流を推進する重要な機会となっています。



「ひのトマトフェス」の会場
資料：株式会社ネイバーズファーム

第7章

災害からの復旧・復興や防災・減災、国土強靱化等

第1節 東日本大震災からの復旧・復興

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災では、岩手県、宮城県、福島県の3県を中心とした東日本の広い地域に東京電力福島第一原子力発電所(以下「東電福島第一原発」という。)の事故の影響を含む甚大な被害が生じました。

政府は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、被災地の復興に向けて取り組んでいます。

本節では、東日本大震災の地震・津波や原子力災害からの農業分野の復旧・復興の状況について紹介します。

(1) 地震・津波災害からの復旧・復興の状況

(営農再開が可能な農地は復旧対象農地の96%)

東日本大震災による農業関係の被害額は、平成24(2012)年7月5日時点(農地・農業用施設等は令和7(2025)年3月末時点)で9,644億円、農林水産関係の合計では2兆4,436億円となっています(**図表7-1-1**)。これまでの復旧に向けた取組の結果、復旧対象農地1万9,640haのうち、令和7(2025)年3月末時点で1万8,920ha(96%)の農地で営農が可能となりました(**図表7-1-2**)。農林水産省は、引き続き農地・農業用施設等の復旧に取り組むこととしています。

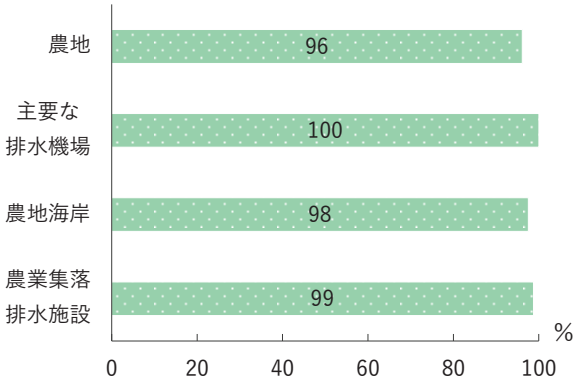
図表7-1-1 農林水産関係の被害の状況

	被害額(億円)	主な被害
農業関係	9,644	
農地・農業用施設等	9,009	農地、水路、揚水機、集落排水施設等
農作物等	635	農作物、家畜、農業倉庫、ハウス、畜舎、堆肥舎等
林野関係	2,155	林地、治山施設、林道施設等
水産関係	12,637	漁船、漁港施設、共同利用施設等
合計	24,436	

資料:農林水産省作成

注:平成24(2012)年7月5日時点の数値(農地・農業用施設等は令和7(2025)年3月末時点)

図表7-1-2 農地・農業用施設等の復旧状況



資料:農林水産省作成

注:1) 令和7(2025)年3月末時点の数値

2) 農地は、公共用地等への転用(見込みを含む。)が行われたものを除いた復旧対象農地1万9,640haに対するもの(福島県の720haを除き完了)

3) 主要な排水機場は、復旧が必要な96か所に対するもの

4) 農地海岸は、復旧が必要な122地区に対するもの(福島県の3地区を除き完了)

5) 農業集落排水施設は、復旧が必要な401地区に対するもの

（地震・津波からの復旧に合わせた農地の大区画化の取組が進展）

岩手県、宮城県、福島県の3県では、地域の意向を踏まえ、地震・津波からの復旧に合わせた農地の大区画化に取り組んでいます。令和6(2024)年3月末時点の整備計画面積については8,380haであり、整備完了面積は98%の8,210haでこのうち50a以上の区画に整備済みの面積は6,830haとなっており、地域農業の復興基盤の整備が進展しています。

（「創造的復興の中核拠点」となる福島国際研究教育機構での取組が進展）

福島県を始め東北の復興を実現するための夢や希望となるとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する「創造的復興の中核拠点」を目指し、令和5(2023)年4月に福島国際研究教育機構(以下「F-REI」という。)が設立されました。

F-REIにおける農林水産業分野の取組では、労働力不足や高度な資源循環といった福島県や我が国に共通する課題解決を図るため、農林水産資源の超省力生産・活用による地域循環型経済モデルの実現に向けた実証研究等を実施しています。

（東日本大震災からの復旧・復興のために人的支援を実施）

農林水産省は、東日本大震災からの復旧・復興、農地の除染及び森林・林業の再生を速やかに進めるため、被災した地方公共団体との人事交流を行っています。また、被災地における災害復旧工事を迅速・円滑に実施するため、被災県からの支援要望に沿って、他の都道府県等とともに、専門職員を被災した地方公共団体に派遣しています。特に原子力被災12市町村[1]については、令和2(2020)年度から市町村それぞれの状況に応じて職員を派遣するなどの支援を実施しています。

(2) 原子力災害からの復旧・復興の状況

（農畜産物の安全性確保のための取組を引き続き推進）

生産現場では、市場に放射性物質の基準値を上回る農畜産物が流通することのないように、放射性物質の吸収抑制対策、暫定許容値以下の飼料の使用といった各々の品目に合わせた取組が行われています。このような生産現場における取組の結果、基準値超過が検出された割合については、全ての品目で平成23(2011)年以降低下し、令和6(2024)年度、基準値を超過する農畜産物[2]は流通していません。

（原子力被災12市町村の営農再開農地面積は目標面積の8割超）

原子力被災12市町村における営農再開農地面積は、令和5(2023)年度末時点で、前年度に比べ584ha増加し8,599haとなっています。一方、特に帰還困難区域を有する市町村の営農再開が遅れていることが課題となっています。農林水産省では、令和7(2025)年度までに、平成23(2011)年12月末時点で営農が休止されていた農地1万7,298haの約6割で営農が再開されることを目標としています。この目標に対する進捗割合は、令和5(2023)年度末時点で8割超となっています。

[1] 福島県の田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村
[2] 栽培・飼養管理が可能な品目

(事例) 震災からの復興の中心を担いながら、新しい農業を展開(福島県)

(1) 被災直後から営農再開に向けた取組を実施

福島県南相馬市の株式会社紅梅夢ファームでは、スマート農業技術を活用しながら、若手社員が中心となって、農業だけではなく地域全体の復興に取り組んでいます。

平成23(2011)年3月の東日本大震災直後から避難指示区域となった同市の小高地区では、被災直後から小高区集落営農組織連絡協議会を中心に営農再開に向けた話合いを重ね、震災の翌年には「ふるさと小高区地域農業復興組合」が発足しました。同地区出身の作業員約200人が地区内の農地の草刈りや瓦礫拾い等を行い、水稲やなたね、大豆等の実証栽培を続け、安全性が確保されたことから、平成28(2016)年に避難指示が解除され、翌年の平成29(2017)年に同社が設立されました。

(2) スマート農業技術の導入や若手の育成に尽力

同社では水稲や大豆、なたね、たまねぎ等を栽培しており、法人化当時は約28haだった作付面積が、令和6(2024)年度には約189haとなり、年々拡大しています。そして、雇用の確保が課題となっている中、技術不足や労働力不足を補いながら作業効率の向上を図る観点から、令和元(2019)年度から2年間、スマート農業実証プロジェクトに参加しました。その後、ロボットトラクタや農業用ドローン等を多数導入し、営農支援システムで得られた情報を栽培管理の改善につなげることで、収量の増加を実現しています。

また、地元の農業高校の卒業生を始め、若手人材を多く採用しており、平均年齢24歳の社員13人がスマート農業機械の操作やシステム管理等を行っています。これに加えて、女性社員が中心となり、ウェブサイトやSNSでオリジナル商品や農業の楽しさといった情報を積極的に発信しています。

(3) 消費者との交流を大切に、新しい農業を牽引

同社では、令和11(2029)年には作付面積を約290haまで拡大することを目標にしており、既に生産している産品に加えて、需要に見合った農作物を生産していくこととしています。また、6次産業化にも取り組み、なたねの加工品を既に販売しているほか、地元の農業高校生等と連携して大豆の加工品の開発を行い、令和7(2025)年2月からスーパーでの販売を開始しました。

今後ともスマート農業技術の活用や若手の育成を継続しながら、消費者との交流を大切に、同市の新しい農業を牽引する取組を推進していきたいとしています。





水稲の収穫作業
資料：株式会社紅梅夢ファーム



ドローンによる除草剤散布
資料：株式会社紅梅夢ファーム

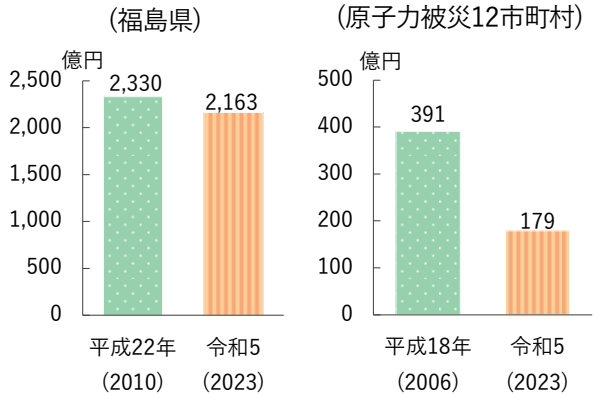
(農地整備の実施済み面積は2,581haに拡大)

原子力被災12市町村の農地については、営農休止面積1万7,298haのうち、営農再開のための整備が実施又は検討されている農地の面積は4,456haとなっています。このうち、令和5(2023)年度末時点で2,581haの農地整備が完了しました。

(原子力被災12市町村の農業産出額は被災前の約5割)

福島県の農業産出額は、県全体では東日本大震災前の平成22(2010)年が2,330億円であったのに対し、令和5(2023)年が2,163億円と約9割まで回復しています(**図表7-1-3**)。一方、原子力被災12市町村では、東日本大震災前の平成18(2006)年が391億円であったのに対し、令和5(2023)年が179億円と約5割にとどまっています。

図表7-1-3 東日本大震災前と比較した原子力被災12市町村の農業産出額



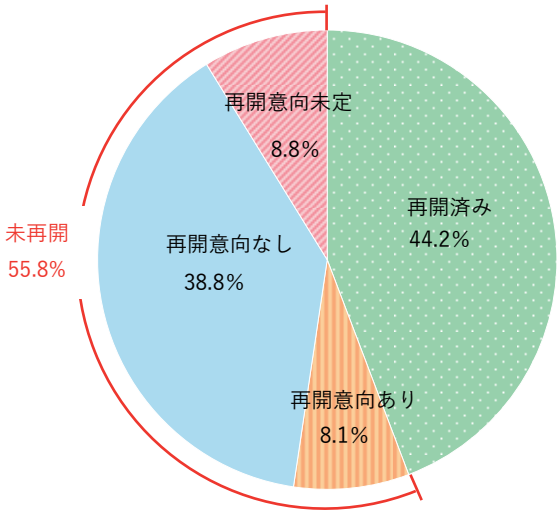
資料:農林水産省「生産農業所得統計」、「令和5年市町村別農業産出額(推計)」を基に作成

(営農再開に向け、地域外も含めた担い手の確保等が課題)

農林水産省は、福島相双復興官民合同チームの営農再開グループに参加し、平成29(2017)年4月から令和6(2024)年12月にかけて、原子力被災12市町村の農業者を対象として営農再開状況及び意向に関する聞き取りを実施しました。その結果、「再開済み」が約4割、「再開意向あり」が約1割、「再開意向なし」が約4割、「再開意向未定」が約1割となりました(**図表7-1-4**)。また、「再開意向なし」又は「再開意向未定」である農業者のうち、「農地の出し手となる意向あり」と回答した農業者は約7割に上ることから、地域外も含めた担い手の確保や担い手とのマッチングが課題となっています。

このため、新たな参入企業等の確保に向け、関係機関と連携し、参入相談や現地視察会、参入に向けた市町村との調整、既に参入した担い手の規模拡大に向けた農地集積といった参入可能な農地のマッチング支援を行いました。

図表7-1-4 原子力被災12市町村における営農再開状況及び意向



資料:福島相双復興官民合同チーム「原子力被災12市町村における農業者個別訪問活動結果」(令和7(2025)年1月公表)を基に農林水産省作成

注:平成29(2017)年4月～令和6(2024)年12月に、原子力被災12市町村の農業者2,600者を対象として実施した営農再開状況及び意向に関する聞き取り調査結果

(生産と加工等が一体となった高付加価値生産を展開する産地を創出)

農林水産省では、令和3(2021)年から、国産需要の高い加工・業務用野菜等について、市町村を越えて広域的に、生産・加工等が一体となって付加価値を高めていく産地の創出に向けて、産地の拠点となる施設整備等の支援を行っています。原子力被災12市町村においては、令和12(2030)年度までに加工品を含め80億円を産出する産地の創出に向け、令和7(2025)年度までに産出額の3割を達成することを目標としています。

令和6(2024)年度には、原子力被災12市町村産の野菜の販路確保と新たな産地形成に向けた野菜加工工場や、双葉郡(ふたばぐん)内のたまねぎの品質向上や産地化に向けた集出荷施設の稼働が始まりました。



株式会社彩喜　福島広域野菜加工工場



富岡町野菜集出荷施設

(放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらう人の割合は減少傾向で推移)

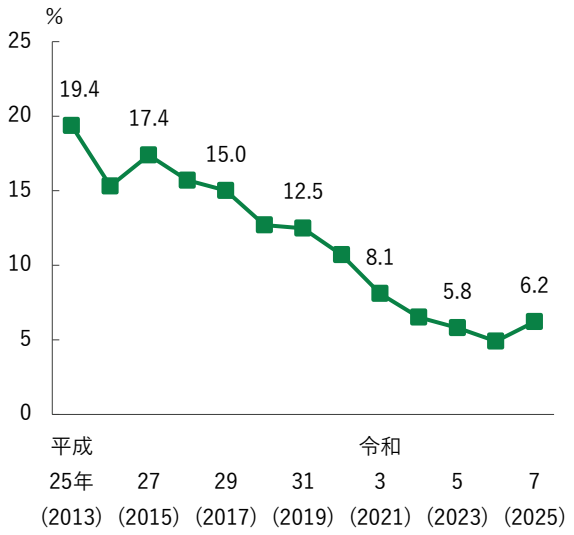
消費者庁が令和7(2025)年3月に公表した調査によると、放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらう人の割合については、同年は6.2%となりました(**図表7-1-5**)。

風評等が今なお残っていることを踏まえ、復興庁やその他関係府省は、平成29(2017)年12月に策定した「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づく取組のフォローアップとして、「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の三つを柱とする情報発信を実施し、風評の払拭に取り組んでいます。

また、福島県の農林水産業の復興に向けて、生産段階と流通段階での産地競争力の強化、GAP認証等の取得、放射性物質の検査、国内外の販売促進といった生産から流通・販売に至るまでの総合的な支援を行っています。

さらに、「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、消費者、生産者等の団体や食品事業者といった多様な関係者の協力を得て被災地産食品の販売フェアや社内食

図表7-1-5　放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらう人の割合



資料：消費者庁「風評に関する消費者意識の実態調査」(令和7(2025)年3月公表)を基に農林水産省作成

注：1) 各年3月(令和3(2021)年は2月)に公表された結果の数値
2) 食品の生産地を気にする理由として「放射性物質の含まれていない食品を買いたいから」と回答した者に対して行った「食品を買うことをためらう産地(複数回答)」の質問への回答として「福島県」を選択した者の、全回答者5,176人に対する割合

堂等での積極的な利用を進めており、引き続き被災地産食品の販売促進等の取組を推進することとしています。

くわえて、令和5(2023)年8月に開始されたALPS処理水の海洋放出の影響を受ける水産物の国内消費を応援するため、同年9月からSNSを中心に「#食べるぜニッポン」キャンペーンを継続して実施しています。

(「魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク」の取組を推進)

三陸・常磐地域の水産業等は、東日本大震災によって深刻な影響を受けましたが、今日においても、燃油価格の高騰、水産資源の減少、ALPS処理水の海洋放出に関する風評の懸念等様々な問題に直面しており、引き続き風評を抑制・払拭することに加え、本格的な復興や持続的な発展を後押しすることが必要となっています。このため、経済産業省、復興庁、農林水産省において、令和4(2022)年12月に産業界、地方公共団体、政府関係機関から広く参加を募り、三陸・常磐地域の水産物等の「売り手」と「買い手」をつなげることで、「三陸・常磐もの」の魅力を発信し、消費拡大を推進するプロジェクトである「魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク」を立ち上げ、イベントの実施や、ネットワーク参加企業等による「三陸・常磐もの」の消費拡大を図る取組を実施しました。

魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク
URL：https://sjm-network.jp/

(農林漁業者等への損害賠償支払累計額は1兆808億円)

原子力損害の賠償に関する法律の規定により、東電福島第一原発の事故の損害賠償責任は東京電力ホールディングス株式会社が負っています。

同社によるこれまでの農林漁業者等への損害賠償支払累計額は、令和7(2025)年2月末時点で1兆808億円となっています[1]。

[1] 農林漁業者等の請求・支払状況について、関係団体等からの聞取りから把握できたもの

第2節 大規模自然災害からの復旧・復興

我が国は自然災害が発生しやすい環境下にあることから、発災そのものを抑制する「防災」、発生時の被害を小さくする「減災」、被災後速やかに同じ機能に戻す「復旧」、生活環境や経済を含め質的な向上等を目指す「復興」を効果的に連携させ、災害に対する国土の強靱性を高めることで、食料の安定供給を確保していくことが重要です。

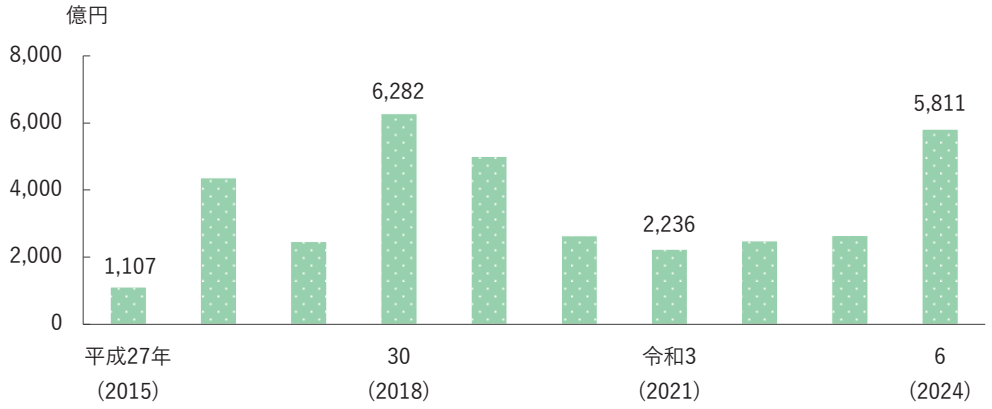
本節では、近年の大規模自然災害による被害の発生状況や災害からの復旧・復興に向けた取組について紹介します。

(1) 近年の大規模自然災害からの復旧・復興の状況

(近年は地震や大雨等による被害が継続的に発生)

「平成28年(2016年)熊本地震」、「平成30年北海道胆振東部地震」、「令和元年房総半島台風」、「令和元年東日本台風」、「令和6年能登半島地震[1]」を始めとして、近年は日本各地で地震や大雨等による大規模な自然災害が発生する頻度が高まっています。我が国の農林水産業では農作物や農地・農業用施設等に甚大な被害が発生しています(**図表7-2-1**)。

図表7-2-1 過去10年の農林水産関係の自然災害による被害額



資料：農林水産省作成
注：令和6(2024)年の被害額は、令和7(2025)年3月末時点の数値

(近年の大規模自然災害からの復旧・復興を推進)

「令和4年8月3日からの大雨」、「令和4年台風第14号・第15号」等により被災した農地・農業用施設については、令和7(2025)年3月末時点で、災害復旧事業の対象となる4,564件のうち約9割の4,201件で復旧が完了しました。

「令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号」、「令和5年6月29日からの大雨」等により被災した農地・農業用施設については、令和7(2025)年3月末時点で、災害復旧事業の対象となる6,286件のうち約6割の3,468件で復旧が完了しました(**図表7-2-2**)。

農林水産省は、引き続き、関係する都道府県や市町村と連携し、復旧工法に関する技術

[1] トピックス5を参照

的支援等を行い、早期復旧を目指していくこととしています。

図表7-2-2 令和5(2023)年度の自然災害からの復旧状況





「令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号」による被災の状況(写真左)及び復旧完了後の状況(写真右)(和歌山県)

資料：農林水産省作成

(事例) 熊本地震被災農地を改良復旧し、創造的復興を推進(熊本県)

(1)「平成28年(2016年)熊本地震」による甚大な被害

熊本県熊本市の秋津地区では、平成28(2016)年4月に発生した「平成28年(2016年)熊本地震」により、農地のうねりや農道の陥没、パイプラインの破壊等の甚大な被害を受けましたが、被災農地の改良復旧を通じて農地の集積や大区画化を推進し、同地震からの創造的復興を目指しています。

(2)営農再開に向けた関係者による協議と創造的復興

麦の収穫や水稲の作付作業を目前に被災した同地区では、地元関係者等による営農対策会議を開催し、当面の営農方針を早急に取り決めたほか、「秋津地区未来創造プロジェクト会議」を立ち上げ、復旧に当たっては、地域農業の未来を見据え、更なる発展を目指す「創造的復興」に取り組むこととしました。



平成29(2017)年9月から172haの農地を対象に着工された復旧工事では、工事期間中も営農ができるよう麦作期(1～6月)と大豆作期(7～12月)に分けて工事が実施されたほか、単に元の姿に戻すのではなく、農地の大区画化を併せて行うなど、未来につながる基盤整備が行われました。



復旧した農地で大豆を作付け

資料：農事組合法人秋津営農組合

令和2(2020)年には約50haの農地で5年ぶりに水稲の作付けが行われ、復旧工事は同年12月に完了し、令和4(2022)年には7年ぶりに水稲の作付けが全面再開されました。同地区の農事組合法人秋津営農組合が大豆や小麦との輪作体系の再開、土壌分析に基づく施肥設計や堆肥の施用等を通じた単収向上の取組が評価され、令和6(2024)年度農林水産祭内閣総理大臣賞を受賞しました。



共同で草刈りを実施

資料：農事組合法人秋津営農組合

(3)地域の強い絆が復興に向けた議論を後押し

同地区では、水路の草刈りや景観形成活動等の共同活動を通じて、地域住民間の強固なつながりが形成されており、このような地域の絆が被災後の迅速な対応や将来に向けた前向きな議論をする上でも大きな支えとなりました。今後とも、地域一体となって未来を見据えた持続可能で安定的な営農を目指すこととしています。

(2) 令和6(2024)年における自然災害からの復旧

(令和6(2024)年は5,811億円の被害が発生)

令和6(2024)年においては、「令和6年能登半島地震」、「令和6年7月25日からの大雨」等により、広範囲で河川の氾濫等の被害が発生しました。これらの災害による農林水産関係の被害額は5,439億円となりました(**図表7-2-3、図表7-2-4**)。

このほか、大雪、大雨等による被害が発生したことから、令和6(2024)年に発生した主な自然災害による農林水産関係の被害額は5,811億円となりました。

図表7-2-3 令和6(2024)年の主な自然災害による農林水産関係の被害額

(単位：億円)

	農業関係			林野関係	水産関係	合計
		農作物等	農地・農業用施設等			
令和6年能登半島地震	1,785.1	303.8	1,481.3	900.9	1,078.3	3,764.3
令和6年7月25日からの大雨	414.5	117.0	297.5	216.5	1.0	632.0
令和6年台風第10号	227.8	37.2	190.6	178.5	8.6	414.9
令和6年9月20日からの大雨	395.8	11.0	384.8	231.4	0.1	627.3

資料：農林水産省作成
注：令和7(2025)年3月末時点の数値

図表7-2-4 令和6(2024)年の主な自然災害による農林水産関係の被害状況

	時期	地域	主な特徴と被害
令和6年能登半島地震	1月1日	北陸地方	・石川県能登地方を震源として、石川県で最大震度7を観測した地震 ・農地・農業用施設等における被害、林地・林道施設等における被害、漁船の転覆・沈没、漁港における地盤隆起による海底露出等の被害が発生
令和6年7月25日からの大雨	7月25日～26日	東北地方、北陸地方、関東地方	・北日本に停滞した梅雨前線の影響で、東北地方の日本海側を中心に北日本から西日本で大雨 ・農作物の冠水・浸水等、農地・農業用施設等における被害、林地・林道施設等における被害、漁船等の流出、漁港における泊地埋そく等の被害が発生
令和6年台風第10号	8月27日～9月3日	九州地方、四国地方、東海地方等の全国各地	・動きの遅い台風第10号や温かく湿った空気の影響が続いたため、西日本から東日本の太平洋側を中心に記録的な大雨。大気の状態が非常に不安定となり、各地で竜巻等の激しい突風が発生 ・農地・農業用施設等における被害、林地・林道施設等における被害、漁港における泊地埋そくの被害が発生
令和6年9月20日からの大雨	9月20日～23日	北陸地方、東北地方、中国地方、四国地方、九州地方	・低気圧や前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で大気の状態が非常に不安定となり、東北地方から西日本にかけての広い範囲で雷を伴った大雨 ・農作物の冠水等、農地・農業用施設等における被害、林地・林道施設等における被害、漁港における泊地埋そく等の被害が発生

資料：農林水産省作成



「令和6年7月25日からの大雨」により
土砂が流入した農地(秋田県)

災害に関する情報(農林水産省)
URL：https://www.maff.go.jp/j/saigai/index.html

(激甚災害の指定により負担を軽減)

令和6(2024)年に発生した災害については、「令和6年能登半島地震による災害」、「令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨による災害」、「令和6年8月10日から同月13日までの間の暴風雨による災害」、「令和6年8月26日から9月3日までの間の暴風雨及び豪雨による災害」、「令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害」が激甚災害に指定されました(**図表7-2-5**)。これにより、被災した地方公共団体等は財政面での不安なく、迅速に復旧・復興に取り組むことが可能になりました。また、農地・農業用施設等の災害復旧事業についても、激甚災害指定により、地方公共団体、被災農業者等の負担が軽減されることとされました。

図表7-2-5 令和6(2024)年発生災害における激甚災害指定

災害の名称	発生日	激甚指定		事前公表	閣議決定	公布・施行
		区分	対象	(発災からの日数)		
令和6年能登半島地震による災害	R6.1.1	本激	農地、農業用施設、林道、共同利用施設、公共土木施設、共同利用小型漁船	-	R6.1.11 (10日間)	R6.1.11 (10日間)
令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨による災害	R6.6.8～7.30	本激	農地、農業用施設、林道、共同利用施設、公共土木施設	R6.8.6 (59日間)	R6.9.6 (90日間)	R6.9.11 (95日間)
令和6年8月10日から同月13日までの間の暴風雨による災害	R6.8.10～8.13	早局	農地、農業用施設、林道(1市)	R6.9.13 (34日間)	R6.10.11 (62日間)	R6.10.17 (68日間)
		局激	農地、農業用施設、林道(1町)	-	R7.3.7	R7.3.12
令和6年8月26日から9月3日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	R6.8.26～9.3	本激	農地、農業用施設、林道、共同利用施設	R6.9.20 (25日間)	R6.10.25 (60日間)	R6.10.30 (65日間)
令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害	R6.9.20～9.23	本激	農地、農業用施設、林道、公共土木施設	R6.10.5 (15日間)	R6.10.25 (35日間)	R6.10.30 (40日間)

資料：内閣府資料を基に農林水産省作成
注：1) 「本激」は、対象区域を全国として指定するもの。「局激(局地激甚災害)」は、対象区域を市町村単位で指定するもの。「早局(早期局地激甚災害)」は、局激のうち査定見込額が明らかに指定基準を超えるもの
2) 本激及び早局は災害発生後早期に指定。局激は通常年度末にまとめて指定

第3節 防災・減災、国土強靱化と大規模自然災害への備え

自然災害が頻発化・激甚化する中、被害を最小化していくためには、農業水利施設等の防災・減災対策を講ずるとともに、災害への備えとして農業保険への加入や農業版BCP[1]の策定、食品の家庭備蓄の定着等を推進することが重要です。

本節では、防災・減災や国土強靱化、災害への備えに関する取組について紹介します。

(1) 防災・減災、国土強靱化対策の推進

(「国土強靱化年次計画2024」を決定)

国土強靱化は、大規模自然災害から国民の生命・財産・暮らしを守り、サプライチェーンの確保を始めとして、経済活動を含む社会の重要な機能を維持するための政策であり、国民生活や社会経済活動の礎となる国土基盤の高質化にとっても、また、我が国の持続可能な発展を遂げる上でも欠かすことのできないものです。

切迫する大規模地震災害、相次ぐ気象災害、火山災害、インフラの老朽化等に対処するためには、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に防災・減災、国土強靱化の取組を進めていくことが重要です。

農林水産省では、「国土強靱化基本計画」(令和5(2023)年7月閣議決定)に基づき、農業用ため池のハード及びソフト対策の推進、応急用食料等物資供給体制の充実及び備蓄の推進、災害時における食品サプライチェーンの事業者間の連携・協力体制の構築、農道・農道橋等の保全対策の推進、農業水利施設や集落排水施設の耐震化、農村における地域コミュニティの維持・活性化や自立的な防災・復旧活動の体制整備の推進等に取り組みました。

また、施策の推進に当たっては、国土強靱化基本計画に基づき令和6(2024)年7月に策定された「国土強靱化年次計画2024」において、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2(2020)年12月閣議決定)(以下「5か年加速化対策」という。)を含む施策の進捗の管理及び実施状況の評価を行いました。

(「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく対策を推進)

農業・農村分野では、国土強靱化施策のうち、特に重点的かつ、集中的に講ずるべき対策として、5か年加速化対策に基づき、「流域治水対策(農業水利施設の整備、水田の貯留機能の向上、海岸の整備)」、「防災重点農業用ため池の防災・減災対策」、「農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策」、「卸売市場の防災・減災対策」、「園芸産地事業継続対策」を実施しています。

また、5か年加速化対策以後も中長期的かつ、明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化施策に取り組むため、令和5(2023)年6月に施行された改正国土強靱化基本法[2]により「実施中期計画」策定が法定化され、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」(令和6(2024)年11月閣議決定)

[1] Business Continuity Planの略で、災害等が発生したときの重要業務の早期復旧・事業再開に向けた計画のこと
[2] 正式名称は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律」

において検討を最大限加速化し早急に策定することが明記され、策定に向けた取組を進めているところです。

さらに、気候変動に伴い一層頻発化・激甚化する災害への対応として、将来の降雨予測に基づく計画策定手法を導入した「土地改良事業計画設計基準　計画「排水」」が食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会において審議され、令和7(2025)年3月28日に農林水産大臣に答申されました。

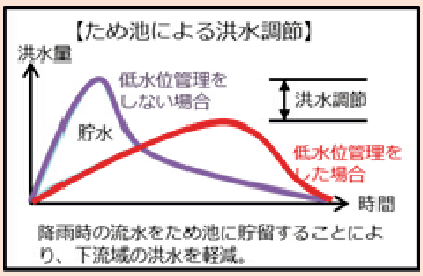
(コラム) 農業用ため池を活用した洪水調節機能強化の取組

令和元(2019)年7月に「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が施行されました。同法は、農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害等の災害を防止することを目的としており、農業用ため池を適正に管理及び保全するために、国、都道府県、市町村、農業用ため池所有者及び管理者がそれぞれ果たすべき役割が定められています。

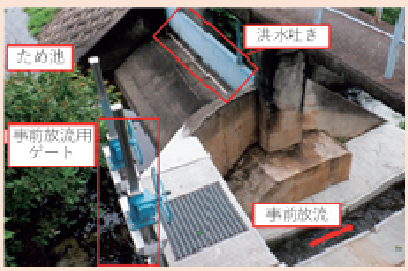
農業用ため池は、農業用水の確保のほか、生態系等自然環境の保全、良好な景観の形成、地下水涵養、降った雨を貯留し下流の農地や農業用施設等への被害を軽減する洪水調節機能等の多面的機能を有しています。近年、毎年のように大雨による自然災害が発生していることから、農業用ため池が有する多面的機能のうち洪水調節機能を活用し、農村地域の防災・減災対策を強化することが重要となっています。

岡山県旭川水系では、「旭川水系流域治水プロジェクト」を推進しており、この取組の一環として、赤磐市の岩田大池では、常時満水位より低い水位で管理する低水位管理及び事前放流に取り組んでいます。令和4(2022)年度に、洪水吐きより低い位置に事前放流用ゲートを設置し、かんがい期にはゲートを開けて一定量の雨水を排水することにより、大雨時における下流水路の水位上昇を抑制し、下流域の浸水被害リスクを低減させています。また、非かんがい期に、大雨が予想される場合には、ゲートを開けて事前放流を行い、農業用ため池の空き容量を増やして雨水貯留能力を高めています。

佐賀県の六角川水系でも、「六角川水系流域治水プロジェクト」を推進しており、この取組の一環として、農業用ため池における低水位管理に取り組んでいます。令和4(2022)年7月15日から19日の大雨時には、13か所の農業用ため池で低水位管理を行い、約170万m^3の空き容量を確保しました。また、令和4(2022)年度及び令和5(2023)年度に、総貯水量20万m^3以上の農業用ため池11か所に水位計と監視カメラを設置し、豪雨に備えた事前放流に活用しています。



農業用ため池による洪水調節



岩田大池の事前放流施設

資料：岡山県



六角川流域の農業用ため池における低水位管理の状況

資料：佐賀県

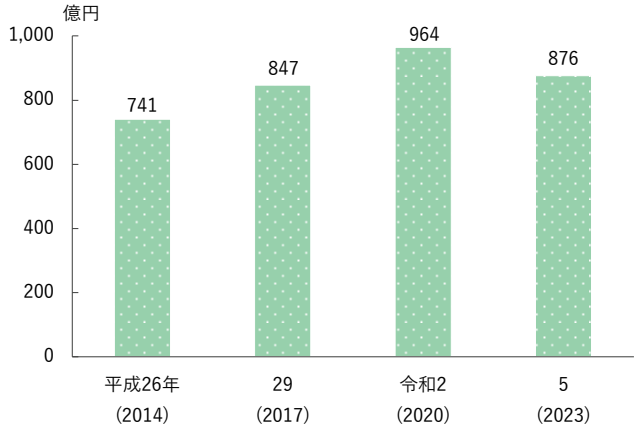
(2) 災害等への備えと損失の補塡

(農業者自身が行う自然災害への備えとして農業保険の加入等を推進)

近年は、大雨や大雪等の、これまで例を見ない自然災害が多発化する傾向にある中、農林水産省では、園芸施設共済を始めとする農業共済事業の推進に取り組んでいます。

近年の共済事業全体の共済金支払額は900億円程度で推移しています(**図表7-3-1**)。

図表7-3-1 共済金支払額



資料：農林水産省「農作物共済統計表」等を基に作成
注：1) 令和2(2020)年以降は速報値
2) 家畜共済及び園芸施設共済については年度、農作物共済、果樹共済、畑作物共済は年産の数値

令和5(2023)年度の園芸施設共済の加入率は、前年度に比べ上昇し77.0%となりました。

自然災害等の農業経営のリスクに備えるため、農業者自身が農業用ハウスの保守管理の徹底や補強、農業保険等の利用促進といった災害に備える取組を全国に展開しました。

(災害に備え、農業版BCPの策定・普及を推進)

農業版BCPは、インフラや経営資源等について、被害を事前に想定し、被災後の早期復旧・事業再開に向けた計画を定めるものであり、農業者自身に経験として既に備わっていることも含め、「見える化」することで、自然災害に備えるためのものです。

農林水産省では、農業版BCPの普及に向け、パンフレットの配布等による周知を行っているほか、「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」や「農業版BCP」フォーマットの活用を促進しています。また、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた複数農業者によるBCPの策定等を支援しています。

このほか、食品産業事業者によるBCPの策定や事業者、地方公共団体等の連携・協力体制の構築を推進しています。

(家庭で「何かしらの食品の備蓄を行っている」との回答が約6割)

今後起こりうる災害への備えとして、国民一人一人が、日頃から食品や飲料水等を備蓄しておくことが重要です。

令和6(2024)年6月に公表した調査によると、家庭で「何かしらの食品の備蓄を行ってい

る」人の割合は60.8%、「食品の備蓄は行っていない」と回答した人の割合は39.2%となりました。また、ローリングストック[1]の認知・実施状況については、「考え方を知っており、実践している」と回答した人は23.4%となっており、「考え方を知らなかったが、このようなことは実践している」と回答した人と合わせると37.0%となっています。

大規模な自然災害等の発生に備え、家庭における備蓄量は、最低3日分、可能であれば1週間分の食品を人数分備蓄しておくことが望ましいとされています。

このため、農林水産省では、「災害時に備えた食品ストックガイド」やウェブサイト「家庭備蓄ポータル」等による周知を行うとともに、食品の家庭備蓄の定着に向けて、企業や地方公共団体等と連携しながら、ローリングストック等による日頃からの家庭備蓄の重要性とともに、乳幼児や高齢者、食物アレルギー等を有する人への配慮に対応した備えの必要性に関する普及啓発を行っています。



災害時に備えた食品ストックガイド

家庭備蓄ポータル

URL：https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/foodstock/index.html

[1] ふだんから食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭に備蓄されている状態を保つ方法のこと

農業・農村の活性化を目指して

－令和6(2024)年度農林水産祭天皇杯等受賞者事例紹介－

農林水産業者の技術改善・経営発展の意欲の高揚を図るため、効率的な農業経営や地域住民によるむらづくり等を行っている事例のうち、その内容が優れており、広く社会の称賛に値するものについては、毎年度、秋に開催される農林水産祭式典において天皇杯等が授与されています[1]。ここでは、令和6(2024)年度の天皇杯等の受賞者を紹介します。



農林水産祭天皇杯受賞者

令和6(2024)年度農林水産祭天皇杯受賞者

「経営改善」の軌跡とパン用小麦の拡大に向けて

○農産・蚕糸部門　○経営(水稲、麦、大豆)　○滋賀県近江八幡市(おうみはちまんし)
○株式会社イカリファーム　(代表 井狩(いかり) 篤士(あつし)さん)



株式会社イカリファームは、利益率の高い麦や大豆を主力に据えた経営を行うとともに、作目ごとの損益計算データから収益改善や作付面積配分等を社員全員で検討し、収量や売上目標を明確にしています。また、生産管理ICTツールを導入し、データを活用した栽培管理やマニュアル化による作業の効率化、トヨタ式「カイゼン」の導入により従業員が無駄なく作業を行う環境づくりも行っています。

また、国産小麦のニーズの高まりを予測し、パン用小麦の乾燥調製施設と低温倉庫を建設し、集荷から販売までを自社で完結できる仕組みを構築するほか、学校給食や大手コンビニのパンの原料として採用されるなど、販路拡大にも取り組んでいます。



産地一体となった新規就農者の確保により「百年産地」を目指す

○園芸部門　○経営(宿根かすみそう)　○福島県大沼郡(おおぬまぐん)昭和村(しょうわむら)
○JA会津(あいづ)よつば 昭和(しょうわ)かすみ草部会(そう)　(代表 立川(たちかわ) 幸一(こういち)さん)



JA会津よつば昭和かすみ草部会は、雪を利用した集出荷貯蔵施設の機能強化やGI取得等により、ブランド力を強化するとともに、新規就農者を継続的に確保することで生産本数、販売金額の増加に取り組んできました。

特に新規就農者の確保では、インターンシップ制度の導入や就農前の研修の充実を始めとする、栽培技術の習得支援と併せて、部会員や地域住民とのネットワーク構築等を支援することで、就農後の高い定着率を誇っています。また、これまでに移住してきた既就農者が新規就農者の支援・指導を行うことで、担い手の確保・育成の好循環も生まれています。今後も「百年産地」が実現できるよう地域の関係機関と一体となった活動を永続的に展開することで、地域の振興・活性化に貢献していく考えです。



[1] 過去1年間(令和5(2023)年7月～令和6(2024)年6月)の農林水産祭参加表彰行事において、農林水産大臣賞を受賞した463点の中から決定。選賞部門は、掲載5部門のほか、林産部門、水産部門を加えた7部門

畜産DX・地域資源フル活用による安全・安心なブランド牛肉の一貫生産

〇畜産部門　〇経営(肉用牛一貫)　〇山形県南陽市
〇株式会社蔵王ファーム　(代表 髙橋 勝幸さん)



株式会社蔵王ファームは、畜産DXの導入、飼料用米やエコフィードをフル活用したTMR飼料の導入等により安全・安心なブランド牛肉の一貫生産の経営体制を築いています。

飼育牛の全情報をクラウド上で一元管理することで生産性を向上させるとともに、地域の飼料用米やエコフィードをTMR飼料に調製し、飼料費を同県平均に比べ3割以上削減しています。また、飼料への抗菌抗生剤・ホルモン剤の無添加に加え飼養衛生管理基準を徹底し、飼育密度を1頭当たり8㎡以上とするなど、アニマルウェルフェアを重視した飼養管理等を通じて、全牛ブランド化も達成しています。



さらに、女性が自社ブランド牛の企画責任を担うほか、飼養管理法の各種改善により事故率低減を実現するなど、経営に貢献しています。

栽培から加工販売まで差別化を図り事業展開

〇多角化経営部門　〇経営(りんご6次産業化)　〇長野県下伊那郡松川町
〇株式会社なかひら農場　(代表 中平 義則さん)



株式会社なかひら農場は、昭和25(1950)年にりんご栽培を開始した後、安定した経営を目指し農産加工や観光農業に着手し、ジュース製造を主体とした加工部門が売上げの多くを占めています。

同部門では、製品の差別化を図るため、イタリアの機械メーカーと果肉入りジュースの製造機械を共同開発するとともに、様々な顧客ニーズに応えられるようスムージーやジュース等の40種類以上の加工品を製造しています。また、地元のりんごを使用し、地域の働く場として雇用を創出するほか、働きながら栽培や経営を学べる就農支援も実施するなど、地域振興にも貢献しています。くわえて、高齢化や後継者がいないなどにより、農業生産の継続が難しい樹園地の荒廃防止や産地の維持に貢献しています。



88のアイデア実現を目指して、「え～ひだ」を創るカンパニー

〇むらづくり部門　〇むらづくり活動　〇島根県安来市
〇えーひだカンパニー株式会社　(代表 川上 義則さん)



人口減少により比田地区の存続が危ぶまれる中、協議会や自治会が住民にアンケートと世代別ワークショップを実施し、その中で寄せられた88のアイデアを盛り込んだ「比田地域ビジョン」を策定するとともに、実現に向けた取組を進める組織として、えーひだカンパニー株式会社を設立しました。同社では農業面から生活面まで幅広い取組を行っています。

農業生産面では高齢化等で作付けが困難となった農地の営農や、ドローンによる農薬散布、リモコン除草機による除草作業等を行っています。また、排水不良の水田を活用した、特産のどじょうの養殖にも取り組んでいます。生活面では、高齢者の買物支援、見守り活動を兼ねた移動販売車の運行や、小学生が地域の祭りの出店や商品開発に関わることで郷土愛の醸成につながるなどの取組を行っています。



令和6(2024)年度農林水産祭内閣総理大臣賞受賞者

部門	出品財	住所	氏名等
農産・蚕糸	経営(大豆)	熊本県熊本市	農事組合法人秋津営農組合 (代表 上田 徳行さん)
園芸	経営(スプレーギク)	愛知県豊川市	山田 裕也さん
畜産	経営(酪農)	群馬県前橋市	須藤 晃さん＊ 須藤 淳子さん＊
多角化経営	経営(水稲、スプレー菊)	宮城県栗原市	有限会社川口グリーンセンター (代表 白鳥 正文さん)
むらづくり	むらづくり活動	青森県北津軽郡中泊町	中泊町農産物加工販売施設出荷者協議会 (代表 田中 恵津子さん)

令和6(2024)年度農林水産祭日本農林漁業振興会会長賞受賞者

部門	出品財	住所	氏名等
農産・蚕糸	産物(茶(蒸し製玉緑茶))	佐賀県嬉野市	三根 孝之さん
園芸	経営(ぶどう)	岡山県加賀郡吉備中央町	JA岡山加茂川ぶどう部会 (代表 瀬尾 和弘さん)
畜産	技術・ほ場(飼料生産部門)	広島県三次市	広島県酪農業協同組合 (代表 湯泉川 寛明さん)
多角化経営	経営(そば、加工用トマトほか)	長野県松本市	株式会社かまくらや (代表 藤本 孝介さん)
むらづくり	むらづくり活動	茨城県石岡市	特定非営利活動法人アグリやさと (代表 柴山 進さん)

令和6(2024)年度農林水産祭内閣総理大臣賞受賞者(女性の活躍)

部門	出品財	住所	氏名等
園芸	経営(ベビーリーフ)	熊本県上益城郡益城町	株式会社みっちゃん工房 (代表 光永 カオリさん)

令和6(2024)年度農林水産祭日本農林漁業振興会会長賞受賞者(女性の活躍)

部門	出品財	住所	氏名等
農産・蚕糸	経営(水稲)	岡山県赤磐市	株式会社穂々笑ファーム (代表 堀内 由希子さん)

(注)氏名等の欄に＊を付したのは、夫婦連名で表彰するもの

利用者のために

参考文献一覧

○　本資料で参照した参考文献の出典について、以下に記載しています。

・第 1 章第 1 節　（コラム）児童労働に従事する子供の数が平成 12(2000)年以降初の増加
米国労働省,List of Goods Produced by Child Labor or Forced Labor
https://www.dol.gov/agencies/ilab/reports/child-labor/list-of-goods（アクセス日:2025 年 3 月 31 日）

・第 1 章第 1 節　図表 1-1-9
FAO (2024), FAO Food Price Index, Nominal and real indices from 1990 onwards (monthly and annual)
https://www.fao.org/worldfoodsituation/foodpricesindex/en（アクセス日:2025 年 4 月 10 日）

・第 1 章第 1 節　図表 1-1-10
OECD/FAO (2024), *OECD-FAO Agricultural Outlook 2024-2033*, OECD Publishing, Paris/FAO, Rome,
https://doi.org/10.1787/4c5d2cfb-en

・第 1 章第 2 節　（コラム）英国政府が新たな「英国食料安全保障指数」を公表
ECONOMIST IMPACT(2022), Global Food Security Index 2022
URL: https://impact.economist.com/sustainability/project/food-security-index/（アクセス日:2025 年 3 月 31 日）

・第 1 章第 3 節　図表 1-3-11
U.S. Energy Information Administration (2025), Weekly Petroleum Status Report
URL: https://www.eia.gov/dnav/pet/PET_PRI_SPT_S1_D.htm（アクセス日:2025 年 3 月 31 日）

・第 2 章第 1 節　図表 2-1-10
FAO (2024), FAOSTAT, Crops and livestock products
https://www.fao.org/faostat/en/#data/QCL（アクセス日:2025 年 3 月 31 日）

・第 5 章第 3 節　図表 5-3-1
FiBL(2025): Data on organic area in worldwide 2008-2023. The Statistics.FiBL.org website maintained by the Research Institute of Organic Agriculture (FiBL), Frick, Switzerland.URL: https://statistics.fibl.org/world/area-world.html.
（アクセス日: 2025 年 3 月 31 日）

・第 5 章第 3 節　図表 5-3-2
FiBL(2025): Data on Organic retail sales 2023. The Statistics.FiBL.org website maintained by the Research Institute of Organic Agriculture (FiBL), Frick, Switzerland. URL: https://statistics.fibl.org/world/retail-sales.html.
（アクセス日: 2025 年 3 月 31 日）

用語の解説及び基本統計用語の定義

○　本資料に関連する用語の解説と基本統計用語の定義について、以下のページに掲載しています。

令和6年度 食料・農業・農村白書

URL：https://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/r6/index.html

第2部

令和６年度
食料・農業・農村施策

概説

1　施策の重点

食料安定供給・農林水産業基盤強化本部で決定された「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」(令和5(2023)年6月本部決定)、「食料・農業・農村基本法の改正の方向性について」(令和5(2023)年12月本部決定)等に基づき、「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」及び「人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持」に向けた施策を展開しました。また、「「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく施策の工程表」(令和5(2023)年12月本部決定)を踏まえ、施策を着実に展開しました。さらに、「食料安全保障強化政策大綱」(令和5(2023)年12月改訂)に基づき、食料安全保障の強化のための対策に加え、スマート農林水産業等による成長産業化、農林水産物・食品の輸出の促進、農林水産業のグリーン化についての施策を展開しました。

改正食料・農業・農村基本法に基づく新たな食料・農業・農村基本計画について、令和6(2024)年8月に、農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会会長に策定につき諮問し、以降、同審議会企画部会において計12回にわたり審議が行われました。令和7(2025)年3月27日に同審議会会長から農林水産大臣に答申されました。

このほか、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」(CPTPP)、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及び「地域的な包括的経済連携」(RCEP)協定の効果を最大限に活用するため、「総合的なTPP等関連政策大綱」(令和2(2020)年12月改訂)(以下「TPP等政策大綱」という。)に基づき、強い農林水産業の構築、経営安定・安定供給のための備え等の施策を推進しました。

くわえて、東日本大震災(ひがしにほん)及び東京電力福島第一(とうきょうでんりょくふくしまだいいち)原子力発電所(以下「東電福島第一原発」という。)事故からの復旧・復興に向け、関係府省庁と連携しながら取り組みました。

2　財政措置

(1)令和6(2024)年度農林水産関係予算額は、2兆2,686億円を計上しました。本予算においては、①食料の安定供給の確保、②農業の持続的な発展、③農村の振興(農村の活性化)、④「みどりの食料システム戦略」(以下「みどり戦略」という。)による環境負荷低減に向けた取組強化、⑤多面的機能の発揮等に取り組みました。また、令和6(2024)年度の農林水産関係補正予算額は、8,678億円を計上しました。

(2)令和6(2024)年度の農林水産関連の財政投融資計画額は、7,300億円を計上しました。このうち主要なものは、株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)による借入れ7,235億円となりました。

3　立法措置等

(1)第213回国会において、以下の法律が成立しました。

- 「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律」(令和6年法律第44号)(令和6(2024)年6月施行)
- 「食料供給困難事態対策法」(令和6年法律第61号)
- 「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律」(令和6年法律第62号)(令和6(2024)年6月一部施行)
- 「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」(令和6年法律第63号)(令和6(2024)年10月施行)
- 「特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律」(令和6年法律第15号)(令和6(2024)年7月施行)

(2)令和6(2024)年度において、法律に基づく以下の基本方針が公表されました。

- 「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」(令和6年法律第63号)(以下「スマート農業技術活用促進法」という。)に基づく「生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針」
- 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(平成12年法律第116号)(以下「食品リサイクル法」という。)に基づく「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」

4　税制上の措置

以下を始めとする税制措置を講じました。

(1)スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等が、生産方式革新事業活動用資産等の取得等をして、生産方式革新

事業活動等の用に供した場合には、その取得価額の32%(建物等については16%)の特別償却ができる措置等を創設しました。

また、スマート農業技術活用促進法の開発供給実施計画の認定を受けた者が、その開発供給実施計画に基づき行う登記について税率を軽減する措置を創設しました。

[所得税・法人税、登録免許税]

(２)「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(令和4年法律第37号)(以下「みどりの食料システム法」という。)に基づく実施計画の認定を受けた場合の環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却について、対象資産の確認等に係る所要の見直しを行った上、その適用期限を2年延長しました。

[所得税・法人税]

(３)「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」(令和元年法律第57号)(以下「輸出促進法」という。)に基づく輸出事業計画の認定を受けた場合の輸出事業用資産の割増償却について、対象資産に係る所要の見直しを行った上、その適用期限を2年延長しました。

[所得税・法人税]

(４)農林漁業等に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を3年延長しました。

[軽油引取税]

5　金融措置

政策と一体となった長期・低利資金等の融通による担い手の育成・確保等の観点から、農業制度金融の充実を図りました。

(１)公庫の融資

ア　農業の成長産業化に向けて、民間金融機関と連携を強化し、農業者等への円滑な資金供給に取り組みました。

イ　農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)については、「農業経営基盤強化促進法」(昭和55年法律第65号)に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられたなどの認定農業者を対象に貸付当初5年間実質無利子化する措置を講じました。

(２)民間金融機関の融資

ア　民間金融機関の更なる農業融資拡大に向けて公庫との業務連携・協調融資等の取組を強化しました。

イ　認定農業者が借り入れる農業近代化資金については、貸付利率をスーパーL資金の水準と同一にする金利負担軽減措置を実施しました。また、TPP協定等による経営環境変化に対応して、新たに規模拡大等に取り組む農業者が借り入れる農業近代化資金については、農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられたなどの認定農業者を対象に貸付当初5年間実質無利子化するなどの措置を講じました。

ウ　農業経営改善促進資金(スーパーS資金)を低利で融通できるよう、都道府県農業信用基金協会が民間金融機関に貸付原資を低利預託するために借り入れた借入金に対し利子補給金を交付しました。

(３)農業法人への出資

「農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法」(平成14年法律第52号)(以下「投資円滑化法」という。)に基づき、農業法人に対する投資育成事業を行う株式会社又は投資事業有限責任組合の出資原資を公庫から出資しました。

(４)農業信用保証保険

農業信用保証保険制度に基づき、都道府県農業信用基金協会による債務保証や当該保証に対し独立行政法人農林漁業信用基金が行う保証保険により補完等を行いました。

(５)被災農業者等支援対策

ア　甚大な自然災害等により被害を受けた農業者等が借り入れる災害関連資金について、貸付当初5年間実質無利子化する措置を講じました。

イ　甚大な自然災害等により被害を受けた農業者等の経営の再建に必要となる農業近代化資金の借入れについて、都道府県農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除するために必要な補助金を交付しました。

Ⅰ　食料自給率の向上等に向けた施策

1　食料自給率の向上等に向けた取組

食料自給率の向上等に向けて、以下の取組を重点的に推進しました。

（1）食料消費

ア　消費者と食と農とのつながりの深化

食育や国産農産物の消費拡大、地産地消、和食文化の保護・継承、食品ロスの削減を始めとする環境問題への対応等の施策を個々の国民が日常生活で取り組みやすいよう配慮しながら推進しました。また、農業体験、農泊等の取組を通じ、国民が農業・農村を知り、触れる機会を拡大しました。

イ　国産農産物の消費拡大の促進

国産農産物の消費拡大の取組を促進しました。

ウ　食品産業との連携

食の外部化・簡便化の進展に合わせ、外食・中食における国産農産物の需要拡大を図りました。

平成25(2013)年にユネスコ無形文化遺産に登録された和食文化については、食育・価値共有、食による地域振興等の多様な価値の創造等を進めるとともに、その国内外への情報発信を強化しました。

フードサプライチェーンにおける様々な共通課題の解決のため、官民が連携して課題とその解決策を検討するとともに、幅広い関係者が課題解決策の知見を共有するため、フードサプライチェーン官民連携プラットフォームにおいて、セミナーや意見交換会を開催しました。

（2）農業生産

ア　国内外の需要の変化に対応した生産・供給

（ア）優良品種の開発等による高付加価値化や生産コストの削減を進めたほか、更なる輸出拡大を図るため、諸外国・地域の規制やニーズにも対応できる輸出産地づくりを進めました。

（イ）国や地方公共団体、農業団体等の後押しを通じて、生産者と消費者や事業者との交流、連携、協働等の機会を創出しました。

イ　国内農業の生産基盤の強化

（ア）持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保と農地の集積・集約化の加速化、経営発展の後押しや円滑な経営継承を進めました。

（イ）農業生産基盤の整備、スマート農業の社会実装の加速化による生産性の向上、品目ごとの課題の克服、生産・流通体制の改革等を進めました。

（ウ）中山間地域等で耕作放棄が危惧される農地も含め、地域で徹底した話合いを行った上で、少子高齢化・人口減少に対応した多様な農地利用方策も含め、放牧等の農地の有効活用や適切な維持管理を進めました。

2　主要品目ごとの生産努力目標の実現に向けた施策

（1）米

ア　需要に応じた米の生産・販売の推進

（ア）産地・生産者と実需者等が結び付いた事前契約や複数年契約の拡大による安定取引に向けた支援、水田活用の直接支払交付金等による作付転換への支援、都道府県産別、品種別等のきめ細かな需給・価格情報、販売進捗情報、在庫情報の提供、都道府県別・地域別の作付動向(中間的な取組状況)の公表等により需要に応じた生産・販売を推進しました。

（イ）国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が主体的に需要に応じた生産・販売を行うため、行政、生産者団体、現場が一体となって取り組みました。

（ウ）米の生産については、農地の集積・集約化による分散錯圃(さくほ)の解消や作付けの団地化、直播(ちょくはん)等の省力栽培技術やスマート農業技術等の導入・シェアリングの促進、資材費の低減等による生産コストの低減等を推進しました。

イ　コメ・コメ加工品の輸出拡大

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和5(2023)年12月改訂)(以下「実行戦略」という。)で掲げた輸出額目標の達成に向けて、輸出ターゲット国・地域である香港、米国、中国、シンガポール、台湾を中心とする輸出拡大が見込まれる国・地域での海外需要開拓・プロモーションや海外規制に対応する取組に対して支援するとともに、大ロットで輸出用米の生産・供給に取り組む産地の育成等の取組を推進しました。

（2）麦

ア　経営所得安定対策や強い農業づくり総合支援交付金等による支援を行うとともに、作付けの団地化の推進や営農技術の導入を通じた生産性向上や増産等を推進しました。

イ　実需者ニーズに対応した新品種や栽培技術の導入により、実需者の求める量・品質・価格の安定を支援し、国産麦の需要拡大を推進しました。

ウ　更なる国内産麦の利用拡大に向けた新商品開発を

支援するとともに、実需の求める品質・量の供給に向けた生産体制の整備を推進しました。

（3）大豆

ア　経営所得安定対策や強い農業づくり総合支援交付金等による支援を行うとともに、作付けの団地化の推進や営農技術の導入を通じた生産性向上や増産等を推進しました。

イ　実需者ニーズに対応した新品種や栽培技術の導入により、実需者の求める量・品質・価格の安定を支援し、国産大豆の需要拡大を推進しました。

ウ　播種前入札取引の適切な運用等により、国産大豆の安定取引を推進しました。

エ　更なる国産大豆の利用拡大に向けた新商品開発を支援するとともに、実需の求める品質・量の供給に向けた生産体制の整備を推進しました。

（4）かんしょ・ばれいしょ

ア　かんしょについては、共同利用施設の整備や省力化のための機械化体系の確立等への取組を支援しました。特にでん粉原料用かんしょについては、多収新品種への転換や生分解性マルチの導入、作業受委託体制の構築等の取組を支援しました。また、サツマイモ基腐病については、土壌消毒、健全な苗の調達等を支援するとともに、研究事業で得られた成果を踏まえつつ、防除技術の確立・普及に向けた取組を推進しました。さらに、輸出の拡大を目指し、安定的な出荷に向けた施設の整備等を支援しました。

イ　ばれいしょについては、生産コストの低減、品質の向上、労働負担の軽減、ジャガイモシストセンチュウやジャガイモシロシストセンチュウの発生・まん延の防止を図るための共同利用施設の整備等を推進しました。また、収穫作業の省力化のための倉庫前集中選別への移行やコントラクター等の育成による作業の外部化への取組を支援しました。さらに、ジャガイモシストセンチュウやジャガイモシロシストセンチュウの抵抗性品種への転換を促進しました。

ウ　種子用ばれいしょ生産については、罹病率の低減や作付面積増加のための取組を支援するとともに、原原種生産・配布において、配布品種数の削減による効率的な生産を推進することにより、種子用ばれいしょの品質向上と安定供給体制の構築を図りました。

エ　いもでん粉の高品質化に向けた品質管理の高度化等を支援しました。

オ　糖価調整制度に基づく交付金により、国内産いもでん粉の安定供給を推進しました。

（5）野菜

ア　データに基づき栽培技術・経営の最適化を図る「データ駆動型農業」の実践に向けた、産地としての取組体制の構築やデータ収集・分析機器の活用等を支援するとともに、より高度な生産が可能となる低コスト耐候性ハウスや高度環境制御栽培施設等の導入を支援しました。

イ　実需者からの国産野菜の安定調達ニーズに対応するため、加工・業務用向けの契約栽培に必要な新たな生産・流通体系の構築、作柄安定技術の導入等を支援しました。

ウ　加工・業務用野菜について、国産シェアを奪還するため、産地、流通、実需等が一体となったサプライチェーンの強靱化を図るための対策を総合的に支援しました。

エ　加工・業務用等の新市場のロット・品質に対応できる拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工施設等の整備や拠点事業者と連携した産地が行う生産・出荷体制の整備等を支援しました。

（6）果樹

ア　省力樹形や優良品目・品種への改植・新植やそれに伴う未収益期間における幼木の管理経費を支援しました。

イ　担い手の就農・定着のための産地の取組と併せて行う、小規模園地整備や部分改植等の産地の新規参入者受入体制の整備を一体的に支援しました。

ウ　スマート農業技術の導入を前提とした樹園地の環境整備や流通事業者等との連携等により、作業の合理化、省力栽培技術・品種の導入、人材確保等を図り、生産性を飛躍的に向上させた生産供給体制モデルを構築する都道府県等コンソーシアムの実証等の取組を支援しました。

エ　省力樹形用苗木や国産花粉の安定生産・供給に向けた取組を支援しました。

オ　高温障害の発生低減に向けた資機材の導入を支援しました。

（7）甘味資源作物

ア　てんさいについては、直播栽培の拡大や肥料投入量の低減、気候変動に対応する栽培技術の確立等を

通じ、生産コストの低減や安定生産を推進しました。

イ　さとうきびについては、自然災害からの回復に向けた取組を支援するとともに、地域ごとの「さとうきび増産計画」に定められた、地力の増進や新品種の導入、機械化一貫体系を前提とした担い手・作業受託組織の育成・強化等の取組を推進しました。また、分蜜糖工場における労働力不足への対応に向けて、工場診断や人員配置の改善の検討、施設整備等の労働効率を高める取組を支援しました。

ウ　糖価調整制度に基づく交付金により、国内産糖の安定供給を推進しました。

（8）茶

改植等による優良品種等への転換や茶園の若返り、輸出向け栽培体系や有機栽培への転換、てん茶等の栽培に適した棚施設を利用した栽培法への転換や直接被覆栽培への転換、担い手への集積等に伴う茶園整理、荒茶加工施設の整備を推進しました。また、海外ニーズに応じた茶の生産・加工技術や低コスト生産・加工技術の導入、茶生産において使用される主要な農薬について輸出先国・地域に対し我が国と同等の残留農薬基準を新たに設定するための申請に向けた取組を後押ししました。

（9）畜産物

肉用牛については、優良な繁殖雌牛への更新、繁殖性の向上による分べん間隔の短縮等の取組等を推進しました。酪農については、長命連産性の能力の高い乳用牛への牛群の転換、経営安定、高品質な生乳の生産等を通じ、多様な消費者ニーズに対応した牛乳・乳製品の供給等を推進しました。

また、温室効果ガス(GHG)排出削減の取組、労働力負担軽減・省力化に資するロボット、AI、IoT等の先端技術の普及・定着、外部支援組織等との連携強化等を図りました。

さらに、子牛や国産畜産物の生産・流通の円滑化に向けた家畜市場や食肉処理施設、乳製品加工施設の再編等の取組を推進しました。

（10）飼料作物等

国産飼料の生産・利用拡大のため、耕畜連携、飼料生産組織の運営強化、国産濃厚飼料の生産技術実証・普及、広域流通体制の構築、飼料の増産に必要な施設整備、草地整備等を推進するとともに、飼料生産を含めた地域計画の策定を促進しました。

（11）そば

ア　経営所得安定対策や強い農業づくり総合支援交付金等による支援を行うとともに、湿害対策技術の導入等を通じた安定生産を推進しました。

イ　複数年契約取引の拡大、国産そばの新規需要拡大の取組等を支援し、産地と実需の連携や高品質なそばの安定供給等を推進しました。

（12）なたね

経営所得安定対策や強い農業づくり総合支援交付金等による支援を行うとともに、なたねのダブルロー品種の普及を推進しました。

II　食料安全保障の確保に関する施策

1　新たな価値の創出による需要の開拓

（1）新たな市場創出に向けた取組

ア　地場産農林水産物等を活用した介護食品の開発を支援しました。また、パンフレットや映像等の教育ツールを用いてスマイルケア食の普及を図りました。

イ　健康に資する食生活のビッグデータ収集・活用のための基盤整備を推進しました。また、農産物等の免疫機能等への効果に関する科学的エビデンス取得や食生活の適正化に資する研究開発を推進しました。

ウ　実需者や産地が参画したコンソーシアムを構築し、ニーズに対応した新品種の開発等の取組を推進しました。また、従来の育種では困難だった収量性や品質等の形質の改良等を短期間・低コストで実現するスマート育種支援システムの試行版を構築しました。

エ　国立研究開発法人、公設試験場、大学等が連携し、輸出先国・地域の規制等にも対応し得る防除等の栽培技術等の開発・実証を推進するとともに、輸出促進に資する品種開発を推進しました。

オ　SBIR制度を活用し、農林水産・食品分野において、サービス事業体の創出やフードテック等の新たな技術の事業化を目指すスタートアップ・中小企業が行う研究開発・大規模技術実証等を切れ目なく支援しました。

カ　フードテック官民協議会での議論等を通じて、課題解決や新市場創出に向けた取組を推進するとともに、フードテック等を活用したビジネスモデルを実証する取組を支援しました。

キ　投資円滑化法に基づき、スマート農業技術やフー

ドテックのスタートアップ等への資金供給を後押ししました。

（２）需要に応じた新たなバリューチェーンの創出

都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業者、商工業者、金融機関等の関係機関で構成される「農山漁村発イノベーション・地産地消推進協議会」を設置し、地域資源を活用した付加価値の創出等の取組に関する戦略を策定する取組を支援しました。

また、地域資源を活用した付加価値の創出等に取り組む農林漁業者、他分野の事業体等の多様な主体に対するサポート体制を整備するとともに、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した商品・サービスの開発や加工・販売施設等の整備を支援しました。

（３）食品産業の競争力の強化

ア　食品流通の合理化等

（ア）「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」(平成3年法律第59号)に基づき、食品等流通合理化計画の認定を行うこと等により、食品等の流通の合理化を図る取組を支援しました。特にトラックドライバーを始めとする食品流通に係る人手不足等の問題に対応するため、農林水産物・食品の物流標準化やサプライチェーン全体での合理化を推進しました。また、「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」において策定された「物流革新に向けた政策パッケージ」を踏まえ、関係団体・事業者が物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」に基づく取組を早急に進めるよう促すとともに、中継共同物流拠点の整備、標準仕様パレットの導入、トラック予約システムの導入等を推進するほか、農林水産大臣を本部長とする「農林水産省物流対策本部」により、全国各地・各品目の農林水産業者等の物流確保に向けた取組への後押しや負担軽減を図りました。

また、「卸売市場法」(昭和46年法律第35号)に基づき、中央卸売市場の認定を行うとともに、施設整備に対する助成や卸売市場に対する指導監督を行いました。

さらに、食品等の取引の適正化のため、取引状況に関する調査を行い、その結果を報告書として取りまとめるとともに、関係団体に対する協力要請通知を発出しました。

（イ）「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」及び「卸売市場の仲卸業者等と小売業者との間における生鮮食料品等の取引の適正化に関するガイドライン」の関係事業者への普及・啓発を実施しました。

（ウ）「商品先物取引法」(昭和25年法律第239号)に基づき、商品先物市場の監視・監督を行うとともに、迅速かつ適正に執行しました。

イ　労働力不足への対応

食品製造現場にロボット等をHACCPに基づく衛生管理に沿って導入するためのガイドラインを普及するとともに、現場の取組状況や課題について中堅・中小企業を対象とした調査を実施し優良事例を取りまとめるなど、食品産業全体の生産性向上に向けた取組を実施しました。

また、食品産業の現場で特定技能制度による外国人材を円滑に受け入れるため、試験の実施や外国人が働きやすい環境の整備に取り組むなど、食品産業特定技能協議会等を活用し、地域の労働力不足克服に向けた有用な情報等を発信しました。

ウ　規格・認証の活用

産品の品質や特色、事業者の技術や取組について、訴求力の高いJASの制定・活用等を進めるとともに、JASの国内外への普及、JASと調和のとれた国際規格の制定等を推進しました。

また、輸出促進に資するよう、GFSI(世界食品安全イニシアティブ)の承認を受けたJFS規格(日本発の食品安全マネジメント規格)の国内外での普及を推進しました。

（４）食品ロス等を始めとする環境問題への対応

ア　食品ロスの削減

平成12(2000)年度比で令和12(2030)年度までに60%削減とする新たな事業系食品ロスの削減目標や、国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者等の様々な事業者が連携してサプライチェーン全体で発生抑制やリサイクルの取組を更に拡大する方策を定めた食品リサイクル法に基づく新たな基本方針を策定しました。

食品ロスの削減に向け、個別企業等では解決が困難な商慣習の見直しに向けたフードチェーン全体の取組を含め、民間事業者等が行う食品ロス削減等に係る新規課題等の解決に必要な経費を支援しま

した。また、フードバンクの活動強化に向けた食品供給元の確保等の課題解決に資する専門家派遣を行いました。さらに、消費者が商品を購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」を始め、食品関連事業者と連携した消費者への働き掛けを推進しました。

イ　食品産業分野におけるプラスチックごみ問題への対応

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成7年法律第112号)に基づく再商品化義務の履行の促進、容器包装廃棄物の排出抑制のための取組として、食品関連事業者への点検指導や食品小売事業者からの定期報告提出の促進に取り組みました。

また、「プラスチック資源循環戦略」、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和3年法律第60号)等に基づき、食品産業におけるプラスチック資源循環の取組を推進しました。

ウ　気候変動リスクへの対応

(ア) 食品産業の持続可能な発展に寄与する地球温暖化防止・省エネルギー対策等の優れた取組を表彰するとともに、低炭素社会実行計画の進捗状況の点検等を実施しました。

(イ) 食品産業の持続性向上に向けて、環境や人権に配慮した原材料調達等を支援しました。

2　グローバルマーケットの戦略的な開拓

(1) 農林水産物・食品の輸出促進

農林水産物・食品の輸出額を令和7(2025)年までに2兆円、令和12(2030)年までに5兆円とする目標の達成に向けて、実行戦略に基づき、マーケットインの体制整備を行いました。輸出重点品目について、輸出産地の育成・展開、輸出促進法に基づく認定農林水産物・食品輸出促進団体(以下「認定品目団体」という。)の取組を支援しました。さらに、以下の取組を行いました。

ア　輸出阻害要因の解消等による輸出環境の整備

(ア) 輸出促進法に基づき、農林水産省に設置している「農林水産物・食品輸出本部」の下で、輸出阻害要因に対応して輸出拡大を図る体制を強化し、同本部で作成した実行計画に従い、放射性物質に関する輸入規制の撤廃、動植物検疫協議を始めとした食品安全等の規制等に対する輸出先国・地域との協議の加速化、輸出先国・地域の基準や検疫措置の策定プロセスへの戦略的な対応、輸出向けの施設整備と登録認定機関制度を活用した施設認定の迅速化、輸出手続の迅速化、意欲ある輸出事業者の支援、輸出証明書の申請・発行の一元化、輸出相談窓口の利便性向上、輸出先国・地域の衛生基準や残留農薬基準への対応強化等の貿易交渉による関税撤廃・削減を速やかに輸出拡大につなげるための環境整備を進めました。

(イ) 東電福島第一原発事故を受けて、いまだ日本産食品に対する輸入規制が行われている一部の国・地域に対し、関係省庁が協力し、あらゆる機会を捉えて輸入規制の即時撤廃に向けた働き掛けを実施しました。その結果、令和6(2024)年度においては、輸入規制措置が仏領ポリネシアで撤廃、台湾で緩和されました。台湾では、日本国内で流通する食品は全て輸出が可能となったほか、静岡県産の茶類、岩手県・宮城県産の水産物等が放射性物質検査報告書なしで輸出が可能となりました。また、令和5(2023)年8月から、多核種除去設備(ALPS(アルプス))等により浄化処理した水を、海水で大幅に希釈した上で、海洋放出したことに伴い、中国、香港、マカオ及びロシアが日本産水産物等の全部又は一部の輸入停止を行いました。中国に対しては、令和6(2024)年9月、我が国と中国の関係当局間でALPS処理水海洋放出に関する「日中間の共有された認識」を公表し、参加国による独立したサンプリング等のモニタリング活動を実施後、科学的証拠に基づき日本産水産物の輸入規制措置の調整に着手し、基準に合致した日本産水産物の輸入を着実に回復させることとされました。令和6(2024)年11月の日中首脳会談において、この共有認識を両国で実施していくことを確認しました。また、令和7(2025)年1月の農相会談等において、本認識に基づき水産物の輸入再開について着実に進めることを確認しました。同年3月の日中ハイレベル経済対話で、この認識が着実に履行されていることを両者が評価し、モニタリング結果に異常がないことを前提に、輸入再開に向けて関連の協議を推進することで一致しました。さらに、中国以外の国・

地域に対しても、外交ルートや国際会議の場を通じて、日本産水産物等の輸入回復が早期に実施されるよう働き掛けを行いました。

（ウ）日本産農林水産物・食品の安全性や魅力に関する情報を諸外国・地域に発信するほか、海外におけるプロモーション活動の実施により、日本産農林水産物・食品等の輸出回復に取り組みました。

（エ）我が国の実情に沿った国際基準の速やかな策定、策定された国際基準の輸出先国・地域での適切な実施を促進するため、国際機関の活動支援やアジア・太平洋地域の専門家の人材育成等を行いました。

（オ）輸出先国・地域が求める衛生基準に対応した輸出施設の新規認定や、輸出先の事業者等から求められる食品安全マネジメント規格、GAP(農業生産工程管理)等の認証の新規取得を促進しました。また、国際的な取引にも通用する、コーデックス委員会が定めるHACCPをベースとしたJFS規格の国際標準化に向けた取組を支援しました。さらに、JFS規格やASIAGAPの国内外への普及に向けた取組を推進しました。

（カ）産地が抱える課題に応じた専門家を産地に派遣し、輸出先国・地域の植物検疫条件や残留農薬基準を満たす栽培方法、選果等の技術的指導を行うなど、輸出に取り組もうとする産地を支援しました。

（キ）輸出先国・地域の規制・条件に対応するため、食品製造事業者等の施設の改修・新設や機器の整備に対して支援しました。

（ク）複数の食品製造事業者等が連携して輸出に取り組む加工食品について、PRやテストマーケティング、輸出先国・地域の規制等に対応した商品開発に必要な機械導入等により輸出拡大を図りました。

（ケ）植物検疫上、輸出先国・地域が要求する種苗等に対する検査手法の開発・改善、輸出先国・地域が侵入を警戒する病害虫に対する国内における発生実態の調査を進めるとともに、産地等のニーズに対応した新たな検疫措置の確立等に向けた科学的データを収集、蓄積する取組を推進しました。

（コ）輸出先国・地域の検疫条件に則した防除体系、栽培方法、選果等の技術を確立するためのサポート体制を整備するとともに、卸売市場や集荷地等での輸出検査を行うことにより、産地等の輸出への取組を支援しました。

（サ）投資円滑化法に基づき、輸出に取り組む事業者等への資金供給を後押ししました。

（シ）輸出先国・地域の規制に対応した食品添加物の代替利用を促進するため、課題となっている複数の食品添加物の早見表を作成しました。

イ　海外への商流構築、プロモーションの促進

（ア）GFP等を通じた輸出促進

a　農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)のコミュニティを通じ、農林水産省が中心となり輸出の可能性を診断する輸出診断や伴走支援、人材育成機関と連携した輸出人材の育成、人材マッチングによるニーズに合った輸出人材の確保等を進めました。

b　海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた大規模輸出産地のモデル形成等を支援するとともに、海外の規制・ニーズに対応した農林水産物を、継続的・安定的に輸出する産地を「フラッグシップ輸出産地」として選定・公表しました。

c　日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO)による認定品目団体等と連携したプロモーション、複数品目を組み合わせた品目横断的な取組、食文化の発信体制の強化等を含めた戦略的プロモーションを支援しました。

d　独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)による国内外における商談会の開催、海外見本市への出展、サンプル展示ショールームの設置、セミナーの開催、専門家による相談対応等を支援しました。

e　新市場の獲得も含め、輸出拡大が期待される新規性や先進性を重視した分野・テーマについて、民間事業者等による海外販路の開拓・拡大を支援しました。

f　認定品目団体が行う業界全体の輸出力強化に向けた取組を支援しました。

（イ）日本食・食文化の魅力の発信

a　海外に活動拠点を置く日本料理関係者等の「日本食普及の親善大使」への任命、海外における日本料理の調理技能の認定を推進するための取組、外国人料理人等に対する日本料理講習会・日本料理コンテストの開催等への支援を通じ、日本食・

食文化の普及活動を担う人材の育成を推進しました。また、海外の日本食・食文化の発信拠点である「日本産食材サポーター店」の認定を推進するための取組への支援、認定飲食店・小売店と連携した海外向けプロモーションへの支援を通じ、日本食・食文化の魅力を発信しました。

b　農泊と連携しながら、地域の「食」や農林水産業、景観等の観光資源を活用して訪日外国人旅行者をもてなすための地域の取組を「SAVOR JAPAN（セイバー ジャパン）」として認定し、一体的に海外に発信しました。

ウ　食産業の海外展開の促進

農林水産物・食品に関連する事業者の海外事業展開を推進するため、各種の公的支援措置・優良事例に係る官民間及び企業間の情報交換、農林水産物・食品の輸出に係るサプライチェーンの各段階におけるコスト・利益構造の分析、海外現地における流通・加工施設等に係る投資案件の形成への支援等を行いました。

（2）知的財産等の保護・活用

ア　その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する産品の名称を、地域の知的財産として保護する地理的表示(GI)保護制度について、農林水産物・食品の輸出拡大や所得・地域の活力の向上に更に貢献できるよう、制度の周知と円滑な運用を図り、GI登録を推進しました。また、市場におけるGI産品の露出拡大につなげる情報発信等を支援するとともに、外食、食品産業、観光等の他業種と連携した付加価値向上と販路拡大の取組を推進しました。

イ　GIの保護に向け、厳正な取締りを行いました。

ウ　国際協定による諸外国・地域とのGIの相互保護を推進するとともに、相互保護を受けた海外での執行の確保を図りました。また、海外における我が国のGIの不正使用状況調査の実施、生産者団体によるGIに対する侵害対策等の支援により、海外における知的財産侵害対策の強化を図りました。

エ　農業・食品産業関係者の知的財産に関する意識向上、農業分野の知的財産専門人材の育成・確保に向け、セミナー等を実施するとともに、農林水産省と特許庁が協力しながら、知的財産の保護・活用の普及・啓発等に取り組みました。

オ　新品種の適切な管理による我が国の優良な植物品種の流出防止を始め、育成者権の保護・活用を図りました。あわせて、植物新品種の育成者権者に代わって、海外への品種登録や戦略的なライセンスにより品種保護をより実効的に行うとともに、ライセンス収入を品種開発投資に還元するサイクルを実現するため、育成者権管理機関の取組を推進しました。また、オンラインサイトにおける登録品種の個人間取引の増大を始め、昨今の取引実態の変化に対応した品種の開発・保護・活用の取組を推進するとともに、品種保護に必要となるDNA品種識別法の開発等の技術課題の解決、東アジアにおける品種保護制度の整備を促進するための協力活動等を推進しました。

カ　「家畜改良増殖法」(昭和25年法律第209号)及び「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」(令和2年法律第22号)に基づき、家畜遺伝資源の適正な流通管理の徹底や知的財産としての価値の保護を推進するため、法令遵守の徹底を図るほか、全国の家畜人工授精所への立入検査を実施するとともに、家畜遺伝資源の利用者の範囲等について制限を付す売買契約の普及や家畜人工授精用精液等の流通を全国的に管理するシステムの運用・機能強化等を推進しました。

キ　「農林水産省知的財産戦略2025」に基づき、農林水産・食品分野における知的財産の戦略的な保護と活用に向け、総合的な知的財産マネジメントを推進するなど、施策を一体的に進めました。

3　消費者と食・農とのつながりの深化

（1）食育や地産地消の推進と国産農産物の消費拡大

ア　国民運動としての食育の推進

（ア）「第4次食育推進基本計画」等に基づき、関係府省庁が連携しつつ、様々な分野において国民運動として食育を推進しました。

（イ）子供の基本的な生活習慣を育成するための「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進しました。

（ウ）食育活動表彰を実施し受賞者を決定するとともに、新たな取組の募集を行いました。

イ　地域における食育の推進

郷土料理を始めとした地域の食文化の継承や農林漁業体験機会の提供、和食給食の普及、共食機会の提供、地域で食育を推進するリーダーの育成といった地域で取り組む食育活動を支援しました。

ウ　学校における食育の推進

家庭や地域との連携を図るとともに、学校給食を活用しつつ、学校における食育の推進を図りました。

エ　国産農産物の消費拡大の促進

（ア）食品関連事業者と生産者団体、国が一体となって食品関連事業者等における国産農産物の利用促進の取組等を後押しするなど、国産農産物の消費拡大に向けた取組を実施しました。

（イ）消費者と生産者の結び付きを強化し、我が国の「食」と「農林漁業」についての魅力や価値を国内外にアピールする取組を支援しました。

（ウ）地域の生産者等と協働し、日本産食材の利用拡大や日本食文化の海外への普及等に貢献した料理人を顕彰する制度である「料理マスターズ」を実施しました。

（エ）生産者と実需者のマッチング支援を通じて、外食・中食向けの米の安定取引の推進を図りました。また、米飯学校給食の推進・定着に加え、業界による主体的取組を応援する運動「やっぱりごはんでしょ！」の実施等のSNSを活用した取組、米と健康に着目した情報発信等により、米消費拡大の取組の充実を図りました。

（オ）砂糖に関する知識の普及・啓発に加え、砂糖の需要拡大に資する業界による主体的取組を応援する運動「ありが糖運動」の充実を図りました。

（カ）地産地消の中核的施設である農産物直売所の運営体制強化のための検討会の開催、新商品の開発や農林水産物の加工・販売のための機械・施設等の整備を支援するとともに、施設給食の食材として地場産農林水産物を安定的に生産・供給する体制の構築に向けた取組やメニュー開発等の取組を支援しました。

（２）和食文化の保護・継承

地域固有の多様な食文化を地域で保護・継承していくため、各地域が選定した伝統的な食品の調査・データベース化や普及等を行いました。また、子供たちや子育て世代に対して和食文化の普及活動を行う中核的な人材を育成するとともに、子供たちを対象とした和食文化普及のための取組を通じて和食文化の次世代への継承を図りました。さらに、官民協働の「Let's！和ごはんプロジェクト」の取組を推進するとともに、文化庁における食の文化的価値の可視化の取組と連携し、和食が持つ文化的価値の発信を進めました。くわえて、外食・中食事業者におけるブランド野菜・畜産物等の地場産食材の活用促進を図りました。

（３）消費者と生産者の接点の機会創出

消費者・食品関連事業者・生産者団体を含めた官民協働による、食と農とのつながりの深化に着目した国民運動「食から日本を考える。ニッポンフードシフト」として、地域の農業・農村の価値や生み出される農林水産物の魅力を伝える交流イベントを始め、消費者と生産者の接点の場を創出し、食や農への意識変容や行動変容に資する取組を実施しました。

4　国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保

（１）科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化

科学的知見に基づき、国際的な枠組みによるリスク評価、リスク管理やリスクコミュニケーションを実施しました。

（ア）食品安全に関するリスク管理を一貫した考え方で行うための標準手順書に基づき、農畜水産物や加工食品、飼料中の有害化学物質・有害微生物の調査や安全性向上対策の策定に向けた試験研究を実施しました。

（イ）試験研究や調査結果の科学的解析に基づき、施策・措置を企画・立案し、生産者・食品事業者に普及するとともに、その効果を検証し、必要に応じて見直しました。

（ウ）情報の受け手を意識して、食品安全に関する施策の情報を発信しました。

（エ）食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度導入時に残留基準を設定した農薬等や新たに登録等の申請があった農薬等について、農薬等を適正に使用した場合の作物残留試験結果や食品健康影響評価結果等を踏まえた残留基準の設定や見直しを推進しました。

（オ）食品の安全性等に関する国際基準の策定作業への積極的な参画、国内における情報提供や意見交換を実施しました。

（カ）関係府省庁の消費者安全情報総括官等による情

報の集約・共有を図るとともに、食品安全に関する緊急事態等における対応体制を点検・強化しました。

（キ）食品関係事業者の自主的な企業行動規範等の策定を促すなど、食品関係事業者のコンプライアンス確立のための各種取組を促進しました。

ア　生産段階における取組

農業生産資材(肥料、飼料・飼料添加物、農薬及び動物用医薬品)の適正使用を推進するとともに、科学的知見に基づく農業生産資材の使用基準、有害物質等の基準値の設定・見直し、薬剤耐性菌のモニタリングに基づくリスク低減措置等を行い、安全な農畜水産物の安定供給を確保しました。

（ア）肥料については、国内資源を活用した肥料の利用拡大に向け、令和5(2023)年度に創設した「菌体りん酸肥料」の周知を進めました。

（イ）農薬については、「農薬取締法」(昭和23年法律第82号)に基づき、農薬の使用者や蜜蜂への影響等の安全性に関する審査を行うとともに、最新の科学的知見に基づく再評価を進めました。

（ウ）飼料・飼料添加物については、家畜の健康影響や畜産物を摂取した人の健康影響のリスクが高い有害化学物質等の汚染実態データ等を優先的に収集し、有害化学物質等の基準値の設定・見直し等を行い、飼料の安全確保を図りました。飼料関係事業者における飼料のGMP(適正製造規範)の導入推進や技術的支援により、より効果的・効率的に飼料の安全確保を図りました。

（エ）動物用医薬品については、モニタリング結果を関係者に共有の上、意見交換を行うほか、治療に抗菌薬を多用する疾病の制御や予防法の技術伝達といった畜種別の課題に応じた薬剤耐性対策を検討しました。さらに、動物用抗菌薬の農場単位での使用実態を把握できる仕組みの検討を進めました。

イ　製造段階における取組

（ア）HACCPに沿った衛生管理を行う事業者が輸出に取り組むことができるよう、HACCPの導入に必要な一般衛生管理の徹底、輸出先国・地域ごとに求められる食品安全管理に係る個別条件への理解促進、HACCPに係る民間認証の取得等のための研修会の開催等の支援を実施しました。

（イ）食品等事業者に対する監視指導や事業者自らが実施する衛生管理を推進しました。

（ウ）食品衛生監視員の資質向上や検査施設の充実等を推進しました。

（エ）長い食経験を考慮し使用が認められている既存添加物について、安全性の検討を推進しました。

（オ）いわゆる「健康食品」について、事業者の安全性の確保の取組を推進しました。

（カ）SRM(特定危険部位)の除去・焼却、BSE(牛海綿状脳症)検査の実施等により、食肉の安全を確保しました。

ウ　輸入に関する取組

輸出国政府との二国間協議や現地調査等の実施、情報等を入手するための関係府省の連携の推進、監視体制の強化等により、輸入食品の安全性の確保を図りました。

（2）食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保

ア　食品表示の適正化等

（ア）「食品表示法」(平成25年法律第70号)を始めとする関係法令等に基づき、関係府省が連携した監視体制の下、適切な表示を推進しました。また、外食・中食における原料原産地表示については、「外食・中食における原料原産地情報提供ガイドライン」に基づく表示の普及を図りました。

（イ）輸入品以外の全ての加工食品に対して義務付けられた原料原産地表示制度については、引き続き消費者への普及・啓発を行い、理解促進を図りました。

（ウ）米穀等については、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(平成21年法律第26号)(以下「米トレーサビリティ法」という。)により産地情報伝達の徹底を図りました。

（エ）栄養成分表示について、消費者への普及・啓発を行い、健康づくりに役立つ情報源としての理解促進を図りました。

（オ）保健機能食品(特定保健用食品、栄養機能食品及び機能性表示食品)の制度について、消費者への普及・啓発を行い、理解促進を図りました。また、令和6(2024)年3月の紅麹(べにこうじ)関連製品による健康被害を踏まえ、機能性表示食品については、同年8月に、健康被害情報の提供の義務化、表示方法の見直し

等を行いました。例えば、表示方法の見直しの一例としては、「疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨」として、医薬品とは異なること、又は医薬品ではないこと等を明記することになりました。

（カ）令和5(2023)年度に改定した消費者基本計画工程表等に基づき、有識者からなる「令和5年度食品表示懇談会」を開催し、今後の食品表示が目指していく方向性について取りまとめを行いました。令和6(2024)年度は、その取りまとめに基づき、「食品表示へのデジタルツール活用検討分科会」及び「個別品目ごとの表示ルール見直し分科会」を開催しました。また、個別品目ごとの表示ルールについては、分科会での検討結果を踏まえて、令和7(2025)年3月に食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)について所要の見直しを行いました。

イ　食品トレーサビリティの普及啓発

（ア）食品のトレーサビリティに関し、事業者が自主的に取り組む際のポイントを解説するテキスト等を活用して普及・啓発に取り組みました。

（イ）米穀等については、米トレーサビリティ法に基づき、制度の適正な運用に努めました。

（ウ）国産牛肉については、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(平成15年法律第72号)による制度の適正な実施が確保されるよう、DNA分析技術を活用した監視等を実施しました。

ウ　消費者への情報提供等

（ア）フードチェーンの各段階で事業者間のコミュニケーションを円滑に行い、食品関係事業者の取組を消費者まで伝えていくためのツールの普及等を進めました。

（イ）「消費者の部屋」等において、消費者からの相談を受け付けるとともに、展示等を開催し、農林水産行政や食生活に関する情報を幅広く提供しました。

5　食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立

（1）食料の安定供給の確保に向けた構造転換

食料安全保障強化政策大綱に基づき、海外依存度の高い品目の生産拡大の推進や安定的な輸入の確保のため、以下の取組を推進しました。

・水田での麦・大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化、畑地化による高収益作物、麦・大豆、飼料作物等の導入・定着や地域の特色を活かした魅力的な産地づくり、新市場開拓に向けた米等の低コスト生産の取組を支援しました。

・高収益作物の導入・定着を図るため、国、地方公共団体等が連携し、水田での高収益作物への転換、水田の汎用化・畑地化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路の確保等を一体的に推進しました。

・麦・大豆の国産シェアを拡大するため、作付けの団地化、ブロックローテーション、機械・技術の導入による汎用化・畑地化の推進、ストックセンターの整備や民間主体の一定期間の保管による供給量の安定化、商品開発等による需要拡大に向けた取組を支援しました。

・加工・業務用野菜等の国産シェアを拡大するため、契約栽培に必要な新たな生産・流通体系の構築や作柄安定技術の導入、サプライチェーンの強靱化に向けた農業機械・技術等の導入、野菜加工施設の整備等を支援しました。

・耕畜連携、飼料生産組織の運営強化、国産濃厚飼料の生産技術実証・普及、広域流通体制の構築、飼料の増産に必要な施設整備、草地整備等を支援するとともに、飼料生産を含めた地域計画の策定を促進し、飼料生産に立脚した畜産経営の推進を図りました。

・野菜種子について、より盤石な安定供給体制を構築するため、国内外の採種地開拓や国内における効率的な採種技術の開発・実証等を支援しました。

（2）不測時に備えた平素からの取組

大規模災害等に備えた家庭備蓄の普及のため、家庭での備蓄の実践方法をまとめたガイドブックやウェブサイト等での情報発信を行いました。

（3）国際的な食料需給の把握、分析

省内外において収集した国際的な食料需給に係る情報を一元的に集約するとともに、我が国独自の短期的な需給変動要因の分析、中長期及び超長期の需給見通しを策定し、これらを国民に分かりやすく発信しました。

また、衛星データを活用し、食料輸出国や途上国

等における農業気象データの提供を行いました。

（4）輸入穀物等の安定的な確保

ア　輸入穀物の安定供給の確保

（ア）麦の輸入先国との緊密な情報交換等を通じ、安定的な輸入を確保しました。

（イ）政府が輸入する米麦について、残留農薬等の検査を実施しました。

（ウ）輸入依存度の高い小麦について、港湾ストライキ等により輸入が途絶した場合に備え、外国産食糧用小麦需要量の2.3か月分を備蓄し、そのうち政府が1.8か月分の保管料を助成しました。

（エ）輸入依存度の高い飼料穀物について、海外からの一時的な輸入の停滞や、配合飼料工場の被災等の不測の事態に備え、配合飼料メーカー等が事業継続計画(BCP)に基づいて実施する飼料穀物の備蓄、不測の事態により配合飼料の供給が困難となった地域への配合飼料の緊急運搬、関係者の連携体制の強化の取組に対して支援しました。

（オ）国内生産で国内需要を満たすことができない食料・農業生産資材について、サプライチェーンの強靱化等に資する我が国事業者による海外投資案件の形成を支援しました。また、主要な輸入相手国との間で、政府間対話を実施し、食料等の安定供給等について議論を行いました。くわえて、国内における官民の情報共有を強化する観点から、主要穀物等の調達を担う我が国商社等との間で、国内外の情勢等について、意見交換を行いました。

イ　港湾の機能強化

（ア）ばら積み貨物の安定的かつ安価な輸入を実現するため、大型船に対応した港湾機能の拠点的確保や企業間連携の促進等による効率的な海上輸送網の形成に向けた取組を推進しました。

（イ）国際海上コンテナターミナルや国際物流ターミナルの整備といった港湾の機能強化を推進しました。

ウ　遺伝資源の収集・保存・提供機能の強化

国内外の遺伝資源を収集・保存するとともに、有用特性等のデータベース化に加え、幅広い遺伝変異をカバーした代表的品種群(コアコレクション)の整備を進めることで、植物・微生物・動物遺伝資源の更なる充実と利用者への提供を促進しました。

特に海外植物遺伝資源については、二国間共同研究等を推進し、「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約(ITPGRFA)」を踏まえた相互利用を進めることにより、アクセス環境を整備しました。また、国内植物遺伝資源については、公的研究機関等が管理する国内在来品種を含む我が国の遺伝資源をワンストップで検索できる統合データベースの整備を進めるなど、オールジャパンで多様な遺伝資源を収集・保存・提供する体制の強化を推進しました。

エ　肥料の供給の安定化

（ア）肥料原料の海外からの安定調達を進めつつ、土壌診断による適正な肥料の施用、堆肥や下水汚泥資源等の利用拡大を推進し、過度に輸入に依存する構造から転換を進めました。また、肥料原料の備蓄やそれに必要な保管施設の整備を支援しました。

（イ）メタン発酵バイオ液肥等の肥料利用に関する調査・実証等の取組を通じて、メタン発酵バイオ液肥等の地域での有効利用を行うための取組を支援しました。また、下水汚泥資源の肥料としての活用推進に取り組むため、農業者、地方公共団体、国土交通省等の関係者との連携を進めました。

（5）国際協力の推進

ア　世界の食料安全保障に係る国際会議への参画等

G7農業大臣会合やG20農業大臣会合において、令和5(2023)年に議長国を務めたG7宮崎農業大臣会合での成果も踏まえつつ、強靱で持続可能な農業・食料システムの構築に向けた議論に貢献しました。また、APEC(アジア太平洋経済協力)食料安全保障担当大臣会合、ASEAN(アセアン)+3農林大臣会合、CFS(世界食料安全保障委員会)、OECD(経済協力開発機構)農業委員会等の国際会議に積極的に参画し、世界の食料安全保障に係る議論に貢献しました。さらに、「気候のための農業イノベーション・ミッション」(AIM for Climate)等に参画し、国際的な農業研究の議論に貢献しました。

くわえて、フードバリューチェーンの構築が農産物の付加価値を高め、農家・農村の所得向上と食品ロス削減に寄与し、食料安全保障を向上させる上で重要であることを発信しました。

イ　飢餓、貧困、栄養不良への対策

（ア）研究開発等に関するセミナーの開催や情報発信

等を支援しました。また、官民連携の栄養改善事業推進プラットフォームを通じて、途上国・新興国の人々の栄養状態の改善に取り組みつつビジネス展開を目指す食品企業等を支援しました。

（イ）飢餓・貧困、気候変動等の地球規模の課題に対応するため、途上国に対する農業生産等に関する研究開発を支援しました。

ウ　アフリカへの農業協力

アフリカ農業の発展に貢献するため、農業生産性の向上や持続可能な食料システム構築等の様々な支援を引き続き行いました。

また、対象国のニーズを捉え、我が国の食文化の普及や農林水産物・食品の輸出に取り組む企業の海外展開を引き続き推進しました。

エ　ウクライナ支援

「日ウクライナ農業復興戦略合同タスクフォース(JTF)」において、ウクライナの農業復興の協力に関する議論を行いました。また、日本企業のウクライナ農業復興への参画を促し、農業生産力の回復を通じ、ウクライナ復興支援に貢献するために必要な取組を進めました。

オ　東アジア地域における取組の強化

東アジア地域における食料安全保障の強化と貧困の撲滅に向け、大規模災害等の緊急時に備えるため、ASEAN＋3緊急米備蓄(APTERR)の取組を推進しました。

（6）動植物防疫措置の強化

ア　世界各国における口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱等の発生状況、植物病害虫の発生状況等の最新情報に基づくリスク分析を行うとともに、国内における家畜の伝染性疾病や植物病害虫の発生予防、まん延防止対策、発生時の危機管理体制の整備等を実施しました。また、国際的な連携を強化し、アジア地域における防疫能力の向上を支援しました。

豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病については、早期通報や野生動物の侵入防止といった生産者による飼養衛生管理が徹底されるよう、都道府県と連携して指導を行いました。特に豚熱については、野生動物の侵入防止柵や壁の設置や飼養衛生管理の徹底に加え、ワクチン接種推奨地域での予防的なワクチン接種の実施、野生イノシシ対策としての捕獲強化や経口ワクチンの散布を実施しました。

植物の病気については、中国において発生を確認した火傷病を国内に持ち込ませないための措置を引き続き推進しました。また、都道府県等と連携し、中国産花粉の廃棄、中国産花粉を使用した園地での調査、都道府県における農薬の備蓄を進めました。

イ　化学農薬のみに依存せず、病害虫等の予防・予察に重点を置いた総合防除を推進するため、産地に適した技術の検証、栽培マニュアルの策定等の取組を支援しました。また、より高度な発生予察調査の実施に向け、新たな発生予察の調査手法の確立に取り組みました。さらに、病害虫の薬剤抵抗性の発達等により、防除が困難となっている作物に対する緊急的な防除体系の確立を支援しました。

ウ　家畜防疫官・植物防疫官や検疫探知犬の適切な配置等による検査体制の整備・強化により、水際対策を適切に行うとともに、家畜の伝染性疾病や植物病害虫の侵入・まん延防止のための取組を推進しました。

エ　重要病害虫の侵入を早期に発見するための侵入調査を実施するとともに、重要病害虫の侵入が確認された場合には、発生範囲の特定や薬剤防除等の初動対応を実施しました。また、国内の一部地域で発生が確認されているジャガイモシロシストセンチュウ及びテンサイシストセンチュウの定着・まん延防止を図るため、「植物防疫法」（昭和25年法律第151号）に基づく緊急防除として、寄主植物の移動制限や栽培の禁止、土壌消毒等の防除対策を講じました。

このほか、令和5(2023)年3月から静岡県浜松市において実施していたアリモドキゾウムシの緊急防除は、当該地域において本虫の根絶が確認されたことを踏まえ、令和6(2024)年11月に終了しました。

オ　遠隔診療の適時・適切な活用を推進するための情報通信機器を活用した産業動物診療の効率化、産業動物分野における獣医師の中途採用者を確保するための就業支援、女性獣医師等を対象とした職場復帰・再就職に向けたスキルアップのための研修や中学生・高校生等を対象とした産業動物獣医師の業務について理解を深めるセミナー等の実施による産業動物獣医師の育成等を支援しました。

また、地域の産業動物獣医師への就業を志す獣医

大学の地域枠入学者・獣医学生に対する修学資金の給付、獣医学生を対象とした産業動物獣医師の業務について理解を深めるための臨床実習、産業動物獣医師を対象とした技術向上のための臨床研修を支援しました。

6　円滑な食品アクセスの確保と合理的な価格の形成に向けた対応

（1）円滑な食品アクセスの確保に向けた対応

ア　地域から消費地までの幹線物流の効率化とともに、地域の関係者が連携して食品アクセスの確保に取り組む体制づくりを支援しました。また、ラストワンマイル配送に向けた物流体制の構築やフードバンク・こども食堂等の取組への支援を進めました。

イ　食料品の購入や飲食に不便や苦労を感じる、いわゆる「買物困難者」の問題について、全国の地方公共団体を対象としたアンケート調査や食品アクセスの確保に向けたモデル実証の支援のほか、取組の優良事例や関係省庁の各種施策をワンストップで閲覧可能なポータルサイトを通じた情報発信を行いました。

（2）合理的な価格の形成に向けた対応

適正取引を推進するための仕組みづくりに向けて、関係者が協調して議論し、各段階のコストの実態を明らかにすること等により、①新たな仕組みを設ける必要性の理解醸成、②実態に合ったコスト指標の検討、③コスト指標を活用した価格形成方法の具体化等を行いました。

また、価格形成に関する理解が消費者を始めとするより多くの関係者に一層広がるよう、主な品目の生産、流通、小売等の段階別の価格形成の実態についての効果的な情報発信を実施しました。

7　TPP等新たな国際環境への対応、今後の交渉への戦略的な対応

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」（令和6(2024)年6月閣議決定）等に基づき、グローバルな経済活動のベースとなる経済連携を進めました。

また、各種経済連携協定交渉やWTO（世界貿易機関）農業交渉等の農産物貿易交渉において、我が国農産品のセンシティビティに十分配慮しつつ、我が国の農林水産業が今後とも国の基（もとい）として重要な役割を果たしていけるよう交渉を行うとともに、我が国農産品の輸出拡大につながる交渉結果の獲得を目指しました。

さらに、TPP等政策大綱に基づき、体質強化対策や経営安定対策を着実に実施しました。

Ⅲ　環境と調和のとれた食料システムの確立に関する施策

1　みどりの食料システム戦略の推進

（1）みどり戦略の実現に向けた施策の展開

みどり戦略の実現に向けて、みどりの食料システム法に基づき、化学肥料や化学農薬の使用低減等に係る計画の認定を受けた事業者に対し、税制特例措置や融資制度等の支援措置を講じました。また、資材・エネルギーの調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に向けたモデル的取組を創出するとともに、関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりを支援しました。さらに、全ての補助事業等において、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化する「クロスコンプライアンス」（愛称：みどりチェック）を試行実施しました。

（2）みどり戦略の実現に向けた技術開発の推進

ア　みどり戦略の実現に向け、気候変動やスマート農業技術に対応した品種や病害虫抵抗性品種等の新品種の開発を推進し、低コスト・高精度で多品目に利用できるスマート育種支援システムの試行版を構築しました。また、川上から川下までが参画した現場のニーズに対応する研究開発として、和牛肉の持続的な生産を実現するための飼料利用性の改良等を推進しました。

イ　みどり戦略で掲げた各目標の達成に貢献し、現場への普及が期待される技術を「「みどりの食料システム戦略」技術カタログ」として紹介しました。また、同カタログに掲載された技術をテーマとして、農業者・関係者が持つ技術情報を共有・議論・発展させる「みどり技術ネットワーク会議」を全国レベル・各地域レベルで開催しました。

（3）有機農業の更なる推進

ア　有機農業指導員の育成や新たに有機農業に取り組む農業者の技術習得等による人材育成、産地における販売戦略の企画・提案・助言を行う専門家の派遣

等による有機農産物の安定供給体制の構築を推進しました。

イ　流通・加工事業者等が行う国産原料を使用した有機加工食品の生産拡大等の取組を支援し、有機農産物の販路拡大と新規需要開拓を促進しました。

ウ　有機農業を活かして地域振興につなげている市町村等のネットワークづくりを進めました。

エ　有機農業の生産から消費まで一貫して推進する取組や体制づくりを支援し、有機農業推進のモデル的先進地区の創出を進めました。

オ　有機JAS認証の取得を支援するとともに、諸外国・地域との有機同等性の交渉を推進しました。また、有機JASについて、消費者がより合理的な選択ができるよう必要な見直しを行いました。

（４）農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション

ア　「有機農業の日」特別期間の実施等を通じて、有機農業や有機農産物について消費者に分かりやすく伝える取組を推進しました。

イ　官民協働のプラットフォームである「あふの環2030プロジェクト～食と農林水産業のサステナビリティを考える～」における勉強会・交流会、情報発信や表彰等の活動を通じて、持続可能な生産・消費を促進しました。

（５）農村におけるSDGsの達成に向けた取組の推進

農山漁村の豊富な資源をバイオマス発電や小水力発電等の再生可能エネルギーとして活用し、農林漁業経営の改善や地域への利益還元を進め、農山漁村の活性化に資する取組を推進しました。

2　気候変動への対応等環境政策の推進

（１）気候変動や越境性動物疾病等の地球規模の課題への対策

ア　パリ協定を踏まえた森林減少・劣化抑止、農地土壌における炭素貯留等に関する途上国の能力向上、耐塩性・耐干性イネやGHG排出削減につながる栽培技術の開発等の気候変動対策を推進しました。また、アジアモンスーン地域で共有できる技術情報の収集・分析・発信、アジアモンスーン各地での気候変動緩和等に資する技術の応用のための共同研究を推進しました。くわえて、「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)」を改正し、二国間クレジット制度(JCM)の手続を法定化するとともに、気候変動対策として、アジア開発銀行(ADB)と連携し、農業分野のJCMの案件創出を促進させる取組を促進しました。

イ　①気候変動緩和に資する研究、②越境性病害虫の我が国への侵入防止に資する研究、③アジアにおける口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱等の越境性動物疾病・薬剤耐性の対策等を推進しました。

（２）気候変動に対する緩和・適応策の推進

ア　「農林水産省地球温暖化対策計画」に基づき、農林水産分野における地球温暖化対策技術の開発、マニュアル等を活用した省エネ型の生産管理の普及・啓発や省エネ設備の導入等による施設園芸の省エネルギー対策、施肥の適正化、Ｊ－クレジット制度の利活用等を推進しました。

イ　農地からのGHGの排出・吸収量の国際連合(以下「国連」という。)への報告に必要な農地土壌中の炭素量等のデータを収集する調査を行いました。また、家畜由来のGHG排出量の国連への報告の算出の精緻化に必要な家畜の消化管由来のメタン発生量等のデータを収集する調査を行いました。

ウ　環境保全型農業直接支払制度により、堆肥の施用やカバークロップといった地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に対して支援しました。また、バイオ炭の農地施用に伴う影響評価、炭素貯留効果と土壌改良効果を併せ持つバイオ炭資材の開発等に取り組みました。

エ　バイオマスの変換・利用施設等の整備等を支援し、農山漁村地域におけるバイオマス等を活用した再生可能エネルギーの利用を推進しました。

オ　廃棄物系バイオマスの利活用については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に基づく廃棄物処理施設整備計画を踏まえ、施設整備を推進するとともに、市町村等における生ごみのメタン化等の活用方策の導入検討を支援しました。

カ　GHGの排出を削減し、東南アジアの農家が実践可能で直接的なメリットが得られる、イネ栽培管理技術や家畜ふん尿処理技術の開発を推進しました。

キ　農産物については、ガイドラインに基づき環境負荷低減の取組を評価し等級ラベル(愛称：みえるらべる)で表示する「見える化」の普及を図りました。ま

た、畜産物については、温室効果ガス簡易算定ツールの作成と算定実証を実施しました。加工食品については、令和5(2023)年に策定されたカーボンフットプリント(CFP)算定ガイド案を用いて実証を行い、令和7(2025)年3月に加工食品共通CFP算定ガイドを取りまとめました。

ク　「農林水産省気候変動適応計画」に基づき、農林水産分野における気候変動の影響への適応に関する取組を推進するため、以下の取組を実施しました。

(ア) 中長期的な視点に立った我が国の農林水産業に与える気候変動の影響評価や適応技術の開発を行うとともに、国際機関への拠出を通じた国際協力により、生産性・持続性・頑強性向上技術の開発等を推進しました。

(イ) 農業者等が自ら行う気候変動に対するリスクマネジメントを推進するため、リスクの軽減に向けた適応策等の情報発信を行い、リスクマネジメントの普及啓発に努めました。

(ウ) 地域における気候変動による影響や適応策に関する科学的知見について情報提供を実施するとともに、将来の降雨予測に基づく計画策定手法の検討を進め、土地改良事業における排水に係る基準の見直しを実施しました。

ケ　科学的なエビデンスに基づいた緩和策の導入・拡大に向けて、研究者、農業者、地方公共団体等の連携による技術の開発・最適化を推進するとともに、農業者等の地球温暖化適応行動・温室効果ガス削減行動を促進するための政策措置に関する研究を実施しました。

コ　国連気候変動枠組条約等の地球環境問題に係る国際会議に参画し、農林水産分野における国際的な地球環境問題に対する取組を推進しました。

(3) 生物多様性の保全及び利用

ア　「農林水産省生物多様性戦略」(令和5(2023)年3月改定)に基づき、農山漁村が育む自然の恵みを活かし、環境と経済がともに循環・向上する社会の実現に向けた各種の施策を推進しました。

イ　生物多様性保全効果の取組を温室効果ガスと合わせて等級ラベルで表示する「見える化」を推進しました。

ウ　環境保全型農業直接支払制度により、有機農業や冬期湛水(たんすい)管理といった生物多様性保全等に効果の高い営農活動に対して支援しました。

エ　「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成15年法律第97号)に基づき、遺伝子組換え農作物について、生物多様性に及ぼす影響についての科学的な審査、生態系への影響の監視等を実施しました。また、栽培用種苗を対象に輸入時のモニタリング検査を行うとともに、特定の生産地・植物種の輸入については、輸入者に対し輸入に先立つ届出を義務付け、未承認遺伝子組換え生物かどうかの検査を命じました。

オ　締約国としてITPGRFAの運営に必要な資金拠出を行うとともに、海外遺伝資源の取得・利用の円滑化に向けて遺伝資源利用に係る国際的な議論に貢献しました。

(4) 土づくりの推進と農業分野におけるプラスチックごみ問題への対応

ア　都道府県の土壌調査結果の共有を進めるとともに、堆肥等の活用を促進しました。また、土壌診断における簡便な処方箋サービスの創出を目指し、AIを活用した土壌診断技術の開発を推進しました。

イ　好気性強制発酵による堆肥の高品質化やペレット化による広域流通等の取組を推進しました。

ウ　農畜産業における廃プラスチックの排出抑制や資源循環利用の推進に向けた先進的事例調査、生分解性マルチの導入、プラスチックを使用した被覆肥料に関する調査を推進しました。

Ⅳ 農業の持続的な発展に関する施策

1　力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保

(1) 認定農業者制度や法人化等を通じた経営発展の後押し

ア　担い手への重点的な支援の実施

(ア) 認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮して経営発展できるよう、担い手に対する農地の集積・集約化の促進や経営所得安定対策、出資や融資、税制等により、経営発展の段階や経営の態様に応じた後押しを行いました。

(イ) 地域の農業生産の維持への貢献という観点から、担い手への支援の在り方について検討しました。

イ　農業経営の法人化の加速と経営基盤の強化

（ア）経営意欲のある農業者が創意工夫を活かした農業経営を展開できるよう、都道府県が整備する農業経営・就農支援センターによる経営相談・経営診断、課題を有する農業者の掘り起こしや専門家派遣の支援により、農業経営の法人化を促進しました。

（イ）担い手が少ない地域においては、地域における農業経営の受け皿として、集落営農の組織化を推進するとともに、これを法人化に向けての準備・調整期間と位置付け、法人化を推進しました。また、地域外の経営体や販売面での異業種との連携等を促進しました。さらに、農業法人等が法人幹部や経営者となる人材を育成するための支援等を行いました。

（ウ）集落営農について、法人化に向けた取組の加速化や地域外からの人材確保、地域外の経営体との連携や統合・再編等を推進しました。

（エ）農業者の経営管理能力及び農業者を支援する者の支援能力の向上に向けて、関係機関等が有機的に連携できるよう、農業者の支援を行っている各民間セクターを会員とした「農業経営人材の育成に向けた官民協議会」を設置し、経営戦略や財務・労務管理等を学ぶ研修プログラムの策定や農業経営の財務分析システムの開発等を推進しました。

ウ　青色申告の推進

農業者年金の政策支援、農業経営基盤強化準備金制度等を通じ、農業者による青色申告を推進しました。

（２）経営継承や新規就農、人材の育成・確保等

ア　次世代の担い手への円滑な経営継承

（ア）地域計画の策定の推進、人と農地に関する情報のデータベースの活用により、経営移譲希望者と就農希望者のマッチングを行うなど、第三者への継承を推進するほか、都道府県が整備する農業経営・就農支援センターによる相談対応や専門家による経営継承計画の策定支援等を行うとともに、地域の担い手から経営を継承した後継者が行う、経営発展の取組を支援しました。

（イ）園芸施設・畜産関連施設、樹園地等の経営資源について、第三者機関・組織も活用しつつ、再整備・改修等のための支援により円滑な継承を促進しました。

イ　農業を支える人材の育成のための農業教育の充実

（ア）農業高校や農業大学校等の農業教育機関において、先進的な農業経営者等による出前授業や現場研修といった就農意欲を喚起するための取組を推進しました。また、スマート農業に関する教育の推進を図るとともに、農業教育の高度化に必要な農業機械・設備等の導入を推進しました。

（イ）農業高校や農業大学校等における教育カリキュラムの強化や教員の指導力向上といった農業教育の高度化を推進しました。

（ウ）国内の農業高校と海外の農業高校の交流を推進するとともに、海外農業研修の実施を支援しました。

（エ）農業者のリ・スキリング機会の充実のため、スマート農業等の新たな技術を学び直す研修を支援しました。

ウ　青年層の新規就農と定着促進

（ア）次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修(2年以内)の後押しと就農直後(3年以内)の経営確立に資する資金の交付を行いました。

（イ）初期投資の負担を軽減するための機械・施設等の取得に対する地方と連携した支援、無利子資金の貸付け等を行いました。

（ウ）就農準備段階から経営開始後まで、地方公共団体や農業協同組合（以下「農協」という。）、農業者、農地中間管理機構、民間企業等の関係機関が連携し一貫して支援する地域の就農受入体制の充実を図りました。

（エ）雇用就農者の労働時間の管理、休日・休憩の確保、更衣室や男女別トイレ等の整備、キャリアパスの提示やコミュニケーションの充実といった誰もがやりがいを持って働きやすい職場環境整備を行う農業法人等を支援することにより、農業の「働き方改革」を推進しました。

（オ）職業としての農業の魅力や就農に関する情報について、民間企業等とも連携して、就農情報ポータルサイト「農業をはじめる.JP」やSNS、就農イベント等を通じた情報発信を強化しました。

（カ）自営や法人就農、短期雇用等の様々な就農相談等にワンストップで対応できるよう、都道府県農

業経営・就農支援センターの就農サポート活動等を行う専属スタッフへの研修を行い、相談体制を強化しました。

（キ）農業者の生涯所得の充実の観点から、農業者年金への加入を推進しました。

エ　女性が能力を発揮できる環境整備

（ア）農業経営における女性の地位や責任を明確化する認定農業者制度における農業経営改善計画の共同申請、女性の活躍推進に向けた補助事業等の活用を通じ、女性の農業経営への参画を推進しました。

（イ）地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成、女性グループの活動、女性が働きやすい環境整備、女性農業者の活躍事例の普及等の取組を支援しました。また、幅広い視野と高い経営力を有し、地域内外で活躍できる女性リーダーの育成を目的とし、全国の女性農業者を対象にした実践型研修の実施を支援しました。

（ウ）「農業委員会等に関する法律」（昭和26年法律第88号）及び「農業協同組合法」（昭和22年法律第132号）における、農業委員や農協の理事等の年齢や性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない旨の規定を踏まえ、委員・理事等の任命・選出に当たり、女性の参画拡大に向けた取組を促進しました。

（エ）女性農業者の知恵と民間企業の技術、ノウハウ、アイデア等を結び付け、新たな商品やサービスの開発等を行う「農業女子プロジェクト」における企業・教育機関との連携強化、地域活動の推進により女性農業者が活動しやすい環境を作るとともに、これらの活動を発信し、若い女性新規就農者の増加に取り組みました。

オ　企業の農業参入

農地中間管理機構を中心としてリース方式による企業の参入を促進しました。

2　農業現場を支える多様な人材や主体の活躍

（1）多様な人材の活躍の促進

農業現場においては、多様な農業者が農業生産活動を通じた農地や集落機能の維持等の重要な役割を果たしていることに鑑み、地域の実情に応じた生産体制の強化や、専門的に経営・技術等をサポートする農業支援サービス事業体の育成、農業・農村の多面的機能の維持・発揮に資する活動の推進等の取組を支援しました。

（2）次世代型の農業支援サービスの定着

生産現場における人手不足や生産性向上等の課題に対応し、農業者が営農活動の外部委託を始め、様々な農業支援サービスを活用することで経営の継続や効率化を図ることができるよう、ドローンや自動走行農機等のスマート農業技術を活用した作業代行、シェアリングやリース、食品事業者と連携した収穫作業の代行等の次世代型の農業支援サービスの育成・普及を推進しました。

（3）多様な人材が活躍できる農業の「働き方改革」の推進

ア　雇用就農者の労働時間の管理、休日・休憩の確保、更衣室や男女別トイレ等の整備、キャリアパスの提示やコミュニケーションの充実といった誰もがやりがいを持って働きやすい職場環境整備を行う農業法人等を支援することにより、農業の「働き方改革」を推進しました。

イ　農繁期等における産地の短期労働力を確保するため、他産業、大学、他地域との連携等により多様な人材とのマッチングを行う産地の取組や農業法人等における労働環境を改善する取組を支援するとともに、労働環境の整備といった農業の「働き方改革」の先進的な取組事例の発信・普及を図りました。

ウ　特定技能制度による農業現場での外国人材の円滑な受入れに向けて、技能試験を実施するとともに、就労する外国人材が働きやすい環境の整備等を支援しました。

エ　人口急減に直面している地域において、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」（令和元年法律第64号）（以下「人口急減地域特定地域づくり推進法」という。）の仕組みを活用し、地域内の様々な事業者をマルチワークにより支える人材の確保やその活躍を推進することを通じ、地域社会の維持や地域経済の活性化を図るため、モデルを示しつつ、制度の周知を図りました。

3　担い手等への農地集積・集約化と農地の確保

（1）担い手への農地集積・集約化の加速化

「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する

法律」(令和4年法律第56号)に基づき、「人・農地プラン」を土台に目指すべき将来の農地の利用を明確化する地域計画の策定・実行を推進しました。

また、農地中間管理機構のフル稼働については、農地中間管理機構を経由した転貸等を集中的に実施するとともに、遊休農地も含め、幅広く引き受けるよう運用の見直しに取り組みました。

さらに、所有者不明農地に係る制度の利用を促すほか、令和5(2023)年4月以降順次施行されている新たな民事基本法制の仕組みを踏まえ、関係省庁と連携して所有者不明農地の有効利用を図りました。

（2）荒廃農地の発生防止・解消、農地転用許可制度等の適切な運用

ア　「農地法」(昭和27年法律第229号)に基づく遊休農地に関する措置、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による地域・集落の共同活動、農地中間管理事業による農地の集積・集約化の促進、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」(平成19年法律第48号)に基づく活性化計画や最適土地利用総合対策による地域の話合いを通じた荒廃農地の有効活用や低コストな肥培管理による農地利用(粗放的な利用)、基盤整備の活用等による荒廃農地の発生防止・解消に努めました。

イ　農地の転用規制や農業振興地域制度の適正な運用を通じ、優良農地の確保に努めました。

4　農業経営の安定化に向けた取組の推進

（1）収入保険の普及促進・利用拡大

自然災害や価格下落等の様々なリスクに対応し、農業経営の安定化を図るため、収入保険の普及を図りました。現場ニーズ等を踏まえた改善等を行うとともに、地域において農業共済組合や農協等の関係団体等が連携して普及体制を構築し、普及活動や加入支援の取組を引き続き進めました。

（2）経営所得安定対策等の着実な実施

「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」(平成18年法律第88号)に基づく畑作物の直接支払交付金及び米・畑作物の収入減少影響緩和交付金、「畜産経営の安定に関する法律」(昭和36年法律第183号)に基づく肉用牛肥育・肉豚経営安定交付金(牛・豚マルキン)及び加工原料乳生産者補給金、「肉用子牛生産安定等特別措置法」(昭和63年法律第98号)に基づく肉用子牛生産者補給金、「野菜生産出荷安定法」(昭和41年法律第103号)に基づく野菜価格安定対策等の措置を安定的に実施しました。

5　農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備

（1）農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備

ア　農地中間管理機構等との連携を図りつつ、農地の大区画化等を推進しました。

イ　高収益作物に転換するための水田の汎用化・畑地化や畑地・樹園地の高機能化を推進しました。

ウ　麦・大豆等の海外依存度の高い品目の生産拡大を促進するため、排水改良等による水田の汎用化・畑地化、畑地かんがい施設の整備等による畑地の高機能化、草地整備等を推進しました。

エ　ICT水管理等の営農の省力化に資する技術の活用を可能にする農業生産基盤の整備を推進しました。

オ　農業・農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図るとともに、地域活性化を促進するための情報通信環境の整備を推進しました。

（2）農業水利施設の戦略的な保全管理

ア　農業水利施設の点検、機能診断・監視を通じた適切なリスク管理の下での計画的かつ効率的な補修、更新等により、徹底した施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図りました。

イ　農業水利施設の機能が安定的に発揮されるよう、施設の更新に合わせ、集約、再編、統廃合等によるストックの適正化を推進しました。

ウ　農業水利施設の保全管理におけるロボット、AI等の利用に関する研究開発・実証調査を推進しました。

（3）農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策

ア　基幹的な農業水利施設の改修等のハード対策と機能診断等のソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を実施しました。

イ　「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」(平成31年法律第17号)(以下「ため池管理保全法」という。)に基づき、農業用ため池の決壊による周辺地域への被害の防止に必要な措置を進めました。

ウ　「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」(令和2年法律第56号)(以下「た

め池工事特措法」という。)に基づき、都道府県が策定した推進計画に則し、防災対策を講じる優先度の高い防災重点農業用ため池から防災工事等に取り組むとともに、ハザードマップの作成、監視・管理体制の強化等を行うなど、これらの対策を適切に組み合わせ、農業用ため池の防災・減災対策を推進しました。

エ　大雨により水害が予測される際には、①事前に農業用ダムの貯水位を下げて洪水を一時的に貯留するための容量を確保する「事前放流」、②水田に雨水を一時的に貯留する「田んぼダム」、③農業用ため池への雨水の一時的な貯留、④農作物への被害のみならず、市街地や集落の湛水被害も防止・軽減させる排水施設の整備といった流域治水の取組を通じた防災・減災対策の強化に取り組みました。

オ　土地改良事業の実施に当たっての排水の計画基準に基づき、農業水利施設等の排水対策を推進しました。

カ　津波、高潮、波浪のほか、海水や地盤の変動による被害等から農地等を防護するため、海岸保全施設の整備等を実施しました。

(4)農業・農村の構造の変化等を踏まえた土地改良区の体制強化

土地改良区の組合員の減少、土地改良施設の老朽化に加え、今後の人口減少に対応する観点から、スマート農業や需要に応じた生産に対応した基盤整備、農業生産の基盤の保全管理や防災・減災、国土強靱化を推進するため、広域的な合併、土地改良区連合の設立、安定的な経営を実現するための貸借対照表の活用等により、土地改良区の運営基盤の強化を推進しました。

6　需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化

(1)肉用牛・酪農の生産拡大等畜産の競争力強化

ア　生産基盤の強化

(ア)牛肉、牛乳・乳製品等の畜産物の国内需要への対応と輸出拡大に向けて、肉用牛については、肉用繁殖雌牛の更新、繁殖性の向上による分べん間隔の短縮等の取組等を推進しました。酪農については、長命連産性の能力の高い乳用牛への牛群の転換、経営安定、高品質な生乳の生産等を通じ、多様な消費者ニーズに対応した牛乳・乳製品の供給を推進しました。

(イ)労働負担軽減・省力化に資するロボット、AI、IoT等の先端技術の普及・定着、牛の個体識別番号と当該牛に関連する生産情報等を併せて集約し、活用する体制の整備、GAP、アニマルウェルフェアの普及・定着を図りました。

(ウ)子牛や国産畜産物の生産・流通の円滑化に向けた家畜市場や食肉処理施設、乳製品加工施設の再編等の取組を推進し、肉用牛等の生産基盤を強化しました。あわせて、輸出先国・地域の衛生基準を満たす食肉処理施設等の輸出認定の取得や認定輸出食肉処理施設等を中心として関係事業者が連携したコンソーシアムによる輸出促進の取組を推進しました。

(エ)畜産経営の安定に向けて、以下の施策等を実施しました。

a　畜種ごとの経営安定対策

(a)酪農関係では、①加工原料乳に対する加工原料乳生産者補給金や集送乳調整金の交付、②加工原料乳の取引価格が低落した場合の補塡金の交付等の対策を安定的に実施しました。

(b)肉用牛関係では、①肉用子牛対策として、子牛価格が保証基準価格を下回った場合に補給金を交付する肉用子牛生産者補給金制度等を、②肉用牛肥育対策として、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に交付金を交付する肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)を安定的に実施しました。

(c)養豚関係では、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に交付金を交付する肉豚経営安定交付金(豚マルキン)を安定的に実施しました。

(d)養鶏関係では、鶏卵の標準取引価格が補塡基準価格を下回った場合に補塡金を交付するなどの鶏卵生産者経営安定対策事業を安定的に実施しました。

b　飼料価格安定対策

配合飼料価格安定制度を適切に運用するとともに、国際情勢の影響を受けにくい構造へ転換するため、国産飼料の生産・利用拡大のための取組等を推進しました。

c　生乳需給安定対策

脱脂粉乳の在庫低減対策の取組を通じてコスト上昇を価格に反映しやすい環境整備を措置しました。

イ　生産基盤強化を支える環境整備

（ア）家畜排せつ物の土づくりや肥料利用を促進するため、家畜排せつ物処理施設の機能強化、堆肥のペレット化等を推進しました。また、国産飼料の生産・利用拡大のため、耕畜連携、飼料生産組織の運営強化、国産濃厚飼料の生産技術実証・普及、広域流通体制の構築、飼料増産に必要な施設整備、草地整備等を支援するとともに、飼料作物を含めた地域計画の策定を促進しました。

（イ）和牛について、家畜遺伝資源の流通管理の徹底、知的財産としての価値の保護を推進するため、法令順守の徹底を図るほか、全国の家畜人工授精所への立入検査を実施するとともに、家畜遺伝資源の利用者の範囲等について制限を付す売買契約の普及を図りました。また、家畜人工授精用精液等の流通を全国的に管理するシステムの運用・機能強化等を推進するとともに、和牛の血統の信頼を確保するため、遺伝子型の検査によるモニタリング調査を推進する取組を支援しました。

（ウ）「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」(令和3年法律第34号)に基づき、都道府県等と連携し、畜舎建築利用計画の認定制度の円滑な運用を行いました。

（2）新たな需要に応える園芸作物等の生産体制の強化

ア　野菜

（ア）データに基づき栽培技術・経営の最適化を図る「データ駆動型農業」の実践に向けた、産地としての取組体制の構築やデータ収集・分析機器の活用等を支援するとともに、より高度な生産が可能となる低コスト耐候性ハウスや高度環境制御栽培施設等の導入を支援しました。

（イ）実需者からの国産野菜の安定調達ニーズに対応するため、加工・業務用向けの契約栽培に必要な新たな生産・流通体系の構築、作柄安定技術の導入等を支援しました。

（ウ）加工・業務用野菜について、国産シェアを奪還するため、産地、流通、実需が一体となったサプライチェーンの強靱化を図るための対策を総合的に支援しました。

（エ）加工・業務用等の新市場のロット・品質に対応できる拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工施設等の整備や拠点事業者と連携した産地が行う生産・出荷体制の整備等を支援しました。

イ　果樹

（ア）省力樹形や優良品目・品種への改植・新植やそれに伴う未収益期間における幼木の管理経費を支援しました。

（イ）担い手の就農・定着のための産地の取組と併せて行う、小規模園地整備や部分改植等の産地の新規参入者の受入体制の整備を一体的に支援しました。

（ウ）スマート農業技術の導入を前提とした樹園地の環境整備や流通事業者等との連携等により、作業の合理化、省力栽培技術・品種の導入、人材確保等を図り、生産性を飛躍的に向上させた生産供給体制モデルを構築する都道府県等コンソーシアムの実証等の取組を支援しました。

（エ）省力樹形用苗木や国産花粉の安定生産・供給に向けた取組を支援しました。

（オ）高温障害の発生低減に向けた資機材の導入を支援しました。

ウ　花き

（ア）「物流の2024年問題」に対応した花き流通の効率化に資する検討や技術実証を支援するとともに、異常気象や病害虫被害の低減等の花き産地の課題解決に資する検討や実証等の取組を支援しました。

（イ）減少傾向にある花き需要の回復に向けて、需要拡大が見込まれる品目等への転換や新たな需要開拓、花きの利用拡大に向けたPR活動等の取組を支援しました。

（ウ）令和9(2027)年に神奈川県横浜(よこはま)市で開催される「２０２７年国際園芸博覧会(GREEN×EXPO 2027)」の円滑な実施に向けて、主催団体や地方公共団体、関係省庁と連携し準備を進めました。

エ　茶、甘味資源作物等の地域特産物

（ア）茶

消費者ニーズへの対応や輸出の促進等に向け、新たな茶商品の生産・加工技術の実証や機能性成分等の特色を持つ品種の導入、有機栽培への転換、てん茶等の栽培に適した棚施設を利用した栽培

法への転換、直接被覆栽培への転換、残留農薬分析等を支援しました。

（イ）砂糖・でん粉

「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」(昭和40年法律第109号)に基づき、さとうきび・でん粉原料用かんしょの生産者、国内産糖・国内産いもでん粉の製造事業者に対して、経営安定のための支援を行いました。

（ウ）薬用作物

産地と実需者等が連携した栽培技術の確立のための実証圃(じっしょうほ)の設置や省力化のための農業機械の改良等の取組、事前相談窓口の設置や技術アドバイザーの派遣等の栽培技術の指導体制の確立、技術拠点農場の設置に向けた取組を支援しました。

（エ）こんにゃくいも等

こんにゃくいも等の特産農産物について、付加価値の創出、新規用途の開拓、機械化・省力作業体系の導入等を推進するとともに、安定的な生産に向けた体制整備等を支援しました。

（オ）繭・生糸

養蚕・製糸業と絹織物業者等が提携して取り組む、輸入品と差別化された高品質な純国産絹製品づくりやブランド化を推進するとともに、生産者、実需者等が一体となって取り組む、安定的な生産に向けた体制整備等を支援しました。

（カ）葉たばこ

国産葉たばこについて、種類別・葉分タイプ別価格により、日本たばこ産業株式会社(JT)が全量買い入れました。

（キ）いぐさ

輸入品との差別化やブランド化に取り組むいぐさ生産者の経営安定を図るため、国産畳表の価格下落影響緩和対策の実施、実需者や消費者のニーズを踏まえた産地の課題を解決するための技術実証等の取組を支援しました。

（3）米政策改革の着実な推進と水田における高収益作物等への転換

ア　消費者・実需者の需要に応じた多様な米の安定供給

（ア）需要に応じた米の生産・販売の推進

a　産地・生産者と実需者等が結び付いた事前契約や複数年契約の拡大による安定取引に向けた取組の推進、水田活用の直接支払交付金等による作付転換への支援、都道府県産別、品種別等のきめ細かな需給・価格情報、販売進捗情報、在庫情報の提供、都道府県別・地域別の作付動向(中間的な取組状況)の公表等により需要に応じた生産・販売を推進しました。

b　国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が主体的に需要に応じた生産・販売を行うため、行政や生産者団体、現場が一体となって取り組みました。

c　米の生産について、農地の集積・集約化による分散錯圃の解消や作付けの団地化、直播等の省力栽培技術やスマート農業技術等の導入・シェアリングの促進、資材費の低減等による生産コストの低減等を推進しました。

（イ）戦略作物の生産拡大

水田活用の直接支払交付金等により、麦、大豆、米粉用米といった戦略作物の本作化を進めるとともに、地域の特色ある魅力的な産品の産地づくりや水田を畑地化して畑作物の定着を図る取組を支援しました。

（ウ）コメ・コメ加工品の輸出拡大

実行戦略で掲げた、コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品の輸出額目標の達成に向けて、輸出ターゲット国・地域である香港や米国、中国、シンガポール、台湾を中心とする輸出拡大が見込まれる国・地域での海外需要開拓・プロモーションや海外規制に対応する取組に対して支援するとともに、大ロットで輸出用米の生産・供給に取り組む産地の育成等の取組を推進しました。

（エ）米の消費拡大

業界による主体的取組を応援する運動「やっぱりごはんでしょ！」の実施等のSNSを活用した取組、「米と健康」に着目した情報発信等により、新たな需要の取り込みを進めました。

イ　麦・大豆

国産麦・大豆については、需要に応じた生産に向け、作付けの団地化の推進やブロックローテーション、営農技術の導入等の支援を通じた産地の生産体制の強化、生産の効率化、実需者の求める量・品質・価格の安定に向けた取組を支援しました。

ウ　高収益作物への転換

水田農業高収益化推進計画に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、水田における高収益作物への転換、水田の汎用化・畑地化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進しました。

エ　米粉用米・飼料用米

生産者と実需者の複数年契約による長期安定的な取引を推進するとともに、「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」（平成21年法律第25号）に基づき、米粉用米、飼料用米の生産・利用の拡大や必要な機械・施設の整備等を総合的に支援しました。

（ア）米粉用米

米粉製品のコスト低減に資する取組事例や新たな米粉加工品の情報発信等の需要拡大に向けた取組を実施し、生産者と実需者の複数年契約による長期安定的な取引の推進に資する情報交換会を開催するとともに、「ノングルテン米粉の製造工程管理JAS」の普及を推進しました。また、米粉を原料とした商品の開発・普及や製粉企業等の施設整備、米粉専用品種の種子増産に必要な機械・施設の導入等を支援しました。

（イ）飼料用米

地域に応じた省力・多収栽培技術の確立・普及を通じた生産コストの低減やバラ出荷による流通コストの低減に向けた取組を支援しました。

オ　米・麦・大豆等の流通

「農業競争力強化支援法」（平成29年法律第35号）等に基づき、生産・流通・加工業界の再編に係る取組の支援等を実施しました。そのほか、令和5(2023)年6月に取りまとめられた「物流革新に向けた政策パッケージ」に基づき、大手事業者に「自主行動計画」の策定を促したほか、令和6(2024)年5月に成立した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和6年法律第23号）に基づき物流の効率化に向けて取り組みました。

（４）農業生産工程管理の推進と効果的な農作業安全対策の展開

ア　農業生産工程管理の推進

農産物においては、「我が国における国際水準GAPの推進方策」に基づき、国際水準GAPガイドラインを活用した指導や産地単位の取組等を推進しました。

畜産物においては、JGAP畜産の認証取得の拡大を図りました。

また、農業高校や農業大学校等における教育カリキュラムの強化等により、農業教育機関におけるGAPに関する教育の充実を図りました。

イ　農作業等安全対策の展開

（ア）都道府県段階、市町村段階の関係機関が参画した推進体制の整備を推進するとともに、「農作業安全に関する指導者」が中心となって農業者を対象とした正しい知識の習得のための「農作業安全に関する研修」や「熱中症対策研修」を重点的に推進する実施強化期間を設定し、地域における研修の開催を推進しました。

（イ）大型特殊自動車免許等の取得機会の拡大、作業機を装着した状態での公道走行に必要な灯火器類の設置等に係る普及啓発を行いました。

（ウ）「農作業安全対策の強化に向けて（中間とりまとめ）」に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が農業機械の安全性検査制度を見直し、新たな検査制度・検査基準による運用を開始できるよう、より安全な農業機械の普及促進に向けた取組を進めました。

（エ）労災保険の特別加入制度の設置と農業者の加入促進、熱中症対策の強化を図りました。

（オ）農林水産業・食品産業の作業安全対策について、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」やオンライン作業安全学習教材も活用し、効果的な作業安全対策の検討・普及や関係者の意識啓発のための取組を実施しました。

（５）良質かつ低廉な農業資材の供給や農産物の生産・流通・加工の合理化

ア　農業競争力強化支援法等に基づき、良質かつ低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化に向けた取組を行う事業者の事業再編や事業参入を進めました。

イ　施設園芸及び茶において、計画的に省エネルギー化等に取り組む産地を対象に価格が高騰した際に補塡金を交付することにより、燃料価格高騰に備えるセーフティネット対策を講じました。

7　情報通信技術等の活用による農業生産・流通現場のイノベーションの促進

（1）スマート農業の加速化等農業現場でのデジタル技術の利活用の推進

ア　スマート農業技術活用促進法に基づき、スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画の認定を受けた農業者等や、スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画の認定を受けた事業者等に対し、金融等の支援措置を講じました。

イ　令和6(2024)年7月に食料・農業・農村政策審議会企画部会に「スマート農業技術活用促進小委員会」を設置し、意見を聴取した上で、同年9月に「生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針」を定めました。

ウ　生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針に基づき設置するスマート農業イノベーション推進会議(IPCSA)の準備会合を開催し、スマート農業技術の活用に向けた機運を醸成しました。

エ　関係府省庁と連携し、スマート農業技術の活用の促進に関する取組を一体的に進めるために「スマート農業技術の活用の促進に関する関係府省庁連絡会議」を設置しました。

オ　スマート農業実証プロジェクトから得られた成果と課題を踏まえ、開発が不十分な分野での技術開発や現場実装に向けた情報発信、実証参加者による他産地への実地指導に取り組みました。

カ　農業機械メーカー、金融、保険等の民間企業が参画したプラットフォームにおいて、農業機械のリース・シェアリングやスマート農業機械を用いた農作業の代行サービス等の新たな農業支援サービスの創出が進むよう、業者間の情報共有やマッチング等を進めました。

キ　現場実装に際して安全上の課題解決が必要なロボット技術の安全性の検証や安全性確保策の検討に取り組みました。

ク　生産から加工・流通・販売・消費に至るまでデータの相互活用が可能なスマートフードチェーンプラットフォームを活用し、農業データの川下とのデータ連携実証を支援しました。また、オープンAPI整備・活用に必要となるルールづくりや異なる種類・メーカーの機器・システムから取得されるデータの連携実証への支援によりデータ活用を推進しました。さらに、これまで実装・公開したオープンAPIを活用した新たなサービスの開発によるサービス事業体の育成や機能強化に取り組みました。

ケ　営農データの分析支援を始め、農業支援サービスを提供する企業が活躍できる環境整備、農産物のサプライチェーンにおけるデータ・物流のデジタル化、農村地域の多様なビジネス創出等を推進しました。

（2）農業施策の展開におけるデジタル化の推進

ア　農業現場と農林水産省が切れ目なくつながり、行政手続に係る農業者等の負担を大幅に軽減し、経営に集中できるよう、徹底した行政手続の簡素化の促進を行うとともに、農林水産省が所管する法令や補助金等の行政手続をオンラインで申請することができる「農林水産省共通申請サービス(eMAFF)」のオンライン利用率の向上と利用者の利便性向上に向けた取組を進めました。ただし、事務の効率化に一定の効果がある一方、申請件数は低調であり費用対効果に大きな課題があることが明らかになったため、見直しを開始しました。

イ　農林水産省の農林漁業者向けスマートフォン・アプリケーション(MAFFアプリ)について、eMAFF等との連動を進め、個々の農業者の属性・関心に応じた営農・政策情報を提供しました。

ウ　デジタル地図を活用し、農地の利用状況の現地確認等の抜本的な効率化・省力化を図るための「農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF地図)」の利用の推進に取り組みました。

エ　デジタル人材の確保・育成、「データ活用基盤」の構築等のデータ利活用に向けた取組を推進しました。

（3）イノベーション創出・技術開発の推進

ア　研究開発の推進

（ア）研究開発の重点事項や目標を定める「農林水産研究イノベーション戦略」を策定するとともに、内閣府の「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」や「研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム(BRIDGE)」等も活用して食料安全保障や農業の環境負荷低減をミッションとした研究開発を推進しました。

（イ）総合科学技術・イノベーション会議が決定したムーンショット目標5「2050年までに、未利用の生

物機能等のフル活用により、地球規模でムリ・ムダのない持続的な食料供給産業を創出」を実現するため、困難だが実現すれば大きなインパクトが期待される挑戦的な研究開発(ムーンショット型研究開発)を推進しました。

（ウ）Society 5.0の実現に向け、産学官と農業の生産現場が一体となって、オープンイノベーションを促進するとともに、人材・知・資金が循環するよう農林水産・食品分野での更なるイノベーションの創出を計画的・戦略的に推進しました。

イ　国際農林水産業研究の推進

海外の農業研究機関や国際農業研究機関の優れた知見や技術を活用し、戦略的に国際共同研究を推進しました。

ウ　科学に基づく食品安全、動物衛生、植物防疫等の施策に必要な研究の更なる推進

（ア）「安全な農畜水産物の安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究推進計画」で明確化した取り組むべき調査研究の内容や課題について、情勢の変化や新たな科学的知見を踏まえた見直しを行いました。また、農林水産省が所管する国立研究開発法人のほか、大学、民間企業、関係学会等への情報提供や研究機関との意見交換を行い、研究者の認識や理解の醸成とレギュラトリーサイエンスに属する研究を推進しました。

（イ）研究開発部局と規制担当部局が連携して食品中の危害要因の分析や低減技術の開発、家畜の伝染性疾病を防除・低減する技術や資材の開発、植物病害虫等の侵入・まん延防止のための防除技術の開発や防除体系の確立といったリスク管理に必要な調査研究を推進しました。

（ウ）レギュラトリーサイエンスに属する研究事業の成果を国民に分かりやすい形で公表しました。また、行政施策・措置とその検討・判断に活用された科学的根拠となる研究成果を紹介する機会を設け、レギュラトリーサイエンスへの理解の醸成を推進しました。

エ　戦略的な研究開発を推進するための環境整備

（ア）「農林水産研究における知的財産に関する方針」(令和4(2022)年12月改訂)を踏まえ、農林水産業・食品産業に関する研究に取り組む国立研究開発法人や都道府県の公設試験場等における知的財産マネジメントの強化を図るため、専門家による指導・助言等を行いました。また、知的財産戦略や侵害対応マニュアルを策定するなど、知的財産マネジメントの実践に取り組む公的研究機関等を対象に重点的に支援しました。

（イ）最先端技術の研究開発・実用化に向けて、消費者への分かりやすい情報発信、意見交換を行い、当該技術の理解の醸成を図りました。特にゲノム編集技術等の育種利用については、より多くの消費者に情報発信等ができるよう出前講座やオープンラボ交流会、大規模シンポジウムを実施したほか、漫画等のコンテンツの作成等のサイエンスコミュニケーション等の取組を強化しました。

オ　開発技術の迅速な普及・定着

（ア）「橋渡し」機能の強化

a　多様な分野のアイデア・技術等を農林水産・食品分野に導入し、イノベーションの創出に向けて、基礎から実用化段階までの研究開発を切れ目なく推進しました。

b　大学、民間企業等の地域の関係者による技術開発から改良、開発までの取組を切れ目なく支援しました。

c　SBIR制度を活用し、農林水産・食品分野において、サービス事業体の創出やフードテック等の新たな技術の事業化を目指すスタートアップ・中小企業が行う研究開発・大規模技術実証等を切れ目なく支援しました。

d　『「知」の集積と活用の場 産学官連携協議会』において、ポスターセッション、セミナー、ワークショップ等を開催し、技術シーズ・ニーズに関する関係者間の情報交換やマッチングを促すとともに、研究成果の社会実装・事業化等を支援しました。

e　研究機関、生産者、社会実装の担い手等が行うイノベーションの創出に向けて、研究成果の展示会、相談会等により、技術交流を推進しました。

f　コーディネーターを全国に配置し、技術開発ニーズ等の収集、研究シーズとのマッチング支援や商品化・事業化に向けた支援等を行い、研究の企画段階から産学官が密接に連携し、早期に成果を創出できるよう支援しました。

（イ）効果的・効率的な技術・知識の普及指導

国と都道府県が協同して、高度な技術・知識を持つ普及指導員を設置し、普及指導員が試験研究機関や民間企業等と連携して直接農業者に接して行う技術・経営指導等を引き続き推進しました。

また、効率的・効果的な普及指導活動の実施に向けて、普及指導員による新技術や新品種の導入等に係る地域の合意形成、新規就農者の支援、地球温暖化や自然災害への対応といった公的機関が担うべき分野についての取組を強化しました。さらに、計画的に研修等を実施し、普及指導員の資質向上を推進しました。

V 農村の振興に関する施策

1 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保

（1）中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進

ア 中山間地域等直接支払制度により生産条件の不利を補正しつつ、中山間地農業ルネッサンス事業等により、多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現、地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承に向けた取組を総合的に支援しました。

イ 米、野菜、果樹等の作物の栽培や畜産、林業も含めた多様な経営の組合せにより所得を確保する複合経営を推進するため、地域の取組を支援しました。

ウ 地域のニーズに応じて、農業生産を支える水路や圃場（ほじょう）等の生産基盤と生産・販売施設等との総合的な整備を推進しました。

（2）地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保

ア 地域資源の高付加価値化の推進

（ア）多様な地域資源を活用し付加価値を創出するため、異業種の事業者との連携による新商品・サービスの開発や販路開拓等に係る取組及び新技術等の研究開発成果の利用を促進するための導入検証や試作品の製造・評価等の取組を支援しました。

（イ）農林水産物の多様な地域資源を活用し付加価値を創出する加工・販売施設等の整備を支援しました。

（ウ）地域資源を活用した付加価値の創出に取り組む事業者等に対して、専門家派遣等を行うことにより、経営改善戦略の策定等の取組を支援しました。

（エ）活用可能な農山漁村の地域資源を発掘し、磨き上げた上で、他分野と組み合わせる取組を始め、農山漁村の地域資源を最大限活用し、所得や雇用を創出する取組の推進に向け、農山漁村での多様なビジネスの創出を支援するプラットフォームの運営を通じ、起業者等への情報提供や、ビジネスプランの磨き上げを行い、現場の創意工夫を促しました。

イ 農泊の推進

（ア）農山漁村の所得の向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援しました。

（イ）地域の関係者が連携し、地域の幅広い資源を活用し地域の魅力を高めることにより、国内外の観光客が2泊3日以上の滞在交流型観光を行うことができる「観光圏」の整備を促進しました。

（ウ）関係府省が連携し、子供の農山漁村での宿泊体験等を推進するとともに、農山漁村を都市部の住民との交流の場等として活用する取組を支援しました。

ウ ジビエ利活用の拡大

（ア）ジビエ未利用地域への処理加工施設や移動式解体処理車を含む広域搬入機器等の整備等の支援、安定供給体制の構築に向けたジビエ事業者や関係者の連携強化、ジビエ利用に適した捕獲・搬入技術を習得した捕獲者や処理加工現場における人材の育成、ペットフード等の多様な用途での利用、ジビエの全国的な需要拡大のためのプロモーション等の取組を推進しました。

（イ）「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」の遵守による野生鳥獣肉の安全の確保、国産ジビエ認証制度等の普及や加工・流通・販売段階の衛生管理の高度化の取組を推進しました。

エ 農福連携の推進

「農福連携等推進ビジョン」及び令和6(2024)年6月に決定した「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」に基づき、農福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術習得、農業分野への就業を希望する障害者等に対し農業体験を提供す

る「ユニバーサル農園」の開設、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備、全国的な展開に向けた普及啓発、都道府県による専門人材の育成等を支援しました。また、農福連携を現場で実践する手法をアドバイスする専門人材である「農福連携技術支援者」の育成研修を実施しました。さらに、11月29日をノウフクの日とし、関係省庁や全国の地方公共団体・事業者と共に関連イベントを連携して行う「ノウフクウィーク」の取組を実施しました。

オ　農村への農業関連産業の導入等

（ア）「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」(昭和46年法律第112号)及び「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」(平成19年法律第40号)を活用した農村への産業の立地・導入を促進するため、これらの法律による基本計画等の策定や税制措置等の積極的な活用を推進しました。

（イ）農山漁村での多様なビジネスの創出を支援するプラットフォームの運営を通じ、起業者等への情報提供や、ビジネスプランの磨き上げを行い、現場の創意工夫を促進しました。

（ウ）地域が森林資源を活用した多様なコンテンツの複合化・上質化に向けて取り組めるよう、健康づくり、人材育成、生産性向上等に取り組もうとする企業等に対するニーズ調査やマッチング機会の創出を実施しました。

（3）地域経済循環の拡大

ア　バイオマス・再生可能エネルギーの導入、地域内活用

（ア）バイオマスを基軸とする新たな産業の振興

a　バイオマス活用推進基本計画に基づき、素材、熱、電気、燃料等への変換技術を活用し、より経済的な価値の高い製品等を生み出す高度利用等の取組を推進しました。また、関係府省の連携の下、地域のバイオマスを活用した産業化を推進し、地域循環型の再生可能エネルギーの強化と環境に優しく災害に強いまち・むらづくりを目指す「バイオマス産業都市」の構築に向けた取組を支援しました。

b　バイオマスの効率的な利用システムの構築を進めるため、以下の取組を実施しました。

（a）「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」(平成20年法律第45号)に基づく事業計画の認定を行い、支援措置を講じました。

（b）家畜排せつ物等の地域に存在するバイオマスを活用し、エネルギーの地産地消を推進するため、バイオガスプラントの導入を支援しました。

（c）バイオマスである下水汚泥資源等の利活用を図るため、エネルギー利用、りん回収・利用等を推進しました。

（d）バイオマス由来の新素材開発を推進しました。

（イ）農村における地域が主体となった再生可能エネルギーの生産・利用

a　「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」(平成25年法律第81号)を積極的に活用し、農林地等の利用調整を適切に行いつつ、再生可能エネルギーの導入と併せて、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組や農山漁村における再生可能エネルギーの地産地消の取組を促進しました。

b　農山漁村における再生可能エネルギーの導入に向けて、現場のニーズに応じた専門家による相談対応、様々な課題解決に向けた取組事例について情報収集し、再エネ設備導入の普及を支援したほか、地域における営農型太陽光発電のモデル的取組や小水力等発電施設の調査設計、施設整備等の取組を支援しました。

イ　農畜産物や加工品の地域内消費

施設給食の食材として地場産農林水産物を安定的に生産・供給する体制の構築やメニュー開発等の取組を支援するとともに、農産物直売所の運営体制強化のための検討会の開催や新商品の開発、農林水産物の加工・販売のための機械・施設等の整備を支援しました。

ウ　農村におけるSDGsの達成に向けた取組の推進

（ア）農山漁村の豊富な資源をバイオマス発電や小水力発電等の再生可能エネルギーとして活用し、農林漁業経営の改善や地域への利益還元を進め、農山漁村の活性化に資する取組を推進しました。

（イ）森林資源をエネルギーとして地域内で持続的に活用するため、行政、事業者、住民等の地域の関係者の連携の下、エネルギー変換効率の高い熱利用・熱電併給に取り組む「地域内エコシステム」の構

築・普及に向け、関係者による協議会の運営や小規模な技術開発に加え、先行事例の情報提供や多様な関係者の交流促進、計画作成支援等のためのプラットフォームの構築等を支援しました。

（4）多様な機能を有する都市農業の推進

都市住民の理解の促進を図りつつ、都市農業の振興に向けた取組を推進しました。

また、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」(平成30年法律第68号)に基づく制度が現場で円滑かつ適切に活用されるよう、農地所有者と都市農業者、新規就農者等の多様な主体とのマッチング体制の構築を促進しました。

さらに、計画的な都市農地の保全を図る生産緑地等の積極的な活用を促進しました。

2　中山間地域等を始めとする農村に人が住み続けるための条件整備

（1）地域コミュニティ機能の維持や強化

ア　世代を超えた人々による地域のビジョンづくり

中山間地域等直接支払制度の活用により農用地や集落の将来像の明確化を支援するほか、農村が持つ豊かな自然や食を活用した地域の活動計画づくり等を支援しました。

また、人口の減少、高齢化が進む農山漁村において、農用地の保全等により荒廃防止を図りつつ、活性化の取組を推進しました。

イ　「小さな拠点」の形成の推進

（ア）生活サービス機能等を基幹集落へ集約した「小さな拠点」の形成に資する地域の活動計画づくりや実証活動を支援しました。また、農産物販売施設、廃校施設といった特定の機能を果たすために生活インフラとして設置された施設を多様化するとともに、生活サービスが受けられる環境の整備を関係府省と連携して推進しました。

（イ）地域の実情を踏まえつつ、小学校区等の複数の集落が集まる地域において、生活サービス機能等を集約・確保し、周辺集落との間をネットワークで結ぶ「小さな拠点」の形成に向けた取組を推進しました。

ウ　地域コミュニティ機能の形成のための場づくり

地域住民の身近な学習拠点である公民館等を活用して、特定非営利活動法人(NPO法人)や企業、農協等の多様な主体と連携した地域における人材の育成・活用や地域活性化を図るための取組を推進しました。

（2）多面的機能の発揮の促進

日本型直接支払制度(多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度及び環境保全型農業直接支払制度)や森林・山村多面的機能発揮対策を推進しました。

ア　多面的機能支払制度

（ア）地域共同で行う、農業・農村の有する多面的機能を支える活動や地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援しました。

（イ）広域化や土地改良区との連携による活動組織の体制強化と事務の簡素化・効率化を進めました。

イ　中山間地域等直接支払制度

（ア）条件不利地域において、中山間地域等直接支払制度に基づく支援を実施しました。

（イ）棚田地域における振興活動や集落の地域運営機能の強化といった将来に向けた活動を支援しました。

ウ　環境保全型農業直接支払制度

化学肥料・化学合成農薬の使用を原則5割以上低減する取組と併せて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に対して支援しました。

エ　森林・山村多面的機能発揮対策

地域住民等が集落周辺の里山林において行う、中山間地域における農地等の維持保全にも資する森林の保全管理活動等を推進しました。

（3）生活インフラ等の確保

ア　住居、情報基盤、交通等の生活インフラ等の確保

（ア）住居等の生活環境の整備

a　住居・宅地等の整備

（a）人口減少や高齢化が進行する農村において、農業・生活関連施設の再編・整備を推進しました。

（b）農山漁村における定住や都市と農山漁村の二地域居住を促進する観点から、関係府省が連携しつつ、計画的な生活環境の整備を推進しました。

（c）優良田園住宅による良質な住宅・宅地供給を促進し、質の高い居住環境整備を推進しました。

（d）地方定住促進に資する地域優良賃貸住宅の供給を促進しました。

（e）都市計画区域の定めのない町村において、スポーツ、文化、地域交流活動の拠点となり、生活環境の改善を図る特定地区公園の整備を推進しました。

b　汚水処理施設の整備

（a）地方創生等の取組を支援する観点から、地方公共団体が策定する「地域再生計画」に基づき、関係府省が連携して道路や汚水処理施設の整備を効率的・効果的に推進しました。

（b）下水道、農業集落排水施設、浄化槽等について、未整備地域の整備とともに、より一層の効率的な汚水処理施設の整備のために、社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しの取組について、関係府省が密接に連携して支援しました。

（c）下水道や農業集落排水施設においては、既存施設について、維持管理の効率化や長寿命化・老朽化対策を進めるため、地方公共団体による機能診断等の取組や更新整備等を支援しました。

（d）農業集落排水施設と下水道との連携等による施設の再編や、農業集落排水施設と浄化槽との一体的な整備を更に推進しました。

（e）農村地域における適切な資源循環を確保するため、農業集落排水施設から発生する汚泥と処理水の循環利用を推進しました。

（f）下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定から施設整備までを総合的に支援する下水道広域化推進総合事業、従来の技術基準にとらわれず地域の実情に応じた低コスト・短期間で機動的な整備が可能な新たな整備手法の導入を図る「下水道クイックプロジェクト」等により、効率的な汚水処理施設の整備を推進しました。

（g）地方部において、より効率的な汚水処理施設である浄化槽の整備を推進しました。特に循環型社会・低炭素社会・自然共生社会の同時実現を図るとともに、環境配慮型の浄化槽の整備や公的施設に設置されている単独処理浄化槽の集中的な転換を推進しました。

（イ）情報通信環境の整備

高度情報通信ネットワーク社会の実現に向けて、河川、道路や下水道において公共施設管理の高度化を図るため、光ファイバやその収容空間を整備するとともに、施設管理に支障のない範囲で国の管理する河川・道路管理用光ファイバやその収容空間の開放を推進しました。

（ウ）交通の整備

a　交通事故の防止や交通の円滑化を確保するため、歩道の整備や交差点の改良等を推進しました。

b　生活の利便性向上や地域交流に必要な道路、都市まで安全かつ快適な移動を確保するための道路の整備を推進しました。

c　日常生活の基盤としての市町村道から国土構造の骨格を形成する高規格幹線道路に至る道路ネットワークの強化を推進しました。

d　多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路等の生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化や地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備といった快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援しました。

e　地域住民の日常生活に不可欠な交通サービスの維持・活性化、輸送の安定性の確保等のため、島しょ部等における港湾整備を推進しました。

f　農産物の海上輸送の効率化を図るため、船舶の大型化等に対応した複合一貫輸送ターミナルの整備を推進しました。

g　「道の駅」の整備により、休憩施設と地域振興施設を一体的に整備し、地域の情報発信と連携・交流の拠点形成を支援しました。

（エ）教育活動の充実

地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ、地方公共団体における学校規模の適正化や小規模校の活性化等に関する更なる検討を促すとともに、各市町村における検討に資する「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の更なる周知、優れた先行事例の普及等による取組モデルの横展開といった活力ある学校づくりに向けたきめ細やかな取組を推進しました。

（オ）医療・福祉等のサービスの充実

a　「第8次医療計画」に基づき、へき地診療所等に

よる住民への医療提供を始め、農村やへき地等における医療の確保を推進しました。

b　介護・福祉サービスについて、地域密着型サービス施設等の整備等を推進しました。

（カ）安全な生活の確保

a　山腹崩壊、土石流等の山地災害を防止するための治山施設の整備、流木被害の軽減・防止を図るための流木捕捉式治山ダムの設置、農地等を飛砂害や風害、潮害から守るなど、重要な役割を果たす海岸防災林の整備等を通じて地域住民の生命・財産や生活環境の保全を図るとともに、流域治水の取組との連携を図りました。

b　治山施設の設置等のハード対策と併せて、地域における避難体制の整備等の取組と連携した、山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等のソフト対策を一体的に実施しました。

c　高齢者や障害者といった自力避難の困難な者が入居する要配慮者利用施設に隣接する山地災害危険地区等において治山事業を計画的に実施しました。

d　激甚な水害の発生や床上浸水の頻発により、国民生活に大きな支障が生じた地域等において、被害の防止・軽減を目的として、治水事業を実施しました。

e　市町村役場、重要交通網、ライフライン施設等が存在する土砂災害の発生のおそれのある箇所において、砂防堰堤（えんてい）等の土砂災害防止施設の整備や警戒避難体制の充実・強化といったハード・ソフト一体となった総合的な土砂災害対策を推進しました。また、近年、死者を出すなどの甚大な土砂災害が発生した地域における再度災害の防止対策を推進しました。

f　南海（なんかい）トラフ地震や首都直下地震等による被害の発生や拡大、経済活動への甚大な影響の発生等に備え、防災拠点、重要交通網、避難路等に影響を及ぼすほか、孤立集落発生の要因となり得る土砂災害の発生のおそれのある箇所において、土砂災害防止施設の整備を戦略的に推進しました。

g　「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を促進し、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備や特定開発行為の制限を実施しました。

h　農村地域における災害を防止するため、農業水利施設の改修等のハード対策に加え、防災情報を関係者が共有するシステムの整備、減災のための指針づくり等のソフト対策を推進し、地域住民の安全な生活の確保を図りました。

i　橋梁（きょうりょう）の耐震対策、道路斜面や盛土等の防災対策、災害のおそれのある区間を回避する道路整備を推進しました。また、冬期の道路ネットワークを確保するため、道路の除雪や防雪、凍雪害防止を推進しました。

イ　定住条件整備のための総合的な支援

（ア）中山間地域や離島等の定住条件が不十分な地域の医療、交通、買物等の生活サービスを強化するためのICT利活用を始め、定住条件の整備のための取組を支援しました。

（イ）中山間地域等において、農業生産基盤と農村振興に資する施設の総合的な整備を推進し、定住条件を整備しました。

（ウ）水路等への転落を防止する安全施設の整備を始め、農業水利施設の安全対策を推進しました。

（4）鳥獣被害対策等の推進

ア　「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号）に基づき、市町村による被害防止計画の作成や鳥獣被害対策実施隊の設置・体制強化を推進しました。

イ　関係府省庁が連携・協力し、個体数等の削減に向けて、被害防止対策を推進しました。特にシカ・イノシシについては、令和10(2028)年度までに平成23(2011)年度比で生息頭数を半減させる目標の達成に向けて、関係府省庁等と連携しながら、捕獲の強化を推進しました。

ウ　市町村が作成する被害防止計画に基づく鳥獣の捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、侵入防止柵の設置、鳥獣の捕獲・追払いや緩衝帯の整備を推進しました。

エ　都道府県における広域捕獲等を推進しました。

オ　鳥獣被害対策のアドバイザーを登録・紹介する取組を推進するとともに、地域における技術指導者の育成を図るための研修を実施しました。

カ　ICT等を活用した被害対策技術の開発・普及を推進しました。

3　農村を支える新たな動きや活力の創出

（1）地域を支える体制及び人材づくり

ア　地域運営組織の形成等を通じた地域を持続的に支える体制づくり

（ア）複数の集落機能を補完する「農村型地域運営組織(農村RMO)」の形成について、関係府省と連携し、県域レベルの伴走支援体制も構築しつつ、地域の取組を支援しました。

（イ）中山間地域等直接支払制度における集落戦略の推進や加算措置等により、集落協定の広域化や地域づくり団体の設立に資する取組等を支援しました。

イ　地域内の人材の育成及び確保

（ア）地域への愛着と共感を持ち、地域住民の思いをくみ取りながら、地域の将来像やそこで暮らす人々の希望の実現に向けてサポートする人材(農村プロデューサー)を養成する取組を推進しました。

（イ）社会教育士について、社会教育人材として地域の人材や資源等をつなぐ専門性が適切に評価され、行政やNPO法人等の各所で活躍するよう、制度の周知を図りました。

（ウ）人口急減に直面している地域において、人口急減地域特定地域づくり推進法の仕組みを活用し、地域内の様々な事業者をマルチワークにより支える人材の確保やその活躍を推進することを通じ、地域社会の維持や地域経済の活性化を図るため、モデルを示しつつ、制度の周知を図りました。

ウ　関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じた地域の支えとなる人材の裾野の拡大

（ア）就職氷河期世代を含む多様な人材が農林水産業や農山漁村における様々な活動を通じて、農山漁村への理解を深めることにより、農山漁村に関心を持ち、多様な形で地域と関わる関係人口を創出する取組を支援しました。

（イ）関係人口の創出・拡大等に取り組む市町村について、地方交付税措置を行いました。

（ウ）子供の農山漁村での宿泊体験や農林漁業体験等を行うための受入環境の整備を行いました。

（エ）居住・就農を含む就労・生活支援等の総合的な情報をワンストップで提供する相談窓口である「移住・交流情報ガーデン」の活用を推進しました。

エ　多様な人材の活躍による地域課題の解決

「農泊」をビジネスとして実施する体制を整備するため、地域外の人材の活用に対して支援しました。また、民間事業者と連携し、技術を有する企業や志ある若者等の斬新な発想を取り入れた取組、特色ある農業者や地域課題の把握、対策の検討等を支援する取組等を推進しました。

（2）農村の魅力の発信

ア　副業・兼業等の多様なライフスタイルの提示

農村で副業・兼業等の多様なライフスタイルを実現するための支援の在り方について検討しました。また、地方での「お試し勤務」の受入れを通じて、都市部の企業等のサテライトオフィスの誘致に取り組む地方公共団体を支援しました。

イ　棚田地域の振興と魅力の発信

「棚田地域振興法」(令和元年法律第42号)に基づき、関係府省で連携して棚田の保全と棚田地域の振興を図る地域の取組を総合的に支援しました。

ウ　様々な特色ある地域の魅力の発信

（ア）「「子どもの水辺」再発見プロジェクト」の推進や水辺の整備等により、河川における交流活動の活性化を支援しました。

（イ）「歴史的砂防施設の保存活用ガイドライン」に基づき、歴史的砂防施設やその周辺環境一帯において、環境整備を行うなどの取組を推進しました。

（ウ）「エコツーリズム推進法」(平成19年法律第105号)に基づき、エコツーリズム推進全体構想の認定・周知、技術的助言、情報の収集、普及・啓発、広報活動等を総合的に実施しました。

（エ）エコツーリズム推進全体構想の作成、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成といった地域における活動の支援を行いました。

（オ）農用地、水路等の適切な保全管理により、良好な景観形成と生態系保全を推進しました。

（カ）河川において、湿地の保全・再生や礫(れき)河原の再生といった自然再生事業を推進しました。

（キ）河川等に接続する水路との段差解消により水域の連続性の確保、生物の生息・生育環境を整備・改善する魚のすみやすい川づくりを推進しました。

（ク）「景観法」(平成16年法律第110号)に基づく景観農業振興地域整備計画や「地域における歴史的風

致の維持及び向上に関する法律」(平成20年法律第40号)に基づく歴史的風致維持向上計画の認定制度の活用を通じ、特色ある地域の魅力の発信を推進しました。

(ケ)「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)に基づき、農村に継承されてきた民俗文化財に関して、特に重要なものを重要有形民俗文化財や重要無形民俗文化財に指定するとともに、その修理や伝承事業等を支援しました。

(コ)保存や活用が特に必要とされる民俗文化財について登録有形民俗文化財や登録無形民俗文化財に登録するとともに、保存箱等の修理・新調や解説書等の冊子整備を支援しました。

(サ)棚田や里山等の文化的景観や歴史的集落等の伝統的建造物群のうち、特に重要なものをそれぞれ重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区として選定し、修理・防災等の保存や活用に対して支援しました。

(シ)地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として認定し、魅力向上に向けて必要な支援を行いました。

(3)多面的機能に関する国民の理解の促進等

地域の伝統的な農林水産業の継承、地域経済の活性化等につながる「世界農業遺産」、「日本農業遺産」の認知度向上、維持・保全や新規認定に向けた取組を推進しました。また、歴史的・技術的・社会的価値を有する「世界かんがい施設遺産」の認知度向上や新規認定に向けた取組を推進しました。さらに、農山漁村が潜在的に有する地域資源を引き出して地域の活性化や所得向上に取り組む優良事例を選定し、全国へ発信する「ディスカバー農山漁村の宝」を通じて、国民への理解の促進、普及等を図るとともに、農業の多面的機能の評価に関する調査、研究等を進めました。

4　農村振興施策を継続的に進めるための関係府省で連携した仕組みづくり

農村の実態や要望について、直接把握し、関係府省とも連携して課題の解決を図る「農山漁村地域づくりホットライン」を運用し、都道府県や市町村、民間事業者等からの相談に対し、課題の解決を図る取組を推進しました。また、中山間地域等において、地域の基幹産業である農林水産業を軸として、地域資源やデジタル技術の活用により、課題解決に向けて取組を積み重ねることで活性化を図る地域を「「デジ活」中山間地域」として登録し、関係府省が連携しつつ、その取組を後押ししました。

5　地方創生2.0に基づいた農山漁村の地方創生の推進

農山漁村における課題解決を図るため、「『農山漁村』経済・生活環境創生プロジェクト」を令和7(2025)年2月に創設し、関係府省庁、地方公共団体、郵便局、民間企業、教育機関、金融機関等が参画する「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォームを立ち上げ、シンポジウムを実施するなど機運醸成を図るとともに、専門部会を開き個別テーマにおいて現場での案件形成を進める上で参考となる事例の収集に取り組みました。

Ⅵ　東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応に関する施策

1　東日本大震災からの復旧・復興

「「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」等に沿って、以下の取組を推進しました。

(1)地震・津波災害からの復旧・復興

ア　農地等の生産基盤の復旧・整備

被災した農地・農業用施設等の着実な復旧を推進しました。

イ　経営の継続・再建

東日本大震災により被災した農業者等に対して、速やかな復旧・復興のために必要となる資金が円滑に融通されるよう利子助成金等を交付しました。

ウ　農山漁村対策

(ア)福島県を始め、東北の復興を実現するため、労働力不足や環境負荷低減等の課題解決に向け、スマート農業技術を活用した超省力生産システムの確立、再生可能エネルギーを活用した地産地消型エネルギーシステムの構築、農林水産資源を用いた新素材・製品の産業化に向けた技術開発等を進め、若者から高齢者まで誰もが取り組みやすい超省力・高付加価値で持続可能な先進農業の実現に向けた取組を推進しました。

(イ)状況の変化等に起因して新たに現場が直面している課題の解消に資する現地実証や社会実装に向

けた取組を推進しました。

（２）原子力災害からの復旧・復興

ア　食品中の放射性物質の検査体制及び食品の出荷制限

（ア）食品中の放射性物質の基準値を踏まえ、検査結果に基づき、都道府県に対して食品の出荷制限・摂取制限の設定・解除を行いました。

（イ）都道府県等に食品中の放射性物質の検査を要請しました。また、都道府県の検査計画策定の支援、都道府県等からの依頼に応じた民間検査機関での検査の実施、検査機器の貸与・導入等を行いました。さらに、都道府県等が行った検査の結果を集約し、公表しました。

（ウ）独立行政法人国民生活センターと共同して、希望する地方公共団体に放射性物質検査機器を貸与し、消費サイドで食品の放射性物質を検査する体制の整備を支援しました。

イ　稲の作付再開に向けた支援

令和6(2024)年産稲の農地保全・試験栽培区域における稲の試験栽培、作付再開準備区域における実証栽培等の取組を支援しました。

ウ　放射性物質の吸収抑制対策

放射性物質の農作物への吸収抑制を目的とした資材の施用、品種・品目転換等の取組を支援しました。

エ　農業系副産物の循環利用体制の再生・確立

放射性物質の影響から、利用可能であるにもかかわらず循環利用が寸断されている農業系副産物の循環利用体制の再生・確立を支援しました。

オ　避難区域等の営農再開支援

（ア）避難区域等において、除染完了後から営農が再開されるまでの間の農地等の保全管理、鳥獣被害防止緊急対策、放れ畜対策、営農再開に向けた作付・飼養実証、避難先からすぐに帰還できない農家の農地の管理耕作、収穫後の汚染防止対策、水稲の作付再開、新たな農業への転換や農業用機械・施設、家畜等の導入を支援しました。

（イ）福島相双復興官民合同チームの営農再開グループが農業者を個別に訪問し、要望調査や支援策の説明を行いました。

（ウ）原子力被災12市町村に対し、福島県や農協と連携して人的支援を行い、営農再開を加速化しました。

（エ）原子力被災12市町村において、営農再開の加速化に向けて、「福島復興再生特別措置法」(平成24年法律第25号)による特例措置等を活用した農地の利用集積、生産と加工等が一体となった高付加価値生産を展開する産地の創出を支援しました。

カ　農産物等輸出回復

東電福島第一原発事故を受け、いまだ日本産食品に対する輸入規制が行われている一部の国・地域に対し、関係省庁が協力し、あらゆる機会を捉えて輸入規制の即時撤廃に向けた働き掛けを実施しました。

キ　福島県産農産物等の風評の払拭

福島県の農業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援しました。

ク　農産物等の消費拡大の推進

被災地や周辺地域で生産された農林水産物、それらを活用した食品の消費拡大を促すため、生産者や被災地の復興を応援する取組を情報発信するとともに、被災地産食品の販売促進を始め、官民の連携による取組を推進しました。

ケ　農地土壌等の放射性物質の分布状況等の推移に関する調査

今後の営農に向けた取組を進めるため、農地土壌等の放射性核種の濃度を測定し、農地土壌の放射性物質濃度の推移を把握しました。

コ　放射性物質対策技術の開発

被災地の営農再開のため、農地の省力的管理や生産力回復を図る技術開発を行いました。また、農地の放射性セシウムの移行低減技術を開発し、農作物の安全性を確保する技術開発を行いました。

サ　ため池等の放射性物質のモニタリング調査、ため池等の放射性物質対策

放射性物質のモニタリング調査等を行いました。また、市町村等がため池の放射性物質対策を効果的・効率的に実施できるよう技術的助言等を行いました。

シ　東電福島第一原発事故で被害を受けた農林漁業者への賠償等

東電福島第一原発事故により農林漁業者等が受けた被害については、東京電力ホールディングス株式会社から適切かつ速やかな賠償が行われるよ

う、関係省庁、関係都道府県、関係団体、東京電力ホールディングス株式会社等との連絡を密にし、必要な情報提供や働き掛けを実施しました。

ス　食品と放射能に関するリスクコミュニケーション

関係府省、各地方公共団体、消費者団体等が連携した意見交換会等のリスクコミュニケーションの取組を促進しました。

セ　福島再生加速化交付金

（ア）農地・農業用施設の整備、農業水利施設の保全管理、ため池の放射性物質対策等を支援しました。

（イ）生産施設等の整備を支援しました。

（ウ）地域の実情に応じ、農地の畦畔（けいはん）除去による区画拡大、暗渠（あんきょ）排水整備等の簡易な基盤整備を支援しました。

（エ）被災市町村が農業用施設・機械を整備し、被災農業者に貸与すること等により、被災農業者の農業経営の再開を支援しました。

（オ）木質バイオマス関連施設、木造公共建築物等の整備を支援しました。

2　大規模自然災害への備え

（1）災害に備える農業経営の取組の全国展開等

ア　自然災害等の農業経営へのリスクに備えるため、農業用ハウスの保守管理の徹底や補強、低コスト耐候性ハウスの導入、農業保険等の普及促進・利用拡大、農業版BCPの普及といった災害に備える農業経営に向けた取組を引き続き全国展開しました。

イ　地域において、農業共済組合や農協等の関係団体等による推進体制を構築し、作物ごとの災害対策に係る農業者向けの研修やリスクマネジメントの取組事例の普及を図ったほか、農業高校、農業大学校等における就農前の啓発の取組等を引き続き推進しました。

ウ　卸売市場における防災・減災のための施設整備等を推進しました。

（2）異常気象等のリスクを軽減する技術の確立・普及

地球温暖化に対応する品種・技術のさらなる普及に向け、農業現場における高温障害等の影響やその適応策等について「地球温暖化影響調査レポート」として公表しました。

（3）農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策

ア　基幹的な農業水利施設の改修等のハード対策と機能診断等のソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を実施しました。

イ　ため池管理保全法に基づき、ため池の決壊による周辺地域への被害の防止に必要な措置を進めました。

ウ　ため池工事特措法に基づき都道府県が策定した推進計画に則し、優先度の高いものから防災工事等に取り組むとともに、ハザードマップの作成、監視・管理体制の強化等を行うなど、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて、ため池の防災・減災対策を推進しました。

エ　大雨により水害が予測される際には、①事前に農業用ダムの貯水位を下げて洪水を一時的に貯留するための容量を確保する「事前放流」、②水田に雨水を一時的に貯留する「田んぼダム」、③ため池への雨水の一時的な貯留、④農作物への被害のみならず、市街地や集落の湛水被害も防止・軽減させる排水施設の整備といった流域治水の取組を通じた防災・減災対策の強化に取り組みました。

オ　土地改良事業の実施に当たっての排水の計画基準に基づき、農業水利施設等の排水対策を推進しました。

カ　津波、高潮、波浪のほか、海水や地盤の変動による被害等から農地等を防護するため、海岸保全施設の整備等を実施しました。

（4）初動対応を始めとした災害対応体制の強化

都道府県、地方農政局及び農林水産省本省との連携体制の強化を図るため、初めて全国会議を開催し、国・都道府県での意思統一を図りました。

（5）不測時における食料安定供給のための備えの強化

ア　食品産業事業者によるBCPの策定を促進しました。

イ　米の備蓄運営について、米の供給が不足する事態に備え、100万t程度(令和6(2024)年6月末時点)の備蓄保有を行いました。

ウ　輸入依存度の高い小麦について、外国産食糧用小麦需要量の2.3か月分を備蓄し、そのうち政府が1.8か月分の保管料を助成しました。

エ　輸入依存度の高い飼料穀物について、海外からの一時的な輸入の停滞や配合飼料工場の被災等の不測の事態に備え、配合飼料メーカー等がBCPに基づいて実施する飼料穀物の備蓄の取組、不測の事態により配合飼料の供給が困難となった地域への配合飼料の緊急運搬に対して支援しました。

オ　食品の家庭での備蓄の定着に向けて、企業、地方公共団体や教育機関等と連携しつつ、ローリングストック等による日頃からの家庭備蓄の重要性、乳幼児、高齢者、食物アレルギー等を有する人への配慮の必要性に関する普及啓発を行いました。

（６）その他の施策

地方農政局等を通じ、台風等の暴風雨、高温、大雪等による農作物等の被害防止に向けた農業者等への適切な技術指導が行われるための通知の発出や、MAFFアプリ、SNS等を活用し農林漁業者等に向けて予防減災に必要な情報を発信しました。

3　大規模自然災害からの復旧

令和6(2024)年は、地震、豪雨等により、農作物、農業用機械、農業用ハウス、農林水産関係施設等に大きな被害が発生したことから、以下の施策を講じました。

（１）災害復旧事業の早期実施

ア　被災した地方公共団体等へMAFF-SAT（マフサット）を派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援しました。

イ　地震、豪雨等の自然災害により被災した農業者の早期の営農・経営再開を図るため、図面の簡素化を始め、災害査定の効率化を進めるとともに、査定前着工制度の活用を促進し、被災した農林漁業関係施設等の早期復旧を支援しました。

（２）激甚災害指定

被害が特に大きかった「令和6年能登半島（のとはんとう）地震による災害」、「令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨による災害」、「令和6年8月10日から同月13日までの間の暴風雨による災害」、「令和6年8月26日から9月3日までの間の暴風雨及び豪雨による災害」及び「令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害」については、激甚災害に指定し、災害復旧事業費に対する地方公共団体等の負担の軽減を図りました。

（３）被災農林漁業者等の資金需要への対応

被災農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等が図られるよう、関係機関に対して依頼通知を発出しました。

（４）共済金の迅速かつ確実な支払

迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立並びに収入保険に係るつなぎ融資の実施等が図られるよう、都道府県及び農業共済団体に通知しました。

（５）特別対策の実施

ア　令和6年能登半島地震による被災農林漁業者への支援

地震・大雨からの一体的な復旧・復興を図る観点から、奥能登地域における令和6(2024)年9月に発生した豪雨災害についても、令和6年能登半島地震に係る「被災者の生活と生業(なりわい)支援のためのパッケージ(農林水産関係)」の支援策と同様の支援を講じることとしました。具体的には、同年10月30日に同豪雨災害が激甚災害(本激) に指定されたことも踏まえ、①災害復旧事業の国費補助率の嵩上げや災害査定の効率化、②災害関連資金の特例措置、③農業共済加入者への共済金の早期支払、収入保険に係る無利子のつなぎ融資等の対策を講じました。このほか、④農業機械、ハウス等の再建への支援、⑤畜産用の発電機や水の確保等の停電・断水対策、⑥木材加工流通施設等の復旧・整備等について、令和6年能登半島地震と同水準の支援を行いました。くわえて、同豪雨災害が収穫期であったことを踏まえ、浸水があった圃場における作物残さの処理等についても、支援を行いました。

Ⅶ　団体に関する施策

ア　農業協同組合系統組織

農業協同組合法及びその関連通知に基づき、農業者の所得向上に向けた自己改革を実践していくサイクルの構築を促進しました。

また、「農水産業協同組合貯金保険法」(昭和48年法律第53号)に基づき、金融システムの安定に係る国際的な基準への対応を促進しました。

イ　農業委員会系統組織

農地利用の最適化活動を行う農業委員・農地利用最適化推進委員の具体的な目標の設定、最適化活動の記録・評価等の取組を推進しました。

ウ　農業共済団体

農業保険について、行政機関、農協等の関係団体、農外の専門家等と連携した推進体制を構築しました。また、農業保険を普及する職員の能力強化、全国における1県1組合化の実現、農業被害の防止に係

る情報・サービスの農業者への提供や広域被害等の発生時における円滑な保険事務等の実施体制の構築を推進しました。

エ　土地改良区

土地改良区の運営基盤の強化を図るため、広域的な合併や土地改良区連合の設立に対する支援、安定的な経営を実現するための貸借対照表の活用等を推進しました。施策の推進に当たっては、国、都道府県、土地改良事業団体連合会等で構成される協議会により、土地改良区が直面する課題や組織・運営体制の差異に応じたきめ細かな対応策を検討・実施しました。

Ⅷ　食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成に関する施策

食と環境を支える農業・農村への国民の理解の醸成を図るため、消費者・食品関連事業者・生産者団体を含めた官民協働による、食と農のつながりの深化に着目した国民運動「食から日本を考える。ニッポンフードシフト」を展開し、農林漁業者による地域の様々な取組や地域の食と農業の魅力の発信を行うとともに、地域の農業・農村の価値や生み出される農林水産物の魅力を伝える交流イベント等を実施しました。

Ⅸ　食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1　国民視点や地域の実態に即した施策の展開

（1）幅広い国民の参画を得て施策を推進するため、国民との意見交換等を実施しました。

（2）農林水産省ウェブサイト等の媒体による意見募集を実施しました。

（3）農林水産省本省の意図・考え方等を地方機関に浸透させるとともに、地方機関が把握している現場の状況を適時に本省に吸い上げ施策立案等に反映させるため、地方農政局長等会議を開催しました。

2　EBPMと施策の進捗管理及び評価の推進

（1）施策の企画・立案に当たっては、達成すべき政策目的を明らかにした上で、合理的根拠に基づく施策の立案(EBPM)を推進しました。

（2）「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づき、主要な施策について達成すべき目標を設定し、定期的に実績を測定すること等により評価を行い、結果を施策の改善等に反映しました。また、行政事業レビューの取組により、事業等について実態把握・点検を実施し、結果を予算要求等に反映しました。さらに、政策評価書やレビューシート等については、農林水産省ウェブサイト等で公表しました。

政策評価
URL：https://www.maff.go.jp/j/assess/

（3）施策の企画・立案段階から決定に至るまでの検討過程において、施策を科学的・客観的に分析し、その必要性や有効性を明らかにしました。

（4）農政の推進に不可欠な情報インフラを整備し、的確に統計データを提供しました。

ア　農林水産施策の企画・立案に必要となる統計調査を実施しました。

イ　統計調査の基礎となる筆ポリゴンを活用し各種農林水産統計調査を効率的に実施するとともに、オープンデータとして提供している筆ポリゴンについて、利用者の利便性向上に向けた取組を実施しました。

ウ　地域施策の検討等に資するため、「市町村別農業産出額(推計)」を公表しました。

エ　専門調査員の活用等により、調査の外部化を推進し、質の高い信頼性のある統計データの提供体制を確保しました。

3　効果的かつ効率的な施策の推進体制

（1）地方農政局等の地域拠点を通じて、地方公共団体や関係団体等と連携強化を図り、各地域の課題やニーズを捉えた的確な農林水産施策を推進しました。

（2）SNS等のデジタル媒体を始めとする複数の広報媒体を効果的に組み合わせた広報活動を推進しました。

4　行政のデジタルトランスフォーメーションの推進

（１）デジタル技術を活用した事務改善等の取組を通じて、農業政策や行政手続等の事務についてもデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進しました。

（２）データ活用人材の育成等職員の能力向上等を図るとともに、得られたデータを活用したEBPMや政策評価を積極的に実施しました。

5　幅広い関係者の参画と関係府省の連携による施策の推進

食料自給率の向上に向けた取組を始め、政府一体となって実効性のある施策を推進しました。

6　SDGsに貢献する環境に配慮した施策の展開

みどり戦略の実現に向け、みどりの食料システム法に基づき、化学肥料や化学農薬の使用低減等に係る計画の認定を受けた事業者に対し、税制特例措置や融資制度等の支援措置を講じました。また、資材・エネルギーの調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に向けたモデル地区を創出するとともに、関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりを支援しました。さらに、全ての補助事業等において、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化する「クロスコンプライアンス」(愛称：みどりチェック)を試行実施しました。

7　財政措置の効率的かつ重点的な運用

厳しい財政事情の下で予算を最大限有効に活用する観点から、既存の予算を見直した上で「「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく施策の工程表」を踏まえ、新たな食料・農業・農村政策を着実に実行するための予算に重点化を行い、財政措置を効率的に運用しました。

FSC
www.fsc.org
ミックス
紙 | 責任ある森林管理を支えています
FSC® C005531

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。